



BEYOND PROOF

EU庇護制度における信憑性評価



GRFO

BEYOND PROOF

EU庇護制度における信憑性評価

謝辞

本報告書のプロジェクト・コーディネーターはクララ・オドフィンである。国別プロジェクト調査担当者であるミーケ・フェルルスト（ベルギー）、カレン・ゲールトセマおよびハナ・フェルミンク（オランダ）ならびにモーブバ・チョードリ（英国）の貢献に謝意を表す。マイケル・アンドリュウ・ロスに対しても、本報告書の付属資料であるチェックリストの作成について謝意を表す。

UNHCR は、本調査に参加してくれた各国の庇護当局——ベルギーの難民・無国籍者弁務官事務所、オランダの帰化移民局及び英国国境庁——の協力を心から感謝するものである。

本調査の過程で情報とコメントを提供してくれた政府関係者、裁判官、非政府組織代表及び弁護士に対しても謝意を表さなければならない。UNHCR は、本報告書を注意深く検討して専門的助言を与えてくれた、感情と法律研究センター（CSEL）のジェーン・ハーリヒイ博士に特段の感謝の意を表す。プロジェクトに対するガボール・ジュライ及びハンガリー・ヘルシンキ委員会（HHC）の貢献にも感謝する。

UNHCR ヨーロッパ局のインターンである アメリア・ゲイツに対しては本報告書への相当のかつ貴重な貢献について、ルイズ・オリビエとイメン・ハナチに対してはその倦むことなき支援について、謝意を表明しておかなければならない。

ベルギー、オランダ及び英国の UNHCR 事務所並びに UNHCR 西ヨーロッパ地域代表（ブリュッセル）、UNHCR ヨーロッパ局及び UNHCR 国際保護総局の職員について特記しておく。他のヨーロッパ諸国及びオタワの事務所並びにワシントンとキャンベラの地域代表事務所の UNHCR 職員にも謝意を表す。

本報告書の作成におけるフェデラ・ノヴァック-アイアンズ（ヨーロッパ局）のリーダーシップと調整役・草案作成担当者としての役割に対し、特段の感謝を表明するものである。



UNHCR

United Nations High Commissioner for Refugees

Haut Commissariat des Nations Unies pour les réfugiés



本プロジェクトは欧州委員会欧州難民基金の財政支援を受けて実施された。

本書で表明されている見解は執筆者およびプロジェクト・パートナーの見解であり、必ずしも欧州委員会の見解を反映したものではない。欧州委員会は、本書に記載された情報がいかなる形で使用される場合でも、その使用について責任を負わない。

本文書は一般配布用である。すべての権利が留保される。複製及び翻訳は、出典が明記されることを条件として認められる（ただし商用目的の場合を除く）。

© United Nations High Commissioner for Refugees
Brussels, May 2013

Photo ©: UNHCR

Layout and Design: BakOS DESIGN

目次

謝辞	3
CHAPTER 1 – はじめに.....	11
1. 背景.....	13
2. 本報告書の目的と射程範囲.....	15
調査の限界.....	16
3. 方法論.....	18
3.1. 調査手法	18
3.2. 国別調査の手法.....	19
文献調査.....	19
ケースファイル及び決定の選択と検討.....	19
個人面接の観察.....	20
各国の関係者との面接及び協議.....	20
国別調査関連の数値データ	21
4. 注意点、用語の使い方及び説明.....	22
注意点.....	22
用語の使い方及び説明	22
翻訳.....	23
CHAPTER 2 – 信憑性評価：目的と原則.....	25
1. 信憑性評価とは.....	27
1.1. 信憑性評価の目的	27
1.2. 信憑性評価の重要性.....	28
1.3. 信憑性評価の課題	30
2. 信憑性評価の原則及び基準.....	34
2.1. 義務の共有	35
2.2. 個別の評価	35
2.3. 客観的かつ公正な評価.....	36
2.4. 証拠に基づく評価	41
2.5. 重要な事実への焦点.....	41
2.6. 不利となる可能性がある信憑性認定について申請者が意見を陳述する機会	43
2.7. 証拠全体に基づく信憑性評価.....	45
2.8. 綿密かつ厳格な精査	47

2.9. 「疑わしきは申請者の利益に」 (灰色の利益)	49
2.10. 明確で曖昧さのない信憑性認定と構造的アプローチ	50
CHAPTER 3 信憑性評価：集学的アプローチ	53
1. はじめに.....	55
2. 申請者の個別的事情及び背景事情	56
2.1 人間の記憶の限界及び変容	57
2.1.1. 再構成	57
2.1.2. 「事実」の記憶：日付及び事物.....	58
2.1.3. 感情と記憶.....	60
2.1.4. 叙述の繰り返し	60
2.2 トラウマが記憶及び行動に及ぼす影響.....	61
2.3 恐怖心及び不信感.....	65
2.4 文化的背景及び慣習	66
2.5 学歴.....	68
2.6 ジェンダー.....	68
2.7 性的指向／ジェンダー・アイデンティティ	70
2.8 スティグマ及び羞恥	71
2.9 申請者の背景の他の側面 (年齢、都市部・農村部の背景、職業、 社会経済的地位、宗教等)	73
3. 審査官に影響を及ぼす要因.....	75
3.1 審査官	75
3.1.1. 審査官の思考過程	75
3.1.2. 審査官の個別的事情及び背景事情.....	76
3.1.3. 審査官の心理状態	77
3.2 政治的、社会的及び制度的文脈.....	77
3.3 繰り返しの多い業務	78
3.4 感覚の麻痺、信憑性疲れ、感情的距離、ストレス及び代理トラウマ.....	79
4. 小括	81
CHAPTER 4 – 事実の収集.....	83
1. はじめに——申請の実証.....	85
2. 誰が申請の実証義務を負っているのか.....	86
3. 申請を実証する申請者の原則的義務.....	89
3.1 申請を実証するために申請者は何を提出しなければならないか.....	89

3.2 「申請者が利用できる」書証その他の証拠	92
3.2.1 「申請者が利用できる文書」の意味	92
3.2.2 「満足に足る説明」の意味	95
3.3 申請を「可能な限り早期に」実証する申請者の義務	97
3.3.1. 国の実務における「可能な限り早期に」の意味	97
3.3.2 「可能な限り早期に」提出する要件と申請者の個別的事情及び背景事 情	101
4. 申請の実証に関する認定機関の義務	103
4.1 申請者に対する情報及び指導の提供	104
4.1.1 指導する際の申請者の背景の考慮	104
4.1.2 関連する可能性がある書証その他の証拠の種類についての 指導	106
4.2 面接時に適切な質問を行うことによる指導	108
4.2.1 信憑性を確かめるための「一般的知識」に関する質問の利用	111
4.2.2 「一般的知識」に関する質問への回答の評価	113
4.2.3 「一般的知識」に関する質問の利用の根底にある想定	114
4.3 不利となりうるあらゆる信憑性認定について申請者が釈明する 機会を提供	117
4.3.1 審問を受ける権利	119
4.3.2 協力要件	122
4.4 申請に関係する証拠収集を独自に行う 認定機関の義務	124
4.4.1 出身国情報（COI）の収集	126
4.4.2 事実の収集と厳格な精査の原則	128
5. 小括	131
CHAPTER 5 – 信憑性指標	132
1. はじめに	134
2. 十分な詳細及び具体性	135
2.1 十分な詳細に関する政策上の枠組み	135
2.2 記憶と十分な詳細	136
2.3 申請者の個別的事情及び背景事情と十分な詳細	139
2.4 恥辱感及びスティグマと十分な詳細	142
2.5 詳細の水準に影響を及ぼすその他の要因	142
2.6 一般的知識に関する質問と十分な詳細	143
3. 申請者が口頭／書面で主張する重要な事実の内的整合性	146
3.1 内的整合性に関する政策的枠組み	147
3.2 記憶と内的整合性	148

3.3 申請者の個別的事情及び背景事情と内的整合性.....	150
3.4 従前の陳述とその後の陳述の整合性.....	151
3.5 従前の陳述とその後の陳述の整合性に関する国の実務.....	153
3.6 申請者の陳述と、申請者が裏づけとして提出した書証その他の 証拠との整合性.....	156
3.7 証拠全体に基づく信憑性評価.....	157
4. 申請者の陳述と家族構成員／証人によって提供された 情報との整合性.....	161
4.1 記憶と家族構成員／証人から提供された情報との整合性.....	161
4.2 他の申請者の陳述との整合性.....	162
4.3 個別的事情及び背景事情と、家族構成員／証人から提供された 情報との整合性.....	162
4.4 家族構成員／証人から提供された情報との整合性に関する 国の実務.....	163
5. 申請者の陳述と入手可能な具体的・一般的情報との整合性.....	165
5.1 法律上及び政策上の枠組み.....	165
5.2 「外的整合性」の利用に関する指針.....	166
5.3 申請者の個別的事情及び背景事情と「外的整合性」.....	166
5.4 出身国情報との整合性.....	168
6. 自然かつ合理的であること（真実味）.....	172
6.1 「真実らしい」の意味.....	172
6.2 審査官の個別的事情及び背景事情.....	173
6.3 国の実務における自然かつ合理的であること（真実味）の指標の利用.....	177
6.3.1 主観的推測及び憶測.....	177
6.3.2 危険性の認識.....	179
7. 態様.....	181
7.1 個別的事情及び背景事情.....	182
7.2 態様に関する国の実務.....	185
8. 小括.....	187
CHAPTER 6 – 申請者の行動の評価.....	188
1. はじめに.....	190
2. 申請者が迫害又は重大な危害のおそれに対する恐怖を有していないことの 表れと判断される行動.....	194
2.1 難民認定申請の遅れ.....	194
考慮すべき要因.....	195
2.2 安全な第三国で申請を行わなかった申請者.....	199
考慮すべき要因.....	199

安全な第三国で申請を行わなかったことに関する国の実務.....	200
3. 加盟国において信憑性があることの表れとして期待される行動.....	203
4. 申請者に相手を欺こうとする性向及び不誠実さの性向があることを示していると判断される行動.....	206
考慮すべき要因.....	208
5. 小括.....	212
CHAPTER 7 – 信憑性評価へのアプローチ.....	213
1. はじめに.....	215
2. 国の実務における信憑性評価へのアプローチ.....	216
2.1. オランダのアプローチ.....	216
ステップ 1–文書の評価.....	216
ステップ 2–適用される信憑性基準の決定： 外国人法第 3 1 条 2 項 2 a～f 項の適用の検討.....	217
ステップ 3–申請者の陳述の信憑性評価.....	218
2.2. 英国のアプローチ.....	219
2.3. 欧州庇護カリキュラムのアプローチ.....	220
2.4. 多様なアプローチの分析.....	220
2.4.1. 出発点.....	221
2.4.2 重要な事実毎の信憑性評価.....	221
2.4.3. 「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）の原則の適用.....	222
2.5. 信憑性があるとされる敷居.....	230
3. 信憑性があるとして認容される事実と排斥される事実の明確な言明.....	236
4. 信憑性評価に対する構造的アプローチ.....	238
4.1. 「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）の原則.....	239
4.2. 「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）の考慮.....	239
4.3. 「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）の適用.....	240
5. 小括.....	243
結論.....	244
資料.....	245
審査官向けのフローチャート及びチェックリスト.....	246
国内庇護手続きフローチャート.....	254
参考文献.....	257
判例一覧.....	269
略語一覧.....	278

CHAPTER 1

はじめに

1. 背景.....	13
2. 本報告書の目的と射程範囲.....	15
調査の限界.....	16
3. 方法論.....	18
3.1. 調査手法.....	18
3.2. 国別調査の手法.....	19
文献調査.....	19
ケースファイル及び決定の選択と検討.....	19
個人面接の観察.....	20
各国の関係者との面接及び協議.....	20
国別調査関連の数値データ.....	21
4. 注意点、用語の使い方及び説明.....	22
注意点.....	22
用語の使い方及び説明.....	22
翻訳.....	23

1. 背景

信憑性評価は、難民法及び難民認定における、非常に複雑で課題の多い分野である。調査研究及び実務により、これが難民申請審査の中核的要素のひとつであることが明らかにされてきた。信憑性評価は、申請者が有する国際保護の必要性についての判断にあたって中心的役割を担う¹。国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」）は、UNHCR 事務所規程²及び難民の地位に関する 1951 年の条約（以下「1951 年難民条約」）³ 第 35 条に基づく監督責任を履行するにあたり、国際保護の申請を棄却する決定がしばしば、信憑性を理由として、申請の事実関係に資格指令の基準を適用することなく行われているように思えるという、欧州連合加盟国全体に共通する傾向があることに留意してきた。それでもなお、EU 内に異なる法的伝統が存在し、信憑性評価に対する共通の理解及びアプローチが加盟国の間でいまだに欠けていることにも留意してきた。

信憑性評価とは、申請者の陳述及びその他の証拠が（どの部分について）認容できるか否か、ひいては迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖及び重大な危害を受ける現実のおそれの分析にあたって考慮することができるか否かについて判断することである。庇護に関する EU 法体系では、信憑性評価のいくつかの側面については、資格指令第 4 条や「難民としての地位の付与及び撤回のための手続きの最低基準に関する 2005 年 12 月 1 日付けの理事会指令 2005/85/EC」⁴にある若干の関連規定で指針が示されているのを例外として、庇護手続きの中核をなすこの業務についてはほとんど指針が示されていない。このほか、UNHCR「難民認定基準ハンドブック－難民の地位の認定の基準及び手続きに関する手引き」⁵と UNHCR「難民申請における立証責任と立証基準について」⁶にて若干の追加の指針が示されている。

¹ 本報告書において、「国際保護 (international protection)」とは、欧州連合理事会「第三国又は無国籍者の、難民又は他の方法による国際保護を必要とする者としての認定及び地位並びに与えられる保護の内容についての最低基準に関する 2004 年 4 月 29 日の理事会指令 2004/83/EC (Council of the European Union, *Council Directive 2004/83/EC of 29 April 2004 on Minimum Standards for the Qualification and Status of Third Country Nationals or Stateless Persons as Refugees or as Persons Who Otherwise Need International Protection and the Content of the Protection Granted*)」(2004 年 4 月 19 日、2004/83/EC；以下「資格指令」又は「QD」) 第 2 条 a 項で定義された難民としての資格及び補完的保護を受ける資格をいうものとする（デンマークを除く全加盟国がこの指令によって拘束される）。欧州議会及び欧州連合理事会は、欧州連合理事会「第三国又は無国籍者が有する国際保護の受益者としての資格について、難民又は他の方法による国際保護を必要とする者の統一的地位について及び与えられる保護の内容についての基準に関する 2011 年 12 月 13 日の理事会指令 2011/95/EU (改訂) (Council of the European Union, *Council Directive 2011/95/EU of 13 December 2011 on standards for the qualification of third country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (Recast)*)」(2011 年 12 月 20 日、QJ L 337, p 9-26；以下「改訂資格指令」又は「改訂 QD」) を採択しており、その発効 (2013 年 12 月 21 日) にともない、改訂資格指令に拘束される全 EU 加盟国について 2004 年資格指令は廃止される (改訂指令の採択に参加しないことを選択したアイルランド及び英国を除く)。なお、「国際保護」の定義は改訂資格指令においても同一である。

² 国連総会「国際連合難民高等弁務官事務所規程 (UN General Assembly, *Statute of the Office of the United Nations High Commissioner for Refugees*)」(Resolution 428(V), Annex, UN Doc. A/1775, 1950) 第 1 項。同規程第 8 項は、難民の保護に関する国際条約の適用を監督する責任を UNHCR に委ねている。

³ 国連総会「難民の地位に関する条約 (UN General Assembly, *Convention Relating to the Status of Refugees*)」(1951 年 7 月 28 日、United Nations, Treaty Series, vol. 189, p. 137；以下「1951 年難民条約」)。1951 年難民条約第 35 条は、UNHCR の任務の履行に際し、特に 1951 年難民条約の規定の適用を監督する責務の遂行について便宜を与えることも含め、UNHCR と協力することを締約国に義務づけている。

⁴ European Union: Council Directive 2005/85/EC of 1 December 2005 on minimum standards on procedures in Member States for granting and withdrawing refugee status, 13 December 2005, OJ L 326/13. (以下「庇護手続指令」及び「評価手続指令」)

⁵ UNHCR, *Handbook on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status under the 1951 Convention and the 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, December 2011 (re-issue). (以下「UNHCR ハンドブック」)。同ハンドブックは 1979 年に最初に刊行され、1992 年に再編集されたものである。特に 195 から 205 段落参照。

⁶ UNHCR, *Note on Burden and Standard of Proof in Refugee Claims*, 16 December 1998. (以下、UNHCR「立証責任・立証基準覚書」)



このような背景の下、ハンガリー・ヘルシンキ委員会⁷は UNHCR、難民法裁判官国際協会⁸及びアサイラム・エイド（英国）⁹と連携して、2011年9月、「EUにおける庇護決定の向上に向けて」（*Towards Improved Asylum Decision-Making in the EU*）と題するプロジェクト（以下「CREDO」）¹⁰を開始した。同プロジェクトは欧州委員会欧州難民基金コミュニティ・アクションの財政支援を受けて行われたものである。CREDOプロジェクトの全般的目標は、庇護手続きにおいてEU加盟国が実施している信憑性評価の実務がより構造化された、客観的で質の高い、かつ保護志向になることに寄与するとともに、EU法及び国際基準の関連規定を反映した調和のとれたアプローチを促進するところにある。

CREDOプロジェクトでは、3つの異なる成果を生み出すことを目指している。UNHCRによる本調査に加えて、ハンガリー・ヘルシンキ委員会によって実務家を対象とする信憑性評価についての研修マニュアルが、難民法裁判官国際協会によって司法審査における信憑性評価についての裁判上の指針がそれぞれ作成された。2回ほど試験的に行われた研修セミナー¹¹は、一次審査官、裁判官及びその他の法曹の参加により開催され、ハンガリー・ヘルシンキ委員会のマニュアル作成及びUNHCRによる研究の実施にさらに寄与した。

⁷ Hungarian Helsinki Committee, at: <http://helsinki.hu/en/>. (HHC)

⁸ International Association of Refugee Law Judges, at: <http://www.iarlj.org/general/>. (IARLJ)

⁹ Asylum Aid, at: <http://www.asylumaid.org.uk/>.

¹⁰ HHC, *CREDO – Improving Credibility Assessments in EU Asylum Procedures*, at: <http://helsinki.hu/en/credo-%E2%80%93-improving-credibility-assessment-in-eu-asylum-procedures>.

¹¹ CREDO Pilot training seminars, Prague (30–31 May 2012) and Madrid (28–29 November 2012).

2. 本報告書の目的と範囲

EU の欧州共通庇護制度は、国際保護の申請がどの加盟国で行われたかにかかわらず、その申請が手続体制及び地位認定に関して同一水準の扱いを受けられるようにすることを目指すものである。欧州共通庇護制度の目的は、「同様の事案は同様に扱われ、かつ同一の結果に至るべきである」¹²というところにある。たとえ加盟国が資格指令及び庇護手続指令に従って同一の法的概念を適用し、かつ両指令の規定について共通の解釈をとったとしても、信憑性に関する認定が申請の結果を決定的に左右しうることにより、信憑性評価に対するアプローチが異なっていれば、同様の事案を審査してもEU全域で異なる結果がもたらされる可能性がある。

結果のばらつきは、個々の審査官が相当の裁量を行使し、信憑性評価に対して異なるアプローチを採用する場合、各国の管轄内部でも生じる可能性がある。このことはEUも認識しており、この問題に対応するため欧州庇護支援事務所（EASO）を通じて措置をとってきた。欧州庇護支援事務所は、欧州共通庇護制度の第2段階で定められた基準を実施するための加盟国の努力を支援することが任務であり、「研修・質・専門性強化センター」（Centre for Training, Quality and Expertise）を設置している。同センターは、EU全域の国内庇護担当官を対象とした共通研修プログラム「欧州庇護カリキュラム」（EAC）を実施しており、そこには信憑性評価を含む証拠評価を特に扱ったモジュールも含まれている。

UNHCR は、本報告書により、信憑性評価に関わる加盟国の実務の調和がさらに図られることに寄与したいと願っている。本報告書では、信憑性評価の具体的な側面に関するいくつかの国の実務を詳しく検討する。そのため、EUにおける証拠規則及び証拠評価実務を包括的に概観したり比較法的に分析したりしようとするものではない。この分野におけるUNHCR自身の所見及び助言的意見は、難民認定機関としてのUNHCR自身がその立場で蓄積してきた経験及び直面してきた課題に加え、特にこの分野における審査官の支援及び研修を目的として近年行ってきた広範な活動を反映したものである。

難民認定申請の中で生ずる証拠法に固有の課題に対応するため、信憑性評価に関する包括的かつ最新の指針を明らかにする必要性は差し迫っている。そのためUNHCRは、国際難民法及び他の関連法分野における最近の進展を反映した、信憑性評価に関する最新のガイドラインを作成する目的で、UNHCRがこれまでに示してきた指針の再検討に着手した。もっとも、本報告書は完成した指針ではない。

本報告書はむしろ、いくつかの主要な概念を特定して明確化しようとするものである。そのため、UNHCRとしては、本報告書が、信憑性評価の実務について一層の調和を図るためにEUレベルで行われる必要な議論の参考となる、より確固たる基盤の提供に寄与することを希望している。調査の過程で観察され、かつ国内裁判所の先例を通じて明らかになった各国の実務は、本報告書で取り上げる問題の実例として活用される。

プロジェクトのために利用できた資源及び時間が限られていたことに鑑み、本報告書の射程範囲は、信憑性評価の諸側面のうち、限定的に選ばれた側面にしか及ばない。これらの側面とは、信憑性評価の目的および全般的な実証過程におけるその位置づけ、信憑性評価の基本をなす諸原則、「負担の共有」、信憑性に関する指標及び灰色の利益である。本報告書はこれらの概念をめぐって構成されている。

庇護手続における信憑性評価についての指針はほとんど存在しないことに鑑み、また過去20年の間にこの分野の学術研究において多くの進展が見られたことに照らし、本報告書は、学術刊行物を参照しつつ、国の実務に関してこれまで明らかにされてきた所見及び判例分析を補完するものである。

この点について特に関連してくるのは、法学以外の分野における進展のうち、難民認定申請における事実立証に関わることから難民法及び難民認定の実務に直接の関係及び影響を有するものである。本報告書には、神経生物学、心理学、ジェンダー研究、比較文化学、人類学及び社会学をはじめとす

¹² European Council, *The Stockholm Programme – An Open and Secure Europe Serving and Protecting Citizens*, OJ C 115/1, 4 May 2010, section 6.2, Asylum: a common area of protection and solidarity.

る諸学問分野における最近の進展が、研究者がその関連性についてすでに学術刊行物で詳しく明らかにしている限りで反映されている。そのため本報告書では、前述の概念に関する章に加えて理論面に関する章をもうひとつ設け、申請の事実関係を評価する際にどのような要素を考慮に入れなければならないかの裏づけとなる科学的証拠を概観・説明している。本報告書に資料として添付されている参考文献一覧を見ると、本報告書全体で参照されている膨大な学術刊行物の概要を把握することが可能である。

さらに、本報告書は政策立案担当者及び庇護実務に従事する人々を対象とする実践的ツールと位置づけられることから、これらの要素をどのように考慮することができるか、有益な形で説明しようと努めている。そのため、単にこれらの要素とその関連性を列挙するに留まらず、さまざまな法的概念の適用とこれらの要素を交差させるといふ、より難度の高い課題に報告書全体で取り組んでいる。これらの要素をどのように考慮しなければならないかを実例によって説明するため、国別研究の過程で観察された実務や、国内裁判所及び地域・国際裁判所が発展させてきた先例を活用した。本報告書で参照した判例の一覧は資料に収録されている。

UNHCR は、信憑性評価の基本をなす諸概念のような複雑な概念を審査官の日常の実践に移し変えていく必要があることも切実に認識している。審査官が時間その他の要請の制約により、この複雑な業務分野に関する研修をほとんど又はまったく受けていない可能性が認識されている。多くの審査官は、難民等の地位の認定については広範な経験を有していても、自分達の実践に影響を及ぼす諸要素についての識見は限られている可能性がある。そのためUNHCRは、審査官を援助し、かつ庇護手続きにおける公正な信憑性評価を支援する目的で、法律上・理論上の概念を実践的なフローチャート及びチェックリストに移し変えることも試みた。これらのフローチャート及びチェックリストは本報告書の資料に収録されている。

調査の限界

注意しておくべきなのは、前述のような諸制約があること及び広範な論点が問題となることから、本報告書では主たる庇護手続きにしか焦点をあてないということである。早期手続き、再申請、不服申立手続き、終止若しくは除外に関する手続き、国際保護の取消し、終了若しくは更新拒否に関する手続き、又は国内保護の受給資格についての手続きにおける信憑性評価については検討していない。

同様に、本報告書では庇護手続きにおける信憑性評価に一般的な意味に焦点をあて、改宗や性的指向及び（又は）はジェンダー・アイデンティティをといたような理由の申請に関し具体的に考慮すべき事項については扱っていない。

UNHCR の「年齢、ジェンダー及び多様性（AGD）に関する方針」¹³にのっとり、本報告書では、年齢、ジェンダー及び多様性に配慮したアプローチを主流化し、体系的に適用しながら焦点化及び分析を行っている。ただし、子どもの難民認定申請はさらに複雑な問題であり、この分野における指針も限られていることから、子どもの難民認定申請における信憑性評価は本報告書の射程範囲から除外した。欧州難民基金の支援を得て行われるフォローアップ・プロジェクトでは、2013年から2014年にかけてこの側面について掘り下げる予定である。

検討した記録及び観察したインタビュー件数が限られていることから、家族構成員の事案における信憑性評価の利用については扱えなかった。事例が示唆するところでは、家族構成員との面接が、主たる申請者の申請内容に関わる信憑性の認定結果を反証し又は裏づけるために利用され、家族構成員自身の国際保護の必要性が見過ごされる事態につながっている。陳述の秘密の保持に関わる問題も生じうる。各国の実務のこの側面についてはさらなる調査が必要である。

¹³ UNHCR 「年齢、ジェンダー及び多様性に関する方針：平等及び保護のための住民及びコミュニティとの協働（*Age, Gender and Diversity Policy, Working with People and Communities for Equality and Protection*）」（2011年6月1日）。



本報告書には、信憑性評価に影響を及ぼすいくつかの手続的実務に関する詳細な分析（この点については、UNHCR による、庇護手続きの改善に関する 2010 年 3 月の調査で取り上げている）¹⁴も、出身国情報（COI）の活用及び国別ガイダンスが証拠法上の問題に及ぼす影響についての分析も含まれていない。また、年齢鑑別、鑑定人証言及び法医学的証拠、診断書並びに出身国情報（秘密指定情報に依拠することを含む）のような、特定の信憑性確認手法の方法論、質及び（又は）基準についても分析していない。信憑性評価における通訳者の役割及び影響についても検討していない。この側面に関するさらなる調査も必要である。

¹⁴ UNHCR 「庇護手続きの改善：法律及び実務の比較分析と助言的意見－主な知見と助言的意見（*Improving Asylum Procedures: Comparative Analysis and Recommendations for Law and Practice – Key Findings and Recommendations*）」（2010 年 3 月；以下 UNHCR 「評価手続指令研究」）。

3. 方法論

3.1. 調査手法

前述の通り、この調査では多角的な手法を用いている。

このプロジェクトで実施された国別調査（ベルギー／オランダ／英国）の手法については以下でさらに詳しく述べるが、これを補完するため、各国の実務に関する調査では、スウェーデン、カナダ、米国及びオーストラリアの国内庇護当局及び（又は）裁判所が発表した、公に入手可能な国内指針も検討した。これらの指針は本報告書で体系的に参照されている。

本調査では、欧州庇護カリキュラムのモジュール 7（証拠評価）も参照した。この研修マニュアルは、欧州庇護支援事務所の e ラーニング・システムを通じて総体的に、又は同モジュールをもとに国内事情に応じた修正を施した短縮版の研修資料を通じて、EU 加盟国全体で活用されているためである。

EU 加盟国及びその他の国々（特にカナダ、米国、オーストラリア及びニュージーランド）の国内裁判所が蓄積してきた判例に関する文献調査も、一次審査実務に関する国別調査を補完する役割を果たしている。欧州の 2 つの裁判所、すなわち欧州連合司法裁判所（CJEU）及び欧州人権裁判所（ECtHR）の先例は体系的に参照した。また、国際連合・拷問禁止委員会（CAT）による裁決についても調査し、拷問を理由とするトラウマの扱いに関して発展してきた専門的知見を本報告書でも参考にしていく。国連・拷問等禁止条約に基づく個人通報の割合の多くは第 3 条違反に関するものであり、難民認定申請を認められなかった申請者が申立てたものである。したがって国際連合・拷問禁止委員会の先例は国際難民法と関連性を有する。最後に、供述証拠の評価に関して諸国際刑事裁判所が示した指針的基準、並びに、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）及びルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）の関連判決も本調査で活用している。審査官と同様、両裁判所は文化横断的状况その他の障壁に対処しなければならず、難民認定申請者が提供した陳述その他の証拠の信憑性評価にとっても参考となりうる一群の原則を発展させてきた。本報告書では、両裁判所による決定を全体で 200 以上参照している。

加えて、難民法実務における最近の発展についての理解を申請の事実関係の立証に関連する限りで向上させ、また難民認定申請における信憑性評価との関連性について研究者がすでに詳しく明らかにしているその他の科学分野での発展についてもよりよく理解する目的で、70 以上の学術刊行物を検討した。このような科学的進展が信憑性評価関連の実務に与える影響をわかりやすく明らかにする試みとして、集学的・学際的アプローチを調査全体に応用した。

この広範であるが決して網羅的ではない調査の目的は、いくつかの主要な概念を明確化し、主要な基準を参照し、信憑性評価に関連する諸要素を概観し、かつ、信憑性評価の具体的側面に関する各国の実務の検討結果を明らかにするところにあった。本報告書では、前述のような法的・科学的進展を参考にしつつ、信憑性評価に関する現在の国内法、政策指針、研修および審査官の実務を分析するとともに、事実関係の立証に対するアプローチにおいて、信憑性評価に影響を与える諸要素をどのように認識しておかなければならないかを示している。

ベルギー、オランダ及び英国における国別調査で UNHCR が検討した記録及び観察した面接は、審査官がどのように信憑性評価を進めるかについての、比類のない詳細な実例を提供してくれるものではあるが、無論、検討対象とされた 3 カ国に焦点を当てることを意図したわけではない。本報告書は、これらの国々の国内庇護当局の実務に関する監査報告書ではない。むしろ、本研究で検討した各国の実務は、本報告書で取り上げた主要な概念及び論点の具体例として活用されている。ここで取り上げた論点は欧州連合全加盟国の庇護制度に関連するものであり、そこにおける実務の参考になることを目指して選択したものである。UNHCR は、庇護当局が提供してくれた協力、時間及び専門的知見について、また本調査に貢献してくれた他の多くの関係者に対し、深く感謝する。

3.2. 国別調査の手法

国別調査は、ベルギー、オランダ及び英国における法律上・政策上の枠組み並びに審査官によるこれらの枠組みの実施の検討を含めて実施した。

国家当局との合意を踏まえてこれら 3 つの加盟国が本調査の対象とされたのは、これらの国々が、信憑性評価に関する指針を示すための国内的なガイドライン及び基準を策定し（オランダ及び英国）、又は欧州庇護カリキュラムモジュール 7（証拠評価）の短縮版に基づいて新任の難民保護担当官全員を対象とする研修を導入していた（ベルギー）ためである。

この国別調査を行うにあたっては、相互比較が可能なデータの収集を可能な限り容易にするため、焦点を当てた 3 つの加盟国全体について共通の手法をとった。必要な情報を収集するために混合調査法を活用し、(i)文献資料調査並びに法律、行政法上の規定、判例、政策指針／ガイドライン、その他の既存のデータ及び関連文献の分析、(ii)ケースファイル及び決定の選択と検討、(iii)申請者の個人面接の観察並びに(iv)各国の関係者との面接及び協議を行った。

文献調査

UNHCR は、焦点を当てた 3 つの加盟国について関連する第 1 次・第 2 次情報源を検討した。これには以下のものが含まれる。

- 関連する国内法
- 関連する手続法上又は行政法上の規則、規定及び訓令
- 信憑性評価に関する関連の政策、運用ガイドライン又は訓令
- 認定機関の年次報告書
- 公式統計
- 先例となる関連の判例
- 国際保護の申請に関する面接、審査、評価及び決定に従事する職員の研修に使用される、信憑性評価についての入手可能な研修マニュアル
- 信頼できる情報源から得られた関連の二次資料（報告書、評釈、論文及び論評等）

ケースファイル及び決定の選択と検討

本研究のこの部分が際立って特徴的である主要な点は、一次審査官が実際に信憑性評価をどのように実施しているかに焦点を当てたことである。その結果、本研究の相当部分について、選ばれた個人ケースファイルをサンプルとする検討・分析が行われた¹⁵。

検討したケースファイルの数は計 120 件である¹⁶。ケースファイルの選択は、以下の基準にしたがって無作為に行われた。

- ① 2010 年 7 月¹⁷及び 2010 年 12 月¹⁸以降に行われた申請についてのケースファイルであって、一次認定が行われたものだけを対象とする。

¹⁵ 3 つの加盟国で UNHCR が検討したケースファイルには、一般的に、国際保護の申請書、申請者によるその他の陳述書、スクリーニング（該当する場合）及び個人インタビューの報告書、申請者が提出した他の証拠、出身国情報（作成されている場合）、認定機関が入手した他の証拠、その他の関連文書、ケースファイル・ノート及び決定書が含まれていた。場合により、不服申立て段階で提出された書類及び不服申立てに関する決定書を含むケースファイルもあった。その場合、一次認定機関の信憑性評価に関する不服申立てで担当機関の見解について有益な知見を得られる可能性の追求を（唯一の）目的として、それらの書類も検討した。本報告書でケースファイルの例を紹介する場合、当該箇所においても他のいかなる箇所においても、申請者の身元が保護されるようにしてある。

¹⁶ 調査対象とした 3 つの加盟国についてそれぞれ 40 のケースファイルを検討した。

¹⁷ 2010 年 7 月は英国の国別調査に関するものである。

¹⁸ 2010 年 12 月はベルギー及びオランダの国別調査に関するものである。英国及びオランダについては、信憑性評価に関する最新のガイドラインが発表された日以降にこれらの申請が行われたことになる。

- ② ケースファイルの選択は、国際保護を受ける資格を付与する決定及び付与しない決定の双方を、定められた期間中の認定率をおおむね反映する割合で行う¹⁹。
- ③ ケースファイルの選択は、男女双方を主たる申請者として行われた申請について、関連の期間中に行われた男女の申請件数をおおむね反映する割合で行う²⁰。
- ④ ケースファイルの選択は、検討対象である加盟国において最も申請数が多い6カ国（アフガニスタン、コンゴ民主共和国、ギニア、イラン、イラク及びソマリア）に関する申請に関連する形で行う²¹。

これらの基準に合致する範囲内で、ケースの選択は無作為に行われた。UNHCRとしては、選択方法によって、作為又は不作為による誤解をもたらすような結果が生じないようにすることを目指した。

したがって、ケースファイルのサンプル抽出は、加盟国内の異なる場所（該当する場合）²²及び加盟国内で異なる言語が用いられている地域（該当する場合）²³について、特定の面接官に偏ることがないように行われた。加えて、面接の観察を行った申請に関する決定書も可能な場合には検討した²⁴。

個人面接の観察

UNHCRは、3つの加盟国全体で29件の個人面接を観察した（ベルギー10件、オランダ9件及び英国10件）。

各国の関係者との面接及び協議

UNHCRは、本調査の過程で各国の関係者74名と協議を行った。協議の対象者は、国際保護の申請の審査、評価及び決定を担当する認定機関職員、国際保護申請者の面接又は庇護手続き関連の決定を担当する機関の職員、審査官の監督担当者、出身国情報提供担当者、法的代理人及び助言者、NGO並びに不服申立て審理担当裁判官（一次決定過程における証拠評価及び信憑性評価の質に関する見解を得るため）などである。

¹⁹ 3つの加盟国のすべてについて、国際保護を受ける資格（すなわち難民としての地位又は補完的保護を受ける資格）を付与する決定及びそのような資格を付与しない決定の双方を代表するケースファイルが選択されている。ベルギーについては、2011年7月1日～12月31日の——選ばれた出身国ごとの——認定率を反映する割合でケースファイルが選択された。要約すれば、11の決定で難民としての地位が付与され、8の決定で補完的保護を受ける資格が付与され、21の決定で国際保護が不認定となっている。英国については、2010年の認定率をおおむね反映する割合で諸決定を代表するケースファイルが選択された。そのため英国では、国際保護を認めた7の決定及び認めなかった33の決定が検討対象となっている（補完的保護を受ける資格を付与する決定が行われたケースファイルについては、2010年の英国の統計によればそのような資格が付与されたのは全ケースの0.4%に過ぎなかったことから、分析の対象としていないことに留意されたい）。オランダについては、2011年の認定率をおおむね反映する割合で諸決定を代表するケースファイル——国際保護（難民としての地位及び補完的保護を受ける資格の双方）を認めた16の決定及び国際保護を認めなかった24の決定——が選択された。

²⁰ 英国については、ケースファイルのサンプル全体のうち女性の申請者が12名及び男性の申請者が28名であった。ベルギー及びオランダについては、いずれも女性の申請者が14名及び男性の申請者が26名であった。

²¹ オランダ及び英国については、ケースファイルはアフガニスタン、イラン、イラク及びソマリア出身の申請者に関するものであった。ベルギーについては、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、ギニア及びイラク出身の申請者に関するものであった。ベルギー及び英国については、出身国ごとに同数のケースファイルを対象とした。オランダについての内訳は9（アフガニスタン）、11（イラン）、13（イラク）及び7（ソマリア）である。

²² ケースファイルの検討は、地域的中心地——イギリスではロンドン及びリバプール、オランダでは4つの入国管理局設置地域（北東部、南東部、南西部及び北西部）——で提出された申請について行った。

²³ ベルギーについては、UNHCRは、難民・無国籍者弁務官事務所のフランマン語圏担当部局及びフランス語圏担当部局で提出された申請件数に比例する数のケースファイルを検討しようと努めた。

²⁴ UNHCRは、観察対象とされたインタビューに関するこのような決定書を英国及びベルギーについて8件ずつ検討した。オランダについては、インタビューの観察を行った申請に関する決定書を検討することは認められなかった（ただし決定内容はオランダの認定機関から口頭で伝えられた）。

国別調査関連の数値データ

	検討した ケース ファイル 件数	検討した 決定件数	観察した 個人面接 件数	協議・面接した各国の関係者の人数		
				有権的当局職員	裁判官	NGO 代表・ 弁護士
ベルギー	40	8	10	12*	4	15
オランダ	40		9	13	3*	10
英国	40	8	10	8		9
計	120	16	29	74		

* 難民・無国籍者弁務官事務所ではいかなる面接官／審査官との面接も実施できなかった。面接対象者 1 名については、面前で面接を実施したのではなく、電子メールによる情報提供を受けた。

** 面接対象者のうち 1 名は枢密院の法律顧問である。

4. 注意点、用語の使い方 及び説明

注意点

検討したケースファイル及び観察した面接の数が限られていることに鑑み、本調査は、各国の実務に関する量的分析を行ったと主張するものでも、3つの加盟国に限定した比較研究を意図したものでもない。同じ理由から、本報告書で示す知見は、そこで取り上げた論点についての例示を意図したものである。

ケースファイル及び決定を検討したのは信憑性評価が実務でどのように実施されているかを例証するためであるが、サンプルとしたすべての決定で信憑性の問題が生じたわけではない可能性があることにも留意されたい。

用語の使い方及び説明

本報告書の作成にあたり、UNHCR は、資格指令及び庇護手続指令で用いられている用語方法にしたがっている。両指令に基づく用語方法は、本報告書の対象及び目的が EU 加盟国の実務を参照するところにあることから本報告書の作成に限って採用したものであり、よって UNHCR が積極的に使用する用語として捉えられるべきではない。

本報告書では、「認定機関」(determining authority) という用語を、加盟国の行政機関であって国際保護の申請の審査、評価及び一次審査を担当する機関を指すものとして用いている。「審査官」(decision-maker) という用語は、認定機関の職員であって、国際保護の申請の審査及び評価を担当し、このような事案について一次審査を行う権限を有する者を意味するものとして用いている。また本報告書では、「面接官」(interviewer) という用語は、これが審査官とは異なっている場合及び(又は)本報告書で面接の状況に明らかに言及している場合に、認定機関の職員であって国際保護申請者の面接を担当する者に限って用いている²⁵。

本報告書の作成にあたっては、申請者の「プロフィール」(profile) に代えて申請者の「個別の事情及び背景事情」(individual and contextual circumstances) の概念を用いている。UNHCR がこれまでに留意してきたところによれば、前者の概念は、いくつか共通の特質を現に有して認識・判断されている、あらかじめ定義されたカテゴリーに属する人々を意味するものと誤って理解されることが多く、個々の申請者もこれらの特質を踏まえて評価されがちである。「個別的事情及び背景事情」という用語はこれよりも幅広い概念を指しており、また申請の審査は申請者の背景を考慮しながら個別に行わなければならないという EU 法上の要件も反映している。

申請者の「個別的事情及び背景事情」には、申請者の個人的背景(年齢、国籍、民族的出身、ジェンダー、性的指向/ジェンダー・アイデンティティ、学歴、社会的地位、宗教、信条、価値観、都市部/農村部の文化的背景並びに精神的・身体的健康状態；不当な取扱い、拷問、迫害、危害又はその他の深刻な人権侵害に関わる過去及び現在の経験並びにいずれかの通過国及び加盟国における経験)と、その出身国又は常居所を有していた国のより幅広い法的、制度的、政治的、社会的、宗教的及び文化的状況、人権状況、暴力の水準並びに国籍国による保護の有無の双方が含まれる。

²⁵ 本報告書で焦点を当てた 3 つの加盟国の庇護手続きにおいては、面接官及び審査官の職務は基本的に融合されており、同一人物に委ねられている。ただし、他の EU 加盟国における手続きの実務でも同様であるとは限らない可能性がある。国内的文脈においては、担当者を意味する用語として「ケース主幹」(case owner、英国)、「保護官」(protection officer、ベルギー)及び「面接/審査官」(interviewer/decision-maker、オランダ)が用いられている。



本報告書の作成にあたっては、資格指令第4条の文言にしたがい、「立証責任」(burden of proof)に代えて「実証する」(substantiate)及び「実証義務」(duty to substantiate)の用語を用いた。

翻訳

本報告書に掲載した英語の翻訳はすべて、別段の記載がない限り UNHCR による仮訳である。

CHAPTER 2

信憑性評価： 目的と原則

1. 信憑性評価とは	27
1.1. 信憑性評価の目的	27
1.2. 信憑性評価の重要性	28
1.3. 信憑性評価の課題	30
2. 信憑性評価の原則及び基準	34
2.1. 義務の共有	35
2.2. 個別の評価	35
2.3. 客観的かつ公正な評価.....	36
2.4. 証拠に基づく評価	41
2.5. 重要な事実	41
2.6. 不利となる可能性がある信憑性認定について申請者が意見を陳述する機会	43
2.7. 証拠全体に基づく信憑性評価.....	45
2.8. 綿密かつ厳格な精査	47
2.9. 「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）	49
2.10. 明確で曖昧さのない信憑性認定と構造的アプローチ	50

1. 信憑性評価とは

1.1. 信憑性評価の目的

英語「信憑性」(credibility)の意味は、通常、物事や人物を信じることができるか否か¹、あるいは物事や人物が信頼・信用に足るか否か²ということである。「信憑性がある」(credible)とは、「信じられる又は説得力がある」と定義される³。

申請者は、1951年難民条約の通り、人種、宗教、国籍／民族、特定の社会的集団の構成員であることや政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有している場合や、出身国若しくは常居所を有していた国に送還されると資格指令で定義される重大な危害を受ける現実のおそれに直面する場合に、国際保護を受ける資格を認められる。庇護手続きにおいては、申請者がそのような十分に理由のある恐怖を有すること又はそのようなおそれに直面しているかについて判断するにあたり、当該難民認定申請にとって重要な(material)——すなわち関連性を有する(relevant)——事実関係の認定結果が参考にされる。

このような文脈における「信憑性評価」(credibility assessment)の用語は、難民としての地位及び(又は)補完的保護を受ける資格の有無について判断するため、申請者から関連情報を収集し、審査官が入手可能なあらゆる情報に照らしてそれを審査し、さらに申請の重要な要素に関わる申請者の陳述を認容できるか否か判断するプロセスを指すものとして用いられる。

信憑性評価を、申請者が提示したどの事実が信じられるかについての判断を包含する意味で理解することにより、信憑性評価が難民認定申請の事実関係を立証するプロセスの不可欠な一部として位置づけられる。信憑性評価とは、申請者の陳述、その他の証拠が(どの部分について)認容でき、したがって迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖及び重大な危害を受ける現実のおそれの分析にあたって考慮することができるかどうかについて判断することである。

このような理解は、欧州庇護カリキュラム(EAC)の証拠評価に関するモジュールでも推奨されており、そこでは「難民の定義に適用できる一連の重要な事実(事実認定)を立証する手段としての信憑性評価」⁴と説明されている。

審査官にとっての問題は、申請者が提出した事実を、申請者の陳述及び当該案件で入手可能なその他の証拠による裏づけがある事実として認容すべきか否か、どのように判断できるのかということである。この問題は、信憑性評価が回答の助けとなるはずである。

本報告書では、証拠とは口証を指すこともあれば書証を指すこともある⁵。証拠には、申請者の陳述のほか、鑑定人、家族構成員及びその他の証人が口頭で提出するその他の証拠も含まれる。証拠は、書面、図画、デジタル資料及び視覚資料などの書証である場合もある。その意味で、証拠には、出身国情報、証拠物(物体及び身体的痕跡等)並びに録音及び録画も含まれることがある。そのため、以下、本報告書で「証拠」(evidence)という用語が特に断りなく用いられている時は、あらゆる種類の証拠——口頭及び書面による陳述、証拠書類、出身国情報並びにその他の書面、図画、デジタル資料及び視覚資料——を包含するものとして理解されるべきである。

証拠は、申請を実証するために申請者が提出することもあれば、認定機関が独自の手段により収集することもある。証拠には、問題となる関連の事実を肯定し、確認し、裏づけ若しくは否定し、又はその他の形で当該事実に関係するあらゆるものが含まれる場合がある。

信憑性判断において、難民としての地位や補完的保護を受ける資格の認定は人道目的で行われるこ

¹ The Concise Oxford Dictionary, Ninth Edition, Oxford University Press, 1995: “the quality of being convincing or believable.”

² Collins Dictionary, HarperCollins, 2004. The Concise Oxford Dictionary, Ninth Edition, Oxford University Press, 1995: “the quality of being trusted and believed in”も参照。

³ The Concise Oxford Dictionary, Ninth Edition, Oxford University Press, 1995.

⁴ 欧州庇護カリキュラムモジュール7(証拠評価)、第3.1.12節(注目すべき点)。

⁵ UNHCR「立証責任・立証基準覚書」第5項:「証拠は口証の場合も書証の場合もある」。

とを忘れてはならない。認定は、国際保護が必要な人々の特定にあたって確実性を追求するものではないことを念頭におくべきである⁶。

さらに、信憑性評価の目的は、申請者が行った陳述の正確性を判断するところにあるのではない。したがって審査官は、地位の認定にあたり、ある関連事実に関する陳述が真実であると確信をもって考えなければ、当該陳述の信憑性を認めて認容することができないというわけではない⁷。そうではなく、申請者から提供された関連の情報が、難民としての地位及び補完的保護を受ける地位の認定の観点から考慮されるべきか否かを判断するのが信憑性評価の目的である。

「ある陳述に信憑性があるということは、それが真実であるということと同じではない」⁸

1.2. 信憑性評価の重要性

信憑性評価は難民認定申請審査の中核的要素のひとつである。信憑性の認定結果は、申請に関する判断のために考慮される重要な事実認定につながるから、決定プロセスの第1歩となる。

申請者が行う陳述の信憑性評価は、事案によっては容易に運ぶこともあるが、審査の重要かつ厄介な部分を構成することもある。審査官の中には、審査時間の大部分は信憑性評価に費やしており、これが業務の最も厄介な側面であると言い切る者もいる⁹。信憑性は、ある程度までは、ほぼ必ず浮上する論点である¹⁰。

信憑性評価の結果行われた事実認定は、難民認定申請の結果を決定的に左右し得る。実際、信憑性の問題が要となって一次審査の結果が決まることは多い。申請の重要な要素の信憑性に関する消極的認定がどの程度、EU 加盟国における第一次審査で国際保護が否定される結果につながっているかについては包括的な実証的証拠が存在しないものの、EU 及び他の地域で実施された研究の多くは、不認定決定のうち、信憑性に関する消極的認定を全面的又は部分的理由とするものが相当の割合を占めていることを明らかにしている¹¹。

⁶ UNHCR 「立証責任・立証基準覚書」、第2項：「難民申請を審査する際には、難民認定申請者の特別な状況が念頭に置かれるべきであり、また難民認定は最終的には人道目的で行われることが考慮されるべきである。このような理由から、難民の地位の認定にあたっては、難民の特定における確実性ではなく蓋然性が追求される。ただし、どのような水準であれ蓋然性があれば難民としての地位を認めるのに十分であるというわけでもない」。

⁷ UNHCR 「立証責任・立証基準覚書」、第12項：「難民申請においては、申請者が、事実に関するすべての主張が真実であると審査官が完全に確信する水準まですべての事実を証明する必要があるわけではないことから、申請者が主張する事実に関して、審査官の心証に疑いの要素が残されるのが通例である」。

⁸ J A Sweeney, 'Credibility, Proof and Refugee Law', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 4, 2009, p 700–26, at p. 719.

⁹ A Macklin, *Truth and Consequences: Credibility Determination in the Refugee Context*, International Association of Refugee Law Judges, Conference in Ottawa, Canada, 1998.

¹⁰ G Coffey, 'The Credibility of Credibility Evidence at the Refugee Review Tribunal', *International Journal of Refugee Law*, vol. 15, no. 3, 2003, p 377–417 at p. 378.

¹¹ UNHCR 「スウェーデンの庇護手続きにおける質の確保：国際保護申請についてのスウェーデン移民庁による審査及び決定の研究（*Quality in the Swedish Asylum Procedure: A Study of the Swedish Migration Board's Examination of and Decisions on Applications for International Protection*）」（2011年9月）。2009～2011年にUNHCR とスウェーデン移民庁が協力して実施されたこの研究では、2009年7月～12月に行われた決定200件の分析が行われ、分析対象ケースの38パーセントが信憑性に関連する理由で棄却されていることがわかった。Asylum Aid, *Unsustainable: The Quality of Initial Decision-making in Women's Asylum Claims*（2011年1月）も参照。この研究では原則として女性の申請者による45ケースを検討したが、そのうち31ケース（69パーセント）でジェンダー関連の迫害の要素が見られた。検討対象とされた45ケースのうち39ケース（87パーセント）で申請者の主張が信じられておらず、信憑性評価が棄却決定の中心的理由となっていた。不服申立てにより申請が認められたすべてのケース（50パーセント）で、申請者の主張の信憑性が認められ、一次決定の過程で行われた信憑性に関する消極的認定が覆されていた。R Byrne, 'Assessing Testimonial Evidence in Asylum Proceedings: Guiding Standards from the International Criminal Tribunals', *International Journal of Refugee Law*, vol. 19, no. 4, December 2007, p 609–38も参照（「先行研究の示すところによれば、北米及び北アフリカのような多様な地域で、全難民認定申請の48～90パーセントが、信憑性に関する否定的認定に基づいて棄却されている」。M Kagan, 'Is Truth in the Eye of the Beholder? Objective Credibility Assessment in Refugee Status Determination', *Georgetown Immigration Law Journal*, vol. 17, 2003, p 367–9も参照。UNHCR カイロ地域事務所で行われた認定を筆者が検討したところ、2002年春の段階で、庇護棄却決定の77パーセントが「信憑性に欠ける」という理由に基づくものであることがわかった。D Anker, 'Determining Asylum Claims in the United States: An Empirical Case Study', *New York University*

UNHCR は、1,000 件以上のケース¹²を調査した結果に基づく、EU 加盟国 12 カ国における庇護手続指令の実施状況に関する 2010 年の研究¹³で、不認定決定は信憑性に関連する理由で行われていることが多く、資格指令の基準が認定事実に適用されていないという共通の傾向が見られることを明らかにした。例えばフランスでは、調査対象とされた不認定決定の大多数は、信憑性に関連する理由（「事実が立証されず」『*faits non établis*』）で申請が棄却されたケースであった。ドイツでは、UNHCR が調査した難民としての保護が認められなかったケースの約 75%で、申請者による事実の提示に信憑性がないという評価に基づいて決定が行われていた¹⁴。

UNHCR はまた、信憑性評価を懸念領域のひとつに繰り返し挙げてきており、信憑性評価が審査官の意思決定にとって特別な課題を突きつけていることを指摘してきた¹⁵。この点は、庇護手続き及び国際保護必要性の認定の質を高めるために EU の認定機関を支援する UNHCR の活動において、如実に明らかになってきている。

その上、一部の国の不服申立て審査機関は、不服申立ての事実関係について独自の調査は行わない。それに代えて、不服申立人が提出した証拠及び一次認定機関の事実認定結果に依拠している。

欧州連合司法裁判所の判例により、不服申立て審査機関に事実関係及び法律上の争点の双方を再審査する権限が認められなければならないことが確立されており、このような立場は欧州人権裁判所の先例によって補強されてきた¹⁶。しかし、UNHCR が評価手続指令研究の枠組みの中で調査対象とした加盟国の過半数で以下のことが認められる。

「難民認定申請に関する消極的決定を再審査する有権的不服申立て審査機関は、事実問題及び法律問題の双方を再審査する権限を有している。しかし、加盟国のうち少なくとも 2 カ国で、不服申立て段階における再審査は法律問題に限定されており、（……）少なくとも 3 カ国の不服申立て機関は、事実関係について独自の調査を行わず、不服申立人及び認定機関が提出した証拠に依拠している。」¹⁷

信憑性評価の重要性にもかかわらず、EU 庇護制度のもとで活動している認定機関が信憑性に関して非常に限定された指針しか明らかにしていないことに UNHCR は留意してきた。このことは、庇護制度における意思決定が容易ならぬ課題を突きつける中で、ますます深刻な様相を呈するようになる。

School of Law Journal of Law and Social Change, vol. 19, 1992 も参照。筆者がより早い段階で行ったボストンにおける庇護認定についての調査では、棄却決定の 48 パーセントが信憑性に関する否定的認定を理由とするものであることが明らかになった。C Rousseau et al., 'The Complexity of Determining Refugeehood: A Multidisciplinary Analysis of the Decision-making Process of the Canadian Immigration and Refugee Board', *Journal of Refugee Studies*, vol. 15, no. 1, 2002 も参照。難民申請についてカナダで行われた決定をめぐる実証研究で取り上げられたサンプルのうち、棄却決定の約 90 パーセントは申請者が信憑性に欠けるという理由に基づくものであった。G Noll (ed.), *Proof, Evidentiary Assessment and Credibility in Asylum Procedures*, 2005 及び R Thomas, 'Assessing the Credibility of Asylum Claims: EU and UK Approaches Examined', *European Journal of Migration and Law*, vol. 8, 2006, p. 79 も参照。

¹² この調査では、合計 1,090 件のケースファイルと 1,155 件の決定が検討の対象とされた。

¹³ UNHCR 「評価手続指令研究」（2010 年 3 月）。

¹⁴ UNHCR 「評価手続指令研究」、p 26–7。

¹⁵ UNHCR が英国で実施した「質向上イニシアティブ・プロジェクト（*Quality Initiative Project*）」（第 2 次報告書第 2.2 節、第 3 次報告書第 2.3 節、第 4 次報告書第 2.2 節、第 5 次報告書第 2.3 節）及び「質の統合化プロジェクト（*Quality Integration Project*）」（第 1 次報告書第 4.1 節）。UNHCR 「スウェーデンの庇護手続きにおける質の確保プロジェクト（*Quality in the Swedish Asylum Procedure Project*）」も参照。欧州難民基金との共同資金拠出により実施された、中欧における ASQAEM（庇護制度における質の事前事後評価機構）プロジェクト（2008～2010 年）及び FDQ（欧州連合における庇護の質のさらなる向上）プロジェクトも参照。FDQ プロジェクトでは南欧の 4 カ国（キプロス、ギリシア、イタリア及びポルトガル）も対象とされた。UNHCR が加盟国とともに行う活動は、難民の地位に関する 1951 年の条約に基づく、UNHCR の監督機関としての役割に基づいている。これは、手続き並びに難民基準及び補完的保護の適用の双方を監督することを通じて認定プロセスの質を向上させることを目的として、UNHCR と認定機関が連携しながら行っている取り組みである。

¹⁶ *Panayotova and others v. Minister voor Vreemdelingenzaken en Integratie*, C-327/02, Court of Justice of the European Union (CJEU), 16 November 2004, para. 27; *Unión de Pequeños Agricultores v. Council*, C-50/00, CJEU, 25 July 2002.

¹⁷ UNHCR 「評価手続指令研究」、p 89–90。

1.3. 信憑性評価の課題

庇護手続きにおける信憑性評価の課題は、意思決定に関する文献で広く認知・記録されている。どんな裁判所も不確実性が残る条件のもとで決定を行わなければならないものだが、庇護制度では、主張されている事実が生じた出身国又は常居所を有していた国と、国際保護の申請が審査される国との間にある地理的及び文化的距離によって、またこれらの事実が生じた時から事案の審理が行われる時までの間に経過した時間の長さによって、その度合いが一層増す。

庇護手続きにおいては複数の言語による文化横断的なコミュニケーションが行われることから、誤解及び錯誤の余地が大きくなる。言語的障壁の克服にあたっては通訳者が役立つかもしれないが、申請者の文化的背景並びにその出身社会の社会的規範及びジェンダー上の規範について審査官がよく知らないという問題及び言語的障壁は、依然として課題のままで残る可能性がある。英国控訴裁判所判事のキーン卿が以下のように強調する通りである。

「英国の裁判官は、審理の過程で精査する何らかの状況に、ロイズの仲立人やブリストルの卸売業者やノーフォークの農民ならこのように反応するのではないかということによくわかっている、又はそのように思っているかもしれないが、ナイジェリア人の商人やインド人の船舶技師やユーゴスラビア人の銀行家の反応についてははるかに確信が持てないと感じる可能性があるし、私はそのはずだと考える。あるいは、もっと素朴な例として、ブラッドフォードで商売をしているシク教徒の小売店主についてはどうだろうか。尊敬に値する裁判官であれば誰でも、国籍、学歴、職業、経験、信条、気質の異なる人物が、自分ならこうしたはずであると裁判官が考えるように行動する、あるいは合理的な人間であればこうしたはずである——これは裁判官自身の行動様式とはまったく異なるかもしれないが——と裁判官が考えるあり方にしたがって行動するなど想像することは、できないのではないだろうか」¹⁸

加えて、通訳者を通じて活動しなければならないことにより、またひとつプロセスに複雑さが加わる。

国際保護の申請を審査する面接官及び審査官は、優れた分析能力とあいまった専門的な適性、知識及びスキルを有していなければならない。このようなスキル及び適性は地位の認定を規制する法的枠組みを包含するものであるが、それを超えるものでもなければならない。

申請者、面接官及び（別に存在する場合には）審査官の心理は、これらの人々の間で行われるやりとりとともに、信憑性評価にとって関連性を有する。このような心理的プロセスには、年齢、ジェンダー、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ、文化、社会的地位、学歴、健康状態並びに相互作用時の精神状態など、幅広い要素が影響を及ぼす。信憑性評価には、行動、価値観、態度、危険性の認識及びリスクへの反応並びに真正な説明の提示のされ方に関する想定も反映されよう。申請者は、陳述を行う際、申請内容を実証する過去及び現在の関連事実を思い出すことも要求される。面接官及び審査官が人間の記憶に依拠する時は、神経生物学から得られた証拠も参考にしなければならないし、何を思い出すことができるか及び記憶の想起がどのように行われるかについての期待は現実的なものであるべきである。

したがって、面接官及び審査官は、関連の法律及び出身国について知っているのみならず、信憑性評価に影響を及ぼすこれらの要因についての認識及び理解を持ち、かつこの分野において相当の規模で存在する実証的な科学的証拠を参考にしなければならない。

加えて、ある事案に関連する事実を立証することは、どの法分野においても複雑で課題の多いプロセスである。刑事法のような他の法分野では、事実認定に携わる人々が相当量の資源を自由に利用でき、幅広い証拠（例えば、法医学的証拠、物証、録音及び録画、証人による陳述、並びに、関連する事実の妥当性を立証する若しくはその立証に役立つ書証を含む）を援用できる場合がある。

事実認定プロセスに内在する証拠関連の課題は、国際保護の申請の審査においてははるかに深刻かつ厄介なものとなる。例えば証人、家族、知人及び申請者のコミュニティの構成員から第三者的証言を得ることができない場合もあれば、存在する証拠の信頼性について疑いがある場合もあろう。

¹⁸ *Y v Secretary of State for the Home Department*, [2006] EWCA Civ. 1223, 26 July 2006, para. 25. ここでキーン卿が引用しているのは T. Bingham, *Current Legal Problems* 所収のある論文である。



このことには、申請者が出身国（又は無国籍者の場合には常居所を有していた国）から避難した際の状況の慌しさ、危険性及び（又は）秘密性と関連する、正当かつ明確な理由が存在する場合があります。UNHCR が以下のように述べた通りである。

「しかしながら、申請者は書類やその他の証拠によって自らの供述を裏付けることができないことも少なくなく、むしろ、その供述のすべてについて証拠を提出できる場合のほうが例外に属するであろう。ほとんどの場合、迫害から逃れる者はごく最少の必需品のみを所持して到着するものであって身分に関する書類すら所持しない例も多い。」¹⁹

したがって、書証その他の証拠が存在しないこと自体は、国際保護に対する申請者の必要性を生じさせた事情又は出来事の直接の結果にはかならず、信憑性がないことを示すものではない場合がある。

さらに、入手可能な出身国情報が、申請者が主張する関連の事実を確認し又は否定するには一般的過ぎる場合もある。具体的な（出身国）情報が入手できない場合もあれば、存在する当該情報を収集できるかどうか、その情報にアクセスできるか否か並びに認定機関及び（又は）申請者がどの程度の時間及び資源をかけられるかによって左右される場合もある。この点については、加盟国が、迫害²⁰又は重大な危害²¹を行ったとされる主体から情報を入手するにあたり、

「当該申請者が申請を行った事実を当該主体が直接知るところとなり、かつ、申請者及びその

¹⁹ UNHCR ハンドブック第 196 項。

²⁰ 評価手続指令第 22 条(b)。

²¹ 重大な危害を行ったとされる主体への言及は、「国際保護の資格の付与及び取消しに関する共通手続きについての欧州議会・理事会指令に向けた修正提案（改訂）（*Amended Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Common Procedures for Granting and Withdrawing International Protection Status (Recast)*）」（COM(2011) 319 final、2011 年 6 月 1 日）第 30 条で追加されたものである。

被扶養者の身体的不可侵性又はまだ出身国で生活している家族構成員の自由及び安全を脅かすような方法」²²をとることが禁じられている点も念頭に置いておくべきである。

特定の社会的集団の状況及び処遇についての、関連性及び具体性がある出身国情報は存在しないことが多い。例えば、ジェンダーを理由とする迫害についてのガイドラインで UNHCR が以下のように指摘している通りである。

「ジェンダーに関連する申請に関しては、他の難民申請において用いられるような通常の種類
の証拠が容易には入手できない可能性があるということを認識しておくことが重要である。事例の過少報告または訴追の欠如により、性暴力の発生に関する統計的データや報告が存在しない可能性がある。」²³

UNHCR はその後、性的指向／ジェンダー・アイデンティティに関する最近のガイドラインで、

「（証拠がそろわないことを理由に）申請者の主張には理由がない、または当該国において LGBTI の迫害は行われていないという結論を自動的に導き出すべきではない」²⁴と注意を促している。

そのため、事実認定に従事する人々が直面する証拠上の課題については、以下のように赤裸々にして率直な指摘が行われてきた。

「私たちはしばしば情報不足に欲求不満を覚える。これさえ確かめられれば、あれさえ確証できれば、『本当のところ何が起きたのか』を知ることができるのに、と。しかしすべての情報が揃うことは決してない。私の経験では、新しい家電を選ぶのに必要だと考える量の情報さえめったに手にできないのだから、ある人の将来について決定するために必要な情報ならなおさらである。」²⁵

申請者の証言を確認できる又は裏づける独立の証拠がしばしば不足していることに鑑み、時には証言（これはいかなる場合にも主要な情報源のひとつである）が申請者から提供される唯一の証拠である場合もある。したがって、申請者の証言は事実認定プロセスにとって中心的できわめて重要なものである。UNHCR が指摘したように、「申請者自身の証言は第一義的な、またしばしば唯一の証拠であり、迫害が家族構成員またはコミュニティによって行われる場合はなおさらである。出身国情報が存在しない場合、審査官は申請者の陳述だけに依拠しなければならないことになる。」²⁶

加えて、庇護手続中の申請者には、出身国若しくは常居所を有していた国での経験、避難中の経験又は仮の庇護国における経験と関連するトラウマ及びその他の精神保健上の問題の症状が出ている場合もある。馴染みのない環境も、申請者を当惑・混乱させているかもしれない。さらに、申請

²² 評価手続指令第 22 条(b)。

²³ UNHCR 「国際保護に関するガイドライン第 1 号：1951 年難民の地位に関する条約第 1 条 A(2)と 1967 年難民の地位に関する議定書の両方またはいずれか一方におけるジェンダーに関連した迫害（*Guidelines on International Protection No. 1: Gender-Related Persecution Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*）」（2002 年 5 月 7 日、HCR/GIP/02/01、以下「UNHCR ガイドライン第 1 号」）、第 37 項。

²⁴ UNHCR 「国際保護に関するガイドライン第 9 号：1951 年の難民の地位に関する条約第 1 条 A (2) と 1967 年議定書の文脈における、性的指向とジェンダー・アイデンティティの両方またはどちらか一方を理由とする難民申請（*Guidelines on International Protection No. 9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees*）」（2012 年 10 月 23 日、HCR/GIP/12/09、以下「UNHCR ガイドライン第 9 号」）、第 66 項。

²⁵ A Macklin, *Truth and Consequences: Credibility Determination in the Refugee Context*, International Association of Refugee Law Judges, Conference in Ottawa, Canada, 1998, p. 134.

²⁶ UNHCR ガイドライン第 9 号、第 64 項。

者が、不安や絶望を覚えたり、庇護手続きについて恐怖心を感じたり、当局を信頼していなかったりする可能性もある。考慮すべき要素についての章で取り上げるように、これらのすべての要素が、申請者による陳述その他の証拠の提出方法に、結果として信憑性評価に影響を及ぼす可能性がある。

厳密かつ公正な信憑性評価を実施する能力は、より幅広く、一次審査の質にも影響する。これには、個人面接の機会及び質、通訳及び翻訳の正確さ、面接報告書の正確さや詳細（録音がない場合）、認定機関が行う独立の事実認定調査の積極性及び質、並びに利用可能な情報源が含まれる。また、手続きの期間、制約の多い手続規則及び利用可能な人的資源の影響もある。

庇護手続きにおける信憑性評価にとっての、十分に立証されかつ認識されているこれらの課題に照らせば、本調査で面接した多くの審査官が、信憑性評価は特に難しい問題ではなく、簡単な業務であると述べている²⁷のは驚きである。

国際保護の申請の審査が人道目的で行われること及び地位の認定の性質から多くの特有の課題が生じることに鑑み、民事法及び刑事法に適用される証拠規則は、庇護手続きにおける信憑性評価にとっては不十分又は不適切であることが多い。

このことは国内裁判所の先例にも部分的に反映されている²⁸。オーストラリアの庇護審判所は、指針の中で、審判所は「法律上の形式及び専門的事項又は証拠規則には拘束されない」と述べている²⁹。

ただし、確かに適用される原則及び基準も多数存在しており、次節で詳細に概観する。

²⁷ 例えば、「信憑性評価には気楽さを感じます」（インタビュー4）、「しばらくこれをやっていますが、信憑性評価が厄介だとは思いません」（インタビュー6）、「大丈夫です、難しいとは思いません」（インタビュー7）、「信憑性の部分は簡単です」（インタビュー1）。

²⁸ Tribunale di Torino, 29 maggio 2009, sentenza n. 177（トリノ審判所、2009年5月29日、判決第177号）：「申請者に対して要求されるのは、民法第2697条にいう立証の負担を完全に果たすことではなく、信頼性及び信憑性がある形で、（……）特に内的整合性がとれており、かつ審理中に示された資料及び申請者の行動と矛盾しない形で事実を提示することである」（非公式訳。原文は以下の通り。“ciò che può essere richiesto alla parte istante non è il pieno assolvimento dell'onere della prova di cui all'art. 2697 c.c., ma che questa fornisca una versione attendibile e verosimile (...) e in particolare una versione intrinsecamente coerente e che non si ponga in contraddizione rispetto alle risultanze di causa ed al comportamento tenuto dall'interessato.”）。

²⁹ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針（*Guidance on the Assessment of Credibility*）」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月24日）、第2.2項。

2. 信憑性評価の原則及び 基準

庇護手続指令及び資格指令のいずれも、信憑性評価がどのように行われるべきかについて明示的に又は包括的に定めてはいない。しかし、加盟国及び審査官が信憑性について無制限の裁量権を有しているわけではない。

両指令とも、EUの基本権及び基本原則を尊重すると述べている³⁰。EU行政法上の原則は、欧州連合の運営方法に関する条約及び欧州連合基本権憲章のようなEUの中核的立法文書で確認されており、信憑性評価でも尊重されるべきである。

資格指令第4条は、難民資格及び補完的保護を受ける資格の両方について、その該当性確認に関わる事実関係及び事情の評価について扱っている。資格指令第4条1項は、同条2項とともに、申請の関連要素について申請者と協力しながら評価するのは加盟国の義務であると定めている。同条3項は、申請の評価は個別に行われるべきであると述べ、考慮されるべき要素の一部を非網羅的に列挙している。さらに、第4条5項は、申請者の陳述に書証その他の証拠により裏づけられない側面がある場合、定められた5つの条件が満たされれば当該側面について確認をとる必要はないと規定している。これらの規定は信憑性評価に関する指針を提供するものである。

評価手続指令第8条2項は加盟国に対し「庇護の申請に関する認定機関の決定が適切な審査の後に行われる」ことを確保するよう要求している。この目的のため、加盟国は、申請の審査及び決定が個別に、客観的にかつ公正に行われることを確保するべきである。したがって、信憑性評価も個別に、客観的にかつ公正に実施されなければならない³¹。

欧州連合司法裁判所は前述の立法文書に関する司法監督を行っている。UNHCRが調査を行った時点で、資格指令第4条1項の解釈に関する判決は1件のみ利用可能であり、これについては本章の適当な箇所にて参照する。

さらに、他の国際機関からも関連の基準を得られる場合がある。UNHCRは、難民に国際保護を提供し、かつ難民問題に対する恒久的解決策を追求する責任を国際連合総会から委ねられた機関として、その監督責任を履行する中で信憑性評価に関連する指針を作成してきた³²。

また、欧州人権裁判所及び国連・拷問禁止委員会等の条約監視機関の決定も、信憑性評価へのアプローチのあり方を明らかにする役割を果たしている。評価手続指令第8条2c項は加盟国に対し「申請を審査しかつ決定を行う職員が庇護及び難民に関する法律分野で適用される基準についての知識を有する」ことを確保するよう義務づけているので、審査官はこれらの基準について知っているべきであり、かつこれを信憑性評価に適用するべきである。

そこで本章では、これらの基準のいくつかについて、またこれらの基準が国内の判例及び指針にどの程度反映されているかについての知見を明らかにしている報告書について概観する。

EU加盟国の認定機関が信憑性評価についてとっているアプローチは、主として、証拠評価に関する各国の法的伝統及び実務によって形成されている。これらの法的伝統及び実務はEU加盟国間でさまざまに異なっており、欧州共通庇護制度が目指している調和化という目的の達成を妨げる可能性がある。

このことは欧州連合も認識しており、欧州庇護支援事務所(EASO)を通じて、EU全域の国内庇護担当官を対象とする共通研修プログラム「欧州庇護カリキュラム」(EAC)によってこの問題に対応するための措置をとってきた。欧州庇護カリキュラムには、信憑性評価を含む証拠評価について特に取り上げたモジュールも含まれている。そこで本章ではこの欧州庇護カリキュラムモジュールも参照することとする。

個々の審査官が、一貫しない基準及びアプローチ若しくは誤った証拠基準を信憑性評価に適用した

³⁰ 2004年資格指令の説明(recital)10、2011年資格指令の説明(16)及び庇護手続指令の説明8。

³¹ 評価手続指令第8条2a項：「加盟国は、(a)申請の審査及び決定が個別に、客観的にかつ公正に行われること……を確保する」。

³² UNHCRハンドブック、特に第195-205項、UNHCR「立証責任・立証基準覚書」

り、評価に影響がでるほど重要な裁量を行使したり、それぞれ異なるアプローチを採用したりする場合には、同様の事案について結果に、各国の法域の内部でもばらつきが出る事態が、各国の管轄内部でも生じる可能性がある。

各国の裁判所も、信憑性評価に関する基準の発展に貢献する先例を蓄積してきた。ベルギー、オランダ及び英国がこれにあたる。オランダ及び英国のように、信憑性評価に際してとるべき方法論的アプローチについての具体的ガイドライン、国内的基準及び指針を策定してきた国もある。これらの指針は、研修とともに、個々の審査官が信憑性評価に対して一貫したアプローチをとるようになることを目的とするものである。ベルギーのように、UNHCR が調査を行った時点では信憑性評価に関する具体的ガイドラインを定めていなかったものの、研修を通じて若干の指針を提供することがある国もある。

本章では、EU内外で発展してきた国内的基準の一部について洞察する。

2.1. 義務の共有

申請を実証する義務の共有の原則については、この原則の内容及び意味合いも含めて第4章「事実の収集」で全面的に取り上げている。国際的、地域的及び国内的な先例及び指針にこの原則がどのように反映され、かつどのような意味づけを与えられているかについても詳しく述べている。

したがって、ここでは、難民法におけるこの主要な原則について UNHCR が述べていることを紹介すれば十分である。それは、「難民が置かれた状況の特殊性に鑑み、審査官は、あらゆる関連の事実を確認しかつ評価する義務を共有する」³³ということである。

2.2. 個別の評価

評価手続指令第8条2a項は、国際保護の申請に関する審査及び決定が個別に行われることを確保するよう加盟国に対して求めており、また資格指令第4条3項は「国際保護の申請の評価は個別に実施される」と定めている。したがって、信憑性評価は、申請者の個別的事情及び背景事情を十全に考慮しながら個別に実施されなければならない。この原則は国内法³⁴及び指針³⁵にも反映されている。

これらの個別的事情及び背景は、信憑性評価のあらゆる側面において定型的かつ統合的に考慮されるべきである。例えば、申請者が申請を実証するために真正な努力を行っており、かつ当局がこの過程で協力義務を履行しているか、特定の指標が申請者による陳述の信憑性を明らかにする信頼できる指標であるか、信憑性に関わって明らかになった問題についての申請者による説明が合理的か否か及び裏づけとなる証拠が存在しないことについて申請者が示した理由は満足のいくものであり、かつ特定の事実認定との関連で灰色の利益の原則の適用を支持するものであるかについて判断する際に、これらの事情が重要となる。

また、UNHCR が指摘するように、「申請者の供述は抽象的に捉えられることはできず、関連のある背景事情の文脈の下で考察されねばならない」³⁶。これには、申請者の個人的背景（年齢、国籍、民族的出身、ジェンダー、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ、学歴、社会的地位、宗教及

³³ UNHCR 「立証責任・立証基準覚書」、第6項。

³⁴ ベルギーについては CGRA/CGRV の手続に関する勅令第4条第3項及び第27条並びに入国管理局の手続に関する勅令第10条第2項。オランダでは、〔評価手続指令〕第8条(2)(a)が一般行政法第2:4条及び外国人法第29条に移行される旨、実施法の説明覚書で述べられている。英国では、出入国管理規則第339J項で、信憑性評価は個別に実施されるべきである旨、定められている。

³⁵ 英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価（Asylum Instructions, *Considering the Protection (Asylum) Claim and Assessing Credibility*）」（2010年7月、5頁）は、「審査官は、いかなる申請の評価も、個別に、客観的にかつ公正に進めるものとする」（強調引用者）と述べている。

³⁶ UNHCR ハンドブック、第42項。 *S v. Federal Asylum Review Board, Higher Administrative Court of Austria* (オーストリア高等行政裁判所、Verwaltungsgerichtshof), 2003/20/0389, 26.11.2003 も参照：「全体として、被控訴人たる当局が、証拠についてのその検討結果を裏づけるものとして他の要素から切り離された考慮事項しか挙げていないのは明らかである。これらの考慮事項には、部分的には解決策の理由を説明するのに不適切とは思われないものもあるが、それだけでは、不服申立人の陳述の全般的文脈を考慮せず、不服申立人の個人的信憑性についての評価を行わず、かつ不服申立人が主張するような出来事に関わる現在の出身国情報を精査しないまま、決定を包括的に根拠づけるのに十分なものとはなり得ない」。

び文化的背景、不当な取扱い、拷問、迫害、危害又はその他の深刻な人権侵害に関わる過去及び現在の経験）と、出身国又は常居所を有していた国、いずれかの通過国及び加盟国における関連の状況（より幅広い法的、制度的、政治的、社会的、宗教的及び文化的状況、人権状況、暴力の水準並びに国籍国による保護の有無）の双方が含まれる。これらの要素と、信憑性評価のさまざまな側面でそれがどのように関連するかについては、本報告書全体を通じて取り上げている。

出身国又は常居所を有していた国の背景事情についてどのような時間枠が関連してくるかは、問題となっている論点によって左右されよう。例えば、過去の出来事に関する陳述の信憑性評価においては、その出来事が起きたと主張されている時点で出身国又は常居所を有していた国で一般的であった状況が考慮されなければならない。一方、主張されている重要な事実を裏づける書証その他の証拠を手続き中に出身国から入手できなかったという申請者の説明を評価する際には、申請の審査が行われている時点で出身国又は常居所を有していた国の状況が考慮されなければならない。

申請者の渡航経路が重要な事実であることは稀である³⁷が、申請者が加盟国に到着するまでの経緯に関わる事情及び通過国における状況は、時には主張されている重要な事実を裏づける書証がないことについての申請者の説明を評価する際に関連性を有する場合がある。

加盟国における背景事情には、受入れ及び手続きの環境、並びに申請を実証し、かつ陳述を行う申請者の能力にこれらの環境がどのような影響を及ぼし得るかについての理解も含まれる場合がある。UNHCR が以下のように指摘する通りである。

「難民の地位の認定を申請する者は、通常、非常に脆弱な状況に置かれていることが留意されねばならない。そのような者は異国の環境にあって、しばしば母語以外の言語で、外国の当局に自らの申請を行うに当たり、技術的及び心理的に重大な困難を抱えているかもしれない。従って、このような申請は、特別に設けられた手続において、必要な知識や経験を有し、申請者の特別な困難や必要性についての理解を有している有資格者によって審査されなければならない。」³⁸

審査官は、申請者の陳述の信憑性評価を行う前に、信憑性を示す指標の信頼性に影響を及ぼす可能性があるすべての要素の特定や理解に努めるべきである。これらの要素の一部の要素が信憑性評価にどのように関連するかについては、本報告書でさらに詳しい検討を行っている。この点については各国際刑事裁判所のアプローチも参考になる場合がある。国際裁判所は、正式な信憑性評価を開始するにあたり、信憑性の認定に関する伝統的な指標を無効化する可能性があるすべての要素をまず特定するためである。これには、申請者についての関連背景情報を収集することのほか、例えば、証言がどのような文化的及び言語的枠組みの中で行われるかについて裁判所が理解できるようにするため、人類学者の鑑定証言を求めることが含まれる場合もある³⁹。このようなアプローチをとることにより、審査官の信憑性評価能力を高められる可能性がある。

2.3. 客観的かつ公正な評価

きわめて重要なこととして想起しなければならないのは、一次審査手続きは当事者主義に基づく手続きではないということである。それどころか、資格指令第4条1項は、申請の関連要素を申請者と協力しながら評価することが加盟国の義務であると明示的に述べている⁴⁰。したがって、国際保護の申請について争ったり、信憑性がないことを示す要素を見つけようと熱心に努めたりすること

³⁷ 欧州人権裁判所は、避難国への渡航経路は周辺的な要素と考えている。 *N. v. Finland*, no. 38885/02 (Judgment), ECtHR, 26 July 2005, paras 154–155 参照。

³⁸ UNHCR ハンドブック、第 190 項。

³⁹ R Byrne, 'Assessing Testimonial Evidence in Asylum Proceedings: Guiding Standards from the International Criminal Tribunals', *International Journal of Refugee Law*, vol. 19, no. 4, December 2007, p 609–38. この論文では、 *Prosecutor v. Zoran Kupreškić, Mirjan Kupreškić, Vlatko Kupreškić, Drago Josipović, Dragan Papić and Vladimir Šantić (Judgment)*, Case No IT-95-16-T, 14 January 2000 に言及している：「第一審裁判部の要請により証言した鑑定証人であるノルウェー国籍の人類学者、トーン・プリング博士は、(……)と指摘した」(第 72 項)、「裁判所鑑定証人であるノルウェー国籍の人類学者、トーン・プリング博士の証言により説得的に証明されたように(……)」(第 336 項)。

⁴⁰ *M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General (Opinion of Advocate General)*, C-277/11, CJEU, 26 April 2012.

は認定機関の役割ではない⁴¹。

評価手続指令第8条2項は、国際保護の審査及び決定が客観的かつ公正に行われることを確保するよう加盟国に要求している⁴²。この客観性及び公正さの要件は、証拠の収集及び評価の両方のプロセスを含む手続き全体を通じて適用されるのであり、申請者の身元、背景又は事情にかかわらず、すべての申請の審査に適用されるものである。

EU加盟国の国内法及び国内指針⁴³にもこの要件が反映されるべきである。例として、英国の最新の指針には以下のような説明がある。

「申請の信憑性を評価するとは、信憑性について否定的な認定を行うこと及び棄却に焦点を当てることではない。それは、申請の中核に踏み込む重要な事実を客観的に評価することである。⁴⁴ (……) 指針は次のように付け加える。『それは重要な事実の中立的評価であるべきであり、(……) 主観性は最小限に抑えられるべきである』⁴⁵

客観性及び公正さの要件は、事案の事情にかかわらず適用される。UNHCRハンドブックで指摘されているように、審査官は、「正義及び理解ある姿勢で」事実認定プロセスを進めなければならない。「いうまでもないが、審査官は、申請者が「保護に値しない事案」であるかもしれないといった個人的な考慮によって、その判断が影響されるようなことがあってはならない」⁴⁶。

したがって、審査官が信憑性について予断を抱かず、また懐疑心すなわち「却下しようという心構え」で評価に臨まないようにすることが、きわめて重要である。このような姿勢は、情報収集プロセス及び申請者の陳述その他の証拠を評価するプロセスの両方を損ないかつ歪め、したがって公正性の要件に違反する可能性がある。

したがって審査官は、手続き全体を通じて開かれた姿勢を維持し、かつそのように見えるようにす

⁴¹ カナダ移民難民委員会（難民保護部法務課）「難民保護申請における信憑性評価（*Assessment of Credibility in Claims of Refugee Protection*）」（2004年1月31日）：「難民局は、『[申請者の]証言に矛盾例を見つけようと』熱意を露にしてはならない。(……)『過度の用心深さを発揮して証拠を徹に入り細にわたり審査しようとするべきではない』（*Attakora v. Canada (Minister of Employment and Immigration)* (1989), 99 N.R. 168 (F.C.A.))」(Section 2.3.2: Contradictions, Inconsistencies, Omissions, p. 26)。

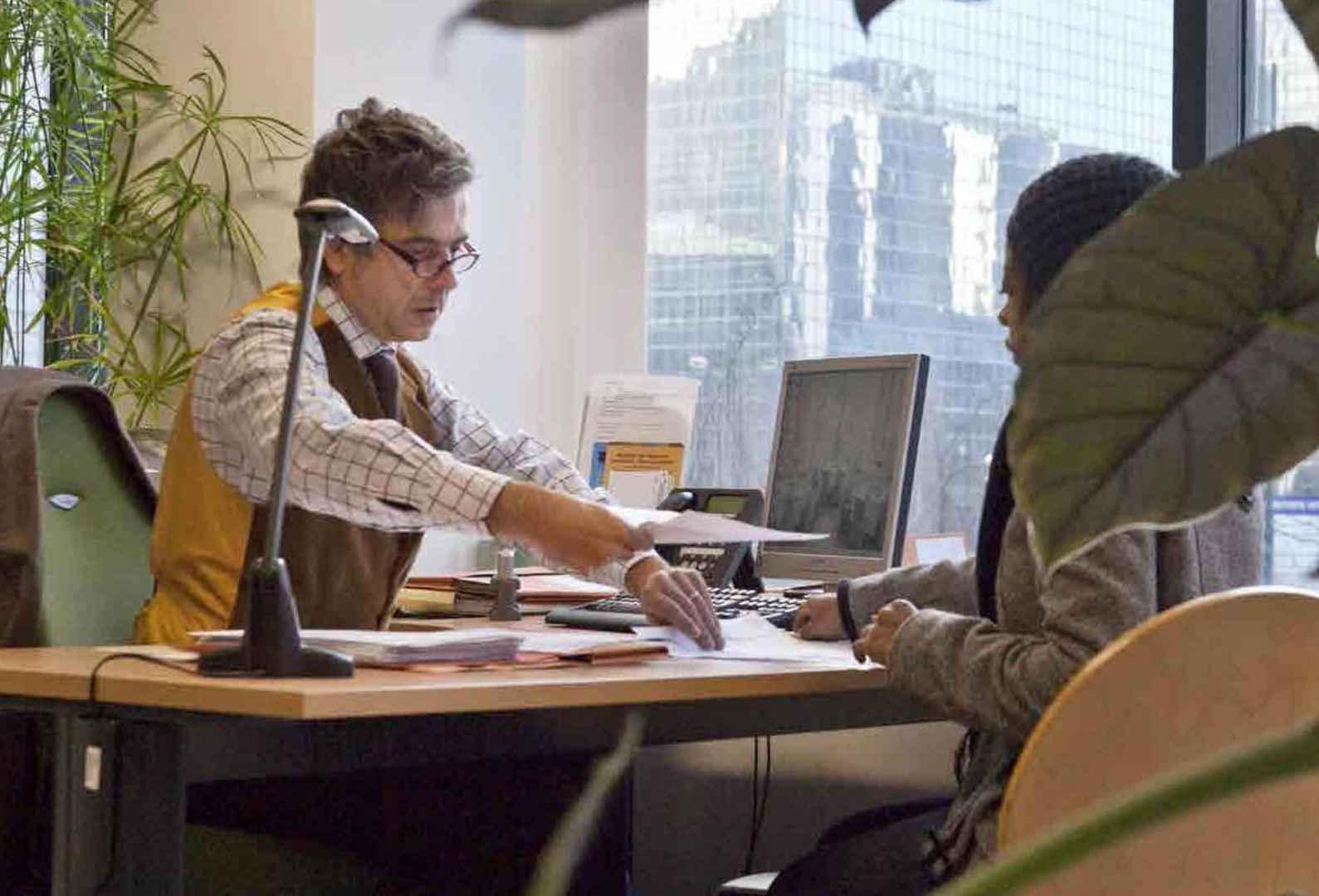
⁴² *M. M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012は、第88項で、審問を受ける権利（EU憲章第41条(2)で保障されているほか、抗弁権というEU法の基本的原則に内在するものと考えられている）により、当局は「個別事案の関連するあらゆる側面を慎重かつ公正に」検討することを要求されている旨、述べている。

⁴³ ベルギーについてはCGRA/CGRVの手続きに関する勅令第4条第3項及び第27条並びに入国管理局の手続きに関する勅令第10条第2項。オランダでは、[評価手続指令]第8条(2)(a)が一般行政法第2:4条及び外国人法第29条に移行される旨、実施法の説明覚書で述べられている。英国では、出入国管理規則第339J項で、信憑性評価は個別に実施されるべきである旨、定められている。英国では「インタビュー要綱（*Interviewing Protocol*）」が定められており、次のように指摘されている：「インタビューは客観的かつ公正に行われるべきであり、その目的は申請に関連する事実を取得することにある。インタビューは本質的に事実認定活動であって、申請者にとっては、申請の背景を詳しく述べ、かつ追加情報を提出する機会であり、また面接官にとっては、提供された情報を必要に応じて検証する機会である。このプロセスは、審査官が申請について十分な理由づけのある、かつ法的検討に耐え得る決定を行う上で役に立つだろう」。英国国境庁「インタビュー要綱：実体インタビューの実施並びに面接官、法的代理人及び通訳者の役割を規律する要綱（*Interviewing Protocol: Protocol Governing the Conduct of Substantive Interviews and the Role of Interviewing Officers, Representatives and their Interpreters*）」（2008年12月5日）、第1.2節参照。

⁴⁴ 英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）、13頁；英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価（*Asylum Instructions, Considering the Asylum Claim and Assessing Credibility*）」（2012年2月）、12頁。

⁴⁵ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、12頁。

⁴⁶ UNHCRハンドブック、第202項。



ることから始めなければならない⁴⁷。このことは、申請を扱うケースワーカーが1人しかおらず⁴⁸、かつ、保護の申請を棄却する決定、特に決定のもととなった事実認定の根拠について再審査や質の確認がまったく、又はされたとしても限られた形でしか行われない場合には顕著である。加盟国によっては、国際保護を付与する決定については上級職員による内部審査が求められる場合があるのに対し、申請を棄却する決定は、いかなる内部審査もなく、1人のケースワーカーが行えることになっている⁴⁹ところもある。

また、多くの審査官が、非正規移民を防止し、かつ証拠を捏造する者によって庇護制度が濫用されないようにすることに関心を持つ社会的・政治的事情のもとで業務を行っていることも認識しておくべきである。認定機関が、非正規移民を防止することが目的である政府部局内に設置されている場合もある。これによって審査官の心構えに影響が生じ、庇護手続きにおいて人権及び保護を十分に考慮する制度的文化を実施することがより困難になる可能性もある。

審査官が、自分達の任務は基本的人権の擁護であり、かつ国際保護を受ける資格を有する申請者を特定することである点を念頭におくことが非常に重要である。さらに、認定機関が必要に応じ、保護の制度的心構え及び「保護に敏感」な制度的文化を確保するために適切な措置をとることもきわめて重要になる。

加えて、審査官は、申請者及びその申請に関する自分の見方が、申請の重要な事実に関わらない

⁴⁷ 英国の判例では公正な心構えの重要性が強調されてきた。*XS (Kosovo- Adjudicator's conduct – psychiatric report) Serbia and Montenegro* [2005] UKIAT 00093 Immigration Appeal Tribunal [2005] UKIAT 00093 26 April 2005, para. 29: 「眼前で行われる証言を聴取する際、審査官が対象者の信憑性について疑いの念を表明することは賢明ではなく、かつ、不公正だという合理的な捉え方をされる可能性がきわめて高い」。オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月24日）、第3.5項も参照：「審判員は、聴聞を実施する際、開かれた姿勢を維持し、かつそのように見えるようにすべきである。申請者に対し、その申請の結果を左右する可能性がある重要な争点について明確に、かつ曖昧さを残すことなく提起する義務が存する」。第10.1項でも次のように述べられている：「審判所は、個別の事案を評価する際、並びに、申請者の証言が信じられるか否か及び審判所に提出された証拠をどの程度重視すべきかについて決定する際、開かれた姿勢を維持しなければならない」。

⁴⁸ 本調査で焦点を当てた3つの加盟国はこれに該当する。

⁴⁹ ただし、オランダがそうであるように、ケース担当者がまだ実習中の新任者である場合は除く。

問題による否定的影響を受けるべきではないことも認識しておかなければならない⁵⁰。本報告書の別の場所で、UNHCR は、申請者の態様のような要素は信憑性についての信頼に足る指標ではないことを強調している。態様を参照することによる信憑性の判断は、審査官の価値観、見解、経験、偏見及び文化的規範を反映せざるを得ない主観的根拠に基づくものであり、したがって客観性及び公正性の要件と相容れない。

審査官は、申請の重要な事実に関連する要素の、潜在意識下の影響についても認識しておくべきである。例えば、申請者が嘘をつき、事実を秘密にし、又は不正な書類を提出したことは、必ずしも、申請の重要な要素に関する申請者の陳述の信憑性評価において決定的となるわけではない。嘘をついたこと又は虚偽の書証その他の証拠を提出したことは、事案のすべての事情が明らかになった段階であらためて評価することもできる⁵¹。

信憑性評価は入手可能な関連の証拠に基づいて行われるべきであって、審査官の直感に基づいて行われるべきではない。客観的かつ信頼に足る情報源に依拠せず、かつ、申請者等がどのように行動できた（行動すべきであった）か又は特定の出来事がどのように展開し得た（展開したはずである）かに関する審査官自身の持論を反映した推測的な議論は、客観性の原則に違反する。オーストラリアの指針で次のように表現されている通りである。「何を信じることができるかは、申請者が真実を述べているか否かについての審判員の主観的確信又は直感にしたがって判断されるものではない。審判員は、当該事情のもとで客観的又は合理的に信じられることは何かに焦点を当てるべきである」⁵²

したがって、信憑性評価を行うためには、審査官は、申請者が提出する陳述その他の証拠を評価するだけでなく、自分自身の情緒的及び身体的状態、価値観、見解、偏見及び人生経験が自らの決定の客観性及び不公正性にどの程度影響し得るかについても意識しておかなければならない。そうすることにより、主観性及び不公正性を最小限に抑えることができよう⁵³。

客観性及び公正性を維持するのが難題であるのは認識されている。認定機関の審査官が、しばしば限られた時間枠の中で、また時には同一の（少数の）出身国又は常居所を有していた国からやってきた複数の申請者が提出する申請を評価するよう繰り返し求められていることに鑑みれば、なおさらである。繰り返しの多い業務であることから、審査官が、意識しているか否かにかかわらず、複数の申請を一般的なケース類型に分類し、その信憑性及びその他の論点について予断を抱いてしまうおそれがある⁵⁴。

同一の出身国又は常居所を有していた国から提出された同様の申請の信憑性等について行われた

⁵⁰ J Herlihy and S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p. 171–92 at p. 190. また A Macklin, *Truth and Consequences: Credibility Determination in the Refugee Context* (1998) IARLJ Conference Paper, 1998, p. 140（「信憑性についての判断は必然的かつ不可避免的に主観的なものである。……信憑性について評価する際には、外部的要素——申請者、その態様、証言の質、証拠書類、国別情報——を検討しなければならない。しかし、内部的要素——私達自身の価値観、偏見、志向性及び物の見方も検討する必要があるのである」）及び J Millbank, "The Ring of Truth": A Case Study of Credibility Assessment in Particular Social Group Refugee Determinations', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 1, 2009, p. 35（「態様、一貫性及び一応の確かさを評価するにあたり、審査官は、真実を見極める自己の能力を過大評価し、憶測に依拠し、かつ、信用できないと判断した理由を十分に明らかにしていなかった」）も参照。

⁵¹ UNHCR 『UNHCR 研修テキストシリーズ 2 難民認定研修テキスト (*Refugee Status Determination, Identifying who is a Refugee, Self-study module 2*)』 (2005年9月1日)、第 5.1.2 節 (一般的原則)。A v. Netherlands, CAT/C/21/D/91/1997, 13 November 1998, para. 6.5 も参照：「委員会は、最初に庇護を要請して以降の手続きで、申立人が自己の身元及び国籍について嘘を述べ、かつ、チュニジアからの出国を促した理由に関して多くの矛盾を露呈したことに留意する。しかしながら、委員会は、これらの矛盾については、出入国管理当局とのインタビュー (1997年2月24日) において申立人が行った、締約国の答弁書では言及されていない説明によって釈明されているとの見解をとる」。

⁵² オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」(移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月24日)、第 2.4 項。

⁵³ R Thomas, *Administrative Justice and Asylum Appeals: A Study of Tribunal Adjudication*, Hart Publishing, 2011, p. 166; A Macklin, *Truth and Consequences: Credibility Determination in the Refugee Context*, IARLJ Conference Paper, 1998, p. 140. J Millbank, "The Ring of Truth": A Case Study of Credibility Assessment in Particular Social Group Refugee Determinations', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 1, 2009 も参照。

⁵⁴ 審査官とのインタビューの中で、虚偽であるとしか思えない同様の話を繰り返し聞いたと述べる者もいた。審査官 A は、「直感的に虚偽だと考え、ああ、ただよと内心思うんです」と述べている (インタビュー1)。別の審査官も、「ある程度の期間が過ぎると、固定観念を持たざるを得ません。客観的であり続け、その人が何を言うのか見極めようとはしています。けれども、その国籍を保持している者についての先入観を遮断することはできません。物事についての先入観ができあがってしまうので、この仕事を長く続けるのは無理です」と述べた (インタビュー3)。

従前の認定をもとに、信憑性に関する予断が形成されるべきではない。その逆に、ある申請者の申請が、同じ出身国又は常居所を有していた国から提出された他の申請と相当に異なるからといって、その信憑性に関する予断が形成されるべきではない。この点については、たとえ危険な状況にある集団及びそうではない集団に関する国別指針が背景としてある場合でも、各申請は個別に、公正にかつ客観的に評価されなければならないことも付記しておく価値があるかもしれない。

拷問、暴力、非人道的な又は品位を傷つける扱いの話に日常的に接していると、審査官に心理的被害が生じることもありうる⁵⁵。そのような証拠に接したために心理的苦痛——いわゆる代理トラウマ——を感じている面接官及び審査官は、事実認定及び公正性を知らず知らずのうちに阻害する自然な対処機制を採用してしまうおそれがある。例えば、審査官が、さらなる苦痛を引き起こす証拠に接しないようにしようとし、そのために申請者に対する面接時の質問及び（又は）裏づけとなるさらなる関連証拠を集めようとする取り組みが歪められてしまうかもしれない。

審査官が、証拠の内容があまりにもおぞましいと考え、想像できない、作り話である、したがって信憑性がないとして拒絶したくなってしまう可能性もある⁵⁶。最近実施された他の調査では、「各事案に新鮮な気持ちで臨み、そしてより高い水準の人権侵害でなければ共感を呼び起こせなくさせる苦痛の階層構造を作らないようにすることは、ますます難しくなる」と指摘されている。同調査で引用されている、ある不服申立審理担当官（presenting officer）の見解は以下の通りである。

「最初は非常に衝撃的でした。……そして、しばらくすると、たくさんのこうしたケースに目を通してしまうと、彼らはどっちにせよ本当のことを言っていないのではないか、言っていないかもしれない、という段階を過ぎてしまう傾向があるように思います。……鈍感になってしまうのかどうかはわかりませんが、そうですね、少しはなるんでしょう。対処方法を覚えてしまうんです。」⁵⁷

信じようとしなないことは非常に人間的な対処戦略であるが、これが客観性及び公正性を損なってしまうのである。

感情的に距離を置くことが客観性を維持する上で必要不可欠と捉えられる場合もある。ただし、審査官は、そのように距離を置くことが不信及び（又は）申請者の話に関わることへのためらいへと転化しないよう注意しなければならない⁵⁸。

信憑性評価が、申請者の個別的事情及び背景事情を考慮しながら個別に、並びに公正かつ客観的に実施されなければならないという要件から、評価は、法律、文化、心理学、人類学及び社会学を含むさまざまな学問分野のレンズを通して行われなければならないということになる⁵⁹。申請者による証言の現実に信憑性評価が対応できるようにするためには、集学的及び学際的アプローチが要求される。したがって、信憑性評価にあたっては、そのすべての側面について、これらの分野において相当の規模で蓄積されている関連の実証的証拠を参考にすることが必要である。

⁵⁵ ある審査官は、「常におぞましい話を耳にするというのは強烈なことです。影響は出てきます」と述べた（インタビュー6）。同様に、別の審査官は、「極端に腹立たしい内容のこともあります。確かに影響は出ます」と語っている（インタビュー4）。

⁵⁶ J Cohen, 'Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers', *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, 2001, pp. 293–309 は、F M Ochberg (ed.), *Post Traumatic Therapy and Victims of Violence*, New York: Brunner/Mazel 所収の R F Mollica, 'The Trauma Story: The Psychiatric Care of Refugee Survivors of Violence and Torture' を引用してこう述べている：「Mollica (1988) は、腹立たしい出来事について聴聞する際の悪影響に抵抗するため、面接官自身の精神防衛機構が発動されるであろうことを明らかにした」。

⁵⁷ H Baillot, S Cowan, V Munro, *Research Briefing: Rape Narratives and Credibility Assessment (of Female Claimants) at the AIT*, April 2012, p. 6.

⁵⁸ H Baillot, S Cowan, V Munro, *Research Briefing: Rape Narratives and Credibility Assessment (of Female Claimants) at the AIT*, April 2012, p. 6. UNHCR とのインタビューで、ある審査官は、「インタビューに対する私の感情的密着度は非常に限られています。私は情報を得るためにそこにいるので、非常に受身で、冷たくさえあります」と語っている（インタビュー5）。

⁵⁹ C Rousseau, F Crépeau, P Foxen, F Houle, 'The Complexity of Determining Refugeehood: A multidisciplinary Analysis of the Decision-Making Process of the Canadian Immigration and Refugee Board', *Journal of Refugee Studies*, vol. 15, no. 1, 2002, pp. 43–70.

2.4. 証拠に基づく評価

信憑性の認定には証拠による説明及び裏づけがなければならない。認定機関により信憑性がない旨の認定が行われる時は、証拠の中に理由又は根拠がなければならない⁶⁰。このことは、申請の評価は個別に、公正にかつ客観的に行われなければならないという要件から導かれる⁶¹。これについては欧州人権裁判所の判例でもさらなる裏づけがあり、そこでは、信憑性の評価は陳述の検討及び申請の裏づけとして提出された書類の検討に基づいて行われるべきである旨、示唆されている。同裁判所はさらに、このような陳述の信憑性について疑義を呈するのは、矛盾が申請者の説明の中核部分に影響する場合に限られるべきであるとも指摘している⁶²。同様に、拷問禁止委員会は、当局は申請に信憑性が欠けるという認定を実証できなければならないと述べている⁶³。

審査官が裏づけとなる証拠に依拠しないまま主観的結論に至る場合、憶測が生じる。信憑性に欠ける旨の認定は、根拠のない推測、主観的な憶測、推量、固定観念又は直感に基づいて行われるべきではない⁶⁴。このことは、国内判例において以下のような文言で表明されている。

「4) (……) 信憑性評価は、真実が語られているか否かに関する、正しいと思われる直感に基づいて行ってはならない。 5) 信憑性に欠ける旨の認定は、推量又は憶測によって損なわれていない正しい事実に基づいて行われなければならない、またそのような事実から導き出された理由は、説得力を有し、かつ当該消極的認定と正当なつながりのあるものでなければならない」

65

したがって審査官は、特定された重要な事実の信憑性を評価する際には、信憑性に関する関連の指標を適用するべきである。

2.5. 重要な事実への焦点

信憑性評価では、申請者が主張する事実のうち、国際保護を受ける資格にとって重要な又は関連するものとして特定され、かつ申請についての判断において最も重要なものに焦点が当てられるべきである。さらにアイルランドの判例では、信憑性に関するいかなる不利な認定も、実質的でなければならない、些細な事柄にしか関係しないものであってはならないことが確認されている⁶⁶。

このことは、欧州連合内外の国内的指針で強調されてきた。例えば、UNHCR が調査を行った時点で、英国の指針は、「信憑性に関する認定においては、重大かつ意味のある性質を有する重要な

⁶⁰ カナダ移民難民委員会（難民保護部法務課）「難民保護申請における信憑性評価（*Assessment of Credibility in Claims of Refugee Protection*）」（2004年1月31日）、第2.1.2節（信憑性があると認定された証拠の衡量評価）、14頁。

⁶¹ 評価手続指令第9条(2)：「加盟国はまた、申請が棄却される時は、**事実に関する**理由及び法律上の理由が決定の中で述べられ、かつ、棄却の決定に異議を申立てる方法についての情報が書面で与えられることも確保する」（強調引用者）。

⁶² *F.H. v. Sweden*, no. 32621/06 (Judgment), European Court of Human Rights (ECtHR), 20 January 2009, para. 95.

⁶³ *Iya v. Switzerland*, CAT/C/39/D/299/2006, 16 November 2007, para. 6.6.

⁶⁴ *Zhuchkova v Minister for Justice Equality and Law Reform and the Refugee Appeals Tribunal*, High Court of Ireland, 2003/669JR; (2004) IEHC 414, (2005) 10 ICLMD 73, 26 November 2004. この事件では、審査官が、証拠に矛盾があった理由について申請者が行った説明を認容しなかったものの、「その説明が不正確であったことを示唆する反対証拠はなんら示されなかった」。このことを理由に、高等裁判所は、難民資格を付与しない決定は破棄できるとした。「したがって、信憑性に欠ける旨の認定は、決定担当官の目から見てなぜ真実が語られなかったのかを説明する合理的分析に基づいて行われなければならないことは、少なくともほぼ間違いないと言える。」

⁶⁵ *I.R. v Minister for Justice, Equality and Law Reform, the Refugee Appeals Tribunal*, [2009] IEHC 353, 24 July 2009.

⁶⁶ *Skender Memishi v The Refugee Appeals Tribunal, Rory McCabe, The Minister for Justice, Equality and Law Reform, The Attorney-General, and Ireland*, [2003] IEHC 65, 25 June 2003（「信憑性との関連で、Christie氏はDiaz決定及びCordon-Garcia事件における決定に言及しており、これらの決定には当職も言及して関連するくだりを引用した。これらの決定から浮かび上がる原則は、(……) 信憑性についてそのような不利な認定を行うのであれば、いかなる場合でもその理由は実質的なものでなければならない、些細な事柄にしか関係しないものであってはならないということである。(……) 一般的原則として、当職もこれに同意する」）；*I.R. v Minister for Justice, Equality and Law Reform, the Refugee Appeals Tribunal*, [2009] IEHC 353, 24 July 2009.

事実に焦点が当てられるべきである」⁶⁷と述べていた。同様に、オーストラリアの指針は、「信憑性に関する審判所の認定は、関連性を有する重要な事実に基づいて行われるべきである」⁶⁸と定めている。

オランダの指針は、信憑性評価において重要な事実に焦点を当てるべきであると明示的に述べてはいない。これに代えて、事実関係、出来事及び推定に関する申請者の陳述の信憑性が評価されるべきであるとしている。事実関係には、特に、申請者の身元、国籍、民族、性的指向、健康状態及び宗教が含まれる。「推定」とは、例えば、主張されている過去の出来事が起きた理由に関する申請者の推定をいう。申請者が主張するこれらの事実、出来事及び推定の関係が自然かつ合理的であるか否かについても評価が行われるべきである⁶⁹。

証拠評価に関する欧州庇護カリキュラムモジュールでは、事実立証プロセスの第1歩として、審査官はすべての重要な事実を特定するべきであると促している⁷⁰。したがって、審査官としては、何が重要な事実であるかを理解し、かつ申請の中に含まれているそのような事実を特定できることが不可欠である。欧州庇護カリキュラムモジュールはさらに、「一般的に、申請の中心的要素に影響しない些細な／周縁的な事実に焦点を当てる必要はない」と断言している⁷¹。

欧州庇護カリキュラムモジュールの説明によれば、「重要な事実とは、申請の中核に位置づけられ、かつ、関連の定義の必要条件のひとつ又は複数が満たされているかについて判断する際に直接の関連性を有する」ものである⁷²。英国の指針も、何が重要な事実にあたるかについて以下のような文言で明らかにしようと試みている。

「重要な事実とは、申請の中核に位置づけられ、かつ、ある個人が迫害を恐れる理由にとって基本的関連性を有するものである。重要な事実は決定の中心に位置づけられる。重要な事実の例としては、申請者の国籍、申請者がある政党、宗教又は特定の社会的集団の構成員であること、逮捕の発生及び勾留期間、非国家的主体による暴力の発生場所又は内容等が挙げられる。これは網羅的な列挙ではなく、重要な事実は難民認定申請の性質によって変わってこよう。審査官は、申請者にとって重要なことが、申請の評価にとっては必ずしも重要ではない場合もあることに注意すべきである。主張されているすべての事実を最初に特定し、かつ、申請にとって重要である事実及びそうでない事実を識別するのは審査官の役割である。」⁷³

⁶⁷ 英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）、14頁。2012年の改訂版指針にはもうこの文言は含まれていないが、申請の事実関係の特定に関する節は設けられている。英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、第4.1節参照：「申請の事実関係（重要な事実及び重要でない事実）の特定。審査プロセスの主要な要素のひとつは『証拠の真正及び申請者の供述の信憑性を評価する』（UNHCR、ハンドブック、第195項）ことである。（……）申請者が保護を必要としているか否か判断するにあたり、審査官は、陳述のどの側面を認容し、かつどの側面を認容しないかについて検討しなければならない。そうすることによって、審査官は、過去及び現在の出来事に関する申請者の主張の信憑性を評価していることになる」。

⁶⁸ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月24日）、第2.4項。

⁶⁹ IND-werkinstructie nr. 2010/14 (AUB): Beslissystematiek Beoordeling geloofwaardigheid en zwaarwegendheid. (以下「帰化移民局業務訓令 2010/14」)

⁷⁰ 欧州庇護カリキュラム、モジュール7、第2.1節。

⁷¹ 欧州庇護カリキュラム、モジュール7、第3.1節。

⁷² 欧州庇護カリキュラム、モジュール7、第2.1.14節。

⁷³ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、第4.1.2節参照。インタビューの実施に関する英国の指針で次のように述べられていることも参照：「すべてのインタビューにおいて、申請の主要な側面の立証及び検証に焦点が当てられなければならない、関連性のない分野は取り上げないようにしなければならない。申請の重要な事実についての、関連性のある詳細な証拠をインタビューの場で取得することにより、審査官は、申請の庇護及び人権に関わる側面について、十分な情報に基づくバランスのとれた決定を行うことができるようになる」。英国国境庁「庇護指令－庇護インタビューの実施 (Asylum Instructions, Conducting the Asylum Interview)」（2012年3月）、第4.1項参照。

2.6. 不利となる可能性がある信憑性認定について 申請者が意見を陳述する機会

事実認定プロセスの一環として、加盟国は、信憑性に関する不利な認定につながる可能性があるいかなる問題についても対処するための合理的な機会を申請者に与えるべきである。

信憑性に関して不利な認定が行われる可能性がある場合に、その原因となりえる事柄について意見を述べる機会を申請者に提供する義務は、「申請の関連要素について申請者と協力しながら評価するのは加盟国の義務である」と定めた資格指令第4条1項から派生するものである。資格指令第4条1項は、加盟国に対し、関連の事実及び事情の立証に際して申請者と協力する義務を課している⁷⁴。協力という考え方は、「2名の当事者が共通の目標に向かって協働する」⁷⁵ことを含意するものである。これには、加盟国及び申請者双方にとっての広範な意思疎通義務が含まれる⁷⁶。共通の目標とは、主張されている事実の信憑性を評価するための確固たる根拠を可能な限り見出すことである。

さらに、UNHCR は、審問を受ける権利及び抗弁権が EU 法の一般的原則の一部であることを想起する⁷⁷。審問を受ける権利は、「自己に不利な影響を与えるいかなる個別的措置についても、それがとられる前に意見を聴取されるすべての者の権利」を定めた欧州基本権憲章第41条で確認されている。欧州連合司法裁判所は、この規定は一般的に適用されると指摘してきた。欧州連合司法裁判所は、この規定の重要性と、この規定が EU 法体系において非常に幅広く適用されることを確認している。この権利は、ある者に不利に影響する措置につながりそうなすべての手続き（国際保護を受ける資格についての国内認定手続きを含む）に適用されなければならないためである⁷⁸。補完的保護を受ける資格の認定手続きに特に関わる事案で、同裁判所は次のように指摘している。「審問を受ける権利は、行政手続きにおいてすべての者に対し、その利益に不利に影響しそうな決定が行われる前に、自己の見解を効果的に知らせる機会を保障するものである。」⁷⁹

この原則の目的について、同裁判所は以下のように指摘している。

「不利な決定の被処分者は当該決定が行われる前に自己の意見を提出する立場におかれなければならないという規則の目的は、決定権限を有する当局が、すべての関連情報を効果的に考慮できるようにするところにある。当該規則の目的は、被処分者又は関係者が実際に保護されることを確保するため、特に、これらの者が誤りを訂正できるようにし、さらに自己の個人的事情に関わる情報であって当該決定を行うこと、行わないこと、当該決定に特定の内容が含まれることを支持するような情報を提出できるようにすることである」⁸⁰

このことは、国際保護を受ける資格についての国内認定手続きにおいて特に関連する。

「実際、困難な個人や事情が本来的に伴いかつ対象者の重要な権利が確実に保護されなければならないこの種（国際保護申請審査）の手続きにおいては、手続的保障を遵守することが著しく重要である。国際保護の対象者は、本人が手続きを始めなければならない、さらに自分に起き

⁷⁴ *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012, para. 68 では、資格指令第4条(1)は事実関係の立証の第1段階に関連する規定であると指摘されている。

⁷⁵ *M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General (Opinion of Advocate General)*, C-277/11, CJEU, 26 April 2012, para. 59.

⁷⁶ G Noll, *Evidentiary Assessment and the EU Qualification Directive*, New Issues in Refugee Research, Working Paper No. 117, UNHCR, June 2005, p. 4.

⁷⁷ *Krombach v. Bamberški*, C-7/98, CJEU, 28 March 2000, para. 42; *Sopropé – Organizações de Calçado Lda v Fazenda Publica*, C-349/07, CJEU, 18 December 2008, para. 36（「抗弁権の遵守は共同体の一般的原則であり、個人に不利な影響を及ぼすであろう措置をとるつもりが当局にある場合に適用される」）；*France v. People's Mojahedin Organization of Iran*, Case C-27/09 P, CJEU, 21 December 2011, para. 66; *Fulmen and Mahmoudian v. Council*, Joined Cases T-439/10 and T-440/10, CJEU, 21 March 2012, paras 71 and 72 and the case law cited.

⁷⁸ *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012, para. 85. *M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General (Opinion of Advocate General)*, C-277/11, CJEU, 26 April 2012, para. 32 も参照：「したがって、審問を受ける権利は、欧州共通庇護制度の枠組みの中で採択された規則にのっとり権限のある国内当局がしたがっている、国際保護の申請を審査する手続きとの関連でも適用されなければならない」。

⁷⁹ *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012, para. 87.

⁸⁰ *Sopropé – Organizações de Calçado Lda v Fazenda Publica*, C-349/07, CJEU, 18 December 2008, para. 49.

たことや背景について具体的に説明できる唯一の人物であるがゆえに、絶対的に中心的な役割を果たす。そして、決定内容は対象者にとって決定的な特に重要なものである。」⁸¹

この基準は EU 地域内外の国内的な先例⁸²及び指針⁸³にも反映されている。例えば、カナダの指針では、信憑性判断の元、不利な認定に基づいて消極的判断を行うことは、申請者が自己に不利な主張にしたと知り、かつそれに対応する機会を否定されていた場合、自然権の違反になると指摘している⁸⁴。

国際保護の申請を審査するにあたり、申請の中に信憑性の問題が生じる可能性について申請者が意見を述べる権利を持てるようにするために、申請者が、問題や論点について明確に告げられるとともに、不正確である、矛盾している、曖昧である、不自然かつ不合理である、又は他の証拠（例えば鑑定証言、他の家族構成員の証言及び具体的又は一般的な出身国情報）と一致しないと思われるいかなる証拠についても、反論し、説明し又は酌量すべき情状を提示する機会を与えられなければならない。これには、関連する要素が欠けていることについて認定機関が抱いている懸念や、申請者から提出された書証その他の証拠が真正ではない若しくは信頼できないという懸念に対応する機会も含まれよう。また、それが適当であり又は必要である時は、認定機関が申請者に対してさらなる証拠の提出機会を与えることも要求される場合がある。

このような機会は、矛盾点、曖昧さ及び（又は）不自然かつ不合理な陳述と思われるものを、面接官が発見したのが実体的難民認定面接の最中であつた場合には、提供されるべきである。ただし、審査官が、実体的難民認定面接が終わった後に初めて信憑性に関連する問題の可能性に気づいた時は、これは不可能であるかもしれない。

欧州人権裁判所の判例では、主張されている事実の信憑性に関わるいかなる疑いも払拭する目的で徹底的かつ厳密な評価を行うのは国内認定機関の義務であることが確立されてきた⁸⁵。

したがって、主張されている事実の信憑性について疑いがある時は、認定機関は申請者に対してさらなる面接を実施しなければならない場合もある。UNHCR は「最初の事情聴取は通常、申請者の事情を明らかにするだけで十分である。しかし、審査官は後の事情聴取においては、明白な矛盾について説明を求めたり、その他の矛盾点を解明したりするほか、重要な事実の誤りや隠匿についての理由を明らかにする必要がある。」と指摘している⁸⁶。

⁸¹ *M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General (Opinion of Advocate General)*, C-277/11, CJEU, 26 April 2012, para. 43.

⁸² スロベニア最高裁判所は、難民認定申請者の陳述（又は行為）に重要な矛盾点又は食い違いがある場合、庇護当局が、これらの食い違い又は不一致について説明する機会を申請者に与えなければならないのは「標準的な行政司法実務」であることを認めている（スロベニア最高裁判所、2009年12月16日の判決 I Up 500/2009）。

⁸³ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月24日）の第3.3項、第3.4項及び第3.6項は、根拠となる国内判例を参照しながら次のように述べている。第3.3項：「審判員が、申請者の話に耳を傾けるだけでなく、申請者の証言を検証し、かつ、自己の主張にとって不利となる論点であつて申請者がコメントを望むかもしれないものに対して申請者の注意を向けることも試みるのは、適切である。例えば、審判所は、申請者の口頭証言と他の情報源との不一致について質問を行う場合がある」。第3.4項：「公正な手続きのためには、申請者が、自己にとって不利な主張について認識し、かつ自己の主張において生じた争点について応答する機会を提供されなければならない。審判所には、申請者に対し、審判所が決定した争点に関する意見を聴取される機会が与えられることを確保する義務がある」。第3.6項：「申請者が、その信用に悪影響を与え、又はその陳述に疑問符を付す事柄を端的に突きつけられる場合もある。しかし審判所は、証拠を厳格に検証し、かつその不十分さを率直に明らかにすることによって申請者が圧倒されたり威圧されたりすることがないように、配慮するべきである」。また第9.5節も参照：「提出された文書が真正なものではないと審判所が考え、かつ当該文書が申請者の主張にとって重要なものである時は、審判所は、審判所の懸念について対応する機会を申請者に与えるべきである」。

⁸⁴ カナダ移民難民委員会「難民保護申請における信憑性評価」（2004年1月31日）、6頁。

⁸⁵ *R.C. v. Sweden*, no. 41827/07 (Judgment), ECtHR, 9 March 2010, para. 55（「裁判所は、申立人の追放が進められた場合に第3条に反する取扱いを受けるおそれについてのいかなる疑いも払拭する責任は、国にあると考える」）。

⁸⁶ UNHCR ハンドブック、第199項。

2.7. 証拠全体に基づく信憑性評価

信憑性評価は、申請者が提出し、かつ認定機関が独自の手段によって収集した、入手可能な関連の証拠全体に基づいて実施されなければならない。

「このような審査官は、公法の古典的な原則に基づき、重要なことを遺漏なく考慮するよう要求される。その情報源には、申請者の証言をはるかに超えて、国内報告書、鑑定証言及び——時として——自分自身の専門知識（当然のことながら開示されなければならない）も含まれることがしばしばあろう。ここでは蓋然性に基づく捨象が行われてはならない。関係しうるすべてのことが、それにふさわしい重みを、その程度は別として、与えられなければならないのである」⁸⁷

したがって、申請者が提示する重要な事実を認容するか又は却下するか判断するにあたっては、審査官は、主張されている重要な事実を確認し、裏付け、反証やその他の形で当該事実に関係する、すべての関連証拠を考慮しなければならない。審査官は、それぞれの重要な事実の信憑性についてばらばらに結論を出すことがないように注意するべきである。UNHCR が指摘したように、「前後の文脈を考慮せずに個別の事情を取り出して扱うことは誤解を導きやすい。申請者の経験が蓄積されたことによる影響も考慮に入れる必要がある」⁸⁸。

欧州人権裁判所は、「第3条で定められた取扱いを受ける現実のおそれが申請者にあることが明らかにされたか否か判断するにあたり、裁判所は、**裁判所に提出されたすべての資料**又は必要であれば**職権により入手した資料**に照らして争点の評価を行う」（強調引用者）と判示している⁸⁹。この点は拷問禁止委員会も同様であり、同委員会は「一連のあらゆる事情（the full set of circumstances）」⁹⁰に基づいて事実を自由に評価する権限を行使している。このことは信憑性評価についても類推的に適用することが可能である。

このアプローチは、英国の判例においても、すべての証拠を「あらゆる角度から（in the round）」評価するという形で表明されている。

「すべての証拠をあらゆる角度から検討し、当該証拠を全体として把握するように努め、かつ、当該証拠がどのように整合しているか及び当該証拠によって立証の負担が十分に果たされたか否かについて判断することは、審査官であるか裁判官であるかにかかわらず、事実認定担当者の任務である。証拠の中には、それ自体、疑いの種を含んでいる側面があるかもしれない。証拠のある側面によって、証拠の他の部分に疑いが投げかけられることもあるかもしれない。... 証拠のある部分については明らかに信憑性が認められるかもしれない。事実認定担当者は、これらのあらゆる点を一体として検討するべきである。そして... 信憑性にとって不利な事柄もあれば有利な事柄もあるかもしれないとはいえ、重要度の高い事実とそうではない事実を見定めた上で、証拠全体を判断基盤にして見解に至るのが事実認定担当者の役割である。」⁹¹

情報を「あらゆる角度から」検討するという考え方は、事実認定⁹²及び出身国情報の利用⁹³に関する英国の国内指針に反映されている。英国の指針では「審査官は、申請の信憑性を、当該申請に関連するすべての入手可能な証拠に照らして検討するべきである。」と指摘されている⁹⁴。

⁸⁷ *Karanakaran v Secretary of State for the Home Department* [2000] EWCA Civ 11, 25 January 2000, Sedley LJ, para. 18.

⁸⁸ UNHCR ハンドブック、第 201 項。

⁸⁹ *Hirsi Jamaa and Others v. Italy*, no. 27765/09 (Judgment), ECtHR, 23 February 2012, para. 116. また、P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 88 で引用されている R May, M Wierda, *International Criminal Evidence*, New York: Transnational Publishers Inc., 2002, p. 167 の記述（信憑性の全体的評価は「裁判記録全体に照らして」行われなければならない）も参照。:

⁹⁰ 国際連合・拷問禁止委員会・一般的意見第 1 号「第 22 条（ルフールマン〔追放・強制送還〕及び通報）の文脈における条約第 3 条の実施（Implementation of Article 3 of the Convention in the Context of Article 22 (Refoulement and Communications)）」（拷問禁止委員会第 16 会期、1997 年 11 月 21 日、A/53/44, annex IX 所収）、第 9 項(b)。

⁹¹ *SM (Section 8: Judge's process) Iran* [2005] UKAIT 00116, 5 July 2005, para. 10.

⁹² 英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、第 4.2 節。

⁹³ 英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、第 4.3.3 節（出身国情報の調査及び参照の活用）：「難民認定審査官は、情報をあらゆる角度から検討することにより、利用する出身国情報の関連性が明確に説明されることを確保しなければならない」。その後の第 4.3.4 節（灰色の利益及び全般的信憑性）では、審査官に対し、「信憑性評価を終えるにあたってすべての証拠をあらゆる角度から検討する際には、灰色の利益について考慮し、かつ、これらの確実ではない事実に対してそれを適切に適用する必要がある」との指示が行われている。

⁹⁴ 英国国境庁「庇護指令—保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010 年 7 月）、14 頁；英国国境庁「庇護指

オランダの指針は、より具体的であり、信憑性評価には、申請者が提出したすべての書類、申請者の陳述（出身国又は常居所を有していた国の状況に関する独立のかつ信頼に足る情報源から得られたすべての既知の事実及び類似の状況にある他の申請者との面接において評価されかつ認定された事実との比較を踏まえたもの）及び関連の陳述に関する他のいずれかの情報の評価が含まれるべきであると述べている⁹⁵。

さらに、オーストラリアの指針では、審査官は入手可能なすべての証拠を「ばらばらに評価するだけでなく全体として」評価するべきであると指摘されている⁹⁶。カナダの指針では、認定機関が証拠を無視し、曲解し又は誤って解釈すれば瑕疵のある決定につながるであろうこと、並びに、認定機関は、信憑性評価があらゆる証拠に照らして合理的であること及びあらゆる証拠から合理的推論が行われたことを確保しなければならない旨、強調されている⁹⁷。

この原則は証拠評価に関する欧州庇護カリキュラムモジュールでも強調されており、主張されている重要な事実を信憑性があるものとして認容できるかどうか判断する際、審査官は目の前にあるの事実のあらゆる状況を考慮しなければならないと指摘されている。「主張されている事実の存在又は不存在に関係するすべての証拠が考慮されなければならない」⁹⁸

このことは、例えば、主張されている重要な事実の信憑性評価は、申請者の陳述全体（食い違いがある若しくは曖昧であると思われる点又はもっともらしさについて疑わしいと思われる点について説明するための追加情報を含む）を参照しながら行うべきであるということの意味する⁹⁹。

後者の点については、拷問禁止委員会が、審査官は申請者の説明を考慮しなければならないという要件を強調してきた。

「委員会は、スウェーデンにおける庇護手続きで申立人が提供した情報に食い違いがあることは申請の真実性に疑念を抱かせるものである旨の締約国の主張に留意する。しかしながら委員会は、これらの食い違いについて申立人が行った説明を重視し、かつ、拷問被害者に完全な正確性を期待できることは稀にしかないという委員会の先例をあらためて表明するものである」
100

同様に、欧州人権裁判所は、申請者の説明を考慮することの重要性を強調するとともに、申請者の主張の真実性を疑う有力な理由があり、かつ申請者が満足に足る説明を行わない時は、「申請者の全般的信憑性」が弱まると認定してきた¹⁰¹。

主張されている重要な事実の信憑性を評価するにあたり、審査官は、重要な事実を肯定し、確認し、裏づけ、否定、又はその他の形で当該事実に関係するすべての関連書証を考慮するべきである。書証の評価の問題について、英国の指針は次のように付け加えている。「この点は実務上、証拠として提出された文書を、当該文書により裏づけられるはずであるとされる特定の重要な事実の立証に寄与する他の証拠及び信憑性評価のその他の要素と無関係に考慮するべきではないということの意味する。」¹⁰²

提示された事実に関する信憑性評価は、申請者の陳述に関する評価のみを参照して行われ、当該事

令一保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、14頁。

⁹⁵ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン（Aliens Act Implementation Guidelines）」（2010年、Vc 2000、6月24日付法務大臣令により改定、WBV 2010/10）、セクションC14/2.3（信憑性評価）。

⁹⁶ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月24日）、第2.2項（判例に基づく記述）。

⁹⁷ カナダ移民難民委員会（難民保護部法務課）「難民保護申請における信憑性評価」（2004年1月31日）、8頁及び11頁。

⁹⁸ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第2.1.1節。

⁹⁹ ブルガリア最高行政裁判所は、認定機関及び第一審裁判所の決定を覆すにあたり、申請者が示した日付の矛盾はイランの暦との違い及び面接時の通訳の行き違いを理由とするものであるという申請者の説明が考慮されなかったと認定した。信憑性の判断に際してこれを考慮することは不可欠であったとされた（*Sina Faham v. the head of the State Agency for Refugees, Supreme Administrative Court (Върховен административен съд)*, 2866/2011, 17 May 2011, Bulgaria）。

¹⁰⁰ *Karoui v. Sweden*, CAT/C/28/D/185/2001, 25 May 2002, para. 10.

¹⁰¹ *M. v. Sweden*, no. 22556/05 (Final Decision), ECtHR, 6 September 2007, para. 60（「これらの事情を考慮し、裁判所は、申請者がその陳述における不備及び食い違いについて満足に足る説明を行わなかったと認定し、申請者の全般的信憑性については政府の所見を支持せざるを得ない」）。

¹⁰² 英国国境庁「庇護指令一保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、第4.3.7節。

実に関係する入手可能な信頼できる書証が無視される場合には、瑕疵のある評価となる。書証の信頼性も、同様に、入手可能なすべての証拠に照らした上でなければ判断できない。アイルランド高等法院が以下のように説明する通りである。

「信憑性に関する不利な認定は、実質的に、この程度のことは知っているはずであるという審判員の想定及びそのことを知らないようであるという認識に基づいて行われるのに対し、文書資料には、特定の出来事が確かに起きたこと及びそれが申請者に対して起きたことを立証できる可能性がある。このことから、証拠全体を評価し、かつ分析について説明する必要性が生じるのである」¹⁰³

同様に、英国の判例では、重要な事実の信憑性に関する結論を出す前にあらゆる関連の証拠（鑑定証言を含む）を考慮する必要性が強調されている。

「審査官の過ちは、医学的証拠を他の証拠から不自然な形で分離し、医学的証拠を参照することなく信憑性に関する結論を出すとともに、その上で、そのような前提に立てばそうなるのも必然ではあるが、当該医学的証拠は自分にとって役立たないと認定したことである。これは単なる評価の誤りではなく構造的瑕疵であり、証拠に対する審査官の接し方が HE 第 22 項で推奨されている手続きから逸脱していたことを実証している」¹⁰⁴

同じように、主張されている重要な事実の信憑性の評価は、出身国情報の一部分だけではなく、入手可能な関連の出身国情報全体に照らして行われるべきである。関連の出身国情報を無視し、又は誤って適用するべきではない¹⁰⁵。

信憑性評価は、入手可能な証拠のうち選択された一部だけを参照して実施された場合、瑕疵のあるものとなる。信憑性評価は全体像を参照しながら行われなければならない¹⁰⁶。

2.8. 綿密かつ厳格な精査

主張されている重要な事実の信憑性評価は、綿密かつ厳格な精査を通じて実施されなければならない。

欧州人権裁判所は、欧州人権条約第 3 条の重要性及び不当な取扱いが行われた場合に引き起こされる可能性が高い危害が取り返しのつかないものであることに鑑み、申請に十分な理由がないことに関わるいかなる疑いも払拭するために徹底的かつ厳格な評価を実施するのは国家当局の義務であるという、十分に確立された判例に繰り返し言及することが多い¹⁰⁷。「裁判所は、引渡し条約第

¹⁰³ *I.R. v Minister for Justice, Equality and Law Reform, the Refugee Appeals Tribunal*, [2009] IEHC 353, 24 July 2009, para. 29.

¹⁰⁴ *Mibanga v Secretary of State for the Home Department*, Court of Appeal [2005] EWCA Civ 367, 17 March 2005, para. 30.

¹⁰⁵ *S. v. Federal Asylum Review Board*, Higher Administrative Court of Austria (Verwaltungsgerichtshof), 2003/20/0389, 26.11.2003.

¹⁰⁶ *I.R. v Minister for Justice, Equality and Law Reform, the Refugee Appeals Tribunal*, [2009] IEHC 353, 24 July 2009, para. 11 (「4 信憑性評価は、入手可能な証拠及び情報を全体としてとらえ、かつ合理的な分析及び公正な衡量を行った上で浮かび上がってくる全体像を参照しながら行われなければならない」)。

¹⁰⁷ *Singh and Others v. Belgium*, 33210/11 (Judgment), ECtHR, 2 October 2012, para. 103; *M.S.S. v. Belgium and Greece*, no. 30696/09 (Judgment), ECtHR, 21 January 2011, para. 387 (「裁判所は、(……) 他国への送還によって個人が条約第 3 条で禁じられた取扱いにさらされる旨のいかなる申立てについても綿密かつ厳格な精査が要求されることも、裁判所の判例において確立されていることをあらためて指摘する」)。 *M. and ors. v. Bulgaria*, no. 41416/08 (Judgment), ECtHR, 26 July 2011, para. 127 も参照 (「裁判所は、これに関連して、裁判所が条約第 3 条を重視していること及び不当な取扱いのおそれが現実化した場合に生じる可能性がある被害は取り返しがつかないことに鑑み、第 13 条にいう救済措置が有効なものであるためには、第 3 条に反する取扱いを受ける現実のおそれについて恐怖を感じる実質的理由が存在する旨のいかなる主張についても、国家当局による綿密かつ厳格な精査が例外なく要求されることをあらためて指摘する」、強調引用者)。また *Chahal v. The United Kingdom*, no. 70/1995/576/662 (Judgment), ECtHR, 15 November 1996; *NA v. The United Kingdom*, no. 25904/07 (Judgment), ECtHR, 17 July 2008, para. 111; *Jabari v. Turkey*, no. 40035/98 (Judgment), ECtHR, 11 July 2000, para. 50; *Yoh-Ekale Mwanje c. Belgique*, no. 10486/10 (Judgment), ECtHR, 20 décembre 2011; *Hirsi Jamaa and Others v. Italy*, no. 27765/09 (Judgment), ECtHR, 23 February 2012 も参照。また *Brahim Samba Diouf v. Ministre du Travail, de*

2条及び第3条に反する結果をもたらすと主張する申請者の申立ては、例外なく『国家当局』による綿密な精査の対象とされなければならないことを指摘しておくのが重要である¹⁰⁸。「第13条は、第3条に反する取扱いのおそれがあると信じるに足る理由がある状況のもとで行われたいかなる苦情申立てについても、注意深く統制された、独立のかつ厳格な審査を要求している」¹⁰⁹

さらに欧州連合司法裁判所は、EU法の基本的原則のひとつである審問を受ける権利により、当局には、申請者が提出した意見に正当な注意を払い、「個々の事案のあらゆる関連の側面を慎重にかつ公平に審査する」ことが要求されると指摘している¹¹⁰。

この原則は英国の国内先例でも十分に確立されており、「最も憂慮される状況を想定した精査 (the most anxious scrutiny)」の基準として適用されている。

「庇護事案に関しては『最も憂慮される状況を想定した精査』に基づく検討が求められることは、何度も指摘されてきた。……これは、口先だけで賛同しておけばよい御題目ではない。これらの事案で問題になっているのが、生命権そのものを含む基本的人権であることを認めたものである」¹¹¹

このことは、例えば、申請者は自己の主張を全面的に提示できるべきであること、提示されたすべての証拠が検討されなければならないこと¹¹²、並びに、決定は申請者が提示した重要な証拠（申請者の陳述を含む）及び「当該国の状況に関する入手可能な情報」の双方に基づいて行われるべきであること¹¹³を意味する。さらに、当局には、提示された証拠に関するいかなる疑いも払拭する義務がある¹¹⁴。この原則は、英国国境庁の庇護指令には盛り込まれていないものの、新たな証拠の提出に関する英国の国内指針にも盛り込まれている¹¹⁵。この点に関わる認定機関の義務及び主張されている事実を慎重にかつ厳格な精査を通じて審査するために活用可能なさまざまな手法については、事実の収集に関する章でさらに取り上げる。

L'Emploi et de l'Immigration, C-69/10, CJEU, 28 July 2011, para. 56 も参照（欧州連合司法裁判所が、申請の本案について国内司法機関が徹底的に審査しなければならないと判示している）。

¹⁰⁸ *Shamayev and Others v. Georgia and Russia*, no. 36378/02 (Judgment), ECtHR, 12 April 2005, para. 448. また *Hirsi Jamaa and Others v. Italy*, no. 27765/09 (Judgment), ECtHR, 23 February 2012, para. 198 も参照。

¹⁰⁹ *Singh and others v. Belgium*, no. 33210/11 (Judgment), ECtHR, 2 October 2012, para. 103.

¹¹⁰ *M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General (Opinion of Advocate General)*, C-277/11, CJEU, 26 April 2012, para. 88.

¹¹¹ *R v Secretary of State for the Home Department, Ex parte Sivakumar* (FC) [2003] UKHL 14, 20 March 2003 at para. 16. 基本的権利が問題となっている場合に行政決定をより厳格に精査することは、*R (Bugdaycay) v Secretary of State for the Home Department* [1987] AC 514 以降、英国の裁判所で一般的に行われるようになった。難民認定申請者の退去強制の提案に関わるこの事件についての判決で、Bridge 卿は次のように述べている：「あらゆる人権の中で最も基本的なのは生命に対する個人の権利であり、異議申し立ての対象となっている行政決定が申請者の生命を危険にさらす可能性があると考えられるものである場合、決定の根拠について最も憂慮される状況を想定した精査が求められなければならないのは確かである」（M Farrell, *Recent Developments in Human Rights and Judicial Review – The Role of the European Convention on Human Rights Act, 2003*, Free Legal Advice Centres, 16 May 2009 に於ける引用）。また *Horvath v Secretary of State for the Home Department*, Appeal No. 17338, 28 September 1998 の指摘も参照（「個々のすべての事案について**憂慮される状況を想定した精査**を行うことは、これらの〔所管大臣の代理人として行動する〕官吏の義務である」、強調引用者）。

¹¹² *A v Secretary of State for the Home Department* [2003] EWCA Civ 175, 21 January 2003, para. 20 で、Keene 卿は、「原則の問題として、関連の証拠に目をふさいでおきながら〔憂慮される状況を想定した〕精査を完遂することは困難であろう」と述べている。*PO (Nigeria) v Secretary of State for the Home Department*, [2011] EWCA Civ 132, Court of Appeal (England and Wales), 22 February 2011, [human trafficking] の第 41 項（「以上のことを考え合わせ、当職は、AIT が、原審移民事件担当裁判官の維持された認定及び矛盾のない客観的証拠とあいまって、Osagie は単独で行動していた個人的な人身取引犯に留まるものではないという認定の根拠となる、控訴人の証拠を考慮しなかったとの結論に達する」）及び第 42 項（「当職は、AIT が、おそらくは決定書の作成が長期に遅延したために、控訴人の証拠を正当に考慮しなかったと結論づけざるを得ない」）も参照。

¹¹³ *Auad v. Bulgaria*, no. 46390/10 (Judgment), ECtHR, 11 October 2011, para. 103.

¹¹⁴ *R.C. v. Sweden*, no. 41827/07 (Judgment), ECtHR, 9 March 2010, para. 53.

¹¹⁵ 英国国境庁「さらなる提出資料に関する指針－英国国境局があなたの依頼人のさらなる提出資料から得たいと考えていること (Guidance on Further Submissions – What the UK Border Agency would Like to see from your Client's Further Submission)」、2 頁（「最後に、庇護が問題となっていることから、あらゆる審査官、大臣、移民事件担当裁判官及び裁判所による検討は、憂慮される状況を想定した資料の精査を旨として行われなければならない」）。

2.9. 「疑わしきは申請者の利益に」 (灰色の利益)

「疑わしきは申請者の利益に」(灰色の利益)の原則は、申請の裏づけとなる証拠の収集に関して申請者及び審査官が相当の困難に直面するという認識を反映したものである¹¹⁶。UNHCR ハンドブックは以下のように指摘している。

「申請者がその主張を裏づけるために真に努力をしても、その供述のいくつかの部分について証拠が欠如することがあり得る。(……)難民がその事案のすべてを「立証」できることはまれであって、もしこれを要求するとすれば難民の大半は認定を受けることができないことになろう。それ故、申請者に「疑わしきは申請者の利益に」の原則(灰色の利益)を適用することが頻繁に必要なことになる」¹¹⁷

この原則は、申請者が主張する重要な事実に関連した証拠を収集するために申請者が(それどころか認定機関も)行う努力にもかかわらず、事実の一部についてなお若干の疑いが存在する可能性があることを認めるものである。さらに、この原則の必要性は、国際保護が誤って否定されれば申請者の生命及び(又は)不可侵性が重大な危険にさらされる可能性があるという認識により、一層高まる。

信憑性評価における灰色の利益の原則の必要性及び関連性は欧州人権裁判所も認めており、同裁判所は、陳述の信憑性の評価に際して申請者に灰色の利益を認めることが必要であるとしばしば判示してきた。「裁判所は、難民認定申請者がしばしば陥る特殊な状況を理由として、難民認定申請者の陳述及びその裏づけとして提出された文書の信憑性の評価に際しては、難民認定申請者に灰色の利益を認めることがしばしば必要であることを認める」¹¹⁸

したがって、灰色の利益の原則を適用することにより、審査官は、主張されている重要な事実について、たとえ当該事実を裏づける他の証拠が存在しない場合でも、信憑性があるものとして認容するという明確な結論を導くことができる。このことは英国の政策指針に反映されており、そこでは以下のように説明されている。

「不確実な又は実証されていない事実のそれぞれについて申請者に灰色の利益を認めるか否か、決定されなければならない——すなわち、審査官は、当該事実を認容できるか又は排斥できるかについて明確な認定を行わなければならないということである。最終的結論として、主張されている事実(確信が持てないもの)が『起きた可能性がある』とだけ判断することは、許容されない」¹¹⁹

¹¹⁶ UNHCR ハンドブック、第 196 項：「しかしながら、申請者は書類やその他の証拠によって自らの供述を裏付けることができないことも少なくなく、むしろ、その供述のすべてについて証拠を提出できる場合のほうが例外に属するであろう。ほとんどの場合、迫害から逃れる者はごく最少の必需品のみを所持して到着するものであって身分に関する書類すら所持しない例も多い」。

¹¹⁷ UNHCR ハンドブック、第 203 項。

¹¹⁸ *R.C. v. Sweden*, no. 41827/07 (Judgment), ECtHR, 9 March 2010, para. 50; *N. v. Sweden*, no. 23505/09 (Judgment), ECtHR, 20 July 2010, para. 53; *F.H. v. Sweden*, no. 32621/06 (Judgment), ECtHR, 20 January 2009, para. 95.

¹¹⁹ 英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」(2012年2月)、第 4.3.4 項。

2.10. 明確で曖昧さのない信憑性認定と構造的アプローチ

審査官は、特定された重要な事実の信憑性について明確で曖昧さのない認定を行うとともに、主張されている重要な事実が、信憑性があるものとして認容されるのか又は排斥されるのかをはっきり述べなければならない。この要件はオーストラリアの指針に反映されている。「審判所は、信憑性がある又は信憑性がないと認めた証拠について明確で曖昧さのない認定を行い、かつ当該認定の理由を示すべきである」¹²⁰

評価手続指令第9条2項では、申請が棄却される時は、事実に関する理由及び法律上の理由が決定の中で述べられなければならないとされている。決定の理由を、自己の申請がなぜ棄却されたのか申請者が理解できるように十分に具体的に述べる義務は、EU法の基本的原則である抗弁権の派生的原則として定式化されてきた¹²¹。

審査官は、重要な事実の信憑性を、入手したすべての関連証拠との関連で、信憑性関連の指標を基準として、申請者の個別の事情及び背景事情に適宜照らして、不利となる可能性がある信憑性認定に関して申請者が行った説明の合理性を正当に考慮しながら慎重に評価した上で、ある重要な事実を信憑性があるものとして認容するか否かを判断しなければならない。

そのような評価の後、それでも審査官の心の中に、主張されている一部の関連事実の信憑性に関して疑いの要素が残り、かつ当該事実の裏づけとなる他の証拠がない場合には、審査官は、あらゆる事情を考慮して灰色の利益の原則を適用するのが適当か否か、検討すべきである¹²²。UNHCRハンドブックで説明されている通り、灰色の利益の原則を適用することにより、審査官は、主張されている重要な事実を、たとえ当該事実を裏づける証拠が申請者の陳述以外には存在しない場合でも、信憑性があるものとして認容し、したがって、申請の中で主張されている当該重要な事実について明確で曖昧さのない結論に達することができる。

オランダの指針は、「最後に、当該外国人の陳述の評価を終えるにあたっては、これらの陳述の真実味について明確な結論を導き出し、かつ明らかにしなければならない」と定めている。指針は、事実関係、出来事及び推定に関する申請者の陳述に全体として信憑性があると考えられる場合、決定書ではこれらの認定に言及する必要はなく、決定書に言及がないことは関連の事実的信憑性があると考えられたことの表れであると推定されるべきである旨、述べている¹²³。民族又は宗教のような事実関係について主張されている重要な事実が信憑性を認められずに認容されない場合、信憑性がない旨の認定がはっきりと述べられ、かつその正当化事由が明らかにされなければならない¹²⁴。主張されている重要な事実のうち、信憑性があるものとして認容されるものとそうでないものがある場合、信憑性があると考えられる事実が特定されなければならない。ただし、当該事実がどのような

¹²⁰ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月24日）、第2.5項。

¹²¹ *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012, para. 88: 「決定の理由を、自己の申請がなぜ棄却されたのか申請者が理解できるように十分に具体的に述べる義務は、このように抗弁権の尊重の原則から派生するものである」。

¹²² UNHCR「立証責任・立証基準覚書」、第12項: 「難民申請においては、申請者が、事実に関するすべての主張が真実であると審査官が完全に確信する水準まですべての事実を証明する必要があるわけではないことから、申請者が主張する事実に関して、審査官の心証に疑いの要素が残されるのが通例である」。またUNHCRハンドブック、第196項、第203項及び第204項も参照。第196項: 「しかしながら、このような審査官による調査が必ずしも実を結ぶとは限らず、証拠によって裏付けられない供述も存在する。このような場合において、申請者の供述が信憑性を有すると思われるときは、当該事実が存在しないと十分理由がない限り、申請者が供述する事実は存在するものとして扱われるべきである。（「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益））」。第203項: 「申請者がその主張を裏づけるために真に努力をしても、その供述のいくつかの部分について証拠が欠如することがあり得る。既にみたように（前述第196節を参照）、難民がその事案のすべてを「立証」できることはまれであって、もしこれを要求するとすれば難民の大半は認定を受けることができないことになろう。それ故、申請者に「疑わしきは申請者の利益に」の原則（灰色の利益）を適用することが頻繁に必要になる」（以上、強調引用者）。またUNHCR「難民の国際保護: 難民の地位に関する1951年条約第1条の解釈（*The International Protection of Refugees: Interpreting Article 1 of the 1951 Convention Relating to the Status of Refugees*）」、3頁も参照: 「審査官がいったん申請者の主張に全体として信憑性があると判断すれば、証拠が欠如している陳述に関しては申請者に灰色の利益が与えられるべきである」（強調引用者）。

¹²³ IND-werkinstructie nr. 2010/14 (AUB): Beslissystematiek Beoordeling geloofwaardigheid en zwaarwegendheid（以下「帰化移民局業務訓令2010/14」）、4.2。

¹²⁴ 帰化移民局業務訓令2010/14、4.2。

理由で認容されたかについて、決定書で述べる必要はない¹²⁵。

オランダとは対照的に、英国の指針では、信憑性に関する認定が明確であり、曖昧さがなく、かつ審査官によって受け入れられているか否かにかかわらず、問題となった重要な事実及びそれが認容された理由の概要を決定で明らかにしなければならない¹²⁶。同様に、審査官が申請者に対して国際保護を付与する時は、「付与覚書 (Grant Minute)」と呼ばれる、理由の概要を記した理由説明書が作成されてファイルに綴じ込まれる。

国際的な法的指針及び基準設定型指針では、原則及び基準は定められているものの、信憑性評価のための、あらかじめ確立された構造的アプローチは提示していない。UNHCR は、証拠の評価に関して審査官に裁量の余地が与えられていることを認める。しかしながら、同様の事案の信憑性評価は同様の結果につながるべきである。

さらに事態を複雑にするのが、EU 加盟国が信憑性評価に関して異なる法的伝統及び実務を有していることである。一般的に言って、英米法体系はより形式的主義であり、証拠評価に関する規則及び基準を定める傾向がある。大陸法諸国では、法律で別段の具体的指針が定められていない限り、一般行政法の原則が適用される。大陸法体系では証拠の自由評価の原則が適用される場合もある。

欧州人権裁判所及び多くの EU 加盟国の国内先例は、信憑性評価にあたり、すべての証拠の自由評価の原則によって裏づけられる結論を採用しており、これには事実関係及び当事者の提出文書から導くことのできる推論も含まれる。欧州人権裁判所はさらに、「立証は、十分に有力であり、明確であり、かつ相互につじつまが合う複数の推論、又は事実に関する複数の推定であって類似しておりかつ反証がないものが並存することによって行われる場合もある」ことを明らかにしている¹²⁷。同様に、拷問禁止委員会は、すべての事案で、一連のあらゆる事情に基づいて事実を自由に評価する権限を行使している¹²⁸。

ただし、証拠の自由評価に基づくアプローチは、信憑性評価に対する構造的アプローチを排除するものではない——構造的アプローチがとられなければ、これまで述べてきた関連の基準を適切に適用できない可能性がある。

取扱いの平等という規範を擁護するのであれば、「同様の事案は同様に扱われ、かつ同一の結果に至るべきである」¹²⁹。したがって、一次審査において、信憑性評価が合理的な、一貫した、かつ公正な枠組みの中で実施されることがきわめて重要である。

本章の冒頭で述べた通り、信憑性評価とは、申請者の陳述及びその他の証拠が（どの部分について）認容でき、したがって迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖及び重大な危害を受ける現実的おそれの分析にあたって考慮することができるか否かについて判断することである。信憑性に関する認定結果は、申請に関する判断のために考慮される重要な事実の認定につながり、したがって決定プロセスの第 1 歩となる。

欧州連合司法裁判所は、資格指令第 4 条 1 項について、「難民認定申請を実証する可能性がある証拠としての事実及び事情の認定に関する（……）第 1 段階にのみ関連するものである」と判示している¹³⁰。

したがって、信憑性評価は国際保護の必要性の判断における段階のひとつに過ぎない¹³¹。それは、法律が適用されるべき関連の事実の立証を援助する手段である。たとえ審査官が、申請者によって提示された過去及び現在の出来事の情報性を認容したからといって、必ずしも、申請者が難民であり又は補完的保護を必要としているということにはならない。将来を見据えた危険性の評価及び資格が認められるための基準に対する事実関係の適用が行われなければならない。

¹²⁵ AFG03FNP, IRQ03MNP, IRQ02FBP, IRQ02MBP, IRQ01MBP, IRN01FBP

¹²⁶ 英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、第 4.3.5 項：「審査官は、事案の事実に基づいて認定を行い、かつ、どの事実を認容し又は排斥するか、申請の内部信憑性及び外部信憑性に基づいて決定すべきである。その後に行う決定では、結論の背景にある審査官の論拠が明らかにされるべきである」。

¹²⁷ *Nachova v. Bulgaria*, no. 43577/98 and 43579/98 (Judgment), ECtHR, 6 July 2005, para. 147.

¹²⁸ 国際連合・拷問禁止委員会・一般的意見第 1 号「第 2 条（ルフールマン〔追放・強制送還〕及び通報）の文脈における条約第 3 条の実施」（拷問禁止委員会第 16 会期、1997 年 11 月 21 日、A/53/44, annex IX 所収）、第 9 項(b)。

¹²⁹ Council of the European Union, *The Stockholm Programme – An Open and Secure Europe Serving and Protecting Citizens*, OJ (2010/C 115/01), 2010, section 6.2, p. 32.

¹³⁰ *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012, para. 68.

¹³¹ I Up 471/2012 Supreme Court of the Republic of Slovenia (Vrhovno sodišče Republike Slovenije), 18 October 2012, paras. 21-22 (I Up 787/2012-4 Administrative Court (Upravno sodišče Republike Slovenije), 29 August 2012)

欧州庇護カリキュラムが推進しているのは、入手可能な関連の証拠全体に基づく信憑性評価が行われることを確保するための体系的アプローチである。同研修モジュールは、審査官に対し、申請者の陳述及び入手可能な他の証拠全体から浮かび上がるすべての重要な事実を明確に特定した後、特定された重要な事実ひとつひとつについて、当該事実を確認し、裏づけ、否定し、又は当該事実に関係する証拠を列挙するよう奨励している。

ベルギー、オランダ及び英国でも、構造的アプローチが研修で推進されている。加えて、オランダ及び英国では、それが信憑性評価に関する具体的な国内指針の中で規定されている。これらのアプローチは相互に共通する特徴を有しており、また信憑性評価に関する欧州庇護カリキュラムの構成とも、特に申請者の陳述の信憑性評価について定められている指標との関連で共通の特徴を有しているが、その一方で、評価の出発点に関する規定、申請者の振舞いに関わる要素を考慮する段階及び灰色の利益の原則の適用に対するアプローチの面で違いも存在する。

CHAPTER 3

信憑性評価： 集学的アプローチ

1. はじめに.....	55
2. 申請者の個別的事情及び背景事情.....	56
2.1 人間の記憶の限界及び変容.....	57
2.1.1. 再構成.....	57
2.1.2. 「事実」の記憶：日付及び事物.....	58
2.1.3. 感情と記憶.....	60
2.1.4. 叙述の繰り返し.....	60
2.2 トラウマが記憶及び行動に及ぼす影響.....	61
2.3 恐怖心及び不信感.....	65
2.4 文化的背景及び慣習.....	66
2.5 学歴.....	68
2.6 ジェンダー.....	68
2.7 性的指向／ジェンダー・アイデンティティ.....	70
2.8 ステイグマ及び羞恥.....	71
2.9 申請者の背景の他の側面（年齢、都市部・農村部の背景、職業、 社会経済的地位、宗教等）.....	73
3. 審査官に影響を及ぼす要因.....	75
3.1 審査官.....	75
3.1.1. 審査官の思考過程.....	75
3.1.2. 審査官の個別的事情及び背景事情.....	76
3.1.3. 審査官の心理状態.....	77
3.2 政治的、社会的及び制度的文脈.....	77
3.3 繰り返しの多い業務.....	78
3.4 感覚の麻痺、信憑性疲れ、感情的距離、ストレス及び代理トラウマ.....	79
4. 小括.....	81

1. はじめに

第2章「信憑性評価：目的と原則」で指摘した通り、認定機関は庇護手続きにおける信憑性評価に関して無制限の裁量権を有しているわけではない。評価においては、申請者の基本的権利が擁護され、かつ一定の法的原則及び基準が遵守されなければならない。ひいては、信憑性評価を含む申請の審査は以下の要素を十全に考慮しながら実施されなければならないということになる。

- ① 申請者の個別的事情及び背景事情
- ② 審査官に影響を及ぼす関連の諸要素

これらの要素及び事情は、信憑性評価のあらゆる側面との関連で、またあらゆる側面全体を通じて、定型的かつ統合的に考慮されるべきである¹。以下、これらの要素について順次取り上げていく。

¹ 関連の手続的事項については、これ以降の章で分析対象とし、本章で説明する申請者の個別的事情及び背景事情並びに審査官に影響を及ぼす諸要素に照らして議論する。ただし、申請者の年齢は、若いが高齢であるかにかかわらず、本報告書の射程範囲ではないことから、本研究における実質的議論の対象とはしていないことにも留意されたい。年齢は、信憑性評価において、2つの時点から——申請者が述べた出来事が起きた時点及び庇護手続きの時点——検討すべき要素である（欧州庇護カリキュラムモジュール、第4.2.12節）ことを指摘しておけば十分である。

2. 申請者の個別的事情 及び背景事情²

自己の申請を実証する申請者の能力に関する期待、申請者の陳述の信憑性を評価するために用いられる指標及び申請者に灰色の利益を認めるか否か判断する際に適用される基準は、いずれも人間の記憶、行動、価値観、態度、危険性の認識及びリスクへの反応、並びに、真正な説明の提示のされ方に関する想定に基づいている³。実際、人間の記憶、行動及び認識が一定の規範にしたがっており、この規範からの逸脱は信憑性がないことの表れである可能性があることは、広く想定されているところである。しかし、心理学の分野における科学研究は、面接官及び審査官が一般的に抱いている想定が、人間の記憶、行動及び認識に関して現在わかっていることと合致しない場合もあることを明らかにしてきた。それどころか、これらの研究は、そのような規範は存在しないこと、人間の記憶、行動及び認識は多種多様であり、その違いは予測不可能なほどであること及びそこには幅広い要素及び事情の影響があることを示している⁴。

申請者の個別的事情及び背景事情を考慮するために、審査官は、地理上、文化上、社会経済上、ジェンダー上、教育上及び宗教上の障壁を乗り越えるとともに、個人によって異なる経験、気質及び態度を考慮しなければならない⁵。これらの要素及び事情は、神経生物学、心理学、ジェンダー研究、比較文化学、人類学及び社会学を含む多くの学問分野に関わっている。そのため、信憑性評価全体を通じて、これらの分野において相当の規模で蓄積されている関連の実証的証拠を正当に参考にすることが必要である。

面接官及び審査官は、申請の審査（信憑性評価全体を含む）のあらゆる側面において申請者の個別的事情及び背景事情を念頭に置いて考慮しなければならない。これは法的要件である⁶。

² 「個別的事情（individual circumstances）」の語は「身分事項データ（biographical data）」又は「身元（identity）」と同義ではない。これははるかに幅広い概念であり、申請者の背景及び経験並びに同様の状況に置かれている者（例えば近隣住民、家族、友人及び同一の又は類似の社会的、宗教的もしくは政治的集団の構成員）の背景及び経験も取り込むものである。申請者の「背景事情（contextual circumstances）」には、申請者の近隣地、地域及び出身国における諸条件並びに加盟国における諸条件が含まれる。この文言に関するさらに詳しい説明は、第 2 章「信憑性評価：目的と原則」参照。

³ J Herlihy, K Gleeson, S Turner, 'What Assumptions about Human Behaviour Underlie Asylum Judgments?', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 3, 2010, p 351–66 at p. 351.

⁴ J Cohen, 'Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers', *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, no. 3, 2001, p 293–309.

⁵ S Conlan, S Waters, K Berg, *Difficult to Believe: The Assessment of Asylum Claims in Ireland*, Irish Refugee Council, 2012.

⁶ 評価手続指令第 8 条(2)(a)：「加盟国は、(a)申請の審査及び決定が個別に、客観的にかつ公正に行われることを確保する」。資格指令第 4 条(3)：「国際保護の申請の評価は個別に実施される」。同第 13 条(3)(a)では、加盟国は、「インタビューを行う者が、申請に関わる個人的又は一般的事情（申請者の文化的出自又は脆弱性を含む）を可能な限度で考慮するための十分な能力を有することを確保」しなければならないと定められている。

2.1 人間の記憶の限界及び変容

申請者は、申請を実証するために過去及び現在の関連の事実を想起しなければならない。そのためには自己の記憶に依拠することになる。は、申請者が何を知っており、かつ覚えているはずであるかについて現実的期待を持たなければならない。これまでに、申請者が何を覚えているはずであるかについて一部の審査官が不合理な期待を持っている場合もあることが示唆されてきた⁷。

心理学の分野で行われてきた豊富な研究により、記憶を記録し、維持し、かつ引き出す能力には大きなばらつきがあることが明らかになっている⁸。他の人々より容易に記憶を想起できると思われる人々も存在する。実際には、過去の出来事の実事関係及び記憶を想起するのに苦勞する人々が多い。さらに、心理学的研究によって一貫して明らかにされているところによれば、人生における最も重要な、最大のトラウマとなった、又は直近の出来事についての記憶でさえ、多少なりとも正確さを持って引き出しかつ想起することが困難なこともありうる⁹。食い違いが生じること、詳細が失われること及び思い出せない部分があることは、人が記憶を記録し、維持し、かつ引き出す方法につきものの現象である。

以下、心理学の研究により明らかになってきた、そして信憑性評価に関係がある、通常の記憶（トラウマ性の記憶は除く）についての主要なポイントをいくつか説明していく。

2.1.1. 再構成

記憶は出来事の経験から人によって構成されるものであり、出来事自体の記録ではない¹⁰。記憶の内容には出来事に関する個人の意識的及び無意識的経験が反映されており、これは想起するたびに変化することもある¹¹。自伝的記憶（autobiographical memory）とは、人生（例えば学校、職業、友人、旅行、達成又は挫折及び経験した出来事）について知っていることの、思い出した時点での構成の総体である¹²。自伝的記憶においては、視覚的、言語的及び聴覚的情報は、当時の経験の正確なコピーとして記録されるのではなく、言葉による叙述として想起される時点で再構成される¹³。

再構成の過程によって生成される記憶は、内容及びアウトプットの順番もさまざまに異なる。まったく同一の再編成が2度行われることはあり得ず、つまり若干の食い違いは避けられない¹⁴。自伝的記憶とは、既知の事実によって影響され、かつそのような事実にしたがって再構成される解釈である¹⁵。そのため、自伝的記憶は時間の経過とともに、時には相当に、変化する¹⁶。いかなる出来事後

⁷ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, 2010, vol. 22, no. 4, p 469–511. この研究の具体例については第4章「事実の収集」参照。

⁸ J Cohen, 'Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers', *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, no. 3, 2001, p 293–309 (E Tulving, *Episodic and Semantic Memory*, New York Academic Press, 1972, p 381–403 を引用)。

⁹ C A Morgan-III, et al., 'Accuracy of Eyewitness Memory for Persons Encountered during Exposure to Highly Intense Stress', *International Journal of Law and Psychiatry*, vol. 27, no. 3, 2004, p. 265–79; T Valentine, J Mesout, 'Eyewitness Identification under Stress in the London Dungeon', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 23, no. 2, 2009, p 151–61.

¹⁰ M. Conway, E. Holmes, *Memory and the Law: Recommendations from the Scientific Study of Human Memory*, Leicester: The British Psychological Society Press, 2008, p. 2.

¹¹ M Conway, E Holmes, *Memory and the Law: Recommendations from the Scientific Study of Human Memory*, Leicester: The British Psychological Society Press, 2008, p. 2.

¹² M Conway, E Holmes, *Memory and the Law: Recommendations from the Scientific Study of Human Memory*, Leicester: The British Psychological Society Press, 2008, p. 2.

¹³ もっとも、元々の出来事の感覚的経験が部分的に喚起される場合はある：J Herlihy, S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p 171–92 at p. 175. M Conway, E Holmes, *Memory and the Law: Recommendations from the Scientific Study of Human Memory*, Leicester: The British Psychological Society Press, 2008.

¹⁴ S Black, L J Levine, T M Lauher, 'Autobiographical Remembering and Hypermnesia: A Comparison of Older and Younger Adults', *Psychology and Ageing*, vol. 14 no. 4, 1999, p 671–82.

¹⁵ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 470. また J Herlihy, S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection' *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, 2009, p 171–92; J Cohen, 'Errors of Recall and Credibility of Testimony: Can Omissions and Discrepancies in Successive Statements Reasonably Be Said to Undermine Credibility of Testimony', *Medico-Legal Journal*, vol. 69, no. 1, 2001, p 25–34 も参照。

¹⁶ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p. 469–511. また、P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 140 で引用されている、時間の経過が記憶に与える影響を認めた判例 (*Prosecutor v. Dragoljub Kunarac*,

にも、詳細が忘れられるにつれて記憶は自然に劣化していくものである。これは復唱（rehearsal）、すなわち出来事について語ることで変わり得る。薄れていく記憶もあれば、記憶が歪んでしまうことさえありうる一方、一層鮮やかになる記憶もあるかもしれない¹⁷。

人間の記憶は繰り返し想起することによってより詳しくなるものであり、これは記憶増進（hypermnnesia）として知られている¹⁸。研究の示すところによれば、ある記憶を2回目に想起した場合、同じ言葉による繰り返しがほとんどなく、かつ新しい細かな描写が多数付け加えられる形で、元々の説明よりも詳しくなる¹⁹。したがって、初回の面接で情報が提供されなかったことは、一貫性を欠くことの表れではなく、記憶の通常の作用の表れである可能性がある²⁰。スキーマ（schema）として知られる融合された記憶又は生成された記憶は、別々の具体的出来事が結合したものである場合もある²¹。このような結合は、その出来事が苦悩をもたらすようなものであるか、重要な出来事であるか、又は平凡な出来事であるかの如何にかかわらず生じ得る²²。したがって、繰り返された別々の出来事を正確に想起するのは著しく困難である可能性があり、出来事全体の想起が行われない場合もある²³。

より年齢が低い成人の記憶は、より最近の記憶の場合と同じように、一層変動しやすい傾向にある²⁴。より年齢が高い成人の記憶はもっと安定している場合があるが、その記憶は、経験した出来事の動的な再構成よりも知識に依拠したものである²⁵。

2.1.2. 「事実」の記憶：日付及び事物

事実に関する記憶は当該事実の出所に関する記憶よりも優れている²⁶ことから、ある事実をどのようにして知ったかについて質問するのは知識を検証するよい方法ではない。時間に関する情報（日付、時刻、頻度、期間及び時系列等）²⁷、固有名詞、言葉によるやりとりの逐語的再現、周辺的情報²⁸及び一般的事物の外見に関する記憶は信頼できないことがよく知られており、想起することが困難又は不可能な場合がある²⁹。

日付、頻度及び期間に関する記憶はほとんど常に推論、推定及び当て推量から再構成されるもので

Radomir Kovac and Zoran Vukovic, IT-96-23-T and IT-96-23/1-T, Trial Judgement, 22 February 2001, para. 564) も参照。

¹⁷ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 491.

¹⁸ D G Payne, 'Hypermnesia and Reminiscence in Recall: A Historical and Empirical Review', *Psychological Bulletin*, vol. 101, no. 1, 1987, p 5–27; , 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 495.

¹⁹ S J Anderson, G Cohen, S Taylor, 'Rewriting the Past: Some Factors Affecting the Variability of Personal memories', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 14, no. 5, 2000, p 435–54.

²⁰ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 496（「記憶増進／レミニセンス現象の強力な効果により、ある研究者チームは、法廷証言の場合、『情報の追加を理由として証人の証言が一貫性を欠いたとしても、当該証人の信憑性が低いと捉えられるべきではない』と断言している」、R P Kern, T M Libkuman, H Otani, 'Memory for Negatively Arousing and Neutral Pictorial Stimuli Using a Repeated Testing Paradigm', *Cognition & Emotion*, vol. 16, no. 6, 2002, p 749–67 を参照しての記述）。

²¹ A Baddeley, M W Eysenck, M C Anderson, *Memory*, Hove: Psychology Press, 2009. また J A List, 'Age and Schematic Differences in Reliability of Eyewitness Testimony', *Development Psychology*, vol. 22, no. 1, 1986, p 50–7 も参照。

²² H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 482.

²³ S Bidrose, G S Goodman, 'Testimony and Evidence: A Scientific Case Study of Memory for Child Sexual Abuse', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 14, no. 3, 2000, p 197–213 at p. 209.

²⁴ S J Anderson, G Cohen, S Taylor, 'Rewriting the Past: Some Factors Affecting the Variability of Personal memories', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 14, no. 5, 2000, p 435–54.

²⁵ S J Anderson, G Cohen, S Taylor, 'Rewriting the Past: Some Factors Affecting the Variability of Personal Memories', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 14, no. 5, 2000, p 435–54.

²⁶ J S McIntyre, & F I M Craik, 'Adult Age Differences for Item and Source Information', *Canadian Journal of Psychology*, vol. 41, no. 2, 1987, Adult age differences for item and source information, *Canadian Journal of Psychology*, vol. 41, 1987, p 175–92.

²⁷ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511.

²⁸ S A Christianson and M A Safer, 'Emotional Events and Emotions in Autobiographical Memories', in D C Rubin (ed.), *Remembering our Past: Studies in Autobiographical Memory*, Cambridge, 1995, p 218–41.

²⁹ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 470.

あり、正確であることはめったにない³⁰。このことは、自伝的経験及びその他の出来事の両方について当てはまる³¹。例えば、（誕生日や記念日についてそうしている人がいるように）日付を記憶しようとあえて決意して日常的に注意を向けていけば、日付を正確に想起することは可能かもしれない。しかし、豊富な研究が実証するところによれば、個人がこのように記憶しようと決意する日付は非常に個人的なものである。トラウマになった出来事又は感情的に重要な出来事を含む出来事の日付については、必ずしも記憶を決意するとは限らない³²。例えば、出来事の日付を明らかにし、又はその期間若しくは頻度を説明しようとする時、私たちは推定を行う。推定が正確である可能性は低いが、そのことは必ずしも信憑性が欠けていることの表れではない。その人が、記憶から情報を想起しようと誠実に試みている可能性もある。その後、しばらく経ってから同じ出来事について日付を述べ又は説明するよう求められた場合、私たちは再び推定を行い、異なる回答を行うかもしれない³³。したがって、このような食い違いは、過去に言ったことではなく実際に経験したことを思い出そうと試みていることの表れである可能性がある。

固有名詞は覚えるのが困難である³⁴。固有名詞を覚える能力は人によってかなりのばらつきがあるが、私たちは、友人や知人の名前さえ忘れてしまうことが多い。固有名詞を想起する能力が著しく弱い人もいる。固有名詞を想起できないことは、信憑性が欠けていることを示しているのではなく、単純に、固有名詞は覚えるのが困難であることの表れである可能性がある。

人には、ある出来事のうち自分の注意を捉えた側面を、通常は主観的に、想起するだけの傾向がある。注意の中心から離れた細部については、たとえそれが見聞きできる範囲内で起きたことであっても、正確に覚えている可能性は低い³⁵。したがって審査官は、たとえ審査官自身が覚えられるはずであると考えても、申請者がある出来事のあらゆる細部を想起できると期待すべきではない³⁶。

豊富な研究は、人間は一般的事物を視覚的に記憶する能力がとりわけ弱いという点で一致している。役に立つ機能を果たさないとみなした情報は記録しないためである³⁷。このことは、通貨、身分証明カード等の一般的事物について説明するよう申請者に求め、それに基づいて信憑性評価が行われる場合に関連してくる。また、より大きな日常的事物（建物、橋等）についても、このことが当てはまる可能性がある。このような一般的事物について説明できないことは必ずしも信憑性が欠けていることの表れではない。環境に関する個人の記憶は、記念碑又はスーパーマーケットのような主要な目標物をめぐって構成される傾向にあるが、これは距離、大きさの概算及び空間的配置に関する記憶の歪みにつながる可能性もある³⁸。

³⁰ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 470 and p. 475 で一連の研究が引用されている。

³¹ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p 471–2 で、個人的出来事及び公的出来事のいずれについても日付に関する記憶が不正確であることを実証する一連の研究が引用されている。

³² H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 473.

³³ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 491.

³⁴ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p 486–8.

³⁵ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 484.

³⁶ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 483.

³⁷ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 480.

³⁸ 諸研究のレビューは M Conway and E Holmes, *Memory and the Law: Recommendations from the Scientific Study of Human Memory*, Leicester: The British Psychological Society Press, 2008, p. 21, for a review of studies を参照。

2.1.3. 感情と記憶

適度な水準の感情は出来事についての記憶を増進させるが、感情が高まった場合はいかなる記憶の符号化³⁹も阻害する可能性がある⁴⁰。自伝的記憶の想起は気分の影響を受ける。例えば、意気消沈している人は肯定的経験よりも否定的経験を想起する可能性の方が高い⁴¹。

2.1.4. 叙述の繰り返し

記憶がどのような文脈で想起されるかによって、その再構成のあり方は変わってくる。人々が出来事について繰り返し語る場合、語る相手及び目的によって異なる視点をとる場合がある⁴²。したがって、異なる状況下で又は異なる人々を相手に行われた以前の陳述とその後の陳述との間に食い違いが生じる可能性もある。

記憶は、情報を引き出すために用いられる質問や手がかりの性質（選択回答形式の質問か又は自由回答形式の質問か等）、及び質問のされ方に影響を受ける。記憶は暗示の影響を受けやすく⁴³、被面接者がストレスを感じていたり、自尊感情が低い状態にあったり、又は面接官に対して批判的若しくは否定的見方をしたりしていると、その傾向はさらに強まる⁴⁴。研究では、情報が面接によって引き出される場合、自記入式質問票の場合と比べて報告内容に変容があることも明らかにされてきた⁴⁵。面接官がどのような振舞いをし、かつどのような意図を有していると思われるかということも記憶の想起に影響する⁴⁶。このように、面接又は陳述書の作成を繰り返すことにより、質疑応答の形式及び過程から生じる、被面接者又はその説明の信憑性には何の関係もない食い違いがもたらされる可能性はきわめて高い。

このように、「話は多くの理由で変化する可能性があり、そのような変化は必ずしも語り手が嘘をついていることを示すものではない」⁴⁷ことは、記憶の作用に関する豊富な研究によって明らかにされている。それどころか、研究は、記憶が正確に再現されるのはきわめて異例であり、逆に変容があることの方が一般的であることを明らかにしているのである。

³⁹ AllPsych Online Dictionary は、符号化（encoding）を、記憶に保存するための情報の変換と定義している。

⁴⁰ J Herlihy, S Turner, 'Asylum Claims and Memory of Trauma: Sharing our Knowledge', *The British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007, p 3–4 at p. 3; T Valentine, J Mesout, 'Eyewitness Identification under Stress in the London Dungeon', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 23, no. 2, 2009, p 151–61; K A Deffenbacher, S D Penrod, B H Bornstein and E K McGorty, 'A Meta-Analytic Review of the Effects of High Stress on Eyewitness Memory', *Law and Human Behaviour*, vol. 28, no. 6, 2004, p 687–706.

⁴¹ J M G Williams, T Barnhofer, C Crane, D Hermans, F Raes, E Watkins and T Dalgliesh, 'Autobiographical Memory Specificity and Emotional Disorder', *Psychological Bulletin*, vol. 133, no.1, 2007, p 122–48.

⁴² M Eastmond, 'Stories as Lived Experience: Narratives in Forced Migration Research', *Journal of Refugee Studies*, vol. 20, no. 2, 2007, p 248–64; B Tversky, E J Marsh, 'Biased Retellings of Events Yield Biased Memories', *Cognitive Psychology*, vol. 40, no. 1, 2000, p 1–38.

⁴³ G Gisli, *The Psychology of Interrogations, Confessions and Testimony*, Chichester: J Wiley and Son, 1992; E Loftus, 'Planting Misinformation in the Human Mind: A 30-year Investigation of the Malleability of Memory', *Learning & Memory*, vol. 12, no. 4, 2005, p 361–6. レビューについては J Herlihy, S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p 171–92 at p. 181 and J Cohen, 'Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers', *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, no. 3, 2001, p 293–309 も参照。

⁴⁴ J Baxter, J Boon, C Marley, 'Interrogative Pressure and Responses to Minimally Leading Questions', *Personality and Individual Difference*, vol. 40, no. 1, 2006, p 87–98.

⁴⁵ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 506.

⁴⁶ D Bögner, J Herlihy, C Brewin, 'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no.1, 2007, p 75–81; D Bögner, C Brewin, J Herlihy, 'Refugees' Experiences of Home Office Interviews: A Qualitative Study on the Disclosure of Sensitive Personal Information', *Journal of Ethnic and Migration Studies*, vol. 36, no. 3, 2009, p 519–35.

⁴⁷ J Cohen, 'Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers', *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, no. 3, 2001, p 293–309.



2.2 ト라우マが記憶及び行動に及ぼす影響

国際保護を申請する者は一般住民よりもトラウマになる出来事⁴⁸を体験している可能性が高い⁴⁹。心理学の文献は、トラウマになった出来事の記憶は通常の記憶と相当に異なることを明らかにしている⁵⁰。このような体験に対処しなければならないことで記憶に影響が生じることについては豊富な証拠がある⁵¹。また、トラウマが記憶の想起及び行動に及ぼす影響を実証する研究も相当量存在する⁵²。

心的外傷（トラウマ）の後におきるストレス障害には、苦痛をともなう形での出来事の再体験、出来事の感覚的符号化、出来事の記憶の意識的及び無意識的回避、過敏性、集中力の低下の症状並びにその他の過覚醒症状が含まれる⁵³。精神医学的診断を受けるために必要な基準を完全に満たさないま

⁴⁸ American Psychiatric Association, *DSM-IV-TR: Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders*, 2000 : 「精神医学的診断のために用いられている 2 つの主要な国際的マニュアルの 1 つ、『診断と統計の手引き』は、トラウマ性の体験を『その人が、実際に死亡若しくは重傷が生じ若しくはその脅威があった 1 度の若しくは複数の出来事、又は自己若しくは他者の身体的不可侵性への脅威を体験し、目撃し、又はこれらの出来事若しくは脅威に直面した』体験と定義している」。

⁴⁹ 例として以下を参照 : S Dahl, A Mutapcic, B Schei, 'Traumatic Events and Predictive Factors for Posttraumatic Symptoms in Displaced Bosnian Women in a War Zone', *Journal of Traumatic Stress*, vol. 11, no. 1, 1998, p 137-45; C Gorst-Unsworth, E Goldenberg, 'Psychological Sequelae of Torture and Organised Violence Suffered by Refugees from Iraq. Trauma-Related Factors Compared with Social Factors in Exile', *The British Journal of Psychiatry*, vol. 172, no. 1, 1998, p 90-4; M Hollifield, T Warner, N Lian, B Krakow, J H Jenkins, J Kesler, J Stevenson, J Westermeyer, 'Measuring Trauma and Health Status in Refugees: A Critical Review', *Journal of the American Medical Association*, vol. 288, no. 5, 2002, p 611-21.

⁵⁰ J Herlihy, S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p 171-92 at p. 176; J Herlihy, L Jobson, S Turner, 'Just Tell Us What Happened to You: Autobiographical Memory and Seeking Asylum', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 26, no. 5, 2012, p 661-76.

⁵¹ J Cohen, 'Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers', *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, no. 3, 2001, p 293-309. またオーストラリア政府「脆弱な状況に置かれた者に関する指針 (*Guidance on Vulnerable Persons*)」(移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年6月)、第64項及び第92項も参照。

⁵² J Herlihy, L Jobson, S Turner, 'Just Tell Us What Happened to You: Autobiographical Memory and Seeking Asylum', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 26, no. 5, 2012, p 661-76.

⁵³ American Psychiatric Association, *Diagnostic and statistical manual of mental disorders* (4th edn.), Washington

ま、このような問題を体験する場合もある⁵⁴。

トラウマになった出来事に苦しんだ者は回避の症状を示すことが多い。すなわち、その出来事について考えること及び話すことを回避したり、想起の引き金になるかもしれない状況を回避したりする⁵⁵。これは通常の生存戦略であるが、難民認定面接であらゆる関連情報が開示されるのを促進するためにはこれを抑制する必要も生じよう。したがって、申請者にとって、このようなトラウマ性の記憶を開示することは著しく困難であり、非常な苦痛をとめない、かつ有害となりうる場合がある⁵⁶。さらに、申請者は、トラウマ性の記憶の再発を引き起こす可能性がある引き金又は状況を自分が回避していることを意識さえしていない場合もある⁵⁷。申請者が質問への回答を拒んでいるように思えること、関連の情報が陳述から抜けていること、曖昧であることや関連の事実が庇護手続きのその後の段階で想起された場合に食い違いがあるように思われることは、回避によって説明できる可能性がある⁵⁸。

研究はまた、トラウマになった出来事を生き延びてきた申請者は解離を経験する場合があることも明らかにしてきた⁵⁹。解離は、トラウマになった出来事が起きた時点又はその後それを想起した時点のどちらでも起こり得る⁶⁰。トラウマになった出来事が起きた時点での解離は、記憶におけるその出来事の符号化を妨げる可能性がある。申請者は、解離性記憶喪失——すなわち、その出来事そのもの又は複数の側面が最初に符号化されることがなかったため、トラウマの一部又はすべての側面を思い出すことができない状態を経験することがある。申請者の想起に細部が欠けている、曖昧さが残る、筋道が通っていない又は空白があるのは、解離が理由である可能性もある⁶¹。解離は、トラウマになった出来事を想起するよう求められた時にも起こる場合がある⁶²。そのような想起を求められた側は、気もそぞろで感情が麻痺しているように見えたり、協力したがっていないように見えたりすることがある。

トラウマになった出来事を経験した申請者は、自分が述べている事実から感情的に切り離された、感情が無感覚の状態を呈する場合もある。申請者が無頓着であるように見えることもありうる。この

DC: American Psychiatric Association, 1994. オーストラリア政府「脆弱な状況に置かれた者に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年6月）、第79項も参照。

⁵⁴ J Herlihy, S Turner, 'Should Discrepant Accounts Given by Asylum Seekers be Taken as Proof of Deceit?', *Torture*, vol. 16, no. 2, 2006, p 81–92 at p. 86.

⁵⁵ American Psychiatric Association, *Diagnostic and statistical manual of mental disorders* (4th edn.), Washington DC: American Psychiatric Association, 1994. またスウェーデン移民庁 (Migrationsverket) 「ジェンダーを理由とする迫害：女性の保護の必要性の調査及び評価に関するガイドライン (*Gender-Based Persecution: Guidelines for Investigation and Evaluation of the Needs of Women for Protection*)」(2001年3月28日)、14頁も参照：「一連の出来事の描写は、女性があらゆる細部及び状況を思い出さたくないと考えるために、それほど詳細又は具体的なものにならないこともありうる。女性が提供する情報を評価する際には、このことも念頭に置いておくべきである」。

⁵⁶ J Herlihy, S Turner, 'Should Discrepant Accounts Given by Asylum Seekers be Taken as Proof of Deceit?', *Torture*, vol. 16, no. 2, 2006, p 81–92 at p. 83.

⁵⁷ J Herlihy, L Jobson, S Turner, 'Just Tell Us What Happened to You: Autobiographical Memory and Seeking Asylum', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 26, no. 5, 2012, p 661–76.

⁵⁸ D Bögner, J Herlihy, C Brewin, 'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007, p 75–81. また欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.2.5節も参照：「トラウマを負った人は、自分の経験についてあらゆる細部に至るまで報告・議論することを望まない場合がある。(……) PTSDの診断上の特徴のひとつは、該当者はトラウマに関連する会話をしないように努力するということである。インタビュー中に申請者が回避性反応に切り替わることもありうる」。

⁵⁹ 解離 (dissociation) は、「通常は統合されている意識、記憶、自己同一性又は環境認知の機能が混乱すること」と説明される。American Psychiatric Association, *Diagnostic and statistical manual of mental disorders* (4th edn), Washington DC: American Psychiatric Association, 1994; D Bögner, J Herlihy, C Brewin, 'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007, p 75–8. 参考文献は J Cohen, 'Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers', *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, no. 3, 2001, p 293–309 を参照。

⁶⁰ *Zubeda v. Ashcroft*, 333 F.3d 463, 476–77 (3rd Cir. 2003) : 「外国人が、トラウマ性の記憶に……悩まされている者でもこの程度の一貫性は保持できるのではないかという水準で自己の事情について説明することを困難にするおそれがあり、インタビューに臨む政府職員と難民認定申請者とのコミュニケーションを妨げるかもしれない多数の要因が存在することから、慎重さが必要である。このことは、そのような外国人が、自己の主張の立証にとって突然きわめて重要になった記憶及び詳細そのものを隠そうと試みている可能性がある場合に、とりわけ当てはまる」。

⁶¹ J Herlihy, S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p 171–92 at p. 178. また欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.2.5節も参照。

⁶² D Bögner, J Herlihy, C Brewin, 'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007. また *Falcon Rios v. Canada*, CAT/C/33/D/133/1999, 17 December 2004, para. 8.5 も参照：「委員会の見解では、締約国が挙げる曖昧さは、報告書で言及されている申立人の心理的脆弱性の結果と考えることが可能である。さらに、このような曖昧さは、申立人が信憑性を欠いているという結論を導けるほど顕著なものではない」。

ような無頓着さは、この心理的戦略についての理解がなければ、信憑性が欠けていることの表れであると誤って解釈されかねない⁶³。申請者が、心理的対処機制に精通していない者にとっては奇妙に思えるかもしれない他の方法（笑う、微笑む、にやにや笑う、黙り込む等）で反応する場合もある⁶⁴。これは、信憑性の指標として態度だけに依拠することがないよう審査官が警戒しなければならない理由のひとつに過ぎない。

トラウマ性の体験に関する記憶は、その他の自伝的記憶とは質的に異なる場合がある⁶⁵。申請者は、生じたトラウマについての言葉による叙述をまったく記憶しておらず、感情、感覚、音、におい、又はフラッシュバックや悪夢のような視覚的イメージしか覚えていないことがある⁶⁶。このような記憶は自発的に喚起されるのではなく、引き金、すなわちトラウマになった出来事を思い出させる要因によって引き出される。引き金が引かれると、当人は、経験のある側面を、あたかもそれが現在生じていることであるかのように追体験する場合がある⁶⁷。したがって、トラウマを体験してきた申請者は言葉による一貫した叙述を行えない可能性がある——そもそもそのようなものが存在しないためである。このことは、体験の断片又は印象しか語られないことを意味する場合がある⁶⁸。感覚的印象は自発的に喚起されるものではないため、面接するたびに異なる内容が想起されることもありうる。

トラウマになった出来事を体験する人の中では、一部の詳細のみ記憶され、他の細かい点は犠牲にされてしまう傾向にある。自分が注意を向けていた中心的な事柄については詳細をよりよく想起できる一方、周辺的な事柄についてはそれほど細かく想起できない可能性が高い⁶⁹。科学的研究により、周辺的な細かい事柄については食い違いが生じる頻度が高まる場合があることが明らかになっている⁷⁰。

拘禁も、出身国で行われるか受入れ国で行われるかにかかわらず、出来事の具体的細部を記録し、かつ引き出す能力に影響を及ぼす場合がある。迫害の経緯の中で拘禁が複数回行われた場合、申請者は、特に同じようなことが起きていた場合には、それぞれの拘禁をなかなか区別できない可能性がある

⁶³ J Herlihy, S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p 171–92 at p. 177. また、H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 469 で引用されている *Sheikh v. Canada* (Minister of Citizenship and Immigration) [2000] FCJ No. 568 at para. 28 (Federal Court of Canada) も参照。

⁶⁴ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.2.5 節。

⁶⁵ 国際保護の申請者の間では精神保健上の問題の発生率が通常よりも高い。申請者は、出身国での経験、避難中の経験及び（又は）仮の庇護国における経験と関連する精神保健上の問題の症状に苦しんでいる場合がある。ストレス、不安、抑うつ及び不眠はいずれも、自伝的記憶を損ない、かつ行動に影響を及ぼす可能性があることを念頭に置いておくべきである。See M Fazel, J Wheeler, J Danesh, 'Prevalence of Serious Mental Disorder in 7000 Refugees Resettled in Western Countries: A Systematic Review', *Lancet*, vol. 365, no. 9467, 2005, p 1309–14; M J Ouimet, M Munoz, L Narsiah, V Rambure, J A Correa, 'Pathologies courantes chez les demandeurs d'asile à Montréal : prévalence et facteurs de risque associés', *Canadian Journal of Public Health*, vol. 99, no. 6, 2008, p 499–504; J Cohen, 'Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers', *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, no. 3, 2001, p 293–309 参照。

⁶⁶ C Brewin, J D Gregory, M Lipton, N Burgess, 'Intrusive Images in Psychological Disorders: Characteristics, Neural Mechanisms and Treatment Implications', *Psychological Review*, vol. 117, no. 1, 2010, p 210–32. J Cohen, 'Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers', *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, no. 3, 2001, p 293–309 は多くの調査研究を参照している。J Herlihy, S Turner, 'Should Discrepant Accounts Given by Asylum Seekers be Taken as Proof of Deceit?', *Torture*, vol. 16, no. 2, 2006, p 81–92 at p. 86. J Herlihy, L Jobson, S Turner, 'Just Tell Us What Happened to You: Autobiographical Memory and Seeking Asylum', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 26, no. 5, 2012, p 661–76 も参照。欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.2.5 節も参照。

⁶⁷ J Herlihy, S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p 171–92 at p. 176.

⁶⁸ J Herlihy, S Turner, 'Should Discrepant Accounts Given by Asylum Seekers be Taken as Proof of Deceit?', *Torture*, vol. 16, no. 2, 2006, p 81–92 at p. 86. また欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.2.5 節も参照：「すなわち、申請者がインタビュー中にトラウマ性の体験について質問されても、完全に又は主としてこのような断片的な記憶しかない場合には、自分の体験について言葉による一貫した叙述を行える可能性は低い。そもそも言葉による完全な叙述が存在しないためである。このような申請者は、元々の体験時に感じた感情を偶発的に喚起する可能性が高い、断片的な事柄及び印象についての記憶しか有していないであろう」。

⁶⁹ J Herlihy, S Turner, 'Asylum Claims and Memory of Trauma: Sharing our Knowledge', *The British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007, p 3–4 at p. 3. オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月）、第4.3項も参照。

⁷⁰ J Herlihy, S Turner, 'Should Discrepant Accounts Given by Asylum Seekers be Taken as Proof of Deceit?', *Torture*, vol. 16, no. 2, 2006, p 81–92 at p 86 & 88; J Herlihy, S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p 171–92 at p. 179; S A Christianson, E F Lofus, H Hoffman, G R Loftus 'Eye Fixations and Memory for Emotional Events', *Journal of Experimental Psychology, Learning, Memory and Cognition*, vol. 17, no. 4, 1991, p 693–70.

る。記憶に関する研究で得られた証拠⁷¹が示すところによれば、人は状況に関する一般的知識（スキーマ的記憶）に依拠するものであり、具体的出来事を想起するよりもこれに依拠することの方を好む場合がある⁷²。当該出来事が苦痛をとまなう記憶である場合にはなおさらである⁷³。

通常でも存在する記憶の変容は、申請者がトラウマを体験してきた場合にはさらに大きなものとなる可能性が高い⁷⁴。記憶及び集中力の障害は、心的外傷後ストレス障害の症状のうち 2 つを挙げたものに過ぎない。想起される記憶がどの程度正確であるかは、抑うつ⁷⁵、不安、睡眠障害、悪夢、頭痛、心血管系症状、痛み及びトラウマ性の脳損傷など、トラウマの体験と関連する他の症状によってさらに影響される可能性がある⁷⁶。

また、トラウマの心理的及び身体的影響が申請者の行動に及ぶ場合があることにも注意すべきである。

国際的⁷⁷及び国内的先例⁷⁸並びに裁判上の指針⁷⁹は、トラウマになった体験に対処しなければならないことで記憶に影響が生ずることを認めている。その結果、申請者の証言及び行動に影響が出ることも認知している。例えば拷問禁止委員会は、拷問被害者に完全な正確さを期待できることはめったにないと繰り返し判示してきた。

「締約国は申立人の説明に矛盾及び食い違いがあることを指摘するが、委員会は、拷問被害者に完全な正確さを期待できることはめったになく、かつ、申立人の事実提示に存在する可能性がある食い違いは重要なものではないのであって申立人の主張の一般的正確性に関する疑念を提起するものではないと考える」⁸⁰

⁷¹ さらに詳しくは前掲「再構成」の節、特にスキーマ的記憶について説明した箇所を参照。

⁷² J Herlihy, L Jobson, S Turner, 'Just Tell Us What Happened to You: Autobiographical Memory and Seeking Asylum', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 26, no. 5, 2012, p 661–76.

⁷³ J M G Williams, 'Capture and Rumination, Functional Avoidance, and Executive Control (CaRFAX): Three Processes that Underlie Overgeneral Memory', *Cognition & Emotion*, vol. 20, no. 3–4, 2006, p 548–68.

⁷⁴ *Tala v. Sweden*, CAT/C/17/D/43/1996, 15 November 1996, para. 10.3.

⁷⁵ 研究により、抑うつは記憶に相当の影響を与えるものであり、申請者の説明に詳細さが欠けていること及び食い違いがあることの説明になる場合もあることが明らかにされてきた。特に、抑うつは、具体的記憶についてなかなか話すことができない「過度に一般化された記憶」と結びついている。L Wilson-Shaw, N Pistrang, J Herlihy, 'Non-Clinicians' Judgments about Asylum Seekers' Mental Health: How do Legal Representatives of Asylum Seekers Decide When to Request Medico-Legal Reports?', *European Journal of Psychotraumatology*, vol. 3: 18406, 2012; J M G Williams, T Barnhofer, C Crane, D Hermans, F Raes, E Watkins, T Dalgleish, 'Autobiographical Memory Specificity and Emotional Disorder', *Psychological Bulletin*, vol. 133, no. 1, 2007, p 122–48; 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.2.7 節参照。

⁷⁶ J Cohen, 'Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers', *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, no. 3, 2001, p 293–309.

⁷⁷ Rosemary Byrne, 'Assessing Testimonial Evidence in Asylum Proceedings: Guiding Standards from the International Criminal Tribunals', *International Journal of Refugee Law*, vol. 19, no. 4, December 2007, p 609–38 で引用されている *Prosecutor v. Alfred Musema (Appeal Judgement)*, ICTR-96-13-A, 16 November 2001, para. 20 参照。P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 95 で引用されている *Prosecutor v. Dragoljub Kunarac, Radomir Kovac and Zoran Vukovic*, IT-96-23-T and IT-96-23/1-T, (Trial Judgement), 22 February 2001, paras 564 and 679 も参照（「証人が体験したトラウマの性質により、証人に対し、『証人が説明した出来事の厳密な順番又は正確な日時等、告発の対象とされた特定の事件の詳細』を想起するよう期待するのは合理的でないこともありうる」）。また *Prosecutor v. Alfred Musema (Appeal Judgement)*, ICTR-96-13-A, 16 November 2001, para. 60; *Prosecutor v. Anto Furundzija (Trial Judgment)*, IT-95-17/1-T, ICTY, 10 December 1998, para. 113 も参照。

⁷⁸ *A. M. v. Federal Asylum Review Board*, Higher Administrative Court (Verwaltungsgerichtshof) 2005/01/0080 28.06.2005; Tribunale di Napoli, Sezione Civile I bis, 2 febbraio 2011, sentenza n. 30 (ナポリ審判所、判決第 30 号、2011 年 2 月 2 日); *F. C. v. Migration Office of the Ministry of Interior of the Slovak Republic*, Supreme Court of the Slovak Republic (Najvyšší súd Slovenskej republiky) 1Sza/12/2009 26th May 2009.

⁷⁹ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012 年 3 月）、第 4.3 項：「申請者はトラウマ性の体験をし、又は障がいもしくは疾病を患っている場合もあり、そのため証拠の提出能力、記憶、又は具体的な出来事もしくは詳細について述べかつ想起する能力に影響が生ずる可能性がある」。第 5.3 項も参照：「拷問を含むトラウマ性の体験は、申請の適時性、移民法の遵守、又はオーストラリア到着以降の陳述の一貫性を含む、申請者の事案の多くの側面に影響を与える可能性がある」。

⁸⁰ *Ismail Alan v. Switzerland*, CAT/C/16/D/21/1995, 8 May 1996. また *Tala v. Sweden*, CAT/C/17/D/43/1996, 15 November 1996, para. 10.3; and *Kisoki v. Sweden*, CAT/C/16/D/41/1996, 8 May 1996, para. 9.3 も参照。

同委員会並びに旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所及びルワンダ国際刑事裁判所はさらに、重要な事実に関する食い違いも、申請者の陳述の信憑性を必ずしも損なうわけではないと論を進めてきた⁸¹。

申請者は、馴染みのない環境で恐怖、当惑及び混乱を感じる場合もある。外国文化の行政制度及び法制度に関わりを持つ際に感じる自然な混乱によって、困惑が生じ、又は記憶の想起が制約される可能性がある。さらに、申請者が庇護手続き及びその結果について当然の不安を感じるにより、その声及び話し方、申請の重要な事実について詳しく述べる能力並びに態様（混乱している、緊張している又は説得力がないように見える可能性がある）に影響が生じたり、脱落及び食い違いが生じたりする場合もある⁸²。

2.3 恐怖心及び不信感

国際保護を受けるための申請をした者は、自分が経験してきたことの結果として、国家当局、出身国若しくは常居所を有していた国出身の通訳者又はその他の個人を信頼しようとしめない可能性がある⁸³。申請者の中には、出身国又は常居所を有していた国の迫害者が、仮の庇護国を含む他国に幅広いネットワークを持っていると心から信じている者がいる場合もある。さらに、申請者は、出身国又は常居所を有していた国に残された親族、友人又は仲間の生命が危険にさらされることを恐れて、一部の関連事実を開示したくないと考えるかもしれない。

UNHCR は次のように指摘している。「自らの経験から自国の当局に恐怖を有している者は、いかなる当局に対しても不安を感じるかもしれない。それ故、自由に供述したり自らの事案についての十分に正確な説明をすることをおそれるかもしれない」⁸⁴

国家当局に対する恐怖心又は不信感は、予備面接⁸⁵及び（又は）個人面接で情報が開示されないことの説明になる場合がある。このことは国際的先例⁸⁶及び裁判上の指針⁸⁷で認知されてきた。

ジェンダー、性暴力及びジェンダーを理由とする暴力、性的指向及び（若しくは）ジェンダー・アイデンティティ又は人身取引を理由として国際保護を申請している申請者は、自分の家族、コミュニティ及び（又は）人身取引犯による報復を恐れる場合がある⁸⁸。同様に、加盟国への渡航及び入国の

⁸¹ *Halil Haydin v. Sweden*, CAT/C/21/D/101/1997, 16 December 1998, para. 6.7: 「委員会は、締約国が申立人の説明に矛盾及び食い違いがあることを指摘したことに留意するとともに、さらに当該食い違いに関する申立人の説明に留意する。委員会は、拷問被害者に完全な正確さを期待できることは、特に当該被害者が心的外傷後ストレス症候群に苦しんでいる場合には、めったにないと考えるものである。委員会はまた、厳密な正確性の原則は、食い違いが重要な性質のものである場合にも必ずしも適用されるわけではないことにも留意する。本件については、委員会は、申立人による事実の提示はその主張の一般的正確性に関する信頼性について重要な疑念を提起するものではないと考えるものである」（強調引用者）。また *Delalic et al. (Appeal Chamber)* 事件に言及する *Prosecutor v. Juvénal Kajelijeli (Judgment and Sentence)*, ICTR-98-44A-T, 1 December 2003, para. 40; *Prosecutor v. Kupreskic et al. (Appeal Judgment)*, IT-95-16-A, 14 January 2000 at para. 31; *Prosecutor v. Anto Furundzija (Trial Judgment)*, IT-95-17/1-T, ICTY, 10 December 1998, para. 113 (「(……) 実のところ、食い違いは、一定の状況では真実であることの表れである場合もある」) も参照。

⁸² オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月）、第4.3項：「審判員は、審理の環境及び結果の重大性のために申請者が不安を覚え又は緊張している可能性があることを心に留めておかなければならない」。

⁸³ J Herlihy, S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p 171–92 at p. 174 (Turner, 'Torture, refuge and trust', in D E Valentine, J C Knudsen (eds.), *Mistrusting Refugees*, Berkeley: University of California Press, 1995 を引用) . NHCR ガイドライン第1号; W Kälin, 'Troubled Communication: Cross-Cultural Misunderstandings in the Asylum-Hearing', *International Migration Review*, vol. 20, no. 2, Special Issue: Refugees: Issues and Directions, Summer 1986, p 230–41 も参照。

⁸⁴ UNHCR ハンドブック、第198項。

⁸⁵ *Guan v. Gonzales*, 432 F.3d 391, 396 (2d Cir.2005); *AZ (Trafficked women) Thailand v Secretary of State for the Home Department*, CG [2010] UKUT 118 (IAC), 8 April 2010, para. 116.

⁸⁶ *Tala v. Sweden*, CAT/C/17/D/43/1996, 15 November 1996. 拷問禁止委員会に提起されたこの事件で、申立人は、自分が真実ではない陳述をし、かつ第1次庇護手続きにおける陳述には矛盾及び食い違いもあったことを認めたが、不服申立審では一貫した、綿密かつ詳細な説明を行ったとした。申立人の説明によれば、当初の行為は自分の心理状態及び当局に完全な説明を行うことに対する恐怖心によるものであり、委員会はこの説明を黙示的に認容した。

⁸⁷ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月）、第4.3項：「権力の立場にある者に対して自由に話をすることへの不信感が存在する場合もある」。第5.6項も参照：「申請者は、親族もしくは友人を危険にさらすことを恐れて、又は権力の立場にある者に対する不信感を理由として……経緯を完全には明らかにしない場合がある」。

⁸⁸ UNHCR ガイドライン第1号; 同ガイドライン第9号（第63項(i)–(viii)）。英国国境庁「庇護指令—難民認定申請におけるジェンダー問題（Asylum Instructions, *Gender Issues in Asylum Claims*）」（2010年9月）も参照。ま

手配をした仲介人からの報復を恐れる申請者もいる可能性があり、このことが、申請者が一部の関連情報を明らかにし、又は特定の書証その他の証拠を提出することをためらう理由である場合がある⁸⁹。

2.4 文化的背景及び慣習

文化はさまざまな形で信憑性に影響を与える。申請者及び審査官の文化的背景の多様性は、両者間のコミュニケーション及び理解に影響するであろう。いかなる種類の情報であれ、それを受け取った時の理解及び解釈は文化的に決定される⁹⁰。個人の文化的背景が、一方の者から他方の者に口頭又は書面で伝えられる情報の提供方法及び解釈にどのように影響するかは、文化は外在的でも内在的でもありうることから、不確かである⁹¹。陳述及び行動が誤って解釈されることは、文化横断的コミュニケーションの文脈においては特段の危険として存在する。

コミュニケーションとの関連では、単語、観念及び概念はいずれも文化が違えば異なった意味を持ち得る⁹²。単語、観念及び概念の文化的相対性を認識しないことは、誤解が生じること及び瑕疵のある信憑性評価が行われることの主要な原因となる可能性がある⁹³。例えば、「兄弟」又は「姉妹」という単語は、面接官・審査官にとっては生物学的兄弟又は養子縁組による兄弟を意味するかもしれないが、文化が異なる申請者にとっては、それ以外の人々（例えば同じ民族集団又は氏族に属する者）も含むものとして理解されるかもしれない。申請者の陳述に不正確な点又は食い違いがあるように思われる場合、このような意味の違いによって説明が可能である場合もある。ルワンダ国際刑事裁判所はこのことを認識しており、ルワンダ語の単語の意味をより明確に理解するために言語学の専門家の証言に依拠した⁹⁴。

時間、距離及び位置の概念も文化的に相対的なものである場合がある。文化が異なれば時間認識も異なる⁹⁵。文化によっては、時間の概念が時計及び西洋暦のような時間単位に基づいていないことも

た UNHCR ガイドライン第 7 号も参照。

⁸⁹ 例えば、ほとんどの一次次手続きでは秘密保持に関わる懸念が尊重されかつ守られているが、不服申立て手続きではそうでない場合がある。

⁹⁰ S Bryant, J K Peters, 'The Five Habits: Building Cross-Cultural Competence in Lawyers', *Clinical Law Review*, vol. 8, no. 1, 2001, p 33–94 at p. 39: 「例えば、ある依頼人が、自分が母国を離れたのは夢の中に神が現れて出発の時期だと告げたためである旨、説明したとしよう。依頼人の話の信憑性にとって出発時期が決定的に重要であるとすれば、事実認定担当者は依頼人の信憑性をどのように評価するだろうか。事実認定担当者は、夢が重視されている文化、干渉主義的な神が期待されている文化、又は人生における重要な決定がこのような期待もしくは価値観に基づいて行われる文化の出身だろうか。事実認定担当者は、違いがあることの結果として、その話は信憑性を欠く、又は思考過程が動揺していることを示していると判断するだろうか、それとも似ていることの結果として依頼人に信憑性を認めるだろうか」。

⁹¹ 外在的文化が人工物、食物、衣服等のように観察できるものであるのに対し、内在的文化は、人の価値観、態度及び信条のように目に見えないものである。異文化間の誤解のほとんどは内在的文化をめぐる生ずる。S Bryant, J K Peters, 'The Five Habits: Building Cross-Cultural Competence in Lawyers', *Clinical Law Review*, vol. 8, no. 1, 2001, p 33–94 (K Cushner, R W Brislin (eds.), *Intercultural Interactions: A Practical Guide*, 1996, p 6 and 10 を引用) 参照。著者らが示している例は弁護士とその依頼人に関するものだが、この点にも関連性を有する: 「ある弁護士が依頼人に、『何かわからないことがあれば、どうぞ説明するように私に言ってください』又は『はっきりしないところがあれば何でもお尋ねください』と言ったと考えてみよう。弁護士としては、こう告げた後に説明を求めない依頼人は当然、自分が言っていることを理解しているはずであると決めてかかるかもしれない。しかし、依頼人が、コミュニケーションがうまくいかないのを弁護士のせいにする (2 番目のタイプの質問) ことも、理解できないのを自分自身のせいにする (1 番目のタイプの質問) こともためらうことについては、多くの文化的違いによって説明できる場合がある。実際、出身文化によっては、依頼人はどちらの結果を生じさせることも無礼であると考えられるかもしれず、そのため弁護士を怒らせること又は自分が当惑することを恐れて説明を求めることにためらいを覚えることになるだろう」 (5 頁)。

⁹² W Kälin, 'Troubled Communication: Cross-Cultural Misunderstandings in the Asylum-Hearing', *International Migration Review*, vol. 20, no. 2, Special Issue: Refugees: Issues and Directions, Summer 1986, p 230–41 at p. 233: 「同じものを指している単語、観念及び概念も、文化が違えば異なる意味を体現していることが多い」。Matter of X, United States Executive Office for Immigration Review (EOIR), 9 August 2011, p. 8 も参照: 「当裁判所の見解では、被申立人の証言と陳述との間にある不一致の多くは、『強姦』という単語の定義をめぐる微妙な文化的及び言語的差異によって説明できるように思われる」。

⁹³ W Kälin, 'Troubled Communication: Cross-Cultural Misunderstandings in the Asylum-Hearing', *International Migration Review*, vol. 20, no. 2, Special Issue: Refugees: Issues and Directions, Summer 1986, p 230–41 at p. 234.

⁹⁴ P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 132 で引用されている *Prosecutor v. Jean-Paul Akayesu*, Case No ICTR-96-4-T, Judgment, 2 September 1998, para. 146.

⁹⁵ W Kälin, 'Troubled Communication: Cross-Cultural Misunderstandings in the Asylum-Hearing', *International Migration Review*, vol. 20, no. 2, Special Issue: Refugees: Issues and Directions, Summer 1986, p 230–41 at p. 236.

ある。出来事は、このような時間単位ではなく、季節、宗教的祝日、祭事又は他の出来事を参照することによって記憶される場合がある。暦を使う文化においてさえ、時間の概念は、西洋社会で一般的に用いられている概念とは異なることがある。さらに、西洋文化では重要と考えられている生年月日や記念日等の情報も、他の文化では重要ではないかもしれない⁹⁶。この点について参考になるのは、ルワンダ国際刑事裁判所が、証人の文化的背景によっては日時、距離、位置についてなかなか具体的なことが言えない可能性もあることを認めたことである。そのためルワンダ国際刑事裁判所は、この点について控えめであったり、遠回しの回答しか返ってこないからといって、信憑性について不利な推論は導かれなないと指摘した⁹⁷。このように、文化的要因は、信憑性がないことを示すのではなく、申請者の陳述が詳細でない、又は曖昧であると思われることの説明として理解できる場合がある。

第5章「信憑性指標」で指摘している通り、「細部の十分性」指標は、本当の経験を話している者であれば、細かい感覚的な点も含めてより豊かで詳しい表現をする傾向にあるという想定に基づくものである。しかし、文化が違えば、自伝的記憶を保存しかつ想起するやり方も非常に異なることを示す文献はますます多くなりつつある⁹⁸。

人々の文化的背景及びその社会の文化的規範は、面接官に対する説明の仕方に影響を及ぼす場合がある⁹⁹。例えば、ある女性の文化的背景とは、その女性が、第三者又は当局との接触及びコミュニケーションがほとんどないまま隔離された生活を送っていたことや、公の場では自分に代わって男性の親族に話をしてもらうことに慣れていたことを意味するかもしれない¹⁰⁰。

参考になるのは、ルワンダ国際刑事裁判所が、証言が行われる文化的枠組みを理解するためには人類学者の鑑定証言がきわめて重要であると考えてきたことである。例を挙げれば、第一審裁判部は、ルワンダ文化に特有の特徴が証言にどのように影響する可能性があるかについて具体的説明を求めため、鑑定証人を召喚した。その鑑定証人は、ルワンダ人は必ずしも質問に直接答えるとは限らず、質問がデリケートなものだと考えた時はなおさらであると説明した。また、ほとんどのルワンダ人は口承の生活を送っているため、事実は証人が認識した形で報告されるとも指摘した。口頭で伝えられた事実は、話し手がそれを個人的に目撃したか否かにかかわらず、直接経験した話として語られる可能性がある。

これにより、一部の証人が、実際には第二次情報であるものを、あたかも自分自身が目撃した話であるかのように証言する理由に説明がついた。その結果、ルワンダ国際刑事裁判所第一審裁判部は、このことを考慮して質問のあり方を具体的に修正した。さらに、第一審裁判部は、デリケートな質問と思われるものに遠回しの回答しか行われなかったという理由では、証人の信憑性についていかなる不利な推論も行わないと決定した¹⁰¹。実際、第一審裁判部は、面接時及び信憑性評価の際だけではなく、事実の収集及び整理の際にも、文化的要因に対する配慮が必要であることを強調した¹⁰²。

欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.2.20 節（「『ずっと前に』とは何を意味するのだろうか。15 年か、1 年か」）も参照。

⁹⁶ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 475.

⁹⁷ P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 103 で引用されている *Prosecutor v. Alfred Musema (Judgement and Sentence)*, ICTR-96-13-T, 27 January 2000, para. 103。また R Byrne, 'Assessing Testimonial Evidence in Asylum Proceedings: Guiding Standards from the International Criminal Tribunals', *International Journal of Refugee Law*, vol. 19, no. 4, December 2007, p 609–38 も参照。

⁹⁸ 文化と自伝的記憶に関するレビューについては J Herlihy, L Jobson, S Turner, 'Just Tell Us What Happened to You: Autobiographical Memory and Seeking Asylum', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 26, no. 5, 2012, p 661–76 at p 668–9 参照。

⁹⁹ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請（*Asylum Officer Basic Training Module: Gender-Related Claims*）」（2012 年 10 月）、第 7.1.3 項。

¹⁰⁰ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012 年 3 月）、第 4.3 項：「申請者の教育的、社会的及び文化的背景は、申請者による証拠の提出方法及び特定の概念の理解の深さに影響を及ぼす場合がある」（強調引用者）。

¹⁰¹ P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 125 で引用されている *Prosecutor v. Alfred Musema (Judgement and Sentence)*, ICTR-96-13-T, 27 January 2000, para. 103。また R Byrne, 'Assessing Testimonial Evidence in Asylum Proceedings: Guiding Standards from the International Criminal Tribunals', *International Journal of Refugee Law*, vol. 19, no. 4, December 2007, p 609–38 も参照。

¹⁰² P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 125 で引用されている *Prosecutor v. Alfred Musema (Judgement and Sentence)*, ICTR-96-13-T, 27 January 2000, para. 105。

2.5 学歴

信憑性評価の際には申請者の学歴が考慮されるべきである。申請者の中には、正式な教育を限定的に又はまったく受けていない者もいれば、高い学術資格を有している者もいる場合がある。

申請者の教育水準は、申請の理由を詳しく述べ、かつ質問に答える能力に影響を及ぼす可能性がある。自由回答形式の質問に短い回答しか行わないのは、単純に、語彙が限られていること¹⁰³、流暢に話せないこと、又は詳しい答えを求められているのがわかっていないことの反映であるかもしれない。整合性及び一貫性を備えた説明が行えないのも、信憑性が欠けているからではなく、教育及び論理的思考の訓練を受けていないことの結果である可能性がある¹⁰⁴。

申請者は非識字者であるかもしれず、例えば時間、日付及び（又は）距離の使用に関する教育を受けていないかもしれない¹⁰⁵。例えばルワンダ国際刑事裁判所第一審裁判部は、法廷で証言した証人の中には正式な教育を限定的にしか受けていない農民もいたことに留意した。そのため、そのような証人が、場所の地図又は写真等の証拠物件、フィルムその他の視覚的表現、日時、距離、色及び自動車について証言するのが困難であることは予想された¹⁰⁶。したがって、この点について控えめな又は遠回しの回答しか返ってこないからといって、信憑性について不利な推論は導かれないこととされた¹⁰⁷。

申請者がどの程度正式な教育を受けたかは、経験した一部の出来事の文脈に関する理解に影響を及ぼす場合がある。また、陳述の信憑性の確認を意図した、一般的知識を確かめるための質問に答える申請者の能力にも影響が生じるかもしれない。教育水準が低い申請者は、出身国及び（又は）出身地域の歴史、地理並びに社会的、政治的及び経済的状态について限られた知識しか有していない場合がある¹⁰⁸。

申請者の教育水準が証言能力に及ぼす影響はジェンダーに特化されるものではないが、一部の国又は文化では、女性が教育を受ける機会を否定されており、又は限られた形でしか教育にアクセスできない場合もあることを念頭に置いておくべきである。多くの難民発生国では女性の識字率がかなり低い¹⁰⁹。

2.6 ジェンダー

ジェンダーは、いかなる社会又は文化においても、その構成員のアイデンティティ、地位、役割、責任及び力関係を規定している¹¹⁰。ジェンダーによる役割は社会的に構築されたものであり、男女の生物学的差異によって決定されるものではない¹¹¹。ジェンダーによる役割のあり方は社会及び文化によって異なっており、かつ社会及び文化の内部でもさまざまであって、また社会的、政治的及

¹⁰³ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.2.16 節。

¹⁰⁴ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.2.16 節。

¹⁰⁵ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.2.16 節及び第 4.2.17 節。

¹⁰⁶ P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 125 で引用されている *Prosecutor v. Georges Anderson Nderubumwe Rutaganda*, (Judgement and Sentence), Case No ICTR-96-3-T, 6 December 1999, para. 23.

¹⁰⁷ P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 125 で引用されている *Prosecutor v. Alfred Musema (Judgement and Sentence)*, ICTR-96-13-T, 27 January 2000, para. 103。また R Byrne, 'Assessing Testimonial Evidence in Asylum Proceedings: Guiding Standards from the International Criminal Tribunals', *International Journal of Refugee Law*, vol. 19, no. 4, December 2007, p. 609–38 も参照。

¹⁰⁸ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.2.17 節。

¹⁰⁹ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第 7.1.4 項。またオーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月）、第 4.3 項も参照：「申請者の**教育的**、社会的及び文化的**背景**は、申請者による証拠の提出方法及び特定の概念の理解の深さに影響を及ぼす場合がある」（強調引用者）。

¹¹⁰ UNHCR 「難民、帰還民及び国内避難民に対する性暴力及びジェンダーを理由とする暴力：防止及び対応のためのガイドライン (*Sexual and Gender-Based Violence against Refugees, Returnees and Internally Displaced Persons: Guidelines for Prevention and Response*) 」 (2003年5月)、11頁。

¹¹¹ UNHCR ガイドライン第 1 号、第 3 項：「ジェンダーとは、それぞれの性別に対して社会的または文化的に構成され、定義されたアイデンティティ、地位、役割、責任に基づく男女間の関係を指す。他方、性別は生物学的に決定されたものである」。

び文化的環境の変化に応じて時代とともに変わっていく¹¹²。年齢、宗教、民族的及び社会的出身のような他の要素によっても異なる¹¹³。ジェンダーによる役割は男女の態度、行動、役割及び活動に影響を及ぼす。ジェンダーによる役割及びジェンダー・アイデンティティは、女性及び男性間の不平等及び力の不均衡をとまなうのが通例である¹¹⁴。世界中の多くの女性が、社会的及び経済的背景を同じくする男性に比べて不利な立場に置かれている。

ジェンダーによる違いは、記憶の想起に関する科学的研究でも認められてきた。一流の記憶研究者らは以下のように記している。

「2つのジェンダーに歴史的に与えられてきた社会的役割の相違が、それぞれのジェンダーが秀でべきであるとされる活動態様についての異なる関心及び異なる期待の発達に寄与してきたことは間違いない。そのため、記憶特性に関する男女間の相違は、男女の生理的能力、関心、期待、又はこれらの要素のやや複雑な相互作用によるものである可能性がある」¹¹⁵

ジェンダーの役割は、男女による迫害及び重大な危害の経験に、ひいては難民認定申請にも影響を及ぼす。女性は男性とは異なるやり方で迫害される可能性がある。女性はしばしば、女性が所属する社会で劣った地位に置かれていることを理由に迫害される場合がある¹¹⁶。

面接官及び審査官は、社会的制約によって、特定の出来事及び活動について女性が情報を得ること及び（又は）知ることが制限される場合もあることを認識しておくべきである。例えば、ジェンダーの役割を規定する文化的及び道徳観により、政治的組織における女性の役割が制限されることがある。すなわち、たとえ女性がある組織の構成員であり、かつ危険を冒してでもその目的を前進させようとしていたとしても、当該組織の構造及び運営について詳しく述べることはできないことがある¹¹⁷。

文化によっては、男性が自分の職業上、政治上若しくは軍事上の活動について、又は社交上の活動についてさえ女性の親族と情報を共有しないことがあり、そのために女性の申請者が何も知らない場合がある¹¹⁸。女性は、家族又は男性親族と同じ政治的意見を持っているものとされ、それを根拠として迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有しながらも、家族の成人男性が行っている活動についての知識がない場合がある。主張されている重要な事実に関する申請者の一般的知識を評価する際には、このような要素が考慮されるべきである¹¹⁹。

申請者のジェンダー、文化的背景及び教育的背景は、面接官に対して説明を行う能力に影響を及ぼす場合がある¹²⁰。例えば、女性は権威のある相手と接する経験をしたことがなく、このようなコ

¹¹² UNHCR「難民、帰還民及び国内避難民に対する性暴力及びジェンダーを理由とする暴力：防止及び対応のためのガイドライン」（2003年5月）、11頁；UNHCR「難民認定及び第三国定住の文脈におけるジェンダーへの配慮の確保（*Ensuring Gender Sensitivity in the Context of Refugee Status Determination and Resettlement*）」（2005年10月）。

¹¹³ UNHCR「難民、帰還民及び国内避難民に対する性暴力及びジェンダーを理由とする暴力：防止及び対応のためのガイドライン」（2003年5月）、11頁。

¹¹⁴ UNHCR「難民、帰還民及び国内避難民に対する性暴力及びジェンダーを理由とする暴力：防止及び対応のためのガイドライン」（2003年5月）、12頁。

¹¹⁵ E F Loftus, M R Banaji, J W Schooler, R A Foster, 'Who Remembers What?: Gender Differences in Memory', *Michigan Quarterly Review*, vol. 26, no. 1, 1987, p 64–85 at p. 83.

¹¹⁶ *Secretary of State for the Home Department (Respondent) v K (FC) (Appellant) and Fornah (Appellant) v Secretary of State for the Home Department (Respondent)*, [2006] UKHL 46, 18 October 2006, para. 86, per Baroness Hale.

¹¹⁷ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第7.1.1項。

¹¹⁸ インタビューの際、申請者のジェンダーは、質問がどのように理解され、回答がどのように行われ、かつどのような質の回答が行われるかに影響を及ぼす場合がある。慣習的に男性が有している知識及び行っている活動に焦点を当てた質問では、女性の申請者から重要な関連事実を引き出すことができないかもしれない。UNHCR, *Regional Representation for Western Europe, Note du Haut Commissariat des Nations Unies pour les réfugiés relative à l'évaluation des demandes d'asile introduites par des femmes* 参照。英国国境庁「庇護指令－難民認定申請におけるジェンダー問題」（2010年9月）も参照。

¹¹⁹ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第7.1.1項。

¹²⁰ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第7.1.3項。

コミュニケーションに自信が持てないかもしれない¹²¹。例えば、女性は、社会的隔離及び（又は）道徳観（例えば公の場では男性の親族が女性に代わって話をしなければならないとするもの）を理由として、第三者及び（又は）公的立場にある者とのコミュニケーションに慣れていないかもしれない¹²²。加えて、女性の申請者が出身国又は常居所を有していた国で他人に従わなければならないとされていることも一般的である場合がある。男性の申請者も、過去及び現在の経験のうち、自己の社会で期待されているジェンダー役割から逸脱した側面については話をしにくいと感じることがある。回答が短い、曖昧である又は一貫しないように思える場合、このような要因がその説明となるかもしれない。

女性の申請者は、多くの理由から、身分証明書類又は自己の申請を裏づけるその他の書証にアクセスできない場合がある。例えば、出身国が女性に対して市民としての全面的権利を付与していないかもし、又は女性に関する書類の管理は男性の親族が行っているかもしれない¹²³。

申請者の証言の評価は、そのジェンダーを背景として、かつ年齢、文化、宗教、家族及び出身国又は常居所を有していた国における社会経済的地位のような他の要素とも関連させながら行わなければならない。面接官及び審査官は、ジェンダーに関する固定観念的な、浅薄な、誤った又は不適切な認識に基づいて結論に達することがないように、客観的かつ公正なアプローチを保持し続ける必要がある¹²⁴。

2.7 性的指向／ジェンダー・アイデンティティ¹²⁵

性的指向／ジェンダー・アイデンティティを理由とする迫害や重大な危害から避難してくる人々も、国際保護を受ける資格を有する可能性がある。国際保護の申請が、申請者が主張する自己の性的指向／ジェンダー・アイデンティティを根拠として行われる場合、当該申請者がレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及び（又は）インターセックス¹²⁶（LGBTI）であるか否かの確認は本質的に信憑性の問題である。

しかしLGBTIの中には、多くの理由から、申請の本当の根拠を初めから明らかにしない者もいる。LGBTIである申請者は、自らの社会で人権侵害、差別、いやがらせ、疎外及び（又は）孤立に苦しんでいた場合がある。そのような扱いを受けないように、アイデンティティを隠蔽・否定することを余儀なくされていたかもしれない。自己の性的指向又はジェンダー・アイデンティティの隠蔽を余儀なくされることは、相当の心理的・身体的危害その他の形態の危害にもつながる場合がある。自己のセクシュアリティ又はジェンダー・アイデンティティを明らかにできないことへの反応として、自己否定、苦悶、羞恥、孤立、さらには自己憎悪の感覚さえ生じることもある¹²⁷。このような背景から、関連の情報を開示する申請者の能力が減衰し、面接官及び審査官に対し、迫害及び（又は）重大な危害を受けるという恐怖が自己の性的指向／ジェンダー・アイデンティティに関連していることを告知できなくなってしまう可能性がある。

申請者が自己の性的指向及び（若しくは）ジェンダー・アイデンティティを受け入れる途上にあ

¹²¹ UNHCR「女性・女子の保護のためのハンドブック（*Handbook for the Protection of Women and Girls*）」（2008年1月）。

¹²² 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第7.1.3項。UNHCR「女性・女子の保護のためのハンドブック」（2008年1月）も参照。

¹²³ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第8項。

¹²⁴ T Spijkerboer, 'Stereotyping and acceleration: gender procedural acceleration and marginalised judicial review in the Dutch asylum system', Chapter 5 in G Noll, *Proof, Evidentiary Assessment and Credibility in Asylum Procedures*, Leiden: Martinus Nijhoff, 2005.

¹²⁵ 性的指向及びジェンダー・アイデンティティの概念についてはジョグジャカルタ原則でその概要が述べられており、本報告書でもその用語法を用いる。性的指向とは、「異性もしくは同性又は複数のジェンダーを有する個人に対して情緒的、感情的及び性的に深く魅きつけられ、かつこれらの個人と親密な関係を有することに対する1人ひとりの素質」をいう。ジェンダー・アイデンティティとは、「1人ひとりの者が深く感じている内的及び個人的なジェンダー経験（当該ジェンダーは出生時に指定された性別と一致することもあれば一致しないこともある）であって、個人的な身体感覚及びジェンダーのその他の表現（服装、言葉遣い及び特有の行動上の特質を含む）を含むもの」をいう。国際法律家委員会（ICJ）「性的指向及びジェンダー・アイデンティティとの関連における国際人権法の適用に関するジョグジャカルタ原則（*Yogyakarta Principles – Principles on the Application of International Human Rights Law in Relation to Sexual Orientation and Gender Identity*）」（2007年3月、以下「ジョグジャカルタ原則」）参照。

¹²⁶ この用語法の意味については、UNHCRガイドライン第9号、第10項参照。

¹²⁷ UNHCRガイドライン第9号、第33項。

り、又はそれを公然と表現することを恐れている場合には、自分が受けた迫害又は恐れている迫害の真の程度を明らかにしながらない場合がある。LGBTI である申請者は、例えば、自分の性的指向は他人から決めつけられたものであると当初は述べたり、最終的に自分が LGBTI であることを明らかにする前に性的指向／ジェンダー・アイデンティティとは関係のない主張を行ったりすることによって、手続きの途中で主張を変更するかもしれない¹²⁸。

信憑性評価において、LGBTI の経験に関する浅薄な理解、又は誤った、文化的に不適当な若しくは固定観念的な憶測が行われないうにすることが重要である。LGBTI の経験は多種多様であり、またその文化的、経済的、家族的、政治的、宗教的及び社会的環境の影響を強く受けている。申請者の背景が、自己の性的指向／ジェンダー・アイデンティティを表現する方法に影響を及ぼしていることもあれば、申請者が堂々と LGBTI として生活していない理由の説明になっていることもある。したがって、審査官が、各難民申請の文脈と、一般的な（特に西欧の）経験又は理解には容易に位置づけられない個人の叙述の両方を理解することがきわめて重要である¹²⁹。

固定観念に基づく一定の振舞い方、若しくは外見が見られること（又は見られないこと）を根拠に、申請者が特定の性的指向若しくはジェンダー・アイデンティティを有している（又は有していない）という結論を出すべきではない¹³⁰。典型的な LGBTI であることを示す普遍的な特性又は資質は、異性愛者についてそのようなものが存在しないのと同様に、存在しない¹³¹。これは、態様その他の行動を指標として位置づけて信憑性評価で用いることがないように UNHCR が求める、もうひとつの理由である。態様についてさらに詳しくは第 6 章「信憑性指標を超えて：国の実務における信憑性評価に影響を及ぼすその他の要素」を参照。

ジェンダーが及ぼす影響は、LGBTI である男女双方が行なう難民申請に関連してくる¹³²。審査官は、ジェンダーに基づく経験の違いに注意を向けなければならない。例えば、異性愛者又はゲイの男性に関わる規範又は出身国情報は、レズビアン経験には当てはまらないことがある（レズビアンの立場は、ある文脈においては、その社会における他の女性の立場と同様かもしれない）¹³³。多様で変化しつつあるアイデンティティ及びその表れ、個人が実際に置かれている状況、並びに、出身国又は常居所を有していた国の文化的、法的、政治的及び社会的文脈が十全に考慮されなければならない¹³⁴。

2.8 ステイグマ及び羞恥

研究により、ステイグマ、羞恥心及び（又は）家族やコミュニティから拒絶されることへの恐怖は関連情報の開示を妨げ得ることが明らかにされている¹³⁵。特に、ジェンダー、性暴力及びジェンダー

¹²⁸ UNHCR ガイドライン第 9 号、第 59 項。

¹²⁹ UNHCR ガイドライン第 9 号、第 4 項。

¹³⁰ この問題については米国の裁判所でたびたび取り上げられてきた：*Shahinaj v. Gonzales*, 481 F.3d 1027, 1029, (8th Cir. 2007); *Razkane v. Holder, Attorney General*, 562 F.3d 1283, 1288, (10th Cir. 2009); *Todorovic v. US Attorney General*, 621 F.3d 1318, 1325-1327, (11th Cir. 2010)。また S Jansen and T Spikerboer, *Fleeing Homophobia: Asylum Claims Related to Sexual Orientation and Gender Identity in Europe*, 2011 も参照。英国の政策指針は、「人間についての固定観念——ゲイの男性の『男らしくない』態様又はレズビアンの男性的外見（又はそのような特徴がないこと）など——によって信憑性評価が影響されるべきではない」と指摘している。英国国境庁「庇護指令—難民認定申請における性的指向関連の問題に関するガイドライン（Asylum Instructions, Guidelines on Sexual Orientation Issues in the Asylum Claim）」（2010年10月）。

¹³¹ UNHCR ガイドライン第 9 号、第 60 項(ii)。

¹³² UNHCR ガイドライン第 9 号、第 3 項及び第 14 項。また UNHCR 「難民認定及び第三国定住の文脈におけるジェンダーへの配慮の確保 モジュール 2：難民認定におけるジェンダーへの配慮の確保—手続的問題」（2005年10月）、59頁も参照：「例えば、一部の社会の男性同性愛者は、ジェンダー役割及び社会的規則の両方に違反していることにもなり、その結果として迫害を受ける」。

¹³³ H Crawley, *Gender-Related Persecution and Women's Claims to Asylum*, The Fahamu Refugee Programme：「多くのレズビアンは、婚姻を強制されることにより、性的指向に対する権利を実質的に否定されてきた」。

¹³⁴ UNHCR ガイドライン第 9 号、第 14 項（UNHCR 「総括的結論：性的指向及びジェンダー・アイデンティティを理由として保護を求める難民認定申請者及び難民（Summary Conclusions: Asylum-Seekers and Refugees Seeking Protection on Account of their Sexual Orientation and Gender Identity）」、第 5 項を引用）。

¹³⁵ D Bögner, J Herlihy, C Brewin, 'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007, p. 75; J Millbank, "'The Ring of Truth': A Case Study of Credibility Assessment in Particular Social Group Refugee Determinations', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 1, 2009, p 1-33 at p. 14; Asylum Aid, *'I feel like as a woman, I am not welcome': A gender analysis of the UK asylum law, policy and practice*, *Women's Asylum News: Issue no. 107, December 2011-January 2012*. また UNHCR, *Note du Haut Commissariat des Nations Unies pour les réfugiés relative à l'évaluation des*

を理由とする暴力並びに（又は）性的指向／ジェンダー・アイデンティティを理由として国際保護を求める申請者は、羞恥心及び（又は）家族やコミュニティから拒絶されることへの恐怖を抱いている場合がある¹³⁶。

ジェンダーに関連する申請であって、関連の事実が例えば強制売春及び人身取引、女性性器切除又は強制的中絶¹³⁷に関わる申請を提出する申請者は、多くの理由から、情報の開示はできないと感じる、又は開示をためらう可能性がある¹³⁸。このような理由には、トラウマの影響、その他の精神保健上の問題、スティグマ及び羞恥、当局への不信、拒絶又若しくは排斥されることへの恐怖、そして報復として重大な危害を受けることへの恐怖が含まれるが、それらに限られるわけではない。申請者が、申請の真の理由、又は自分が受けた迫害若しくは恐れている迫害の真の程度について明らかにしたがらない理由は、このような要因によって説明できる場合がある¹³⁹。

ジェンダーを理由とする暴力の発生率に関する統計的データ又は報告は、事例が過少に報告されており又は訴追が行われないうる。国によっては、私的なものと考えられている出来事については、又は書類の取得により人に重大な危害のおそれが生じる場合には、当局が女性に対して書類を発給したがないこともある¹⁴⁰。ジェンダーを理由とする暴力の体験者は、文化的に容認できない、恥ずべきことであると考えられてきたこのような行為について道徳的責任を負わされることが多い¹⁴¹。性的暴行を受けた申請者はトラウマに苦しむことがあり、その症状には特に自責の念、恥辱感、記憶の喪失及び歪みが含まれる¹⁴²。

申請者は、その性的指向／ジェンダー・アイデンティティが恥ずべきもの又はタブーであると考えられている文化の中で成長したことから、これらの側面について家族にさえ明らかにしていない場合がある¹⁴³。LGBTI の中には、例えば、深い恥の感覚及び（又は）内面化された同性愛嫌悪を有して、自分の性的指向を否定したり、異性愛的な規範及び役割に一致する言語的・身体的振舞いをしたりする者もいる¹⁴⁴。著しく不寛容な国出身の申請者は、例えば自分が LGBTI であることを容易に認めない場合もある¹⁴⁵。このような申請者は、出身国、常居所を有していた国又は自分自身のコミュニティですでにスティグマを付与され、孤立させられ、又は疎外されてきた可能性がある。研究で明らかにされている通り、LGBTI は、このような経験及び感情によって、関連する重要な事

demandes d'asile introduites par des femmes, 14 December 2012 も参照。

¹³⁶ UNHCR ガイドライン第 1 号。ジェンダー関連の申請は女性又は男性のどちらからも行われる場合があることに留意されたい。ただし、迫害が特定の態様をとることにより、このような申請は女性によって行われるのがより一般的である。UNHCR「紛争から避難する女性・女子：ジェンダーと 1951 年難民条約の解釈及び適用（*Women and Girls Fleeing Conflict: Gender and the Interpretation and Application of the 1951 Refugee Convention*）」（2012 年 9 月）、44 頁；UNHCR「女性・女子の保護のためのハンドブック」（2008 年 1 月）、第 4.2.6 節、137-8 頁；Asylum Aid, *Unsustainable: The Quality of Initial Decision-making in Women's Asylum Claims*, January 2011 も参照。

¹³⁷ 申請者の性的指向に関連する申請には、ジェンダーの要素が含まれている。このような事案では、申請者は、自己の性に割り当てられた、社会的又は文化的に規定された役割もしくは行動についての期待に忠実であることを拒否していた可能性がある。UNHCR ガイドライン第 1 号、第 16 項。

¹³⁸ D Bögner, J Herlihy, C Brewin, 'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007, p 75-81; D Bögner, C Brewin, J Herlihy, 'Refugees' Experiences of Home Office Interviews: A Qualitative Study on the Disclosure of Sensitive Personal Information', *Journal of Ethnic and Migration Studies*, vol. 36, no. 3, 2009, p 519-35.

¹³⁹ UNHCR ガイドライン第 1 号、第 35 項。Irish Council for Civil Liberties, Women's Committee, *Women and the Refugee Experience: Towards a Statement of Best Practice*, Irish Times, 2000, p. 18 も参照。また *AZ (Trafficked women) Thailand v Secretary of State for the Home Department*, CG [2010] UKUT 118 (IAC), 8 April 2010, para. 116 も参照。

¹⁴⁰ スウェーデン移民庁 (Migrationsverket) 「ジェンダーを理由とする迫害：女性の保護必要性の調査及び評価に関するガイドライン」（2001 年 3 月 28 日）、15 頁。

¹⁴¹ スウェーデン移民庁 (Migrationsverket) 「ジェンダーを理由とする迫害：女性の保護必要性の調査及び評価に関するガイドライン」（2001 年 3 月 28 日）、15 頁。

¹⁴² 英国国境庁「庇護指令－難民認定申請におけるジェンダー問題」（2010 年 9 月）。

¹⁴³ UNHCR ガイドライン第 9 号、第 63 項(i)-(viii)；J Millbank, 'From Discretion to Disbelief: Recent Trends in Refugee Determinations on the Basis of Sexual Orientation in Australia and the United Kingdom', *The International Journal of Human Rights*, vol. 13, no. 2/3, 2009, p 391-414.

¹⁴⁴ L Berg, J Millbank, 'Constructing the Personal Narratives of Lesbian, Gay and Bisexual Asylum Claimants', *Journal of Refugee Studies*, vol. 22, no. 2, 2009, p 195-223.

¹⁴⁵ UNHCR ガイドライン第 9 号、第 63 項(i)-(viii)。

実の開示をためらう場合がある¹⁴⁶。このことは、国際的先例¹⁴⁷、国内先例¹⁴⁸及び裁判上の指針¹⁴⁹並びに国内政策指針¹⁵⁰で認知されてきた。

スティグマも、書証その他の証拠がないことの説明となる場合がある。ジェンダー、性暴力及びジェンダーを理由とする暴力並びに性的指向／ジェンダー・アイデンティティに付与されるスティグマは、事件が報告されないままになることを助長する¹⁵¹。危害又は危害の脅威が加えられた事件が当局に報告されない場合もあれば、一部の国々の当局が、タブーと考える事柄についての書類を発給しながらない場合もある¹⁵²。実際、例えば女性・女子が強姦された後に姦通罪で刑を言い渡される可能性がある国、又は姦通及び／若しくは同性愛が犯罪化されている国では、証拠を取得することにより一部の者が迫害のおそれにさらされる場合がある¹⁵³。そのため、このような態様の暴力に関する出身国情報は、とりわけ過少報告されていたり、量的に乏しく又は入手不可能であったりする可能性がある¹⁵⁴。

2.9 申請者の背景の他の側面（年齢、都市部・農村部の背景、職業、社会経済的地位、宗教等）

申請者の年齢は、審査官が考慮すべきもうひとつの関連要因である。本研究で利用できた資源は限られていたことにより、年齢の影響について全面的に分析することはできなかった。このような分析はフォローアップ CREDO プロジェクトで行われる予定である。

本研究のサンプルには、成人による申請ではあるものの、その重要な事実が申請者の子ども時代に関連するものであり、申請者の当時の年齢が、審査官が考慮すべき要因であるものも含まれていた。本報告書では、どのような場合にこの要因が考慮されたか、いくつかの具体例を示す。

国際保護を求める申請者は多種多様な社会的背景を有している。遠隔地の農村出身の者もいれば、大都市の中心部出身の者もいるかもしれない。自給自足の農地を耕し、又は自宅で仕事をしている者もいれば、仕事で高い地位にいた者もいるかもしれない。出身国又は常居所を有していた国でメディアにアクセスでき、旅行し、他の人々と交際していた申請者もいれば、そのようなアクセスがなく、孤立した生活を送っていた申請者もいるかもしれない。自らの行動の指針となる特定の宗教又は慣習に忠実な申請者もいる場合がある。

¹⁴⁶ D Bögner, J Herlihy, C Brewin, 'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007, p 75–81.

¹⁴⁷ *V.L. v. Switzerland*, CAT/C/37/D/262/2005, 20 November 2006, para. 8.8.

¹⁴⁸ *Refugee Appeal No. 74665*, New Zealand: Refugee Status Appeals Authority, 7 July 2004. 不服審査局は、申請者が最初に行った虚偽の申請及び虚偽の文書の提出は、明らかにすることはできないと申請者が考えたこと、すなわち申請者の性的指向を隠すための口実であったことを認容した。

¹⁴⁹ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月）、第4.5項、第4.6項及び第5.6項。

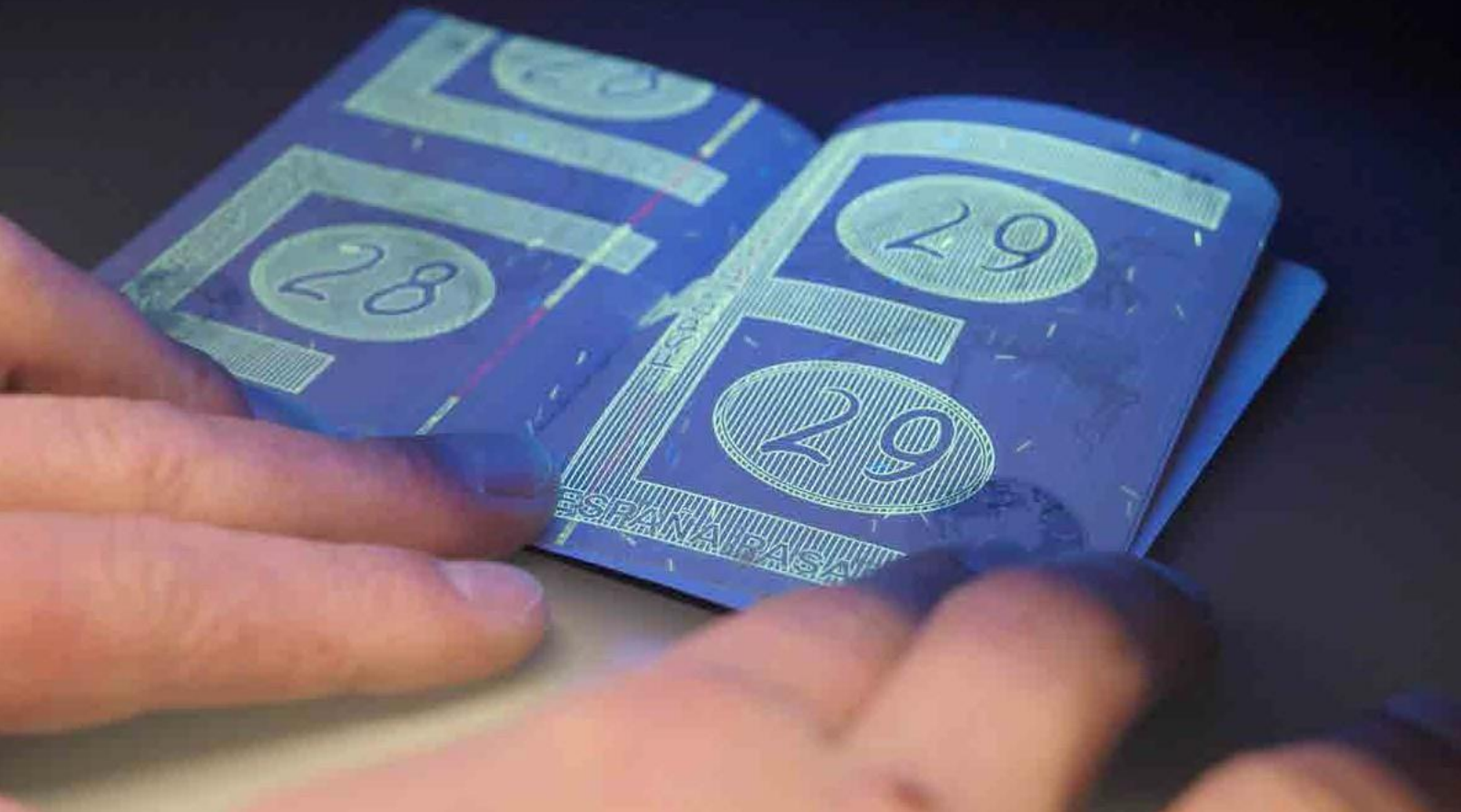
¹⁵⁰ 英国国境庁「庇護指令－難民認定申請におけるジェンダー問題」（2010年9月）、18頁；英国国境庁「庇護指令－難民認定申請におけるジェンダー・アイデンティティの問題（Asylum Instructions, *Gender Identity issues in the Asylum Claim*）」（第1版、2011年6月8日）、12頁；英国国境庁「庇護指令－難民認定申請における性的指向の問題（Asylum Instructions, *Sexual Orientation Issues in the Asylum Claim*）」（第4.1版、2011年6月8日）、10頁。Verslag van een algemeen overleg, vastgesteld 24 juli 2012, kamerstuk 19 637 nr. 1570 では、〔法務〕大臣が「カミングアウト」について次のように述べている：「Gisteren heb ik gezegd dat dat wat mij betreft een nieuw feit oplevert. Dit komt niet in de Vreemdelingencirculaire te staan, maar het komt wel in het Kamerstuk. Ik doe die toezegging dus niet zomaar. Het is wel degelijk een punt waarmee wij rekening gaan houden」。〔外国人通達〕はその後2012年9月27日付で改訂された（Besluit van de Minister voor Immigratie, Integratie en Asiel van 18 september 2012, WBV 2012/21, published Staatscourant nr. 19403, 27）。また D Bögner, J Herlihy, C Brewin, 'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007, p 75–81；スウェーデン移民庁（Migrationsverket）「特定の性的指向を理由とする迫害が根拠に挙げられている庇護事案の調査及び評価に関するガイドライン（*Guidelines for Investigation and Evaluation of Asylum Cases in Which Persecution Based on Given Sexual Orientations is Cited as a Ground*）」（2002年1月28日）、14頁も参照。

¹⁵¹ UNHCR ガイドライン第9号、第66項。

¹⁵² スウェーデン移民庁（Migrationsverket）「ジェンダーを理由とする迫害：女性の保護必要性の調査及び評価に関するガイドライン」（2001年3月28日）、15頁；D Bögner, J Herlihy, C Brewin, 'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007, p. 75.

¹⁵³ スウェーデン移民庁（Migrationsverket）「ジェンダーを理由とする迫害：女性の保護必要性の調査及び評価に関するガイドライン」（2001年3月28日）、15頁。

¹⁵⁴ UNHCR ガイドライン第9号、第66項。また UNHCR ガイドライン第1号、第36項(x)も参照。



以上は、申請者の証言に影響を与えるであろう諸要因の一部に過ぎないが、信憑性を確認するために面接時に行う質問を作成する際、また信憑性評価を実施する際に、面接官がこれらの要因を考慮することはきわめて重要である。信憑性評価におけるこれらの要因の重要性は、裁判上の指針でも認識されている¹⁵⁵。

¹⁵⁵ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月）、第4.3項。

3. 審査官に影響を及ぼす要因

審査官は、信憑性評価を実施する際、第2章「信憑性評価：目的と原則」に掲げられた基準にしたがわなければならない。以下では、審査官自身に関わる要因であって申請を評価する能力に影響を及ぼす可能性があるもののうち、一部のみ概観する。

3.1 審査官

国際保護を付与する決定は、行うのが最も難しい決定のひとつに数えられる。申請者の証言を確認し又は裏づける独立した証拠が乏しいことは一般的であり、そのために、多くの審査官は、申請者の陳述の信憑性評価のみを根拠として生死に関わる決定を行わなければならない。

客観性及び公平性の要件により、信憑性評価に対しては主観性を最小限に抑えるようなアプローチが求められる。主観性は3つの主要な領域について考えることが可能である。

- ① 審査官の思考過程
- ② 審査官の個別的事情及び背景事情
- ③ 審査官の心理状態

申請者の個別的事情及び背景事情を検討することが信憑性評価にとって決定的に重要であるのと同じように、審査官が、自分自身の個別的事情及び背景事情が決定プロセスに及ぼす影響について自覚しておくこともきわめて重要である。

3.1.1. 審査官の思考過程

直感に頼れば正確な決定から遠ざかるのが通例であることは定説である。科学的心理学は、人間が思考する時には2つのシステムを用いることを明らかにしてきた¹⁵⁶。すなわち、集中力及びやる気がある時は、慎重になって問題を考え抜くことがより可能になりやすい。しかし、気が散っていたり、急いでいたり、精神的に消耗していたりする（血糖値が低い場合を含む）と¹⁵⁷、速い思考（fast thinking）¹⁵⁸及び非言語的情報に依拠する可能性が高まる¹⁵⁹。そうになると多くのバイアスが生じるが、審査官はそれに気づいていない場合がある。

例えば、ある結論を固めた者は、その結論を裏づける証拠がたとえしっかりしたものではなくとも、その証拠を信じる可能性が高くなる¹⁶⁰。換言すれば、申請が虚偽であるという信念、直感又は予感を最初から抱いていれば、その結論に適合する証拠の方が、その結論に矛盾するものよりも受け入れられやすくなることが研究により明らかにされてきた。すべてを信じるか、すべてを信じないかのどちらかに人間を誘導し得る、ハロー効果として知られる傾向も存在する¹⁶¹。そのため、ここでは情

¹⁵⁶ 「二重過程」モデルとして知られるこのモデルによれば、個人は情報を意識的レベル及び無意識的レベルで同時に処理している。例えば S Chaiken, Y Trope, *Dual-Process Theories in Social Psychology*, New York: Guilford Press, 1999 参照。

¹⁵⁷ D Kahneman, *Thinking, Fast and Slow*, London: Allen Lane, 2011, p 41–4 [邦訳/ダニエル・カーネマン『ファスト&スロー 上・下』（村井章子訳）早川書房・2012年〕。また S Danziger, J Levav, L Avnaim-Pesso, *Extraneous Factors in Judicial Decisions*, Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America, 2011 も参照。イスラエルにおける仮釈放決定についての研究では、食事休憩の顕著な影響が明らかにされた。食事休憩直後に行われた決定は、現状維持（すなわち仮釈放の却下）となる確率をはるかに高かった。

¹⁵⁸ D Kahneman, *Thinking, Fast and Slow*, London: Allen Lane, 2011.

¹⁵⁹ M A Reinhard, S L Sporer, 'Verbal and Nonverbal Behaviour as a Basis for Credibility Attribution: The Impact of Task Involvement and Cognitive Capacity', *Journal of Experimental Social Psychology*, vol. 44 no. 3, 2008, p 477–88.

¹⁶⁰ これは「確証バイアス」の原理に基づくものである。R S Nickerson, 'Confirmation Bias: A Ubiquitous Phenomenon in Many Guises', *Review of General Psychology*, vol. 2, no. 2, 1998, p 175–220 参照。

¹⁶¹ AllPsych Online Dictionary は、ハロー効果を「ある人について、特定の肯定的又は否定的特性をひとつ発見した

報がどのような順番で提供・収集されるかが重要である。ハロー効果は第一印象の重みを強め、時にはその後の情報が無関係なものとして扱われる状態に至ることまでである。換言すれば、事実認定担当者が、たとえ信頼できないものであっても自分の最初の直感又は印象を裏づける証拠の方をより重視する限り、第一印象は事実認定を歪めてしまう可能性がある。

審査官は、自分の事実認定、推論及び決定が、どのような場合に、入手可能な事実全体の考慮ではなく、主として直感によって導かれ又は左右されるかを自覚するように努めなければならない。

3.1.2. 審査官の個別的事情及び背景事情

決定が不適切に主観的なものとなりうるもうひとつの経緯として、審査官自身の背景、年齢、ジェンダー、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ、文化、宗教、信条、価値観、社会的地位、学歴及び人生経験が知らず知らずのうちに影響を及ぼしている場合がある。審査官はそれぞれ1人の人間であり、特定の（単一の若しくは複数の）文化及び（又は）背景事情の中で蓄積されてきた心理的発達、知識及び人生経験に基づく、独自の個人的意見、価値観、物の見方、態度、好み、偏見及びバイアスを持った存在である。

審査官は必然的に、自分自身の背景及び人生経験の視点から——「私なら、あるいは私が知っている誰かなら、この状況で何をやるだろうか」と自問しながら——業務に臨むことが示唆されてきた¹⁶²。しかしこのようなアプローチでは、自分とは異なる申請者の人生経験、個人的事情及び心理的反応¹⁶³、並びに、申請者がある場所から逃れて、そしてそこには戻ることを望まないと考えている特殊状況を考慮することができない可能性がある。

主観的な人生経験は個人の直感に影響を及ぼすものである。したがって、審査官が、自分自身とは全体として異なる経験をしてきた申請者の人生経験を評価するにあたってそのような感情に依拠するとすれば、それは誤ったものとなる可能性が高い。自分が遭遇するほとんどすべての事柄について、自分自身の限られた人生経験をもとに直感的な感情及び意見を形成するのは、人間にとって普通のことであるかもしれない¹⁶⁴。陳述についても、それが審査官の保持している信条や好みと論理的に又は連想により結びついているからという理由で、又はその出所が信頼できるために、信じるという傾向も生じることがある。実際のところ、直感の中には、経験の繰り返しを通じて獲得された技能及び専門性に基いて形成されたものもあろう。対照的に、主観的にはそのような直感と区別できない場合もあるにせよ、限られた人生経験に基いて形成されたに過ぎない直感もありうる¹⁶⁵。

文化が異なる人々の行動、規範（ジェンダー規範を含む）及び慣習、異なる文化的文脈の中で生じた出来事、並びに、他国の政治制度、司法制度及び社会制度における実務及び手続きについて評価を行う際には、相当の注意が要求される¹⁶⁶。行動及び危険性の認識は、文化的にも個人的にも相対的なものである¹⁶⁷。審査官が、何が自然かつ合理的であり何がそうでないかについての自分自身の見解に過度に影響される危険性もある。その人自身の背景、文化、慣習、ジェンダー及び社会的規範は、そのような見解に必然的に影響を及ぼしているはずである¹⁶⁸。カナダ連邦裁判所は、文化的一般化により推論を行うこと及び固定観念的人物像に依拠することの危険性について警鐘を鳴らしてきた¹⁶⁹。審査官は、「問題となっている国の状況について手にしている情報のレンズを通して物を見なければならぬ」のである¹⁷⁰。

申請者がどのように行動できた（行動すべきであった）か又は特定の出来事がどのように展開し得た（展開したはずである）かに関する審査官自身の持論を反映した推測的な論法は、それが独立の、信頼に足る、かつ客観的な情報源に基づくものでない限り、客観性の原則にも違反する。

後には、全般的に肯定的な又は全般的に否定的な特性を有しているとみなす傾向」と定義している。このような傾向が生じるのは、一貫性、特にあらゆることがびったりと組み合わせることが、人間にとって重要であるからである。

¹⁶² R Graycar, 'The gender of judgments: an introduction', in M Thornton (ed.), *Public and Private Feminist Legal Debates*, Melbourne: OUP, 1991, p 262–82.

¹⁶³ J Herlihy, K Gleeson, S Turner, 'What Assumptions about Human Behaviour Underlie Asylum Judgments?', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 3, 2010, p 351–66.

¹⁶⁴ D Kahneman, *Thinking, Fast and Slow*, London: Allen Lane, 2011, p 45, 97.

¹⁶⁵ D Kahneman, *Thinking, Fast and Slow*, London: Allen Lane, 2011, p.185.

¹⁶⁶ カナダ移民難民委員会「難民保護申請における信憑性評価」（2004年1月31日）、第2.3.5節、34頁。

¹⁶⁷ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.2.20節。

¹⁶⁸ *Y v Secretary of State for the Home Department*, [2006] EWCA Civ 1223, 26 July 2006. また R Graycar, 'The gender of judgments: an introduction', in M Thornton (ed.), *Public and Private Feminist Legal Debates*, Melbourne: OUP, 1991 p 262–82 も参照。

¹⁶⁹ カナダ移民難民委員会「難民保護申請における信憑性評価」（2004年1月31日）、第2.3.5節、35頁。

¹⁷⁰ *Y v Secretary of State for the Home Department*, [2006] EWCA Civ 1223, 26 July 2006, para.27.

3.1.3. 審査官の心理状態

審査官が、信憑性について予断を抱いたり、懐疑心すなわち却下しようという心構えで業務に臨んだりしないようにすることはきわめて重要である。そうしなければ、事実の収集及び申請者の信憑性評価が歪められてしまう可能性がある。

研究は、気分及び身体的状態が人の思考及び行動に影響する場合があることを明らかにしてきた。審査官の中には、UNHCR に対し、申請者が面接時に嘘をついたと思われた場合、そのような行動を自分個人に向けられたものと受け取る傾向があると話し、そんなことをされると腹が立つ、いらいらする、侮辱されたと感じる、閉口する、動揺すると打ち明けた者もいる。これにより、申請者の陳述の他の部分について審査官がどのように評価するかに影響が生じる可能性は非常に高い。

個人の内部にある主観性及び思考過程における主観性のいずれについても、自覚を持つことがその対策である。信憑性を評価するためには、面接官及び審査官が自己評価を行い、自分自身の感情的及び身体的状態、価値観、見解、思い込み、偏見並びに人生経験がどの程度意思決定に影響を及ぼしているのか、認識しておかなければならない¹⁷¹。認定機関及び個々の審査官がこのような影響について基本的な理解及び自覚を持ち、主観性及び不公平性を可能な限り最小限に抑えるための措置をとれるようにすることが、決定的に重要である¹⁷²。

3.2 政治的、社会的及び制度的文脈

多くの審査官が、非正規移民を防止し、かつ虚偽の申請を提出する者によって庇護制度が濫用されないようにすることに関心を持つ社会的、政治的及び（又は）制度的文脈のもとで業務を行っていることを認識しておくのは重要である。

EU 加盟国の中には、国際保護申請の認定担当機関が、移民及び国境管理を担当する政府機関の一部とされている国もある。このような政府機関は、非正規移民を防止・削減することに対する、EU 及び（又は）国内レベルでの要請に基づいて活動している可能性が高い。加えて、一部の EU 加盟国では、庇護に関する政治的議論の報道が、庇護は非正規移民を防止するための措置を無効化してしまうという公衆の見方を助長している場合がある。このような文脈のもと、認定機関及び審査官は、目の前の申請が偽造された証拠に基づくものではないかという懸念を抱くかもしれない。このような懸念は EU の最上級レベルにも反映されており、欧州理事会は、欧州共通庇護制度（CEAS）は「高度な保護基準に基づく」ものであるべき一方で、「濫用を防止することができる公正かつ効果的な手続きも正当に顧慮されるべきである」と宣言している¹⁷³。

このような背景は、信憑性評価を担当する審査官及び面接官の心構え及び態度にも、意識的にせよ無意識的にせよ影響を及ぼしている可能性がある。

面接調査の対象とされた審査官らは、開かれた姿勢で検討を開始するつもりでいると述べたが¹⁷⁴、

¹⁷¹ R Thomas, *Administrative Justice and Asylum Appeals: A Study of Tribunal Adjudication*, Oxford: Hart Publishing, 2011, p. 166; J Millbank, “The Ring of Truth”: A Case Study of Credibility Assessment in Particular Social Group Refugee Determinations’, *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 1, 2009; A Macklin, *Truth and Consequences: Credibility Determination in the Refugee Context*, International Association of Refugee Law Judges, 1998 Conference.

¹⁷² R Graycar, ‘The gender of judgements: an introduction’, in M Thornton (ed.), *Public and Private: Feminist Legal Debates*, Melbourne: OUP, 1995, p. 267 : 「裁判官が、世界について何を知っており、自分がしていることをどのような形で知っており、かつその知識が裁判官としてのその活動にどのように移し替えられているかは、きわめて重要である。自らの偏見について自覚するよう裁判官を教育することができれば、少なくとも、そのような偏見がどの時点で自分達の判断に影響を及ぼし始めるか、警戒することぐらいはできるようになるかもしれない。ひょっとしたら、裁判官がこれまでとは違うやり方で考え始めることさえありうる」。信憑性評価に関する研修プログラムでも、難民認定審査官に対し、自分自身の「個人的荷物」は脇に置いておくよう求めている（欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.2.22 節参照）。

¹⁷³ Council of the European Union, *The Stockholm Programme – An Open and Secure Europe Serving and Protecting Citizens*, OJ (2010/C 115/01), 2010, p. 32.

¹⁷⁴ UNHCR がインタビューした審査官は、インタビューを開始する前に特定の見解を持っていることはないと思うと報告した。審査官 B は、「私は開かれた姿勢で始めます」と語った（インタビュー 2）。審査官 F は、「各事案に取りかかる前に調査を行い、スクリーニングインタビューの記録を読むことが多いです。でも事案についての意見を固めるといことはありません」と語った（インタビュー 6）。同様の意見を A も述べている。「あらかじめ判断することはできません。しっかり調査しなければ道を誤ることになります。インタビューを始める前に特定の見方を持ってしまうと、インタビューの準備全体が台無しになってしまいかねません」（インタビュー 1）。

申請者の過半数は経済移民だと思ふという見解を表明した審査官もいた¹⁷⁵。ある議論の際には、法律実務家が、審査官は自分達の仕事を保護の提供ではなく扉を閉ざしたままにしておくことだと捉える傾向にあると述べている¹⁷⁶。

庇護制度の濫用を防止しなければならないという社会的、政治的及び制度的圧力が審査官の心構えに潜在的に影響を及ぼし、審査官が猜疑心と不信の念をもって信憑性評価に臨むようになる可能性もある¹⁷⁷。

したがって、審査官が、その任務は基本的人権の擁護であること、またその目的は保護、すなわち国際保護を受ける資格を有する申請者を特定することである点を想起することが不可欠である。さらに、認定機関が、必要に応じ、保護志向の制度的心構え及び保護に敏感な制度的文化を確保するために適切な措置をとることもきわめて重要になる。

3.3 繰り返しの多い業務

客観性及び公正性を維持するのが難題であるのは認識されている。認定機関の審査官が、しばしば限られた時間枠の中で、また時には同一の（少数の）出身国又は常居所を有していた国からやってきた複数の申請者が提出する申請を評価するよう繰り返し求められていることに鑑みれば、なおさらである。繰り返しの多い業務であることから、審査官が、意識しているか否かにかかわらず、複数の申請を一般的なケース類型に分類し¹⁷⁸、その信憑性について予断を抱いてしまう傾向が生ずるおそれがある¹⁷⁹。ある加盟国で面接対象とされた審査官の過半数は、同じような話を何度も耳にしており、その話は虚偽だと考えていると述べた¹⁸⁰。

面接対象とされた審査官のうち、複数の申請者による似たような説明が信憑性の指標になりうるかもしれないという理解を口にする者はいなかった。

同一の出身国又は常居所を有していた国から提出された同様の申請について過去に信憑性の有無に関する認定が行われていたとしても、それによって結果に関する予断が形成されるべきではない。その逆に、ある申請が、同じ出身国又は常居所を有していた国から提出された他の申請と相当に異なるからといって、その信憑性に関する予断が形成されるべきではない。この点については、たとえ「危

¹⁷⁵ 例えば審査官 A は、「今は 90%が経済移民だと思います」と語った（インタビュー1）。他の審査官は、「難民認定申請にやってくるのはみんな難民認定申請者ではありません、経済移民です。彼らは経済的理由で来ています、私に向かって率直に言った人もいます」（インタビュー3）、「一般的には、彼らがやってくるのは経済的理由にはなりません」（インタビュー4）と語っている。ある審査官は次のように述べた。「申請者は嘘をついて移民制度を濫用し、給付制度を濫用しています。ここで何が起きているのか、私にとっては非常にはっきりしています。こういうことにさらされていれば、非常に冷笑的にもなります」（インタビュー5）

¹⁷⁶ 2012年6月12日に行われた法律実務家との会合。

¹⁷⁷ G Coffey, 'The Credibility of Credibility Evidence at the Refugee Review Tribunal', *International Journal of Refugee Law*, vol. 15, no. 3, 2003, p 377-417 at p. 417: 「実際には条約難民である難民認定申請者が不信の目で見られると、多くのレベルで望ましくない事態が生じるものである。誤審が行われ、庇護の原則が裏切られる。難民認定申請者の被害経験の証人となることができず、その結果、迫害者の目論見——迫害被害者の信用を傷つけ、沈黙させること——が知らず知らずのうちに完遂されてしまう。迫害を生き抜いた者が正当な理由なく疑われないようにすることは我々の義務である」。

¹⁷⁸ 固定観念について、J Herlihy, S W Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p. 191 参照。

¹⁷⁹ ある審査官は、「ある程度の期間が過ぎると、固定観念を持たざるを得ません。客観的であり続け、その人が何を言うのか見極めようとはしています。けれども、その国籍を保持している者についての先入観を遮断することはできません。物事についての先入観ができあがってしまうので、この仕事を長く続けるのは無理です」と述べた（インタビュー3）。同様に、別の審査官は、「時にはすごく大変です。この仕事を長くやるべきではないと思います。感覚が麻痺してきて、同じ話を聞くうちに先入観ができあがってしまうんです」と語っている（面接インタビュー6）。ある上級審査官も、「似たような話が続くということは【審査官が】ちょっと飽き飽きしてしまうということで、これは事案を審査するのに正しい心境ではありません」とコメントしている（インタビュー8）。

¹⁸⁰ 審査官 A は、「直感的に虚偽だと考え、ああ、ただよと内心思うんです」と語った（インタビュー1）。難民認定審査官 E は、「アフガニスタン人と言えば、全員がタリバンを恐れており、全員が兄弟の誰かをタリバンに徴発されています。こうなるとインタビュー前の出発点が変わってしまい、申請者がタリバンを恐れているのはわかっている、これもいつもの平凡な申請だろうと思ってしまうのです。これは虚偽だ、と」と述べた（インタビュー5）。審査官 D は、「これは虚偽だ、と。他の人間がその話を使って資格を認めてもらったことを知っている人間は多いものです」と語った（インタビュー4）。審査官 C は、「まあ、質問する前に答えがわかっているならば、なかなか信じにくいものです」と述べた（インタビュー3）。ある審査官は、この仕事の難しさに触れて、「これは個別の事案であって、各事案の背景要因を検討しなければいけないということを自分に思い出さなければいけません。——全員が嘘をついてるなんてあり得ないのですから」と語っている（インタビュー6）。

険な状況にある」集団及びそうではない集団に関する国別指針が背景としてある場合でも、各申請は個別に、公正にかつ客観的に評価されなければならないことも付記しておく価値がある。

3.4 感覚の麻痺、信憑性疲れ、感情的距離、ストレス及び代理トラウマ

拷問、暴力又は非人道的な及び品位を傷つける取扱いについての語りに日常的に接していると、審査官に心理的被害が生じることもありうる。UNHCR が面接した審査官は、申請者が受けたと主張する迫害の説明を繰り返し見聞きすることの心理的ストレスについて証言している。

例えば、ある審査官は次のように語った。

「ある面接では、申請者が子どもたちをガンビアに残してきていたのですが、面接の最後に彼女は泣き崩れてしまいました。私は、面接の時の彼女の苦しみ方に影響されてしまいました。面接の時に生々しい写真を見せられたこともあります。面接の後遺症というのは実際あって、私は今でも自分が聞いたことに苦しめられています」¹⁸¹

別の審査官は、「常におぞましい話を耳にするというのは強烈なことです。影響は出てきます」と述べている¹⁸²。

面接官及び審査官は、そのような証拠に接したために心理的苦痛——いわゆる代理トラウマ——を感じるようになり、事実認定及び公正性を知らず知らずのうちに阻害する自然な対処機制を採用してしまう可能性がある¹⁸³。

面接官及び審査官は、証拠の内容があまりにもおぞましいと考え、想像できない、作り話であるとして拒絶したくなってしまい、したがって信憑性がないと判断する可能性もある¹⁸⁴。最近実施された他の調査では、「各事案に新鮮な気持ちで臨み、かつ、より高い水準の人権侵害でなければ共感を呼び起こせなくさせる苦痛の階層構造を作らないようにすることは、ますます難しくなる」と指摘されている¹⁸⁵。信じようとしめないことは非常に人間的な対処戦略であるが、これが客観性及び公正性を損なってしまうのである。

感情的に距離を置くことが客観性を維持する上で必要不可欠と捉えられる場合もある。ただし、審査官は、そのように距離を置くことが不信及び申請者の説明に関わることへのためらいへと転化しないよう注意しなければならない¹⁸⁶。UNHCR に対し、感情的に距離を置くことで、トラウマに

¹⁸¹ インタビュー3。

¹⁸² インタビュー6。同様に、別の審査官は「極端に腹立たしい内容のこともあります。確かに影響は出ます」と語っている（インタビュー4）。

¹⁸³ 例えば、審査官が、さらなる苦痛を引き起こす証拠に接することを避けようとするかもしれず、これによってインタビュー中の申請者との質疑応答及び（又は）関連するさらなる裏づけ証拠の追求が歪められてしまう可能性もある。D Bögner, J Herlihy, C Brewin, 'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007, p 75–81 at p. 79 参照。

¹⁸⁴ J Cohen, 'Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers', *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, 2001, p 293–309 (R F Mollica's chapter, 'The trauma story: the psychiatric care of refugee survivors of violence and torture', in F M Ochberg, (ed.), *Post Traumatic Therapy and Victims of Violence*, 1998, New York: Brunner/Mazel を引用) : 「Mollica (1988) は、腹立たしい出来事について聴聞する際の悪影響に抵抗するため、面接官自身の精神防衛機能が発動されるであろうことを明らかにした」。カナダ難民審判所の審判員の間で見られた直接の回避、否定及び矮小化の例として、C Rousseau, F Crépeau, P Foxen, F Houle, 'The Complexity of Determining Refugeehood: A Multidisciplinary Analysis of the Decision-Making Process of the Canadian Immigration and Refugee Board', *Journal of Refugee Studies*, vol. 15, no. 1, 2002, p 43–70 も参照。

¹⁸⁵ H Baillot, S Cowan, V Munro, *Research Briefing: Rape Narratives and Credibility Assessment (of Female Claimants) at the AIT*, April 2012, p. 6. この研究では、ある不服申立審理担当官 (presenting officer) の次のような見解が引用されている : 「最初は非常に衝撃的でした。……そして、しばらくすると、たくさんのこうしたケースに目を通してしまおうと、彼らはどっちにせよ本当のことを言っていないのではないか、言っていないかもしれない、という段階を過ぎてしまう傾向があるように思います。……鈍感になってしまうのかどうかはわかりませんが、そうですね、少しはなるんでしょう。対処方法を覚えてしまうんです」。

¹⁸⁶ H Baillot, S Cowan, V Munro, *Research Briefing: Rape Narratives and Credibility Assessment (of Female Claimants) at the AIT*, April 2012, p. 6. 英国の庇護弁護士がどのような感情管理を行っているかについて、C

つながりそうな話への対処を試みていると話した審査官も2名いる。例えば、1人の審査官は、「面接に対する私の感情的密着度は非常に限られています。私は情報を得るためにそこにいるので、非常に受身で、冷たくさえあります」と語っている¹⁸⁷。

したがって、面接官及び審査官は、感情的に距離を置こうとすることの結果として、また評価する申請及び証拠の量が膨大であることの結果として、冷笑的になり、感覚が麻痺し、又は信憑性疲れ (credibility fatigue)に陥ってしまう可能性がある。経験を積んだある審判官は、「虚偽の申請にだまされないよう警戒するのと同じぐらい、信憑性疲れに対しても警戒しなければなりません」と語った¹⁸⁸。

UNHCRの研究により明らかになったのは、一部の審査官は段階的な感覚の麻痺、信憑性疲れ及びバーンアウト (燃え尽き) について自覚していたことである¹⁸⁹。面接対象とされた審査官の中には、カウンセリングサービス又はヘルプラインによって、必要性が非常に高い支援が提供できるかもしれないと指摘した¹⁹⁰。「圧倒される感じがしていました。流れ作業をしているような気分です。そういうサービスがあったら絶対利用していたでしょう」「カウンセリングサービスがあれば、特に人身取引のような問題を扱っている人達にとっては役に立つでしょう」

面接対象とされた審査官の中には、ピアレビュー (審査官同士の検討) の機会があれば、公正性を確保し、かつ段階的な感覚の麻痺及び冷笑主義に陥らないようにする上で役に立つ可能性があるとして述べる者もいた。ある加盟国では、以前はピアレビューを行う相談グループがあったと複数の審査官が語ったが、本研究を実施した時点では、そのようなレビューの機会が設けられるかどうかは特定の班の活動方法及び雰囲気次第になっており、またレビューが行われるとしても非公式なものであった¹⁹¹。また、ケース討議を行ってフィードバックが与えられる、「インタービジョン (Intervision)」と題するコースが職員を対象として実施されてきた¹⁹²。他に、専門的な態度で信憑性評価ができなと感じた時はケースファイルを他の審査官に回すことができると述べる審査官もいた¹⁹³。

UNHCRは、決定を行う過程で生じる心理的影響に対処する、十分にアクセスしやすい支援の仕組みが面接官及び審査官のために整備されることを確保するよう、加盟国に奨励している。認定機関は、ローテーションによってスタッフが決定業務から短期間離れられるようにすることを検討してもよいかもしれない¹⁹⁴。

調査対象とされた加盟国3カ国でUNHCRが実施した研究では、審査官が、自分の思考過程、個人的背景並びに身体的及び精神的状態が信憑性評価にどのような影響を及ぼすのかについて自覚及び理解を持つておくことの重要性が明らかになった。さらに、認定機関が、十分なかつアクセスしやすい支援の仕組み及び審査官の業務による心理的影響に対処する戦略を整備することの重要性も明らかになった。UNHCRの研究では、先例及び指針では文化の相対性について認知されているものの、他の要因が決定に及ぼす影響について詳しく述べた裁判所の判決はほとんどないことも浮き彫りにされている。この点は、このような要因について検討した学問的研究とは対照的である。

Westaby, 'Feeling Like a Sponge: The Emotional Labour Produced by Solicitors in their Interactions with Clients Seeking Asylum', *International Journal of the Legal Profession*, vol. 17, 2010, p 153-74 も参照。

¹⁸⁷ インタビュー5。

¹⁸⁸ Sir Nicholas Blake (UTIAC 所長), 'The Arrival of the Upper Tribunal Immigration and Asylum Chamber' (Tribunals Service, 11 February 2010) 2. また H Baillot, S Cowan, V Munro, *Research Briefing: Rape Narratives and Credibility Assessment (of Female Claimants) at the AIT*, April 2012, p. 6 も参照。

¹⁸⁹ 2012年1月23日のインタビュー。

¹⁹⁰ 英国の認定機関は、認定機関の人事部局及びライン部門管理からは独立した、秘密が守られる自主的付託 (self-referral) サービスを提供する被用者援助プログラムを用意している。審査官は、24時間・365日いつでもフリーダイヤルの電話番号に電話し、感情的又は実務的問題についての援助を得ることができる。何よりも重要なのは、このようなサービスが利用できることをすべての審査官が知っていることであり、アクセスを妨げるいかなる要因も特定され、かつ対処が行われることである。ただし、英国で行った調査では、インタビュー対象とされた審査官はこのサービスを知らなかったことに留意しておかなければならない。また、ベルギーの認定機関のアフリカ課では、UNHCRが調査を行った時点で、審査官のストレス及び共感喪失を防止するための事業「テイク・ケア」を試験的に実施していた。オランダにもケアを提供するチームとして *Bedrijfs Opvang Team* (BOT、同輩救援チーム) があり、部署の責任者を通じてアクセスすることができる。

¹⁹¹ 2012年3月27日のインタビュー。

¹⁹² AUA 政策担当官より提供された情報。

¹⁹³ 2012年2月2日のインタビュー及び2012年1月31日のインタビュー。

¹⁹⁴ UNHCR「質の向上イニシアティブ・プロジェクト」第1次報告書、9頁、助言的意見9；UNHCR「質の向上イニシアティブ・プロジェクト」第2次報告書、第3.9.2項、24頁。

4. 小括

焦点を当てた加盟国3カ国の指針を UNHCR が検討した結果、申請者の個別的事情及び背景事情を検討する必要性について、若干の有益な言及がなされていることが明らかになった。しかしながら、UNHCR の研究は、認定機関が行う信憑性評価が、全般的に、前述の分野において相当の規模で存在する関連の実証的な科学的証拠を十分に考慮しておらず、かつ（又は）これらの証拠に十分にしていなかった可能性があることを示唆するものであった。UNHCR の研究で明らかになったのは、個別事案の内部覚書及び決定書において、信憑性評価の諸側面に影響を与えたかもしれない関連の個別的事情及び背景事情が認知されていないことが多いということである。そのため、申請者の個別的事情及び背景事情が、関連性があるとして審査官によって考慮されたのかどうか、ケースファイルの資料からは必ずしも明らかではない。このことは、もちろん、このような要因が考慮されなかったことを必ずしも意味するのではないが、このような言及がないこと及び審査官が出した結論の性質から考えれば、このような要因が考慮されておらず、かつ（又は）このような要因の影響を十分に参考にした理解が行われていないという印象を与えることがしばしばある。

CHAPTER 4

事実の収集

1. はじめに——申請の実証.....	85
2. 誰が申請の実証義務を負っているのか.....	86
3. 申請を実証する申請者の原則的義務.....	89
3.1 申請を実証するために申請者は何を提出しなければならないか	89
3.2 「申請者が利用できる」書証その他の証拠.....	92
3.2.1 「申請者が利用できる文書」の意味.....	92
3.2.2 「満足に足る説明」の意味.....	95
3.3 申請を「可能な限り早期に」実証する申請者の義務	97
3.3.1. 国の実務における「可能な限り早期に」の意味	97
3.3.2 「可能な限り早期に」提出する要件と申請者の個別的事情及び背景事 情.....	101
4. 申請の実証に関する認定機関の義務.....	103
4.1 申請者に対する情報及び指導の提供.....	104
4.1.1 指針を提供する際の申請者の背景の考慮.....	104
4.1.2 関連する可能性がある書証その他の証拠の種類についての指導	106
4.2 面接時に適切な質問を行うことによる指導.....	108
4.2.1 信憑性を確かめるための「一般的知識」に関する質問の利用.....	111
4.2.2 「一般的知識」に関する質問への回答の評価	113
4.2.3 「一般的知識」に関する質問の利用の根底にある想定	114
4.3 不利となりうるあらゆる信憑性認定について申請者が釈明する 機会の提供.....	117
4.3.1 審問を受ける権利.....	119
4.3.2 協力要件.....	122
4.4 申請に係る証拠収集を独自に行う認定機関の義務	124
4.4.1 出身国情報（COI）の収集.....	126
4.4.2 事実の収集と厳格な精査の原則.....	128
5. 小括.....	131

1. はじめに ー 申請の実証

事実認定の過程が難題であることは、国際保護の申請の審査においてとりわけ重大なものとなることは十分に立証されている。EU 加盟国の認定機関の審査官が、また実際のところ世界中の審査官が直面する現実、申請者の陳述を裏づける書証その他の証拠がしばしば不足するということである。また、申請者の陳述及び存在するその他の証拠も断片的かつ不確かである場合がある。さらに、国際保護の認定に誤りがあった場合に生じ得る結果は著しく重大なものとなる可能性がある。そのため、申請者が主張する関連の事実が積極的に「立証」されなければならないという要件は設けられていない¹。実際、国際保護の申請の事実関係及び事情の評価に関わる資格指令第 4 条は、「立証する (prove)」「立証 (proof)」又は「立証の負担 (burden of proof)」という語を用いず、「申請を実証する (substantiate the application)」義務に言及している²。したがって、本報告書では、「立証」及び「立証の負担」の概念ではなく「実証」の概念を用いる。

「実証する」という語は、資格指令では定義されていない。焦点を当てた 3 つの加盟国で UNHCR が実施した調査は、国内先例、行政規定又は政策指針においてもこのような定義は置かれていなかったことを明らかにしている。ただし、本章でさらに詳しく検討するように、資格指令第 4 条(1)及び(2)の文言並びに資格指令第 4 条 5 項で用いられている文言が示唆するところでは、「実証する」とは、申請の裏づけとなる陳述の提供及び書証その他の証拠の提出を行うという以上の意味ではない³。したがって、本報告書でもこのような意味でこの文言を用いるものとする。

本章では、誰が申請の実証義務を負っているのか、実証の観点から何が要求されるのか及びこれが信憑性評価にどのように関連するのかという問題を取り上げる。

¹ オーストラリアでは、裁判所により、立証の負担は「争訟の主張において当事者間で提起された争点をめぐり、争いとなっている一つ又は複数の事実を積極的に立証する」義務であるという一般的規則が、難民認定の文脈においては不適切であると判断されてきたことに留意が必要である。Yao-Jing Li v MIMA (1997) 74 FCR 275 288 (24 April 1997); VHAU of 2002 v MIMA (2003) FCA 376 (2 May 2003), Merkel J [18]; S. Norman, 'Assessing the Credibility of Refugee Applicants: A Judicial Perspective', *International Journal of Refugee Law*, vol. 19, no. 2, pp. 273–92, 2007; Dutch Council of State, 27 January 2003, (AB2003, 286), RV1974-2993.57, JV2003/103; LJN: AF5566 (「大臣が行う難民認定申請の評価においては、問題は、申請者が主張する事実についての陳述が立証できるか否か及びどの程度立証できるかということではない。申請者が説得力のある証明又は証拠によって陳述を裏づけられないことはしばしばあるのであり、それを期待することもやはり合理的ではない」、非公式訳)。

² 資格指令第 4 条(1)：「加盟国は、国際保護の申請を**実証**するために必要なあらゆる要素を可能な限り早期に提出することを申請者の義務とみなすことができる」(強調引用者)。UNHCR ハンドブック、第 203 項も参照：「申請者がその主張を裏づけるために真に努力をしても、その供述のいくつかの部分について証拠が欠如することがあり得る。」(強調引用者)。

³ 資格指令第 4 条(2)は、第 1 項にいう「要素」とは、申請者の陳述及び同項に列挙された論点について申請者が利用することのできるすべての文書から構成されると定めている。資格指令第 4 条(5)：「加盟国が、国際保護の申請を実証するのは申請者の義務であるという原則を適用する場合であって、申請者の陳述の諸側面が書証その他の証拠によって裏づけられない時」。「実証する」という語の通常の意味には「……何かを裏づける証拠を提供すること」が含まれる点に留意が必要である (<http://oxforddictionaries.com/definition/substantiate>)。また、「実証する」という語は、いずれかの陳述の信憑性について審査官を説得するために必要な証拠の程度又は質については明らかにしていない点も留意される。

2. 誰が申請の実証義務を負っているのか

資格指令第4条1項第一文は、「加盟国は、国際保護の申請を実証するために必要な全ての要素を可能な限り早期に提出することを申請者の義務とみなすことができる」と定めている⁴。

強調を加えたのは、これが義務の規定ではなく裁量的規定であることをはっきりさせるためである。本研究で調査の対象とされた3つの加盟国は、国際保護の申請を実証するために必要なあらゆる要素を提出することを申請者の義務とみなしている⁵。

UNHCRは、申請を実証する義務は申請を提出する者にあるという一般的な法的原則を認めている⁶。ただし、国際保護の必要性の認定の文脈ではこの一般的な原則を修正することが必要であり、UNHCR及び欧州人権裁判所はともに、申請を実証する義務は「原則として」申請者にあるに過ぎないことを強調してきた⁷。

UNHCRはさらに以下のように説明している。

「しかしながら、申請者は書類やその他の証拠によって自らの供述を裏付けることができないことも少なくなく、むしろ、その供述のすべてについて証拠を提出できる場合のほうが例外に属するであろう。ほとんどの場合、迫害から逃れる者はごく最少の必需品のみを所持して到着するものであって身分に関する書類すら所持しない例も多い。こうして、立証責任は原則として申請者の側にあるけれども、関連するすべての事実を確認し評価する義務は申請者と審査官の間で分担される。実際に一定の事案においては審査官が利用し得るすべての手段により申請を裏づけるのに必要な証拠を収集することもある」⁸（強調引用者）

欧州人権裁判所も次のように指摘している。「原則として、申請者が、申立ての対象となっている措置が実施されれば第3条に反する取扱いを受ける現実的おそれにさらされると信じるに足る相当の根拠があることを立証できる証拠を提示しなければならない」⁹（強調引用者）

⁴ 改訂資格指令第4条(1)は、軽微な編集上の修正が行われたのみで2004年資格指令第4条(1)と同一である。

⁵ ベルギーでは、CGRSの手続きに関する勅令第22条で、「申請者は、自己の難民認定申請を実証する上で有益と考える文書であって申請者が利用することのできるすべての文書の原本を、可能な限り早期にCGRSに提出する」と定められている。オランダでは、2000年外国人法第31条で、「……定められた期間の在留許可の発給を求める申請は、当該外国人が、自己の申請がそれ自体で又は他の事実との関係で許可の発給の法的根拠となる事情に基づくものである旨の、自然かつ合理的な主張を行わなかった時は棄却される」と定められている。帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C14/2.2（WBV 2010/10版）は、「原則として、難民認定申請に関わる証拠を提出する義務は難民認定申請者が負う。このことは、2000年外国人法第31条第1項に定められているところである。指令2004/83/EU第4条第1項並びにUNHCRハンドブック195-197及び210もこの原則を定めている」（非公式訳）と説明している。帰化移民局作業訓令2010/14は第2項で「原則として、難民認定申請に関わる証拠を提出する義務は難民認定申請者が負う」と述べている。英国では、出入国管理規則第339L項で、「難民認定申請を実証するために必要なあらゆる重要な要素を可能な限り早期に所管大臣に提出するのは、〔庇護を申請する〕者の義務であると定められている。このことは、「申請を実証する負担は申請者が負うのであり、申請者は、自らが国際保護を受ける資格を有することを、要件とされる水準まで証明しなければならない」とする、信憑性に関する英国国境庁の庇護指令でも支持されているところである。英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）、10頁；英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、9頁、第3.2項参照。

⁶ UNHCRハンドブック、第196項：「申請を提出する者に立証責任があるのが一般の法原則である」。UNHCR「立証責任－立証基準覚書」、第6項：「証拠法の一般的な法的原則にしたがい、立証の負担は主張を行う者にかかる」。欧州庇護カリキュラムモジュール7、第2.2.5節：「立証の負担が、権利を主張する者又は何かを述べる者にかかるというのは一般的な法的原則である」。これに関連して、国連・拷問禁止委員会（CAT）も、出来事についての説明を裏づける証拠を収集しかつ提示するのは申立人であると指摘してきた（例えば *E.V.I. v. Sweden*, CAT/C/38/D/296/2006, 2 May 2007, para. 11.6 参照）。

⁷ UNHCRハンドブック、第195項；*R.C. v. Sweden*, no. 41827/07 (Judgment), 9 March 2010.

⁸ UNHCRハンドブック、第196項。

⁹ *R.C. v. Sweden*, no. 41827/07 (Judgment), 9 March 2010, para. 50. ECtHRはさらに、「特定の結論に達するため

したがって、欧州人権条約第3条関連の事件との関係では、同裁判所は、直接の書証の入手に関して申請者が直面する困難を認め、申請者は「實際上可能な最大限の範囲で」そうする以上のことを要求されるべきではないと判示した¹⁰。欧州庇護カリキュラム¹¹及び国内先例¹²でも同様の結論が出されている。特に重要なのは2002年のアイルランド最高裁判所判決であり、そこでは、申請を実証する義務は、当初は難民認定申請を提出する者にあるものの、この義務は当該申請の審査を担当する者とも「共有」されると述べられている¹³。

これとは対照的に、UNHCRの調査では、「立証の負担」は申請者にかかるが無条件に述べる国内先例の存在が明らかになった¹⁴。とはいえ、ある裁判官はUNHCRに対し、實際上、認定機関が独自の手段を用いて申請に関係する証拠を収集していることに鑑み、現場の現実を認めてこのアプローチを変更する時期かもしれないと語っている¹⁵。また、欧州人権裁判所は2012年10月、ベルギーの国内当局が、申請者が提示した関連の書証を、その真正性を検証しないまま証明力を有しないとして排斥したことは、国内当局に期待される綿密かつ厳密な精査と一致しないと判示した¹⁶。同裁判所は、これに関連して、当局はUNHCRと連絡をとることによって当該証拠の真正性を容易に確認できたはずであるとも指摘している。

例えばオランダでは、法律に定められた一般的原則により、申請が、それ自体で又は他の事実と結びついて国際保護を付与する法的根拠となる事情に基づくものであることを申請者が真実味のある形で示さないときは、申請は棄却されると定められている¹⁷。オランダの政策指針では、「原則として、難民認定申請者は難民認定申請に関わる証拠の提出義務を負う」（強調引用者）と説明されている¹⁸。認定機関は、申請を慎重に審査する行政法上の義務から派生するものとして、必要な情報を収集する義務を負う¹⁹。外務大臣は一般的出身国情報を収集しており、これは認定機関も利用可能である²⁰。同指針ではさらに、認定機関は、例えば言語分析の実施、文書の審査、年齢鑑別及び個々の国別報告

に必要な説得の水準及びこれに関係する立証の負担の配分は、事実の特殊性、行われている主張の性質及び問題とされている条約上の権利と本質的に関連している」と述べている（*Nachova and Others v. Bulgaria*, no. 43577/98 and 43579/98, ECtHR, 6 July 2005, para. 147）。

¹⁰ *Said v. The Netherlands*, no. 2345/02, ECtHR, 5 July 2005, para. 49.

¹¹ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 2.2.7 節：「難民認定申請者が文書によってその申請を裏づけることに固有の困難を考慮すれば、国際保護の必要性を立証する負担は申請者に全面的にかかるものではない」。

¹² 例えば、*Ireland: Imafu v Minister for Justice, Equality and Law Reform and Others*, [2005] IEHC 416, 9 December 2005; Swedish Migration Court of Appeal (Migrationsöverdomstolen) UM 540-06, 2007-03-19; Supreme Court of Spain 5051/2006, 19 February 2010; Italy: Corte Suprema di Cassazione, Sezioni Unite Civili, 21 ottobre 2008, sentenza n. 27310（「2007年11月19日の法令第251号第3条は、（……）審査当局を、民事手続きの当事者主義から離れ、かつ禁反言又は手続的障がいから自由な、申請の審理における積極的かつ取りまとめ役的な立場に置くとともに、国際保護のための条件が存在しているか否かを確認する目的で、情報を収集しかつ入手可能なあらゆる文書を取得できるようにしている」、非公式訳）。また Corte Suprema di Cassazione, Sezione Civile VI, 10 gennaio 2013, ordinanza n. 563/2013 も参照。

¹³ *Z v Minister for Justice, Equality and Law Reform, James Nicholson sitting as the Appeals Authority, Ireland, the Attorney General*, IESC 14, 1 March 2002：「自己の説明を可能な限りで実証する責任が申請者の側にあるのは明らかである一方、出身国を離れた多くの者の事情に鑑みれば、多くの場合、文書によってそのような実証を行うのは困難となりうる。しかし、このような事件における責任は審判所と共有されるのであり、したがって、審判所の見解によれば申請者は自己の説明を実証しなかったというだけの理由で、申請者が信用されないという結論には必ずしもならない。審判所自身、実証の任務をある程度共有するためである」。

¹⁴ Belgian Council of State 139.515, 19.01.2005, para. 2.1.2.2; Belgian Council of State 190.508, 16.02.2009, para. 2.4.3. Conseil du Contentieux des Etrangers, Rapport Annuel 2009–2010, p. 71; CCE/RVV 69.017, 21.10.2011, para. 2.3; CCE/RVV 67.749, 30.09.2011, para. 2.7.

¹⁵ CCE/RVV 裁判官との会見（2012年6月7日）。実際、申請者が協力的であり、かつ信憑性のある陳述を行っている場合には立証の負担が共有されることを認めた控訴審判決も存在する（CCE/RVV 66.037, 01.09.2011）。

¹⁶ *Singh and Others v. Belgium*, no. 33210/11 (Chamber judgment, final), ECtHR, 2 October 2012; D Baldinger, *Rigorous Scrutiny versus Marginal Review: Standards on Judicial Scrutiny and Evidence in International and European Asylum Law*, Oisterwijk: Wolf Legal Publishers, 2013, Chapter 6.

¹⁷ 帰化移民局「外国人法」第31条(1)。オランダ枢密院（30 November 2004, (200405142/1); LJN: AR8684）は、同項について、「自己の申請の基礎となる事実関係及び事情を自然かつ合理的なもの」に見えるようにする責任を申請者に課したものと解釈している。

¹⁸ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第2項。帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C14/2.2（WBV 2010/10版）：「原則として、難民認定申請者は難民認定申請にかかわる証拠の提出義務を負う」。Dutch Council of State, 28 December 2011, (200105344/1); Dutch Council of State, 7 August 2007, (200703619/1).

¹⁹ 一般行政法第3:2条：「命令を発する際、行政当局は、衡量されるべき関連の事実及び利益に関する必要な情報を収集する」（非公式訳。公式訳は www.rijksoverheid.nl 及び <http://www.government.nl/> [英訳] 参照）。

²⁰ 認定機関は、申請者の陳述を、出身国における状況に関して独立の情報源から得られたあらゆる既知の情報と比較するとともに、比較可能な状況にある他の申請者のインタビュー内容に基づいて評価を行わなければならない（帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C14/2.3（WBV 2010/10版））。

書の入手によって申請者を援助することができることも定められている²¹。このような措置は、裁判所によって、申請者が直面する証拠法上の問題を埋め合わせるものとして捉えられてきた²²。

重要なこととして想起しておかなければならないのは、国際保護を受ける資格に関する一次認定は当事者対抗主義に基づく手続きではなく、申請者と認定機関との間に係争物はないということである²³。このことを念頭に置けば、事案によっては、証拠（申請を裏づける証拠を含む）を独自の手段で収集するのは認定機関の役割である場合もある²⁴。これは庇護手続きに固有のいくつかの要因によるものである。すなわち、申請者にとって、書証その他の証拠により自己の陳述を裏づける情報を提供することが困難なのは明らかであること、誤った判断が行われた場合に重大な結果が生じる可能性があること、あらゆる関連の事実を確認しかつ評価する義務を申請者及び審査官が共有していること、認定機関には申請の綿密かつ厳格な審査を行う義務があること、信憑性に関する認定機関の認定は証拠に基づくものでなければならないこと及び一般的には、申請者に比べて認定機関の方が証拠収集のための資源をより多く利用できることである。

そこで、以下、申請を実証する申請者の原則的義務の性質及び程度、証拠の実証に関して申請者の便宜を図りかつ援助を提供する認定機関の責任、並びに、独自の手段で証拠（必要な時は申請を裏づける証拠を含む）を収集する認定機関の責任について検討する。さらに、これらの義務及び責任が信憑性評価とどのように関連するかについても考察する。

²¹ IND-werkinstructie nr. 2010/10 (AUB): Wijze van opstarten van onderzoek en/of het stellen van vragen bij onderzoek tijdens asiel procedure (帰化移民局業務訓令 2010/10)、第 5.2 項、並びに帰化移民局業務訓令 2010/14、第 4.1 項(a)及び(e)：「帰化移民局は、例えば言語分析、年齢検査又は外務大臣に対する個人報告書の要請により、申請を認容する理由があるか否かの検討を試みることができる。帰化移民局がこのような対応をとる義務を負うわけではない」。2000 年外国人法第 42 条第 4 項では、第三者もしくは検察官の助言又はこれらの者による検討が評価のために必要な時は審査期間を延長できる旨、定められている。帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」によれば、第三者とは、外務省（公式な個人報告書が必要な場合）、第三国の当局、UNHCR、医学顧問及び専門家を活用する帰化移民局・国別情報言語分析部である。

²² Dutch Council of State, 18 December 2009 (200901087) JV2010/65; LJN: BK8644, para. 2.1.2.

²³ *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012, para.66. この点に関するその他の原則については第 2 章「信憑性評価：目的と原則」参照。

²⁴ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 2.2.7 節：「このように責任を共有する目的は、審査官が、決定を行う基礎となる、質的にも量的にもしっかりした資料を持てるようにするところにある」。

3. 申請を実証する申請者の 原則的義務

資格指令第4条5項にしたがい、申請者の陳述の諸側面が書証その他の証拠によって裏づけられない場合でも、特に以下に該当する時は、当該側面について確認する必要はない。

- (a) 申請者が、申請を実証するために真正な努力を行った時。
- (b) 申請者が利用できるすべての関連要素が提出され、かつ、他の関連の要素が欠けている場合にはそれについて満足に足る説明が行われた時。

この規定の適用が信憑性評価に関連するのは明らかである。したがって、申請を実証する申請者の義務の性質及び範囲について理解しておくことが欠かせない。

3.1 申請を実証するために申請者は何を提出しなければならないか

資格指令第4条2項は、国際保護の申請を実証するために要求される関連の要素を列挙している。その要素とは、申請者の陳述、並びに、申請者の年齢、背景（関連する親族の背景を含む）、身元、国籍、従前の居住国及び居住地、従前の難民認定申請、渡航経路、旅行証明書並びに国際保護の申請理由に関して申請者が利用できるすべての文書である²⁵。

ここで、資格指令第4条2項に列挙された論点に「渡航経路」が含まれていることについて簡単に触れておくべきであろう。申請者がとった渡航経路は、「第三国国民により一加盟国に提出された難民認定申請の審査に責任を負う加盟国を決定するための基準及び機構を確立する2003年2月18日の理事会規則（EC）第343/2003号」（ダブリン規則）の適用可能性及び庇護手続指令に基づく申請の受理可能性に関する認定機関の検討に関連する場合がある。さらに、加盟国は移住経路に関する情報を収集することに、より幅広い関心を有している。しかし UNHCR は、渡航経路が国際保護の申請の審査にとって重要な事実であることは稀であると考える。にもかかわらず、UNHCR が実施した調査では、渡航経路に関する申請者の陳述その他の証拠が、一部の加盟国における実際上の信憑性評価のあり方に相当の関係を有していることが明らかになった。

この点について、オランダでは、渡航経路に関する申請者の陳述に信憑性が認められない場合、たとえ渡航経路が重要な事実でなくとも²⁶、申請理由に関する申請者の陳述の信憑性も損なわれると考えられる場合があることに注意しておくべきである²⁷。申請者が旅行証明書を提出できない場合、当該証明書がないことについての申請者の説明が一貫しており、自然かつ合理的であり、かつ既知の情報と合致していると考えられなければ、申請者の陳述の信憑性はあらかじめ損なわれていると捉えられる場合がある。このような場合には、渡航経路に関する申請者の陳述が一貫しており、詳細であり、かつ確認可能でなければならない²⁸。後者の点については、申請者は例えば、加盟国に到着した時の様子、移動に使った乗り物及び到着場所について説明するよう求められることがある²⁹。このような場合、船体の色又は飛行機若しくは列車の座席について思い出せるかどうか、渡航経路に関する申請者の陳述の信憑性を示す関連の指標と考えられることもある。

申請を実証するために提出される証拠には、関連の事実を肯定し、確認し、裏づけ、又は当該事実に関係するいかなるものも含まれる場合がある。証拠は口証であることもあれば、書面、図画、デジタル資料及び視覚資料並びに出身国情報を含む書証であることもあろう³⁰。証拠にはまた、証拠物（物体及び身体的癍痕等）並びに録音及び録画も含まれる場合がある。

²⁵ 改訂資格指令第4条(2)。

²⁶ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年）、Vc C14/3.6.3；帰化移民局業務訓令 2010/14。

²⁷ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年）、Vc C14/3.6.3；帰化移民局業務訓令 2010/14。

²⁸ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年）、Vc C14/3.6.3。

²⁹ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年）、Vc C14/3.6.3。

³⁰ UNHCR「立証責任・立証基準覚書」、第5項。

オランダ及び英国は、資格指令第4条2項を国内法令に反映させている³¹。オランダの指針では、申請者が、特に自己の陳述の裏づけとなる関連文書を可能な限り多く提出する場合には、申請を実証するための真正な努力をしていることが明らかになると定められている。これは最広義の文書について述べているものであり、公式文書、写真、電子データ及び切符のように裏づけ調査により事実が確認できる証拠 (indicative evidence) が含まれる³²。英国の指針でも、個別事案について入手可能であり、かつ関連性を有する書証が非網羅的に列挙されている³³。

本報告書の執筆時点で、ベルギーは資格指令第4条2項を国内法に移行させていない。ベルギーの法律は、申請者に対し、申請を実証するために「有益と考える」文書であって自らが利用し得るものの「原本」をすべて提出するよう求めている³⁴。当然のことながら、申請者が、認定機関から指導を受けることもなく何が「有益」であるかわかるはずであると考えすることはできない。この法律上の文言が実務上どのような影響を及ぼすかについては、情報及び指導の提供に関する節(後掲)でさらに取り上げる。また、同法では、申請を実証することのできる証拠として申請者の陳述を明記していない。しかし後述の通り、実務上、申請者の陳述は証拠の第一次的な出所であると考えられている。UNHCRは、実証義務、信憑性及び灰色の利益に関してベルギーで提案されている法改正について懸念を表明してきた³⁵。

重要な点として強調しておかなければならないのは、申請者の申請実証義務には、申請者が主張するすべての関連の事実を裏づける書証その他の証拠の提供義務までは含まれないということである³⁶。申請を裏づける証拠を提示する申請者の原則的義務は、国際保護を申請する者が置かれた特殊な状況に固有の証拠法上の困難に照らし、あまりに厳格に適用されるべきではない³⁷。そのため審査官は、申請者が自己の証言(の諸側面)を確認し又は裏づける書証その他の証拠を提出しないという理由だけで、申請者の陳述を信用しないことはできない³⁸。このことは英国の政策及びオランダの指針で説明されている³⁹。ただし、オランダでは、申請の評価のために必要であると認定機関が考えるすべての文書を申請者が提出できない場合、文書がないことの責任は申請者にあると捉えられることに注意しなければならない。これにより、申請者の陳述の信憑性が損なわれているとあらかじめ考えられる場合があり、申請者の陳述との関連で、より厳格な信憑性の基準(「積極的説得性(positive persuasiveness)」)が課されることがある。すなわち申請者は、文書が存在する場合以

³¹ 2000年オランダ外国人令第3.111条(1); 2000年オランダ外国人規則第3.45条; 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」(2010年、Vc 2000)、C14/2.2(WBV 2010/10版); 帰化移民局業務訓令2010/14、第4.1項。

³² 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」(2010年、Vc 2000)、C14/2.2及びC14/3.6.2(WBV 2010/10版)に関連文書の例が挙げられている。

³³ 英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」(2012年2月)、第3.2節(申請者が提出する証拠)。

³⁴ 難民・無国籍者事務官事務所の手続きに関する勅令第22条。

³⁵ UNHCR, *Commentaires du Haut Commissariat des Nations Unies pour les réfugiés relatifs aux: – projet de loi modifiant la loi du 15 décembre 1980 sur l'accès au territoire, le séjour, l'établissement et l'éloignement des étrangers et la loi du 12 janvier 2007 sur l'accueil des demandeurs d'asile et de certaines autres catégories d'étrangers (ci-après « projet de loi monocaméral »), et – projet de loi modifiant la loi du 15 décembre 1980 sur l'accès au territoire, le séjour, l'établissement et l'éloignement des étrangers, et modifiant la loi du 27 décembre 2006 portant des dispositions diverses (ci-après « projet de loi bicaméral »)*, 29 January 2013, pp. 20–8.

³⁶ 資格指令第4条(5)。UNHCRハンドブック、第203項:「難民がその事案のすべてを「立証」できることはまれであって、もしこれを要求するとすれば難民の大半は認定を受けることができないことになる」。

³⁷ *Said v. The Netherlands*, no. 2345/02, ECtHR, 5 July 2005; *Matsiukhina and Matsiukhin v. Sweden*, no. 31260/04, ECtHR, 21 June 2005; *N. v. Sweden*, no. 23505/09, ECtHR, 20 July 2010.

³⁸ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」(移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月)、第2.2項:「証拠は独立の証拠により補強されなければ審判所によって認容されてはならないという法律上の要件は存在しない」。カナダ移民難民委員会(難民保護部法務課)のガイドライン「難民保護申請における信憑性評価」(2004年1月31日)、54頁。

³⁹ 英国国境庁「庇護指令—保護(庇護)申請の検討及び信憑性評価」(2010年7月)。英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」(2012年2月):「インタビューにおいて申請者が書面及び口頭で提示する内容は、申請を裏づける唯一の第一次証拠であることが多い。(……)申請者は、重要な事実のそれぞれを書証その他の証拠で証明しなくともよい。過去及び現在の出来事について独立の補強証拠を提示できない場合であっても、申請に関連する入手可能な客観的情報と矛盾しない、一貫した、自然かつ合理的な説明が行われれば、申請を実証し、かつ立証の負担を満足させることが可能である。例えば、拷問が行われたという主張が認容されるようにするため、申請者が過去の拷問に関する医学的その他の証拠を提供しなければならないわけではない」。また帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」(2010年、Vc 2000)、C14/2.4(WBV 2010/10版)は、オランダ枢密院の決定(2003年1月27日、200206297)、第2.4.3項を転載している:「一般的には、申請者の陳述が自然かつ合理的であれば十分である。したがって、難民認定申請者はまず自己の主張を文書で実証することが期待される。とはいえ、信憑性評価というのは、外国人が自己の主張を実証するために行った陳述が(どの程度)証明され得るかという問題ではない。申請者が説得力のある証明をもって自己の陳述を裏づけられないことが明らかになるのはよくあることであり、そのような証明を期待することも合理的ではない」(非公式訳)。

上に説得力のある陳述を行わなければならないということである⁴⁰。

UNHCR が行った調査では、自分自身についての申請者の陳述は申請を実証できる証拠となることを強調する必要性が浮き彫りになった⁴¹。

UNHCR が諸決定を検討した結果、申請者の陳述が申請を実証し得る証拠として捉えられているのが明らかであり、そのような観点から信憑性についての評価が実施されるという、望ましい実務が一部で行われていることが明らかになった⁴²。しかし、2つの加盟国では、検討対象とされた決定書の一部に、申請者の陳述が証拠と考えられていないことを示すものがあつたように思われた。主張されている重要な事実のひとつひとつが必ずしも書証その他の証拠によって裏づけられている必要はないことを認めていない決定もあつた。それどころか、検討対象とされた多くの事案で、決定書に記された理由説明に、申請者は主張されている重要な事実を書証その他の証拠で補強することを期待されていることが暗に表れていた⁴³。UNHCR は、例えば、ある重要な事実との関連で「申請者はいかなる証拠も提供しなかった」又は「申請者がいかなる証拠も提供しなかったことは……」と述べる決定も目にしたが、個人面接調書を見れば、まったく逆に、申請者が重要な事実に関連する実質的陳述を行ったことは明らかであつた⁴⁴。さらに懸念されるのは、これらの事案で、その後、これらの重要な事実に関する申請者の陳述の信憑性評価が実施されなかつたように思われることである。

あるわかりやすい事案では、決定で次のように述べられていた。

「申請者は、自分が実際のところどの氏族の出身であるかについての信頼できる証拠を提示しなかつた」⁴⁵

しかし決定では、個人面接で申請者が行った以下の陳述がなぜ信頼できる証拠と考えられなかつたのか、その理由は説明されていなかつた。

面接官：「あなたの下位氏族はどこですか」
 申請者：「レア・シーク (Rer Sheikh) です」
 面接官：「レア・シークの出自は？」
 申請者：「アラブの国々です」
 面接官：「レア・シークが関係している元々のアラブ氏族は何ですか」
 申請者：「ヤバダレー (Yabadaleh) です」
 面接官：「レア・シークは、レア・ハマル (Reer Hamar) の他の氏族と自分達がどのように違うと思っているんですか」
 申請者：「私達は全員、ジビル・アド (Gibil Ad) として知られています。これはシャンシュリヤ (Shanshriya)、レア・アムード (Reer Amud) ですが、みんなレア・ハマルです」
 面接官：「レア・シークは、レア・ハマルの他の下位氏族とどう違うんですか」

⁴⁰ 帰化移民局作業訓令 2010/14、第 4.1 項(b)。また帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」(2010 年、Vc 2000)、C14/2.4 (WBV 2010/10 版) も参照。そこでは、2000 年外国人規則第 3.35 条第 3 項 (資格指令第 4 条(5)を移行させた規定) の要件は、第 31 条(2)(a)~(f)に掲げられたいずれかの事情が該当しない時は、満たされたとは考えられないのが一般的である (ただし申請者の陳述に積極的説得力がある時はこの限りでない) と述べられている。信憑性の基準についてさらに詳しくは第 7 章参照。

⁴¹ 資格指令第 4 条(2)：「第 1 項にいう要素は、**申請者の陳述** (……) から構成される」(強調引用者)。この規定はオランダの 2000 年外国人規則第 3.45 条及び英国の出入国管理規則第 339L 項にそのまま移行されているが、「要素 (elements)」に代えて「重要な要因 (material factors)」が用いられている：「重要な要因には以下のものが含まれる。(i) 難民認定申請を行う理由、又は人道的保護を付与される資格もしくは人権申請を行う資格についての**申請者の陳述**」。なお、ベルギーでは、入国管理局の手続きに関する勅令第 4 条 (資格指令第 4 条(2)を移行した規定) で、申請を実証する証拠として申請者の陳述が挙げられていない点に留意すべきである。

⁴² IRQ01MRS, GUI02FRS, INT02AFGM.

⁴³ IRN01MNP, IRN01FBP, IRN02MAP, AFG05MNP, IRN02MNP, IRQ01MNP.

⁴⁴ INTSYR01M, IRN02F, SOM08M, IRQ04F, SOM05M, IRQ01M, IRN02F, AFG02F, IRN08M, IRQ05M, AFG07M, IRN03M, IRQ09M, SOM04M, IRQ07F, IRN03M.

⁴⁵ SOM08M.

申請者：「下位氏族が違うというだけで、それ以外はみんな同じです。みんなジビル・アドとして知られています」

面接官：「レア・シークが伝統的に住んできたのはどのあたりですか」

申請者：「シンガニ (Shingani) とかダフィード (Dafeed) に住んでいる者もいます」⁴⁶

UNHCR として強調しておきたいのは、申請者の申請実証義務には、申請者が主張するすべての重要な証拠を裏づける書証その他の証拠を提供する義務はともなわないことを、国内政策指針で強調しておくことの決定的重要性である。申請者の陳述は申請を実証することのできる証拠を構成するのであり、信憑性との関連で評価対象とされるべきである。

3.2 「申請者が利用できる」書証その他の証拠

資格指令第4条1項は、加盟国が、「申請者が利用できる (at the applicant's disposal) すべての文書」を提出することを申請者の義務とみなすことができる旨、定めている。評価手続指令第11条2b項にしたがい、加盟国は、「申請者が、旅券等、申請者が所持している (in their possession) 文書であって申請の審査に関連するものを手交しなければならないと定めることができる」(強調引用者) 点にも注意しておくべきである。このことはUNHCRの指針にも反映されており、ここでは、申請者は「利用可能な証拠により自らの供述を裏付けるとともに証拠が欠如していることについて納得し得る説明をするよう努めなければならない。必要なときは追加の証拠を入手するよう努力しなければならない」⁴⁷ (強調引用者) と述べられている。

本研究プロジェクトでは、焦点を当てた3つの加盟国のそれぞれにおいて、資格指令第4条2項で用いられている「申請者が利用できる……文書」⁴⁸及び資格指令第4条5b項で用いられている(関連の要素が欠けていることについての)「満足に足る説明 (satisfactory explanation)」⁴⁹という文言がどのように解釈されているかを明らかにするよう努めた。

3.2.1 「申請者が利用できる文書」の意味

「申請者が利用できる文書」という文言の解釈について検討を進める中で、UNHCRは、この文言が、申請者が所持している文書に留まらない意味を持つものとして理解されていることに気づいた⁵⁰。オランダの法律及び英国の政策指針はいずれも、証拠は、申請者がそれを取得できるはずであると合理的に期待できる時は、申請者が利用できる証拠とみなされる旨、明らかにしている⁵¹。

ある加盟国では、申請者に与えられる指針において、申請者は自分が所持しているすべての関連文書を提出すべきであるのみならず、申請の裏づけとなる証拠を——必要であれば出身国又は常居所を

⁴⁶ SOM08M.

⁴⁷ UNHCR ハンドブック、第205項(a)(ii)。

⁴⁸ 資格指令第4条(2)：「第1項にいう要素とは、申請者の陳述及び……申請者が利用することのできるすべての文書から構成される」。

⁴⁹ 資格指令第4条(5)(b)：「申請者が利用することのできるすべての関連要素が提出され、かつその他の要素が欠けている場合にはそれについて満足に足る説明が行われた時」。

⁵⁰ 留意しておくべき点として、資格指令第4条(2)の公定オランダ語訳及び資格指令第4条(2)を国内法に移行させた外国人規則では、業務訓令で用いられている「申請者が利用することのできる」という文言ではなく、「所持している」という意味の 'bezitten' が用いられている。2010年3月18日のハーグ地方裁判所決定 (sitting in Amsterdam, (AWB 10/7932); LJN: BL9790) によれば、この文言の違いにはいかなる重要な意味もないと考えられる。この決定は、2010年6月7日の枢密院決定 (201002887) においても破棄されなかった。

⁵¹ オランダについては一般行政法第4:2条参照：「申請者はまた、申請者が取得できると合理的に期待できる限りにおいて、申請に関する決定のために必要な情報及び文書も提供するものとする」(公定訳)。英国については、英国国境庁「庇護指令—保護(庇護)申請の検討及び信憑性評価」(2010年7月)、10頁；英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」(2012年2月)、第3.2項(「その証拠が申請にとって重要であり、かつ、申請者が提出できると合理的に期待できる時は、申請者に対してさらなる証拠の提出を促す(例えば診断書、医学的証拠等)」)参照。「合理的」であることについての同様の言及は、英国国境庁「庇護指令—庇護インタビューの実施」でも行われている：「面接官は、申請者に対し、申請者が取得できると合理的に期待できる裏づけ証拠を……提出するよう促すことを躊躇すべきではない」。

有していた国等にいる家族構成員等の援助を得て——収集するためにも全力を尽くすべきである旨、示唆している⁵²。申請者は、提出できることが合理的に期待できると当局が考える証拠を提出できない場合、少なくとも、当該証拠を取得するために全力を尽くしたことを明らかにしなければならない。申請者がそのことを十分に明らかにできない時は、「難民認定申請を裏づける説明には信憑性がないと考えられる可能性がある」⁵³。

対照的に、別の加盟国のケースファイルを対象として UNHCR が行った検討では、申請者が、関連の文書を取得するためにどのような努力を行ったか立証するよう求められることはめったにないことが明らかになった。ただし、UNHCR の調査により明らかになったところでは、申請者が、申請の特定の側面の裏づけとなる出身国又は常居所を有していた国由来の書証を若干ながら提供できた時は、審査官は、申請のその他の側面を裏づけるさらなる証拠を取得するよう申請者に期待する場合もある。以下の決定はその例である。

「加えて、申請者が、その申請を裏づける十分な書証を提供しなかったことが留意される。このことは、申請者が多数の書証を提供できることを明らかにしてみせた以上、本件においてはとりわけ関連性が高いと考えられる。したがって、申請者は、かつての雇用主から、申請の妥当性を立証するのに役立つ文書を取得する機会を有していたと考えることができる」⁵⁴

「申請者は、母親が 1 週間入院した後にその病院で死亡したと主張した。申請者がアフガニスタンから取得した他の証拠を提供できたことを思えば、(……) このことを確認する若干の証拠を提供するよう申請者に期待するのは合理的であると考えられる」⁵⁵

また、検討対象とされた事案の中には、審査官が、申請者が若干の証拠を提供できたのであるから、申請のあらゆる側面の裏づけとなる書証を提出できたことを予想できるという結論に達していたものもある⁵⁶。

このように、一部の重要な事実を裏づける若干の書証を提出することは、主張されている重要な事実のうち書証による裏づけがないものの信憑性を損なうと考えられているように思われる⁵⁷。このような論法は UNHCR にとって懸念の対象である。UNHCR のケース検討を通じて明らかになったところでは、全体的に、これらの事案に登場した審査官は、特定の書証が存在しないことについて申請者に説明を要請しておらず、かつ、特定の証拠が入手可能であるという想定に基づいて認定を行っているように思われたためである。

UNHCR の調査では、一部の申請者が、書証をまったく提供しなければ自己の主張にとって不利であると考えられる可能性がある場合に、動きがとれない矛盾した状況に置かれることがあることも明らかになった。

⁵² 外国人局（ベルギー）「庇護手続きに関する情報小冊子（Information Brochure on the Asylum Procedure）」、4 頁。また、UNHCR が観察したところによれば、関連の証拠を取得するためにどのような努力を行ったか「立証」するよう求められる申請者もいる。例えば、ある事案では、証拠が出身国から発送されたことを示すため、文書を配達したとされる企業の追跡記録文書を提出するよう求められた申請者もいる（IRQ02MNP）。

⁵³ CCE/RVV 54.933, 26 January 2011.

⁵⁴ AFG09F.

⁵⁵ AFG04M.

⁵⁶ IRN02F, IRN02MAP. A Macklin, *Truth and Consequences: Credibility determination in the Refugee Context*, International Association of Refugee Law Judges, Conference in Ottawa, Canada, 1998 では、一部の審査官は文書がまったく提供されない場合に疑いの念を抱くことがあるのみならず、文書が提出されても、その文書が虚偽ではないかと疑われ、又は真正な文書は不法な手段でしか入手できないという憶測に基づいて軽視される場合があるために、疑いの念を抱くことがあると指摘されている。

⁵⁷ このことは、事実を裏づける証拠がどの程度入手しやすいかはそれぞれの重要な事実について同じではないことが理解されていないことの表れでもある可能性がある。さらに、サンプルの中には説明が求められた事案もあったが、そこで行われた説明には信憑性が認められず、しかしそのような認定についての理由も示されていなかった（IRN02F, AFG02F）。例えば次の通りである：「さらに、申請者は、夫が刑務所から脱走しようと試みた際に射殺されたと主張するが、死亡証明書という形で申請のこの側面を実証する証拠を何ら提供しなかった。申請者は、『残念ながら、アフガニスタンでは誰も、何も証明してくれません。私の父が言われたのは、私の夫が脱走しようとして彼らが撃ったということだけです』と主張する。しかしながら、これは、申請のこの側面を実証するいかなる証拠も提供しなかったことについての信憑性のある説明とは考えられない」（AFG02F）。



本調査により、一部の認定機関が、申請者がその申請を裏づけるものとしてどのような書証を所持しているはずであり、かつ（又は）合理的に考えてどのような書証を取得し、かつ提出することができるはずであるかについて、高く、そして過重な期待を有していることが明らかになった。審査官は、国際保護を必要としている人々について、例えば以下のような想定をしているように思われる。

- (a) 出身国又は常居所を有していた国から避難する前に、他国で国際保護を申請するのであれば書証その他の証拠が関連性を有することをあらかじめ知っている。
- (b) どのような具体的書証が関連してくるかを知っていて、出身国若しくは常居所を有していた国に残された家族のニーズ、渡航の際の危険又は他者からの助言若しくは指示の如何にかかわらず、当該証拠を仮の庇護国への渡航の際に持参し、注意深く保管し、かつ肌身離さず所持している。
- (c) 仲介人等の助言は信頼しないが、国家当局は信頼する。
- (d) 威迫又は脅迫を受けない限り、いかなる書証その他の証拠も進んで処分し又は引き渡すことはない。

このような想定は、恐怖心に駆られながら避難する際に人間がどのような振舞いをし、かつ誰を信頼することにするか⁵⁸についての実証的疑問を抱かせるものである。

この点については、申請者の関連する個別的事情及び背景事情も考慮されなければならない。これには、申請者の年齢、ジェンダー、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ、民族的背景が含まれるとともに、申請者の文化的背景、学歴、社会的地位及び（又は）出身国若しくは常居所を有していた国における状況が加わる場合もある。例を挙げれば、女性の申請者が、例えば出身国又は常居所を有していた国で女性に市民としての全面的権利が付与されていないために、身分証明書類その他の関連の書証にアクセスできない場合、このような申請者に対して一定の身分証明書類の提出を期待することは不合理であろう。同じことは、女性に関する書類の管理を男性の親族が行って

⁵⁸ 他人を信頼する能力を崩壊させることを意図した拷問等の極端な経験をした後であれば、なおさらである。S Turner, 'Torture, refuge and trust', in D E Valentine and J C Knudsen (eds.), *Mistrusting Refugees*, Berkeley: University of California Press, 1995.

いる場合にも当てはまる⁵⁹。同様に、どのような性暴力を受けたか証明する文書を申請者が持っていることと期待することも、不合理である場合がある。申請者は、出身国又は常居所を有していた国において性暴力に付与されている強力な文化的スティグマその他の事情を理由として、医師による援助を求めたり警察に届け出たりすることをためらったかもしれないからである⁶⁰。

審査官としては、女性及び LGBTI の申請者が書証を取得することは、このような申請者が受けた危害の性質、その活動の性質及び社会におけるその地位のためにより困難である場合があることを念頭に置いておくべきである⁶¹。申請者自身の証言は、特に迫害が家族構成員又はコミュニティによって行われる場合には、第一次的な、そしてしばしば唯一の、証拠の出所となる。申請者に対し、親密な行為の証拠となる文書又は写真の持参を期待し又は求めることがあってはならない⁶²。

さらに、書証の提出について申請者に不合理なほど高い期待をかけることは、申請者に対し、主張されているすべての重要な事実を裏づける書証を、偽造文書も含めて何としても提出するよう、意図しないままに奨励することになる可能性がある。

UNHCR としては、申請者はいずれかの入手可能な証拠によって自己の陳述を裏づけるよう努力することしか要求されておらず⁶³、また實際上可能な限りで証拠を提示しなければならないのみである⁶⁴と考える。しかし、UNHCR の調査では、一部の認定機関が、申請者がその申請を裏づけるものとしてどのような書証を所持しているはずであり、かつ（又は）どのような書証を取得しかつ提出することができるはずであるかについて、過重な期待を有している場合があることが明らかになった。とりわけ懸念されるのは、これらの期待の一部が、出身国又は常居所を有していた国における特定の証拠の入手可能性についての憶測や、人間の行動及び相互作用に関する根拠のない想定から生じているように思われることである。

UNHCR は、審査官に対し、申請者による提出を合理的に期待できる書証はどのようなものかを判断する際及び書証が存在しないことについての説明が満足に足るものであるか否か評価する際、申請者の個別的事情及び背景事情（出身国又は常居所を有していた国における事情を含む）を十分に考慮するよう促す。

3.2.2 「満足に足る説明」の意味

オランダでは、判例により、出身国又は常居所を有していた国からあらゆる関連の文書を持参するよう申請者に期待することは合理的であるとされており、例外として、迫害の脅威又は重大な危害を受けるおそれがありにも重大であって、突然の、かつ十分な準備もままならない避難に駆り立てられた時はこの限りでないとされている⁶⁵。UNHCR が検討した事案では、避難しなければならなかったために出身国又は常居所を有していた国から一部の文書を持参しなかった理由についての申請者の説明が、迫害への恐怖が生じたとされる日から出国までに 20 日⁶⁶及び 3 日⁶⁷が経過していたという理由で認容されなかった。これは、突然の避難を引き起こす深刻な状況ではないと考えられたのである。

検討対象とされた多くの事案で、申請者は、渡航の際に文書を持ってこなかったのは、そのような文書を所持していれば通過国であるトルコで拘禁されるおそれがあると仲介人から助言されたためであると主張していた。この説明は、決定書によれば申請者はトルコ駐在の UNHCR に対して保護を要

⁵⁹ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第8項。

⁶⁰ UNHCR ガイドライン第9号、第64–6項；UNHCR ガイドライン第1号、第37項；米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第8項。

⁶¹ スウェーデン移民局（Migrationsverket）「ジェンダーを理由とする迫害：女性の保護必要性の調査及び評価に関するガイドライン」（2001年3月28日）、15頁；スウェーデン移民局（Migrationsverket）「特定の性的指向を理由とする迫害が根拠に挙げられている庇護事案の調査及び評価に関するガイドライン」（2002年1月28日）；Irish Council for Civil Liberties (ICCL), Women's Committee, *Women and the Refugee Experience: Towards a Statement of Best Practice*, June 2000, p. 18.

⁶² UNHCR ガイドライン第9号、第64項及び UNHCR ガイドライン第1号、第37項。スウェーデン移民局（Migrationsverket）「ジェンダーを理由とする迫害：女性の保護必要性の調査及び評価に関するガイドライン」（2001年3月28日）、15頁。

⁶³ UNHCR ハンドブック、第205項(a)(ii)。

⁶⁴ *Said v. The Netherlands*, no. 2345/02, ECtHR, 5 July 2005, para. 49.

⁶⁵ Dutch Council of State, 15 March 2005, (200500388) JV2005/185, RV2005/53.

⁶⁶ IRQ01FAP, IRN01MBP.

⁶⁷ AFG03MNP.

請できたはずであるという理由で、認容されなかった⁶⁸。

UNHCR が観察したところによれば、文書がないことについての一定の説明が認容された事案もあれば、同じ庇護当局が扱った他の事案で同じ説明が認容されなかった例もあった。ケースファイルの資料に基づく当該事案の事情からは、評価が異なった理由ははっきりしなかった⁶⁹。

例えば、検討対象とされた複数の事案で、申請者は、身分証明書類を持っていないのは出身国（ソマリア）でそのような書類を発給する公的機関がまったく機能していないためであると説明した。これは、一部の事案では書類がないことについての満足に足る説明として認容されたが⁷⁰、認容されない事案もあった⁷¹。

オランダの国内指針では、申請者は、渡航中も加盟国においても文書を注意深く保管するよう期待される旨が定められている。安全と考えられている国で又は加盟国への到着後に関連文書を紛失したという申請者の主張が満足に足る説明として認められることはほぼなく、申請者は文書が存在しないことについて責を負わされることになる⁷²。そこには、迫害及び重大な危害から逃れようとする人々は、危険な渡航になる可能性があるにもかかわらず、文書を所持し、かつ注意深く保全すべきであることを知っているはずであるという想定があるように思われる⁷³。

UNHCR は、審査官が時として、書証がないことについて説明する機会を申請者に与えないまま、書証の不存在について不利な結論に至っていることを発見した。説明が求められた場合でも、ケースファイルの資料に基づけば、行われた説明を認容するか否かについての決定の中には、恣意的と思われる、かつ（又は）理由が示されていないものもあった。申請者の個別的事情及び背景事情が考慮されたか否かは、しばしば不明確であった。

本質的に、証拠が欠如していることについての説明が満足に足るものではないという認定は、審査官が、入手可能であり、かつ申請者が利用できるはずの証拠が提出されなかったと考えていることを意味するはずである⁷⁴。審査官は、資格指令第 4 条 5 b 項では満足に足る説明が要件とされていることを重要な点として想起しなければならない。ある説明が満足に足るものであるか否かを判断することは、実質的に、行われた説明の信憑性を、第 5 章に列挙された信憑性指標にしたがって、かつ第 3 章に掲げられた関連の要因を考慮しながら、評価することを意味する。

⁶⁸ AFG01MBP, IRN03MNP, IRQ02FNP。さらに、申請者が通過国で保護を要請できたか否かという問題は、申請者の陳述の信憑性評価では無関係である。検討対象とされたある事案では、申請者は、出身国からの渡航中、妻に頼んで婚姻証明書を取得するべきであったとされたが、どうすればそれが可能であったかについては述べられていなかった（SOM03MNP）。

⁶⁹ 検討対象とされた 2 つの事案に関わるもうひとつの例では、申請者らは、住民登録証や食料クーポンのような書類を持参しなかったのは出身国に残っている家族にとって必要だったからだと説明していた。ひとつの事案では、この説明は満足に足るものではないと判断されたが、理由は述べられていなかった（IRQ01FNP）。対照的に、もうひとつの事案では、この説明が満足に足るものとして認容された（IRQ05MNP）。

⁷⁰ SOM02FNP, SOM01MAP。

⁷¹ SOM01FNP, SOM02MNP。

⁷² 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010 年、Vc 2000）、C14/2.2（WBV 2010/10 版）。

⁷³ このガイドラインが実施されたある事例では、女性の申請者が、自分の書類は夫が保管していたが渡航中に紛失したと主張した。この説明は、申請者は自分自身の書類に注意を払うよう期待されるという理由で、満足に足るものではないと判断された（AFG01FNP）。ケースファイルの資料からは、文化的要因やジェンダー関連の要因が考慮されたかどうか、はっきりしなかった。

⁷⁴ この点に関連して注意しておくべきなのは、オランダでは、申請の評価のために必要であると認定機関が認めた文書が欠けていることについて申請者に「責任がある（accountable）」か否か、審査官が判断しなければならないということである。オランダの指針では、文書が存在しないことに関する申請者の責任を評価する際、次の 2 点について自問するよう審査官に指示している——(a) 文書が存在しないことに関する申請者の説明には一貫性及び信憑性があるか及び(b) その説明は一般的に知られている事実に合致しているか。どちらの質問に対する答えも否定的である場合、申請者は文書が存在しないことについて責任があるとされる可能性があり、また申請者の陳述の信憑性が損なわれたとあらかじめ考えられる。2000 年外国人法第 31 条(f)。また帰化移民局業務訓令 2014/14、第 4.1 項 b)及び帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010 年、Vc 2000）、C4/3.6.3（WBV 2010/10 版）も参照。

3.3 申請を「可能な限り早期に」実証する申請者の義務

資格指令第4条1項第一文は、「加盟国は、国際保護の申請を実証するために必要なあらゆる要素を可能な限り早期に (as soon as possible) 提出することを申請者の義務とみなすことができる」(強調引用者)と定めている。証拠による補強が申請者の陳述の信憑性を裏づける最も効果的な手段のひとつであることは、広く認められている。したがって、正しい信憑性評価が行われるようにするため、書証その他の証拠が合理的に取得可能であり、かつ信憑性評価に役立つ時は、認定機関が、申請者に対し、これらの証拠を取得する十分な時間を与えることが重要である。

3.3.1. 国の実務における「可能な限り早期に」の意味

本研究で焦点を当てた3つの加盟国は、証拠を「可能な限り早期に」提出することを申請者の義務とみなしている。これが実務上どのような意味を持つかは、国内の手続き及び時間枠と本質的に関連する。したがって、その意味が加盟国及び手続きによって異なるのは避けられない⁷⁵。

ベルギーでは、通常手続きの時間枠が法律又は行政規定で定められていない。登録された申請が認定機関 (CGRA/CGRS) で処理される機関の平均 (2011年) は123日であり、すなわち申請が入国管理局 (OE/DV) に登録されてから決定日まで4ヵ月ということになる⁷⁶。法律では、申請者が利用できるすべての関連文書を、申請の登録の時点で提出することが要求されている⁷⁷。ただし、申請者は、決定が行われるまでは、手続き中にその他の文書を提出することもできる。

UNHCRの事案サンプルでは、申請から登録面接までの期間は通常2週間ほどであり、また登録面接から個人面接までに数ヵ月が経過していることが多かった。最終的な決定書は個人面接から1週間以内に発布される場合がある⁷⁸。CGRA/CGRSからUNHCRに提供された情報によれば、2012年以降登録された申請については、申請の登録から3ヵ月以内に決定書を発布することを目標にしているという⁷⁹。したがって、申請の国内審査が行われる申請者は、おおむねこの時間枠に沿って申請を実証することが求められる。資料2.1にベルギーの手続きのフローチャートを掲載している。

⁷⁵ ベルギーでは、CGRSの手続きに関する勅令第22条が、「申請者は、自己の難民認定申請を実証する上で有益と考える文書であって申請者が利用することのできるすべての文書の原本を、可能な限り早期に CGRS に提出する」(強調引用者)と定めている。オランダでは、帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」(2010年、Vc 2000)、C14/2.2 (WBV 2010/10 版)に次のように書かれている：「難民認定申請者は、真実を述べ、かつ事実の正確な立証に全面的に協力する義務を有する。申請者はまた、申請についての決定に関連する、事実としてのあらゆる出来事及び事情について、可能な限り早期に帰化移民局に告知しなければならない。したがって、申請者は、帰化移民局の質問に対して可能な限りの確に回答し、かつ、自己の陳述を裏づける関連文書を可能な限り多く提出する必要がある」(強調引用者)。英国では、出入国管理規則第339L項で次のように定められている：「いずれかの者の難民認定申請、人道的保護を付与される資格もしくは人権申請について大臣が検討する際、当該難民認定申請を実証し、又は申請者に人道的保護を受ける資格があることを立証しもしくは当該人権申請を実証するために必要なすべての重要な要因を大臣に対して可能な限り早期に提出するのは、申請者の義務である。大臣は、申請者と協力しながら当該要因についての評価を行う」。

⁷⁶ CGRA/CGRS, 2011 Annual Report, p. 15 (21).

⁷⁷ 入国管理局の手続きに関する勅令第4条：「申請者は、庇護を申請した後直ちに、申請を実証する上で有益と考える文書であって申請者が利用することのできるすべての文書を [ID] に提出する」。

⁷⁸ AFG05MSP, GUI10F, DRC01MRS.

⁷⁹ CGRA/CGRS 所長へのインタビュー調査 (2012年6月27日)。

UNHCR がベルギーで検討したケースファイルの大多数で、申請者は、一般的には申請の登録から数ヵ月後に行われる個人面接の時に初めて文書を提出していた。UNHCR が見たところ、文書が個人面接時に初めて提出された場合、申請者は、証拠がもっと早く、申請の登録時に提出されなかったのはなぜかではなく、それらの書証をどのように取得したかについて質問を受けていた。検討対象とされた決定書には、個人面接時に初めて証拠が提出されたために信憑性が損なわれたと考えられたことを示すものはなかった⁸⁰。また、審査官には若干の裁量を与えられており、要請に応じて、面接後にさらなる証拠の提出が可能な期間を認めることができる。認められた場合、申請者には（追加の）証拠の提出期間として 5 日与えられるのが通例である。どの程度の期間が認められるかは、どのような種類の証拠が提出されるか及び個人面接までにどの程度の期間があったかによって変わってくる場合がある⁸¹。

オランダでは、法律⁸²及び枢密院の判例⁸³により、申請を実証するために必要な要素は「申請時に（at the application）」提出されるべきであって、決定段階を過ぎて提出されるべきではないとされている。資料 2.2 に、オランダの庇護手続きの運用を示したフローチャートを掲載している。

申請の登録から認定機関による最終決定の発布までは最短で約 2 週間半の場合があるため、申請を実証することができ、また実証しなければならない期間は非常に限られたものとなる可能性がある。そのため信憑性評価にも影響が生じる。

第 1 に、この期間では、信憑性評価に役立つかもしれない書証その他の証拠を申請者が取得するのに十分な時間が与えられない可能性がある。

第 2 に、申請の評価のために必要であると認定機関が考えた旅行証明書、身分証明書その他の文書を申請者が手続きの期間内に提示できない場合、当該文書が存在しないことについて自らに責任はない旨の真実味のある主張を申請者が行えない限り、申請者の陳述の信憑性があらかじめ損なわれていると考えられることがあり、申請者は、当該文書を提出した場合よりも自己の陳述に説得力を持たせなければならなくなる⁸⁴。その場合、申請者の陳述は「積極的説得性」を有するものでなければならない。指針によれば、これは「保護が必要であることを明らかにするための立証の負担が、申請者にとってより重くなる」ことを意味する⁸⁵。

第 3 に、情報及び書証その他の証拠は、認定機関が最終決定を行う前であればどの時点でも提出できる。事案によっては、認定機関が証拠提出期限を延長することもある⁸⁶。ただし、一定の状況下では、たとえ情報及び（又は）書証その他の証拠が一般庇護手続きに割り当てられた通常の期間内に提出されたとしても、認定機関がその提出を「遅過ぎる」と考え、したがって無視する場合もある⁸⁷。証拠が「遅く」提出されることは、申請者が、手続きのより早い段階でその証拠を開示し又は提出しなかったことについて満足に足ると認められる説明を行わない時は、申請者の陳述の信憑性を損なうものと考えられる可能性もある⁸⁸。

申請者は、申請の登録時に、その身元、国籍及び渡航経路についてのあらゆる入手可能な書証並びに申請の理由に関わる他の関連の書証を提出するよう要求される⁸⁹。申請者は、登録時に与えられ

⁸⁰ IRQ01MRS, IRQ03FRS, IRQ07FSP, IRQ08FSP, IRQ09M, IRQ10M, AFG02MRS, AFG04MSP, AFG06FSP, AFG09M, DRC03M, DRC08F, GUI03FRS, GUI05M, GUI07M, GUI08M, GUI10F.

⁸¹ CGRA/CGRS 所長へのインタビュー調査（2012年8月31日）。また CCE/RVV 75.313, 16.02.2012 も参照（この決定では、実体インタビューまでに 10 ヶ月あったことについて、申請者が書証その他の証拠を収集しかつ提出するのに十分な期間であったと判断された）。UNHCR が検討対象としたケースファイルのサンプルには、申請者が、個人インタビュー後の一定期間内に追加の証拠を取得するよう要請された事案がいくつか含まれている：DRC10F（申請者の主張によれば弁護士に渡したとされる旅券を 5 日以内に提出すること）、GUI03FRS（娘であるとされる者が生物学的に申請者の娘であることの証拠を 3 週間以内に提出すること）。

⁸² 帰化移民局外国人令第 3:111 条第 1 項：「外国人は、法第 28 条にいう定められた期間の在留許可の発布を申請する時に、許可を発布する法律上の根拠の存否について当該外国人と協力しながら評価できるようにする目的で、申請を実証するために必要なあらゆる要素、特に関連の文書を提出する」（強調引用者）。

⁸³ Dutch Council of State, 31 October 2003, JV2004/11; LJN: AO2112 and Dutch Council of State, 27 December 2011, (201108202/1/V4) JV2012/95; LJN: BV0404.

⁸⁴ 帰化移民局外国人法第 31 条(2)(f)。さらに詳しくは第 6 章参照。

⁸⁵ 帰化移民局業務訓令、4.1(b)。信憑性の基準についてさらに詳しくは第 7 章参照。

⁸⁶ AFG04MNP, AFG05MNP, IRN02MNP, SOM01FNP.

⁸⁷ SOM03MNP, AFG01MNP, IRN01MNP, AFG03FNP, IRQ03MNP, IRQ01MNP, IRQ02FNP.

⁸⁸ 証拠の開示の遅れについてさらに詳しくは第 6 章参照。

⁸⁹ 2000 年外国人令第 3.109 条(4)及び帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010 年、Vc 2000）、C9/2.1.1.1；Dutch Council of State, 15 March 2005, (200500388) JV2005/185, RV2005/53, para. 2.1.1（「原則として、申請者は、その身元、国籍及び渡航経路に関する文書を、定められた期間の在留許可庇護の申請時に提出するよう期待される。このことは、許可を付与する法的根拠の存否についての評価の基礎となりうる文書についても当てはまる」）。

る小冊子の中で、（さらなる）関連の書証その他の証拠があれば一般庇護手続きの開始前に取得しておくよう助言を受ける⁹⁰。法律上、申請者には、渡航の疲れから回復して手続きの準備をできるよう、登録から手続きの開始まで少なくとも 6 日の期間が与えられる⁹¹。したがって、申請者が（さらなる）関連の書証その他の証拠を取得するために最低でも 6 日の猶予があることになる。小冊子には、オランダ難民評議会の職員からこの点に関する援助を得られる旨の、申請者向けの情報が書かれている。ただし、申請者が助言を求めて弁護士又はオランダ難民評議会の職員に初めて会うのは一般手続きの開始日である場合もある。そのため、申請者が手続き開始前に関連の書証その他の証拠を取得するのは著しく困難であることがある。

手続きの期間に関する規定については、審査官の裁量で若干の柔軟性が認められる機会もある。審査官は、きわめて具体的に限定された事情がある場合に、手続きを 6 日間（休日は含まない）延長することができる⁹²。手続きの延長は、例えば申請者又は通訳者が病気の場合に可能である。延長は、個人面接の開始時に、申請者が、自分の身元（及び（又は）国籍）が一次面接時に主張されたものと異なると陳述した時にも認められる場合がある⁹³。

UNHCR が観察したいくつかの事案では、個人面接調書の受領後若しくは予定されている決定内容の受領後に追加情報の提出期間が延長された例⁹⁴、又は証拠の提出期間を延ばすために申請が延長手続きに移行された例⁹⁵があった。

ただし、オランダ枢密院は、申請者によれば間もなく届く予定の書証を待つために手続きを延長する必要はないと判示している⁹⁶。UNHCR が観察したある個人面接では、申請者が間もなく到着予定であると宣言しただけの書証を待つために手続きは延長されないことが、申請者に対して明確にされていた。

面接官：「文書の原本はもう届きましたか」

申請者：「いえ、文書が届いたらすぐに弁護士に連絡しなければならないのは了解していました」

面接官：「申請についての決定は遅らせません。決定手続きはこのまま進みます」⁹⁷

これに関連して付記しておく価値があるのは、オランダでは、不服申立て段階で取得・提出された書証は、当該証拠が一次手続きの間に取得・提出され得たと考えられる時は認容されない場合もあるということである⁹⁸。

そうなると、申請者は動きがとれない矛盾した状況に直面する。8 日間の手続きの後半に提出された情報及び証拠は提出が遅れたとして無視される可能性があるが、申請者が、手続きの早い段階で関連の書証その他の証拠を取得・提出できるように申請の登録を遅らせた場合、その申請の提出の遅れが、陳述の信憑性にあらかじめ悪影響を与えるものと捉えられる可能性もある。どちらの筋書きも、信憑性評価に瑕疵が生じるおそれが高まることを示すものである。

英国の認定機関は、通常手続き（New Asylum Model）で審査される申請についての決定は提出から 30 日以内に行うことを目標としている。したがって、申請者は基本的にはこの時間枠の中で申請を実証しなければならない。英国の庇護手続きのフローチャートは資料 2.3 に掲載している。申請者は、スクリーニング面接の際、提出すべき身分証明書及び（又は）旅行証明書を持っているかどうか

⁹⁰ 小冊子「庇護手続きを始める前に（Before you Begin the Asylum Procedure）」は、申請者に対し、一般庇護手続きの開始に先立つ休息・準備期間についての情報を提供している。

⁹¹ 2000 年外国人令第 3.109 条(1)。スヒッホル（スキポール）空港で申請を行った申請者はこの休息・準備期間の利益を得られないことに留意。

⁹² 2000 年外国人令第 3.110 条第 2 項及び第 3.115 条第 1 項。改正庇護手続法の説明覚書（24-5 頁）及び帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010 年、Vc 2000、C12/4.4）が述べるところによれば、申請者が、その身元、年齢、国籍、渡航経路又は庇護について、行われる評価に関係のある新たな陳述を行った場合には手続きを延長することができるが、最初に、陳述の変遷を理由に申請の信憑性を否定することができるか否かについての評価が実施される。

⁹³ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010 年、Vc 2000）、C12/4.3。

⁹⁴ AFG04MNP, AFG05MNP, IRN02MNP, SOM01FNP.

⁹⁵ IRQ02MNP, IRQ04MNP.

⁹⁶ Dutch Council of State, 15 March 2005, (200500388) JV2005/185, RV2005/53.

⁹⁷ INR08IRNM.

⁹⁸ Dutch Council of State, 13 September 2010, (201003588) JV2010/410; LJN: BN7304, para. 2.2.2.



は提出を要請されない。その代わりに、「重要なのは、自分の説明にとって役立つ証拠又は裏づけ情報をこの〔実体的難民認定面接の〕時点で（可能であればもっと早く）ケース主幹に提出することです。証拠は、実体的難民認定面接の後 5 日以内（休日を除く）に提出することが求められます」⁹⁹と記されたリーフレットを渡される。重要なこととして留意しておかなければならないのは、この情報がスクリーニング面接の際に口頭で申請者に伝えられるわけではないということである。そのため申請者は、スクリーニング面接の際には、証拠を提出する機会について承知していないことになる。申請者は、個人面接の段階に至ってようやく、「本日提出したい文書やその他の証拠はありますか」と尋ねられることになる¹⁰⁰。

2012 年 3 月まで適用されていたガイドラインにしたがい、申請者は、決定が行われる前に、さらなる証拠があれば個人面接の後 5 日以内（休日を除く）に提出するものとされていた¹⁰¹。このガイドラインは改訂され、審査官が 5 日間待たなければならないという義務的要件はすでに定められていない¹⁰²。

UNHCR の調査により、審査官が柔軟性を発揮し、申請者に追加の証拠提出期間を与えた事案もいくつかあることがわかった¹⁰³。しかし、その他の事案ではこのような柔軟性が示されず、その結

⁹⁹ *Important Information about the UK Asylum Process*, p. 4. このリーフレットは 17 カ国語で作成されている。

¹⁰⁰ Statement of Evidence, Combined Interview and NINO Application Form.

¹⁰¹ 英国国境庁「庇護指令—インタビューの実施」（2008 年 5 月；現行の英国国境庁庇護指令第 4.0 版の前の第 3.0 版）。本調査で検討したケースファイルについてはこの庇護指令が適用されていた。また、UNHCR が観察したインタビューでは、申請者は、外国語による証拠であって翻訳されていないものについて助言を受けていた。個人インタビューの最後に、「あなたが提出する情報は英語で書かれていなければならない、英語でない文書は、翻訳の上、この 5 日以内に原本と翻訳文を両方提出しなければなりません」と申請者に対して読み聞かせるのが義務づけられていたのである（実体的庇護インタビュー調書）。新しい政策指針では、面接官と申請者の合意によってこの期間を延長できることにも留意。

¹⁰² 指針では現在、次のように定められている：「面接官は、インタビューの終了時に、さらなる調査又は情報がありうることを前提として、申請の庇護及び人権に関わる側面について確固たる決定を行うために申請者から得なければならない情報を取得したと確信するべきである。審査官がさらなる証拠を求めることにする時は、その旨が記録されるべきであり、また申請者に対してはそのために最低 5 日（休日を除く）が与えられるべきである。さらなる証拠を求めない時は、決定はインタビューの後可能な限り早期に行われなければならない」（英国国境庁「庇護指令—庇護インタビューの実施」（2012 年 3 月）、第 4.9 節）。

¹⁰³ SOM06FRS, AFG01MRS.

果、重要な事実の裏づけとなった可能性がある関連の書証がないまま決定が行われていた。

例えば、申請者及び法的代理人が、重要な事実の裏づけとなる書証が届く見込みであることを審査官にはっきり伝えていたが、審査官がその証拠を待たなかった事案がある。イラク国籍の申請者は、自分はバース党の党员であり、父親は旧共和国防衛隊の高官であったために、バドル旅団の部隊によって逮捕・拘禁されたと主張した。個人面接の際、申請者は、自分の陳述の裏づけとなるはずの文書を提出するのにあと 10 日待つてほしいと要請した。到着待ちの文書の状況について審査官に最新情報を伝えるために法的代理人が連絡を絶やさなかったにもかかわらず、やりとりの記録によれば、申請者の法的代理人は、決定が保留にされることはなく、文書が到着した場合は不服申し立ての段階で活用できる旨、告げられていた¹⁰⁴。また、申請者が書証を原語で提出したが、休日を除く 5 日以内に翻訳文を提出できなかった事案もある。審査官は、申請者の法的代理人に対し、証拠の翻訳文が提出されるかどうか確認するためのフォローアップを行わなかった。その結果、重要な事実にとって決定的であった証拠が考慮されなかった¹⁰⁵。

3.3.2 「可能な限り早期に」提出する要件と申請者の個別的事情及び背景事情

「可能な限り早期に」に付与されるべき意味との関連で、いくつかの所見を付記しておく価値があるろう。

自然的正義にしたがい、かつ適正手続き及び公正な審理に関する基本的原則により、証拠は、その信頼性について相当の疑義を生じさせる状況下で又は手法により取得された場合、証明力を認めなくてはならないことがある¹⁰⁶。したがって、例えば身体的・精神的健康状態がよくない時に、又は手続的保障が守られていないスクリーニングのための面接時に申請者から得られた情報は、信頼性を認められない場合がある。

「可能な限り早期に」という文言は、申請者が、申請を実証する義務について、申請者の理解する言語で告知された時点参照しながら解釈されるべきである¹⁰⁷。ただし、情報その他の証拠資料を提示・収集することと当該証拠を評価することは直線的な過程ではなく、単純に前者が後者に先立って行われるものではない。認定機関が、申請者の陳述及び提出されたその他の証拠を申請者と協力しながら評価することにより、関連の事実についてのさらなる情報その他の証拠を取得する必要性が明らかになる場合もある。申請者が、証拠評価の開始後に、関連する追加の陳述を行うこと又は関連する追加の書証その他の証拠を取得することを要請され又は希望する場合がある事実も、資格指令第 4 条(1)第 1 文にいう「可能な限り早期に」の解釈の参考とされるべきである。

スクリーニングのための面接及び（又は）個人面接で申請者が関連の情報を開示しない場合があることについては、他にもさまざまな理由で説明できる可能性がある。これらの理由については第 3 章でより詳しく検討しており、「可能な限り早期に」に関する審査官の理解の参考とされるべきである。

書証その他の証拠は、仮の庇護国への到着後は取得が困難になる場合がある。前述のように、認定機関は、申請者に対してどのような書証の取得を期待するのが合理的であり、かつ当該証拠を取得するのにどの程度の時間が必要かを判断するにあたって、申請者の個別的事情及び背景事情（出身国又は常居所を有していた国における事情を含む）を考慮するべきである。認定機関が加盟国の言語による書証の提出を要求するのであれば、翻訳文を取得するために申請者が利用できる手段及び翻訳のために必要な時間の双方を考慮することが求められる。証拠による補強が申請者の陳述の信憑性を裏づける最も効果的な手段のひとつであることは、広く認められている¹⁰⁸。したがって、正しい信憑性評価が行われるようにするため、書証その他の証拠が合理的に取得可能であり、かつ信憑

¹⁰⁴ IRQ10M.

¹⁰⁵ AFG03M, IRQ01M, IRQ04F.

¹⁰⁶ P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 84 で引用されている *Prosecutor v. Mucić et al.*, IT-96-21-T (Zdravko Mucić による証拠の排斥動議に関する決定、1997 年 9 月 2 日)。

¹⁰⁷ この点についてさらに詳しくは後掲第 5.1 節参照。

¹⁰⁸ ルワンダ国際刑事裁判所第一審裁判部は、「ある証拠が他の証拠によって裏づけられる場合、裏づけのない証拠よりも証明力が高まるのは理の当然であることを強調してきた。もちろん、どちらの証拠も信憑性を書く場合は例外である」(P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 80. *Prosecutor v. Alfred Musema (Judgment and Sentence)*, ICTR-96-13-T, 27 January 2000, para. 53 に言及しながらの記述)。

性評価に役立つ時は、認定機関が、申請者に対し、これらの証拠を取得する十分な時間を与えることが重要である。

結論として、「可能な限り早期に」という文言が、実務上、手続きの時間枠及び進め方によって定義されていることは明らかである。これらの点は、国によって、手続きによって、また審査官によって（この場合、裁量の行使及び柔軟な対応が行われることもあれば、行われないこともある）異なることから、申請を実証するための時間を他の申請者よりも多く与えられる申請者が出てくるのは当然である。場合によっては、証拠の提出期間が短すぎて申請の実証には役立たないこともある。国際保護を申請する者が置かれた特殊な状況に固有の証拠法上の困難は国際的に認識されているにもかかわらず、一部の EU 加盟国では、申請の登録後、比較的短い期間内に申請を実証するよう求められる申請者もいる場合がある。

UNHCR は、認定機関及び審査官が、決定に関する目標を達成しなければならないという政治的及び制度的要請の下で活動している場合があることを理解する。しかし迅速性は、公正性、正義及び基本的人権を犠牲にして達成されるべきではない。UNHCR は、陳述及び書証その他の証拠のどちらの提出についても、審査官が申請者の個別的事情及び背景事情（必要な時は書証その他の証拠及び翻訳文を取得するために申請者が利用できる手段を含む）を考慮することが、手続きにおいて認められ、かつ政策指針でも指示されることを確保するよう認定機関に促す。UNHCR はまた、必要な時は時間枠について柔軟な対応をとることも、認定機関に促すものである。正しい信憑性評価が行われるようにするためには、認定機関が、利用可能な関連情報を可能な限り多く入手することが重要である。

4. 申請の実証に関する 認定機関の義務

資格指令第4条1項第二文は、「申請の関連要素について申請者と協力しながら評価するのは加盟国の義務である」と定めている。

欧州連合司法裁判所（CJEU）は、「申請を実証するために必要なあらゆる要素を提出しなければならないのは一般的には申請者であるが、当該申請の関連要素を決定する段階で申請者と協力するのが加盟国の義務であるという事実は残る」と説明している¹⁰⁹。

協力という考え方は、申請者と認定機関が共通の目標に向かって協働することを含意するものである¹¹⁰。共通の目標とは、主張されている事実の信憑性を評価し、かつ国際保護の必要性について判断するための確固たる根拠を可能な限り見出すべく、関連の証拠を可能な限り多く収集するところにある。欧州庇護カリキュラムでは以下のように述べられている。

「申請者と協力しながら申請の関連要素を評価するのは庇護当局の義務である。これは、当事者間で共有される立証の負担と呼ばれることもある。（……）このような責任の共有は、審査官が、決定を行うための、質的及び量的にしっかりとした材料を得られるようにすることを目的としている」¹¹¹

欧州連合司法裁判所はさらに、これが実務上どのような意味を持つかについて説明している。

「したがって、加盟国が協力しなければならないというこの要件は、実務上、次のようなことを意味する。すなわち、国際保護を申請する者によって提供された諸要素が何らかの理由で完全ではなく、最新ではなく又は関連性を欠いている時は、申請を実証するために必要なあらゆる要素を取りまとめられるよう、当該加盟国が手続きのその段階で申請者と積極的に協力する必要があるということである」¹¹²

申請に関する証拠を収集する過程は連携を旨とするものであるべきであり、また加盟国及び申請者双方にとっての広範な意思疎通義務を伴うものである¹¹³。

申請の実証に関しては、以下、認定機関が下記のような義務を有していることが明らかにされる¹¹⁴。

- ① 申請を実証する義務及びこの義務を履行する方法について申請者に情報及び指導を提供すること。
- ② 面接の際に適切な質問を行うことを通じて指導すること。

¹⁰⁹ *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012, para. 65.

¹¹⁰ Bot 法務官が 2012 年 4 月 26 日付で表明した「見解」（*M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, para. 59）。

¹¹¹ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 2.2.7 節。

¹¹² *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012, para. 66.

¹¹³ G Noll, *Evidentiary assessment and the EU qualification directive*, New Issues in Refugee Research, Working Paper no. 117, UNHCR, June 2005.

¹¹⁴ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 2.2.9 節：「認定機関にとっての立証の負担とは、調査義務、申請の関連要素の評価に関して申請者と協力する義務及び該当する場合には灰色の利益を認める義務を含意する」。

- ③ 申請者に対し、不利となりうるいかなる信憑性認定についても釈明する機会を与えること。
- ④ 申請に関係する関連の証拠（必要な時は申請の裏づけとなる証拠を含む）を収集するため、利用可能なあらゆる手段を活用すること。

これらの義務は、資格指令だけではなく、庇護手続指令の諸規定、UNHCR ハンドブック及び欧州人権裁判所の判例並びに EU 法の基本的原則からも派生するものである。以下、これらについてさらに詳しく論じる。

4.1 申請者に対する情報及び指導の提供

調査対象とされた 3 つの加盟国では、申請者は、国際保護の申請を実証するための要素を提出するのが申請者の義務であることを、情報提供のための小冊子を通じて最初に告知されている。

ベルギー及び英国では、申請者は、それぞれ入国管理局（有権的当局）及び英国国境庁（認定機関）による最初のスクリーニング面接の直前に小冊子を渡される¹¹⁵。ただし、申請の実証に関して小冊子に記載されている情報は、手続きのこの段階では、必ずしも口頭で完全に伝えられるわけではない。すなわち、申請者が非識字者であり、若しくは行政上の事柄及び書類への対応に慣れていないこと、小冊子が申請者の理解する言語で利用可能とされていないこと、又は単純に一次面接若しくはスクリーニング面接までに十分な時間がなかったことを理由として、申請者が一次面接又はスクリーニング面接までに小冊子に目を通せない場合、手続きに関する情報——申請を実証する義務及び（又は）この義務を履行する方法を含む——を十分に得られない可能性がある。

オランダでは、国際保護の申請の登録時に、申請者に対し、申請を実証する方法についての簡単な指示を行う情報提供のための小冊子¹¹⁶が渡されるべきであるとされている。一次面接に先立ち、面接官は申請者に対し、「〔あなたは〕〔自分の〕身元、国籍及び渡航経路を裏づける文書を所持している場合、それを提出しなければならないことを告知します」¹¹⁷という、標準的な説明文を読み聞かせるよう求められる。また、申請者が非識字者であることが明らかになっている時は、個人面接時に、情報提供のための小冊子の内容を申請者に説明するべきであるとされている。オランダで UNHCR が観察した面接では、面接官は、関連の文書があればどんなものでも提出することが重要である旨、申請者に念を押していたことが留意される¹¹⁸。

4.1.1 指導する際の申請者の背景の考慮

UNHCR ハンドブックは、申請者及び審査官はあらゆる関連の事実を確認しかつ評価する義務を共有する旨、述べている¹¹⁹。このことは、資格指令第 4 条 1 項第 2 文にも反映されているところである¹²⁰。UNHCR は、認定機関の義務の範囲について、以下のようにさらに詳しく述べている。

¹¹⁵ ベルギーでは、国際保護の申請者に対する情報提供のために 3 つの異なる小冊子が作成されている。『庇護手続きについての情報小冊子（*Information Brochure on the Asylum Procedure*）』（制作・入国管理局、ネットには未掲載）、CGRA/CGRS による情報ブックレット『ベルギーにおける女性・女子と庇護：庇護を申請する女性・女子のための情報（*Women, Girls and Asylum in Belgium: Information for Women and Girls who Apply for Asylum*）』が 9 ヶ国語で、『ベルギーにおける庇護：ベルギーの庇護手続き及び受け入れ態勢に関する難民認定申請者向け情報小冊子（*Asylum in Belgium: Information Brochure for Asylum Seekers regarding the Asylum Procedure and Reception Provided in Belgium*）』が 11 カ国語で用意されている。英国では、スクリーニングの段階で、申請者に『英国の庇護手続きに関する重要な情報（*Important Information about the UK Asylum Process*）』と題するリーフレット（17 ヶ国語で入手可能）が手渡される。

¹¹⁶ 『庇護手続きを始める前に（*Before you Begin the Asylum Procedure*）』（COA、帰化移民局、RVR 及び VluchtelingenWerk による共同制作、2010 年 7 月）：「旅券、身分証明カード、出生証明書、運転免許証など、自分の身元を証明できる文書はお持ちですか。あるいは、航空チケット、搭乗券、卒業証書、判決文、新聞記事など、渡航経路又は難民認定申請の理由を証明できる文書はお持ちですか。お持ちであれば、登録の際にこれらの文書を提出してください。お持ちでなければ、庇護手続きが始まる前にこれらの文書を取得しておくようにしてください。この点については、VluchtelingenWerk（オランダ難民評議会）の職員があなたをお手伝いできます。〔……〕**注意！** あなたの個人情報及び文書は難民認定申請の評価にとって大切です。情報は漏れなく提示し、またデータが完全かつ正確に記録されていることを確かめてください。個人的な文書はけっして捨てないようにしてください」。

¹¹⁷ 第 1 次インタビュー時の定型的説明文の非公式訳。

¹¹⁸ 個人インタビュー時の定型的説明文及び観察したインタビューの書き起こし。

¹¹⁹ UNHCR ハンドブック、第 196 項。

¹²⁰ *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012, paras. 65–6. また Bot 法務官が事件 C-277/11 において 2012 年 4 月 26 日付で表明した「見解」も参照。Bot 法務官は、資格指令の準備作業に言及しながら、UNHCR ハンドブックで述べられている、あらゆる関連

「難民が置かれた状況の特殊性に鑑み、審査官は、あらゆる関連の事実を確認しかつ評価する義務を共有する。このことは、審査官が、当該出身国の客観的状況に精通し、周知のところとなっている関連の事柄を認識し、**関連の情報の提供について申請者に指導し**、かつ主張されている事実のうち実証可能なものを十分に検証することによって、かなりの程度達成される」¹²¹ (強調引用者)

資格指令第4条1項及び評価手続指令第10条1aに基づく協力義務にしたがい、加盟国は、申請者に対し、申請を実証するための要素を提出する義務、並びに、この義務を遵守しない場合及び当局に協力しない場合に生じ得る結果について、申請者が理解できる言語及び方法で告知されることを確保しなければならない。この情報は、申請者がこの義務を遵守できるように適時に提供されなければならない。申請者は、この義務を履行するための時間枠及びこれらの要素を提出する義務を履行するために利用できる手段についても告知されなければならない¹²²。

第1に、申請者が、自分には国際保護の申請を実証する原則的義務があること及び申請を実証するためにしなければならないことを知っていることと期待することは不可能である。

第2に、申請者が、どのような事実及び書証その他の証拠が関連性を有する可能性があるかについて知っていることと期待することもできない¹²³。そのため、認定機関には、申請者がこの点について援助されることを確保する義務がある。加盟国は、申請者に対し、資格指令第4条1項及び2項に基づく義務、並びに、資格指令第4条(2)にいう「要素を提出する義務を履行するために申請者が利用できる手段」について告知するべきであるとされる¹²⁴。このことは、資格指令第4条1項第2文にしたがって申請者との協力及び意思疎通を図る認定機関の義務からも派生する要件である¹²⁵。さらに、UNHCRは、審査官は「申請者が可能な限り十分に、かつ入手し得るすべての証拠を添えてその事案を提出できるようにしなければならない」と指摘している¹²⁶。これとの関係で注意しておくべきなのは、これまでの研究により、男女の申請者が同じ情報を受け取った場合でも、女性の申請者の方が手続きについて誤解及び誤った想定をしやすいことがわかっているという点である¹²⁷。提供される情報の内容、使用される言語及び申請者に情報を提供するために活用される経路は、ジェンダー及び年齢

の事実を確認しかつ評価する義務が、申請者と当該申請の検討を担当する加盟国との間で「共有」されることについて欧州委員会が懸念を示したことに留意している。

¹²¹ UNHCR「立証責任・立証基準覚書」、第6項。

¹²² 評価手続指令第10条(1)(a)は、加盟国に対し、申請者が次の保障を享受することを確保するよう義務づけている：「申請者は、その後の手続きについて、かつ、手続き中の申請者の権利及び義務並びにこれらの義務を遵守しない場合及び当局に協力しない場合に生じ得る結果について、申請者が理解できると合理的に考えられる言語で告知される。申請者は、指令2004/83/EC第4条に掲げられた要素を提出する義務を履行するための時間枠及びそのために利用することのできる手段について告知される。この情報は、申請者が、本指令で保障される諸権利を行使し、かつ第11条に掲げられた義務を遵守できるようにするため、適時に提供される」。また、評価手続指令第11条(b)、(d)及び(f)に基づき、加盟国は、申請者が保持している文書であって申請の審査に関連するものを手交するよう申請者に要求できること、有権的当局は申請者の身体検査及び所持品検査を行えること、並びに、有権的当局は、申請者に事前に告知することを条件として、申請者の口頭陳述を録音できることについても、ここで触れておく価値があるかもしれない。欧州庇護カリキュラムモジュール7、第2.4.3節参照。

¹²³ *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012, paras. 66. また Bot 法務官が事件 C-277/11 において 2012 年 4 月 26 日付で表明した「見解」の第 64 項及び第 65 項も参照：「64. 加盟国はこの協力義務にも服する。このことは、当職の見解では、個人としての保護の申請者が主張を行う際に直面する可能性がある困難に鑑みて説明可能である。 65. 第1に、申請者が、自己の申請がジュネーブ条約又は指令2004/83に掲げられた条件を満たすか否か判断できる立場に常にあり、かつ、他の形態の国際保護の根拠となるその他の人権法について精通している可能性は低い。申請者が、その申請の検討にとって最も適切な証拠を最初から提出できる立場にある可能性は低いのである」。

¹²⁴ 評価手続指令第10条(1)(a)。

¹²⁵ *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012, paras. 66. また G Noll, *Evidentiary assessment and the EU qualification directive*, New Issues in Refugee Research, Working Paper no. 117, UNHCR, June 2005, p. 4 も参照：「意思疎通の義務により、加盟国が何を『申請を実証するために必要なあらゆる要素』と考えているかについて申請者が十分に理解することが確保される。(……) 申請者に対し、加盟国から何らかの指針——協力に基づく関連性評価を通じて与えられる指針——を示されることなく、あらゆる要素を提供するよう期待することはできない」。

¹²⁶ UNHCR ハンドブック、第205項(b)(i)。

¹²⁷ European Union Agency for Fundamental Rights (FRA), *The Duty to Inform Applicants about Asylum Procedures: The Asylum-Seeker Perspective*, Thematic Report, September 2010, p. 34.

にふさわしいものであるべきである¹²⁸。

4.1.2 関連する可能性がある書証その他の証拠の種類についての指導

前述のように、どのような種類の書証その他の証拠が申請を裏づけるものとして関連性を有する可能性があるか、申請者が知っているとは期待することはできない。もちろん、どのような種類の書証その他の証拠が関連性を有する可能性があるかは、申請者によって、また主張されている事実の性質によって変わってくる。とはいえ、参考になる一般的指針を申請者に示すことは可能である。

UNHCR が見たところ、オランダ及び英国で申請者に提供されている小冊子には、申請を裏づける上で役に立つ可能性がある書証その他の証拠の種類がいくつか挙げられていた¹²⁹。

UNHCR は、ベルギーの法律が、申請者に対し、申請を実証するために「有益と考える」文書であって自らが利用し得るものの「原本」をすべて提出するよう求めている¹³⁰ことに留意する。ベルギーの不服申立て審理機関は、どのような書証が提出されるべきか明らかにするのは認定機関の義務ではないと判示してきた。申請を可能な限り実証するのは申請者の義務であり、特定の書証の提出を求めるよう認定機関に期待することはできないというのがその判断である¹³¹。さらに、国務院が 2005 年に確認した¹³²ように、不服申立て審理機関は、申請者が特定の証拠の提出を求められなかったからといって、申請者が当該証拠を提出しなかったことについての満足に足る説明にはならないと指摘してきた。

UNHCR は、本調査を進める中で、このような法的立場が実際にも影響を与えていることを見出した。検討対象とされた多くの事案で、特定の書証がないことを理由として、主張されている重要な事実の信憑性が損なわれると判断されていたが、申請者は、当該証拠を提出するよう助言を受けることも、当該書証が存在しないことについての説明を求められることもなかったのである¹³³。

例えばある事案では、申請者は、身元に関する陳述の補強証拠として身分証明書及び運転免許証を提出したのに加え、申請者が内務省で翻訳者として雇用されていたことを確認する、内務省から受け取ったとされる書簡を提出していた。申請者は、雇用についてのさらなる証拠を提出するよう要請も助言もされなかった。しかし最終決定書では、雇用に関する追加の書証がなかったために雇用に関する申請者の主張の信憑性が損なわれたと述べられていた。

「本件においては、検問所を通過する際、働いていた建物へのアクセスを可能とする必要な文書を処分しなければならなかった——この点は申請者が自ら述べている通りである——ことも合理的に予想できるとはいえ、申請者は、その陳述の信憑性を文書によって明らかにすることもしなかった。(……) この点について申請者が提出した唯一の文書は、内務省から送られてきたとする、申請者が同省のために働いていたことを確認する書簡のみである」¹³⁴

他方で、UNHCR は、面接官が申請者に対して特定の書証を提出するよう促した望ましい実践例

¹²⁸ European Union Agency for Fundamental Rights (FRA), *The Duty to Inform Applicants about Asylum Procedures: The Asylum-Seeker Perspective*, Thematic Report, September 2010, p. 9: 「女性の申請者に対しては、資格指令 (2004/83/EC) に基づいてジェンダーを理由とする申請も難民条約上の関連性を有し得ることを明確に伝える、アクセス及び理解が可能な言語で情報が提供されるべきである」。CGRA/CGRS 『ベルギーにおける女性・女子と庇護: 庇護を申請する女性・女子のための情報』 (2011年6月、9カ国語で入手可能)

¹²⁹ 『英国の庇護手続きに関する重要な情報』は 17カ国語で入手可能である。

¹³⁰ CGRA の手続きに関する勅令第 22 条: 「申請者は、自己の難民認定申請を実証する上で**有益と考える**文書であって申請者が利用することのできるすべての文書の原本を、可能な限り早期に CGRS に提出する。申請者は、CGRS で実施されるインタビューの都度、自らが利用することのできるすべての文書を提出するよう求められる」(強調引用者。非公式訳。原文は次の通り: “Le demandeur d’asile transmet le plus rapidement possible au Commissaire général toutes les pièces originales dont il dispose et **qu’il estime utiles** à l’appui de sa demande d’asile. Lors de chaque audition au Commissariat général, le demandeur d’asile est tenu de présenter à nouveau toutes les pièces dont il dispose”)。入国管理局の手続きに関する勅令第 4 条では、「申請者は、庇護を申請した後直ちに、申請を実証する上で有益と考える文書であって申請者が利用することのできるすべての文書を [入国管理局] に提出する」と定められている (非公式訳。原文は次の通り: “Dès l’introduction de la demande, le demandeur d’asile communique au délégué du Ministre qui a l’accès au territoire, le séjour, l’établissement et l’éloignement des étrangers dans ses compétences tous les documents dont il dispose et qu’il juge utiles pour appuyer sa demande.”)。

¹³¹ CCE/RVV 60.434, 28.04.2011.

¹³² CCE/RVV 65.541, 11.08.2011 (Belgian Council of State 144.744, 20.05.2005 に言及)。

¹³³ IRQ08FSP, AFG04MSP.

¹³⁴ AFG09M.

をいくつか確認した¹³⁵。

認定機関を対象とした、信憑性に関する英国の指針は以下のように述べている。

「入手可能な証拠を検証し、かつ、適当な場合に、申請にとって重要であり、かつ**提出を期待することが合理的であると考えられるさらなる証拠**（例えば診断書、医学的証拠等）の**提出を促す**のは、面接官の役割である。事案が時機を失することなく終結に至ることを確保するため、期間について合意し、かつ積極的な時間管理を図るべきである」¹³⁶（強調引用者）

ただし、ケースファイルを検討した結果、合理的に取得できると考えられ、かつ申請に関する決定にとって有益となるであろう証拠について、面接官が申請者にその提出を促す機会を設けない場合もあることが明らかになった¹³⁷。以下の事案では、面接官は診断書を要請せず、また診断書が申請において役立つ旨の助言も申請者に行わなかったが、棄却通知書には以下のように記されていた。

「難民認定申請全体の中核である病状を詳細に述べるという点に関して矛盾があることから、信憑性があるとは認められない。（……）さらに、申請者は、自分が重度の又は消耗性の病態にあるという主張を実証する診断書の形をとったいかなる書証も、内務省に提供しなかった。結果として、申請のこの部分については認容されない」¹³⁸

検討対象とされたいくつかのケースファイルでは、面接官が、特定の文書を所持しているかどうか申請者に質問していることも明らかになった。例えば、次の事案では申請者に以下のような質問が行われている。

面接官：「そのことが報じられた新聞記事を何か持っていますか」

面接官：「裁判所が出した文書を何か持っていますか」

面接官：「報告書をひとつでも持っていますか」¹³⁹

一連の質問は、これらの文書が申請者の主張を裏づける上で役に立つ可能性があることを示唆するものであるように思われる。しかし、申請者がこれらの書証を取得できたかどうかの質問はいずれの段階（面接時そのものを含む）でも行われず、これらの証拠の取得に努めることが申請にとって役立つかもしれない旨の助言が与えられることもなかった¹⁴⁰。

UNHCR が、認定機関が申請者に対して特定の書証を提出するよう促した望ましい実践例をいく

¹³⁵ GUI03FRS（生物学的に娘である旨の医学的証拠）、IRQ01MRS（警察に対して行われた告発の書証）、GUI01MRS & GUI07M（ギニアから身分証明書を取得するよう申請者に要請）。

¹³⁶ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、9頁、第3.2項。同様に、英国国境庁「庇護指令－庇護インタビューの実施」（2012年3月）は次のように述べている：「面接官は、**申請者に対し、申請者が取得できると合理的に期待できる裏づけ証拠を、定められた期間内に提出するよう促す**ことを躊躇するべきではない」（強調引用者）。また、「合理的に期待できる」という文言は、申請者の個別的事情及び背景事情を参照しながら適用されなければならないことにも注意しておくべきである。このことは、女性及び子どもが行う申請、並びに、（第3章「信憑性評価：集学的アプローチ」で明らかにしたように）ジェンダーを理由とする暴力並びに性的指向／ジェンダー・アイデンティティが関連する申請についてとりわけ妥当する。

¹³⁷ 英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）、10頁；英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、9頁。

¹³⁸ AFG06M.

¹³⁹ AFG03M.

¹⁴⁰ 身元に関する申請者の主張を確認し又は裏づける可能性がある文書について、欧州人権裁判所に提起された最近の事件では、3名の申請者が、身元に関する主張の裏づけとして、免許証の写し1点、雇用手帳の原本2点及び出生証明書の原本1点を国家当局に提出していた。認定機関は（その後、国の不服申立て審査機関も）、身分証明書類がないことから申請者らは身元を「立証」しなかったとの結論を出した。欧州人権裁判所は、申請者が身元を実証する最善の方法は旅券の原本を提出することかもしれないが、申請者が置かれた状況のために、これが常に可能であるとは限らないと判示した。したがって、本事件で申請者が提出したもののような他の文書も、身元に関する主張を裏づけるために利用できる場合があるとされた。*F.N. and Others v. Sweden*, no. 28774/09, ECtHR, 18 December 2012, para. 72 参照。また *Singh and Others v. Belgium*, no. 33210/11 (Chamber judgment, final), ECtHR, 2 October 2012 も参照。

つか見出したことも確かである。例えば以下の事案がある。

面接官：「あなたは証人陳述の中で、母親が殴られた後病院に連れて行かれたと言っていますが、どの病院ですか。病院に受け入れられた証拠を何か持っていますか」
申請者：「その時その場にいませんでしたから。でも病院に問い合わせたその書類を出してもらうことはできます。そのときには既病院を出ていました。」
面接官：「提出できる証拠があれば役に立つでしょう、そういう情報を私に送ってください。病院の記録などです」
面接官：「身元や国籍を証明できる文書は何か持っていますか」
申請者：「今はありませんがカブールに書類があります」
面接官：「これも、手に入れて送ってくれば、あなたの申請にとって役に立ちますよ」

面接官は、申請者に対し、傷跡に関する診断書の取得について代理人と話をすることも助言している¹⁴¹。

UNHCR は、国別調査の過程で検討対象とされたケースファイルの一部で見出された、このような望ましい実務を推奨する。UNHCR は、申請者が特定の書証を提出するよう助言も要請もされず、かつ当該文書がないことについての説明も求められないまま、申請者が特定の書証を提出しなかったという理由で重要な事実の信憑性を認定しない審査官がいることを懸念するものである。

4.2 面接時に適切な質問を行うことによる指導

個人面接は庇護手続きに欠かせない要素のひとつである。そこでは、申請者に対し、申請の理由を十分に説明する機会が与えられるべきであるとともに、認定機関にとっては、あらゆる重要な事実を特定し、これらの重要な事実に関連するすべての必要な情報を可能な限り申請者から収集し、かつ主張されている重要な事実の信憑性について検討する機会となるべきである¹⁴²。個人面接がこのような場となりうるのは、このような面接が、国際保護を申請する理由が申請者によって最も完全かつ正確に開示されることに資する方法及び条件下で実施される場合に限られる。申請者の陳述に食い違い、矛盾、細部の欠如及び漏れが見られるのは、信憑性に欠けることの表れではなく、面接の実施方法及び環境に欠陥があることの表れである場合もある。

UNHCR は、本調査で、面接官の質問能力によって申請者による申請の実証が可能になり、かつ十分かつ適切な信憑性評価の根拠が整えられたどうか評価する目的で、個人面接の観察及び面接の書き起こしの検討を行った。

本調査の示唆するところによれば、面接官は全体的に、関連する重要な事実が特定され、かつ当該重要な事実についての関連情報が提供されるようにするため、適切な質問の活用を通じて申請者に指針を与えていた¹⁴³。UNHCR の観察では、可能な限り話をし、かつできるだけ多くの詳細を明らかにするよう申請者にはっきりと奨励する面接官もいれば¹⁴⁴、申請者に対し、答えはできるだけ簡潔にするよう求め、必要な時はさらなる情報提供を促すと説明する面接官もいた¹⁴⁵。

また、UNHCR の観察では、自由回答形式の質問、さらなる確認のための質問及び回答選択形式の質問を組み合わせる用いた場合に、申請者には自己の主張を実証する機会が与えられ、また面接官にとっては関連の事実及び資料の収集が容易になることもわかった¹⁴⁶。全体としては、面接官の質問が

¹⁴¹ AFG04M.

¹⁴² UNHCR 「評価手続指令研究」（2010年3月）。

¹⁴³ 例えば INT01AFGM, INT02AFGM, INT05DRCM, INT06GUIM, INT07IRQMRS, INT08DRCF, INT09GUIF, INT10GUIM, INT01SOMF, INT07IRNM, AFG03MNP, IRQ01MBP, NT02SOMM。一部、申請にとって重要ではないと UNHCR が考える事実を焦点を当てたインタビューもあった。例えば、ある事案では、申請者がその都度「この国での難民認定申請については何も知りませんでした」と説明したにもかかわらず、申請者による難民認定申請の遅れについて、インタビュー全体を通じて計 10 回の質問が行われていた（IRN05M）。

¹⁴⁴ INT05DRCM, INT06GUIM.

¹⁴⁵ INT01SYRM.

¹⁴⁶ UNHCR が観察したところでは、面接官の中には、関連するすべての重要な事実が特定され、かつすべての必要な情報が引き出されることを確保するための手法を活用している者もいた。例えば、一部の面接官は英国の指針で「トローリング」及び「要約」と呼ばれている手法を活用していた。「トローリング」とは、インタビューの際に申請者が挙げなかった重要な事実が他にないかどうか面接官が確認することで、その際には例えば「他に何か理由はありますか」又は「〔政治的意見、政治活動、民族、宗教、個人のライフスタイル又は仕事〕を理由に何か問題を経験

このような組み合わせによって行われた場合、可能な限り多くの情報を効果的に収集する上で役立っていることが UNHCR の調査により明らかになった。

UNHCR が見たところ、質問は全体として筋が通ったものであり、また質問の焦点が変わったことを示すためにサインポスティング（手がかりの明示）と呼ばれる手法（「さて、それでは……についていくつか質問をします」）を活用する面接官もいた¹⁴⁷。しかし、ある質問から次の質問に移る際に質問の焦点が唐突に変わる事案もいくつかあった¹⁴⁸。その加盟国のある NGO 及び複数の法律家は、申請者の陳述に若干の矛盾がある場合、それは質問の焦点が唐突に変わったことによるものであるかもしれない旨の見解を表明した¹⁴⁹。

とはいえ、UNHCR が観察したところでは、一部の事案で、面接官の質問（及び発言）に面接官自身の見解が満ち満ちており、面接の際に暗黙の又はあからさまな不信感を表明していると思われる場合もあった。以下に挙げるのはその実例である。

「あなたが拘禁されていたという話は信じられませんね、国への送還を恐れる他の理由を話してください」¹⁵⁰

「3年間も勉強してきて答えがわからないというのはどういうことですか、私は午後、資料に目を通しただけでわかったというのに」¹⁵¹

「イランを離れたのは命が危うくなったからということですが、安全な国で庇護を申請することはしなかったんですね。そうすると、あなたの主張を信じるのは難しくなります」¹⁵²

「一時的な期間管理に関係していた兵士が、何の理由もなくあなたを 1 年も刑務所に入れたままだったというのは信じがたいですね」¹⁵³

「タイヤのリムしかない状態で車を運転したという話は信じられません」¹⁵⁴

このような不信感の表明は懐疑心に満ちた環境を生み出すものであり、それによって、申請者によるさらなる関連情報の開示が抑制される可能性がある。実際、ある事案で UNHCR が記録した面接官と申請者とのやりとりでは、面接官が、主張されている事実のうち申請にとって重要ではないものについて不信感を表明しただけではなく、非常に敵対的になって声を荒げていた。

面接官：「この書簡は、書簡の修正版を手に入れられたと言ってもらうまでは私にとっては関係のないものでしたよ。私に言わせれば、あなたは勉強をしていなかったし、シリアには戻らないとずっと前に決心していて、それで今度は家族を連れてきたんでしょう。それが真実ですよ」

申請者：「違います」

面接官（声を荒げて）：「それが真実なんだよ」

申請者：「違います。私なりの説明を信じてもらえないのは心外です」¹⁵⁵

上記の抜粋のような事案は他には見当たらなかったとはいえ、面接官が不信感を露にしており、また非難及び脅しのような口調であることから、とりわけ憂慮される事例である。調査対象とされた 3 つの加盟国で UNHCR が実施したケースファイルの検討では、面接官は配慮に欠けた又は不必要に踏み込んだ質問を避けるのが一般的であることが明らかになっている¹⁵⁶。

したことはありますか」等の質問が行われる。

¹⁴⁷ AFG03MNP, IRQ01MBP, SOM07F, IRN10M, INT10LIBM, INT03SUDM.

¹⁴⁸ SOM02MNP, SOM03MNP.

¹⁴⁹ 法律家との会見（2012年3月30日）及びある非政府組織との会見（2012年3月20日）。

¹⁵⁰ GUI09M.

¹⁵¹ IRQ05MSP.

¹⁵² IRN08M.

¹⁵³ SOM10MRS.

¹⁵⁴ INT08IRNM.

¹⁵⁵ INT01SYRM. 発言部分の太字は、特定の単語が面接官によって強調されたことを表している。また、申請者が、インタビュー調書に目を通す機会を与えられないまま、その内容を承認する署名をするよう求められたこともとりわけ憂慮される場所である。実のところ、インタビュー調書には上記の抜粋が含まれていなかった。

¹⁵⁶ 指針については、例えば英国国境庁「庇護指令－難民認定申請におけるジェンダー問題」（2010年9月）、第1.3項参照（「面接官は、あらゆる関連の情報を開示するにあたって申請者が有している可能性のある困難に配慮しつつ、踏み込んだ質問をする用意を整えておくべきである」）。拷問又は重大な虐待を受けたと主張する申請者については、英国国境庁「庇護指令－庇護インタビューの実施」（2012年3月）、第4.3項が次のように述べている：「申請者に

UNHCR が観察した面接及び検討した面接記録の中には、相手を脅かさない、配慮のある質問も行われていることを示唆するものもあった¹⁵⁷。例えば、以下の事案では面接官が次のような質問を行っている。

「話しにくいことはわかっていますが、拘禁中、他に何が起きたのかについて教えてもらえませんか。（……）話してくれてありがとうございます。難しかったことはわかっています」¹⁵⁸

このような質問の仕方は、ジェンダーを理由とする暴力、性的指向／ジェンダー・アイデンティティに関連する申請を取り扱う時、またトラウマに苦しんでいる人々及び人身取引の対象とされた可能性がある人々の面接を行う時に、とりわけ重要である。対立的雰囲気醸し出さない、居心地のよい、かつ脅かされているような気分にならない面接空間を用意することは、申請者及び審査官の双方にとって、重要な事実及び証拠を開示しやすくできる可能性がある。

これに関連して、ジェンダー面で適切な面接を行うことにより、申請者に対し、申請実証義務を履行する合理的機会を一層提供できることになろう。このことは、申請がジェンダーに関する問題を提起するものである場合に、とりわけ重要となる¹⁵⁹。

さらに、質問に際しては申請者の個別の事情及び背景事情が考慮されなければならない。申請者の背景を考慮しないことにより、申請者の陳述が、信憑性評価のための信頼できる根拠ではなくなってしまう可能性があるためである。例えば、男性志向型の質問では、女性の申請者から関連の情報を引き出すことができないかもしれない¹⁶⁰。また、ジェンダーを理由とする暴力又は性的指向及び／若しくはジェンダー・アイデンティティに関連する事案でも、例えば恥辱感、社会的スティグマ、排斥されることへの恐怖又は報復への怖れを理由として、申請者が関連の情報を容易に開示しない場合がある。質問は配慮のあるものであるべきである。申請者の人間の尊厳に対する尊重を、常に指導の原則のひとつに位置づけることが求められる¹⁶¹。

対し、拷問がいつ、どこで、どのように、かつ誰によって行われたかについての詳細な情報を求める質問を行うことは重要である。面接官は、過度の苦痛を引き起こさないよう配慮しつつ、可能な限り十分な説明を得られるように注意し、深い言い回しで質問を行うべきである」。拷問被害者であると主張する申請者の申請の評価を行う試験的手続きのために特に起草された暫定的（一時的）指針も存在する。英国国境庁『拷問又は重大な危害の訴えを伴う申請の取扱い：暫定ケースワーク訓令（収容を伴わない試験的手続き）（*Handling Claims Involving Allegations of Torture or Serious Harm: Interim Casework Instruction (Non Detained Pilot)*）』（2011年7月18日）は、拷問の被害者であると主張する申請者への質問について次のような指示を行っている：「拷問がトラウマ性になりえるということは、拷問の被害者であると主張する申請者のインタビューにおいては特段の気配り及び配慮が求められるということである。自分の体験を話す際に拷問被害者が抱く可能性がある羞恥心、苦痛、当惑及び屈辱感は、克服されなければならないかもしれない問題である。お役所的な雰囲気の中では特に話しにくいと考える申請者も多い。自国の当局によって苦しめられた者は、避難先を求めて本邦に渡航してきたにもかかわらず、この国の公的職員を信頼しない場合がある。これは多くの点で対応が難しい問題だが、常識、自覚及び配慮をすることでその影響を減ずることは可能である」。

¹⁵⁷ 例えば IRQ05M, IRQ04F, INT05IRQM, INT07IRNM, INT06IRQF。

¹⁵⁸ IRQ04F。

¹⁵⁹ UNHCR 「評価手続指令研究」（2010年3月）、20頁及び22頁。また UNHCR 「女性・女子の保護のためのハンドブック」（2008年1月）、138頁も参照：「女性・女子は、男性の面接官もしくは通訳者を相手に、かつ（又は）他の家族構成員が立ち会っている場合でさえ、自分が直面した迫害の詳細について話をするのをためらう場合がある。女性・女子は、夫や家族には自分が受けた迫害について知られたくないかもしれない。そのため、国際保護の必要性に直接関係する経験又は恐怖について沈黙を維持する可能性がある」。

¹⁶⁰ UNHCR ガイドライン第1号、第36項(vii)：「例えば、間接的な政治活動に参加していた女性や政治的意見を有するとみなされた女性は、質問が男性指向の性格を有するゆえに、面接で関連する情報を提供しないことがしばしばある。また女性の申請者は、「拷問」に関する質問を、彼女たちが恐れている類の危害（性的虐待、女性器切除、「名誉殺人」、強制結婚など）に関連付けられないこともあり得る」。スウェーデン移民庁（*Migrationsverket*）「ジェンダーを理由とする迫害：女性の保護の必要性の調査及び評価に関するガイドライン」（2001年3月28日）、11–12頁：「女性が公共の領域で行動することは男性より少なく、また女性はしばしば夫及び親族の政治的活動について知らないままにされている場合がある。そのため、狭義の政治的活動だけに限る質問を続けても、女性にとってはほとんど関連性を有しない可能性があり、かつ直接の誤解につながるかもしれない。したがって、容易に理解でき、かつより幅広い範囲を含むような形で質問を組み立てるべきである。例えば、女性が政治的情報の連絡役として行動することは考えられるし、指名手配されている者を匿ったり、社会的規則又は規範に積極的に違反したりした可能性はある。政治的活動及び迫害のような概念は、個々の女性の概念空間によりよく適合するよう、他の言葉で表現する必要があるかもしれない」。また英国国境庁「庇護指令－難民認定申請におけるジェンダー問題」（2010年9月）も参照。

¹⁶¹ UNHCR ガイドライン第9号、第60項(vii)。また D Bögner, J Herlihy, C Brewin, *Impact of Sexual Violence on*

加えて、面接官は、言語的及び非言語的コミュニケーションの面で、面接全体を通じて公平性及び客観性を維持するべきである¹⁶²。自分の物の見方及び思考過程に影響を及ぼしている自分自身の個別的事情及び背景事情について、面接官が自覚しておくことは重要である。例えば、面接官の文化的、教育的及び（又は）社会的背景が、人間の行動及び記憶についての根拠のない推測につながる可能性もある。

結論として、検討対象とされた多くの事案では、信憑性評価の基礎となる関連の事実を十分に詳しく引き出すに足る面接手法が採用されていた。しかし顕著な例外もいくつかあり、特に、主張されている事実の信憑性を確かめる目的で、「一般的知識」を確認する回答選択形式の質問を多用する面接がこれに該当した。

4.2.1 信憑性を確かめるための「一般的知識」に関する質問の利用

焦点を当てた 3 つの加盟国で UNHCR が行った調査に基づき、主張されている重要な事実の信憑性を確かめるために「一般的知識」に関する質問を利用することは一般的に行われているように思われる。UNHCR の調査が明らかにしたところでは、一般的知識に関する質問は主として、出身地、民族及び宗教に関する申請者の主張の信憑性を確かめるために利用されている。

UNHCR の観察によれば、ある加盟国では、申請者がアフガニスタン、イラク又はソマリアの出身であると主張している事案で、主張されている出身国・地域に関する申請者の一般的知識を確認するための回答選択形式の質問が、一般的に面接のかなりの部分を占めていた。これらの質問には、目標物、地理、歴史、政治、軍閥、メディア及び住民に関係するものもあれば、ある認定機関がその場所の生活の「雑学的知識」と言い表したことに関係するものもある。実際、UNHCR が観察したある面接では、申請の理由を自由に話す機会が申請者に与えられなかった¹⁶³。

UNHCR の調査では、「一般的知識」に関する質問が利用される状況については、焦点を当てた 3 つの加盟国によって若干の違いがあることも明らかになった。ある加盟国では、ケースファイルを検討した結果、申請者の一般的知識を確かめる質問は、基本的には、出身、民族又は宗教に関する申請者の主張について疑義がある場合に行われているように思われた¹⁶⁴。

しかし、別の加盟国では、このような知識に関する質問が、明らかに、他の補強証拠が存在しない場合に信憑性を確かめる「予備的」手法とはなっていないこともわかった。逆に、UNHCR が観察したところでは、出身を証明する有効な身分証明書類が提出されている場合でさえ、申請者に対し、主張されている出身国・地域についての申請者の知識を判定するための質問が長々で行われることもあり得た¹⁶⁵。実際、主張されている出身国・地域に関する申請者の一般的知識を評価しようとする質問への回答に信憑性が認められなかった場合、その主張を裏づけるものとして提出された書証その他の証拠についての評価が行われない場合もあることが、UNHCR の調査により明らかになっている。このような事案では、申請者の一般的知識を評価するための質問が、主張されている事実の信憑性を確認する唯一の手段となっているのである¹⁶⁶。

UNHCR はまた、申請者の出身を認容すれば国別政策指針に基づいて申請者に国際保護を受ける資格が認められ得る場合に、申請者が主張する出身についての一般的知識確認型質問が一層徹底して用いられる場合があることにも留意した¹⁶⁷。同様に、国別政策指針で「ハイリスク」集団と定義されている集団に属していると申請者が主張する場合にも、徹底的な質問を通じ、当該集団に関する申請者の一般的知識の確認が行われることがある¹⁶⁸。

UNHCR が留意したところによれば、特にある加盟国では、個人面接に割り当てられた時間の相

Disclosure during Home Office Interviews, *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, pp. 75–81, 2007, at p. 77 も参照。

¹⁶² 評価手続指令第 8 条(2)(a)。また UNHCR ガイドライン第 9 号、第 60 項(iii)及び(v)も参照。

¹⁶³ INT07IRQMRS。

¹⁶⁴ INT01SOMF, INT03IRNM, AFG01FNP, AFG05MNP, IRN01FNP, IRN02MNP, IRN03MNP, IRQ02FNP, IRQ02MNP, IRQ04MNP, IRQ05MNP, SOM02FNP, SOM03MNP, AFG01MBP, IRN01FBP, IRN03MBP, IRQ02MBP, SOM01MAP, IRQ01FNP, IRQ02MBP, IRQ01FAP, SOM01FNP, SOM02MNP, SOM01MNP。

¹⁶⁵ GUI03FRS, DRC01MRS, INT02AFGM。

¹⁶⁶ 信憑性評価は証拠全体に基づいて行わなければならないという要件については、第 2 章「信憑性評価：原則と目的」及び第 7 章「信憑性評価へのアプローチ」で取り上げている。

¹⁶⁷ UNHCR 「ようやく安全地帯へ? (Safe at Last?)」、75–7 頁。

¹⁶⁸ 例えばバグダッド出身のキリスト教徒、バグダッド出身のエホバの証人信徒、バスラのスンナ派イスラム教徒、ギニア人のカトリック改宗者、ギニア人の同性愛者、コンゴ人の同性愛者のような「プロフィール」に当てはまる申請者の場合。

当の割合が、主張されている出身地についての申請者の知識の確認に充てられることがあった。例えば、観察対象とされたある面接（4時間）では、申請者が出身地であると主張している地域についての知識を確認する質問の時間が3時間10分に及んだ。申請の理由に関して主張されている他の重要な事実についての質問は50分であった¹⁶⁹。この加盟国では、申請者が知っていることの概要を幅広く把握するために、また申請者が何度か不正確な回答を行ったことをもって、主張されている重要な事実の信憑性が損なわれたと考えられる状況が生じないようにするために、関連する論点の多様な側面について徹底的に質問することが奨励されている¹⁷⁰。このように「一般的知識」に関する質問が広範に利用されていることは、このような信憑性確認方法が相対的に重視されていることの表れでもある。このように、一部の認定機関が、特定の重要な事実の信憑性を確かめるために知識を「確認」することは当該事実の信憑性を評価する上で有益であると考えているのは明らかである。

申請者が主張されている国及び地域の出身であるかどうかを確かめるためだけでなく、関連の事実が起きたとされる時点で申請者がその場所に住んでいたか否かを確かめるための、また申請者が最近までその場所に住んでいたのか又は相当前にその場所を離れていたのかを判定するための、質問が工夫される場合もある。後者のような質問をすることの狙いは、例えば、特定の国の出身ではあるがその場所を離れて第三国に在留していた者が、出身国で起きた事実を、その時点でその場所にいなかったにもかかわらず主張することがあるのではないかという懸念に基づくものである。

例えばある事案では、ソマリア及びモガディシュに関する一連の質問が申請者に対して行われた。申請者は、当該出身国・地域について一般的水準の知識を有していることは審査官から認められたものの、モガディシュに関する「同時代的」知識の期待水準を満たしているとは判断されなかった。決定書には以下のように記載されていた。

「（……）ソマリアについてのより同時代的な情報について質問された際、申請者が行った回答の正確さ及び詳細さが顕著に後退したことが留意される。特に、申請者は、最近設立された大学及びホテル、モガディシュ市で利用可能なラジオ及びニュース媒体を特定するのに苦心していた。（……）しかし、申請者がモガディシュに関する同時代的知識を欠いていることは、同地に2010年10月まで継続的に住んでいたという主張と一致しない。このような不一致は、信頼できる証人としての申請者の信憑性を損なうものであり、また最近までモガディシュに住んでいたという主張を疑う理由となる」¹⁷¹

UNHCRの調査によれば、ある加盟国では、申請が性的指向／ジェンダー・アイデンティティに関連するものである場合、申請者が、出身国又は常居所を有していた国におけるLGBTI関連の法規定及び当該加盟国におけるLGBTIコミュニティの状況をどの程度知っているかについて質問される場合があることが明らかになった¹⁷²。このような事案における信憑性評価は、個別に、かつ配慮のあるやり方で実施されなければならない。有益な質問領域としては、例えば自己認識、児童期、自己実現、ジェンダー・アイデンティティ、非同調性、宗教、家族関係、情愛関係、性的関係及びコミュニティ関係に関する申請者の経験に関するものが挙げられよう。このような質問は、通常、申請者の性的指向又はジェンダー・アイデンティティを確認する上で審査官にとって有益となる可能性が高まる¹⁷³。UNHCRは、一方的価値判断をはさまないようなやり方で作成された、自由回答式質問及び具体的質問の両方を活用することにより、申請者が、自己の申請内容をむきになつたりせず説明できるようになる可能性がある」と指摘してきた。

¹⁶⁹ INT01AFGM.

¹⁷⁰ 難民・無国籍者弁務官事務所「インタビュー戦略及び危険性の評価に関する指針案（アフガニスタン）（Draft guidance on interview strategies and risk assessment (Afghanistan)）」（2011年2月）。

¹⁷¹ SOM08M.

¹⁷² 申請の理由として性的指向又はジェンダー・アイデンティティが挙げられている難民認定申請についての難民・無国籍者弁務官事務所内部指針案。

¹⁷³ UNHCR ガイドライン第9号、第62-3項。

4.2.2 「一般的知識」に関する質問への回答の評価

検討対象とされたケースファイルの中には、そこに含まれるあらゆる資料に基づいても、申請者がどの程度の知識を保持していると期待するのが合理的であるのかについて審査官がどのように評価したのか、不明確なものがあった¹⁷⁴。また、申請者の個別的事情及び背景事情が知識水準に関する期待に影響を及ぼしているとして、どのような形で影響を及ぼしているかは明らかでないことが多かった。ある加盟国では、質問に対する申請者の回答又はその他の証拠に基づいてある重要な事実が認容されたのか否かも、しばしば不明確であった¹⁷⁵。

ある加盟国では、少数のケースファイルに、特定の質問に対する申請者の回答が正確だったか不正確だったかを示す証拠として出身国情報が添付されていた¹⁷⁶。ただし、大多数のケースではこのようなことはなく、回答についての評価は、回答が正確であったか否かではなく、どの程度詳細な回答であったか及び自然な回答であったか否かに基づいて行われていることが、内部覚書及び決定書によって明らかになっているだけであった¹⁷⁷。

他の 2 つの加盟国では、ケースファイルの検討により、知識を検証する質問への回答の評価は出身国情報報告書に照らして実施されていることが明らかになった。出身国情報の確認は、審査官自身がインターネット上で調査するか（ウェブサイトが引用されている）、又は国別情報担当部に照会するかのいずれかの方法で行われている¹⁷⁸。

ある事案では、審査官が、主張されている宗教の信者であれば有しているはずの知識が申請者には欠けているという認定を、引用された情報と Wikipedia の記事とが食い違うという理由に基づいて行っていた。

「しかし、ダニエル書が出典である物語について申請者が正確に説明できなかったことは、客観的証拠から明らかである。申請者が当該物語の主要な要素に一部触れなかったことが、客観的証拠により留意される。例えば申請者は、ダニエルが国王ネブカドネザル 2 世の法廷吏員であったこと（ダニエルに関する Wikipedia の記事）に触れなかった。（……）したがって、申請者が、キリスト教の一派、すなわちエホバの証人の真正な信徒であるという主張に一致する知識を披瀝したとは考えられない」¹⁷⁹

同じ事案では、申請者の知識が、それが過去に獲得されていたものであるという理由でも軽視されていた。

「入手可能な客観的証拠に基づき、申請者がダニエル書の物語を語ろうと試みたことは信じられる。第 1 に、預言者ダニエルはイスラム教でも承認されていることに注意しなければならない。このことにより、申請者が有している背景知識の一部については説明がつくと考えられる」¹⁸⁰

ある加盟国では、ケースファイルの検討の結果、面接時の知識確認に対する申請者の回答が国籍に関する主張を立証するものとして認容される場合¹⁸¹もあれば、宗教に関する申請者の主張を認め

¹⁷⁴ IRN04M, AFG05M, IRN03M, SOM05M.

¹⁷⁵ AFG01FNP, AFG05MNP, IRN01FNP, IRN02MNP, IRN03MNP, IRQ02FNP, IRQ02MNP, IRQ04MNP, IRQ05MNP, SOM02FNP, SOM03MNP, AFG01MBP, IRN01FBP, IRN03MBP, IRQ02MBP, SOM01MAP, IRQ01FNP, IRQ02MBP, IRQ01FAP and AFG01FNP, IRN03MNP, SOM01FNP, SOM02MNP, SOM01MNP.

¹⁷⁶ 例えば GUI06M.

¹⁷⁷ 例えば IRQ08FSP, AFG01MRS.

¹⁷⁸ AFG06M, IRQ09M, IRN01M, AFG04M, IRN10M, AFG05M, SOM05M, IRQ10M, AFG07M, IRN04M, IRN07F, AFG08M, IRN08M, SOM07F, AFG10F, SOM03MRS, IRQ05M, SOM06MRS, IRN06MRS.

¹⁷⁹ IRN09M.

¹⁸⁰ IRN09M.

¹⁸¹ 国籍が認容された事案：AFG06M, IRQ09M, IRQ01M, AFG04M, IRN10M, AFG05M, IRQ10M, AFG07M, IRN06MRS, IRN04M, IRN07F, AFG08M, IRN08M, SOM07F, AFG10F, SOM03MRS, IRQ05M, SOM06MRS, AFG03M。査証／旅券に基づいて国籍が認容された事案：AFG01MRS, AFG02F, AFG03M, SOM02M, SOM04M, IRN01FRS, IRN02F, IRN05M, IRQ02M, IRQ04F, SOM10MRS, IRN09M, IRQ06MRS, IRQ07F, IRQ08F。ソマリア出身者の場合のみ、知識確認に基づいて国籍が認容されなかった事案があった：SOM01F, SOM08M, SOM09M, SOM05M。

るために必要な知識水準を満たすことがそれほど容易ではないと思われる場合¹⁸²もあることが明らかになった。

以上のことを踏まえ、一般的知識に関する情報はインターネット上の公共領域及びメディアで豊富に入手できることについても触れておかなければならない。UNHCR が観察したところ、面接官の質問に対して申請者が正確かつ詳細に回答しているにもかかわらず、その情報が公に広く入手可能であるという理由で、申請者の知識が審査官によって軽視されることがある¹⁸³。例えば以下の通りである。

「申請者は、KDP のロゴを描き、またアブドゥラ・ハッサン・ザダなど KDP の重要人物数名の名前を挙げる事ができたが、このような情報は公共領域で広く入手可能であると考えられる」

184

非政府組織関係者は、上記のような実務は決定書で一般的に見られるものであり、申請者はのっぴきならない状況に直面しているとの見解を表明した。すなわち、知識が不十分であることが、主張されている重要な事実に信憑性が欠けていることの指標として利用される一方で、十分な知識があることを申請者が示しても、その知識は公共領域で入手可能である——したがって申請のために学習したものであるとして軽視されてしまうのである¹⁸⁵。

オランダでは、申請者が積極的説得性を示すよう求められる場合、重要な事実に関連する一般的知識を評価する質問への回答でひとつでも間違いを犯せば、申請に信憑性が欠けると判断するのに十分であるとされる場合があることにも注意しておかなければならない。例えば、申請者が特定の地域の村の名前を 3 つ挙げるよう求められ、正しい村名がひとつしかなかった場合、枢密院によれば、申請に積極的説得性が欠けるという結論を認定機関が出すことは合理的判断と認められる¹⁸⁶。

4.2.3 「一般的知識」に関する質問の利用の根底にある想定

一般的知識に関する質問の利用は、人々が何を知っており、かつ想起できるはずであるかに関する想定をその基礎としている。審査官は、申請者が通常は何を知っており又は覚えているはずであるかに関して不合理な期待を持たないように注意しなければならない。したがって、人間の記憶の機能及び脆さについて知っておくことが必要不可欠である。

第 3 章でより詳しく説明しているように、人間が事実に関する情報を記録しかつ想起する必要性及び能力には正常かつ広範なばらつきがある¹⁸⁷。例えば、主張されている宗教についての知識が欠けていることは、必ずしも信憑性が欠けていることの表れではない可能性がある。それは、関連する事実についての情報を学んでいないこと、又はそのような情報のうち特定の細かい部分を想起できないことの表れに過ぎないかもしれない¹⁸⁸。

さらに、豊富な研究から、一般的に想起することが難しい特定の事実が存在するという点で一致が見られる。例えば、固有名詞、日付、時間（期間、頻度及び時系列を含む）はなかなか思い出せない。また、人間は一般的物事を視覚的に記憶する能力がとりわけ弱く、そうした物事の機能の方が思い出しやすいとされる¹⁸⁹。このことは、通貨、身分証明カード、車のナンバープレート又は地元の建物及び記念碑のような一般的物事について説明するよう申請者に求める、一般的知識に関する質問に基づ

¹⁸² 改宗の問題が申請者の申請の中核的要素となっている事案で、申請者が見せた知識水準が認められなかったものがあった：IRN05M, IRN09M, IRN03M。

¹⁸³ SOM01FNP, SOM01MNP。

¹⁸⁴ IRN10M。

¹⁸⁵ 関係者との会合は 2012 年 6 月 21 日に持たれた。

¹⁸⁶ Dutch Council of State, 30 May 2011 (201011349/1); LJN: BQ7859, para. 2.2.3; see also a similar reasoning in Dutch Council of State, 4 April 2011 (201008219/1/V1) JV2011/245; LJN: BQ0748 and Dutch Council of State, 24 December 2009 (200906274)。

¹⁸⁷ J Cohen, 'Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers', *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, no. 3, pp. 293–309, 2001 (E Tulving, 'Episodic and semantic memory', pp. 381–403, in E. Tulving and W. Donaldson (eds.), *Organization of Memory*, New York: Academic Press, 1972 を引用)。

¹⁸⁸ A Baddeley, M W Eysenck, M C Anderson, *Memory*, Hove: Psychology Press, 2009。

¹⁸⁹ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, pp. 469–511 at p. 480。さらに詳しい情報は第 3 章「信憑性評価：集学的アプローチ」参照。

いて信憑性評価が行われる場合に関連してくる。例えば、検討対象とされたある事案では、主張されている出身国及び出身の市に関する申請者の知識を確認するため、面接官が以下のような質問を行っていた。

「X の紙幣の額面を全部、小さい方から言ってもらえますか。……紙幣はそれぞれどんな色ですか。……これらの額面の紙幣はどれぐらい前から出回っていますか。……X 中心部の川にかかっている橋の名前を教えてください。……X 南部に続く大通りは何号線ですか。……X 中心部を流れている川や水路は何本ありますか。……X で一番古いモスクはどこですか。……X 市長は誰ですか」¹⁹⁰

私たちの多くは、出身地である国、市又は町に関するこのような質問への回答に苦勞するはずである。それは、そこに住んでいないからではなく、このような事実に関する情報は記憶に正確に保持されず、又は想起するのが困難であるからに過ぎない。実際、単にある市又は町を訪れたことがあるに過ぎないの方が、ずっとそこで暮らしてきた者よりも、事実に関する一般的情報を多く保持していることも珍しくはない。それはおそらく、訪問者は、そこで育ってきた者が一度もやったことがないやり方で、地図や方向を積極的に確かめなければならなかったからであろう。

第 3 章で十分に説明したように、人間がどのような一般の知識を思い出せるかという点に関する信念及び想定は数多く存在するものの、これらの想定を慎重に検証すれば、多くは根拠のないものである。審査官は、申請者の記憶について現実的期待を持ち、かつそれにしがたって面接の計画を立てられるようにするため、科学的研究の知見に精通していなければならない。

UNHCR が行ったケースファイルの検討及び面接の観察により、面接官の中には、申請者の知識を確認するための質問をする際、申請者の個別的事情及び背景事情を考慮しているように思われる者もいた¹⁹¹。例えば、ある事案では申請者が自分は農民であると主張していたが、アフガニスタンの特定の地域の出身であるという申請者の主張の信憑性を確かめるために行われた質問は、近隣の村、当該地域の農業、ダム及び地元産品の価格に関するものであった。

ある加盟国では、検討対象とされたケースファイルの大多数で、申請者の個別的事情及び背景事情が、行われる質問の性質又は申請者の知識水準に関する期待に影響を及ぼしているのか否か、またどのように影響を及ぼしているのか、不明確であるように思われた¹⁹²。

別の加盟国で検討対象とされた事案では、例えば申請者のジェンダー、教育上の背景、健康、仕事及び社会的地位に関する情報は収集されていたものの、当該個人の事情にふさわしい一般知識に関する質問を組み立てるためにこれらの情報が活用されているようには思われなかった。例えば、検討対象とされたある事案では、申請者は中等教育を修了し、その後、父親とともに家業の仕立て屋で働いていた。この申請者に対し、出身の市に関する主張の信憑性を確かめるために以下のような質問が行われた。

「X には大学がいくつありますか。……これらの大学はいつ設立されたものですか。……一番新しい大学が設立されたのはいつでしたか」¹⁹³

検討対象とされた別の事案では、申請者の出身及び「最近の滞在」の信憑性を確認するための質問が行われていたが、申請者の個別的事情及び背景事情を考えれば、これは合理的ではなかったと思われる。申請者は質問の多くに答えることができなかった。ただし、回答の評価においては申請者の背景が考慮されており、審査官の内部覚書では、出身に関する申請者の主張が、信憑性があるとして認容されていた。その理由は、申請者が質問の多くに答えられなかったのは、主婦であり、また学校にまったく通ったことがないためであるというものであった¹⁹⁴。

¹⁹⁰ IRQ10M.

¹⁹¹ AFG06FSP, AFG04MSP, INT01AFGM, INT03IRNM.

¹⁹² ただし、関連の個別的事情及び背景事情は、各申請に付された内部覚書のいわゆる「備考欄」に記録されていたことに留意。

¹⁹³ SOM08M.

¹⁹⁴ GUI03FRS. 検討対象とされた他の事案では、行われた質問と、申請者の回答に基づいてその後行われた信憑性評価において、申請者の個別的事情及び背景事情が考慮され又は認知されていないように思われた（例えば AFG08M, AFG10F）。

国際保護の申請が個別に審査されなければならないというのは法的要件である。すなわち、申請者に対して行われる質問と回答の評価の双方において、申請者の個別的事情及び背景事情が全面的に考慮されなければならない¹⁹⁵。個々の申請者にどのような質問を行うか、それらの質問をどのように表現するか及び知っているはずであると合理的に考えられることは何かを判断する際には、人間の記憶に関する理解に加えて、申請者の年齢、ジェンダー、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ、精神的及び身体的健康状態、教育水準、地位並びに文化的、社会経済的、宗教的その他の背景要因のような事情が考慮されるべきである。

UNHCR は、焦点を当てた 3 つの加盟国における指針が、人間の記憶に関わる主要な考慮事項は強調していないものの、その他の個別的事情及び背景事情を考慮する必要性は有益な形で確認していたことに留意した。ベルギーの内部指針案は、申請者に対しては、その背景、出身、年齢、ジェンダー、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ、教育水準並びに社会経済的環境を踏まえて回答が合理的に期待できる質問を行うべきであると強調している。さらに、通常は書物がもとになっている知識を確認する質問は、申請者が教育を受けていない場合又は非識字者である場合は役に立たないことが多いとも強調している¹⁹⁶。同様に、認定機関向けの英国の指針は、面接官は以下のことを確保しなければならないと述べている。

「難民認定面接中に行われるいかなる質問も、慎重に準備され、個々の事案に適合しており、かつ非現実的な水準の専門的知識を期待するようなものではないこと（……）。例えば、ある者が最近キリスト教に改宗したと主張しているからといって、それだけで、申請者は聖書に何編の書が含まれているか思い出せるはずである、又は 12 名の使徒全員の名前を言えるはずであるということにはならない」¹⁹⁷

結論として、UNHCR の調査により、一般的知識に関する質問は、調査対象とされた 3 つの加盟国の実務において一般的に見られることが明らかになった。ある加盟国では、このような質問が、主張されている事実の信憑性を確認する唯一の手法として用いられることがあり、個人面接の大部分を占めている場合もあった。このような質問に過剰に依拠することには、それによって、申請者の説明を確認し、裏づけ若しくは否定する可能性があるその他の証拠、及び（又は）、関連の事実に関する十分な情報を特定しかつ引き出すその他の証拠が正当に考慮されなくなる場合、問題がある。

さらに、UNHCR は、このような質問が、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ等の事実の信憑性を確かめるために不適切な形で利用されており、また人間の行動及び相互作用に関する主観的な固定観念及び根拠のない想定に基づいていることを懸念するものである。より一般的に言えば、相当数の事案で、質問を組み立て、かつ（又は）申請者の回答を評価する際に、申請者の個別的事情及び背景事情が考慮されていないように思われた。その結果、これらの質問は信頼に足る信憑性指標とはなっていなかった。より広く、UNHCR は、信憑性評価が記憶力検査にされるべきではないことを想起するものである。

¹⁹⁵ 評価手続指令第 8 条(2)(a)：「加盟国は、(a)申請の審査及び決定が個別に、客観的にかつ公正に行われること……を確保する」。また、資格指令第 4 条(3)は「国際保護の申請の評価は個別に実施される」と定めている。

¹⁹⁶ インタビュー戦略及び危険性の評価に関する難民・無国籍者弁務官事務所内部指針（アフガニスタン）案（2011 年 2 月）及び申請の理由として性的指向又はジェンダー・アイデンティティが挙げられている難民認定申請についての難民・無国籍者弁務官事務所内部指針案。

¹⁹⁷ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）。

4.3 不利となりうるあらゆる信憑性認定について申請者が釈明する機会の提供

申請者が提供する情報に詳細さが欠けている、漏れがある、矛盾がある又は真実味がないと思われても、実際にはそうではなく、これらの点について正当な説明ができる可能性はきわめて高い。信憑性評価は可能な限り信頼できる証拠に基づいて行われるべきであるから、認定機関が、申請者に対し、不利となりうるいかなる信憑性認定についても釈明する合理的機会を与えることは、決定的に重要である。さらに、申請者が行いたいかなる説明も、当該申請についての最終決定が行われる前に正当に考慮されるべきである。

UNHCR の調査により、整合に欠けると思われる点について説明する機会がどの程度申請者に与えられているかは、加盟国によって、また申請によって異なることが明らかになった。調査対象とされた3つの加盟国ではいずれも、信憑性に関する不利な表れと思われる点を個人面接時に取り上げることが、指針によって面接官に奨励されている。一部の加盟国では、これが、信憑性にとって不利となるすべての重要な兆候を包含する要件とはなっていない場合もある。さらに、一部の国内庇護手続きにおいては、申請者に機会が与えられるかどうか、矛盾点が個人面接の前、最中又は終了後のどの時点で特定されたかによって変わってくることもある。

UNHCR が検討した事案では、面接官は、個人面接の際、申請者の説明に関わる矛盾、不一致および漏れを特定し又は申請者に指摘することはまったくなかった。しかし、決定書では不整合、不一致及び漏れについて言及されていた¹⁹⁸。以下に掲げるのはその実例である。

「申請者は、スクリーニング面接において、反体制活動を理由として逮捕されたと述べた。しかし難民認定面接では、自分の兄弟を発見できなかった当局が自分から情報を得られるかもしれないと考えたために逮捕されたと述べ、また拘禁中は兄弟について尋問されたと述べている。（…）申請者は、この逮捕が自らの反体制活動を理由とするものであるという情報を何ら提出しなかった。ここでも、面接の際にこの不整合について申請者に質されることがなかったとはいえ、イランで逮捕された理由について一貫した説明ができたはずであると考えすることは合理的である」¹⁹⁹

同様に、別の事案では、審査官が、個人面接時に特定して申請者に質すことができたはずの矛盾点を強調していた。

「申請者は、スクリーニング面接の際、2005年5月にソマリアを出国したと主張したが、難民認定面接では、1996年までソマリアに住んでいたと主張した。申請者の証言には矛盾があり、このことは申請者の説明の信憑性を損なうものと考えられる。申請者が、主張の通りにソマリアを出国したとは認められない」²⁰⁰

面接官が、矛盾点、不一致及び漏れを面接時に特定し、かつそのすべてについて申請者に質すことができないのは、さまざまな要因による場合がある。これらの要因としては、準備が不足していること、面接の事前準備の時間が不十分であること、面接の際、申請者の説明の細部に焦点を当てていないこと、及び（又は）、不利な信憑性指標の特定を面接終了後まで行わず、信憑性評価で考慮されるべき説明を行う機会を申請者に与えない傾向があることなどが挙げられるかもしれない。

特にある加盟国では、検討対象とされた事案のうち、個人面接時に1つか2つの矛盾点が特定されて申請者に質されていながらも、その後の決定書では、申請者に質されなかったさらに多くの矛盾点に言及されている事案が相当数あった²⁰¹。例えば以下の事案では、個人面接時に、ある矛盾点に関する質問が1回だけ質問者に行われている。

¹⁹⁸ IRN08M, SOM04M, IRN04M, AFG05M, AFG07M, IRQ01M, AFG02F, SOM08M, IRQ10M, SOM01F, SOM02M.

¹⁹⁹ IRN08M.

²⁰⁰ SOM04M.

²⁰¹ INT01SYRM, INT05IRNF, INT08TURKM, IRN09M, SOM09M, IRN10M, AFG10F, IRN07F, AFG03M, IRQ02M, SOM05M, AFG04M, IRN06MRS, IRN02F, SOM07F, AFG09F, IRN05M, IRQ06MRS, IRQ04F, AFG06M.

「スクリーニングの時は、お母さんの婚約者から虐待を受けたと言いましたね。けれども、Q50の時は、その男性はお母さんの婚約者ではなく友人であると言っています。説明してもらえますか」²⁰²

しかし決定通知書では、面接時に申請者に質されなかった一連の「矛盾点」が特定されている。

「申請者は、父親の誘拐後、両親間で問題が発生し、その後父親から遺棄されたと主張する。父親と連絡をとろうとしなかった理由を訊かれた申請者は、『住所や電話番号を全然知りませんでしたし、母も教えてくれませんでした』と説明した。(……)しかし、身分事項データによれば、申請者は父親が住んでいるバグダッド内の地区を述べることができた。これは矛盾している。(……)したがって、申請者が父親との接触を失っており、父親の現住地も知らないとは認められない。

申請者は、自分が誘拐されたと主張する。徒歩で学校へ向かっている時に誘拐されたとのことである。申請者は、学校は自宅から徒歩 15 分のところにあるとも付け加えた。しかしその後、イラクでは保護者による付添いがないまま自宅を出ることは許されなかったとも述べている。これは矛盾している(……)

申請者は、X が自宅に脅迫状を送ってきたと主張する。脅迫がいつ始まったかと訊かれた際、申請者は、『彼らが父を誘拐した時からです』と説明した。その後、最初の脅迫は『私が誘拐された後に』行われたと述べたが、これは、従前の説明によれば父親の誘拐から 1 ヶ月後のことである。これは矛盾している。(……)」

励みになるのは、UNHCR の調査により、ある加盟国では、面接調書及び予定されている決定内容を検討し、かつ訂正の申し出又は追加情報があればこれを提出する機会が、手続きの構造自体によって申請者に与えられていることも明らかになったことである。個人面接調書の受領後若しくは予定されている決定内容の受領後に訂正の申し出を行い、かつ／若しくは追加情報を提出する期間が延長された例²⁰³、又は証拠の提出期間を延ばすために申請が延長手続きに移行された例²⁰⁴もあった。

ただし、前述の通り、オランダ枢密院は、申請者によれば間もなく届く予定の書証を待つために手続きを延長する必要はないと判示している²⁰⁵。

UNHCR が実施したケースファイルの検討の結果、調査対象とされた 2 つの加盟国では、出身国情報と一致しないと思われる点について説明する機会が申請者にまったく与えられないことが多く、にもかかわらず、このような矛盾点が、信憑性に欠ける旨の認定を裏づける論拠とされていた²⁰⁶。UNHCR の調査によれば、申請者の陳述と認定機関が入手した出身国情報との食い違いを理由とする否定的な信憑性認定が広く行われていることに鑑み、これは特段の憂慮の対象である。このような指標に基づいて行われる、不利となりうるいかなる重要な信憑性認定についてもこれに対応する機会を申請者に認めないのは、ひとつには、一般的出身国情報及び(又は)具体的出身国情報の収集又は精査が、個人面接後に一層焦点化された形で行われることによるものかもしれない。そのため、矛盾点は個人面接後でなければ特定されないのである²⁰⁷。

²⁰² IRQ04F.

²⁰³ AFG04MNP, AFG05MNP, IRN02MNP, SOM01FNP.

²⁰⁴ IRQ02MNP, IRQ04MNP.

²⁰⁵ Dutch Council of State 15 March 2005, (200500388) JV2005/185, RV2005/53.

²⁰⁶ GUI09M, GUI06M, GUI04M, GUI08M, GUI05M, AFG04MSP, IRQ09M, IRQ09M, IRN04M, SOM09M, IRN10M, IRQ05M, IRQ02M, SOM05M, IRQ01M, IRN02F, IRN08M, AFG08M, AFG0F, IRN05M, IRQ08F, AFG06M, SOM01F, IRQ10M, IRN09M, IRN03M, SOM07F, SOM04M, SOM02M, SOM08M, IRN03M, AFG10F.

²⁰⁷ CGRS 所長へのインタビュー調査 (2012 年 7 月 27 日)

4.3.1 審問を受ける権利

審問を受ける権利及び抗弁権は、EU法の一般的原則の一部である²⁰⁸。審問を受ける権利は、「自己に不利な影響を与えるいかなる個別的措置についても、それがとられる前に意見を聴取されるすべての者の権利」を定めた欧州基本権憲章第41条で確認されている。欧州連合司法裁判所は、この規定の重要性及びこの規定がEU法体系において非常に幅広く適用されることを確認し、この権利は、ある者に不利に影響する措置につながりそうなすべての手続き（国際保護を受ける資格についての国内認定手続きを含む）に適用されなければならないとしている²⁰⁹。補完的保護を受ける資格の認定手続きに特に関わりのある事案で、同裁判所は次のように指摘している。「審問を受ける権利は、すべての者に対し、ある行政手続きにおいて、かつその利益に不利に影響しそうないずれかの決定が行われる前に、自己の見解を効果的に知らしめる機会を保障するものである」²¹⁰

このことは、国際保護を受ける資格についての国内認定手続きにおいて特に関連してくる²¹¹。国内レベルでは、EU内外の先例²¹²及び指針²¹³において、申請者には、矛盾があると思われる点であって不利な信憑性認定の根拠となる可能性があるものに対応する機会が与えられるべきであるという原則が支持されている。

ベルギーの国内法では、個人面接の際、申請者の陳述とそれ以前の陳述との間に矛盾点があることが明らかになった場合にはこれを提起し、かつ申請者の回答を記録することが面接官に要求されている²¹⁴。認定機関からUNHCRに提供された情報によれば、この規定に関する公式覚書では、たとえこのような矛盾点が申請者に提起されなかった場合でも、認定機関がこれに基づいて消極的決定を行うことは違法ではないとされている²¹⁵。さらに、国内法は、他の矛盾点（例えば、申請者の

²⁰⁸ *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11におけるCJEU判決。この判決では、これらの原則を確立した同裁判所自身の判例が参照されている（特に *Krombach v. Bamberski*, C-7/98, CJEU, 28 March 2000; *Sopropé – Organizações de Calcado Lda v. Fazenda Publica*, C-349/07, CJEU, 18 December 2008; *France v. People's Mojahedin Organization of Iran*, C-27/09 P, CJEU, 21 December 2011; *Fulmen and Mahmoudian v. Council*, Joined Cases T-439/10 and T-440/10, CJEU, 21 March 2012）。

²⁰⁹ *M. M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, 22 November 2012, para. 85. ここでも、これらの原則を確立した同裁判所自身の判例が参照されている（特に *Transocean Marine Paint Association v. Commission*, C-17/74, CJEU, 23 October 1974; *Krombach v. Bamberski*, C-7/98, CJEU, 28 March 2000; *Sopropé – Organizações de Calcado Lda v. Fazenda Publica*, C-349/07, CJEU, 18 December 2008）。また *M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General (Opinion of Advocate General)*, C-277/11, CJEU, 26 April 2012, para. 32も参照：「したがって、審問を受ける権利は、欧州共通庇護制度の枠組みの中で採択された規則にのっとって権限のある国内当局がしたがっている、国際保護の申請を審査する手続きとの関連でも適用されなければならない」。

²¹⁰ アイルランド高等法院による先行判決照会に基づく *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012, para. 87。

²¹¹ *M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General (Opinion of Advocate General)*, C-277/11, CJEU, 26 April 2012, para. 43：「実際、困難な個人的及び実際の事情が本来的に伴い、かつ対象者の本質的権利がはっきりと保護されなければならないこの種の〔国際保護申請審査〕手続きにおいては、この手続的保障を遵守することが著しく重要である。対象者は、手続きのきっかけとなり、かつ、自分に起きたこと及びその背景について具体的に説明できる唯一の人物であるがゆえに絶対的に中心的な役割を果たすのみならず、決定は対象者にとってこの上ない重要性を有することにもなる」。

²¹² スロバキア共和国コシツェ地方裁判所は、矛盾があると思われるいかなる点についても説明する機会を申請者に与える必要性及び行われた説明を評価する必要性を強調している（*V. B. v. Migration Office of the Ministry of Interior of the Slovak Republic, Regional Court in Košice (Krajský súd v Košiciach)*, 5 Sz 2/03 18, September 2003）。スロベニア最高裁判所も、難民認定申請者の陳述（又は行為）に重要な矛盾点又は食い違いがある場合、庇護当局が、これらの食い違い又は不一致について説明する機会を申請者に与えなければならないのは「標準的な行政司法実務」であることを認めている（2009年12月16日の判決 I Up 500/2009）。

²¹³ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月）、第3.3項、第3.4項、第3.6項及び第9.5項。またカナダ移民難民委員会「難民保護申請における信憑性評価」（2004年1月31日）、第2.5項も参照。

²¹⁴ 難民・無国籍者弁務官事務所の手続きに関する勅令第17条第1項及び第2項。入国管理局の手続きに関する勅令第15条でも、登録面接を担当する面接官に対し、申請者の陳述と、申請者と同時に申請を行う家族構成員がいる場合には当該家族構成員の陳述との間に矛盾点があると思われる場合、これを提起して申請者の回答を記録することが要求されていることに留意。

²¹⁵ CGRA/CGRS 所長へのインタビュー調査（2012年8月31日）。J Milquet, M Wathelet, Arrêté royal du 18 août 2010 modifiant l'arrêté royal du 11 juillet 2003 fixant la procédure devant le Commissariat général aux réfugiés et aux apatrides ainsi que son fonctionnement: Rapport au Roi, *Moniteur Belge* (ベルギー官報), no. 268 (3 September), pp. 56342–50, 2010の特にp. 56347参照：「Comme l'agent ne peut pas être tenu de confronter le demandeur d'asile à des contradictions susceptibles de n'apparaître qu'ultérieurement, seules celles qui apparaissent à l'agent au cours même de l'audition doivent être soumises pour réaction éventuelle au demandeur d'asile. Le fait de devoir confronter le demandeur à certaines contradictions n'implique pas que ce dernier doive

陳述と、提出された書証、出身国情報又は認定機関が独自の手段で取得した証拠との矛盾点)に基づいて行われる可能性がある不利な信憑性認定について意見を述べる機会を、申請者に対して明示的に保障していない。UNHCR に提供された情報によれば、内部指針案では、不利な信憑性認定の根拠となる可能性がある問題を個人面接時に提起することが面接官に奨励されているが、これには法的拘束力はない²¹⁶。

同様に、難民認定面接に関する英国の指針も、矛盾があると思われる点について個人面接時に提起することを面接官に求めている。

「面接の際、主張されている重要な事実が、申請者から以前に提出された証拠若しくは一般的に知られている事実のいずれかと矛盾するように思われる時、又は発言内容が意味をなさないと思われる時は、申請者に対し、これを説明し又は釈明するよう求めなければならない。申請者に対して説明が求められないまま、当該申請が信憑性を理由に棄却された場合、決定及び不服申立て段階における論拠が弱まることになろう」²¹⁷

さらに、信憑性に関する英国の政策指針では以下のように定められている。

「面接においては、申請者に対し、所与の出来事を経験したものであれば想起できるはずであると合理的に期待できる水準の詳細で自己の申請について説明する機会が与えられるべきである。これには、説明の整合性のなさ又は出身国について一般的に知られている事実との矛盾について、また申請を裏づけるものとして提出された文書の有効性をめぐる論点について、説明し又は釈明する機会を提供することも含まれる」²¹⁸

ただし、UNHCR が調査を行った時点において、信憑性に関する英国の指針では、申請者が提示した重要な事実と明らかに矛盾する独立の国別情報が存在する場合に、審査官に対し、個人面接時に当該矛盾点について申請者に質すことが要求されていなかった²¹⁹。

この点については、欧州庇護カリキュラムも同様に、個人面接後に矛盾点が特定された場合、原則に例外を設けていることを付記しておく価値があろう。

「矛盾点がある場合、これを申請者に質して、回答について説明する機会を与えるべきである。場合によっては、申請者の陳述と既知の情報との間にあるこのような矛盾点が、難民認定面接後まで発見されない可能性もある。このような状況にあっては、信憑性に関する消極的認定を行うのが適切であることもあるが、そのような矛盾点の利用については配慮が行われるべきである」

²²⁰

UNHCR は、加盟国が、国際保護申請の審査を実施するために必要とされる時間及び財源を気にしていることを理解する。しかし、一次決定が公正に行われること及び基本的人権が擁護されることを

être reconvoqué pour une nouvelle audition. Cet article n'interdit par ailleurs pas au Commissaire général de fonder une décision sur une contradiction à laquelle le demandeur n'a pas été confrontée.”

²¹⁶ CGRA/CGRS へのインタビュー調査 (2012年7月7日)。「インタビュー要綱」も、矛盾がある、真実味がない、ためらいがある又はごまかそうと思われる陳述を取り上げるよう面接官に奨励している点に留意。ただしこの文書には法的拘束力はない。CGRA/CGRS「インタビュー要綱 (*Interview Charter*)」(2011年1月)、14頁参照。

²¹⁷ 英国国境庁「庇護指令－庇護インタビューの実施」(2010年3月)、第4.1項。

²¹⁸ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」(2012年2月)；英国国境庁「庇護指令－保護(庇護)申請の検討及び信憑性評価」(2010年7月)は次のように述べている：「審査官は、申請のいかなる矛盾点についてもインタビューの際に申請者に質し、申請者が説明を行う機会を持てるように努めなければならない。行われた説明は、認知され、かつ内的信憑性の全般的評価において考慮されるべきである」。

²¹⁹ かつて、英国国境庁「庇護指令－保護(庇護)申請の検討及び信憑性評価」(2010年7月)ではこのような対応が要求されていた：「ただし、重要な事実と明らかに矛盾する客観的な国別情報がある場合、そのために信憑性に関する消極的認定が行われる可能性が高い。審査官は、インタビューの場で当該矛盾点について申請者に質すことにより、申請者がこのような食い違いについて説明できるように努めるべきである」。

²²⁰ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第3.2.6節及び第3.2.8節。

確保するのは、申請者及び加盟国双方にとっての利益である。そのためには、認定機関が、申請に関する最終決定が行われる前に、さらなる個人面接の機会を与え、又は矛盾があると思われる点について申請者が説明できるようにするその他の手段を提供することが必要になる場合もあろう。

UNHCR は、不利な信憑性認定の根拠となる可能性がある問題を個人面接時に提起するよう面接官に要求している国内指針を歓迎する。しかし、面接官／審査官が個人面接後に初めて矛盾点に気付く場合には問題が生じる。このような事態は、個人面接が終われば、面接官／審査官が、申請者の陳述及び入手可能な書証その他の証拠を一層綿密に精査できるようになることによる場合もあれば、申請者の陳述が、個人面接後に取得された証拠——出身国情報、他の具体的情報又は言語分析・文書分析の結果——と対立すると思われることによる場合もあろう。

英国庇護移民審判所は、いくつかの些細な又は周辺の論点をめぐる矛盾であって、申請者に対して質されておらず、かつ事案の全体的根拠にとって中心的ではないものに基づいて不利な信憑性認定を行うことは、ほぼ間違いなく危険であると指摘している²²¹。

オランダでは、一般行政法第 4:7 条が以下のように定めている。

「1. 行政機関は、個別の決定を求める申請の全部又は一部を棄却する前に、a. 当該棄却が申請者に関する事実及び利益についての情報に基づいて行われ、かつ b. その情報が、当該問題について申請者自身が提供した情報と異なる場合には、申請者に対して意見表明の機会を与える。 2. 第 1 項は、申請との違いが申請者にとって些細な重要性しか持たない場合には、適用されない」
222

したがって、審査官が国際保護を否定しようとする事案において、申請者から主張された事実が出身国情報との矛盾のために信憑性のあるものとして認容されない時は、申請者に提供される、予定されている決定内容においてこのことが述べられるべきであるとされる。そうすれば、申請者は、審査官に送付される意見書において説明を行う機会が与えられ、最終決定が行われる前に審査官による考慮を求めることができよう。不利となる可能性のある信憑性認定が、外務省の個人報告書との矛盾に基づいて行われる場合にも同様であるべきとされる²²³。信憑性がない旨の認定が言語分析又は文書検証分析の結果に基づいて行われる場合、その言語分析及び（又は）文書検証分析の報告書が申請者に提供される。このような場合、申請者は、別の分析又は他の情報から得られた対抗証拠を 6 ヶ月以内に提出することにより、分析の結果に異議を申立てることができる²²⁴。一般手続きは、申請者が結果に異議を申立てようとしていることについて認定機関に適時に通知が行われた場合、延長することができる²²⁵。

調査対象とされた 3 つの加盟国のいずれにおいても、指針が、矛盾があると思われる点を個人面接の際に提起するよう面接官に奨励していたのは前向きである。しかし、ベルギー及び英国では、矛盾点について説明する機会が庇護手続き中に申請者に与えられなかった場合でも、その矛盾点を理由として国際保護の申請を棄却する決定を行うことができる。他方、オランダでは、認定機関が国際保護の申請を棄却しようとする時は、不利となる可能性がある信憑性認定について意見を述べる機会が申

²²¹ *AA (Credibility, Totality of evidence, Fair Trial) Sudan* [2004] UKIAT 00152, 3 June 2004, para. 11. 英国の国内法では、特定の行動を、申請者の信憑性を損なうものとして考慮するよう審査官に要求されていることにも注意が必要である。2004 年庇護及び移民（申請者の処遇等）法（*Asylum and Immigration (Treatment of Claimants, etc.) Act 2004*）第 8 条参照。一部の行動は合理的な説明がない場合でなければ考慮することができないため、審査官は、申請者に対し、手続き中に説明の機会を提供しなければならない（第 8 条(3)(a)、(c)、(d)及び(e)参照）。申請者の行動についてさらに詳しくは第 6 章「申請者の行動の評価」参照。

²²² 公定の英訳（www.rijksoverheid.nl）。

²²³ 個人報告書は、認定機関の要請に基づいて外務省が作成する。実施された調査の報告書を含む個人報告書の原情報は移民・統合・法務省に送付される。作業方法及び個々の情報源の安全を保護するため、すべての生情報が開示されるわけではない場合がある。2008 年以降、これらの原文書は、いかなる認定に対しても可能な限り異議を申立てる機会を申請者に与えるため、申請者及びその弁護人に送付されている（帰化移民局業務訓令 2010/10 参照）。公衆アクセス法（*WOB; Wet Openbaarheid Bestuur*）は、申請者が、同省が開示しながらない原情報を入手するための手続きを開始するための法的根拠となっている。しかし、公衆アクセス法に基づくこのような要請が認められた事案は知られていない。例えば欧州人権裁判所の *A. v. the Netherlands*, no. 4900/06, 20 July 2010 参照。

²²⁴ 帰化移民局業務訓令 2010/10。

²²⁵ UNHCR が検討したある事案では、二次言語分析の結果を入手するため、予定されている決定内容に関する意見書の提出期間が 3 回延長されていた。しかし、3 度目に延長された期間が終了した後は、弁護士に対して意見書を提出するよう要請することなく最終決定が行われた（SOM01FNP）。

請者に与えられる²²⁶。

事実認定に影響を及ぼす個別的事情及び背景事情を考えれば、申請者が提示した証拠に矛盾していると思われる点があっても、それは実際には矛盾ではなく、正当な説明が可能である可能性もきわめて高い。信憑性評価は可能な限り信頼できる証拠に基づいて行われるべきであるから、認定機関が、申請者に対し、不利となり得る重要な信憑性認定の根拠となるかもしれない問題について対応する合理的機会を与えることは、きわめて重要である。さらに、申請者が行いたいかなる説明も、申請に関する最終決定が行われる前に考慮されるべきである。

公正かつ客観的な信憑性評価を実施するためには、認定機関が、申請者のさらなる面接を実施し、又はその他の方法で申請者に説明の機会を提供する必要があるかもしれない。矛盾している、漏れがある又は真実味がないと思われる点について決定前に釈明する機会を申請者に提供すれば、いかなる説明についても十分な考慮が行われる限りにおいて、瑕疵のある信憑性評価が行われる可能性は低くなる。

4.3.2 協力要件

申請者が、実施されたすべての面接の報告書を検討し、かつ訂正の申し出を行い又は追加情報その他の証拠があればこれを提出する効果的機会を持てることもきわめて重要であることに、触れておくべきであろう²²⁷。面接調書は、第一次的な証拠の源泉であり、したがって信憑性評価の主たる根拠となる可能性が高い。矛盾していると思われる点は、申請者の陳述が誤って記録され又は翻訳された結果である可能性もある。詳細が欠けている又は漏れがあると思われる点は、申請者が行ったすべての陳述が記録され又は翻訳されていないことによるものかもしれない。このような間違いが生じる余地は、申請者の陳述の要旨しか記録されない場合はとりわけ大きくなる。面接調書を検討する合理的かつ効果的な機会を申請者に与えることにより、このような間違いを特定して是正する機会が確保される。これは、資格指令第 4 条(1)に掲げられた協力義務及び厳格な精査を行う義務を体現することでもある²²⁸。個人面接の録音又は書き起こしも、申請者（及び通訳者の立会いがある場合には通訳者）が面接中に何を言ったか又は言わなかったかに関する紛争を防止する役に立つ場合がある。

欧州連合司法裁判所は、最近の判決において、資格指令第 4 条 1 項第二文に基づいて加盟国が有する申請者との協力義務について以下のように判示した。

「外国人が、難民資格を認められなかった後に補完的保護を受ける資格を要請し、かつ有権的国内当局がその二次的申請も棄却しようとする場合に、当局が、これを理由として、——決定を行う前に——申請を棄却しようとしている旨を申請者に通知し、かつ、棄却の根拠にしようとしている主張を申請者に告知して申請者がこの点に関する見解を知らしめることができるようにする義務まで負っているという意味に解釈することはできない」²²⁹

信憑性が欠ける旨の認定を裏づける根拠となる可能性がある重要な矛盾点について知らされかつ意見を述べる機会を申請者に与えることにより、取得された情報の正確さ、適時性及び（又は）関連性について申請者が取り上げられるようにすることは重要である²³⁰。これとの関連で、出身国情報が精

²²⁶ 個人インタビュー中に取り上げられなかった場合、申請者は、「予定されている決定内容」に対して提出する書面の中で、矛盾点と捉えられている点について取り上げる機会を持てる（AFG01MNP, AFG03FNP, AFG04MNP, IRN01FNP, IRN02MNP, IRQ01FNP, IRQ02FNP, IRQ01MNP, IRQ05MNP, SOM03MNP, IRN01MNP, IRQ03MNP）。

²²⁷ UNHCR 「評価手続指令研究」（2010年3月）。

²²⁸ これとの関係で、オランダの庇護手続きでは、申請者（法的助言者の援助がある）に対し、一次面接調書を検討するための手続上の時間が1日及び個人インタビュー調書を検討して訂正の申し出及び追加情報の提出を行うための手続上の時間がもう1日、与えられていること（2000年外国人令第3.113条第3項）を強調しておく価値があるかもしれない。帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C12/1では、「訂正及び追加」という文言がはっきり用いられている。一般庇護手続きの期間は、非常にはっきりと限定された事情がある時は延長することができる。適切な審査のために時間がさらに必要な時は、申請者は延長手続きに移送され、その場合、決定は6ヵ月以内に行うものとされる。

²²⁹ *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012, para. 74.

²³⁰ UNHCR 「質的構築：質の高い庇護制度の構築に関するマニュアル（*Building in Quality: A Manual on Building a High Quality Asylum System*）」（2011年9月）、第1:26節。

確性、包括性又は異なる視点の包摂性（例えばジェンダー、年齢、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ）を欠いている場合もあること及び出身国情報のさまざまな情報源自体に相互の矛盾又は食い違いがある場合もあることを念頭に置いておく必要がある。

UNHCR の調査により、一次手続中に、不利となりうる重要な信憑性認定について対応する機会が申請者にどの程度与えられているかは、加盟国によってさまざまであることが明らかになった。本研究で検討対象とされた決定のうち、相当数で、矛盾があることを理由として消極的な信憑性認定が行われていたが、申請者は手続中、このような矛盾点に対応する機会を与えられていなかった。そのため申請者は、最終決定が行われる前に、説明を行うことも酌量すべき事情を挙げることもできなかった。これは、審問を受ける権利及び抗弁権の原則に一致しないように思われる。これらの原則は、申請者が所見を提出し、かついかなる誤りも訂正できること及び認定機関があらゆる関連の情報を考慮できるようにすることを、最終決定が行われる前に確保するためのものだからである²³¹。

UNHCR は、矛盾していると思われる点について反論し、説明し又は酌量すべき事情を主張する機会を最終決定が行われる前に申請者に提供することは、事実立証プロセスの一環であると考え。そのため、このような対応は、欧州連合司法裁判所が指摘したように「難民認定申請を実証する可能性がある証拠としての事実及び事情の決定」に関わる、資格指令第 4 条 1 項の射程範囲に含まれる²³²。したがって、このような機会を提供することは、資格指令第 4 条 1 項に基づく、申請の関連要素の評価において申請者と協力する加盟国の義務を体現するものである。指針において、矛盾があると思われる点について説明する機会を申請者に与えないまま消極的な信憑性認定を行うことも適切な場合があるように示唆されていることは、憂慮される。

²³¹ *Sopropé – Organizações de Calçado Lda v. Fazenda Publica*, C-349/07, CJEU, 18 December 2008, para. 49.

²³² *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney-General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012, para. 68 : 「このように、指令 2004/83 第 4 条(1)が、難民認定申請を実証する可能性がある証拠としての事実及び事情の決定に関わる、本判決第 64 項にいう第 1 次段階のみに関連する規定であることは明らかである」。

4.4 申請に係る証拠収集を独自に行う認定機関の義務

国際保護の申請を裏づける要素の提出義務は原則として申請者にあるが、「実際に一定の事案においては審査官が利用し得るすべての手段により申請を裏づけるのに必要な証拠を収集することもある」²³³。さらに、一定の申請者が有する個別的事情及び背景事情を理由として、認定機関が、申請に関わる証拠を独自の手段で収集するために一層大きな責任を負わなければならない場合もある²³⁴。

関連の出身国情報を収集する必要性は、調査対象とされた3つの加盟国の法律及び指針で認められている。ベルギーでは、国内法で、UNHCR等の種々の情報源からの情報収集に言及されている²³⁵。審査官は多くの支援サービスを利用することができるが²³⁶、特に資料調査センター（Documentation and Research Centre、CEDOCA）²³⁷、法務部（Legal Service）²³⁸及び心理鑑別課（Psychological Evaluation Unit）²³⁹を挙げることができる。前述のように、ベルギーの先例では、立証の負担が申請者にかかることが確認されている²⁴⁰。ベルギーの不服申立審査機関のオランダ語担当部局は、申請者の証拠の空白を埋めるのは認定機関の義務ではないとしばしば指摘していた²⁴¹。他方、UNHCRは、申請者が十分に協力的であり、かつ真実性のある一貫した口証が提供される場合にはそのような義務があると述べた、外国人法律訴訟評議会の決定の存在も承知している²⁴²。外国人法律訴訟評議会はまた、法的原則である「配慮義務（duty of care）」により、認定機関は、その決定が正しい事実認定に基づいて行われることを確保する義務を負うのであり、そのため、一定の状況下では、決定を行う前に十分な情報を入手するための措置をとることが求められるとも判示している²⁴³。時には、外国人法

²³³ UNHCR ハンドブック、第 196 項；UNHCR 「立証責任・立証基準覚書」、第 6 項。

²³⁴ 例えば、申請者が子どもの場合にはこのことがとりわけ妥当する可能性がある。この点については、UNHCR ハンドブック、第 217 項及び UNHCR 「国際保護に関するガイドライン第 8 号：1951 年難民の地位に関する条約第 1 条 A(2)および第 1 条 F と 1967 年議定書の両方またはいずれか一方に基づく子どもの難民申請（Guidelines on International Protection No. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees）」（2009 年 12 月 22 日、HCR/GIP/09/08、以下「UNHCR ガイドライン第 8 号」）、〔第 73 項〕（「成人のケースでは、立証責任は審査官および申請者がともに負うのが通例だが、子どもの申請については、特に当該子どもに保護・養育者がいない場合、審査官がより広範囲の立証責任を負う必要があることもある」）参照。このことは、精神保健上の問題を有する申請者との関連でも妥当する可能性がある。精神障がい者に関する UNHCR ハンドブック、第 210 項参照：「いずれにせよ、通常は申請者が負っている立証責任を軽減する必要があるであろうし、また、申請者から容易に得られない情報は、別のところ……から求められなければならない」。評価手続指令第 12 条(3)：「個人インタビューは、これが合理的に実施可能でない場合、特に、有権の当局が、申請者が自分ではどうしようもない事情に耐えているためにインタビューに適さない又はインタビューの対象にできないと考える場合にも、行わないことができる。疑いがある時は、加盟国は、医師又は心理学者による証明書を要求することができる」。また、申請者の性的指向／ジェンダー・アイデンティティが重要な事実である事案については、UNHCR ガイドライン第 9 号及び UNHCR ガイドライン第 1 号、第 37 項参照。

²³⁵ 例えば外国人法第 57/6/1 条及び第 57/7 条。

²³⁶ 入国管理局の手続きに関する勅令第 3 条。

²³⁷ CEDOCA は 2011 年中、事案関連の質問 1,758 件に回答した。2011 年末現在、「Glo.be」と呼ばれる資料インターネットには 24 万点の文書が収載されていた。CGRA/CGRS, 2011 Annual Report.

²³⁸ CGRA/CGRS, 2011 Annual Report, p. 17 (23).

²³⁹ CGRA/CGRS, 2011 Annual Report, pp. 5–6 (11–12).

²⁴⁰ Conseil du Contentieux des Etrangers, *Rapport Annuel 2009–2010*, p. 71. 例えば CCE/RVV 69.017, 21.10.2011: “Waar verzoekster in haar verzoekschrift (zie p. 6) aanvoert dat er een ‘gedeelde bewijslast tussen de kandidaat-vluchteling en de asieliinstanties die over zijn aanvraag moeten oordelen’ bestaat, herhaalt de Raad dat de bewijslast in beginsel bij de kandidaat-vluchteling berust die in de mate van het mogelijke elementen dient aan te brengen ter staving van zijn relaas en bij het ontbreken van dergelijke elementen, hiervoor een aannemelijke verklaring dient te geven. Het is vervolgens de taak van de persoon die de erkenning van de hoedanigheid van vluchteling moet onderzoeken om de waarde van de bewijselementen en de geloofwaardigheid van de verklaringen van de kandidaat-vluchteling te beoordelen”。また Belgian Council of State 139.515, 19.01.2005; Belgian Council of State 163.124, 04.10.2006; Belgian Council of State 190.508, 16.02.2009 も参照。

²⁴¹ CCE/RVV 69.519, 28.10.2011: “De commissaris-generaal moet niet bewijzen dat de feiten onwaar zouden zijn en het is evenmin zijn taak om zelf de lacunes in de bewijsvoering van de vreemdeling op te vullen”。同様の先例として、CCE/RVV 73.834, 24.01.2012; CCE/RVV 70.439, 22.11.2011; CCE/RVV 73.798, 23.01.2012; CCE/RVV 74.347, 31.01.2012; CCE/RVV 22.422, 30.01.2009; CCE/RVV 15.335, 29.08.2008; CCE/RVV 72.597, 23.12.2011。これらの決定はいずれも、旧庇護手続きについて言い渡された国務院の判例を参照している：“Bovendien verplicht geen enkele bepaling of beginsel de met het onderzoek van de asielaanvraag belaste instanties om de vreemdeling bij te staan in zijn inspanningen om het statuut van vluchteling te bekomen en de lacunes in diens bewijsvoering zelf op te vullen (RvS 16 november 2006, nr. 164.792)”。

²⁴² CCE/RVV 66.037, 1 September 2011.

²⁴³ CCE/RVV 61.581, 16 May 2011.

律訴訟評議会が、認定機関は資料調査サービスを利用することができる専門機関であることを認め、したがって情報を入手するために一層の努力を行えたはずであると判示したこともある²⁴⁴。

オランダでは、認定機関は、言語分析、年齢鑑別、若しくは家族的結びつきを検証するためのDNA 検査という形で、又は外務省に個人報告書を要請することによって証拠を収集することができるが、これは義務ではない²⁴⁵。指針では、申請者の面接時に得られた証拠を十分な情報として、これに基づく決定が行われるのが原則であり、追加調査は最小限に抑えられるべきであって、申請に関する決定を行うために真に必要な場合にのみ求められるに過ぎないとされている²⁴⁶。このような指針があるにもかかわらず、3つの加盟国全体の事案検討結果からは、オランダで、文書の真正性確認手続き及び言語分析が、焦点を当てた他の2つの加盟国よりも多く実施されているのは明らかであるように思われた²⁴⁷。

オランダのケースファイルを検討した際にUNHCRが留意したところによれば、一部の事案では審査官が申請の裏づけとなる証拠を入手するための措置をとったのに対し、同様のものと思われる他の事案では、証拠を提示するのは申請者の義務であるという理由でそのような対応がとられなかったことである。例えば、申請者が出身国又は常居所を有していた国についての主張を裏づける書証を提出せず、そのため出身について疑いの要素があった事案では、言語分析の機会を与えられた申請者²⁴⁸もいれば、そのような機会を与えられなかった申請者²⁴⁹もいた。それどころか、ある事案では、出身国に関する証拠を提示するのは申請者の義務であるから言語分析は行われぬ旨、はっきりと述べられていた²⁵⁰。検討対象とされた3つの事案²⁵¹では、外務省に個人報告書を要請することによって確認ができたはずの証拠を申請者が提出したが、そのような要請は行われず、そのうちの事案のひとつでは、さらなる証拠を提示するのは申請者の義務である旨、審査官がはっきりと述べていた²⁵²。

さらに、UNHCRは以下のような見解を述べている。

「難民が置かれた状況の特殊性に鑑み、**審査官は、あらゆる関連の事実を確認しかつ評価する義務を共有する**。このことは、審査官が、当該出身国の客観的状況に精通し、周知のところとなっている関連の事柄を認識し、関連の情報の提供について申請者を指導し、かつ**主張されている事実のうち実証可能なものを十分に検証することによって、かなりのところ達成される**」²⁵³（強調引用者）

さらに、一定の申請者が有する個別的事情及び背景事情を理由として、認定機関が、申請に関わる証拠を独自の手段で収集するために一層大きな責任を負わなければならない場合もある。

たとえば、精神保健上の問題を有する申請者との関連で、UNHCRハンドブックは次のように述べている。「いずれにせよ、通常は申請者が負っている立証責任を軽減する必要が生じるであろうし、また、申請者から容易に得られない情報は、別のところ……から求められなければならない」²⁵⁴

情報を提供し、かつ陳述を書証その他の証拠によって裏づけることが申請者にとってどれほど本質

²⁴⁴ CCE/RVV 64.539, 08.07.2011.

²⁴⁵ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C14/6.2（WBV 2010/10版）；帰化移民局業務訓令2010/14、第4.1項。

²⁴⁶ 帰化移民局業務訓令2010/10、第4項。

²⁴⁷ 2011年には個人報告書の要請が141件行われ、52の個人報告書が作成された。個人報告書の要請件数は移民国籍局情報分析センター（Immigration and Nationality Department Information and Analysis Centre、帰化移民局IAC）から提供されたものだが、移住問題諮問委員会（Advies Commissie Vreemdelingen zaken、ACVZ）は、公式の個人報告書の作成件数に関しては国別情報言語分析部（Bureau Land en Taal、BLT）から入手した統計を参照していた。BLTは移民局内の1部署で、個々の事案における出身国情報の提供及び言語分析の手配に関して審査官を支援している。

²⁴⁸ IRQ01FAP, SOM01MAP, SOM01FNP.

²⁴⁹ SOM01MNP, SOM02MNP.

²⁵⁰ SOM01MNP.

²⁵¹ IRQ01MNP（申請者が自分の店の爆発写真を提出した。この事実はイラクで確認できた）、IRN01MNP（申請者が、自分の家が封鎖されたことを示す写真及びこの事実を証言する証人の陳述書を提出した。これらの事実はイランで確認できるはずであった）、IRN03MBP.

²⁵² IRN01MNP.

²⁵³ UNHCR「立証責任・立証基準覚書」、第6項。

²⁵⁴ UNHCRハンドブック、第210項（精神障がい者）。また、申請者の性的指向／ジェンダー・アイデンティティが重要な事実である事案については、UNHCRガイドライン第9号及びUNHCRガイドライン第1号、第37項参照。

的に困難であるかを考えれば、また証拠を収集するために認定機関が一般的に利用できる資源は申請者が利用できる資源よりも多いことを考えれば、認定機関に対し、申請に関係する証拠を独自の手段で提示するよう要求してもよいのではないかと提案されるところである。これは、資格指令第4条1項に基づく協力義務、資格指令第4条3項に基づく出身国情報の考慮義務、並びに、欧州人権条約第2条及び第3条に基づく、主張されている重要な事実の信憑性に関するいかなる疑いも払拭する義務及び厳格な審査を実施する義務にしたがうものである。資格指令第4条(1)に基づく加盟国の協力義務の範囲についての先行判決を求めて欧州連合司法裁判所に行われた照会に応じ、欧州連合司法裁判所は以下のように指摘している。

「したがって、加盟国が協力しなければならないというこの要件は、実務上、次のようなことを意味する。すなわち、国際保護を申請する者によって提供された諸要素が何らかの理由で完全ではなく、最新ではなく又は関連性を欠いている時は、申請を実証するために必要なあらゆる要素を取りまとめられるよう、当該加盟国が手続きのその段階で申請者と積極的に協力する必要があるということである。また、特定の種類の文書については申請者よりも加盟国の方がアクセスしやすい場合もあるだろう」²⁵⁵ (強調引用者)

欧州庇護カリキュラムは、資格指令第4条1項第二文は加盟国に調査義務を課したものであるとはっきり述べている²⁵⁶。欧州庇護カリキュラムの説明によれば、この義務は、例えば、出身国情報、査証のデータ、家族構成員からの書類及び語学テストの結果を入手すること、インターネット上の適切な情報源を活用すること、並びに、秘密保持の原則を尊重しながら情報及び査証の確認のための合理的照会を行うことにより、調査及び関連情報の活用において積極的役割を果たすことをともなうものである²⁵⁷。

4.4.1 出身国情報 (COI) の収集

UNHCR がある加盟国で行ったケースファイルの検討の結果、多くの事案で、申請者から得られた証拠以外の、審査官によって収集され又はケースファイルに含められた追加証拠はなかった²⁵⁸。ケースファイルの中には、申請者から提供された情報その他の証拠のごくわずかな部分にしか関係しない、限られた量の一般的な出身国情報が含まれているものもあった²⁵⁹。出身国情報が公正に収集されていたか否かを評価するのは、難民としての地位が認められなかった事案では、主張されている事実に信憑性がないことを裏づける出身国情報しか含まれていなかったことがわかったため、不可能である。難民としての地位が付与された事案では、主張されている事実の信憑性を裏づける出身国情報しかケースファイルに含まれていなかった。

UNHCR は、別の加盟国では、多くの事案で、関連国別報告書 (外務省) 又は国別政策への言及がまったく見られないことに留意した²⁶⁰。ある事案では出身国情報が誤用されていた²⁶¹。UNHCR が観察したところでは、出身国情報は、特定の重要な事実の信憑性との関連で参照されるのではなく、予定されている決定において一般的な形でかつ定型的文言で引用されていることが多かった。

UNHCR によるケースファイルの検討の結果、出身国情報の要請が行われた事案はなかったことも明らかになった。ただし、サンプルに含まれていた3つの事案では、審査官が、過去に行われた出身国情報の要請に応じて提供され、そのまま保存されていた情報に依拠していた。この情報は、主張されている事実との関連では時代にそぐわないものとなっていた²⁶²。

²⁵⁵ *M.M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C-277/11, CJEU, 22 November 2012, para. 66. *M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General (Opinion of Advocate General)*, C-277/11, 26 April 2012, para. 67.

²⁵⁶ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第2.2.1節、第2.2.7節及び第2.2.9節。

²⁵⁷ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第2.4.1節。

²⁵⁸ 例えば、AFG05MSP, IRQ03FRS, IRQ07FSP, IRQ10M, DRC03M, DRC06M, DRC07F, DRC08F, DRC09F, DRC10F, GUI03FRS, GUI10F。

²⁵⁹ AFG05MSP, IRQ03FRS, IRQ07FSP, DRC03M, DRC06M, DRC07F, DRC08F, DRC09F, DRC10F, GUI03FRS。

²⁶⁰ AFG01FNP, AFG03FNP, AFG04MNP, IRQ01MNP, IRQ05MNP。

²⁶¹ IRQ04MNP—不服申立てを審理した地方裁判所は、男性も女性も名誉殺人の対象になりうるという申請者の陳述は、(認定機関が判断したように) 出身国情報と食い違うのではなく、一致していると認定した。

²⁶² 出身国情報の要請が行われた年次は、IRQ10Mでは2009年、SOM09Mでは2007年、AFG10Fでは2008年となっていた。

ある加盟国では、検討対象とされた多くの事案で出身国情報が入手・引用されていた²⁶³。これには、出身国情報報告書、運用ガイダンスノート（Operational Guidance Notes、ONGs）及び審査官が行った独自調査の活用例が含まれる。これらの事案のうち、いくつかのケースファイルでは、信憑性認定を裏づけるために出身国情報を選択的に活用したことが明らかになっていた²⁶⁴。当該事案では、出身国情報報告書のうち審査官の全般的見解を裏づける部分だけが、同じ報告書の他の箇所にもどのような情報が記載されているかにかかわらず、引用されていたのである。

「前記の客観的情報が明らかにしているように、公に伝道を行い又は牧師に任命されたキリスト教徒はおおむねイラン当局から目をつけられるのに対し、平信徒が何らかの問題を経験することは、は、就職又は旅券の取得についてさえ稀である。さらに、キリスト教に改宗したイスラム教徒も、両親ともにキリスト教徒である者と同じように生活しており、またほとんどのキリスト教改宗者は、一般的には当局との問題を避けることができる思慮深い振舞いをしている。したがって、申請者が、牧師ではない、伝道も行わない平凡なキリスト教徒としてイランに帰国するのであれば、イラン当局から迫害を受けることはないであろう」²⁶⁵

上記の段落は独自資料を要約したものであるが、ここでは、同じ出身国情報報告書に含まれていた次の段落が見過ごされている。

「キリスト教に改宗したイスラム教徒への迫害は 2005 年以降再び拡大してきた。イラン警察は、背教者を短期間拘禁するとともに、キリスト教信仰を棄てること、キリスト教の礼拝への出席をやめて信仰を他の者と共有しないと誓う文書に署名することを受け入れるよう、圧力をかけ続けている。また、背教者が国境で出国を拒否されるという報告も増加している。当局に旅券を没収され、返還を受けるためには裁判所に出頭するよう要求されるのである。裁判所の審理では、死刑に相当する罪による告発及び旅行証明書の取消しによる脅しをもって棄教を強要される」²⁶⁶

本件における不服申立ての主な理由は出身国情報報告書の選択的解釈を対象としていた。その後認められた不服申立ての審理で、裁判官は、この分野における主要な判例及び入手可能な均衡のとれた情報に照らし、申請者には完全に信憑性が認められると認定した²⁶⁷。関係者らは、自らの経験から、出身国情報報告書のうち申請者の主張を損なう箇所はしばしば引用・強調される一方、申請者の説明を補強する箇所は無視される旨の見解を表明した²⁶⁸。

英国の認定機関向け指針は次のように定めている。「審査官は、過去及び現在の出来事に関する主張が客観的な国別情報と合致しているかどうか評価するため、例えば COIS [出身国情報部] 作成の出身国情報報告書に掲げられた情報を活用しながら、申請者の出身国についての調査を実施しなければならない」²⁶⁹

さらに、審査官は出身国情報の要請を行い²⁷⁰、かつ（又は）言語分析検査の手配をする²⁷¹ことができる。ただし指針では、その他の鑑定証言を独自に求める権限は審査官には与えられておらず、申請者又は法的代理人にこれを提案することしかできないとされている。

申請者の陳述及び申請者が提出したその他の証拠の信憑性は、出身国又は常居所を有していた国の状

²⁶³ 約 28 の事案が検討対象とされ、4 分の 1 以上の事案で、出身国情報はまったく引用されていなかった。

²⁶⁴ IRN05M, IRQ04F, IRQ10M, SOM08M, SOM01F, IRN03M.

²⁶⁵ IRN05M（棄却通知書、第 13 項）。

²⁶⁶ United Kingdom: Home Office, *Country of Origin Information Report – Iran*, 28 June 2011, para. 19.47.

²⁶⁷ IRN05M（不服申立審決定）。

²⁶⁸ 実務家らは、2012 年 6 月 22 日に行われた会見でこれらの見解を共有した。

²⁶⁹ 英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010 年 7 月）、16 頁；英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、第 4.3.2 項、15 頁。

²⁷⁰ 英国国境庁のイントラネット「ホライズン（Horizon）」では、出身国情報部について次のように説明している：「出身国情報部は、既存の出身国情報資料では入手できない情報を求める具体的照会に対応します。要請への回答は、ホライズンの国別情報・指針ページに保存されます。出身国情報部は要請に対して 3 日以内に回答しますが、緊急の要請である時、又は不服申立ての事案もしくは申請者が収容されている事案であって迅速な処理の対象となっている事案についての要請である時は、24 時間以内に回答します。ただし、一部の要請については、外務・英連邦省を通じた照会を行わなければならない場合に、これらの期間内に回答できない可能性があります。その場合、回答時期の見込みをお伝えします」。

²⁷¹ 英国国境庁「庇護指令－言語分析（Asylum Instructions, *Language Analysis*）」（2013 年 2 月）。

況について一般的に知られている事実及び具体的出身国情報がある場合には当該出身国情報に照らして評価されなければならない²⁷²。

UNHCR ハンドブックは次のように指摘している。「申請者の供述は抽象的に捉えられることはできず、関連のある背景事情の文脈の下で考察されねばならない。申請者の出身国の状況を知ることが、第一義的な目的ではないが、申請者の信憑性を評価するに当たって主要な要素となる」²⁷³

したがって、認定機関には、関連する一般的出身国情報及び具体的出身国情報を独自の手段で入手する義務がある。この義務の範囲は評価手続指令及び資格指令の多くの規定で定められているところである²⁷⁴。このことは欧州庇護カリキュラムでも正当に強調されている。「一般的に、審査官としては、…出身国の状況について十分な情報を得ていることが期待される」²⁷⁵。このように、審査官は、申請者の陳述の信憑性を評価するための手段として、関連がある、正確な、独立の、公正な、信頼できる、かつ時宜を得た出身国情報を取得すべきである。

これに関係して、関連の出身国情報が無視される又は誤用されることがあってはならない。そのため、客観性及び公正性の原則にしたがい、関連の出身国情報は、主張されている事実を否定するものだけでなく確認し又は裏づけるものも取得されるべきである²⁷⁶。最近行われたセミナーの参加者は、認定機関が出身国情報を選択的に利用しているように思われることについて発言していた。出身国情報が、国際保護が付与された申請において利用された後に編集されたと思われる場合があったことについてもいくつかの例が挙げられ、このことは「出身国情報が純粋に調査のために機能しているといういかなる主張も損なうように思われる」とされた²⁷⁷。

4.4.2 事実の収集と厳格な精査の原則

オランダでは、行政法にしたがい、認定機関には申請を慎重かつ徹底的に審査する義務があり、また「命令を発する際、行政当局は、衡量されるべき関連の事実及び利益に関する必要な情報を収集する」²⁷⁸ものとされる。これには、国際保護必要性の認定との関係では、関連の出身国情報を収集する義務も含まれる。認定機関は、申請者の陳述を、出身国又は常居所を有していた国の状況に関する客観的な、独立のかつ信頼に足る情報源から得られたすべての既知の事実及び類似の状況にある他の申請者の面接に基づく評価と比較しなければならないからである²⁷⁹。

例を示せば、欧州人権裁判所はある事件で、認定機関が、申請者の傷痕は何が原因で生じた可能

²⁷² *R.C. v. Sweden*, no. 41827/07, ECtHR, 9 March 2010, para. 54; *M.S.S. v. Belgium and Greece*, no. 30696/09, ECtHR, 21 January 2011.

²⁷³ UNHCR ハンドブック、第 42 項。

²⁷⁴ 評価手続指令第 8 条(2)、資格指令第 4 条(5)(c)、資格指令第 4 条(3)。資格指令第 4 条(3)については、欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 2.2.10 節で次のように指摘されている：「第 3 項の内容は申請の評価において考慮されなければならないので、それが調査においても対象とされることを確保するのは庇護当局の役目である。したがって、第 4 条(3)は、締約国に対して課された調査の負担と考えることができる」。

²⁷⁵ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 2.4.3 節。

²⁷⁶ 評価手続指令第 8 条(2)(a)。申請の審査及び決定が客観的かつ公正に行われることを確保するよう加盟国に求めている評価手続指令第 8 条(2)(a)に基づき、認定機関は、申請者が提出した証拠を評価する義務の一環として証拠を収集する際、事実を否定し又は申請者の陳述の信憑性を疑わせる可能性がある証拠だけではなく、これらの事実又は信憑性を確認するすべての入手可能な証拠も収集しなければならない。*S. N. v. Ministry of Interior Supreme Administrative Court* (Nejvyšší správní soud), 6 Azs 235/2004–57, 21 December 2005 参照：「申請者には、信憑性のある自らの証言以外の手段で迫害を立証する義務はない。これに対し、疑いがある場合、行政機関には、申請者の証言の信憑性を否定し又は疑わせるすべての入手可能な証拠を収集する義務がある」。注意すべきなのは、この判決で明示的に言及されているのは申請者の信憑性を疑わせ又は否定する可能性がある証拠を収集する義務であるが、一般行政法上の実体的真実の原則により、認定機関は、申請者の信憑性を裏づける可能性がある証拠も入手することを求められているということである。したがって、「すべての入手可能な証拠」への言及はこの原則に照らして考慮する必要がある。

²⁷⁷ Refugee Law Initiative (RLI), 'The Report of Proceedings of the Roundtable on Due Process Considerations relating to the Use of Country of Origin Information in Refugee Status Determination Procedures', roundtable jointly hosted on by the Refugee Law Initiative (RLI), the International Association of Refugee Law Judges (IARLJ) and UNHCR, University of London, 22 May 2012, p. 12.

²⁷⁸ 一般行政法第 3:2 条の公式な英訳。

²⁷⁹ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン (Aliens Act Implementation Guidelines)」(2010 年、Vc 2000)、セクション C14/2.3 (WBV 2010/10 版)。外務省の公式報告書は、正確であり、独立のかつ公正な情報の主たる出所であると考えられている。ただし、公式報告書の正確性又は完全性に何らかの疑問がある場合、審査官は他の適切な情報源から情報を収集するべきであり、その際、他の国々、国際機関及び非政府組織の公式報告書に特に注意を払わなければならない。第三者による専門的調査を要請することも可能である。

性があるかに関する鑑定証言の取得を指示しなければならなかったと判示している。このような対応は、申請者が、その陳述と合致する医学的証拠を提供することにより、傷痕がなぜできたかに関する一応の証拠がある主張を行っていた状況下で、必要であるとされた。「立証責任は原則として申請者にあるとはいえ、裁判所は、このような鑑定意見を提出する義務が申請者にあるという政府の意見には同意しない」²⁸⁰

欧州人権裁判所は、別の事件で、国内当局が、申請者が自己の申請を裏づけるものとして提出した証拠を十分に調査することなく排斥したことについて、綿密かつ厳格な精査の要件に合致しないと認定している²⁸¹。

同裁判所の判断によれば、認定機関は、自分はアフガニスタン国民であって少数派のシク教徒であるという申請者らの主張の信憑性について疑念を抱いていた。申請者らは偽造旅券を使用してベルギーに入国したが、申請者らの主張によれば、これは密入国業者によって手配されたものであって、旅券の原本もその業者に渡していた。ただし、申請者らは、身元及び国籍の証拠として、タスカラ（アフガニスタンの身分証明書類）の原本及び旅券の写しを認定機関に提出したと主張した。認定機関は、アフガニスタン国籍を有している旨の主張には信憑性が欠けるとして、申請を棄却した。申請者にとって不利となるこのような信憑性認定は、申請者 1 名がアフガニスタン及びパシュトゥー語について十分な知識を有していなかったことを根拠に行われたが、申請者らが提出した書証の真正性等について追加調査は実施されなかった。不服申立て段階で、申立人らは、ニューデリーの UNHCR 事務所から受け取った電子メールも提出した。そこでは、特に、前記の申請者はニューデリーのアフガニスタン大使館が発給した有効なアフガニスタン旅券を有していること及び申請者らはインドで UNHCR の保護下にあったことが述べられていた。UNHCR による証明書の写しも提出された。しかしこれらの文書は、その偽造は容易であると考えられること及び申立人らが旅券の原本を提出しなかったことを理由に、証明力をまったく認められなかった。

欧州人権裁判所は、国内当局が、書証の真正性を——UNHCR に確認することは容易であったにもかかわらず——検証しないまま書証の証明力を否定してこれを排斥したことは、国内当局に期待される綿密かつ厳格な精査の義務を履行しなかったことになるかと判示した²⁸²。

欧州人権裁判所は、欧州人権条約第 2 条及び（又は）第 3 条に違反する取扱いを受けるおそれについて評価するためには綿密かつ厳格な精査が要求されることを強調している²⁸³。したがって、評価は、同裁判所に提出された、又は必要な時は独自の手段で——職権により——入手された、すべての資料に照らして行わなければならない²⁸⁴。さらに、自己の申請を裏づける証拠を提出するのは原則として申請者の役割であるが、そのような証拠が提示された場合、当該証拠に関するいかなる疑いも払拭するのは国内当局の役割である²⁸⁵。

欧州人権裁判所のこのような判決から、綿密かつ厳格な精査の義務とは、認定機関が、主張されている重要な事実であって、証拠を取得するための合理的照会を認定機関が行えば確認し又は否定

²⁸⁰ *R.C. v. Sweden*, no. 41827/07, ECtHR, 9 March 2010, para. 53.

²⁸¹ *Singh and Others v. Belgium*, no. 33210/11 (Chamber judgment, final), ECtHR, 2 October 2012. Press Release issued by the Registrar of the Court, ECHR 362 (2012), 02.10.2012.

²⁸² *Singh and Others v. Belgium*, no. 33210/11 (Chamber judgment, final), ECtHR, 2 October 2012, para. 104.

²⁸³ *Shamayev and Others v. Georgia and Russia*, no. 36378/02, ECtHR, 12 April 2005, para. 448: 「裁判所は、自己の引渡し条約第 2 条及び第 3 条に反する結果をもたらすと主張する申請者の申立ては例外なく『国家当局』による綿密な精査の対象とされなければならないことを指摘しておくのが重要であるとする」。 *M.S.S. v. Belgium and Greece*, no. 30696/09, ECtHR, 21 January 2011, para. 387; *M. and ors. v. Bulgaria*, no. 41416/08, ECtHR, 26 July 2011, para. 127; *Chahal v. The United Kingdom*, no. 70/1995/576/662, ECtHR, 15 November 1996; *NA v. The United Kingdom*, no. 25904/07, ECtHR, 17 July 2008, para. 111; *Jabari v. Turkey*, no. 40035/98, ECtHR, 11 July 2000; *Yoh-Ekale Mwanje c. Belgique*, no. 10486/10, ECtHR, 20 December 2011; *Hirsi Jamaa and Others v. Italy*, no. 27765/09, ECtHR, 23 February 2012. また T Spijkerboer, 'Stereotyping and acceleration: gender, procedural acceleration and marginalised judicial review in the Dutch asylum system', Chapter 5, pp. 97–9, in G Noll, (ed.) *Proof, Evidentiary Assessment and Credibility in Asylum Procedures*, Leiden: Martinus Nijhoff, 2005 も参照。

²⁸⁴ *Cruz Varas and Others v. Sweden*, no. 46/1990/237/307, ECtHR, 20 March 1991, para. 75; *Chahal v. The United Kingdom*, no. 70/1995/576/662, ECtHR, 15 November 1996, para. 97; *H.L.R. v. France*, no. 24573/94, ECtHR, 29 April 1997, para. 37; *Salah Sheekh v. The Netherlands*, no. 1948/04, ECtHR, 11 January 2007, para. 136; *N. v. Finland*, no. 38885/02, ECtHR, 26 July 2005; *Vilvarajah and Others v. The United Kingdom*, no. 45/1990/236/302-306, ECtHR, 26 September 1991.

²⁸⁵ *F.H. v. Sweden*, no. 32621/06, ECtHR, 20 January 2009, para. 95 (「原則として、申請者は、申立ての対象である措置が実施されれば第 3 条に反する取扱いを受ける現実のおそれにとさらされると信じるに足る相当の理由が存在することについて、これを立証できる証拠を提示しなければならない。このような証拠が提示された場合、当該証拠についていかなる疑いも払拭するのは政府の役割である」); *NA v. The United Kingdom*, no. 25904/07, ECtHR, 17 July 2008, para. 111; *R.C. v. Sweden*, no. 41827/07, ECtHR, 9 March 2010; *N. v. Sweden*, no. 23505/09, ECtHR, 20 July 2010.

することが可能なものを特定した場合にそのような照会を行わないことは、法律の適用の瑕疵に相当し得るという結論を導くことができる。主張されている重要な事実について、又は関連する書証の真正性について、信頼に足る（複数の）情報源から証拠を取得することによって相対的に容易に確認が行える場合、認定機関は、綿密かつ厳格な精査の義務に基づき、事実の信憑性について疑いがある時はそのような対応をとることが要求されるのである。

別の事件で、欧州人権裁判所は、関連の出身国情報を収集しかつ検証する義務は（これが申請者にとって有利な影響を及ぼす場合も含めて）申請者ではなく国家当局にあるとも指摘している。この事件では、関連の事実は複数の情報源により自由に確認可能であったことから、国家当局は出身国の条件を知っていた又は知っていなければならなかったと認定された²⁸⁶。

申請者は、主張されている事実の信憑性に関する疑いを払拭するために追加の証拠を提出できる立場にないことが多いため、これらの判例はとりわけ妥当性を有する。これに対し、認定機関は、申請者がアクセスできない証拠を入手するための手段及び資源を有している場合がある。

認定機関が、主張されている事実の信憑性について慎重にかつ遺漏なく調査し、かつ必要な時は関連の証拠を提示する目的で利用可能な手段を用いるという対応をとらなかった場合にどのような結果が生じかねないかは、2012年10月に英国のメディアで報道された事件で鮮烈に明らかにされた。

報道によると、認定機関は、アフガニスタンでの現地通訳者として英国軍のために働いていたと主張するアフガニスタン人申請者の保護申請を棄却した。申請者はまた、英国軍人1名が死亡したタリバンによる攻撃で負傷したこと及びアフガニスタンに戻れば殺すと脅迫されていたことも主張していた。申請が棄却された理由は、申請者が主張する身元及び雇用歴に信憑性が認められないというものであった。申請者の身体には広範な瘢痕があったが、申請者は、これは榴散弾の被弾によるものであると主張していた。アフガニスタンの野戦病院で治療を受けているところの写真、英国軍の身分証明書及び英国軍士官の証明書などの書証も提出されていた。認定機関は、申請者の体にある瘢痕の原因を明らかにする証拠は存在しない、書証は偽造された可能性がある、また複数の身分証明書間に食い違いがあることから、主張されている事実に信憑性は認められない旨の結論を出した。しかし、あるジャーナリストは、申請者の説明を確認できる独立のかつ信頼できる情報源を、20分以内に2つ見つけることができた。認定機関は、国防省及び他の（元）英国軍関係者に問い合わせることにより、主張されている重要な事実及び文書の真正性を容易に確認できたはずであると報じられた²⁸⁷。本件が広く報道された後、認定機関は申請の再審査を決定し、その後、保護が与えられたと報告されている²⁸⁸。

²⁸⁶ *M.S.S. v. Belgium and Greece*, no. 30696/09, ECtHR, 21 January 2011, 第 358 項：「裁判所は、申請者の追放の時点で、ベルギー当局は、申請者の難民認定申請がギリシャ当局によって真剣に審査される保証はないことを知っていた又は知っていなければならなかったと考える」。第 359 項：「政府は、申請者が、庇護手続きにアクセスできないおそれ及びギリシャ当局によって送還されるおそれについて、ベルギー当局に対して十分に個別化された説明を行わなかったと主張する。しかしながら裁判所は、実際には、前述のような状況を直視させられたベルギー当局こそ、申請者が条約の基準にしたがって取り扱われるであろうと推定するだけでなく、逆に、ギリシャ当局による庇護法の実際の適用状況について最初に確認しなければならなかったと考える」。欧州人権裁判所は、第 366 項で、「これらの事実は、申請者が移送される前に十分に知られており、かつ多くの情報源により自由に確認することができた」ことに留意している。

²⁸⁷ BBC「ニュースナイト (Newsnight)」(2012年10月2日放送)。以下も参照。

<http://www.bbc.co.uk/news/uk-england-leicestershire-20058317>

<http://www.bbc.co.uk/news/uk-england-leicestershire-19826818>

<http://www.dailymail.co.uk/news/article-2211760/Asylum-application-rejected-Afghan-interpreter-blown-Taliban-patrol-British-troops.html>

²⁸⁸ <http://www.thisisleicestershire.co.uk/Afghan-interpreter-stay-Leicester-UK-Border/story-17158615-detail/story.html>

5. 小括

申請の実証義務は申請者にあるが、これは「原則として」そうであるに過ぎない。情報を提供し、かつ自らの陳述を書証その他の証拠で裏づけようとするにあたって申請者が直面する固有の困難により、認定機関が、主張されている関連の事実に関する証拠及び具体的情報（主張されている事実を裏づけるすべての証拠も含む）を独自の手段で収集しなければならない場合もある。

UNHCR は、申請者の申請実証義務には、申請者が主張するすべての重要な事実を裏づける書証その他の証拠の提供義務までは含まれないこと及び申請者の陳述は申請を実証することのできる証拠を構成するのであり、信憑性との関連で評価の対象とされるべきであることを強調する。

審査官が、申請者による提出を合理的に期待できる書証はどのようなものかを判断する際及び書証が存在しないことについての説明が満足に足るものであるか否か評価する際、申請者の個別の事情及び背景事情（出身国又は常居所を有していた国における事情を含む）を考慮することはきわめて重要である。

申請に関する事実の収集に協力する審査官の義務について言えば、これには、申請を実証する義務及びこの義務を履行する方法について申請者に情報及び指導を提供すること、面接の際に適切な質問を用いることを通じて申請者による陳述その他の証拠の提供に関する指針を示すこと、機会を決定が行われる前に不利となりうるいかなる信憑性認定についても釈明する申請者に与えること及び申請に関する関連の証拠（必要な時は申請の裏づけとなる証拠を含む）を収集するために審査官が利用可能なあらゆる手段を活用することが含まれる。

やむを得ない多数の要因により、多くの事案でこの義務を発動させかつ伝達しなければならなくなる可能性がある。このような要因には、一般的には認定機関の方が多数の情報資源を利用できること、関連するすべての事実を確認しかつ評価する義務を認定機関も共有していること、認定機関には、主張されている事実に関するいかなる疑いも払拭するために徹底的かつ厳格な評価を実施する義務があること及び誤った判断が行われた場合に重大な結果が生じる可能性があることが含まれる。これらの要素により、当局は、申請の正確な評価を確保する目的で、このような証拠を収集するための積極的措置をとらなければならなくなる場合もあるのである。

CHAPTER 5

信憑性指標

1. はじめに.....	134
2. 十分な詳細及び具体性.....	135
2.1 十分な詳細に関する政策上の枠組み.....	135
2.2 記憶と十分な詳細.....	136
2.3 申請者の個別的事情及び背景事情と十分な詳細.....	139
2.4 恥辱感及びスティグマと十分な詳細.....	142
2.5 詳細の水準に影響を及ぼすその他の要因.....	142
2.6 一般的知識に関する質問と十分な詳細.....	143
3. 申請者が口頭／書面で主張する重要な事実の内的整合性.....	146
3.1 内的整合性に関する政策的枠組み.....	147
3.2 記憶と内的整合性.....	148
3.3 申請者の個別的事情及び背景事情と内的整合性.....	150
3.4 従前の陳述とその後の陳述の整合性.....	151
3.5 従前の陳述とその後の陳述の整合性に関する国の実務.....	153
3.6 申請者の陳述と、申請者が裏づけとして提出した書証その他の証拠との整合性.....	156
3.7 証拠全体に基づく信憑性評価.....	157
4. 申請者の陳述と家族構成員／証人によって提供された情報との整合性.....	161
4.1 記憶と家族構成員／証人から提供された情報との整合性.....	161
4.2 他の申請者の陳述との整合性.....	162
4.3 個別的事情及び背景事情と、家族構成員／証人から提供された情報との整合性.....	162
4.4 家族構成員／証人から提供された情報との整合性に関する国の実務.....	163
5. 申請者の陳述と入手可能な具体的・一般的情報との整合性.....	165
5.1 法律上及び政策上の枠組み.....	165
5.2 「外的整合性」の利用に関する指針.....	166
5.3 申請者の個別的事情及び背景事情と「外的整合性」.....	166
5.4 出身国情報との整合性.....	168
6. 自然かつ合理的であること（真実味）.....	172
6.1 「真実らしい」の意味.....	172
6.2 審査官の個別的事情及び背景事情.....	173
6.3 国の実務における自然かつ合理的であること（真実味）の指標の利用.....	177
6.3.1 主観的推測及び憶測.....	177
6.3.2 危険性の認識.....	179
7. 態様.....	181
7.1 個別的事情及び背景事情.....	182
7.2 態様に関する国の実務.....	185
8. 小括.....	187

1. はじめに

加盟国は、国際保護の申請の審査及び決定が個別に、客観的にかつ公正に行われることを確保する義務を負う¹。しかし、申請者の陳述が真正であるか否かを判断する、絶対確実で完全に客観的な手段は存在しない。効果的な構造的アプローチを促進し、かつ、申請者が主張する重要な事実の信憑性を評価する際に主観が入る余地を最小限に抑えるため、国際的及び国内的先例では、申請者の陳述及び提出されたその他の証拠を評価するための信憑性指標が活用されてきた。

本研究では、信憑性指標の効果的活用に固有の課題を特に取り上げて確認する。信憑性指標は、必然的に、人間の記憶、行動、態度、危険性の認識及びリスクへの反応、並びに、真正な説明の提示のされ方に関する想定に基づくものである²。これらの想定の中には、個別の事案においては不正確となりうるものもあれば、申請者の個別的事情及び背景事情（特に、これらの事情が記憶及び行動にどのような影響を及ぼすかという点）に関する、十分な情報に基づかない理解が反映されている可能性があるものもある。

そこで本章では、信憑性評価において審査官が利用していることがわかっている主な指標について検討するとともに、これらの指標が国の実務でどのように解釈されているかを明らかにする。以下、これらの指標の意味、その根底にある想定、考慮しなければならないいくつかの要因及び実施に関わるその他の主な論点について若干の考察を行う。

¹ 評価手続指令第8条(2)(a)：「加盟国は、(a)申請の審査及び決定が個別に、客観的にかつ公正に行われることを確保する」。

² J Herlihy, K Gleeson, S Turner, 'What Assumptions about Human Behaviour Underlie Asylum Judgments?', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 3, 2010, p 351–66 at p. 351.

2. 十分な詳細及び 具体性

この指標は、申請者による陳述の詳細が、主張されている個別的事情及び背景事情（すなわち年齢、ジェンダー、出身地域、学歴等）を有して、真正な個人的経験を話しているはずの者に対して合理的に期待される程度の水準及び性質のものであるか否かを評価するよう、審査官に要求するものである³。

この指標の根底にある想定は、生の経験について語っている者であれば、そのような経験をしたことのない者よりも詳しく——例えば、出来事について見聞きしたこと、考えたこと又は感じたことについての感覚的詳細も含めて——経験を想起し、かつ語るができるはずであるというものである⁴。これが次の想定につながる。すなわち、主張されている重要な事実についての説明が曖昧である、簡潔である、又は当該事実についての情報を提供できないのは、申請者の個別的事情及び背景事情を適切に考慮しなければ、主張されている事実の信憑性について疑いを抱かせるものと考えられる⁵。

そこで本節では、十分な詳細に関する国の実務はどのようになっているか、申請者の個別的事情及び背景事情は詳細の水準にどのように影響しうるか、並びに、この指標との関連で記憶並びに恥辱感及びスティグマをどのように考慮しなければならない場合があるかについて、検討する。本節では最後に、一部の国で考案された「一般的知識確認型質問」に対して、また十分な詳細の指標が申請者の回答の評価でどのように活用されているかに対して、焦点を当てる。

2.1 十分な詳細に関する政策上の枠組み

オランダでは、認定機関向けの政策指針で、申請者の陳述に信憑性があるか否かを評価するにあたっては、特に、申請者が質問に対して可能な限り十全に回答したか及び申請者が十分な情報（すなわち、関連の出来事及び状況について提供できるはずであると合理的に考えられる情報）を提供できるかについて判断すべきである旨、明示的に述べられている。指針はさらに、申請者が曖昧なかつ短い陳述しか行わない時は、当該陳述は一貫性及び真実味を欠くものと考えられるという結論に達することができる旨、指摘している⁶。

同様に、英国の政策指針は、「過去及び現在に関する主張を申請者がどの程度詳しく述べるかは、内的整合性に関する評価の際に審査官に影響を及ぼす可能性がある要因のひとつである」⁷と述べている。さらに、同指針で以下のことが強調されているのは有益である。

「審査官は、申請者が……重要な事実について詳しく話すことができない又は詳しく話すのが遅れたことについて酌量すべき事情がある場合には、それを承知しておくべきである。これらの事情は、主張の信憑性を検討する際に考慮されるべきであり、またその後の決定の理由説明に記載されなければならない。これらの諸要因には、年齢、ジェンダー、精神衛生上の問題、精神的又

³ *A.S. v. Sweden*, CAT/C/25/D/149/1999, 15 February 2001, para. 8.6.

⁴ 英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）、15頁；英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、14頁：「自分自身が経験したことについて語る申請者は、このような経験をしたことのない者よりも表現が豊かであり、かつ、出来事について見聞きしたこと、感じたこと又は考えたことについての感覚的詳細も含めて話をすることは、期待することは、酌量すべき事情を考慮することを条件として、合理的である」。欧州庇護カリキュラムモジュール7、第3.2節も参照。

⁵ *Achmadov and Bagurova v. Sweden*, no. 34081/05, ECtHR, 10 July 2007, p. 20：「裁判所は、この点について、政府が指摘したように、申請者が2002年1月以前に受けたと主張する虐待について具体的な詳細が述べられていないことに留意する」。

⁶ 帰化移民局業務訓令2010/14、第4.1項(c)。

⁷ 英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）、15頁；英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、13頁。また英国国境庁「庇護指令－難民認定申請におけるジェンダー問題」（2010年9月）、第7.2節；英国国境庁「庇護指令－庇護インタビューの実施」、第4.3節（第4.5版）も参照。

は情緒的トラウマ、当局に対する恐怖心及び（又は）不信感、恥辱感、苦痛をともなう記憶（特に性的性質の記憶）並びに文化的影響等が含まれる場合がある（これはすべてを列挙したものである）さらには、特定の質問が合理的であるかどうかを考慮することが重要である。」

指針は続けて、「酌量すべきいかなる事情があっても、申請者に対し、ある出来事について、主張されている当該出来事を経験した者に対して合理的に期待できる水準の詳しさを話をするよう期待することは合理的である」⁸とも述べているが、焦点を当てた3つのEU加盟国でUNHCRが行ったケースファイルの検討の結果、十分な詳細及び具体性は、申請者の陳述の信憑性に関する指標として実務上活用されていることが確認された⁹。

2.2 記憶と十分な詳細

人間が記憶を記録、保存、かつ取り出す方法も、申請者が陳述の中で提供する情報の詳細の水準及び具体性に影響を及ぼす場合がある。この点について、審査官は、申請者が何を覚えているはずであるかという点について不合理な期待を持たないよう、慎重でいなければならない。

科学的な実証的証拠により、時間に関わる詳細（日付、頻度、期間及び時系列等）を多少なりとも正確に（そもそも正確でありうるとしても）想起することは、国際保護を申請する者に限らず誰にとっても著しく困難であり、それは重要な又はトラウマを残すの出来事についても同様であることが明らかになっている¹⁰。同じように、ある出来事又は人物が重要である、又は「忘れられない」と考えられているからといって、必ずしも細かい事柄まで思い出されるということにはならない¹¹。

このことは、日付、あることが起きた回数若しくは頻度、あることの継続期間、又は複数の出来事が起きた正確な順序を思い出せないからといって、審査官は、これが信憑性に欠けることの必然的表れであると想定するべきではないということを示唆するものである¹²。しかし、UNHCRが行った調査では、申請者が何を覚えているはずであるかという点に関して、記憶について存在する科学的証拠を軽視する審査官もいることがわかっている。

例を挙げれば、時間的な情報を想起できないことが信憑性に欠けることの表れであると考えられる場合である。例えば、ある審査官はUNHCRに対し、申請者が十分な教育を受けている場合、話している出来事について正確な日付を言えるはずであると考えられる旨を述べた。しかしこの審査官は、それほど教育を受けていない申請者に対しては、正確な日付を想起することは期待しないという¹³。

UNHCRによるケースファイルの検討の結果として留意されたのは、審査官が、申請者が日付¹⁴又は期間¹⁵を想起できないことを、信憑性を損なう指標として考えている事案が相当数あることである。例えば次の事案では、申請者が、アフガニスタンの著名な人物から脅迫を受けたと主張していた。決定書では以下のように述べられていた。

⁸ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、13頁。

⁹ 例えば AFG01MRS; AFG02MRS; AFG03FRS; AFG04MSP; AFG05MSP; AFG07M; AFG09M; IRQ08FSP; DRC03M; DRC05M; DRC06M; DRC07F; DRC08F; DRC09F; GUI01MRS; GUI04M; GUI05M; GUI06M; GUI08M; GUI09M; IRQ01MBP, AFG02FNP, AFG03MNP, AFG04MNP, AFG05MNP, IRN01FNP, IRN01MNP, IRN02MNP, IRQ02FNP, IRQ01MNP, IRQ02MNP, IRQ04MNP, IRQ05MNP, SOM01FNP, SOM02FNP, IRQ06MRS, SOM09M, AFG07M, AFG09F, AFG10F。

¹⁰ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no.4, 2010, p 469–511 at p. 469.

¹¹ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no.4, 2010, p 469–511 at p. 484.

¹² H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no.4, 2010, p 469–511. また J Cohen, 'Errors of Recall and Credibility of Testimony: Can Omissions and Discrepancies in Successive Statements Reasonably Be Said to Undermine Credibility of Testimony', *Medico-Legal Journal*, vol. 69, no. 1, 2001, p 25–34 も参照。審査官は文化的相対性の問題を念頭に置いておくべきである。例えば、西洋文化では時計及び暦に関連する一定の「細部」が重視されるが、他の文化では必ずしもそうではない。

¹³ INT08IRNM.

¹⁴ 例えば AFG09M（申請者が、テロ活動に参加するよう求められた月しか思い出せず、正確な日付を思い出せなかったことに留意された）。また AFG05M, AFG07M, IRN05M, AFG10F, IRQ02M, SOM05M。

¹⁵ 例えば IRQ02FNP（申請者は、非識字者であるにもかかわらず、日付、月及び期間について詳しく述べることを期待された）。

「申請者の主張については多くの争点が存在すると考えられる。第1に、申請者は、Xが自宅にきた日付を述べることができず、家はミザン地区にあったと述べるのみであった。なぜわからないのかと尋ねられても、『何日だったかはわかりません』としか答えなかった。しかし、人生におけるこのような重要な出来事、アフガニスタンを離れることにつながったとされる出来事の日付を申請者が知っているとは期待するのは合理的であり、申請者がその日付を述べられなかったのはその信憑性を損なうものである」¹⁶

研究の結果、言葉によるやりとりを逐語的に想起することも困難であることが明らかになっている¹⁷。しかし、UNHCRが検討した事案のひとつでは、検問所で申請者らを足止めした兵士達が正確に何と言ったかについて申請者とその息子との間に食い違いがあったことが、主張されている事実の信憑性を損なう一つの要素として決定書に挙げられていた¹⁸。また、申請者の出身文化では、具体的に記憶することが、西洋社会と同じ程度に尊重され又は教えられているわけではないということも考えられる¹⁹。

さらに審査官は、申請者が、固有名詞、並びに、通貨（硬貨及び紙幣）、身分証明書等のデザインのような一般的物事についての細かい事柄を知っている、又は思い出せるはずであると期待すべきではない²⁰。機能に関する情報の方が視覚的又は、その他の感覚情報よりも重要であるため、人間は、一般的物事を視覚的に記憶する能力がとりわけ弱いのである²¹。このことは、信憑性を確かめるために一般的知識に関する質問が利用され、申請者に対し、通貨、身分証明カード、車のナンバープレート、地元の建物又は記念碑のような一般的物事について説明するよう申請者が求められる場合に、とりわけ関連してくる。このような一般的物事について説明できないことは、必ずしも信憑性が欠けていることの表れではなく、そのような情報が記憶に留められなかったことの表れに過ぎない可能性がある。しかし、UNHCRの調査では、一般的物事に焦点を当てた質問に対して詳しく答えられなかったことが、信憑性が欠けていることの表れと捉えられていた²²。

科学的な実証的証拠が示唆するところによれば、審査官は、申請者に対し、繰り返し起きた出来事の詳細を正確に想起することも期待すべきではない。このような出来事に関する記憶は、新たな記憶として生成され又は融合される傾向があるためである。さらに、場合によっては、最も新しい出来事の記憶が、それ以前の、同様の出来事に関する記憶を消し去ってしまうこともある²³。しかし、UNHCRの調査では、申請者が繰り返し起きた出来事の詳細を想起するよう期待されている事案もあった。

例を挙げれば、検討対象とされたある事案では、女性の申請者が、若いころから繰り返し性的虐待を受けてきたと主張していた。申請者が日付及び曜日を思い出せなかったことは、この事実に関して信憑性がない旨の認定を行う助長要因と捉えられた。

「申請者は細部についても曖昧であった。申請者は、実体面接において、虐待を受けた日付又は曜日がわからないことを認めた。シリアで虐待されそうになったとも言うが、それがいつだったか述べることも、詳細を明らかにすることもできなかった。したがって、申請者が性的虐待を受けたと認めることはできない」²⁴

この事案では、関連する個別的事情及び背景事情を審査官がひとつでも考慮したのかどうか、決定書からははっきりしない。このような事情としては、例えば以下のものが挙げられる。

¹⁶ AFG10F.

¹⁷ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no.4, 2010, p 469–511 at 480.

¹⁸ IRQ07FSP.

¹⁹ J Herlihy, L Jobson, S Turner, 'Just Tell Us What Happened to You: Autobiographical Memory and Seeking Asylum', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 26, no. 5, 2012, p 661–76.

²⁰ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no.4, 2010, p 469–511 at 480.

²¹ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no.4, 2010, p 469–511 at 480.

²² IRQ10M, SOM08M.

²³ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no.4, 2010, p 469–511 at 481.

²⁴ IRQ04F.

- 日付、頻度、期間及び時系列を多少なりとも正確に（そもそも正確でありうるとしても）想起することは誰にとっても著しく困難であり、それは重要な又はトラウマになる出来事についても同様であること²⁵。
- 出来事が繰り返し起きた場合、それが重要な出来事であるか平凡な出来事であるかにかかわらず、別々の具体的な出来事を融合させた生成的記憶が形成される可能性があること²⁶。そのため、繰り返し生じた別々の出来事を正確に想起することは、誰にとっても著しく困難になる²⁷。
- 主張されている性的虐待は長期間に渡って行われたこと。時間の経過が記憶及び通常の忘却過程に及ぼす影響。
- 虐待が始まったとされる時期の申請者のおよその年齢及び年齢が記憶に及ぼす影響。
- 申請者が性暴力の被害者であると主張していること及びトラウマが記憶に影響を及ぼす可能性があること（後述）²⁸。
- 性暴力についての証言に恥辱感及びスティグマが及ぼす可能性のある影響²⁹。

ここで想定されているもうひとつの点は、トラウマになった体験は明確かつ詳細に思い出せるはずだということである³⁰。しかし、科学的な実証的証拠が明らかにしているように、トラウマになった出来事に関する記憶は著しく損なわれることもあり、場合によっては記憶がまったくないこともある³¹。曖昧さ及び簡潔さについては、心的外傷後ストレス障害又はその他の精神的な障害によって説明できる場合もある。このことは拷問禁止委員会にも認められている。

「委員会の見解では、締約国がいう曖昧さは、報告書で言及されている申立人の心理的脆弱性の結果と捉えることが可能である。さらに、この曖昧さは、申立人が信憑性に欠けるという結論を導くほど重大なものではない」³²

²⁵ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at 469.

²⁶ J Cohen, 'Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers', *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, no. 3, 2001, p 293–309 (F C Bartlett, *Remembering: A Study in Experimental and Social Psychology*, Cambridge: CUP, 1932 に言及) ; and J A List, 'Age and Schematic Differences in Reliability of Eyewitness Testimony', *Development Psychology*, vol. 22, no. 1, 1986, p 50–7.

²⁷ S Bidrose, G S Goodman, 'Testimony and Evidence: A Scientific Case Study of Memory for Child Sexual Abuse', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 14, no. 3, 2000, p 197–213 at p. 209.

²⁸ 実際、インタビュー調書では、申請者が「私は精神状態がよくなく、怖くなりました」と述べたことに触れられている (IRQ04F、実体インタビュー調書)。英国国境庁「庇護指令－難民認定申請におけるジェンダー問題」（2010年9月）、第8節（改訂版）；Asylum Aid, *Comisión Española de Ayuda al Refugiado (Spain – coordinator), France terre d'asile (France), Consiglio Italiano per i Rifugiati (Italy) and the Hungarian Helsinki Committee (Hungary), Gender Related Asylum Claims in Europe: Comparative Analysis of Law, Policies and Practice Focusing on Women in Nine EU Member States*, May 2012, p 77–84; Asylum Aid, *Lip-Service or Implementation: The Home Office Gender Guidance and Women's Asylum Claims in the UK*, March, 2006, p. 85; Legal Action for Women, et al., *A 'Bleak House' for Our Times – An Investigation into Women's Rights Violations at Yarl's Wood Removal Centre*, London: Crossroads Women's Centre, 2005, p 6–7 も参照。

²⁹ スウェーデン移民庁 (Migrationsverket) 「ジェンダーを理由とする迫害：女性の保護必要性の調査及び評価に関するガイドライン」（2001年3月28日）、14頁：「連続して起きた出来事についての描写は、女性があらゆる詳細及び状況を思い出したくないと考えるために、それほど詳細な又は具体的なものにならないことがある。女性が提供する情報を評価する時は、このことを念頭におくべきである」。

³⁰ J Herlihy, K Gleeson, S Turner, 'What Assumptions about Human Behaviour Underlie Asylum Judgments?', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 3, 2010, p 351–66; J Herlihy, S Turner, 'Asylum Claims and Memory of Trauma: Sharing our Knowledge', *The British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007, p 3–4 at p. 3.

³¹ さらに詳しくは第3章参照。また D Bögner, J Herlihy, C Brewin, 'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007, p 75–81 も参照。

³² *Falcon Rios v. Canada*, CAT/C/33/D/133/1999, 17 December 2004, para. 8.5.

2.3 申請者の個別的事実及び背景事情と十分な詳細

申請者が関連の事実の詳細を明らかにしない又は知らない理由の説明となりうる要因は数多く存在する。出来事が起きた時点及び（又は）庇護手続きの時点での年齢、ジェンダー、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ、学歴、文化的背景、恥辱感、恐怖心、当局への不信感、トラウマ、抑うつ、不安感、そのごく一部である。英国の指針には、面接中の個人情報開示水準に影響を及ぼすさまざまな要因が示されてる³³。

UNHCR が面接の観察及びその後の決定の検討を行った結果、十分な詳細の指標を適用できるかどうか判断するにあたって申請者の年齢が考慮された、望ましい実務例がいくつか見出された³⁴。ある事案では、申請者が、5歳の時に起きた、家族がソマリアから避難するきっかけとなった出来事を想起していた。内部覚書には以下のように記されていた。

「この状況の文脈は、暴力を理由として1991年に家族とともにソマリアを離れ、ケニアのジョンプに行ったという申請者の主張に合致している。これらの出来事に関する申請者の回想は、その年齢のために曖昧である（……）」³⁵

別の事案では、申請者の年齢が関連要因のひとつとして認められたものの、酌量すべき事情としては扱われていなかった。

「アフガニスタンを離れた時に15歳前後だったという申請者の主張を踏まえても、年齢は、タリバンとの関係における父親の役割についてこれほど知らないことの弁明にはならない。このように知識が完全に欠けているということであれば、申請者の父親はタリバンに関係していなかったという結論が導かれる。したがって、申請者の主張のうち、父親がいなくなり、家族全員がタリバンによって殺害された後にアフガニスタンから避難したという点は認容されない」³⁶

ジェンダー面の制約及び社会的制約によって、特定の出来事及び活動について女性が情報を得ること及び（又は）知ることが制限される場合もある。文化によっては、男性が自分の職業上、政治上若しくは軍事上の活動について、又は社交上の活動についてさえ、女性の親族と情報を共有しないことがあり、女性の申請者が何も知らないことを説明できる可能性がある³⁷。事案によっては、決定書にこれらの要因が考慮されたものの、満足に足る説明ではないとして無視されたことが表れているものもあった³⁸。

³³ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、15頁：「審査官は、申請者のプロフィールを認識かつ考慮しなければならない。このことは、申請者が有していると合理的に期待できる知識の水準を評価する際にも、特定の事実を想起する申請者の能力に他の要因（年齢、ジェンダー、社会的背景及び潜在的な医学的・心理的要因等）が及ぼす影響について評価する際にも関連する。例えば、申請者が政党に参加していたことを積極的に主張すればするほど、より詳しい情報を提供できるはずであるという期待は大きくなる。行われた説明は、次に、内的整合性に関する全般的評価の中で認知されかつ検討されるべきである」。

³⁴ AFG02MNP.

³⁵ INT02SOMM.

³⁶ AFG08M.

³⁷ 英国国境庁「庇護指令－難民認定申請におけるジェンダー問題」（2010年9月）。また UNHCR「難民の女性の保護に関するガイドライン（*Guidelines on the Protection of Refugee Women*）」（1991年7月）、第72項も参照：「多くの社会で、女性は家族の男性の活動について具体的情報を持っていないことを理解しなければならない。女性の知識に空白があることは、信憑性が欠けていることを示す他の証拠がない限り、信憑性に欠けていることの表れとして解釈されるべきではない」。

³⁸ 例えば AFG10F では、アフガニスタン出身であると主張する申請者（女性）が、個人インタビューの際、自分は家から出たことがほとんどなく、夫も家の外での活動について話してくれたことはめったになかったと述べていた。申請者がアフガニスタン大統領の名前を言うことができず、またタリバン政権が崩壊して以降選挙が実施されたかどうか知らなかったことは、申請者が最近アフガニスタンに住んでいなかったことの表れであると捉えられた。この事案では、要請された詳しい説明を申請者が行えなかったのは、申請者の年齢に加えてジェンダー、文化及び出身国又は常居国における社会的地位が原因であって、主張されている事実に信憑性がないためではなかった可能性がある。決定書では、「このような単純な質問については、たとえ非常に孤立した生活を送っていたと言う女性に対しても、答えを期待することができる」とされた。



夫がイラク共和国防衛隊で働いていたと主張するイラク人女性の事案では、申請者は、夫の仕事、訓練、上司、同僚及び業務状況の詳細は知らないと繰り返し主張した。これは、教育を受けていない女性である申請者に対して夫が仕事及び活動の話をするとはなかったためであり、またこのような問題について話し合われたかもしれない男性同士の会話の場に同席することもできなかったためである。にもかかわらず、申請者が夫の活動について詳しく話をできなかったことが、信憑性に欠けることの表れと捉えられた。

「申請者の夫が共和国防衛隊に 16 年間勤務していた可能性はきわめて低く、また申請者はこれについてごくわずかな情報しか提供できていない。申請者は、女性である自分に対してはこのことについて何の話もしてもらえなかったとする。(……)しかし、この説明は十分なものではない。夫の職務について知っていることをすべて話す機会を与えられておきながら、夫が金属工であること及び夫の帰宅時間について話すことしかできないのでは、なおさらである。(……)たとえ夫、その家族又は申請者の友人から耳にした些細な事実であったとしても、妻である申請者はこのことについてもっと話すことができるはずだと期待することは可能である。さらに、申請者の夫は軍の一員であった。したがって、旧政権に奉仕していた男性との間に 6 人の子を設けた配偶者である申請者が、夫の活動に無関心であるはずはないと期待することができる。これらの認定結果は多くの疑問を生じさせるものである」³⁹

ジェンダーの役割を規律する社会的制約により、女性の申請者による情報へのアクセスが制限された可能性があることを想起するのは重要である。ジェンダー関連の申請に関する米国の研修コースでは、この点について以下のような有益な指摘が行われている。

「男性の家族構成員との関係を理由として迫害を受けるおそれに直面している可能性のある女性は、家族を危険な状況に置く男性家族構成員の活動について詳しく話すことができない場合がある。多くの社会で、男性の家族構成員が、たとえ妻が相手であっても、女性の家族構成員

³⁹ IRQ08FSP. また DRC07F でも、女性の申請者が、自分は女性に過ぎず、パートナーからは人権弁護士としての活動についてあまり話をしてもらえなかったと繰り返し強調している。最終決定では、このことは申請者が知らなかったことの「弁明」にはならないと指摘された。

と『公的な』活動（政治的活動、又は労働組合若しくは宗教団体における活動等）について話をしないのは、よくあることである」⁴⁰

この研修コースでは、社会的制約によって政治的組織における女性の役割が制限されることもあり、そのため、たとえ女性が多大な危険を冒しながら当該組織の目的を前進させようとしていたとしても、当該組織の詳しい活動状況及び体制について知ることは男性構成員によって制限されている場合があることも強調されている。さらに、女性の文化的及び社会的背景も、詳細な説明を行う申請者の能力に影響を及ぼす場合がある。文化によっては、女性が第三者とほとんど接触することのない隔離された生活を送っており、また男性の親族と一緒にいる時はその男性が女性に代わって話をするようになってきている場合もある。そのため、申請者が質問に対して短い又は限られた答えしかできない可能性がある⁴¹。

また、真正な経験について語っている者は表現がより豊かで詳しくなる傾向になるという想定は、申請者にとっては馴染みがない西洋の文化的視点及びジェンダーの視点に基づいているものであるということも、念頭に置いておくべきである⁴²。

教育の欠如も申請者の自己表現能力に影響を及ぼす可能性があり、説明の曖昧さ又はもたつきはこれによって説明できることがある⁴³。例えば、検討対象とされたある事案では、審査官が、出身地域に関する申請者の知識に誤り及び空白があるのは、申請者がまったく学校に通ったことがなく、また主婦であったという事実によって説明できるかもしれないと明記していた⁴⁴。

別の事案では、申請者は、父親が自分を漁師として育てようとしていたので学校に通っていなかったと述べていた。個人面接の際、申請者は、ソマリアの重要な場所、ソマリアの通貨及び申請者の避難先である島について質問された⁴⁵。決定では、申請者が詳しい説明をすることができないのは申請者の年齢その他の要因（学歴、社会的地位、言語的障壁及び人生経験等）によって説明できるかもしれないことが、はっきり認められてはいなかった。申請者の個別的事情及び背景事情を考慮することの重要性は、本事案に関する不服申立審の決定で概説されている（本事案の申請はその後認容された）。裁判官は以下のように指摘した。

「ソマリアの貨幣に関する、また申立人がこれらの貨幣についてどの程度知っているかに関する申立人の回答を十全に考慮すれば、当職は当該回答が欠点であるとは考えない。申立人自身、質疑応答 182 で、ソマリアの貨幣を自分で使ったことはなく、家族が扱っていた貨幣しか見たことがないと述べている。このことに鑑み、申立人が貨幣の詳細を正確に描写できなかったことはとりたてて驚くことではない。当職はまた、申立人の証拠を全般的に評価するに際し、申立人の年齢、学歴及び脆弱性も考慮した。当職は、証拠を全体として検討した場合、申立人が自分の島から 1 度も出たことがないことに鑑み、申立人がソマリアの海岸を別の島だと思ったのもとりたてて重大なことではないと考える。同様に、港という言葉がキバジュニ語又はスワヒリ語でどのように翻訳されるのか当職は承知していないものの、経験したことのないものについて翻訳／説明することが著しく困難であるのは（どの言語を用いる場合であれ）自明であるように思われる」⁴⁶

⁴⁰ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第7.1.1項。

⁴¹ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第7.1.1項及び第7.1.3項。

⁴² J Herlihy, L Jobson, S Turner, 'Just Tell Us What Happened to You: Autobiographical Memory and Seeking Asylum', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 26, no. 5, 2012, p 661–76.

⁴³ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第7.1.4項。

⁴⁴ GUI03FRS.

⁴⁵ SOM09M. 決定は次のように述べる：「申請者が、ソマリアに関するこのような一般的情報以上にいかなる情報も確認できなかったことが留意される。この点については、申請者が、ソマリアの主要な地名を4つしか挙げられなかったこと、ソマリアの紙幣について説明できなかったこと及び現大統領の前のソマリア大統領の名前を言えなかったことが留意されることである。さらに、申請者は、100 シリング紙幣はこげ茶色であり、一方の面に女性と子どもが描かれていて、その裏には穀物（おそらく小麦、とうもろこし又は米）が描かれていると説明したが、これが100 シリング紙幣の正確な描写とは合致しないことも留意される。（……）申請者が、インタビューの際、チュラ島には船舶用の港はないと不正確な説明をしたこと及びチュラ島からソマリア本土は見えないと不正確な説明をしたことも留意される」。

⁴⁶ SOM09M, Appeal Determination, paras. 24 and 25.

2.4 恥辱感及びスティグマと十分な詳細

UNHCRは以前から、恥辱感又はスティグマが情報開示の水準に及ぼす影響について警鐘を鳴らしてきた⁴⁷。研究でも、同様に、恥辱感又はスティグマの感覚によって関連する情報及び詳細の開示が妨げられる場合があることが明らかになっている⁴⁸。申請者は、特定の経験（過去の拷問若しくは性暴力、人身取引等）又は性的指向及び／若しくはジェンダー・アイデンティティのような問題について詳細に話そうとするかもしれないが、そもそもこれは非常に私的な領域に関わる問題であり、深い恥辱感及び（又は）他者から拒絶されたり報復されたりすることへの恐怖感を抱いてしまう可能性もある⁴⁹。

ジェンダー関連の申請に関する米国の研修コースでは、次のことが強調されている。「女性に対する迫害には性的危害がともなうことがあるため、女性が特定の経験について詳しく話したがいかもしれないことに配慮しなければならない。これらの経験は、特に男性担当官が相手の時又は男性が通訳者を務めている時には、話をするのが難しい場合もあるからである」⁵⁰

UNHCRが検討したある事案では、申請者が、自分の拘禁については詳細な情報を提供したものの、拘禁中に受けた性的虐待についてはほとんど詳しい話をしなかったことについて、トラウマになった出来事が記憶の符号化及び想起に及ぼす影響を考えれば、これは主張されている事実に信憑性があることの表れと考えられる旨、審査官が記していた⁵¹。

2.5 詳細の水準に影響を及ぼすその他の要因

申請者の説明が十分に詳細でないことは、単純に、具体的詳細に関連性がある申請の裏づけにもなるという意識が申請者にないことの表れでもある可能性がある。このような意識のなさは、申請書に記入欄が設けられていないために事実関係の短い概要しか必要ではないように思われるという、単純な理由によるものかもしれない。あるいは、詳細を明らかにすることが重要でありかつ望ましいことについて、申請者に十分な指針が提供されていないことによるものかもしれない。意思疎通の問題が原因である可能性もある。例えば、検討対象とされたある事案では、申請者の回答が曖昧であるのは質問をはっきり理解できなかったのが原因であったかもしれないと、審査官が認めていた⁵²。

説明が十分に詳細でないことは、面接官が、詳しい情報を引き出すための明確な又は適切な質問をしなかったことによるものである可能性もある⁵³。換言すれば、審査官は、申請者が詳細を明らかにしてくれること期待せず、さらにその後、詳細が期待される水準又は要求される水準に達していなか

⁴⁷ UNHCR ガイドライン第1号、第35項。UNHCR ガイドライン第9号、第3項及び第59項；UNHCR ガイドライン第7号、第48項。

⁴⁸ J Herlihy, S Turner, 'Asylum Claims and Memory of Trauma: Sharing our Knowledge', *The British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007, p 3-4 at p. 4; D Bögner, J Herlihy, C Brewin, 'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no.1, 2007, p. 75; J Millbank, "The Ring of Truth": A Case Study of Credibility Assessment in Particular Social Group Refugee Determinations', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 1, 2009, p. 14; D Bögner, C Brewin, J Herlihy, 'Refugees' Experiences of Home Office Interviews: A Qualitative Study on the Disclosure of Sensitive Personal Information', *Journal of Ethnic and Migration Studies*, vol. 36, no. 3, 2009, p 519-35; Asylum Aid, "I Feel Like as a Woman, I am not Welcome": A gender analysis of UK asylum law, policy and practice", *Women's Asylum News: Issue no. 107, December 2011-January 2012*, p 1-4, December 2011; Irish Council for Civil Liberties, Irish Times, *Women and the Refugee Experience. Towards a Statement of Best Practice*, June 2000, p. 18.

⁴⁹ 英国国境庁「庇護指令－人身取引の可能性のある事案を担当する有権の当局向けの指針 (*Asylum Instructions, Guidance for the Competent Authorities for Cases of Potential Trafficking*)」(2010年10月)、21頁：「さらに、一部の事案の被害者は、トラウマを負っている結果、具体的な日付及び事実を想起できない可能性があり、また場合によっては当初の説明がその後の陳述と食い違う可能性もある。これは申請者のトラウマ性の体験と関係していることが多い」。Immigration Equality, *Guidance for Adjudication of Lesbian, Gay, Bisexual, Transgendered and HIV Asylum Claims Materials*, 2004, p. 14：「誰にとっても、いかなる場面であっても、性的指向のようなプライベートなことについて話をするのはきわめて困難であることを覚えておかなければならない。[……] 担当官は、これが難しい問題であることに敏感であるべきであり、性的指向について話すことをためらうからといって、申請者には信憑性が欠けるという結論を自動的に導くべきではない」。

⁵⁰ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第7.1.2項。

⁵¹ IRQ02MSP.

⁵² DRC02FRS.

⁵³ J Herlihy, L Jobson, S Turner, 'Just Tell Us What Happened to You: Autobiographical Memory and Seeking Asylum', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 26, no. 5, 2012, p 661-76.

ったことを理由に不利な信憑性認定を行わないようにするべきである。

このことは国内先例にも反映されており、ここでは、面接中の質問が詳細を引き出すという目的に適合したものではない場合、詳細でないことを理由に信憑性が否定されるべきではないと指摘されている⁵⁴。例えば以下の通りである。

「審査官は、申立人が面前にいることに鑑み、申立人がもっと詳しく話すべきであると考えたのであれば当該詳細を求めるべきであったし、その上で申立人が詳細を明らかにしなかったのであれば、証言をごまかそうとしているという結論を導くのも妥当ではあり得た。ある者の証言を曖昧であるとし、かつそれを信用しないことの根拠として用いることは、当裁判所の見解では、詳細が明らかではないとして懸念の対象となっている分野がはっきりと明示されたのではない限り、まったく満足に足る対応ではない」⁵⁵

調査対象とされた 3 つの加盟国で UNHCR が行った面接調書の検討及び面接の観察により、時として、面接官が、適切な質問を通じて関連の詳細を引き出すことなく、このような詳細が欠けていることを理由として申請者の陳述の信憑性は損なわれた旨の結論を出していることが明らかになっている⁵⁶。

2.6 一般的知識に関する質問と十分な詳細

一部の国の認定機関は、例えば出身地、民族、宗教又は改宗歴に関する申請者の主張の信憑性を確かめるための「一般的知識」に関する質問を考案している⁵⁷。十分な詳細及び具体性の指標は、これらの質問に対する申請者の回答を評価する際に適用される。その根底にあるのは、ある者に対し、その個別的事情及び背景事情を念頭に置きつつも、主張されている重要な事実に関連する事柄について一定の水準の知識を持っていると期待することは合理的であるという想定である⁵⁸。

学術文献は、事実の信憑性を評価するために一般的知識に関する質問を利用することの落とし穴を強調してきた。ここでは、申請者が何を知っているはずであるかという想定を、憶測、固定観念又は審査官自身の文化的、ジェンダー的、教育的及び社会的参照枠に基づいて行うことに対して⁵⁹、また個々の申請者がどのような知識を有していると期待するのが合理的であるかについて慎重かつ十分な情報に基づく評価を実施することなく想定することに対して、警鐘が鳴らされている。

⁵⁴ *Ali v. the head of the State Agency for Refugees*, Supreme Administrative Court of Bulgaria (Върховен административен съд), 14106/2009, 10 June 2010; *Y. A. v. Ministry of Interior*, Supreme Administrative Court of Czech Republic (*Nejvyšší správní soud*), 6 Azs 50/2003-89, 24 February 2004; Administrative Court of Republic of Slovenia (*Upravno sodišče Republike Slovenije*), 1 Up 502/2010, 12 May 2010.

⁵⁵ M Symes, P Jorro, *Asylum Law and Practice*, Haywards Heath: Bloomsbury Professional, 2010 (second edition), p. 58 で引用されている *B v Secretary of State for the Home Department (DR Congo)* [2003] UKIAT 00012, 12 June 2003.

⁵⁶ IRN04M, SOM04M, AFG01M, SOM05M, AFG07M, AFG09M, IRQ03M, IRN05M, IRQ06MRS, SOM08M, SOM02M, IRQ04F, AFG06M. 例えば AFG07M では、審査官が決定書で次のような結論を導いている：「政府が申請者のもとを訪れるようになった時期について、申請者がいかなる具体的日付も挙げなかったことが留意される」「申請者は、どのようにして拘禁から逃れたのかについて何ら情報を提供していない」「これらの者のうち誰が政府関係者であったのか及びこれらの者からなぜ特に関心を持たれたのかについて、申請者が何らの証言も行わなかったことが留意される」。しかし審査官は、インタビューの場で、これらの点について詳しく明らかにできたであろう具体的な質問を、申請者に対してまったく行わなかった。申請者がこれらの論点に関する質問を受けなかったことは、決定書には記載されていない。

⁵⁷ 第 4 章「事実の収集」。

⁵⁸ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、15頁、第4.3.1項。

⁵⁹ J Dutton, *What to Believe? A Critique of the Assessment of Plausibility in Asylum Applications*, October 2003. また J Millbank, 'From Discretion to Disbelief: Recent Trends in Refugee Determinations on the Basis of Sexual Orientation in Australia and the United Kingdom', *The International Journal of Human Rights*, vol. 13, no. 2/3, 2009, p 391-414 at p. 400 も参照。Millbank は不服申立審の決定を検討し、申請者に対して行われた質問が、ゲイ及びレズビアンに関する固定観念及び推測に基づいており、かつ一連の関連要因（文化、社会階層、宗教、教育歴、家族的背景、ジェンダー及び社会化の状況等）を考慮していないことを発見した。T Spijkerboer, *Gender and Refugee Status*, Aldershot: Ashgate, 2000; S Jansen, T Spikerboer, *Fleeing Homophobia, Asylum Claims Related to Sexual Orientation and Gender Identity in Europe*, September 2011; B J Einhorn, 'Consistency, credibility and culture', in J Ramji- Nogales, A Schoenholtz, P G Schrag, *Refugee Roulette: Disparities in Asylum Adjudication and Proposals for Reform*, New York: New York University Press, 2009, p 187-202.

さらに、この指標の適用可能性に関連する厄介な問題のひとつは、詳細を想起できないのは人間の記憶の正常な機能の表れに過ぎない場合もあるということである。これとの関連で、審査官は、申請者が何を知っているはずであるかに関して不合理な期待を持たないように注意しなければならない。

審査官はまた、詳細な情報が提供されるのは説明が真正であることの有効な指標であるという想定についても自覚しておくべきである。このような想定は、審査官が、若干の枝葉末節が含まれていることを理由に説明は真実であると信じてしまうことにもつながり得る⁶⁰。

しかし、UNHCR の観察したところでは、この種の質問に対して詳しい答えをしないことは信憑性に欠けることの表れであると考えられていた⁶¹。

面接官：X の紙幣の額面を全部、小さい方から言ってもらえますか。

面接官：紙幣はそれぞれどんな色ですか。

面接官：これらの額面の紙幣はどれぐらい前から出回っていますか。

面接官：X 川にかかっている橋の名前を教えてください。

面接官：X で一番古いモスクは何という名前ですか。

面接官：X にある主なホテルは何という名前ですか。

一般的知識に関する質問への答えとして日付を想起できなかったことも、信憑性に欠けることの表れと考えられていた。例えば以下の通りである⁶²。

面接官：X には大学がいくつありますか。

申請者：全部で 3 つほどです。ひとつは Y の近くにある X です。V の近くにある Z も。3 番目は思い出せません。

面接官：これらの大学はいつ設立されたものですか。

申請者：X はだいぶ前で、政府があった頃です。3 番目の大学はスタジアムの近くにある SS でした。

面接官：一番新しい大学が設立されたのはいつでしたか

申請者：思い出せません。

決定書には以下のように書かれていた。

「(……) ソマリアについてのより同時代的な情報について問い質された際、申請者が行った回答の正確さ及び詳細さが顕著に後退していたことが留意される。特に、申請者は、最近設立された大学(……)を特定するのに苦心していた。」

EU 内外⁶³⁶⁴の不服申立審査機関の中には、このような質問に答える形で申請者が提供した情報に

⁶⁰ B E Bell, E F Loftus, 'Trivial Persuasion in the Courtroom: The power of (a few) Minor Details', *Journal of Personality and Social Psychology*, vol. 56, no. 5, 1989, p 669-79. この論文で報告されている模擬裁判研究では、陪審員は、単に「強盗」が犯行現場から逃げるのを見たと言証する証人よりも「緑のジャンパーを着た強盗」を見たと言証する証人の方を信用する可能性が高いことが明らかになった。

⁶¹ IRQ10M, SOM08M.

⁶² SOM08M.

⁶³ *S. N. v. the Ministry of Interior*, Supreme Administrative Court (SAC) of Czech Republic (*Nejvyšší správní soud*), 5 Azs 66/2008-70, 30 September 2008 : SAC [チェコ共和国最高行政裁判所] は、申請者は中等教育を受けたに過ぎず、大学の神学教授ではないことを強調した。したがって、宗教に関する申請者の信憑性について判断するために認定機関が行った質問は不適切であったとされた。 *L. O. v. Ministry of Interior*, Supreme Administrative Court of Czech Republic (*Nejvyšší správní soud*), 5 Azs 40/2009-74, 28 July 2009 : SAC は、出身地域における主な川及び行政中心地に関する申請者の知識を評価する際、認定機関は、申請者が非識字者であり、かつ学校教育をまったく受けていないことを考慮すべきであったと強調した。これに加えて、認定機関は、文化的にどのような違いがあり、その結果、ある個人が自分の出身国について何を知っているはずであるかについての考え方がどのように異なるかということも考慮していなかった。

⁶⁴ カナダの指針は、判例により、審査官は、政治、宗教等の事柄に関する申請者の知識について高過ぎる基準を課すことには慎重にならなければならないと指摘している。カナダ移民難民委員会(難民保護部法務課)「難民保護申請における信憑性評価」(2004年1月31日)、38頁、第2.3.6項参照。

この指標を適用する際には注意するよう促している機関もある。

「審判所は、個人の知識水準を評価する際、高過ぎる基準を課すことがないように注意すべきである。審判所は、陳述の中で非現実的なほど精確かつ詳細な情報を提供することを、主張されている立場にある他の者に対してこのような知識が期待されることがないのであれば、申請者に対して要求するべきではない」⁶⁵

このことは英国の指針にも反映されている。

「審査官は、申請者のプロフィールを認識しかつ考慮しなければならない。このことは、申請者が有していると合理的に期待できる知識の水準を評価する際にも、特定の事実を想起する申請者の能力に他の要因（年齢、ジェンダー、社会的背景及び潜在的な医学的・心理的要因等）が及ぼす影響について評価する際にも、関連する。例えば、申請者が政党に参加していたことを積極的に主張すればするほど、より詳しい情報を提供できるはずであるという期待は大きくなるだろう。行われた説明は、次に、内的整合性に関する全般的評価の中で認知されかつ検討されるべきである」⁶⁶

「難民申請に関する判断は、記憶力検査に基づいて行われるべきではない」⁶⁷

UNHCRが行ったケースファイルの検討により、全体として、十分な詳細及び具体性は、信憑性指標として一般的に活用されているものであることがわかった⁶⁸。本調査では、過去の出来事及び事実について申請者がどの程度詳しく説明できるはずであるかについて、審査官が非現実的な期待を持っていることも明らかになった。内部覚書及び決定書は、一般的に、詳細かつ精確な回答は信憑性があることの表れであると考えられていることを明らかにしている。対照的に、回答が表面的、曖昧又は簡潔であること及び「生の」経験であるという印象が伝わってこないように思えることは、信憑性がないことの表れであると考えられていた。

したがって、人間が記憶をどのように記録し、保存しかつ引き出すのかについて、審査官が適切な水準で理解しておくことが欠かせない。記憶に関する一般的な思い込みの多くは不正確だからである。さらに、詳しい説明を行う申請者の能力がその他の個別的事情及び背景事情にどのような影響を受けるのかについても、審査官が理解しておくことがきわめて重要となる。

UNHCRはまた、詳細又は具体性が十分ではないことの説明となりうる要因が必ずしも決定書で認知されているわけではないことも分かった。そのため、申請者の陳述が十分に詳細かつ具体的であるかどうかを評価する際、審査官が申請者の個別的事情及び背景事情を考慮したのかどうか、ケースファイルの資料からは必ずしも明らかではない。このことは、もちろん、個別的及び背景事情といった要因が考慮されなかったことを必ずしも意味するものではないが、それに関する言及がないこと及び審査官が出した結論の性質から考えれば、このような要因が考慮されなかったという印象を与える。このように、詳細さが欠けていること又は曖昧であることは普通のことであり、申請者の陳述の信憑性にまったく関係していない要因から生じる可能性があることを、審査官が承知していなかったように思われることがしばしばある。

⁶⁵ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月24日）、第5.8項。

⁶⁶ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、15頁。

⁶⁷ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 469で引用されている *Sheikh v. Canada (Minister of Citizenship and Immigration)* [2000], IMM-315-99, para. 28 (Federal Court of Canada)。

⁶⁸ 例えば AFG01MRS; AFG02MRS; AFG03FRS; AFG04MSP; AFG05MSP; AFG07M; AFG09M; IRQ08FSP; DRC03M; DRC05M; DRC06M; DRC07F; DRC08F; DRC09F; GUI01MRS; GUI04M; GUI05M; GUI06M; GUI08M; GUI09M; IRQ01MBP, AFG02FNP, AFG03MNP, AFG04MNP, AFG05MNP, IRN01FNP, IRN01MNP, IRN02MNP, IRQ02FNP, IRQ01MNP, IRQ02MNP, IRQ04MNP, IRQ05MNP, SOM01FNP, SOM02FNP, IRQ06MRS, SOM09M, AFG07M, AFG09F, AFG10F。

3. 申請者が口頭／書面で主張する重要な事実の内的整合性

「整合性 (consistency)」という文言に、合意された定義はない。本報告書では、申請者が主張する重要な事実に食い違い、矛盾及び変動がないことを意味するものとして理解する⁶⁹。「内的 (internal)」整合性とは、申請者が主張する事実に関わる以下のような整合性を指す。

- 面接において、又は認定機関に提出された陳述書において主張された事実同士の整合性。
- 認定機関に対して書面及び（又は）口頭で行われた従前の陳述とその後の陳述との整合性。
- 申請者が書面及び（又は）口頭で行った陳述と、申請者が認定機関に提出した書証その他の証拠との整合性。

「整合性」の指標は、嘘をついている者は証言が一貫しない可能性が高い（おそらく、でっち上げた話を思い出しかつ維持することは難しいため）という想定に基づいて利用されるものである。真実を話していない者は、疑義を突きつけられると、事実を修正することによって不整合性を隠そうとすると想定されている。裏返せば、申請者が、自分が話している出来事を実際に経験しており、かつ正直に陳述しているのであれば、これらの出来事及び関連の事実を正確にかつ一貫して想起することが基本的にはできると仮定されているように思われる。

しかし、この想定を絶対的なものとして適用することはできない⁷⁰。先例では、整合性及び正確さが欠けていることが、状況により、正直ではないことの兆候ではなく信憑性があることの兆候である場合もあることさえ認められている。「整合性がないことは、ある一定の状況下では、真実であること及び証人が推論を行っていないことの表れである場合もある」⁷¹

そこで本節では、内的整合性に関する法的枠組みを検討するとともに、申請者の記憶並びに個別的事情及び背景事情を考慮する際に国の実務でこの指標がどのように実施されているかについても検討する。また、関連する 2 つの側面（すなわち、従前の陳述とその後の陳述との整合性及び申請者の陳述と、申請者が提出した書証その他の裏づけ証拠との整合性）にも焦点を当てる。

⁶⁹ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 3.2 節：「不整合性 (inconsistency) とは、陳述の異なる部分に同時に真実であることはあり得ない関係が存在することとして定義できる。[……] 食い違い (discrepancy) とは、『相互に衝突する事実同士又は主張もしくは見解同士との間にある違い』と定義できる」。

⁷⁰ J Herlihy, S Turner, 'Should Discrepant Accounts Given by Asylum Seekers be Taken as Proof of Deceit?', *Torture*, vol. 16, no. 2, 2006, p 81–92 at p. 83. J Cohen, 'Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers', *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, no. 3, 2001, pp. 293–309: 「現実世界では、説明がこれ以上ないほどにしっかりと再現されているのは台本を記憶しているからだということもありうるのを、私たちは知っている。逆に、説明に若干の食い違いがあるのは、それが自伝的記憶から誠実に再構成されたものであるかもしれない」。

⁷¹ *Prosecutor v. Anto Furundzija (Trial Judgment)*, IT-95-17/1-T, 10 December 1998, para. 113. R Byrne, 'Assessing Testimonial Evidence in Asylum Proceedings: Guiding Standards from the International Criminal Tribunals', *International Journal of Refugee Law*, vol. 19, no. 4, December 2007, pp. 609–38.

3.1 内的整合性に関する政策的枠組み

内的整合性が信憑性指標のひとつと考えられているのはオランダ⁷²及び英国⁷³の指針から明らかである。これがどのような想定に基づいているかについては、英国の政策指針で以下のように述べられている。

「ある出来事を経験した申請者がその中心的要素についておおむね一貫した説明を行えると期待するのは合理的である。申請者が、過去及び現在の出来事についての書面及び口頭による説明全体を通じて整合性を保てない場合、審査官が当該主張を信じないことにつながる可能性もある」⁷⁴

整合性については、UNHCR⁷⁵、欧州人権裁判所⁷⁶、国連・拷問禁止委員会⁷⁷、諸国際刑事裁判所⁷⁸及び欧州庇護カリキュラム⁷⁹も、信憑性指標になりうるものとして言及している。

例えば欧州人権裁判所は、申請者の陳述及び申請者が提出した文書に一定の整合性の欠如が見られることは、「基本的な説明が手続き全体を通じて一貫して」おり、かつ「不確実な部分によって説明の全般的信憑性が損なわれない」限りにおいて、認めている⁸⁰。国内先例でも、些細な整合性の欠如によって申請者の中核的主張の信憑性が否定されるべきではないことが認められている⁸¹。

整合性の欠如は、十分に重大であり、かつ国際保護を受ける資格にとって重要な又は中核的な事実に関するものでなければならない⁸²。些細な整合性の欠如は、一般的に、主張されている事実の信憑性を損なうものと捉えられるべきではない。事実に関する中核的主張又は申請の根本的要素におおむね整合性があれば十分である。このことは、国際的な司法機関及び監視機関によって繰り返し承認され

⁷² 帰化移民局業務訓令 2010/14、第 4.1 項(c)、5 頁：「外国人の陳述に信憑性が認められるかどうか評価する際には、特に、当該外国人が、[……] 一貫性、**整合性**及び真実味のある陳述を行ったか否かが検討されるべきである」（引用者による強調追記）。「例えば、内的整合性が欠けている場合 [……] には、当該陳述には整合性並びに真実味がないという結論が導かれることもありうる」。

⁷³ *B v Secretary of State for the Home Department (DR Congo)* [2003] UKIAT 00012, 12 June 2003, para. 19 は、「根本的要素について整合性があること又は重大な整合性の欠如が見られること」の関連性に言及している。英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010 年 7 月）、15 頁；英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、15 頁、第 4.3.1 項：「内的整合性を検討するためには、申請者の主張が、書面及び口頭による従前の陳述との内的一貫性を保っており、かつ、証人及び（又は）被扶養者の主張並びに申請の裏づけとして提出された書証と整合しているかどうかを評価しなければならない。提出された証拠がどの程度相互に合致するか及び証拠が相互に矛盾していないかどうかを評価するのは審査官の役割である」。

⁷⁴ 英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010 年 7 月）、15 頁；英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、15 頁、第 4.3.1 項。

⁷⁵ UNHCR 「立証責任・立証基準覚書」、第 11 項。UNHCR ハンドブック、第 197 項：「しかしながら、このような証拠の欠如を容認する場合があります。裏づけのない供述が申請者の全体的な供述と矛盾するようなときであっても、これを真実であるとして受け入れなければならないことを意味するわけではない」。

⁷⁶ *Said v. The Netherlands*, no. 2345/02, ECtHR, 5 July 2005, para. 51; *M. v. Sweden*, no. 22556/05, ECtHR, 6 September 2007.

⁷⁷ 国際連合・拷問禁止委員会・一般的意見第 1 号「第 22 条（ルフールマン〔追放・強制送還〕及び通報）の文脈における条約第 3 条の実施」（拷問禁止委員会第 16 会期、1997 年 11 月 21 日、A/53/44, annex IX 所収）、第 8 項(g) は、「申立人の主張に事実関係の整合性が欠けている点はあるか。あるとすれば、それは関連性を有するか」と述べている。例えば *A.K. v Australia*, IC/32/D/148/1999, 11 May 2004, para. 6.2 参照。

⁷⁸ *Prosecutor v. Juvénal Kajelijeli (Judgment and Sentence)*, ICTR-98-44A-T, 1 December 2003, paras. 39–40. ICTR 第一審裁判部はさらに、整合性の欠如は、「衡量について判断する際」には関連する要素のひとつとなるが、「それ自体、証人の証言全体を信頼できないと認定する根拠とされなければならないわけではない」と指摘している（元は Delic 事件における判示）。

⁷⁹ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 3.2 節。

⁸⁰ *R.C. v. Sweden*, no. 41827/07, ECtHR, 9 March 2010, para. 52.

⁸¹ *Matter of X*, United States Executive Office for Immigration Review (EOIR), 9 August 2011 [人身取引事案], p. 8：「当裁判所の見解では、被申立人の証言と陳述との間にある食い違いの多くは、『強姦』という単語の定義をめぐる微妙な文化的及び言語的差異によって説明できるように思われる。確かに、被申立人がその後真実ではないと明言した被申立人の陳述において (……) 具体的事実がある程度詳しく盛り込まれかつ説明されていなかったことの理由を、これらの問題によって説明できるわけではない。しかし、これらの詳細が相対的に些細なものであること及び被申立人が、従前の陳述を提示された時でさえ、自己の利益に反してこれが真実ではないことを率直に認めたことに鑑み、当裁判所は、このような整合性の欠如は被申立人に信憑性が欠けるという認定を裏づけるには不十分であると認定する」。

⁸² カナダ移民難民委員会（難民保護部法務課）「難民保護申請における信憑性評価」（2004 年 1 月 31 日）、23 頁及び 31 頁。

ている⁸³。国内先例でも、些細な整合性の欠如によって申請者の中核的主張の信憑性が否定されるべきではないことが認められている⁸⁴。

旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所も同様に、些細な食い違いは、証人が「告発されている事件の根本的要素を容認可能な程度に詳しく」⁸⁵説明する場合には証言の信用性を損なうことはないと考えている。第一審裁判部は以下のようにはっきり指摘している。

「第一審裁判部は、このようなトラウマ性の事件を生き抜いた者がこれらの事件のあらゆる詳細を事細かにかつ精確に思い出す際の困難を認識し、このような〔些細な食い違いが〕存在することによって、事件そのものの根本的要素に関わるその他の証拠の信憑性が必然的に毀損されるとは考えない」⁸⁶

UNHCR は、ケースファイルを検討する中で、正確な数字に関する些細な整合性の欠如が、申請者の説明の中核的側面を排斥するために利用される場合もあることを発見した。例えば、次の決定書では以下のように述べられている。

「申請者が、当局との遭遇についても整合性に欠ける説明を行ったことが留意される。申請者は当初、2名の治安部隊隊員から行く手を阻まれたと述べていたが、その後、4名から暴行を受けたと述べた。このような形で整合性が欠けていることについて申請者に対する指摘は行われなかったものの、申請者が、自分が遭遇した治安機関隊員の人数について一貫した説明をするはずであるというのは合理的考え方である。したがって、申請者が整合性及び信頼性に欠ける説明を行ったことに照らし、申請者が2011年2月14日のデモに参加した事実、又は治安部隊の隊員から逃げる間もなく捉えられた事実は認容されない」⁸⁷

3.2 記憶と内的整合性

心理学的研究により、ある経験を複数回語る場合に食い違いが生じるのは避けられないことがわかっている⁸⁸。これは、記憶が、時間、既知の事実、想起される際の文脈、想起している時の心理状態、並びに、記憶を引き出す手がかり（例えば面接時の質問）の文言及び提示方法の影響を受けながら再構成されることによる。そのため、申請者が行った複数の陳述の間に食い違いが生じるのは普通のことである。

したがって、整合性が信憑性指標として用いられる場合、整合性の欠如は必ずしも陳述に信憑性が欠けることの表れではなく、単に申請者が実際の経験を思い出そうと努めていることの反映に過ぎない

⁸³ ただし、米国の REAL ID 法第 101 条(a)(3) (codified at 8 U.S.C. 1158 (b) (1) (B) (iii) (2006)) では次のように規定されている：「事実審査担当官は、全体の事情及びあらゆる関連の要因を考慮した上で、（……）書面又は口頭による申請者又は証人の陳述（行われた時期及び宣誓の有無は問わないが、陳述が行われた状況は考慮するものとする）同士の整合性、各陳述の内的整合性、これらの陳述と他の記録証拠（他国の状況に関する国務省の報告書を含む）との整合性及びこれらの陳述に存在する不正確な点又は虚偽に基づいて、信憑性に関する判断を行うことができる。整合性の欠如、不正確な点又は虚偽が申請者の主張の核心に関わるものであるか否か及びその他の関連の要因は問わない」。S Rempell, 'Gauging Credibility in Immigration Proceedings: Immaterial Inconsistencies, Demeanor, and the Rule of Reason', *Georgetown Immigration Law Journal*, vol. 25, no. 2, 2011, p. 377.

⁸⁴ *A v. the head of the State Agency for Refugees*, Supreme Administrative Court of Bulgaria (*Върховен административен съд*), 11774/2007, 30 June 2008; *L. O. v. Ministry of Interior*, Supreme Administrative Court of Czech Republic (*Nejvyšší správní soud*), 5 Azs 40/2009-74 28 July 2009：「些細な食い違いそのものを理由に申請者の主張を排斥することはできない」。

⁸⁵ P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 96 で引用されている *Prosecutor v. Dragoljub Kunarac, Radomir Kovac and Zoran Vukovic (Trial Judgment)*, IT-96-23-T and IT-96-23/1-T, 22 February 2001, para. 564.

⁸⁶ P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 96 footnote 292 で引用されている *Prosecutor v. Dragoljub Kunarac, Radomir Kovac and Zoran Vukovic (Trial Judgment)*, IT-96-23-T and IT-96-23/1-T, 22 February 2001, para. 679.

⁸⁷ IRN08M.

⁸⁸ M. Conway, E. Holmes, *Memory and the Law: Recommendations from the Scientific Study of Human Memory*, Leicester: The British Psychological Society Press, 2008.

い場合もあることを、審査官が理解しておくのが不可欠である。

整合性の欠如は、申請者が、人間の記憶が持つ正常な特質を發揮したことの表れに過ぎない場合もある。そこで、従前の証言と直接矛盾する点が 20% しかなければ高度の整合性が示されているというのが心理学者の考え方である⁸⁹ことを想起しておく価値があろう。したがって、審査官は、申請者の説明には整合性に欠ける点があることを予想しておくべきである。

前述のように、時間に関わる情報（出来事の日付、頻度及び期間等）を正確に想起することは著しく難しい⁹⁰。しかし UNHCR が見たところ、整合性に欠ける点のうち、検討対象とされた決定で最も一般的に挙げられていたのは、時間に関わる情報に関連するものであった。検討対象とされた事案の中には、審査官が、出来事が起きた回数⁹¹又は日付⁹²若しくは期間⁹³についての申請者の想起に整合性が欠けていることを、信憑性を損なう指標として考えている事案が相当数あった。

心理学研究は、時間に関わる情報の想起は推定及び当て推量に基づいて行われることが多いことを示唆している。例えば、出来事の日付を明らかにし、又はその期間、頻度若しくは順番を説明しようとする時、人間は推定を行う。再度質問された場合、再び推定を行い、異なる回答をするかもしれない⁹⁴。このように、時間に関わる情報の想起に食い違いが見られるのは正常であり、実際に高い確率で起きることであって、必ずしも信憑性に欠けることの表れではない。例えば、検討対象とされたある事案では、日付に関する整合性の欠如が、主張されている事実の信憑性を損なうものと認定された。

「申請者は、自宅が家宅捜索を受けたのは X が逮捕されたためだったこと及び申請者及び X の写真が当局によって撮られており、X も申請者について尋問されていたことを、2009 年 12 月又は 2010 年 12 月に知ったと主張する。X からその逮捕に関するメッセージを受け取った日付についての混乱は、申請者の主張においてきわめて重要な役割を果たしているだけに、申請者の説明における重大な食い違いであり、したがって申請者の主張の信憑性は損なわれた」⁹⁵

その後の不服申立審で、裁判官は、「当職は、X が自分の経験について申立人に話した日付のような周知的な整合性の欠如によって、申立人の主張の中核的部分が否定されるとは考えない」⁹⁶と述べた。

別の決定では、女性の申請者が、若いころから性的虐待を受けてきたと主張していた。時間に関わる情報に整合性が欠けていることは、この事実に関わって信憑性がない旨の認定を行う助長要因と捉えられた。

「申請者は、最初に虐待されたのは 14 歳の時だったと述べた。その後、最初に虐待されたのは 2004 年のことだったと述べたが、申請者は当時 12 歳である。これは整合性を欠く」⁹⁷

決定書からは、審査官が、時間に関する整合性の欠如を重視するにあたり、他の関連の個別的事情及び背景事情（主張されている事実が起きた時点における申請者の年齢の低さ、時間の経過が記憶に

⁸⁹ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 510 citing J C Yuille, J L Cutshall, 'A case study of eyewitness memory of a crime', *Journal of Applied Psychology*, vol. 71, no. 2, 1986, p 291–301.

⁹⁰ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 471.

⁹¹ 例えば、AFG04MSP（「申請者がタリバンから脅迫を受けたと主張する回数に食い違いがあることが留意される」）、AFG08M（「申請者が地区の中心部に買い物に行ったと主張する回数に矛盾があることが留意される」）。

⁹² AFG05M, AFG07M, IRN05M, AFG10F, IRQ02M, SOM05M, DRC08F.

⁹³ DRC08F では、申請者が、刑務所に入れられていた期間について整合性に欠ける情報（3 日、5 日又は 9 日）を提供していた。最終決定では次のように指摘されている：「申請者が、拘禁について 3 種類の異なる説明をしていることは理解不可解である（……）。たとえストレス又は忘却によって若干の誤りは説明できたとしても、申請者は異なる日数を主張したので、これは本件には当てはまらない。3 日拘禁されたと陳述するのか、又は 9 日拘禁されたと陳述するのかは大きな違いである。これらは申請者が実際に経験した出来事であるので、3 種類の異なる説明を行ったことは、本件拘禁に関する申請者の陳述の信憑性を深刻に損なうものである」。

⁹⁴ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 491.

⁹⁵ IRN05M.

⁹⁶ IRN05M, Appeal determination.

⁹⁷ IRQ04F.

及ぼす影響及び虐待によって引き起こされたトラウマが記憶に及ぼす影響等) を考慮したかどうか判断することはできなかった。

3.3 申請者の個別的事情及び背景事情と内的整合性

申請者の個別的事情及び背景事情が、整合性のある説明を行う申請者の能力にどのように影響するかについて審査官が理解しておくことは、実際のところ、必要不可欠である。

国連・拷問禁止委員会は、拷問の被害者又は心的外傷後ストレス障害にかかっている者に完全な正確さを期待できることはめったにないと繰り返し指摘してきた⁹⁸。たとえ整合性の欠如が重要な事実に関連していても、その証拠はなお信憑性があるものとして認容される場合がある⁹⁹。

例えばフルンジア事件において、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所第一審裁判部は、出来事の順番及び関係者の身元に関して整合性が欠けていることを重視せず、これらは「些細かつ合理的な」整合性の欠如であるとした。証人の女性自身が控えめに述べたように、すさまじい恐怖の最中には「あまり分析などできない」のである¹⁰⁰。

性暴力のようなトラウマになった出来事に関する記憶が通常の記憶とは異なること¹⁰¹及びトラウマの体験に対処しなければならないことがトラウマの記憶に影響を及ぼすこと¹⁰²については、十分な証拠がある。感覚的符号化、解離、限局性記憶保持、記憶想起欠陥、回避及び集中力の欠如は、いずれも心的外傷後ストレス障害の症状である¹⁰³。

申請者の陳述に整合性が欠けていることについては、精神的健康障害が記憶の想起能力に及ぼす影響によって説明できる可能性もある。抑うつ状態にある申請者又は不安障害を有している申請者は、過去の出来事を想起すること又は出来事を整合性のある形で想起することがなかなかできない場合がある¹⁰⁴。UNHCR の調査により、信憑性評価において申請者の精神的健康障害が考慮された事例もあることが明らかになった。そのようなある事案では、申請者が、面接の際、集中できないと面接官に告げた。申請者は心理学者による診断書を提出したが、そこでは、申請者は集中することに困難を覚えており、また時として混乱することもあると証言されていた。当該事案に関する内部評価書では、申請者の回答が不正確であること及び回答に時間がかかったことについて精神的健康障害を踏まえた評価が行われ、これは信憑性に欠けることの表れとはならないと記されていた¹⁰⁵。

別の事案では、申請者の精神的健康障害は認知されたものの、酌量すべき要因であるとは認められなかった。この事案では、申請者は、個人面接の際に頭痛を訴え、また拘禁は苦しい経験だったので拘禁期間は思い出せないと述べていた。申請者は心理学者による診断書からなる証拠を提出したが、そこでは、申請者が心的外傷後ストレス障害を経験しており、これには出身国で体験した性的トラウマが関連している可能性がある旨、証言されていた。申請は棄却され、決定では以下のように述べられていた。

⁹⁸ *Alan v. Switzerland*, CAT/C/16/D/21/1995, 8 May 1996. *Kisoki v. Sweden*, CAT/C/16/D/41/1996, 13 May 1996; and *C.T. & K.M. v. Sweden*, CAT/C/37/D/279/2005, 17 Nov. 2006.

⁹⁹ *Halil Haydin v. Sweden*, CAT/C/21/D/101/1997, 16 December 1998; Communication No. 101/1997, views adopted on 20 November 1998.

¹⁰⁰ *Prosecutor v. Anto Furundzija (Trial Judgment)*, IT-95-17/1-T, 10 December 1998, para. 116.

¹⁰¹ J Herlihy, S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p 171–92 at p. 176; D Bögner, J Herlihy, C Brewin, 'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007, p 75–81.

¹⁰² J Cohen, 'Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers', *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, no. 3, 2001, p 293–309.

¹⁰³ J Herlihy, S Turner, 'Should Discrepant Accounts Given by Asylum Seekers be Taken as Proof of Deceit?', *Torture*, vol. 16, no. 2, 2006, p 81–92 at p. 85.

¹⁰⁴ J Herlihy and S Turner, 'Should discrepant accounts given by asylum seekers be taken as proof of deceit?', *Torture*, Vol. 16, No. 2, 2006, pp. 81-92 at p. 90.

¹⁰⁵ IRQ02MRS.

「〔認定機関は、〕申請者が、拘禁について 3 種類の異なる説明をしていることは理解できないとする。たとえストレス又は記憶の喪失によって若干の誤りは説明できる場合があるとしても、申請者は数日の間違いを犯しているの、これは本件には当てはまらない。ある場所に 3 日拘禁されたと陳述するのか、又は 9 日拘禁されたと陳述するのかは大きな違いである。これらは申請者が実際に経験した出来事であるので、3 種類の異なる説明を行ったことは、本件拘禁に関する申請者の陳述の信憑性を深刻に損なうものである」¹⁰⁶

診断書は、「申請者の陳述のみをもとにして作成されており、申請者の陳述の真実性を立証するものではない」として排斥された。

ケースファイルの資料からは、時間及び日付等の情報を記憶する申請者の能力に拘禁環境が及ぼした影響の可能性、トラウマが記憶に及ぼす影響、並びに（又は）、日付及び期間の想起はほぼ常に推定及び当て推量に基づいて行われるという事実を、審査官が十分に考慮したかどうかははっきりしなかった。このような整合性の欠如は、申請者が、自分が実際に経験したことを——苦痛（頭痛）を抱え、かつ集中力が十分ではない状態で——思い出そうとしていたことの表れである可能性もある。

申請者が教育を受けていないこと又は限られた教育しかを受けていないことも、一部の整合性の欠如の説明になる場合がある。UNHCR が検討したある事案では、不服申立機関が、一部の整合性の欠如は申請者が非識字者であることによって説明できる可能性があるとして、認定機関の決定を 2 回取り消した¹⁰⁷。別の事案では、申請者が、非識字者であることがわかっていたにもかかわらず、日付、月及び期間について詳しくかつ整合性のある説明を行うよう期待されていた¹⁰⁸。

3.4 従前の陳述とその後の陳述の整合性

加盟国によっては、例えば最初の庇護要請、国際保護申請の登録又は基本的背景情報の提供の過程で申請者によって行われた陳述が、申請を裏づける証拠全体の一部として評価の対象とされる場合がある。これらの初期の陳述を、評価手続指令第 4 条(2)にいう申請の実証を目的として、個人面接の際及び（又は）認定機関との会見の際に主張された事実及び提出された証拠と比較しながら評価した場合、整合性に欠けると思われる点が明らかになる可能性もある。

これらの初期の陳述及びこれらの陳述の中に又はその後の陳述との間にある矛盾点をどの程度重視するかという問題は、議論的になっている。欧州庇護カリキュラムは以下のように述べている¹⁰⁹。

「例えば、申請者が長時間のフライトを経て到着したばかりの空港で実施されたスクリーニング面接は、その後の段階で行われる完全な実体面接よりも信頼できるかもしれない。しかし、逆に、認定機関は面接を始める前に少し時間を置き、申請者が休息をとって旅の消耗から回復できるようにすべきだと考える者もいる。不利な信憑性認定を行う前に、文書／証拠がどの程度信頼できるものかについて評価を実施しなければならない」

初期の陳述は、（仮の庇護国の国境に到着してからほどなくして、警察によって逮捕された際に、又は拘禁されてから等の）困難な状況のもとで行われたものかもしれない。このような陳述は、国際保護申請の認定について何の責任又は権限も有さない当局に対して、庇護手続きに付随するいかなる手続的保障もなく、行われた可能性もある。

研究では、ある記憶を 2 回目に想起した場合、同じ言葉による繰り返しがほとんどなく、かつ新しい細かな描写が付け加えられる形で、元の説明より詳しくなることもわかっている¹¹⁰。申請者が行っ

¹⁰⁶ DRC08F.

¹⁰⁷ GUI10F.

¹⁰⁸ IRQ02FNP.

¹⁰⁹ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 3.2 節。

¹¹⁰ S J Anderson, G Cohen, S Taylor, 'Rewriting the Past: Some Factors Affecting the Variability of Personal memories', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 14, no. 5, 2000, p 435-54; J Herlihy, P Scragg, S Turner, 'Discrepancies in Autobiographical Memories: Implications for the Assessment of Asylum Seekers: Repeated Interviews Study', vol. 324, no. 7333. *British Medical Journal*, 2002, p 324-7.

た従前の陳述とその後の陳述との間にある違いは、これによって説明されるかもしれない。さらに、人々が出来事について繰り返し語る場合、語る相手及び目的によって異なる視点をとる場合がある¹¹¹。例えば予備面接又は質問票への記入の過程で行われた申請者の従前の陳述を、個人面接の場で行われたその後の陳述と比較する際には、このことを念頭に置いておくべきである。

この点、ルワンダ国際刑事裁判所のアプローチは参考になる。ルワンダ国際刑事裁判所は、予審裁判部で行われた陳述及び第一審裁判部でおこなれた陳述の証明力を認定する上で、同様の課題に直面してきたためである。この点について、第一審裁判部は、予審裁判での陳述がどのような状況のもとで行われたかを考慮することが不可欠であると考えている¹¹²。このようなアプローチをとるためには、庇護手続きの審査官は、申請者の初期の陳述がどのような状況のもとで行われたかを考慮しなければならないことになろう。

このようなアプローチは国内先例にも反映されてきた。例えば、リトアニア最高行政裁判所は、申請者が一次面接の趣旨を理解しておらず、かつ通訳及び法的助言も提供されていなかったのであれば、このような初期の証言は証拠として重視されるべきではないことを認めている¹¹³。

他の EU 加盟国で言い渡された関連する判決も、この点についてのさらなる指針となる。スロバキア共和国最高裁判所は、申請者が認定機関に対して行った陳述（3度の面接を含む）に整合性が認められることに鑑み、申請者が逮捕された際に警察に対して行った陳述は、証拠として不当に重視するべきではないと判示した¹¹⁴。また、申請者が一次面接では簡単な情報しか提供せず、その後、個人面接の際に一層詳しくかつ具体的な説明を行ったことについて、これを整合性に欠けると考えることはできないとも判示している¹¹⁵。

さらに、アイルランド高等法院は、「申請者が最初の到着時に記入した申請書に一部の重要な詳細が含まれていなかったこと自体は、不利な信憑性認定を行う根拠としては十分ではない」という一般的原则を支持してきた¹¹⁶。

この点に関して、オランダでは、認定機関に対して行われた陳述と他の当局に対して行われた陳述が区別されている。整合性の欠如の指標は、認定機関に対して行われた陳述との関連では適用することができるものの¹¹⁷、オランダ国家警察での登録面接時に申請者が行った陳述と、その後、認定機関に対して行われた陳述との間に整合性が欠けていることとの関連では、整合性の欠如を信憑性に欠けることの指標として用いることはできない¹¹⁸。

EU 以外では、カナダ連邦最高裁判所が、信憑性に欠ける旨の認定を行う理由として、例えば入国時点での記録に依拠すること及び申請に見られる不整合に不当に依拠することの危険性を、多くの事件で指摘してきた¹¹⁹。

さらに、ジェンダー関連の申請に関する米国の研修コースでは、限られた識字能力しか持たない女性もいること及び一部の社会の女性は自分に代わって男性親族に公的活動をしてもらうことに慣れて

¹¹¹ B Tversky, E J Marsh, 'Biased Retellings of Events Yield Biased Memories', *Cognitive Psychology*, vol. 40, no. 1, 2000, p 1-38; M Eastmond, 'Stories as Lived Experience: Narratives in Forced Migration Research', *Journal of Refugee Studies*, vol. 20, no. 2, 2007, p 248-64.

¹¹² *Prosecutor v. Alfred Musema (Judgement and Sentence)*, ICTR-96-13-T, 27 January 2000, paras. 85-6 (P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 77-82 で引用されている *Prosecutor v. Jean-Paul Akayesu (Trial Judgement)*, ICTR-96-4-T, 2 September 1998, para. 137 及び *Prosecutor v. Georges Anderson Nderubumwe Rutaganda (Judgement and Sentence)*, ICTR-96-3-T, 6 December 1999, para. 19 の論旨を確認)。

¹¹³ *A.Z. and A.V. v. Migration Department*, Vilnius Regional Administrative Court (*Vilniaus apygardos administracinis teismas*), Supreme Administrative Court of Lithuania (*Lietuvos vyriausiosios administracinis teismas*), A822-959/2011, 28-05-2010, 05-05-2011.

¹¹⁴ *L. L. v. Migration Office of the Ministry of Interior of the Slovak Republic*, Supreme Court of the Slovak Republic (*Najvyšší súd Slovenskej republiky*), 1 Sža 9/2007, 16 October 2007.

¹¹⁵ *S. H. v. Migration Office of the Ministry of Interior of the Slovak Republic*, Supreme Court of the Slovak Republic (*Najvyšší súd Slovenskej republiky*), 1Sža/56/2010, 13 July 2010 (2010年8月17日の是正命令に関係した判決)。

¹¹⁶ *Skender Memishi v The Refugee Appeals Tribunal, Rory McCabe, The Minister for Justice, Equality and Law Reform, The Attorney-General, and Ireland*, [2003] IEHC 65, 25 June 2003.

¹¹⁷ Dutch Council of State 7 March 2012, (201007907/1/V3) JV2012/184; LJN: BV9262.

¹¹⁸ 2000年外国人令第3.109条(3)。UNHCRがオランダで行ったケースファイル(例えば AFG03MNP 及び IRN02MNP)の検討の結果、これらの事案では、予定されている決定内容で、オランダ国家警察でのインタビュー時に行われた陳述と認定機関に対して行われた陳述との不整合について言及されていた場合に、予定されている決定内容に対する応答書面で異議が申立てられ、最終的な第1次決定ではこれらの言及が削除されていることが明らかになった。

¹¹⁹ カナダ移民難民委員会(難民保護部法務課)「難民保護申請における信憑性評価」(2004年1月31日)、27頁。

いることを理由として、女性の申請者が、男性親族によって作成された陳述書に、その正確さを検討することもできないまま署名し又は印を押す場合もあることが留意されている。審査官に対しては、女性の申請者による陳述がどのような状況で行われたのか、その内容を検討する機会が女性の申請者にあったか否かを確認することが提案されている¹²⁰。

3.5 従前の陳述とその後の陳述の整合性に関する国の実務

本調査の対象とされた3つの加盟国では予備面接が実施されている。その主な目的は、申請者の背景に関する情報、それまでに国際保護の申請が行われていれば当該申請に関する情報、渡航経路の詳細及び旅行証明書に関する情報を収集することである。このような面接では、国際保護を申請する理由について、その根拠を詳しく展開することなく簡潔に述べるのが要請される場合もある。オランダ及び英国では認定機関がこのような予備面接を実施し、ベルギーでは外国人局（OE/DV）がこの点に関する権限を有している。

ベルギーでは、外国人局が、申請者の身元及び渡航経路（関連文書を含む）に関する情報を収集するために外国人局が作成した質問票を用いながら、登録面接を実施する。外国人局は認定機関（CGRA/CGVS）が作成した別の質問票も提供するが、これは、申請者は逮捕歴若しくは拘禁歴を有しているか、裁判所によって有罪判決を言い渡されたことがあるか、又は団体若しくは政党で活動してきたか（活動してきた場合、その役割、活動期間及び帰国を恐れることと当該活動との関連）を尋ねるものである。質問票はその後、難民認定申請の理由を簡潔に述べるよう申請者に求めている¹²¹。申請者は、質問票に自ら記入して認定機関に渡すこともでき、また外国人局職員及び通訳者の援助を受けながら記入することもできる¹²²。申請者が後者を選ぶ場合、職員から、出身国又は常居所を有していた国への帰国をためらう最も重要な理由を簡潔に明らかにするよう求められる¹²³。簡潔な回答が求められるのは、ひとつには、この質問に対する回答の記入欄が質問票では10行分しか設けられていないためであり、また外国人局職員は限られた時間内に面接を終了させなければならないためでもある¹²⁴。

簡潔な回答が必要であるとされているにもかかわらず、UNHCR が検討した事案の中には、登録面接時に提供された情報とその後の個人面接時に提供された情報との食い違いが事実の信憑性を損なうものと判断され、登録面接の時は簡潔に述べるよう求められたという申請者の説明も、満足に足るものと認められなかった事案があった。例えば以下の通りである。

「さらに、入国管理局において、申請者が、兄弟が避難を決める前にサイド及びタリバンが1度やってきたと述べたのは明らかであるが、現在では、申請者の兄弟が書類を持って家を出る前に彼らによる2度の訪問があったことになっている模様である。申請者は、入国管理局では十分な説明を行うことができず、（……）最も重要な要素に限らざるを得なかったと説明するが、これは説得的ではない。上記の矛盾点は、申請者の主張の信憑性を損なうものである」¹²⁵

¹²⁰ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第7.2項。

¹²¹ 「質問4：出身国に戻ることを恐れる理由は何ですか。帰国したらどのようなことが起こり得ると思いますか。質問5：なぜそのように思いますか。その恐怖又は危険性は、どのような事実によって明らかにされますか。最も重要な事実の概要をごく簡潔に述べてください」（強調引用者）。

¹²² 同時に注意しておくべきなのは、入国管理局における登録段階では弁護士が申請者を直接援助することは認められておらず、外国人局（ベルギー）の情報小冊子でも、難民・無国籍者弁務官事務所の質問票の記入については申請者に助言を行っていないことである。難民・無国籍者弁務官事務所及び Fedasil〔連邦難民認定申請者受入れ機関〕が作成した情報小冊子では次のように説明されている：「あなたの難民認定申請が登録された直後に、入国管理局のケースワーカーから質問票への記入を求められます。質問票に適切に記入することは大切です。難民・無国籍者弁務官（CGRS）は、あなたが質問票に記入した情報に基づいて審理の準備を進めます」。しかしこの小冊子が申請者に渡されるのは受入れセンターへの到着後であり、その段階では、登録インタビュー時に質問票への記入が終わっている可能性が高い。難民・無国籍者弁務官（CGRA/CGRS）・Fedasil『ベルギーにおける庇護：ベルギーの庇護手続き及び受入れ態勢に関する難民認定申請者向け情報小冊子』（2010年）、6頁参照。

¹²³ 入国管理局庇護部長代理へのインタビュー（2012年6月4日）。

¹²⁴ 入国管理局庇護部長代理へのインタビュー（2012年6月4日）。

¹²⁵ AFG04MSP。

同様に、別の事案では、ある関連事実を申請者が質問票に記入しなかったことが、当該事実の信憑性を疑う理由とされていたが、申請者はその理由の説明を求められていなかった。

「さらに、申請者は拘禁中に虐待を受けたと陳述するが（2012年5月15日の面接、13頁）、申請者自身が2012年5月24日に自ら記入して署名した質問票では、帰国した場合の危険性に関する恐怖についての複数の設問への回答で、この要素を挙げ又はこれに言及することをしていない。これは非常に重要な事実であるので、CGRSとしては申請者がこれを挙げ忘れたとは信じることができず、したがってこの事実の信憑性を疑うのは合理的である」¹²⁶

さらに、この事案では以下の事実が明示的に認知されていなかった。

- 質問票の設問は一般的であり、詳しい情報を引き出すように構成されていなかった¹²⁷。
- 質問票には、簡潔な回答が求められると記されていた¹²⁸。
- 申請者は、質問票に記入した段階では、申請の審査のためにどのような事実が「重要」と考えられるか、わからなかった可能性がある。
- 申請者は、迫害に関する質問を、自分が恐れているジェンダー関連の危害態様（強姦、性的虐待、女性性器切除、名誉殺人又は強制婚等）と関連させて考えなかった可能性がある¹²⁹。
- 審査官は、自記入式質問票の設問が個人面接時に行われる質問とは異なることを認識していたが、記憶がどのように想起されるかは情報を引き出すために用いられる質問の性質に影響されること及び記憶は暗示の影響を受けやすいこと¹³⁰については言及されておらず、直接の面接の場で引き出された情報と自記入式質問票とを比較した場合には想起の内容に変容が見られること¹³¹にも触れられていなかった。
- ジェンダー関連の申請を行う申請者は、多くの理由により、関連する情報を開示することができず、又は明らかにすることをためらう場合がある。このような理由には、トラウマの影響、その他の精神保健上の問題、スティグマ及び羞恥、明らかにすることをためらわせるような条件のもとで業務を行っている当局への不信、拒絶又は排斥されることへの恐怖、又は報復として重大な危害を受けることへの恐怖が含まれる¹³²。

UNHCR が検討した事案の中には、申請者が、拘禁中に受けた性的虐待に関する情報を個人面接の終了時になって初めて明らかにし、その際、通訳者及び弁護士に面接室から退室するよう求めたことについて、審査官が、これは主張されている事実に信憑性があることの表れであると記している事案もあった¹³³。

オランダでは、申請者が一次面接及び詳細面接で行った陳述の間に整合性に欠ける点がある場合、

¹²⁶ INT09GUIF.

¹²⁷ 「質問 5：なぜそのように思いますか。その恐怖又は危険性は、どのような事実によって明らかにされますか」。

¹²⁸ 「質問 5：なぜそのように思いますか。その恐怖又は危険性は、どのような事実によって明らかにされますか。最も重要な事実の概要をごく簡潔に述べてください」（強調引用者）。

¹²⁹ UNHCR ガイドライン第 1 号、第 36 項(vii)。M McPherson, et al., 'Marginal Women, Marginal Rights: Impediments to Gender-Based Persecution Claims by Asylum-seeking Women in Australia', *Journal of Refugee Studies*, vol. 24, no. 2, 2011, p 323–47 at p. 333：「GBP [ジェンダーを理由とする迫害] を明らかにすることを妨げる要因は、そもそも申請書の様式にある場合もある」。

¹³⁰ G Gisli, *The Psychology of Interrogations, Confessions and Testimony*, Chichester: J Wiley and Son, 1992; J W Schooler, D Gerhard and E F Loftus, 'Qualities of the Unreal', *Journal of Experimental Psychology, Learning, Memory and Cognition*, vol. 12, no. 2, 1986, p 171–81. J Herlihy, S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p 171–92 at p. 181.

¹³¹ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 506.

¹³² UNHCR ガイドライン第 1 号、第 35 項。またスウェーデン移民庁 (Migrationsverket) 「ジェンダーを理由とする迫害：女性の保護必要性の調査及び評価に関するガイドライン」（2001年3月28日）、15頁；D Bögner, J Herlihy, C Brewin, 'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, 2007, p 75–81；Irish Council for Civil Liberties, Irish Times, *Women and the Refugee Experience. Towards a Statement of Best Practice*, June 2000, p. 18（「処女性又は婚姻の尊厳を保持することがきわめて重要とされている文化から逃げてきた女性は、すでに家族の名誉を傷つけたと感じている可能性があるために、性的虐待について話すことをとりわけ困難に思う場合がある。このような女性は、虐待の詳細が明らかになれば排斥の対象とされるおそれもある」）も参照。

¹³³ IRQ02MSP.

これが信憑性に欠けることを示す指標として用いられる場合がある¹³⁴。しかし申請者は、一次面接の際には、身元に関する基本的データ及び渡航経路に関する情報の提供しか要請されないはずである。法律により、申請理由に関する質問は詳細難民認定面接まで行わないことになっている¹³⁵。この点に関して肯定的に留意しておくことができるのは、指針では、一次面接及びその後の詳細面接で行われた陳述との間に整合性に欠ける点があっても、これを申請者の不利益に用いることはできないと強調されていることである。審査官は、このような不整合が、申請理由に関わって一次面接の際に行われた陳述に関連するものであるかどうか考慮しなければならない。これは一次面接の目的ではないためである¹³⁶。ただし申請者は、詳細個人面接の際にはすべての関連事実を明らかにするよう期待される。面接の書き起こしに対する訂正若しくは追加の形で、又は予定されている決定内容についての意見の中で関連情報を初めて提出することは、信憑性に欠けることの表れと捉えられる場合がある¹³⁷。

英国の認定機関もスクリーニング面接を実施している。この面接の主な目的は、身元に関する基本的データ、渡航経路に関する情報及び申請理由に関する簡単な説明を得ることである。スクリーニング面接の際に面接官が申請者に対して読み聞かせなければならない説明には、以下のように記されている。

「私がこれから行おうとしている質問は、あなたの身元、背景、英国への渡航経路に関するものです。あなたが提供することを求められる情報は、主に行政上の目的で利用されます。この段階では、あなたの申請に関する実質的な点について詳しくうかがうことはありません。その点については今後の面接の中で適宜質問されます。ただし、あなたが詳しく話すよう求められる情報の中には、申請に関連するものもある場合があります」¹³⁸

このように、申請者が申請の理由を詳しく述べることは期待されていないことが明確にされているにもかかわらず、関係者が明らかにしたところによれば、スクリーニング面接時に触れられなかった事実を個人面接時に開示した場合、整合性に欠けるとして事実の信憑性が否定されると捉えられることが多い¹³⁹。UNHCRの調査中にもこのような例が見受けられた。この事案では、申請者の健康状態が著しく悪いために救急車を呼ぶことが申し出られたほどであったが、申請者はスクリーニング面接を受けることを選んだ旨、スクリーニング面接時の面接官が記録を残していた。申請者の申請に関する決定書では、以下のように述べられていた。

「スクリーニング面接において、申請者は、これらの出来事〔個人面接の際に言及された出来事〕を理由として生命に対する恐怖を抱いたためにアフガニスタンから避難したことにまったく触れなかった。したがって、信憑性があるとは考えられない」¹⁴⁰

ついでながら、スクリーニング面接時の申請者の健康状態について審査官が入手できた情報が考慮されたかどうかは、決定書からは明らかではなかった。

審判所の裁定について行われた別の研究では、ある裁判官が以下のように説明している。

「スクリーニング面接の際の発言とその後の発言の間に明確な食い違いがあるのを発見することと、スクリーニング面接時に申請について十分な説明をしなかったことを理由に申立人の信憑性を否定しようとするのは、まったく別の話である。スクリーニング面接の目的は、個人の難民認定申請の内容を十分に詳しく明らかにするところにはないのであるから、このことはなおさら

¹³⁴ Dutch Council of State, 8 October 2002 (200204720/1) JV 2002/414; Dutch Council of State, 14 February 2003 (200300012/1) JV 2003/158.

¹³⁵ オランダ・2000年外国人令 (Vreemdelingenbesluit 2000) 第 3.112 条第 2 項：「第 1 次インタビューは、省令が定める標準的質問書式にしたがって実施する。標準的質問には、申請理由に関する質問は含まれない」。このような実務が行われていることは、IRN02FBP を例外として、UNHCR によるケースファイル調査でも確認された。

¹³⁶ 業務訓令 2010/14、4.1(c)。

¹³⁷ Dutch Council of State 27 April 2012, (201109421) JV 2012/310.

¹³⁸ 英国国境庁「スクリーニングインタビュー様式 (Screening Interview Form)」。

¹³⁹ 関係者との会合 (2012 年 6 月 21 日)。

¹⁴⁰ AFG06M.

同様に、英国の審判所は以下のように指摘している。

「その〔スクリーニング面接の〕目的は、申請者の申請の一般的性質を明らかにし、内務省職員が最善の処理方法を決定できるようにするところにある。(……)ただし、スクリーニング面接は、難民認定申請を裏づけるために申請者が提示する理由を詳細に明らかにする目的で行われるのではないことを覚えておかなければならない。大臣が補足的質問を行い、又は詳細な回答を期待するのは通常は不適切である。(……)さらに、スクリーニング面接が、長旅の後で難民認定申請者が疲労している時に実施される可能性も十分にある。スクリーニング面接時の主張とその後の主張との間に整合性に欠ける点がある場合、その評価にあたっては以上のことを考慮しなければならない」¹⁴²

UNHCR がケースファイルを検討した際、証言がどのような状況のもとで行われたのかについて審査官が考慮したか否かを判断するのは困難であることが多かった。例えばある事案では、個人面接の際、面接官と申請者との間に重大な意思疎通上の問題があることが明らかになった。そのため、申請者は別の面接官による個人面接をもう 1 度受けることになった。ところが、本件申請に関する決定書では、2 度の個人面接の間に見出された矛盾点の一部の重要な事実の信憑性を損なうものと判断される一方、明らかになった意思疎通上の問題が、最初の個人面接時に提供された証拠の信頼性にどのように影響を及ぼしたかについては何ら言及されていなかった¹⁴³。

3.6 申請者の陳述と、申請者が裏づけとして提出した書証その他の証拠との整合性

裏づけとなる書証その他の証拠との間に整合性があることが、申請者の証言に信憑性があることを示す最も有効な指標のひとつであることは広く認められている。書証その他の証拠によって申請者の陳述が確認され、主張されている関連の事実が認容される場合がある。あるいは、主張されている事実が確認されなくとも、書証その他の証拠がその信憑性を裏づけることにつながる場合もある。

このことはオランダの指針でも強調されている。「庇護を求める説明の信憑性は、主張されている事実が逮捕状、新聞記事（例えば申請者が新聞記事で「指名手配犯」として取り上げられた場合など）又は裁判所の召喚状等によって実証される場合には、確かに高まる」¹⁴⁴

ただし、第 2 章「信憑性評価：目的と原則」でも取り上げたように、申請者のすべての陳述が書証その他の証拠によって確認され又は補強されなければならないという要件はないことを、重要な点として想起しておかなければならない¹⁴⁵。これは、申請者にとっては、自らが置かれた状況のために、申請の裏づけとなる補強証拠を提示するのがしばしば不可能であるという認識を踏まえたものである

¹⁴¹ R Thomas, *Administrative Justice and Asylum Appeals: A Study of Tribunal Adjudication*, Oxford: Hart Publishing, 2011, p.143.

¹⁴² YL (Rely on SEF) China [2004] UKIAT 00145, 8 June 2004, para. 19.

¹⁴³ IRN02MNP.

¹⁴⁴ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010 年）、C4/3/6/3。指針ではさらに、申請者の陳述に信憑性があるかどうか評価するにあたっては、特に、申請者が文書を通じて陳述を実証できているかどうかを検討するべきであると指摘されている（帰化移民局業務訓令 2010/14、第 4.1 項(c)）。ICTR 第一審裁判部も、「ある証拠が他の証拠によって裏づけられる場合、裏づけのない証拠よりも証明力が高まるのは理の当然である（もちろんいずれの証拠も信憑性を欠く場合は例外である）ことを強調してきた。」（P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 80. *Prosecutor v. Alfred Musema (Judgment and Sentence)*, ICTR-96-13-T, 27 January 2000, para. 75 を参照しながらの記述）。

¹⁴⁵ 資格指令第 4 条(5)。英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、第 3.2 節：「申請者は、重要な事実のそれぞれを書証その他の証拠で証明しなくともよい」。オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012 年 3 月 24 日）、第 2.2 項：「証拠は独立の証拠により補強されなければ審判所によって認容されてはならないという法律上の要件は存在しない」。Skender Memishi v The Refugee Appeals Tribunal, Rory McCabe, The Minister for Justice, Equality and Law Reform, The Attorney-General, and Ireland, [2003] IEHC 65, 25 June 2003.

3つの加盟国で実施したケースファイルの検討の結果、申請者が提出した書証その他の証拠と申請者が主張する事実との間に整合性があることは、主張されている事実に信憑性があることの指標と考えられている一方、整合性に欠ける点があれば信憑性がないことの表れと考えられていることが明らかになった¹⁴⁷。

3.7 証拠全体に基づく信憑性評価

さらに、ケースファイルの検討から、申請に関連するすべての入手可能な証拠に照らして信憑性評価が実施されたのかどうか、推測するのが難しいこともあった。UNHCRが実施したケースファイルの検討により、ケースファイルの資料からは、入手可能な関連の証拠の一部のみに基づいて信憑性評価が実施された（又はその可能性がある）と思われる事案が、多数明らかになった。

UNHCRの調査により明らかになったところによれば、一部の審査官は、個々の重要な事実の信憑性評価に入手可能な書証その他の証拠をどのように組み込めばよいのか、十分に理解していない可能性がある。

ある加盟国では、UNHCRが検討した決定書の中に、申請者から提出された具体的書証が考慮されたのかどうか触れていないものがあった¹⁴⁸。

別の加盟国におけるUNHCRの所見によれば、決定書では申請者が提示したすべての書証その他の証拠に言及されているものの、申請者の陳述に信憑性がある¹⁴⁹かない¹⁵⁰かの判断は当該陳述自体を根拠に行えるという理由で、主張されている重要な事実を裏づけるものとして提出された証拠の評価が実施されていないことが多かった。時として、口頭による陳述とあわせて書証その他の証拠を評価し、その上で事実に関係するすべての入手可能な証拠に基づいて信憑性に関する結論を導き出すのではなく、口証だけに基づいて信憑性はない旨の認定が行われている例もあった。このような認定は、その他の入手可能な証拠の評価を行わない理由として提示されていたものである。決定書で、提出された書証は「信憑性がある陳述の裏づけがなかった」ため証拠価値を認められないと述べられていることも多かった¹⁵¹。

例えば以下の事案では、申請者は、夫が共和国防衛隊に雇用されていたことを理由に迫害を受けるおそれがあると主張していた。申請者は、夫が共和国防衛隊で働いていたという、主張されている事実を裏づける書証その他の証拠を提出した。決定書は、夫の雇用に関する申請者の陳述は詳細を欠いており、夫の雇用について何も知らないことを明らかにしているとして、この事実に信憑性は認められないとした。提出された書証その他の証拠について、決定書は以下のように述べている。

¹⁴⁶ UNHCR ハンドブック、第 196 項：「申請者は書類やその他の証拠によって自らの供述を裏付けることができないことも少なくなく、むしろ、その供述のすべてについて証拠を提出できる場合のほうが例外に属するであろう。ほとんどの場合、迫害から逃れる者はごく最少の必需品のみを所持して到着するものであって身分に関する書類すら所持しない例も多い」。同、第 197 項：「こうして、難民認定申請者の特殊な状況による困難に鑑み、証拠による裏づけはあまりに厳格に求められてはならない」。UNHCR「立証責任・立証基準覚書」、第 10 項：「難民認定申請者が特殊な状況に置かれていることを踏まえ、難民認定申請者に対してあらゆる必要な証拠を提出するよう要求すべきではない。特に、難民認定申請者はしばしば身分証明書類を持たないまま避難してきていることが認識されるべきである。したがって、口頭による陳述を実証する書証が提出されない場合でも、当該陳述が既知の事実と合致しており、かつ申請者の全般的信憑性が肯定される時は、申請の認容が妨げられるべきではない」。Matter of X, United States Executive Office for Immigration Review (EOIR), 9 August 2011 [人身取引事案], p. 8：「(……) 被申立人の主張の中心的要素、すなわち被申立人が人身取引によってコンゴ民主共和国からベルギーに連れてこられ、売春を強制され、かつ虐待された事実を補強する証拠は記録には存在しない。しかしながら、被申立人がコンゴ民主共和国及びベルギーにおいて相対的に孤立しており、かつ知人等もいなかったこと、被申立人を迫害したとされる者らが地下犯罪組織の関係者であること及び被申立人が慌てて逃亡したと主張していることを踏まえれば、裁判所は、このような状況のもとで被申立人がこれ以上の補強証拠を提出できたはずであると考えることを合理的と認めることはできない」。

¹⁴⁷ 例えば AFG01MRS; IRQ01MRS; IRQ02MRS; IRQ03FRS; IRQ07FSP; DRC01MRS; DRC03M; DRC05M; GUI02FRS; GUI03FRS; IRN04MAP, IRQ01MBP, IRQ02MBP, IRQ02FBP, IRQ03MBP, IRQ01FNP, AFG09F, IRN08M。

¹⁴⁸ IRQ01MNP (証拠写真)、IRQ05MNP (犯罪捜査報告書、予審判事の宣言)、IRN01MNP (証拠写真及び目撃者の供述書)、IRN02MNP (身分証明書)。

¹⁴⁹ AFG05MSP, AFG06FSP, DRC03M, DRC05M, DRC06M, DRC08F, GUI10F, GUI05M。

¹⁵⁰ AFG05MSP, AFG08M, AFG09M, IRQ05MSP, IRQ06MSP, IRQ07FSP, IRQ08FSP, IRQ10M, DRC05M。

¹⁵¹ IRQ09M, IRQ05MSP。

「身分証明書類、食料配給証、婚姻証明書及び住民登録証によって申請者の身元及び出身を確認することはできるが、これらは現在問題となっている要素ではない。夫に関わる文書（軍記章、軍用物品支給帳、配置転換願、殊勲証明書、死亡証明書）については、これらの文書が価値を認められるのは信憑性のある陳述によって裏づけられる場合のみであり、ここではそれに該当しないことが留意されるべきである」¹⁵²

さらに、出身国若しくは常居所を有していた国についての申請者の口証及び（又は）当該国における最近の滞在についての口証が信憑性に欠けると判断された場合、書証が考慮されないだけでなく、主張されているその他の重要な事実（当該出身国に関する事実及び（又は）出身国若しくは常居所を有していた国での滞在期間について申請者が主張している事実）にも信憑性がないと判断されている。申請者の出身国若しくは常居所を有していた国及び（又は）最近の滞在に関して信憑性が欠けるとする認定は、主張されている重要な事実を裏づける書証が提出されているにもかかわらず、出身国又は常居所を有していた国に関する知識を問う質問への申請者の回答だけに基づいて行われる場合がある¹⁵³。UNHCR に寄せられた情報によれば、出身に関する申請者の主張又は出身国における最近の滞在に関する主張に信憑性がないと判断された場合、申請の審査は停止される¹⁵⁴。以下の決定はその実例である。

「カラバー（Qarabagh）にいたという申請者の主張に信憑性を認めることができない以上、そこで起きたと申請者が主張する問題についても信憑性を認めることはできない。申請者は、陳述を実証する目的でタスカラを提出した。アフガニスタンでの滞在に関する申請者の欺罔的な陳述に鑑み、同文書にはいかなる価値も認めることができない。加えて、CGRS は、アフガニスタンの諸都市又はペシャワールでは偽造身分証明書が広く入手できるという情報を有している（情報は管理ファイルに追加された）。申請者が欺罔的な陳述を行ったため、CGRS としては、申請者のプロフィール、ここ数年の滞在地、申請者が第三国で有している可能性がある在留資格又はこれらの第三国を離れた理由を明確に把握することができない。したがって、申請者は、当局が申請者の保護の必要性について正確な評価を行えない状況を招いてしまった」¹⁵⁵

UNHCR は、アフガニスタン出身であると主張する申請者についての多くの決定を検討したが、ここでは、汚職が蔓延しており、かつ偽造文書が入手可能であることが出身国情報で明らかにされているため、申請者が提出した書証にはまったく証明力が認められないと述べられていた¹⁵⁶。NGO 及び弁護士は、汚職及び文書偽造の規模に関する具体的な出身国情報がある場合、審査官が、これらの国々から来た申請者が提出する文書はすべて偽造されたもの又は汚職を利用して取得されたものであるという印象を形成している可能性があり、その結果、これらの文書に証明力がまったく認められず、信憑性評価において無視されるという懸念を表明した¹⁵⁷。

UNHCR は別の機会に、国際保護申請の審査で書証に証明力が認められない場合でも、主張されている出身国又は常居所を有していた国に申請者を強制送還する手続きのためには当該証拠が利用される場合があることに留意した¹⁵⁸。

¹⁵² IRQ08FSP.

¹⁵³ AFG08M.

¹⁵⁴ Belgian Council of State 219.313, 10 May 2012.

¹⁵⁵ AFG08M. See also AFG10, AFG05MSP, AFG08M, AFG09M, IRQ05MSP, IRQ06MSP, IRQ07FSP, IRQ08FSP, IRQ10M and DRC05M.

¹⁵⁶ AFG07M, AFG08M, AFG09M. これらの事案では、「主題別状況概説：アフガニスタン：偽造文書と汚職（Subject Related Briefing. Afghanistan. Forged documents and corruption）」と題する CEDOCA の報告書がファイルに追加されていた。CEDOCA から UNHCR に提供された情報によれば、同センターはイラク、ギニア及びコンゴ民主共和国についての主題別状況概説も作成しており、やはり、これらの国々では汚職及び文書偽造が広範に存在すると説明していた（CEDOCA 所長へのインタビュー調査、2012年5月24日）。

¹⁵⁷ ブリュッセルの UNHCR 事務所で開催された非政府組織会合（2012年6月5日）；ブリュッセルの UNHCR 事務所で行われた弁護士らへのインタビュー調査（2012年6月8日）。

¹⁵⁸ UNHCR Représentation régionale du HCR pour l'Europe de l'Ouest, *Propositions en matière de protection des réfugiés, des bénéficiaires de la protection subsidiaire et des apatrides en Belgique*, 12 October 2011, p. 4 : “En

逆に、申請者の身元及び出身国における最近の滞在について、申請者の口証のみを参照し、かつ当該事実の裏づけとして提出された相当量の書証はまったく参照しないまま、信憑性が認められた事案も UNHCR は多数見出している¹⁵⁹。例えばある事案では、申請者が、身元、出身及び「最近の滞在」について主張している事実を裏づけるものとして、身分証明書の原本、国籍に関する書証、住所登録カードの写し、配給証の写し、出生証明書の写し及び独身証明書の原本を提出した。内部評価書は申請者の口証に言及するのみで、提出された書証には何の言及もされていなかった¹⁶⁰。検討対象とされた他の事案では、提出された書証が考慮されているものもあった¹⁶¹。

審査官は、一般的性質の出身国情報に基づいて書証を排斥しようとするのであれば、慎重さを保つべきである。汚職が蔓延しており、かつ偽造文書が入手可能であることが、ある特定の国の特徴であるとしても、このことは、当然、申請者から提出された文書が偽造されたもの又は汚職を利用して取得されたものであることを意味しない。この点については、欧州人権裁判所が最近扱った事件で、国内当局が、申請者が自己の申請を裏づけるものとして提出した証拠を十分に調査することなく排斥したことについて、綿密かつ厳格な精査の要件に合致しないと認定した¹⁶²ことに注意するべきである。この事件では、認定機関が、アフガニスタン国籍の保持者であるという申請者らの主張に信憑性が認められないとして、申請を棄却した。このような不利な信憑性認定は、申請者 1 名がアフガニスタン及びパシュトゥー語について十分な知識を有していなかったことを根拠に行われたものであった。しかし、申請者らが提出した書証についての追加調査は実施されず、これらの文書の偽造は容易であると考えられるという理由で証明力をまったく認められなかった。欧州人権裁判所は、国内当局が、書証の真正性を確認することは容易であったにもかかわらずそのような対応をとらず、証明力がないとして書証を排斥したことは、国内当局に期待される綿密かつ厳格な精査の義務を履行しなかったことになると判示した¹⁶³。

ある加盟国では、検討対象とされた事案の多くで、審査官が、書証が関連する重要な事実とは無関係に、書証について検討していた¹⁶⁴。例えばある事案では、申請者が、タリバンから送られてきた「夜の手紙」を 3 通提出した。申請者がタリバンから脅迫を受けていた旨の、主張されている重要な事実の信憑性について検討する際、審査官はこれらの文書をまったく考慮しなかった。文書をまったく重視しないことについては、「これらの文書は、アフガニスタンに送還されれば迫害を受けるという申請者の主張を裏づけるものではない」¹⁶⁵という一般的理由が記されていた。したがって、これらの書証は、問題となっている重要な事実にはまったく関係ないとされたようである。

UNHCR は、主張されている事実を裏づけるものとして申請者が提出した医学的証拠が決定書で言及されていない場合もあることを見出した¹⁶⁶。ある事案では、申請者が、出身国の当局に拘禁されて拷問を受けたという主張に合致する医学的証拠を提供した。さらに、庇護事案を専門とする実践看護師によってスクリーニング検診が行われた後、申請者の精神的健康についての懸念を提起する報告書も提出された。しかし、この医学的証拠又は看護師からの情報に対して、決定書では何の言及もなされていなかった¹⁶⁷。

UNHCR はさらに、医学的証拠が無視される際、報告書が申請者の要請に応じて作成されたこと¹⁶⁸、又は当該証拠が——たとえ主張されている事実と合致しており、かつその信憑性を裏づけているとしても——医学的状态及び主張されている事実の因果関係を確認するものではないと考えられること¹⁶⁹が理由とされる場合もあることに留意した。ある事案では、申請者が、ギニアで逮捕されて暴行を受

autre, certaines interprétations et l'évaluation de la crédibilité faites par les instances responsables du traitement des demandes d'asile méritent également une attention spécifique. En particulier, l'apparent manque de cohérence entre les instances d'asile et l'OE concernant la nationalité de l'intéressé est interpellant. Il n'est pas rare en effet, qu'une personne dont les instances d'asile rejettent la demande jugeant la nationalité non créditable sans véritable examen de la crainte de persécution ou du risque réel d'atteintes graves, soit renvoyée vers le pays dont elle affirme avoir la nationalité ou que l'on attende d'elle qu'elle y retourne.”

¹⁵⁹ 例えば AFG03FRS：申請者は、自分自身及び子どもたちのタスカラの原本であると主張する文書を提出していた。しかし内部覚書では、身分及び出身を確認するものとして提出されたこれらの文書に何らかの証明力が認められたのかどうか、触れられていない。ただし申請者の出身については、主張されている出身国についての知識を確かめる広範な質問に対して申請者が行った回答に基づき、信憑性が認められた。

¹⁶⁰ IRQ01MRS.

¹⁶¹ DRC01MRS, IRQ03FRS, IRQ02MRS.

¹⁶² *Singh and Others v. Belgium*, no. 33210/11, ECtHR (Chamber judgment, final), 2 October 2012.

¹⁶³ *Singh and Others v. Belgium*, no. 33210/11, ECtHR (Chamber judgment, final), 2 October 2012, para. 104.

¹⁶⁴ AFG05M, IRQ02M, IRQ95M, SOM05M, IRQ01M, IRN08M, IRQ08F, SOM02M, IRQ04F, SOM01F, IRN09M.

¹⁶⁵ AFG05M.

¹⁶⁶ IRQ02MRS, AFG03M, IRQ10M.

¹⁶⁷ IRN08M.

¹⁶⁸ DRC08F.

¹⁶⁹ DRC03M, GUI10F.

けた時に負った傷のために加盟国で目の手術を受けたことを示す医学的証拠を提出した。決定書では、当該証拠は申請に関連するいかなる事実も立証するものではないとあっさり指摘されるのみであった¹⁷⁰。

UNHCR が検討した事案の中には、提出された医学的証拠が決定で参照されている事案も確かにあった。

「精神科医による報告書で以下のように述べられていることが留意される。『〔申請者は〕心的外傷後ストレス障害も有している。(……)〔申請者が抱える〕根本的な精神保健上の問題は幼児期のトラウマ性の体験を原因とするものであり、これには、拘禁されたこと、拷問を受けたこと、家族と別離したこと、ホームレスの状態に陥ったこと及び幼い子どもとして、その後は若年成人として生き抜くために苦勞しなければならなかったことが含まれる。(……)』」

精神科医によるこの認定は申請者の説明と合致していると考えられる。(……)したがって、これまでに検討した諸問題に照らし、かつ申請を全体として注意深く検討した結果、(……)申請者が1991年のイラク侵攻後に拘禁され、虐待され、その後クウェート人によって解放されたという主張はおそらく真実であろうと考えられる」¹⁷¹

証拠は、たとえ主張されている重要な事実を確認するものではなくとも、申請者の陳述と合致し、かつこれを裏づけることによって関連性を有する場合もあることを、UNHCR は想起する。ここで、英国控訴裁判所が言い渡した最近の判決についても触れておく価値があろう。同判決では、専門家による医学的証拠は、それが本質的に申請者の説明に依拠するものであるにもかかわらず、依然として「独立」の証拠であって証明力を有すると判示されているためである¹⁷²。

問題となっている3つの加盟国すべてにおいてUNHCRが行ったケースファイルの検討の結果、内的整合性は信憑性があることの指標として、また整合性の欠如は信憑性がないことの指標として、活用されていることが明らかになった。ただし、UNHCRが行った面接の観察では、逆に、審査官が整合性を詳細な証言と同視している場合もあることがわかっている。検討の結果、事前(スクリーニング)面接時に提供された情報とその後の実体的(詳細)個人面接時に提供された情報との間に整合性に欠ける点がある時は信憑性がないことの表れとして、整合性が保たれている時は信憑性があることの表れとして捉えられる場合があることも明らかになった。

UNHCRによる調査の知見が示唆するのは、申請者の証言の整合性に関する審査官の一般的期待が、人間の記憶並びに事実及び出来事の想起に関して存在する、豊富な科学的証拠を十分に踏まえたものになっていないということである。検討対象とされたケースファイルの資料からは、全体として、想起の内容に整合性に欠ける点があるのは正常であることを審査官が承知しているようには思われなかった。

さらに、ケースファイルの資料からは、申請者の陳述の整合性を評価する際、審査官が申請者の個別の事情及び背景事情並びに(又は)手続上の事情を考慮したかどうか、必ずしも明らかにならなかった。これらの事情から生じる可能性のある影響が明示的に認知されていないことは多い。このことは、もちろん、このような要因が考慮されなかったことを必ずしも意味するのではないが、このような言及がないこと及び審査官が出した結論の性質から考えれば、このような要因が考慮されていないという印象を与えることがしばしばある。事案によっては、申請者の個別の事情及び背景事情がはっきりと認知されながらも、記憶の機能に関する根拠のない想定を理由に、酌量すべき事情としては扱われていないこともあった。個別的又は手続上の事情が認知され、かつ酌量すべき事情として考慮されていた事案は少数に過ぎなかった。

審査官は信憑性評価に対して「あら探し」的アプローチで臨むべきではないという注意が欧州庇護カリキュラムで行われているにもかかわらず、UNHCRが実施したケースファイルの検討の結果、出来事の日付、期間及び頻度、回数並びに逐語的発言内容といった問題に関わる些細な整合性の欠如が、主張されている事実の信憑性を損なうものと考えられていることが明らかになった。

¹⁷⁰ GUI05M.

¹⁷¹ IRQ05M.

¹⁷² *R (on the application of AM) v Secretary of State for the Home Department* [2012] EWCA Civ 521, 26 April 2012.

4. 申請者の陳述と家族構成員 ／証人によって提供された 情報との整合性

認定機関は、信憑性評価の一環で、家族構成員及び（又は）証人から提供される情報及び証拠を取得し、国際保護を申請する者が行った陳述と比較する場合がある。申請者が主張する事実と、被扶養者、他の家族構成員又は証人が行う陳述との間に整合性があれば、これが信憑性を示す指標と考えられることがある¹⁷³。

この指標の根底にあるのは、申請者の個人的事情及び背景事情は家族構成員を通じて確かめることができ、また実際に経験したことはそこにいたすべての者が同じように想起し、かつ語ることができるという想定である。

欧州庇護カリキュラムモジュールは次のように指摘する。「審査官は、複数の申請書の中に、例えば証人の陳述と面接調書との間に、また申請者と家族構成員又は裏づけ証言を行う証人との間に、食い違いを見出すことがある」¹⁷⁴

4.1 記憶と家族構成員／証人から提供された情報との整合性

第3章「信憑性評価：集学的アプローチ」で述べたように、記憶に注意を払い、これを維持し、かつ引き出す人間の能力には大きなばらつきがある。したがって審査官は、このようなばらつきの証拠を、申請者が提供する情報と家族構成員又はその他の証人が提供する情報との間にある違いに見出すことになることを予期しておくべきである。人間には、ある出来事のうち自分の注意を捉えた側面しか想起しない傾向があり、どのような情報に注意を引かれるかは主観によって決まる¹⁷⁵。そのため、ある出来事を複数の者が経験した場合でも、それぞれがその出来事をどのように想起するかは、いくつかの点で異なってくる可能性が高い。さらに、長期的な自伝的記憶とは、既知の事実によって影響され、かつそのような事実にしたがって再構成されたひとつの解釈であるため、同じ出来事に関する人々の記憶も時間の経過とともに変化する場合がある。記憶は、情報を引き出すために用いられる質問又は手がかりの性質にも、また面接官の性格、その場の雰囲気及び意図の捉え方にも影響される¹⁷⁶。それを踏まえれば、家族構成員及び証人の面接は別の面接官によって実施された可能性があり、かつ行われた質問も異なっていた可能性があることも、念頭に置いておくべき関連要因のひとつである。

そのため、審査官は、複数の人物から提供された証拠を比較する場合、整合性に欠ける点が見つかることを予期しておくよう求められる。整合性に欠ける点があるのは必ずしも陳述に信憑性がないことの表れではなく、その人物が実際に体験したことを思い出そうと試みていることの反映に過ぎないかもしれないことを、審査官が理解しておくのは不可欠である。したがって、評価に際しては、些細な又は周辺的な事実に関わる整合性の欠如に焦点を当てるべきではない。むしろ、審査官が自らに問うべきなのは、申請者及びその家族構成員から提供された情報が、その他の信憑性指標に照らした検討にどの程度耐え得るかということである。

¹⁷³ 被扶養者である申請者に対して個人インタビューの機会が与えられる状況及びそのようなインタビューの目的について踏み込んで調べることは、本調査の範囲を超える。

¹⁷⁴ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第3.2.1節。

¹⁷⁵ H Evans Cameron, 'Refugee Status Determinations and the Limits of Memory', *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, 2010, p 469–511 at p. 484; M. Conway, E. Holmes, *Memory and the Law: Recommendations from the Scientific Study of Human Memory*, Leicester: The British Psychological Society Press, 2008.

¹⁷⁶ E.g. J Baxter, J Boon, C Marley, 'Interrogative pressure and responses to minimally leading questions', *Personality and Individual Difference*, vol. 40, no. 1, 2006, p 87–98; J Herlihy, S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p 171–92.

4.2 他の申請者の陳述との整合性

「整合性」指標は、審査官に対し、出身国の状況に関する申請者の陳述の整合性を、他の申請者の面接から得られた証拠に照らして評価するよう要求するものではない。実際、焦点を当てた3つの加盟国でUNHCRが実施したケースファイルの検討でも、審査官が申請者の陳述と他の申請者の陳述との整合性を評価している様子は見られなかった。

ただし、UNHCRが行った面接調査である審査官が述べたところによれば、申請者が主張した事実はアフガニスタン出身の他の申請者の陳述と整合性があり、このことが、説明の詳細とあいまって、重要な事実に関して信憑性を認定する要因になったこともあるという¹⁷⁷。

オランダの指針では次のように説明されている。「この概要説明は、帰化移民局が、比較をとまなう、したがって客観性を保ちうる評価を実施できるようにするためのものである。そのため、本政策におけるこの1節は、ある外国人の陳述を他の外国人の陳述と比較し、そこから直接結論を引き出さなければならないということを示そうとするものではない」¹⁷⁸

この説明は重要である。これに関係して、ジェンダー関連の迫害に関するUNHCRの助言から関連する部分を引いておくのも有用であろう。UNHCRは、例えば事例が過少に報告されており又は訴追が行われない結果、他の難民認定申請において用いられる通常の種類の証拠がそれほど容易に入手できない可能性もあることから、これに代わる形態の情報が有益となりうるかもしれないと指摘している。このような情報としては、非政府組織又は国際機関が作成した報告書又は同様の境遇にある他の女性の証言録及び独立の立場から行われたその他の調査などが挙げられるかもしれない¹⁷⁹。

何名かの審査官を対象として行った面接調査により、申請者の陳述が他の申請者の証言と共通の特徴を有している場合、これは説明が捏造されかつ事前に準備されていたことの表れであり、信憑性を欠くものと考えられる傾向があることが明らかになった。例えば、面接対象者Aは「直感的に虚偽だと考え、『ああ、ただだよ』と内心思うんです」と述べた¹⁸⁰。面接対象者Eは、「アフガニスタン人は、全員がタリバンを恐れており、全員が兄弟の誰かをタリバンに徴発されています。こうなると面接前の出発点が変わってしまい、申請者がタリバンを恐れているのはわかっている、これもいつもの平凡な申請だろうと思ってしまうのです。これは虚偽だ、と」と語っている¹⁸¹。面接対象者Dは、「これは虚偽だ、と。他の人間がその話を使って資格を認めてもらったことを知っている人間は多いものです」と述べた¹⁸²。面接対象者Cは、「まあ、質問する前に答えがわかっていたら、なかなか信じにくいものです」と語っている¹⁸³。

4.3 個別的事情及び背景事情と、家族構成員／証人から提供された情報との整合性

複数の人物から提供された情報の整合性を評価する際に考慮されるべき個別的事情及び背景事情との関係では、すべての関係者に関わるすべての関連要因が考慮されるべきである。人物間で説明に違いがあるのは、例えば、それぞれの年齢、ジェンダー、社会における立場及び役割、学歴、社会的地位の違いによるものである可能性もある。

ジェンダー上の理由及び文化的理由により、多くの庇護事件では、成人の被扶養者は女性である可能性が高い。保護に関わるその地位は、成人である男性親族が行った申請の結果次第で決まる場合がある。したがって、この文脈で、女性は他の男性親族の職業上、政治上、軍事上の活動又はその他の社会的活動について知らない場合もあることをあらためて指摘しておくのが重要であろう¹⁸⁴。したがって、男性親族が主張する事実の信憑性の確認を主な目的として女性の被扶養

¹⁷⁷ INT02AFGM.

¹⁷⁸ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第4.1項(d)。

¹⁷⁹ UNHCR ガイドライン第1号、第37項。

¹⁸⁰ インタビュー1。

¹⁸¹ インタビュー5。

¹⁸² インタビュー4。

¹⁸³ インタビュー3。

¹⁸⁴ UNHCR「難民の女性の保護に関するガイドライン」（1991年7月）、第61項：「第2の問題は、男性親族が行った難民申請に関して女性がインタビューを受ける際に生ずる。夫による話を補強することを主な目的として妻がインタビューを受ける場合があるが、妻が夫の経験の詳細（例えば夫が所属していた軍の部隊番号）を知らない場合、証言全体が信憑性に欠けるとして否定されることがある。しかし、多くの文化では、夫は軍事上又は政治上の活動に

者を面接する際には、この要素を念頭に置いておくべきである。女性申請者の陳述及びその他の証拠を、親族である男性申請者の陳述及び証拠と比較する際にも、このことが同様に当てはまる。

この点について、英国の政策指針では、「多くの社会で、女性は家族である男性の活動について具体的情報を持っていないことを理解」する必要性が指摘されている。「女性の知識にギャップがあることは、信憑性が欠けていることを示す他の証拠がない限り、信憑性に欠けていることの表れとして解釈されるべきではない」¹⁸⁵

加えて、申請者による国際保護申請の理由がジェンダー、過去の性暴力、家庭内暴力又は性的指向及び／若しくはジェンダー・アイデンティティに関連している時は、申請者が、恥辱感及びスティグマのために、家族構成員に対してさえ性暴力、家庭内暴力又は性的指向及び／若しくはジェンダー・アイデンティティについて明らかにしていない場合もあることを念頭に置いておくべきである¹⁸⁶。さらに、申請者がすでに家族及び（又は）コミュニティによって疎外・排斥されている場合もあり、家族又はコミュニティの構成員が申請を支持したとしない可能性もある¹⁸⁷。

異なる人々の陳述及び証拠を比較する際には、これらの個別的事情及び背景事情並びに関連するその他の事情を考慮するべきである。

4.4 家族構成員／証人から提供された情報との整合性に関する国の実務

オランダ及び英国の指針ではいずれも、家族構成員及び（又は）証人から提供された情報との整合性が信憑性指標のひとつとして挙げられている。

オランダの指針では、申請者の陳述は、外的整合性の欠如（家族等の陳述との矛盾）がある場合は、整合性がなく、したがって信憑性に欠けると判断できることもあると説明されている¹⁸⁸。英国の指針では次のように定められている。

「内的整合性について検討するためには、申請者の主張が（……）証人及び（又は）被扶養者による主張と整合しているか否かを評価しなければならない」¹⁸⁹

同指針では、審査官は、内的整合性の評価の一環として、酌量すべき事情がある場合にはそれを承知しておくべきであると指摘している¹⁹⁰。

UNHCRが検討したケースファイルのサンプルには、家族構成員が関わる事案は少数しかない。にもかかわらず、それらのケースファイルを検討した結果、実務上、家族構成員の陳述間の整合性が信

関する細かい情報を妻とあまり共有しないものである」。スウェーデン移民庁（Migrationsverket）「ジェンダーを理由とする迫害：女性の保護の必要性に関する調査及び評価に関するガイドライン」（2001年3月28日）、14頁。

¹⁸⁵ 英国国境庁「庇護指令－難民認定申請におけるジェンダー問題」（2010年9月）。米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）：「男性の家族構成員との関係を理由として迫害を受けるおそれと直面している可能性のある女性は、家族を危険な状況に置く男性家族構成員の活動について詳しく話すことができない場合がある。多くの社会で、男性の家族構成員が、たとえ妻が相手であっても、女性の家族構成員と『公的な』活動（政治的活動、又は労働組合もしくは宗教団体における活動等）について話をしないのはよくあることである」。

¹⁸⁶ UNHCR ガイドライン第9号、第63項(i)-(viii)。

¹⁸⁷ Asylum Aid, 'Claiming Asylum on the Basis of Your Sexuality: The Views of Lesbians in the UK', *Women's Asylum News: Issue no. 115*, January/February 2013, p. 4; Immigration Equality, *Guidance for Adjudication of Lesbian, Gay, Bisexual, Transgendered and HIV Asylum Claims Materials*, 2004, p. 10.

¹⁸⁸ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第4.1項(c)。

¹⁸⁹ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、15頁、第4.3.1項。

¹⁹⁰ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、15頁、第4.3.1項：「審査官は、内的整合性の評価の一環として、申請者が一貫性及び整合性を欠いており、かつ重要な事実について詳しく話すことができない又は詳しく話すのが遅れたことについて酌量すべき事情がある場合には、それを承知しておくべきである。これらの事情は、申請の信憑性を検討する際に考慮されるべきであり、かつ、その後の決定の理由説明に記載されなければならない。これらの諸要因には、年齢、ジェンダー、精神保健上の問題、精神的又は情緒的トラウマ、当局に対する恐怖心及び（又は）不信感、恥辱感、苦痛をとまなう記憶（特に性的性質の記憶）並びに文化的影響等が含まれる場合がある（これはすべてを列挙したものではない）」。

憑性指標のひとつとして用いられていることが明らかになった¹⁹¹。

とはいえ、ある加盟国では、申請者の陳述が家族構成員又は友人の陳述と整合している場合でも、後者は公平性に欠け、かつ偏っているという理由で何の証明力も認められていなかったことが留意される¹⁹²。しかし、整合性に欠ける点があれば、家族構成員又は友人の陳述が考慮されていた¹⁹³。

一部の事案では、家族構成員に対する面接が以前に行われていた場合に、申請者に対し、両者の陳述間に整合性に欠ける点又は食い違いがある時はこれに対応する機会が与えられていた¹⁹⁴。しかし、申請者にそのような機会が与えられていない事案もあった。にもかかわらず、陳述間に整合性に欠ける点のあったことが決定書では挙げられていた¹⁹⁵。

被扶養者の個人面接は、矛盾点及び整合性に欠ける点を明らかにする目的で実施されるべきではない。UNHCRは特に、子どもの陳述に依拠しながら親の陳述の信憑性を否定することに対して警鐘を鳴らす。家族構成員又は被扶養者の面接の際、整合性に欠ける点であって、主たる申請者の申請について判断するにあたって重要な問題が生じた場合には、主たる申請者に釈明の機会が与えられるべきである。

UNHCRが実施したケースファイルの検討の結果、出身国又は常居所を有していた国の状況について他の申請者及び（又は）証人が提供した情報との整合性は、審査官が利用している指標ではないことがわかった。ただし、何名かの審査官を対象として行った面接調査により、申請者の陳述が他の申請者の証言と共通の特徴を有している場合、これは説明が捏造されかつ事前に準備されていたことの表れであり、信憑性を欠くものと考えられる傾向があることも明らかになっている。UNHCRは、同様の地理的状況にあった他の難民による報告書及び（又は）証言も、特に出身国情報が存在しない場合には、有益な情報源となりうることを想起する。

¹⁹¹ 例えば AFG03FRS, AFG05MSP, IRQ07FSP, DRC03M, IRN05MAP, IRN01BP, IRN03MBP, IRQ03FBP, IRQ03MBP, SOM01FBP, AFG04M, IRN09M, IRQ01M, AFG09F, AFG10F, AFG03M, IRN07F。2つの事案では、審査官が、共通の特徴を有する説明を行っていた家族構成員のインタビュー調書を検討していた。どちらの事案でも、これは整合性があることの表れであると判断されていた。同様に、UNHCRが検討した3つの事案でも、家族構成員の陳述との間に整合性があることが信憑性の表れと判断されていた（IRQ03FBP, SOM01FBP, IRQ02FBP）。

¹⁹² DRC03M, GUI10F.

¹⁹³ AFG04MSP, AFG10F and IRQ07FSP.

¹⁹⁴ IRQ08FSP, IRQ07FSP, AFG10F, IRQ05MSP.

¹⁹⁵ AFG05MSP, DRC03M.

5 申請者の陳述と入手可能な 具体的・一般的情報との整合性

この指標に関して要求されるのは、申請者が主張する重要な事実の信憑性の評価は、出身国又は常居所を有していた国の状況に関して一般的に知られている事実、正確かつ客観的な現時点での出身国情報のほか、医学、人類学及び言語等の分野における具体的情報その他の鑑定証言並びに文書検証分析報告書にも照らして実施されなければならないということである。

5.1 法律上及び政策上の枠組み

この指標は、資格指令第4条5c項の規定（「申請者の陳述が、[……] 当該申請者の主張に関連して入手可能な具体的及び一般的情報と矛盾しないこと」）に基づいて EU 庇護法体系に統合されている。

UNHCR の指針でも次のように指摘されている。「申請者の供述は抽象的に捉えられることはできず、関連のある背景事情の文脈の下で考察されねばならない。申請者の出身国の状況を知ることが、第一義的な目的ではないが、申請者の信憑性を評価するに当たって主要な要素となる」¹⁹⁶

英国及びオランダの政策指針でも外的整合性（external consistency）に言及されている。英国の認定機関向けの指針には次のように記されている。「重要な事実は、一般的に知られている事実及び出身国情報と整合しているべきである。審査官は、過去及び現在の出来事に関する主張が客観的な国別情報と整合しているかどうか評価するため、申請者の出身国に関する調査を実施するよう求められる」¹⁹⁷

指針では、「一般的に知られている事実」の意味についてこれ以上の説明は行われていない¹⁹⁸。

オランダの指針では、申請者の陳述の信憑性の有無を評価する際、これらの陳述が客観的出所から得られた情報に合致しているかどうか検討するべきであると指摘されている¹⁹⁹。同指針によれば、申請者の陳述を、出身国の状況に関して公的報告書その他の出所から得られたすべての既知の事実及び同様の状況にある他の申請者の面接を受けて過去に調査されかつ検討された事実と比較することは、信憑性評価の重要な要素のひとつである²⁰⁰。

UNHCR が実施したケースファイルの検討の結果、例えば過去の査証申請から収集された情報も既知の事実と考えられる場合があることが明らかになった²⁰¹。この点について、ベルギーの認定機関からは、UNHCR に対し、「一般的に知られている事実」への言及は実務では稀にしか行われな

¹⁹⁶ UNHCR ハンドブック、第 42 項。

¹⁹⁷ 英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）、16頁；英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、15頁、第 4.3.2 項。

¹⁹⁸ 唯一、灰色の利益の適用を検討する際に考慮すべき事柄についての指針との関連で、次のような言及が見られる：「審査官が申請者に灰色の利益を認めるかどうか検討する際には、申請者の説明の全般的信憑性によってかなりの部分が左右されることになる。これには、酌量すべき事情を考慮することを前提とした上で、申請者の説明の全般的整合性及び一貫性、並びに、一般的に知られている事実（出身国の状況について知られている事実等）との整合性が含まれる」（強調引用者。英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、14頁、第 4.3.4 項）。

¹⁹⁹ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第 4.1 項(c)。

²⁰⁰ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年）、C14/2.3：「信憑性評価において役割を果たすのは以下のような要素である。（……）陳述を、出身国の状況に関して客観的な出所から得られたすべての既知の事実及び比較可能な状況にある他の外国人のインタビューにおいて評価及び決定の対象とされた事実と比較した結果」。

²⁰¹ IRN03MNP, IRQ01FNP. 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、第 3.2 節では、証拠の出所のひとつに査証が挙げられている。

いとの情報提供があった²⁰²。

ECA では、「外的信憑性 (external credibility)」の指標について、出身国情報、既知の事実及び申請者又は認定機関のいずれかから提供された他の証拠との整合性を意味するものと定義されている²⁰³。

5.2 「外的整合性」の利用に関する指針

欧州庇護カリキュラムでは以下のように述べられている。

「重要な事実に関して申請者が提出した証拠を裏づける客観的な出身国情報が存在し、かつ申請者の説明に矛盾する証拠が存在しない場合には、当該説明には外的信憑性があり、申請者の全般的信憑性を疑う重大な理由はなく、主張されている事実を認容することができる。(……) 主張されている重要な事実と明らかに矛盾する客観的な出身国情報は、外的信憑性の否定につながる指標である」²⁰⁴

オランダの指針はさらに、ある事実に関する申請者の陳述が権威のある情報源（例えば外務省の公式報告書の内容）との整合性を欠く場合、当該事実に関する申請者の陳述は信憑性に欠ける旨の結論を出す有力な理由になると述べている²⁰⁵。

英国の認定機関向けの指針は以下のように指摘している。

「過去又は現在の出来事についての申請者の説明を裏づける客観的な国別情報が存在し、かつ申請者の説明に内的整合性が認められる場合、審査官はその重要な事実を認容することができる。ただし、重要な事実と明らかに矛盾する客観的な国別情報が存在する場合、信憑性認定がされない可能性が高い」²⁰⁶

5.3 申請者の個別的事情及び背景事情と「外的整合性」

審査官は、申請者が提供した情報の信憑性を評価するために「外的整合性」指標を適用する際、申請者の個別的事情及び背景事情を念頭に置いておかなければならない。申請は、個別にかつ客観的に審査されなければならないのである²⁰⁷。

したがって、信憑性評価のために依拠するいかなる情報も客観的であるべきである²⁰⁸。さらに、情報は信頼性及び適時性を備えたものでなければならない。

²⁰² 難民・無国籍者弁務官事務所法務部オランダ語課長へのインタビュー調査（2012年5月24日）；難民・無国籍者弁務官事務所中東・アジア担当地域調整官へのインタビュー調査（2012年6月6日）。UNHCR が検討対象とした決定には「一般的に知られている事実」への言及は見当たらなかった。

²⁰³ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第3.2節。

²⁰⁴ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第3.2節。

²⁰⁵ 帰化移民局業務訓令2010/14、第4.1項(c)。

²⁰⁶ 英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）、16頁；英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、15頁、第4.3.2項。

²⁰⁷ 評価手続指令第8条(2)(a)：「加盟国は、(a)申請の審査及び決定が個別に、客観的にかつ公正に行われること……を確保する」。

²⁰⁸ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第3.2.8節。オランダの指針によれば、申請者の陳述に信憑性があるかどうか評価する際には、申請者の提供する情報が客観的出所から得られた情報と合致するかどうか判断するべきであるとされる（「外国人法実施ガイドライン」（2010年）、C14/2.3；帰化移民局業務訓令2010/14、第4.1項(c)）。指針はさらに、権威ある情報源との矛盾がある時は、申請者の陳述には整合性がなく、したがって信憑性に欠けると結論づけられる場合があると述べている（帰化移民局業務訓令2010/14、第4.1項(c)）。英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）、16頁；英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、15頁、第4.3.2項。

申請者の陳述及び提出されたその他の証拠を入手可能な具体的及び一般的出身国情報と比較する場合、多くの出身国情報は一般的なものであり、具体的出来事については報告していない可能性があることを念頭に置いておくべきである。一般的情報を記載した文書は、具体的な個別の出来事又は問題に関わる事実を裏づけ、否定し、又はその他の形で当該事実と関連づけるのには十分ではない可能性がある²⁰⁹。

主張されている重要な事実に関する、正確かつ客観的な現時点での出身国情報が存在しないことは、必ずしも信憑性に欠けることの表れではない²¹⁰。英国の指針で以下のように指摘されている通りである。

「客観的な国別情報が存在しないために、申請者が説明する過去又は現在の出来事が主張通りに生じたのかどうか、審査官が判断できないこともありうる。重要な事実を裏づける客観的な国別情報が存在しないことは、必ずしも、その出来事が起こらなかったことを意味しない。かなりの部分は、その出来事の規模、その国の状況及びその出来事について伝えるメディアその他の団体の能力次第ということになろう。その過去又は現在の出来事が申請にとって重要であれば、関係を有し得るすべての要因が正当に衡量されなければならないというセドリー卿の判決意見にしたがい、申請者の主張の当該側面について灰色の利益を認めるかどうか、決定しなければならない」

211

欧州庇護カリキュラムでは、これに加えて、「国内事情は急速に変化し得るのであり、直近の出身国情報 (COI) 報告書 (そのほとんどは頻繁に更新されている) にも現在の状況は反映されていない場合がある」と指摘されている²¹²。

特に、高い水準の無差別的暴力が発生している地域については、現場における独立のメディア及び市民社会の存在が限られているため、信頼に足る情報はごくわずかしか入手できない場合がある。このことは、当該地域で活動している人々及び組織 (病院、遺体安置所、警察等) の置かれた状況についても当てはまる²¹³。

また、一般的出身国情報には、例えばジェンダー、ジェンダー・アイデンティティ、性的指向又は年齢に関する視点が欠けている場合があることにも注意すべきである²¹⁴。女性、子ども及び LGBTI の状況及び処遇についての、関連性及び具体性を有する出身国情報は存在しないことが多い。これは、例えば、情報の対照調査に偏りがあることや、国際機関その他のグループが LGBTI 等の一部集団に対する人権侵害を監視・記録しにくい状況に置かれていることによるものかもしれない。あるいは、ジェンダーを理由とする暴力、性的指向及び (又は) ジェンダー・アイデンティティのような問題にスティグマがつきまとうため、事件が過少報告されている可能性もある。関連の出身国情報が存在しないことを理由に、主張されている重要な事実には信憑性がないという結論を自動的に導き出すべきではない²¹⁵。

²⁰⁹ カナダ移民難民委員会 (難民保護部法務課) 「難民保護申請における信憑性評価」 (2004年1月31日)、56頁、第2.4.4項。

²¹⁰ CCE/RVV 44.471, 31.05.2010; CCE/RVV 44.467, 31.05.2010; CCE/RVV 45.928, 02.07.2010。

²¹¹ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」 (2012年2月)、15頁。

²¹² 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第3.2節。

²¹³ UNHCR 「ようやく安全地帯へ? 無差別的暴力から避難してきた難民認定申請者に関する一部のEU加盟国の法律及び実務 (Safe at Last? Law and Practice in Selected EU Member States with Respect to Asylum-Seekers Fleeing Indiscriminate Violence)」 (2011年7月)。UNHCR 「紛争から避難する女性・女子: ジェンダーと1951年難民条約の解釈及び適用」 (2012年9月)、41-2頁: 「紛争中の女性・女子の状況について正確な最新情報を得ることは著しく困難な場合があり、収集できたとしても、そこには過少報告が反映されており、したがって過小評価につながっている可能性が高い」。

²¹⁴ UNHCR ガイドライン第1号、第37項: 「ジェンダーに関連する申請に関しては、他の難民申請において用いられるような通常の種類の証拠が容易には入手できない可能性があるということを認識しておくことが重要である」。UNHCR ガイドライン第8号: 「出身国情報が、女性の経験に比べて男性の経験を反映している可能性のほうが高いという点でジェンダーの偏りがあるのと同じように、子どもの経験も無視されている場合がある」。UNHCR ガイドライン第9号、第66項。

²¹⁵ UNHCR ガイドライン第9号、第66項: 「LGBTI の状況および処遇に関する、関連性および具体性のある出身国情報は存在しないことが多い。これにより、申請者の主張には理由がない、または当該国において LGBTI の迫害は行われていないという結論を自動的に導き出すべきではない」。S Jansen, T Spikerboer, *Fleeing Homophobia, Asylum Claims Related to Sexual Orientation and Gender Identity in Europe*, COC Netherlands, Vrije Universiteit Amsterdam, September 2011, p 7 and 10.

英国国境庁の独立主任検査官は、2006年、同庁における出身国情報の活用に関するテーマ別調査を実施した²¹⁶。同検査官は以下のように記している。

「特定の社会的集団又は特定の種類の申請に関する情報が、COIS 報告書に記載されておらず、かつ過去の個別申請を踏まえて把握されてもいない場合、ケース主幹が、申請者の主張を実証する根拠はないと自動的に推定してしまうおそれがある。このことは、女性性器切除を理由とする迫害又はセクシュアリティ若しくはジェンダーを理由とする迫害を主張する者のような、最も脆弱な立場に置かれた一部の申請者にとってとりわけ重要である。(……)適切な知識がないままに行われる決定は、誤った決定となるおそれがある」²¹⁷

これとの関連で触れておくべき肯定的な点は、英国ではすべての出身国情報報告書に女性及び子どもに関する節が設けられていることである。LGBTI に関する節も設けられており、出身国情報業務として作成される文書で LGBTI についてどのように取り上げるべきかについての具体的指針も存在する。さらに、2011年10月に行われた検証を受けて、国別情報独立諮問グループ (Independent Advisory Group on Country Information, IACCI) が、英国国境庁の出身国情報報告書で使用するジェンダー・チェックリストを作成中である。これがやがて適用されると、報告書に相当の構成上の変化がもたらされる可能性がある。同様に、オランダ外務省の報告書は、少数民族及び女性のような特定の集団に注意を向けた委任事項に基づいて作成されている²¹⁸。

5.4 出身国情報との整合性

UNHCR が実施したケースファイルの検討により、実務上、申請者の陳述の信憑性は、一般的及び具体的な出身国情報²¹⁹並びに鑑定証言 (言語分析²²⁰、年齢鑑別²²¹又は文書検証手続き²²²の結果等) に照らして評価されていることが確認された。本調査の範囲は限られていることから、言語分析、年齢分析又は文書検証が、調査対象とされた3つの加盟国の手続きにおける信憑性評価とどのように関連しているかという点に焦点を当てることはできなかった。

ここで重要な点として想起しておかなければならないのは、出身国情報は、申請の個別的、客観的かつ公正な評価を支えるものでなければならないということである²²³。出身国情報は精確かつ最新でなけ

²¹⁶ UKBA, *The Independent Chief Inspector of UKBA: The Use of Country of Origin Information in Deciding Asylum Applications – A Thematic Inspection*, October 2010–May 2011, para. 5.4.

²¹⁷ UKBA, *The Independent Chief Inspector of UKBA*, para. 6.13.

²¹⁸ *Expertise getoetst* (Advisory Committee on Migration Affairs, The Hague, *Evaluating Expertise: The Role of Expert Advice in the Asylum Procedure*, 6 July 2012) and ACVZ advice, *Transparant en Toetsbaar. Een advies over landeninformatie in het vreemdelingenbeleid* (Advisory Committee on Migration Affairs, The Hague, *Transparent and Verifiable, A Report on the Use of Country Information in Aliens Policy*, 5 September 2006).

²¹⁹ AFG04MSP; AFG08M; AFG09M; AFG10F; IRQ05MSP; IRQ09M; GUI04M; GUI05M; GUI06M; GUI07M; AFG01MRS; AFG02MRS; AFG03FRS; IRQ01MRS; IRQ06MSP; DRC01MRS; DRC02FRS; GUI01MRS; GUI02FRS; GUI03FRS; GUI05M; GUI07M; GUI08M; GUI09M; INT06GUIM; INT08DRCF; IRN02FBP; AFG02FNP; IRQ01MNP; IRQ02MNP; IRQ04MNP; SOM01FNP; SOM02MNP; IRN05MAP; SOM01MAP; IRQ01MBP; AFG01MBP; IRN01FBP; IRN01MBP; IRN03MBP; IRQ02FBP; SOM01FBP; IRN02MNP; IRQ09M; IRN04M; SOM09M; IRN10M; SOM06FRS; IRQ05M; IRQ02M; AFG01MRS; SOM05M; IRN06MRS; IRQ01M; IRN02F; IRN08M; AFG08M; AFG09F; IRN05M; IRQ08F; AFG06M; SOM01F; IRQ10M; IRN09M; IRN03M; SOM07F; SOM10MRS; SOM04M; SOM02M; SOM03MRS; SOM08M.

²²⁰ SOM01FNP, INT03IRNM. UNHCR の調査期間中、調査対象とされた3つの加盟国のうち言語分析が実務で利用されていたのはオランダのみであった。帰化移民局 IAC によれば、2011年には429件の言語分析が実施されたという。英国の審査官は、資金がないため、言語分析はしばらく利用していないと語っていた。ただし、英国の認定機関 (英国国境庁) から提供された情報によれば、言語分析検査のための資金は復活したとのことである。UNHCR が得た情報によれば、ベルギーでは、出身について判断するための言語分析は、時間も費用もかかり、かつ適用可能性も限定されていることから、きわめて稀にしか利用されない (CEDOCA 所長へのインタビュー調査、2012年5月24日)。2011年に実施された言語分析検査は1件のみであった (CEDOCA 所長へのインタビュー調査、2012年6月19日)。UNHCR が検討したベルギー及び英国の事案には、言語分析が実施されたものは1件もなかった。

²²¹ AFG03MNP.

²²² IRQ04MNP, IRQ01FAP.

²²³ 評価手続指令第8条(2)(a)。

ればならず、またさまざまな情報源から取得されたものでなければならない²²⁴。この点について欧州人権裁判所は以下のように判示している。

「このような資料の評価に際しては、その出所、特にその独立性、信頼性及び客観性が考慮されなければならない。報告書についていえば、執筆者の権威及び信用、作成の手段として行われた調査の真剣さ、結論の整合性並びに他の出所による補強の有無は、いずれも関連する考慮事項である」²²⁵

本調査の対象とされた3つの加盟国は、審査官に対し、実務において客観性、信頼性及び適時性の要件が満たされるようにするための方法について指示を行っている²²⁶。にもかかわらず、UNHCRは、調査対象とされた事案のうち、審査官が、出身国に関して推奨されている情報源を参照した形跡もなく、独立性、正確性、信頼性及び適時性の基準を必ずしも満たしていない可能性がある他のウェブサイトから得た情報のみに依拠して独自の調査を実施したと思われる事案が、少数ながらあることに留意した²²⁷。また、検討対象とした多くの事案で、参照されている出身国情報は適時性を備えていると思われることにも留意した²²⁸。ただし、使用された出身国情報が適時性に欠けていると思われる事案も確かに存在した²²⁹。

例えば、ある事案で、申請者は2010年11月に関連する事実を主張していた。しかし審査官は、2010年1月に発表された出身国情報に基づいて、外的整合性に欠ける旨の認定を行った。申請者は、整合性に欠けるとされた点について第一次審査手続中に指摘を受けることがなかったため、不服申立てという手段によって、認定機関が依拠した出身国情報は更新されていなかったために不正確であったことを指摘し、かつ、自己の陳述を裏づける、より最近の出身国情報を提出せざるを得なかった²³⁰。このような事案は、審査官が、出身国情報の適時性を確保するために注意を怠らず、かつ、外的整合性に欠けると思われる点について説明する機会を申請者に与えることの必要性を浮き彫りにするものである²³¹。

「外的整合性」指標の適用における出身国情報の利用に関して、UNHCRは、検討対象とされたほとんどのケースファイルで、関連する出身国情報が入手可能な重要な事実のそれぞれについて、出身国情報が引用されているわけではないことに留意した。また、難民資格が付与されなかった多くの事案では、主張されている事実に信憑性が欠けていることを裏づける出身国情報のみが引用される一方、難民資格が付与された事案では、主張されている事実に信憑性があることを裏づける出身国情報のみが引用されていることにも留意した。中には、ケースファイルに出身国情報がまったく追加されていなかった事案

²²⁴ 評価手続指令第8条(2)(b)。 *Salah Sheekh v. the Netherlands*, no. 1948/04, ECtHR, 11 January 2007 (国内当局が単一の出所の出身国情報にしか依拠しなかったのに対し、ECtHRはさまざまな出所から得られた情報源に依拠した)。

²²⁵ *NA v. The United Kingdom*, no. 25904/07 (Judgment), ECtHR, 17 July 2008, para. 120.

²²⁶ 更新された英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」(2012年2月)は、「COIS〔出身情報部〕がすでに実施した調査を利用することが最も望ましい実務及び一層効率的な資源の利用のあり方であって、審査官が独自の調査を行うのはどうしても必要な場合に限るべきである」と述べている。また、UNHCRの“Refworld”及びACCORDの“e 出身情報.net”等、信頼できる資料との照合が行えるその他の有用な情報源も紹介している(英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」(2012年2月)、16頁)。このような情報は、旧版である英国国境庁「庇護指令－保護(庇護)申請の検討及び信憑性評価」(2010年7月)では特に取り上げられていなかったことに留意。オランダの指針では、外務省の公式報告書は信頼できる資料であり、公式報告書がない場合、他国の公式国別報告書並びに国際機関及び非政府組織の報告書に基づいて評価を行うこともできると述べている(帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」(2010年)、C14/2.4)。ベルギーでは、CEDOCA 所長から UNHCR に提供された情報によれば、保護官に対し、インターネットで情報を調査する前に、CEDOCA が提供している難民・無国籍者事務官事務所内部データベースの出身国情報を調査し、かつ CEDOCA に個別に質問を行うことが勧奨されている。データベースに含まれていない関連情報がインターネット上で見つかった場合、その情報は、CEDOCA に対して信頼性の確認をした後でなければ利用すべきではない(CEDOCA 所長へのインタビュー調査、2012年5月24日)。CCE/RVV 55.603, 04.02.2011では、不服申立審査機関が、インターネット上の情報源に依拠する際には注意しなければならないと促している。CCE/RVV 45.928, 02.07.2010では、難民・無国籍者事務官事務所が匿名の情報源に依拠するのであれば CCE/RVV として情報源の信頼性を確認することができず、決定は破棄されなければならないことが、CCE/RVV によって確認されている。

²²⁷ IRN10M, IRN09M, IRQ09M, AFG08M, IRQ01M.

²²⁸ AFG08M, AFG09M, AFG10M, IRQ05MSP, IRQ06MSP, GUI04M, GUI05M, GUI06M, GUI07M, GUI08M, GUI09M.

²²⁹ SOM09F, IRQ08F, IRQ10M, AFG10F.

²³⁰ IRQ09M.

²³¹ 信憑性の確認については第4章「事実の収集」でさらに詳しく取り上げている。

もあった²³²。

UNHCR はまた、検討対象とされた決定書の中には、入手可能なかつ関連性のある出身国情報であって典拠とされたものが、個々の重要な事実と関連づけられ、又はそれに合わせて用いられていないものもあることに留意した。UNHCR が見たところ、相当数の事案で、出身国情報への言及は一般的なものであって正確な出所が示されていなかったり——「公的情報源からは……のように思われる」又は「それは……という一般的な公的情報源に合致している／いない」²³³——、出身国の治安状況に関する一般的な情報しか付記されていなかったりした²³⁴。このような状況では、出身国情報から得られた証拠が実際に信憑性認定の裏づけとなっているかどうか評価することはできなかった。

他方で、UNHCR は、信憑性認定を裏づける出身国情報にはっきり言及し、かつその典拠を示している決定書もいくつか見出した。以下の例は望ましい実務のあり方を明らかにするものである。

「(……) 民兵 2 名から攻撃されたという申請者の主張が検討された。申請者の主張によれば、申請者は、攻撃を受ける何日も前に、2 名の民兵が喧嘩をしているのを目撃した。申請者は新聞社に情報提供し、それが記事として掲載された。民兵らが申請者の自宅を攻撃するために訪れた際、民兵らはなぜあんな記事を書いたのかと尋ねた。その後、民兵らは申請者を家から引きずり出し、銃の台尻で顔を殴った。(……) 民兵らは立ち去ったが、2 度と新聞に何かを書いたりすると警告していった。ソマリアにおけるジャーナリストの状況が検討され、特に以下のことが留意された。

ジャーナリストが、特にバイドア及びキスマヨにおいて、繰り返し脅迫及び短期間の恣意的拘禁の対象とされている。アル・シャバブは、市民社会グループ、平和活動家、メディア及び人権団体をますます標的とするようになっている。(OGN—ソマリア、2010 年 7 月、第 3.6.7 項)

(……) したがって、申請者の説明は客観的情報と整合していることから、(……) 申請者がアシュラフ (Ashraf) 氏族出身であり、ソマリアでジャーナリストとして活動していた事実、新聞に記事を掲載したことを理由として 2007 年に民兵から攻撃された旨の主張は、認容された」²³⁵

申請者が主張する重要な事実の裏づけとなる、独立の、客観的な、信頼性及び適時性を備えた出身国情報が存在し、一方で申請者の説明に矛盾するような情報がない場合には、主張されている事実は信憑性を認められて認容される可能性がある²³⁶。

ただし、検討対象とされたサンプルからは、一部の審査官に、出身国情報を引用しながらもその内容は無視する傾向があることが明らかであった。例えば、ある事案では、別の宗教に改宗した人々の処遇の問題に関する出身国情報が引用されていた。当該出身国情報の一部は申請者の主張を裏づけるものであったが、それに続く文では「この客観的情報にかかわらず、申請者の主張に信憑性があるとは考えられない」²³⁷と述べられており、出身国情報に申請者の説明を裏づけている点があることは無視されていた。

非政府組織関係者の中には、消極的な信憑性認定を裏づけるために出身国情報が選択的に利用されていると考える人々もいた²³⁸。実際、UNHCR が検討したケースファイルの中には、決定書の内容からそのような選択的利用が明らかなものもあった。例えば、ある事案では、アル・シャバブが申請者 (民間人) を標的にできたはずはないことを審査官が明らかにしようとしており、その理由として、申請者が政府の支配地域であるモガディシュに住んでいたこと及びアル・シャバブは「政府軍及び政府職員を攻撃対象とする組織化された集団である」ことをあげていた。しかし審査官が引用していた同じ出身国情報では、「アル・シャバブは、無秩序及び混乱を引き起こす目的で、モガディシュで民間人の無作為な殺害も実行している」ことが確認されていた²³⁹。決定書ではこのことに触れられておらず、アル・シャバブが暫定連邦政府 (TFG) の兵士を殺害していることにだけ言及されていた。

²³² AFG05MSP, IRQ03FRS, IRQ07FSP, DRC03M, DRC06M, DRC07F, DRC08F, DRC09F, DRC10F, GUI03FRS.

²³³ IRQ01MNP.

²³⁴ IRQ10M, GUI10F.

²³⁵ SOM06FRS.

²³⁶ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 3.2 節。

²³⁷ AFG09F.

²³⁸ 弁護士らへのインタビュー調査 (2012 年 6 月 8 日) 及び非政府組織との会見 (2012 年 6 月 5 日)。Comité Belge d'Aide aux Réfugiés, *La crainte est-elle fondée? Utilisation et application de l'information sur les pays d'origine dans la procédure d'asile*, June 2011, p. 51 も参照。

²³⁹ SOM08M.

UNHCR が見たところ、国際保護を付与しない決定が行われたいくつかの事案では、決定において、重要な事実を裏づける出身国情報が参照されていないことが多く、又は信憑性があると考えられる重要な事実に言及されていなかった。決定では、信憑性が欠ける旨の認定を裏づけると考えられる情報のみが参照されていた。換言すれば、決定では、入手可能な一般的・具体的出身国情報によって裏づけられる重要な事実に言及されていなかったということである。

UNHCR はまた、実務上、申請者から提示された事実が出身国情報と整合するからといって、必ずしも、これらの事実に関する申請者の陳述に信憑性が認められることにはなっていないことにも留意した。これは、出身国情報が広く知られている又は公共に存在するという理由で、この指標は適用されるべきではないと審査官が考える場合があるためである。

アイルランド高等法院は次のように指摘している。「審査官は、申請者が、申請が実際には真実でない場合に、自分が現場にいた関係者であるという印象を作り出す目的で、確認可能であることがわかっている出来事又は情報を利用する可能性もあることに敏感でいなければならない」²⁴⁰

独立の、客観的な、信頼性及び適時性を備えた出身国情報その他の情報であって、申請者が主張する重要な事実との矛盾又は整合性の欠如が明らかな情報は、申請者から満足に足る説明がないこと及びこのような食い違いの説明となる可能性があるその他の要因が存在しないことを条件として、当該事実に信憑性がないことの指標と考えられる場合がある。

²⁴⁰ *K. v Refugee Appeals Tribunal*, High Court of Ireland [2011] IEHC 125, 25 March 2011.

6. 自然かつ合理的であること (真実味)

資格指令第4条5c項では信憑性指標として「自然かつ合理的であること(真実味/plausibility)」も挙げられている(「申請者の陳述が(……)真実味があると認められること」)。UNHCRハンドブックは、「申請者の供述は一貫して自然なものでなくてはならず、一般的に知られている事実に反するものであってはならない」と指摘している²⁴¹。UNHCRは、「立証負担・立証基準覚書」で次のように付け加えてもいる。「信憑性があることは、申請者の提示する主張が、一貫して真実味があり、一般的に知られている事実と矛盾しておらず、したがって、全体を衡量すれば信じるのできるものである場合に、立証される」²⁴²

6.1 「真実らしい」の意味

「真実らしい(plausible)」という文言が、信憑性評価の文脈でどのような意味を意図して用いられているかは明確になっていない。実際、「真実味」とは「信憑性」以上の意味ではないと考えている者もいるかもしれない²⁴³。欧州庇護カリキュラムでは、「真実らしいとはどういう意味か?申請者が主張する事実には真実味がなければならないというのは、すなわち、信じるのが可能であり、かつ整合性があるものでなければならないということである」(強調引用者)と説明されている²⁴⁴。このような定義は、実際のところ、信憑性指標としての「真実味」を無効なものにしてしまう²⁴⁵。英国の審判所は、「真実らしい」と「信憑性がある」との区別を強調して、「ある説明について、真実味はないけれども信憑性を認めることは適正である場合もあれば、真実味はあるけれども信じることは適正でない場合もある」と指摘している²⁴⁶。

この文言の通常の意味は、「合理的に見える又はおそらくそうであると思われる」というものである²⁴⁷。欧州庇護カリキュラムでは、真実味とは「申請者の説明が、どのような場合に、『常識』に照らして真実味があるか——それともないか——ということである」とも述べている。オランダの指針は、整合性に欠けていて真実味がないと考えられる可能性がある陳述の例を列挙する中で、「権威のある情報源との矛盾」、「行動における整合性の欠如」及び「ありそうにない出来事(不相応なほど高い偶然性)」(強調引用者)に言及している²⁴⁸。また、「奇妙な若しくは異例の陳述」も挙げている²⁴⁹。さらに、英国の審判所は、信憑性評価には、あることが起きた可能性についての、証拠又は推論に基づく判断も含まれる場合があると指摘し、「本来的可能性」、「合理性」及び「非蓋然性」にも言及している²⁵⁰。このようなことを踏まえて、英国の指針では、「ある事実の真実味の評価は、申請者の出身国に関連する一般的な国別情報及び(又は)独自の証拠の文脈において当該事実が『起きる可能性がある又は真実であると思われるか否か』に基づいて行われる」と指摘されている²⁵¹。

²⁴¹ UNHCRハンドブック、第204項。

²⁴² UNHCR「立証責任・立証基準覚書」、第11項。

²⁴³ オランダの指針によれば、過去及び現在の事実の信憑性評価の文脈では、「真実らしい」は「信憑性がある」と互換的に用いられる(帰化移民局業務訓令2010/14、第2項、2頁)。

²⁴⁴ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第3.2節。

²⁴⁵ M Kagan, 'Is Truth in the Eye of the Beholder? Objective Credibility Assessment in Refugee Status Determinations', *Georgetown Law Journal*, no. 17, 2003, p 1-68.

²⁴⁶ *MM (DRC - Plausibility) Democratic Republic of Congo v Secretary of State for the Home Department*, [2005] UKIAT 00019, 27 January 2005, para. 16.

²⁴⁷ <http://oxforddictionaries.com/definition/plausible>

²⁴⁸ 帰化移民局業務訓令2010/14、第4.1項(c)。

²⁴⁹ 帰化移民局業務訓令2010/14、第4.1項(c)。

²⁵⁰ *MM (DRC - Plausibility) Democratic Republic of Congo v Secretary of State for the Home Department*, [2005] UKIAT 00019, 27 January 2005, paras. 15, 16, and 19.

²⁵¹ 英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」(2012年2月)、第4.3.6項。

国内レベルでは、この指標の意味をより狭く定義することによって、このような主観が入る余地を狭めようとする試みが行われてきた。例えば、「ある状況は、起こり得る可能性についての人間の経験の範囲を超えている、すなわち本来的にありそうにない時は『真実味がない』」と考えることが提案されている²⁵²。しかし、英国ではこのようなアプローチに対する若干の抵抗もある。「私たちは、『真実味がない』又は『本来的にありそうにない』を『人間の経験の範囲又は起こり得る可能性を超えている』という意味には理解しないし、後者の表現が、真実味又は信憑性について不利な結論を導くための妥当な基準であるとも考えない」²⁵³

「真実味」の意味がこのように確定していない状況にある以上、申請者から提示された事実の合理性、可能性若しくは蓋然性があるように思われるか又は「常識的」であるか否かの評価は、正確かつ客観的な現在の証拠よりも主観的推測、予断、推量、憶測及び固定観念に基づく、直感的なものとなってしまいうおそれがある²⁵⁴。

6.2 審査官の個別的事実及び背景事情

心理学者が考えるところによれば、人間は、自分自身が過去に経験したことを参照することによって、又は、新しい複雑な状況に直面した場合には、すでに知られている、より単純な別の状況と比較することによって、判断を行っている²⁵⁵。現在の心理学理論及び実証的証拠が示唆するところによれば、これが、「常識」に依拠しながら判断を行う際に作用している支配的機制である²⁵⁶。しかし、過去の経験及び二次的経験で得られるのは人間の経験及び行動に関する部分的理解に過ぎないのであり、主張されている事実が個人的な経験、背景、文化、価値観及び見解の枠外にある場合、その事実には真実味がないと考えるおそれがある²⁵⁷。

状況に対する人間の反応は多岐に渡っており、しばしば予測できない。著しくストレスに満ちた状況に直面し、かつそれに耐えなければならなかった可能性がある難民の場合、なおさらである。そのため審査官は、他の文化に由来する幅広い人間の行動及び経験を日常的に突きつけられる。人間の直感の一部は、経験の繰り返しを通じて獲得された技能及び専門性に基づいている可能性があることが示唆されてきた²⁵⁸。しかし、直感が正確なものとなりうるのは、それが十分に規則的であって予測可能な環境に適用され、かつ、長期間接してきたことによってその規則性を認識する機会がある場合のみである²⁵⁹。学習は、どの決定が正しく、どの決定が正しくなく、かつその理由は何かについてのフィードバックなしには、適正には行われぬ。そのようなフィードバックがなければ、「熟練の審査官」は、固定観念及び誤った信条にますます依拠するようになってしまう可能性がある²⁶⁰。したがって、審査官が働いている環境には、審査官が自分自身の人生経験だけを踏まえた主観的な判断に依拠するようになる現実のおそれが存在するのである²⁶¹。

²⁵² *MM (DRC – Plausibility) Democratic Republic of Congo v Secretary of State for the Home Department* [2005] UKIAT 00019, 27 January 2005, para.12 (Federal Court of Australia, J Lee at para. 30, *W148/00A v Minister for Immigration & Multicultural Affairs* [2001] FCA 679, 22 June 2001 に言及)。

²⁵³ *MM (DRC – Plausibility) Democratic Republic of Congo v Secretary of State for the Home Department* [2005] UKIAT 00019, 27 January 2005, para. 16.

²⁵⁴ J Millbank, “The Ring of Truth”: A Case Study of Credibility Assessment in Particular Social Group Refugee Determinations’, *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 1, 2009, p. 17 では以下のことが示唆されている：「(このような) 困難は、性的指向に関する申請の場合にはさらに悪化する。集団の構成員であることを傍目からもわかるように立証できることは稀だからである。さらに、恋人同士の写真、レズビアン及びゲイのコミュニティ・グループの会員である事実又はカウンセラーによる証言のような証拠が入手可能な場合でさえ、自己の利益となる証拠又は計画的に作られた証拠として無視されることが多い。そのため、圧倒的多数の事案で、自己アイデンティティに関する申請者自身の証言が申請の根拠となる」。

²⁵⁵ D Kahneman, A Tversky, ‘Judgment under Uncertainty: Heuristics and Biases’, *Science, New Series*, vol. 185, no. 4157, 1974, p 1124–31; D. Kahneman, *Thinking Fast and Slow*, London: Allen Lane, 2011, p 12 and 97 [邦訳/ダニエル・カーネマン『ファスト&スロー 上・下』(村井章子訳) 早川書房・2012年]。Kahneman の示唆するところによれば、人間は、複雑な設問をより容易な関連の設問に置き換えることによって複雑な問題に関する直感的意見を形成し、その後、その置き換えに気づくことなく、より容易な設問の方に回答するとされる。

²⁵⁶ J Herlihy, S Turner, ‘The Psychology of Seeking Protection’, *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p 171–92 at 190; D. Kahneman, *Thinking Fast and Slow*, London: Allen Lane, 2011, p 12 and 97.

²⁵⁷ R Graycar, ‘The gender of judgments: an introduction’, in M Thornton (ed.), *Public and Private Feminist Legal Debates*, Melbourne: Oxford University Press, 1991, p 262–82.

²⁵⁸ D. Kahneman, *Thinking Fast and Slow*, London: Allen Lane, 2011.

²⁵⁹ D. Kahneman, *Thinking Fast and Slow*, London: Allen Lane, 2011, p 239–40.

²⁶⁰ P A Granhag, L A Strömwall, M Hartwig, ‘Granting Asylum or Not? Migration Board Personnel’s Beliefs about Deception’, *Journal of Ethnic and Migration Studies*, vol. 31, no. 1, 2005, p 29–50, at pp. 30–1.

²⁶¹ D. Kahneman, *Thinking Fast and Slow*, London: Allen Lane, 2011, p. 185.



指標が、特定の状況において人間がどのように行動・行為するはずであるか、又は人間が危険な状況をどのように知覚して反応するかに関する根拠のない主観的推測に基づいており、かつ、真実に関する審査官の限られた知識と変わらなくなってしまう場合、その指標が瑕疵のあるものである可能性及び瑕疵のある信憑性認定が行われるおそれが生じる。

「常識」に頼ることは、特に自分達とは異なる社会及び国で起きた出来事の真実味を判断する効果的な手段ではない²⁶²。異なる文化出身の人々の行動、規範及び慣習について、またその政治制度、司法制度及び社会制度でとられている実務及び手続きについて評価する際には、相当の注意が必要である²⁶³。このことは国内先例にも反映されている²⁶⁴。例えば以下の通りである。

「29. 本来的蓋然性は、多くの国内事件では有益である場合があるが、一部の庇護案件においては、依拠するには危険な要因に、又はまったく不適切な要因にさえ、なりうる。証拠の多くは、事実認定審判所の審判員が何らかの経験（たとえ二次的経験であっても）を有している社会のそれとは非常に異なる慣習及び状況を有する社会に由来することになる。実際、難民認定申請者が逃れてきた国は、本邦の住民の圧倒的多数にとってまったく馴染みのない類の問題及び混乱に苦しんでいる可能性が高い」²⁶⁵

ある事実は、それが審査官自身の国では起こらないだろうという理由だけでは、真実味がないことにはならない²⁶⁶。例えば英国の政策指針では、審査官は、ある事実が英国で起きた場合には真実

²⁶² W Kälin, 'Troubled Communication: Cross-Cultural Misunderstandings in the Asylum-Hearing', *International Migration Review*, vol. 20, no. 2, Special Issue: Refugees: Issues and Directions, Summer, 1986, p 230-41 at p. 236.

²⁶³ カナダ移民難民委員会（難民保護部法務課）「難民保護申請における信憑性評価」（2004年1月31日）、34頁、第2.3.5項。

²⁶⁴ *S v. Federal Asylum Review Board*, Austrian Higher Administrative Court (Verwaltungsgerichtshof), 2001/01/0169, 25.03.2003.

²⁶⁵ *HK. v Secretary of State for the Home Department*, [2006] EWCA Civ 1037, 20 July 2006.

²⁶⁶ *Y v Secretary of State for the Home Department*, [2006] EWCA Civ 1223, 26 July 2006.

味がないように思われるだろうという理由だけで当該事実の真実味を否定することがないよう注意

しなければならないと、はっきり指摘されている²⁶⁷。指針は続けて、「申請者の主張が審査官にとっては真実味がないように思えたとしても、それがやはり真実であり、また申請者の出身国における態度及び状況を踏まえて見れば真実らしい場合もある」と述べている。この指摘は、真実味についての判断を行う際、審査官は、「問題となっている国の状況について有している情報でできた眼鏡を通して検討」しなければならない旨の見解を表明した控訴院判決²⁶⁸に由来するものである。

UNHCR の面接調査で、審査官らは、信憑性評価の最も難しい側面は「異なる文化に身を置いて、行うことがどれだけその社会で受け入れられているかということを見極め、そのような行動に慣れること」²⁶⁹であると報告している。別の審査官は、「私は生まれてからずっと英国で暮らしてきました。私にできるのは報告書を読むことだけです。彼らにとって生活というのは実際どのようなものなのか、判断するのは大変です」²⁷⁰と語った。また別の審査官は、「あちこちに旅行しましたが、いまだにオランダ人の視点から物を考えますので、話をきちんと位置づけるようにしなければいけません。」²⁷¹と述べた。

これとの関連で、諸国際刑事裁判所が、証人の文化的及び社会的背景に関する審理担当者の理解を助ける上で人類学者の鑑定証言がきわめて重要だと考えてきたことを想起するのは、参考になる。オーストリア最高行政裁判所もこのような鑑定証言の重要性を強調し、1998年8月に起きたとされる出来事の実味との関連で、被上告人である当局が、当該真実味が当局の決定理由においてきわめて重要な位置を占めていたにもかかわらず、公開審理に出席した当該国の専門家に対して尋問を行わなかったと指摘している²⁷²。

ある事実は、それが例外的又は異例であるという理由で必然的に真実味を欠くというわけではない²⁷³。例外的な出来事は実際に生じる²⁷⁴。ある事実が、本来的に真実味を欠くように思われても真実である場合もあれば、別の事実が、完全に真実らしいように思われても真実でない場合もある²⁷⁵。このことは国内先例に反映されている。

「72. 審判所の決定理由を分析した結果、当職は、申請者の説明が認容されなかったのは、単純に、そこで描写されている事実があまりにも普通ではないために信じられないと考えられたからであるという結論を導かざるを得ない。しかし、ノイバウワー卿が指摘した通り、これは、本件がそうであるように、完全に審査官の経験の枠外にある環境及び文化の中で発生したとき

²⁶⁷ 英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、第4.3.6項。

²⁶⁸ *Y v Secretary of State for the Home Department*, [2006] EWCA Civ 1223, para 27.

²⁶⁹ インタビュー3。

²⁷⁰ インタビュー5。

²⁷¹ インタビュー5。

²⁷² *S. v. Federal Asylum Review Board*, Austrian Higher Administrative Court (Verwaltungsgerichtshof), 2000/20/0269, 26 November 2003.

²⁷³ オランダの指針で次のように指摘されていることに注意：「陳述の信憑性評価に際しては、奇妙な又は異例の陳述さえ（も）関連してくる場合があり、これによって、説明には真実味がないと考えられる旨の結論が出されることが（ことも）ありうる。そこで、外国人の陳述が奇妙である又は異例であると考えられる時は、常に明確な結論を出すことが重要である」（帰化移民局業務訓令 2010/14、第4.1項(c)）。

²⁷⁴ UNHCR による調査の際、ある裁判官は、第1次手続きで、運転を続けるために車のタイヤを物理的に膨らませたという申請者の主張には真実味がないという理由で棄却された事案を検討したことがあると報告した。法廷における審理の場で、申立人はそれを実演してみせた。この事案は、例外的な出来事も実際に生じることを示すものとして研修で活用されている（2012年4月5日のインタビュー調査）。

²⁷⁵ *Gheisari v Secretary of State for the Home Department*, [2004] EWCA Civ 1854, 16 December 2004, para. 10：「私たちは、実生活では、時にはありそうにないこと、信じられないことさえ起きるのを知っている。事実審にとっての問題は、法廷で説明された出来事が起こり得るか否かということではなく、それがいかにありそうにないことであれ（あるいはいかにありそうなことであれ）実際に起きたか否かということである」。同 para. 21：「説明の中には、本来的に可能性がありそうな部分もあれば、本来的に可能性がなさそうな部分もある。可能性がどの程度あるか自体は、証人の評価次第である場合がある。誤った対応は——この点について当職は Sedley 卿に同意するのであるが——証言は本来的にありそうにないことであるから当然間違っているとすることであろう。ありそうにない説明も、証人及びその説明に関する裁判官の評価を含む事情を全体的に考慮すれば、真実である場合がある」。HK. v *Secretary of State for the Home Department*, [2006] EWCA Civ 1037, 20 July 2006, para. 72：「審判所の決定理由を分析した結果、当職は、申請者の説明が認容されなかったのは、単純に、そこで描写されている事実があまりにも普通ではないために信じられないと考えられたからであるという結論を導かざるを得ない。しかし、Neuberger 卿が指摘した通り、これは、本件がそうであるように、完全に審査官の経験の枠外にある環境及び文化の中で発生したとされる事実の存在を否定する、堅実な根拠ではない」

ある事実は、それが審査官の個人的生活の中では生じないであろうからといって、真実味がないということにはならない。むしろ、申請者のジェンダー、年齢、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ、学歴又は社会的及び文化的背景の文脈で検討した場合、非常に真実らしいこともありうる。ジェンダー関連の申請に関する米国の研修プログラムで、異なる文化出身の申請者が主張する事実の真実味を評価する場合であって、行動又は人生上の選択が評価の対象となっている時は配慮が必要であると指摘されていることは、有益である。「審査官にとって真実味がないと思われるかもしれない行動も、申請者の文化の中では、又は申請者の国の状況を鑑みれば、真実らしいこともありうる」²⁷⁷。また、以下のような指摘もある。

「申請者が、ありそうにない又は不合理であると思われる出来事について証言したからといって、その出来事が実際に起きたことに真実味がないということにはならない。審査官は、何が真実味のあることであるかについての、申請者の経験とはまったく異なる可能性がある自分自身の経験に基づいた見解に依拠しないよう配慮しなければならない」²⁷⁸

加えて、カナダ連邦裁判所は、文化的及びジェンダー的な一般化によって推論を行うこと並びに固定観念に基づいた人物像に依拠することに対して警鐘を鳴らしてきた²⁷⁹。英国の指針では、審査官はレズビアン、ゲイ又はバイセクシュアルの人についてレッテル貼りを行ったり固定観念を持ったりするべきではないと強調されている²⁸⁰。同様に、LGBTI による申請の審査に関する米国の研修プログラムは、審査官に対し、申請者がレズビアン又はゲイならば特定の固定観念に合致しているはずであると決めつけないように警告している²⁸¹。

審査官は、申請者が主張する年齢、民族又は性的指向の信憑性について、申請者の外見に基づいて判断する誘惑に屈するべきではない²⁸²。信憑性評価に関するカナダの指針は、審査官が持っている常識は外見に基づいて民族についての結論を導き出す十分な根拠とはならず、結論の裏づけとなるその他の証拠が入手されなければならないと指摘している²⁸³。年齢についていえば、人間の身体的発達には相当のばらつきがある。ある者の年齢を正確に鑑別し得る科学的又は医学的調査方法として認められたものが存在しないことも、これを裏づけるものである。

²⁷⁶ *Y v Secretary of State for the Home Department*, [2006] EWCA Civ 1223, 26 July 2006.

²⁷⁷ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第7.3項。

²⁷⁸ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「LGBTI の難民・難民認定申請審査に関する指針：研修マニュアル（*Guidance for Adjudicating LGBTI Refugee and Asylum Claims Training Manual*）」（2011年12月28日）、第7.1.1項。

²⁷⁹ カナダ移民難民委員会（難民保護部法務課）「難民保護申請における信憑性評価」（2004年1月31日）、34頁、第2.3.5項。J Millbank, “The Ring of Truth: A Case Study of Credibility Assessment in Particular Social Group Refugee Determinations”, *International Journal of Refugee Law*, 2009, p. 19; and S Jansen, T Spikerboer, *Fleeing Homophobia, Asylum Claims Related to Sexual Orientation and Gender Identity in Europe*, COC Netherlands, Vrije Universiteit Amsterdam, September 2011, p. 7.

²⁸⁰ 英国国境庁「庇護指令－難民認定申請における性的指向関連の問題に関するガイドライン」（2010年10月）。

²⁸¹ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「LGBTI の難民・難民認定申請審査に関する指針：研修マニュアル」（2011年12月28日）、第9.7項。同研修マニュアルでは、例として、申請者がゲイ、レズビアン又はトランスジェンダーならば LGBTI 関連の言葉をよく知っているはずであると決めつけよう、審査官に警告している。また、「ゲイであると自認する男性が、女性的に見えず、又は自分は女性的だと考えていない場合もある。レズビアンであると自認する女性が、男性的に見えず、又は自分を男性的だと考えていない場合もある。だからといって、その人物がゲイ又はレズビアンであることに真実味がないということにはならない」とも指摘している。

²⁸² 英国国境庁「庇護指令－難民認定申請における性的指向関連の問題に関するガイドライン」（2010年10月）。同ガイドラインでは次のように指摘されている。「人間に関する固定観念——ゲイの男性は『女性的』な態様のはずである、もしくはレズビアンは男性的な外見である（又はそのような特徴が存在しない）等——によって信憑性評価が左右されるべきではない」

²⁸³ カナダ移民難民委員会（難民保護部法務課）「難民保護申請における信憑性評価」（2004年1月31日）、34頁、第2.3.5項。

6.3 国の実務における自然かつ合理的であること（真実味）の指標の利用

「真実味」を指標として適用することに慎重であるよう求めるあらゆる呼びかけにもかかわらず、裁判管轄は、これを完全に放棄することには及び腰であるように思われる²⁸⁴。実際、UNHCRが実施した指針及びケースファイルの検討の結果、信憑性指標としての真実味が広範囲に活用されていることが明らかになっている。

焦点を当てた3つの加盟国でUNHCRが実施したケースファイルの検討の結果、真実味は、申請者の陳述の信憑性を示す指標として実務でも利用されていることが確認された²⁸⁵。

加えて留意しておくべきなのは、英国の法律及び指針で、「真実味」の指標は灰色の利益の適用を検討する際に考慮すべきである旨の助言が行われている点である²⁸⁶。したがって、信憑性の内的特徴（詳細及び内的整合性）及び外的特徴（外的整合性）についての評価が行われる、信憑性評価の最初の段階では、真実味の指標は適用されるべきではない。申請者に灰色の利益を認めるか否かの決定を行わなければならないのは、主張されている事実に内的信憑性はあるものの、それを確認する外的証拠が存在しない——そのために主張されている事実が不確かなままである——場合のみである。そうなれば、主張されている事実に真実らしいかどうかには言及することができる²⁸⁷。

UNHCRの調査で明らかになったところによれば、真実味に欠ける旨の認定が出身国情報等の証拠に基づいて（かつこれらの証拠を引用した上で）行われた事案はごく少数であった²⁸⁸。むしろ、内部覚書及び決定書から得られた印象では、全体として、真実味に欠ける旨の認定は主観的推測、憶測及び主観的な危険性の認識に基づいて行われていた。さらに、申請者の個別の事情及び背景事情が考慮されたかどうか、ケースファイルの資料からは明らかでないことが多かった²⁸⁹。

6.3.1 主観的推測及び憶測

UNHCRが実施した指針及びケースファイルの検討の結果、審査官は、申請者又は第三者がどのように行動したはずであるか、又は特定の出来事がどのように展開し得た（展開したはずである）かについて憶測を行っていることがわかった。

調査対象とされた加盟国でUNHCRが検討した決定書から示唆されるのは、審査官は、客観的な、独立のかつ信頼できる証拠から合理的に導かれた推定ではなく、申請者等がどのように行動したはずである（行動し得た）かについての主観的憶測に基づいて、真実味に関する認定を行っているということである。真実味に関する結論を導き出すにあたり、審査官は、認定の根拠となる証拠を明示的に挙げていなかった。例えば以下の通りである。

- 申請者がキリスト教に改宗したという主張について、仮の庇護国に到着してから数週間、申請者が教会を訪れなかったことを理由に、真実味がないと判断された²⁹⁰。迫害及び（又は）

²⁸⁴ *Y v Secretary of State for the Home Department*, [2006] EWCA Civ 1223, 26 July 2006, Keene LJ, para 26 : 「適切な場合、〔審査官は、〕出来事の説明を、あまりにも不自然かつ道理に反していて信じることができないと認定する権限を有する」。

²⁸⁵ 例えば AFG02MRS; AFG04MSP; AFG06FSP; AFG07M; AFG09M; IRQ06MSP; IRQ07FSP; IRQ08FSP; DRC03M; DRC07F; INT03IRQM; INT04IRQF; INT09GUIF; AFG03FRS; AFG04MSP; AFG05MSP; AFG06FSP; AFG07M; AFG09M; IRQ06MSP; IRQ07FSP; DRC01MRS; GUI08M; INT03IRQM; INT04IRQF; INT07IRQM; IRN01MBP, IRQ01MBP, IRN02FBP, AFG01FNP, AFG02FNP, AFG03FNP, AFG05MNP, IRN01FNP, IRN01MNP, IRN02MNP, IRQ01FNP, IRQ02FNP, IRQ01MNP, IRQ05MNP, SOM03MNP, AFG09M, AFG06M, IRN04M, SOM09M, AFG07M, IRQ05M, AFG02F, IRN08M, IRQ01M, INT05IRNF。

²⁸⁶ 〔出入国管理規則〕第339L項(iii)及び英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、第4.3.6項：「ある事実の真実味の評価は、申請者の出身国に関連する一般的な国別情報及び（又は）その他の証拠の文脈において当該事実が『起きる可能性がある又は真実であると思われるか否か』に基づいて行われる（*MM (DRC – plausibility) Democratic Republic of Congo* [2005] UKIAT 00019 参照）とともに、審査官が灰色の利益の適用について検討する時に行われる」（強調引用者）。

²⁸⁷ 英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、第4.3.4項（灰色の利益と全般的信憑性）。

²⁸⁸ GUI08M, AFG06M（依拠された出身国情報は2010年のアフガニスタン軍の状況に関するものだったが、申請者が言及していたのは1990年代の出来事だった）。

²⁸⁹ AFG02F, AFG07M, INT05IRNF, IRN08M, AFG09M, AFG06M, IRN04M, SOM09M, IRQ05M, IRQ01M。

²⁹⁰ AFG01FNP。

重大な危害の脅威から逃れてきたとされ、かつ、言葉も話せないまま馴染みのない環境及び文化の中にやってきた者が、到着してから数週間のうちに教会を訪れるはずであると審査官が考えた理由は明らかでない。

- 申請者（警察官）が脅迫を受けた時に恐怖を感じたという主張について、警察では勇敢に振舞う訓練を受けていたはずだという審査官の憶測を理由に、真実味がないと判断された²⁹¹。これは、申請者が受けた警察官としての訓練に関する証拠に明示的に基づく認定ではなかった。
- 家長制度にあつて申請者（女性）が義父と口論したという主張には真実味がないと判断された。また、イマームが申請者を当局に引渡し、そこで申請者に反省の時間が与えられたという主張についても、このような行為が出身国情報によって確認されたにもかかわらず、真実味がないと判断された²⁹²。
- 近隣の警備隊は申請者の自宅への襲撃を防止するために行動してくれなかったはずだという主張について、真実味がないと判断された²⁹³。このような認定が憶測に基づくものであったことをひとつの根拠として、決定は不服申立て段階で覆された。
- 警察が、申請者に対する脅迫を、申請者が脅迫者の名前又は使用された車のナンバーを知らなかったために犯罪として記録しなかったという主張について、真実味がないと判断された²⁹⁴。出身国の警察の行動実態に関する証拠はまったく挙げられなかった
- 治安部隊が電話を盗聴しながら家宅捜索を行ったという主張について、真実味がないと判断された²⁹⁵。出身国の治安部隊の行動実態に関する証拠はまったく挙げられなかった。
- 申請者の父親からその職業活動又は雇用主について一度も聞いたことがないという主張について、真実味がないと判断された。決定では、いつか息子が「自分の跡を継げる」よう、父親は息子に何でも話していたのは間違いないと述べられていた²⁹⁶。これは純然たる憶測であると思われる。
- 申請者が、テロ活動への参加を拒否したと同時に襲われたのではなく、フィットネスルームにいるところを襲われたという主張について、真実味がないと判断された。協力を拒否したばかりなのに車で家まで送ろうと友人が申し出たことについても、音楽がかかっていたために車の中では会話がなかったことについても、さらに申請者が、10分間殴られた後にそれでもその場から逃げられたことについても真実味がないとされた²⁹⁷。これらの認定はいずれも憶測であり、証拠に基づくものではなかった。

同様に、UNHCR が検討したある事案では、審査官が、ヒップホップ教室への申請者の参加に関連して第三者（この事案では申請者の父親）がどのように行動したはずであるかについての主観的憶測に基づいて、真実味がない旨の認定を行ったように思われる。決定通知書では以下のように述べられていた。

「息子が誰と結婚するかについて親としての権利を厳格に行使しようとしていたように思われる申請者の父親が、息子のヒップホップについて、申請者が家庭の統制から逃れるまでそれほど厳格な対応をとらなかったと考えるのは、真実味がない。このような真実味のなさも、ヒップホップ・ダンスについて父親からうるさく言われていたという申請者の主張の信憑性に悪影響を与えるものである」²⁹⁸

UNHCR が検討した別の事案では、審査官が、特定の出来事がどのように展開し得たかについての主観的憶測に基づいて真実味がない旨の認定を行うにあたり、申請者の発言を直接引用して利用していた。決定通知書では以下のように述べられていた。

²⁹¹ IRQ05MNP.

²⁹² AFG01FNP.

²⁹³ AFG03FNP.

²⁹⁴ IRQ01MNP.

²⁹⁵ IRN02MNP.

²⁹⁶ AFG07M.

²⁹⁷ AFG09M.

²⁹⁸ INT05IRNF.

「Xが他の警察官5名とともに申請者のもとを訪れた時、申請者と一緒に自宅で暮らしていたのは子ども達だけであったことが留意される。したがって、Xが真に申請者の娘と結婚したかったのであれば、その時その場で娘を誘拐する手段を有していたはずである。申請者も、『Xが非常に怖かったんです。いま言えばすぐに娘を誘拐するだろうと思いました』と述べてこのことを認めている。実際のところ、『夫がいないアフガニスタンの女にとって、自分の身を守るのは非常に難しいことです』という申請者の主張に照らせば、Xが他の警察官5名とともに申請者の自宅を訪れ、娘を自分と結婚させるよう要求し、その後立ち去って、申請者に考える時間を1週間与えたという主張に真実らしいとは考えられない」²⁹⁹

関係者からは、審査官が、そのための専門性を欠いているにもかかわらず、医学的証拠から結論を導き出している場合があるという懸念も表明されている。例えば、UNHCRが検討した決定には以下のようなものがあった。

「申請者は、拘禁中に殴られ、ベルトで打たれ、かつ熱したベルト掛けで首の側面に火傷を負わされたと主張するが、医師による診断に基づいて作成された身体現況図には、申請者の身体に傷痕又は損傷があることは記されていない。したがって、申請者の兄弟を探している当局によって自宅を搜索された後、イラクで逮捕されたという申請者の主張には真実味がないと考えられる」
300

6.3.2 危険性の認識

審査官は、申請者が自分と同じ危険性の認識を有している、又は危険を冒すことに対して自分と同じ嫌悪感若しくは覚悟を持っていると想定するべきではない。ある行動は、人間が特定の危険を冒すか否かに関する審査官の理解の範囲を超えるというだけの理由で、真実味がないことにはならない。UNHCRは、いくつかの国内先例において、審査官が申請者の行動を無分別だと考えただけで不利な推論が行われるべきではない旨、特に指摘されていることに留意する³⁰¹。にもかかわらず、UNHCRは、審査官が軽率又は無謀であると考える行動を根拠として真実味がない旨の認定を行えると示唆する内部指針案³⁰²があることも発見した。

UNHCRが実施したケースファイルの検討の結果、審査官が、自らの個人的な危険性の認識に基づいて主観的評価を行っているように思われる決定があることも明らかになった。

- 審査官は、申請者が主張する行動について真実味がないと判断した。その根拠は、恋人と会うことが禁じられており、かつ露見した場合には危険な結果が生じることに鑑みれば、申請者があえて恋人との関係を維持しようとした可能性は低いというものであった³⁰³。
- 審査官は、申請者が、自分の美容院の客の中にはタリバンの構成員とつながっている者もいることを知っていたにもかかわらず、それらの客の前でタリバンを批判する発言をしていたという主張について、真実味がないと判断した³⁰⁴。
- 審査官は、審査官がイスラム教徒の家であえてキリスト教系の映画を見たというのは真実味に欠けると判断した³⁰⁵。
- 審査官は、申請者が、それにとまなう危険性を承知の上でエホバの証人になろうとしたと

²⁹⁹ AFG02F.

³⁰⁰ IRN08M.

³⁰¹ CCE/RVV 20746, 18.12.2008, “4.2. [...] De plus, concernant le motif relatif aux risques pris par le requérant en connaissance de cause, le Conseil estime qu’il manque de pertinence, puisqu’il ne peut pas être exigé d’un requérant qu’il modifie son comportement ou son identité afin d’éviter la persécution. La question n’est pas de savoir si un requérant peut éviter d’être persécuté, mais d’évaluer la gravité d’une violation possible de ses droits fondamentaux. [...]” また CCE/RVV 20729, 18.12.2008 も参照。

³⁰² 申請の理由としての性的指向又はジェンダー・アイデンティティが挙げられている難民認定申請についての難民・無国籍者弁務官事務所内部指針案。

³⁰³ AFG04MNP.

³⁰⁴ AFG05MSP.

³⁰⁵ AFG01FNP.

いうのは真実味がなく、申請者がエホバの証人になりたいと完全に確信していたわけではないことを考えればなおさらであると判断した。

「申請者は、当初、イラクにいる時は完全な確信があったわけではなく、しかしその宗教について学んでみたかったと述べた。イラクにおいてそのような勉強を行うことにともなう危険に鑑みれば、たとえまだ完全な確信がなかったとはいえ、申請者がそのような危険を冒す可能性はきわめて低い」³⁰⁶

結論として、UNHCRの調査により、主張されている事実に真実らしいか否かの審査官の判断は、独立の、客観的な、信頼性及び適時性を備えた証拠よりも、主観的推測、予断、推量及び憶測に基づいて行われていることが多いことが明らかになった。

真実味を信憑性指標のひとつとして利用するのであれば、証拠全体及び他の信憑性指標を参照しながら評価を行うようにすることが重要である。証拠が他の点では内的整合性を保っており、かつ国別情報又はその他の鑑定証言からも矛盾する証拠が見出されないにもかかわらず、真実味がないという理由だけで国際保護申請を却下するのであれば、審査官は誤りを犯すことになる。

欧州庇護カリキュラムで助言的意見されているように、真実味がないという認定は「合理的に導かれた、客観的に正当化できる推定」に基づいて行われなければならないのであり、審査官は、特定の出来事がどのように展開し得た（展開したはずである）か、又は申請者若しくは第三者がどのように行動したはずであるかに関して憶測を行うべきではない。審査官は、ある説明又は事実に真実味がないという認定について、明確かつ詳細な理由を示さなければならない。また、そのような結論が証拠によって裏づけられることを確保し、当該証拠に言及した上で、申請者による説明が、信憑性に関して不利な認定が行われるという結論に異議を唱えるには不十分であると考えられた理由を述べるべきである³⁰⁷。

³⁰⁶ IRQ05MSP.

³⁰⁷ *Matter of X*, United States Executive Office for Immigration Review (EOIR), 9 August 2011 [人身取引事案], p. 8: 「しかし、これらの事実が本来的に真実味に欠けるという主張を裏づける証拠が記録に存在しない以上、当裁判所は、これらの事実によって被申立人の信憑性が損なわれたと認めることはできない」。

7. 態様

「態様 (demeanour)」は人の外的な振舞い及び挙動を表す言葉であり、これには行動、表現又は回答の方法（例えば、躊躇している、口が重い、逃げ腰である、自信あり気である、自発的である、又は直接的である等）、声の調子、話す時の抑揚又は速度、表情、目線の交わり方、感情、姿勢、並びにその他の非言語的コミュニケーションが含まれる。

裁判所の中には、個人面接時の申請者の態様及び証言の際の挙動を、信憑性評価に関連するものとして扱っているところもある。しかし、このことにより、不服申立審査機関が第一次審査における信憑性認定に干渉するのをためらってしまうことも、時に生ずる。認定機関は申請者と会って観察を行う機会を有しているのに対し、不服申立審査機関はそのような機会を持たないためである。例えば、欧州人権裁判所は、明確にはではないものの、申請者の態様が信憑性評価の一環として考慮されるべき要因のひとつであることを暗に認めているように思われる。

「当裁判所が見るところ、当初から、本件の事実関係について当事者間で争いがあり、かつ、政府は申立人の信憑性に疑義を呈して、その説明に見られるいくつかの矛盾点を指摘していた。当裁判所は、本件のような事件において関連する事実を精確に確定することはしばしば困難であることを認める。当裁判所は、一般的原則として、事実関係のみならず、より特定していえば証人の信憑性についても、評価を行う上で最も有利な立場にあるのは国内当局であることを認める。というのも、国内当局こそが、当該個人の態様を見聞きし、かつ評価する機会を有していたためである」³⁰⁸ (強調引用者)

信憑性指標のひとつとして態様を用いるのは、態様の中には信憑性を表しているものもあるという想定に基づいていると思われる。これには、座っている時又は立っている時の姿勢、緊張の度合い、答えにくい質問をされた時の顔色、話す速度などが含まれ、これらは真実であること又はだまそうとしていることの表れとして解釈される場合がある。ただし、これは著しい欠点がある推定である。簡潔に指摘されているように、ある者が真実を述べているかどうか判断するために態様に依拠することは、「ほとんどの場合、実際には規範など存在しないのに、ある規範から逸脱しているかどうかを重視すること」³⁰⁹にほかならない。

³⁰⁸ *R.C. v. Sweden*, no. 41827/07, ECtHR, 9 March 2010, para. 52.

³⁰⁹ R. Thomas, *Administrative Justice and Asylum Appeals: A Study of Tribunal Adjudication*, Oxford: Hart Publishing, 2011, p. 149 (T Bingham, 'The Judge as Juror: The Judicial Determination of Factual Issues', *Current Legal Problems*, vol. 38, no. 1, 1985, p. 1-27 at 10-11 に言及)。この一節は、S Conlan, S Waters, K Berg, *Difficult to Believe: The Assessment of Asylum Claims in Ireland*, Irish Refugee Council, 2012, p. 15 でも、T Bingham, *The Business of Judging: Selected Essays and Speeches*, Oxford: Oxford University Press, 2000, p. 11 に言及しながら引用されている：「(……) 裁判官が、証人の態様からその民族的所属に関する知見をわずかながら得られたとしても、……証人が他のいずれかの民族に属しており、かつ第 2 言語もしくは第 3 言語としての英語で、又は通訳者を通して証言している場合には、さらにわずかな知見しか得られないに違いない。抑揚のような事柄はまったく関連性を有しなくなり、話し方及びためらいがそれ以上の関連性を有することもめったにない」。

7.1 個別的事実及び背景事情

態様は、個人の性格的特質、年齢、ジェンダー、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ、成熟度、文化、社会的地位、学歴、心理的及び身体的状態並びに庇護手続きの状況によって形成される³¹⁰。態様を参照しながら信憑性について判断するのは主観に基づくものであり、そこには審査官の見解、偏見、個人的な人生経験及び文化的規範が反映されざるを得ない。

人の態様を誤って解釈する危険性は常に存在するのであり、文化横断的・言語横断的コミュニケーションの文脈においてはなおさらである³¹¹。態様は文化によって異なる³¹²。古典的な例として挙げられるのは、西洋文化においては目を合わせないことが不誠実さの表れであると考えられる場合があるのに対し、実際には、申請者が内気な性格の持ち主であること又は怯えていることの表れに過ぎない場合もあるというものである。あるいは、それは申請者の（おそらくはジェンダー及び年齢ともあいまった）文化を反映したものであり、権威のある相手に対する敬意又は服従の念を示しているのかもしれない³¹³。

男女の行動を規律している文化的な違い及び規範も、申請者の態様に影響を与える可能性がある。UNHCRが過去に実施した調査では、「正しい」態様及び「正しくない」態様が、ジェンダー関連の事案における審査官の信憑性認定に関係していることがわかった。

「対象とした事案の中には、一次段階又は不服申立て段階で、信憑性がないという判断を理由に認容されなかった申請が多くあった。これは多くの要因によるものだが、最も多かったものとしては、整合性に欠ける点若しくは真実味がないと思われる点が証言にあったこと、『正しくない』態様であったこと（例えば、申請者は悲痛に感じているはずだと審査官が予想する時に淡々としていること）、又は補強証拠となる出身国情報が存在しなかったことが挙げられる。信憑性があると認定された場合、その理由は、『正しい』態様であったこと、申請者の説明に相対的整合性があったこと及び補強証拠となる出身国情報が存在したことの組み合わせによるものであることが多かった」³¹⁴

³¹⁰ カナダ移民難民委員会（難民保護部法務課）「難民保護申請における信憑性評価」（2004年1月31日）、38頁、第2.3.7項、39頁参照。またW Kälin, 'Troubled Communication: Cross-Cultural Misunderstandings in the Asylum-Hearing', *International Migration Review*, vol. 20, no. 2, Special Issue: Refugees: Issues and Directions, Summer 1986, p 230-41も参照。

³¹¹ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.2.18節：「自分達自身の文化的基準を通じて申請者の行動を解釈することには、大きな危険がともなう。態様に関する誤った解釈はおそらく直感と関係しているが、直感に基づいて難民認定申請が評価されないようにすることは、このモジュールの主な目標のひとつに過ぎない」。英国庇護移民審判所／移民不服申立機関「移民不服申立機関（英国）：庇護とジェンダーに関するガイドライン（*Immigration Appellate Authority (UK): Asylum Gender Guidelines*）」（2000年11月1日）、第5.44項：「証人の態様の評価は、その女性が別の国の出身者であり、通訳を通じて、又は第1言語ではない英語で証言を行う場合には、とりわけ困難である」。オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月24日）、第6.1項：「審判所は、文化的違いが態様及び口頭のコミュニケーションに及ぼす影響についても承知しておくべきである。審判所は、口頭証言が通訳を通じて行われる場合、又は証言者が審判廷におらずにビデオリンクを通じての観察しかできない場合に態様に依拠する時は、特段の配慮を行うべきである」。Iao v. Gonzales, 400 F.3d 530, 534 (7th Cir. 2005)：「態様は、特に文化的違い及びトラウマの影響のために非言語的サインを正しく解釈するのが困難な庇護の文脈においては、不確実な信憑性指標となりうる。[……] 全般的な信憑性判断の一環として申請者の態様を考慮する際には、全体的事情の一環として、庇護インタビューの状況（通訳者の利用を含む）、文化的推測及び過去のトラウマの影響の可能性が考慮されなければならない」。R Byrne, 'Assessing Testimonial Evidence in Asylum Proceedings: Guiding Standards from the International Criminal Tribunals', *International Journal of Refugee Law*, vol. 19, no. 4, December 2007, p 609-38：「文化横断的な状況及び心理的に複雑な状況においては、態様及び表現方法は、信憑性に関する判断の指標としては、信頼できない主観的なものとなる」。

³¹² P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 127で引用されているR Cryer, *Witness Evidence Before International Criminal Tribunals, the law and practice of international courts and tribunals*, (2003), p 428-9。欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.2.20節：「うなづくことは、肯定を示すこともあれば否定を示すこともある」。

³¹³ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第7.4項：「一部の文化では、頭をたれること及び目を合わせないことが敬意の表れとされる。目を合わせたり、明確かつ直接的に話したりすることは、多くの女性にとって著しく不適切な行為と考えられており、信憑性に欠けることの表れと捉えられるべきではない」。

³¹⁴ UNHCR「紛争から避難する女性・女子」；米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第7項。

英国の指針は次のように指摘している。「面接官は、ジェンダー及び文化的規範が態様に影響を与える上で重要な役割を果たす場合もあることに敏感であるべきである。例えば、女性が面接の場でのような身体的振舞いを見せるか——例えば目を合わせるか、姿勢を変えるか、又は話をするときにためらいを示すか——といった点である。態様だけでは、信憑性について判断する信頼に足る指針とはならない」³¹⁵

過去に行われた研究では、審査官がしばしば、女性や女子の態様に関する固定観念的な、不正確な又は不適切な捉え方に基づいて信憑性に関する認定を行っていることに留意されていた³¹⁶。心理学的研究で明らかになっているところによれば、審査官は、自分が予想するやり方で感情を表現する相手（例えば目に見えて悲嘆している強姦被害者）の方を信じやすい³¹⁷。女性の申請者が自分の経験を語る際にどのような感情をどの程度表に出すかは、その陳述の信憑性を示す指標として用いられるべきではない³¹⁸。感情が表に出ないからといって、必ずしも、その女性が苦痛を感じておらず、又は起きたことによって深く影響されていないということにはならない³¹⁹。

固定観念に基づく振舞い（又は特定の外見）の有無に依拠して、申請者が特定の性的指向又はジェンダー・アイデンティティを有している又は有していないという結論を出すべきではない³²⁰。LGBTI を代表する普遍的な特性又は資質が存在しないのは、異性愛者の場合と同様である³²¹。英国の政策指針は、「人間に関する固定観念——ゲイの男性は『女性的』な態様のはずである、若しくはレズビアンは男性的な外見である（又はそのような特徴が存在しない）等——によって信憑性評価が左右されるべきではない」と指摘している³²²。さらに UNHCR は、LGBTI のカップルに対し、その性的指向を立証する試みとして、面接の場で身体的にあからさまな振舞いをするよう期待するのも不適切であると指摘している³²³。

人をだまそうとする振舞いについて判定するために態様を用いることは、文化横断的状况において、問題があるだけには留まらない。多数の心理学研究によって明らかにされているところによれば、嘘を見破る手がかりであると思われること（目をそらすこと、手の動きが激しくなること、ためらいの度が増すこと等）は、実際には、嘘をついている者が行うことではない³²⁴。実際のところ、誰かが嘘をついていると証明するための、信頼できる行動上の指標はごくわずかである³²⁵。さらに、だまそうとしていることの行動上の兆候を探そうとすることが、不安を感じていることの行動上の兆候を探そうとすることと同視される場合もある（嘘をつく者は神経質になるという想定に基づいている）ことが、研究の結果わかっている³²⁶。このことは、庇護の文脈においては明らかに問題である。申請者には、神経質になる、また神経質であるように見える、十分な理由がある可能性もあるからである。

ルワンダ国際刑事裁判所上訴裁判部は、証人の態様が第一審裁判部に影響を及ぼした可能性があることに警鐘を鳴らし、「自信がありそうな態様は性格的な特質であって、真実であること又は正確であることを示す信頼に足る指標ではない場合がきわめて多いことを斟酌するよう、慎重でなければならない」³²⁷と指摘している。さらに、「特定の証人が明らかにした確信の度合いは、『その証人が見たこと又は覚えていることの質的側面というよりも性格的側面』と関

³¹⁵ 英国国境庁「庇護指令－難民認定申請におけるジェンダー問題」（2010年9月）、第7.2節。

³¹⁶ UNHCR「紛争から避難する女性・女子」、43頁。

³¹⁷ G Kaufmann, G C B Drevland, E Wessel, G Overskeid, S Magnussen, 'The Importance of Being Earnest: Displayed Emotions and Witness Credibility', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 17, no. 1, 2003, p 21–34.

³¹⁸ UNHCR ガイドライン第1号、第36項(xi)。

³¹⁹ 英国庇護移民審判所／移民不服申立機関「移民不服申立機関（英国）：庇護とジェンダーに関するガイドライン」（2000年11月1日）、第5.44項。

³²⁰ UNHCR ガイドライン第9号、第60項(ii)。

³²¹ UNHCR ガイドライン第9号、第60項(ii)。

³²² 英国国境庁「庇護指令－難民認定申請における性的指向関連の問題に関するガイドライン」（2010年10月）。

³²³ UNHCR ガイドライン第9号、第64項。

³²⁴ Global Deception Research Team, 'A World of Lies', *Journal of Cross-Cultural Psychology*, vol. 37, no. 1, January 2006, p 60–74. また J Herlihy, L Jobson, S Turner, 'Just Tell Us What Happened to You: Autobiographical Memory and Seeking Asylum', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 26, no. 5, 2012, p 661–76 も参照。

³²⁵ B M DePaulo, J L Lindsay, B E Malone, L Muhlenbruck, K Charlton, H Cooper, 'Cues to Deception', *Psychological Bulletin*, vol. 129, no. 1, 2003, p 74–118.

³²⁶ H Rogers, S Fox, J Herlihy, *The Importance of Looking Credible: The Impact of the Behavioural Sequelae of Post-Traumatic Stress Disorder on the Credibility of Asylum-Seekers* (under review).

³²⁷ P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 126 で引用されている *Prosecutor v. Kupreskic et al. (Appeal Judgment)*, IT-95-16-A, 23 October 2001, para. 138.

係している旨の、鑑定証言にも言及している³²⁸。

申請者の表現方法が混乱していたり断片的であったりするのは、嘘をついているからではなく、単純に、それが申請者なりの表現方法であるからか、申請者が心配、不安若しくはストレスを感じているからに過ぎないかもしれない。このことは、あまりにも多くのものを失う可能性もあることを考えれば、驚くべきことではない。申請者は、手続きに、また新しい社会的及び文化的環境に、当惑している場合もある³²⁹。さらに、面接官の態度によって、また面接官が申請者とのやりとりをどのように組み立て、かつ方向づけるかによって、申請者の挙動に影響が生じる可能性もある³³⁰。

このことは英国の指針にも反映されている。「信憑性評価を行うにあたり、審査官は、主観的要因（例えば、申請者は面接の時に神経質そうに若しくは怯えているように見えたか、又はまったく落ち着いていて理性的であったか）によって影響されるべきではない」³³¹

第3章「信憑性評価：集学的アプローチ」では、トラウマになった出来事を体験した申請者が、その挙動に影響を及ぼす可能性もあるさまざまな症状を示す場合があることについて説明している。トラウマになった出来事に苦しんだ人々は回避の症状を示すことが多い。すなわち、その出来事について考えること及び話すことを回避したり、想起の引き金になるかもしれない状況を回避したりする³³²。これは通常の生存戦略であるが、挙動に影響が生じる可能性もある。申請者は解離を経験している可能性もあり、そのため気もそぞろであったり超然としていたりするように見える場合もある。自分が述べている事実から感情的に切り離された、感情的無感覚の状態を呈することもある。申請者が無頓着であるように見えることもありうるが、このような無頓着さは、この心理的戦略について理解されていなければ、信憑性が欠けていることの表れであると誤って解釈されかねない³³³。拷問又は性暴力に関連する事案では、関連の事実を想起する時に感情的に圧倒される申請者もいれば、何の感情も示さない申請者もいる³³⁴。申請者が、心理的対処機制に精通していない者にとっては奇妙に思えるかもしれない方法（笑う、微笑む、にやにや笑う、黙り込む等）で反応する場合もある³³⁵。

以上のようなさまざまな要因があることから、信憑性に関する米国の研修プログラムでは、審査官に対して以下のような助言が行われている。「拷問の体験を語ることにに対してこれほど多種多様な感情的反応が見られるのであるから、難民認定申請者がトラウマ性の体験について語る際、何らかの特定の感情を露わにするはずだと予想するべきではない」³³⁶

³²⁸ P Levrincova, *Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination* (学位論文), Charles University, Prague 2010, p. 126 で引用されている *Prosecutor v. Kupreskic et al. (Appeal Judgment)*, IT-95-16-A, 23 October 2001, para. 138.

³²⁹ W Kälin, 'Troubled Communication: Cross-Cultural Misunderstandings in the Asylum-Hearing', *International Migration Review*, vol. 20, no. 2, Special Issue: Refugees: Issues and Directions, Summer 1986, p 230-41 at p. 232.

³³⁰ W Kälin, 'Troubled Communication: Cross-Cultural Misunderstandings in the Asylum-Hearing', *International Migration Review*, vol. 20, no. 2, Special Issue: Refugees: Issues and Directions, Summer 1986, p 230-41 at p. 232.

³³¹ 英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）、15頁；英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、15頁。

³³² American Psychiatric Association, *DSM-IV: Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders*, Washington DC: APA, 1994.

³³³ J Herlihy, S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p 171-92 at p. 177; L Wilson-Shaw, N Pistrang, J Herlihy, 'Non-Clinicians' Judgments about Asylum Seekers' Mental Health: How do Legal Representatives of Asylum Seekers Decide When to Request Medico-Legal Reports?', *European Journal of Psychotraumatology*, vol. 3: no. 18406, 2012.

³³⁴ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第7.4項。

³³⁵ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.2.5節。

³³⁶ 米国市民権・移民局（難民・庇護・国際業務部（RAIO））「庇護担当官基礎研修モジュール：ジェンダー関連の申請」（2012年10月）、第7.4項。

7.2 態様に関する国の実務

これまでに述べてきたような所見があり、かつ態様は信頼できる信憑性指標ではないことが広く認められている³³⁷にもかかわらず、一部の認定機関及び不服申立審査機関には、指標としての態様を完全に放棄することに対して依然としてためらいがあるように思われる³³⁸。UNHCR が検討した指針では、態様は信頼できる指標ではない旨の注意が行われ、かつ、どのような要因を念頭に置いておくべきかが強調されている。しかし最終的には、態様を指標として、しばしば他の指標と組み合わせながらではあるが、活用することが認められている。

欧州庇護カリキュラムモジュールにはこのような実務が反映されている。同モジュールは、態様及び非言語的コミュニケーションに依拠するのは避けるべきであると示唆している³³⁹。しかし、以下のようにも述べているのである。

「不利な信憑性評価の根拠のひとつに態様を挙げるのであれば、このような認定の根拠となった証拠について明確な説明を行うべきである。申請者の態様とそこから導き出された結論との間には合理的な関係がなければならず、また決定においては理由が説明されなければならない。[……] 態様は、決定で客観的説明が行われる場合にのみ用いることができるのであり、また信憑性があること（ないこと）を示す他の複数の指標のひとつとしてでなければ用いることはできない」

340

欧州庇護カリキュラムモジュールはまた、申請者の個人的性格、文化的背景、学歴、過去のトラウマが影響している可能性及び通訳者の利用がすべて考慮されるべきであるとも、注意を促している。

同様に、オーストラリア及びカナダの裁判上の指針も、信憑性に欠けることの指標として態様に依拠することは禁止しておらず、ただ信憑性評価における態様の役割を低減させようとするのみである。そこでは、態様は多くの理由から信頼できない指標である旨の注意が行われ、態様を理由として不利な信憑性評価を行うのであれば、その認定の根拠となった証拠について明確な説明を行うべきであると主張されている³⁴¹。同様に、米国の法律でも、「事実審査担当官は、申請者又は証人の態様、率直さ又は反応のよさに基づいて信憑性に関する判断を行うことができる」³⁴²と明示的に定められている。

UNHCR は、オランダでは、信憑性の有無の指標として申請者の態様を用いることを認めた法的根拠又は政策指針が存在しないことに留意した。また、英国の審判所のアプローチは次のように要約されている。「証拠がどのように提示されたかという点に審査官の決定理由の一部となる側面があるのであれば、その過程及び理由を決定理由の一環として述べるのは審査官の責任である。ただし、これ

³³⁷ A Glass, 'Subjectivity and refugee fact-finding', in J McAdam (ed.), *Forced Migration, Human Rights and Security*, Oxford: Hart Publishing, 2008: 「審査官は、実務経験を積みればこれらの物事について第六感が身につくなどと信じないよう奨励されるべきである」。

³³⁸ R Thomas, *Administrative Justice and Asylum Appeals: A Study of Tribunal Adjudication*, Oxford: Hart Publishing, 2011, p. 149; J Herlihy, S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, p. 171–92 at p. 191; G Coffey, 'The Credibility of Credibility Evidence at the Refugee Review Tribunal', *International Journal of Refugee Law*, vol. 15, no. 3, 2003, p. 337–417 at p. 414.

³³⁹ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.2.18 節：「態様は、特に文化的違い及びトラウマの影響のために非言語的サインを正しく『読む』のが困難となる庇護の文脈においては、信憑性の有無を示す指標として考えることはできないことを承知しておくべきである」。また第 4.2.19 節も参照：「申請者の態様は、信憑性を評価する際に考慮すべきではない。申請者に信憑性が欠ける旨の認定を行うために態様及び非言語的コミュニケーションに依拠することは、避けなければならない」。

³⁴⁰ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.2.19 節。

³⁴¹ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月24日）、第 6.1 項：「審判所は、態様に基づいて不利な信憑性認定を行う時は配慮するべきである。態様は、本資料に掲げたどの要因及び事情の影響も受ける可能性がある」。同第 6.2 項：「態様が不利な信憑性評価の根拠とされたのであれば、審判所は、その認定の根拠となった証拠について明確な説明を行うべきである」。カナダ移民難民委員会（難民保護部法務課）「難民保護申請における信憑性評価」（2004年1月31日）、38頁、第 2.3.7 節：「証人の態様は、真実が語られているか否かを判断する絶対確実な指針でも、信憑性の有無に関する決め手でもない。態様が、それだけで、ある申請を裏づける証言全体を損なうのに十分なほど申請にとって重要なものであることは稀である。一般的には、態様は信憑性に欠けることを示すいくつかの指標のひとつである。裁判所は、全体として、最終的な信憑性評価における態様の役割を低減させようと試みてきた」。

³⁴² REAL ID 法第 101 条(a)(3)。また S Rempell, 'Gauging Credibility in Immigration Proceedings: Immaterial Inconsistencies, Demeanor, and the Rule of Reason', *Georgetown Immigration Law Journal*, vol. 25, no. 2, 2011, p. 377 も参照。

は真に注意が必要な分野である」³⁴³。実際、裁判所はこれまで、申請者の態様は不利な信憑性認定を行う十分な根拠ではないと判断したことがある³⁴⁴。

UNHCR が 2 つの加盟国で実施したケースファイルの検討では、審査官が、決定書において、信憑性の有無を示す指標として態様に言及していた事案はなかった。検討対象とされた内部覚書では、審査官は、申請者の態様に留意し、信憑性に関して考えられる結論をいくつか導き出したものの、決定書ではあえてこの要因に依拠していなかった（ただし、このような印象が評価に一般的影響を及ぼした可能性があるのは明らかであった）³⁴⁵。審査官を対象として実施された面接調査では、「ボディランゲージはあまり目に留めないように」³⁴⁶しているとし、それは「周辺的なこと」³⁴⁷であると述べる審査官もいた。このような見解はある加盟国の複数の法曹も共有しており、信憑性評価で態様に言及されている例は長いこと見たことがないと述べていた。

対照的に、UNHCR が別の加盟国で実施したケースファイルの検討では、審査官が信憑性指標としての態様に依拠するのは一般的であることが明らかになった³⁴⁸。例えば、自然な態度を保っていること³⁴⁹、感情を表に出すこと³⁵⁰、落ち着いていること³⁵¹及び冷静であること³⁵²は、すべて信憑性があることの表れと判断されていた。ある事案では、自分は教師であるという主張に信憑性があると認定された理由のひとつに、質問に対して「教師の典型的なやり方で」答えていたことが挙げられていた³⁵³。

申請者の態様は、質問のきっかけ又は手がかりにはなるかもしれないが、UNHCR の見解としては、信憑性の有無を示す指標として依拠するべきではない。この指標を活用するのであれば、UNHCR は、審査官に対し、申請者の個別的事情及び背景事情を十分に考慮するとともに、態様を決め手として信憑性が否定されることがないようにするよう、最大限注意を促すものである。

³⁴³ *MM (DRC-Plausibility) Democratic Republic of Congo v Secretary of State for the Home Department* [2005] UKIAT 00019, 27 January 2005, para. 18. また、英国の不服申立審査機関向けの指針が、個人的違い、文化的違いその他の違い及びトラウマがいずれも態様を決定する上で重要な役割を果たすことを認めながらも、女性が自分の経験を語る際にどのような感情をどの程度表に出すかは、信憑性の評価において限定的な役割を果たすべきであると述べていることも参照（英国庇護移民審判所／移民不服申立機関「移民不服申立機関（英国）：庇護とジェンダーに関するガイドライン」（2000年11月1日）、第5.44項）。

³⁴⁴ 移民不服申立審判所は、態様と密接に関係している「ためらい」について、申立人が真実を述べていないと判断する根拠としては不十分であると認定している（*B v Secretary of State for the Home Department (DR Congo)* [2003] UKIAT 00012, 12 June 2003）。

³⁴⁵ AFG02FNP; IRQ02FNP.

³⁴⁶ インタビュー6。

³⁴⁷ インタビュー5。

³⁴⁸ AFG01MRS; AFG02MRS; AFG03FRS; AFG04MSP; AFG07M; IRQ02MRS; IRQ03FRS; DRC01MRS; DRC02FRS; DRC03M; DRC06M; DRC07F; DRC08F; GUI02FRS; GUI03FRS; GUI04M; GUI05M; GUI08M; INT07IRQM; INT06GUIM.

³⁴⁹ AFG01MRS, GUI02FRS.

³⁵⁰ AFG02MRS, GUI02FRS.

³⁵¹ IRQ02MRS.

³⁵² DRC01MRS.

³⁵³ AFG02MRS.

8. 小括

UNHCR の調査により、調査対象とされた 3 つの加盟国の認定機関はさまざまな信憑性指標に依拠していることが確認された。しかし、最も一般的に用いられている信憑性指標は何か及び特定の指標がどのように説明されかつ解釈されているかという点では、相違が見られる。

本調査により、適切に適用されれば、主張されている重要な事実を認容するか否かについて審査官が決定する際の指針として活用し得る、5 つの信憑性指標が特定された。

- (i) 十分な詳細及び具体性
- (ii) 申請者が口頭及び（又は）書面により主張する重要な事実（申請者の陳述及び申請者が提出する書証その他の証拠を含む）の内的整合性
- (iii) 申請者の陳述と、家族構成員及び（又は）その他の証人から提供される情報との整合性
- (iv) 申請者の陳述と、申請者の事案に関連して入手可能な具体的及び一般的情報（出身国情報を含む）
- (v) 真実味

欧州庇護カリキュラムモジュールは、これらと同じ信憑性指標を、内的整合性、外的整合性及び真実味という見出しのもとに整理している³⁵⁴。用語法が異なるとはいえ、このような分類は上述の 5 つの指標を網羅している。内的整合性は、申請者の陳述の内的一貫性及び整合性、並びに、これらの陳述と、申請者が提出した他の証拠及び（又は）家族構成員若しくは証人から提供された情報との一貫性及び整合性を指している。ここでは、「合理的な詳細」も指標のひとつに含まれている。外的整合性は、申請者の陳述と、出身国情報、既知の事実及び申請者又は認定機関が提供した他の証拠との整合性を指している。

信憑性指標を活用するにあたっては、単独で信憑性の有無を確実に判断できる指標は存在しないことに留意しておくのがきわめて重要である。審査官は、それぞれの指標がどのような想定に基づいているのか承知し、かつ、個別事案においてこれらの指標を適用不可能なもの及び（又は）信頼できないものにしてしまう可能性がある一連の要因及び事情を理解しておかなければならない。これらの要因は、神経生物学、心理学、比較文化学、ジェンダー学、人類学及び社会学等の幅広い分野に及んでいるため、信憑性指標の活用は、これらの分野ですでに相当に蓄積されている関連の実証的証拠を参考にする場合に、最も効果的となる。

本調査では、一部の認定機関がより幅広い指標を適用している場合があること、特に、主張を行う際の申請者の態様を信憑性指標として利用している法域があることも明らかになった。

³⁵⁴ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 3.2.1 節。J Sweeney, 'Credibility, Proof and Refugee Law', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 4, December 2009, p 700–26 が指摘するところによれば、その後英国の政策指針で活用されるようになったこれらの分類を最初に行った論文としてしばしば引用されるのは A. Weston, "A Witness of Truth" – Credibility Findings in Asylum Appeals', *Immigration and Nationality Law and Practice*, vol. 12, 1998, p 87–9 at p. 88 である。

CHAPTER 6

申請者の行動の評価

1. はじめに.....	190
2. 申請者が迫害又は重大な危害のおそれに対する恐怖を有していないことの表れと判断される行動.....	194
2.1 難民申請の遅れ.....	194
考慮すべき要因.....	195
2.2 安全な第三国で申請を行わなかった申請者.....	199
考慮すべき要因.....	199
安全な第三国で申請を行わなかったことに関する国の実務.....	200
3. 加盟国において信憑性があることの表れとして期待される行動.....	203
4. 申請者に相手を欺こうとする性向及び不誠実さの性向があることを示していると判断される行動.....	206
考慮すべき要因.....	208
5. 小括.....	212

1. はじめに

UNHCRは、申請者が主張する重要な事実に焦点を当てた信憑性評価と、申請者が提供する情報の信憑性の確定を目的とした信憑性指標の効果的活用を奨励している。実際には、各国が、信憑性に関する認定を裏づけるために他の一連の要因に依拠し、それをより一般的に適用して、信憑性指標に照らして検討した場合には信憑性があるとして認容されるであろう陳述に、疑問符を付している場合もあることが観察された。

UNHCRの調査により明らかになったのは、調査対象とされた3つの加盟国の実務及び欧州庇護カリキュラムモジュールにおいては、広範かつ非網羅的なさまざまな行動（資格指令第5条5d項で想定されている難民認定申請の遅れを含む）が、申請者の信憑性の有無を示している可能性がある要因として捉えられているということである。資格指令第4条5e項に基づく「申請者の全般的信憑性」の評価の一環としても考慮されるこれらの要因は、結果に重要な影響を及ぼす可能性がある。信憑性評価を開始する段階で特定の行動の存在がわかっているならば、申請者の陳述には疑問があるとあらかじめ考えられてしまうことにもなりかねない。これにより、当該申請者の陳述の信憑性について、より高い基準が適用される可能性もある。

これらの行動は、以下のものを含む3つのカテゴリーに分類することができる。

- ① 申請者が迫害又は重大な危害のおそれに対する恐怖を有していないことの表れであり、したがって重要な事実に関する申請者の陳述には信憑性がないことを示唆していると判断される行動。例えば以下のような行動がある。
 - a. 出身国又は常居所を有していた国における行動であって、迫害又は重大な危害の怖れに対する恐怖を有していないことの表れであると判断される行動（申請者が出身国又は常居所を有していた国をなかなか出国しなかったこと、又は危害のおそれを認識したと同時に身を隠さなかったこと等）¹。
 - b. 難民認定申請の遅れ（以下の場合を含む）²。
 - i. 申請者が、可能な最も早い時点で国際保護を申請しなかった場合（ただし、申請しなかったことについて相当の理由があったことを明らかにできる場合は除く）³。
 - ii. 申請者が逮捕されて初めて庇護を申請した場合⁴。
 - iii. 申請者が、その退去強制につながるであろうより早い段階での決定又は差し迫った決定の執行を遅延させ又は妨げることを目的とした行動をとっていると判断される

¹ Dutch Council of State 30 December 2011 (201100520). AFG01FNP, AFG04MNP, IRN01MNP, INT06IRQF, AFG06FSP, AFG09M, IRQ01MRS, GUI08M, INT09GUIF, INT06GUIM, AFG05MSP, IRQ09M, INT03IRQM, IRQ09M, IRQ01M.

² オランダ・2000年外国人法第31条(2)(c)及びオランダ・2000年外国人規則第3.35条第3項；英国・出入国管理規則第339L項(iv)及び信憑性に関する庇護指令（2012年2月）、第4.3.4項。これらの規定の適用は、検討対象とされた以下の事案で観察された：SOM03MNP, (默示的にIRQ01FNP, IRN01MNP, IRN02FBP), IRN05M, IRQ06MRS, AFG08M, AFG07M, SOM02M, IRQ04F, IRQ05M, AFG05M, SOM04M。欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.1.8節は、難民認定申請の遅れについて、申請者の人格的信憑性に影響を及ぼし得る行動として言及している。

³ 資格指令第4条(5)(c)は、このことを、申請者の陳述を裏づける書証その他の証拠の必要性を免除するための前提条件として明示的に規定している。ただし、評価手続指令第8条(1)で次のように定められていることにも注意：「第23条(4)(i)の規定を害しないことを条件として、加盟国は、難民認定申請が、それが可能な限り早期に行われなかったことを唯一の理由として却下され又は審査対象から除外されないことを確保する」。第23条(4)(i)は、加盟国に対し、「申請者が、より早い時点で申請を行う機会を有していたにもかかわらず、合理的な理由なくそうしなかった」場合に、申請の審査を優先的に又は迅速に進めることを認めた規定である。欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.1.5節は、申請者の信憑性に影響を及ぼす可能性がある行動として、評価手続指令第23条(4)(i)に言及している。

⁴ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.1.10節（逮捕後の難民認定申請）。英国・2004年庇護及び移民（申請者の処遇等）法第8条(6)(a)及び(b)。INT08TURKM。

- 場合⁵。
- c. 申請者が安全な第三国で庇護を申請しなかったこと⁶。
 - d. 申請者が、第三国における申請を、決定が行われる前に明示的に又は黙示的に撤回したこと⁷。
 - e. 申請者が、過去に出身国又は常居所を有していた国への自発的帰還を申請していたこと⁸。
 - f. 申請者が、予定された面接に出席せず、又は有権的当局から課されたその他の条件を遵守しなかったこと（ただし、そのことについて相当の理由があった場合は除く）⁹。
- ② 加盟国における申請者の行動であって、信憑性があることの表れであると判断されるもの。この点について、当局は例えば以下のことを考慮する場合がある¹⁰。
- a. 申請者が、出身国又は常居所を有していた国で生じている出来事の変遷について引き続き情報を得ているか。
 - b. LGBTI であると主張する申請者が、そのパートナーとされる相手が出身国又は常居所を有していた国に残っている場合に、当該相手との接触を維持しているか。
 - c. LGBTI であると主張する申請者が、仮の庇護国における LGBTI の状況について継続的に情報を得ており、かつ LGBTI の社交的活動に参加しているか。
 - d. 申請者が特定の宗教の信者である場合、仮の庇護国において当該宗教を公に実践しているか。
- ③ 申請者に相手を欺こうとする性向及び不誠実さの性向があることを示していると判断され、したがって信憑性がないことの表れであると判断される行動。これには例えば以下のような行動が含まれる場合がある。
- a. 虚偽の情報及び（又は）文書をあたかも有効なものであるかのように意図的に提出すること¹¹。
 - b. 申請者が、身元について異なる情報を述べて、別に国際保護の申請を行っていること¹²。

⁵ これも、庇護審査を優先的に又は迅速に進める任意の理由のひとつである（評価手続指令第 23 条(4)(j)）。欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.1.5 節は、申請者の信憑性に影響を及ぼす可能性がある行動として、評価手続指令第 23 条(4)(j)に言及している。英国・2004 年庇護及び移民（申請者の処遇等）法第 8 条(5)も参照。

⁶ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.1.9 節（最初に入国できた安全な国で庇護を申請しなかったこと）。英国・2004 年庇護及び移民（申請者の処遇等）法第 8 条参照。この規定は、検討対象とされた以下の事案で適用されていた：IRN04M, AFG07M, IRQ01M, IRN08M, IRQ10M, AFG08M, IRN06MRS。

⁷ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.1.11 節は、「別の国で庇護を申請し、かつ当該申請についての決定が行われる前に出国すること」を挙げている。英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、第 4.3.4 項参照。IRQ05MSP。

⁸ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、第 4.3.4 項。

⁹ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.1.11 節（出入国管理当局が課した条件の不遵守）。評価手続指令第 12 条(6)参照：「第 20 条(1)の規定にかかわらず、加盟国は、難民認定申請に関する決定を行う際、申請者が個人インタビューに出席しなかったことを考慮することができる。ただし、出席しなかったことについて相当の理由がある場合はこの限りでない」。オランダ・2000 年外国人法第 31 条(2)(b)及び英国・2004 年庇護及び移民（申請者の処遇等）法第 8 条(2)(c)参照。

¹⁰ IRQ08FSP, AFG06FSP, GUI04M, GUI07M, GUI08M, GUI09M, GUI10F, DRC06M, DRC07F, DRC08F, DRC09F, INT04IRQF。

¹¹ オランダ・2000 年外国人法第 31 条(2)(d)及び(e)並びに帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010 年、Vc 2000）、C4/2.5；Dutch Council of State 30 December 2011 (201100520)；District Court of the Hague 3 March 2003 (AWB 03/13656)。英国・2004 年庇護及び移民（申請者の処遇等）法第 8 条(2)(b)及び(3)(b)も参照。IRQ07FSP, IRQ01FAP,（黙示的に IRQ04MNP）、IRN02MNP, AFG09F, SOM07F, SOM01F, AFG03M。これは、欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.1.7 節（虚偽文書の提出）でも、申請者の人格的信憑性に影響を及ぼす可能性がある行動として明示的に挙げられている。これが、評価手続指令第 23 条(4)(d)に基づいて庇護審査を優先的に又は迅速に進める任意の理由のひとつともされていることに注意（「申請者が、虚偽の情報又は文書を提出することにより当局に誤認させた時 [……]」）。欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.1.5 節は、申請者の信憑性に影響を及ぼす可能性がある行動として、評価手続指令第 23 条(4)(d)に言及している。

¹² IRQ05MSP。これは、欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.1.11 節（異なる名前による別の申請）で、申請者の人格的信憑性に影響を及ぼす可能性がある行動として明示的に挙げられている。これが庇護審査を優先的に又は迅速に進める任意の理由のひとつともされていることに注意（評価手続指令第 23 条(4)(e)：「身元について異なる情報を述べて、別に難民認定申請を行っている時」）。欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.1.5 節は、申請者の信

- c. 申請者が、加盟国の領域に不法に入国し又は在留を不法に延長している場合であって、相当な理由なく、その入国の事情に鑑み、当局に出頭せず、かつ（又は）可能な限り早期に難民認定申請を行わなかったこと¹³。
- d. 身元又は国籍の立証に役立ったはずの書証を不誠実で廃棄し又は処分すること¹⁴。

「申請者の全般的信憑性が立証され」ていなければならないという、資格指令第4条5項(e)に基づく要件について、欧州庇護カリキュラムモジュールは、「申請者の人格面の信憑性を損ない得る多くの態様の行動が存在する」と述べている¹⁵。欧州庇護カリキュラムモジュールが示唆するところによれば、申請の審査を優先的に又は迅速に進める15の理由（評価手続指令第23条(4)のうち8の理由は、同時に、合理的説明がなければ申請者の信憑性を損なう可能性がある行動でもある¹⁶。

重要な点として強調しておかなければならないのは、評価手続指令第23条(4)は、手続上、申請の審査を優先的に又は迅速に進めるための任意の法的根拠について定めた規定だということである。しかし、信憑性評価で考慮される要因についての法的根拠を定めたものではない。評価手続指令第23条(4)に掲げられた要素の中には、主要な信憑性指標の活用の一環として、全般的な信憑性評価において考慮することができるものもある。UNHCRとしては、ここで挙げられている具体的な要素を、申請者が行った陳述の信憑性に関する信頼できる指標として活用することがないよう注意を促す。

したがって、審査官は信憑性評価を目的として評価手続指令第23条(4)を参照するべきではないというのがUNHCRの見解である。評価手続指令第23条(4)で取り上げられている問題の中には、申請の裏づけとして虚偽の情報を提示すること、申請者が利用できる関連の情報及び（又は）その他の証拠を提供しないこと等、申請者の説明の十分な詳細及び整合性を評価する際に考慮することができるものもある。適切な場合、申請者が申請の実証のために真摯な努力を行ったか否かを評価する際に用いることもできる¹⁷。申請者が整合性に欠ける、矛盾した、真実味のない、又は不十分な説明を行ったか否かという、評価手続指令第23条(4)(f)に反映されている問題は、すでに信憑性評価の焦点となっているのであり、また資格指令第4条5項(c)の対象でもある。

欧州庇護カリキュラムはまた、申請者に詐欺の前科がある場合、人格的信憑性に影響が生じる可能性があるとも述べている¹⁸。その法的根拠は挙げられていない。UNHCRが調査対象とした3つの加

憑性に影響を及ぼす可能性がある行動として、評価手続指令第23条(4)(e)に言及している。オランダ・2000年外国人法第31条(2)(a)並びに英国・2004年底護及び移民（申請者の処遇等）法第8条(2)(a)及び(b)参照。カナダ連邦裁判所が、異なる身元を用いて複数の保護申請を行うことは申請者の全般的信憑性について消極的に評価する適切な根拠であると判示していることにも留意（カナダ移民難民委員会「難民保護申請における信憑性評価」（2004年1月31日）、第2.3.8節、41頁）。

¹³ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.1.11節は出入国管理所を回避することに言及している。これが庇護審査を優先的に又は迅速に進める任意の理由のひとつともされていることに留意（評価手続指令第23条(4)(l)）。欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.1.5節は、申請者の信憑性に影響を及ぼす可能性がある行動として、評価手続指令第23条(4)(l)に言及している。英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、第4.3.4項参照。オランダ・2000年外国人法第31条(2)(c)参照。

¹⁴ これが庇護審査を優先的に又は迅速に進める任意の理由のひとつともされていることに留意。評価手続指令第23条(4)(l)：「〔……〕申請者が、その身元又は国籍の立証に役立ったはずの身分証明書類又は旅行証明書を悪意で廃棄し又は処分した可能性が高い時」。欧州庇護カリキュラムモジュール7は、申請者の信憑性に影響を及ぼす可能性がある行動として、評価手続指令第23条(4)(f)に言及している（第4.1.5節）。帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc2000）、C4/3.6.3並びに英国・2004年底護及び移民（申請者の処遇等）法第8条(2)(a)、(3)(c)及び(d)。AFG10F, IRQ07FSP, AFG01FNP, AFG01MNP, AFG02FNP, AFG02MNP, AFG03MNP, AFG03FNP, AFG04MNP, AFG05MNP, IRN02MNP, IRN03MNP, IRQ02FNP, IRQ02MNP, IRQ03MNP, IRQ04MNP, IRQ05MNP, SOM01FNP, SOM02FNP, SOM01MNP, SOM02MNP, SOM03MNP, AFG01MBP, IRN01MBP, IRN02FBP, IRN02MAP, IRQ04F, AFG04M。

¹⁵ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.1.15節。

¹⁶ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.1.5節では、評価手続指令第23条(4)に由来する以下の行動が挙げられている：(d) 身元／国籍に関する関連の情報又は文書を偽り、又は提出しないこと；(e) 異なる情報を述べて、別に難民認定申請を行うこと；(f) 申請者の身元又は国籍を立証する合理的な証明を行わず、又はそのための関連文書を廃棄／処分すること；(g) 迫害に関する主張の説得力を失わせる、整合性に欠けた、矛盾のある、蓋然性がない、又は不十分な説明を行うこと；(h) 申請者が有する特定の事情又は出身国における状況について関連する新たな要素を提起しないまま、その後の申請を提出すること；(i) より早期に申請を行う機会があったにもかかわらず、合理的な理由なくそうしなかったこと；(j) 自己の退去強制につながるであろうより早い段階での決定又は差し迫った決定の執行を遅延させ、又は妨げるために申請を提出すること；(k) 指令2004/83/EC第4条(1)及び(2)又は評価手続指令第11条(2)(a)及び(b)並びに第20条(1)に掲げられた義務を遵守しないこと。

¹⁷ これらの問題は資格指令第4条(5)(a)及び(b)の対象であることに留意。

¹⁸ 欧州庇護カリキュラムモジュール、第4.1.11節は「詐欺の前科」に言及している。カナダの判例では、申請者の信憑性を評価する際の要因のひとつとして詐欺を理由とする有罪判決を考慮することは許されるとされているが、申請者の信憑性について、犯罪行為を理由として否定的推論を行うことに連邦裁判所が疑問を呈した判例もある（カナダ

盟国では、信憑性評価に関連するものとしてこの要因に言及されている例は見当たらなかった¹⁹。審査官は、見極め可能な行動パターンが存在すると想定するべきではない。申請者は、たとえ詐欺の前科があるとしても、国際保護を申請する理由を誠実に語っている可能性がある。

欧州庇護カリキュラムの説明によれば、審査官は、一定の行動が申請者の人格的信憑性を損なうと認定する場合、その認定をどの程度重視するか、当該事案に固有の重要な事実に基づいて決定すべきであるとされる²⁰。ただし、これらの行動がそれ自体で、申請者にまったく信憑性が認められないという結論につながり得るのは稀であるとも注記されている²¹。

欧州庇護カリキュラムで支持されている「申請者の全般的信憑性」及び申請者の「人格的信憑性」の両概念が関連するものであるのか、又は欧州庇護カリキュラムが、信憑性評価に独立の段階を設けて申請者の人格的信憑性の検討を求めることを実質的に推進しているのかは、完全には明らかでない。焦点を当てた3つの加盟国について言えば、いかなる法律、判例又は政策指針においても、「申請者の全般的信憑性」という文言は定義されていなかった。

本章では、第5章で信憑性指標として概観したもの以外の要因のうち、実際の信憑性評価に影響を与えており、かつ UNHCR が検討したケースファイルでとりわけ顕著に見られたいくつかの要因を取り上げる。以上で概観した行動についての記述は、その相当数が人間の行動に関する憶説に基づいていると思われるが、これについては以下でさらに詳しく取り上げる。

移民難民委員会「難民保護申請における信憑性評価」（2004年1月31日）、第2.3.8節、41頁）。

¹⁹ ただしオランダでは、帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C4/2.5で、申請者が自己の前科に関する情報を明らかにしない場合は地位を付与しない理由になると定められている点に留意。

²⁰ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.1.15節。

²¹ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.1.5節。

2 申請者が迫害又は重大な危害のおそれに対する恐怖を有していないことの表れと判断される行動

2.1 難民認定申請の遅れ

資格指令第4条5d項は、申請者の陳述に書証その他の証拠による裏づけのない側面がある場合、当該側面については、「申請者が可能な最も早い時点で国際保護を申請したこと（ただし、申請しなかったことについて相当の理由があったことを明らかにできる場合は除く）」が認められる場合には確認を必要としない旨、定めている。

調査対象とされた3つの加盟国はいずれも、資格指令第4条5d項を国内法に移行させている。加えて、信憑性に関する英国の指針では、信憑性を損なう可能性がある行為に、「英国への到着後の難民認定申請の遅れ（申請者が自己の行為について合理的説明を行えない場合）」が含まれている²²。

UNHCR は、資格指令第4条5d項が、「可能な最も早い時点で」及び「申請しなかったことについて〔の〕相当の理由」にどのような意味が付与されるかによって、申請者の権利を侵害する形でも解釈され得ることに留意してきた。

ベルギーの不服申立審査機関は、国際保護を申請する者に対し、可能な最も早い時点で申請を行うこと、又は少なくともベルギー入国直後に申請方法を確認することを期待してよいと判示している。国際保護の申請の遅れは、迫害又は重大な危害のおそれに対する恐怖を有していないことの表れであり、申請者の信憑性を損なうものとして解釈されてきた²³。

オランダの認定機関向けの指針は、「可能な最も早い時点で」は「申請者に対して合理的に期待できる限りで早期に」という意味であると解釈している。その意味するところを事案ごとに決定するのは認定機関の役割である。ただし、指針はさらに、「到着から48時間」以内は「合理的」であると述べている²⁴。枢密院は、申請者が可能な最も早い時点で国際保護を申請しない場合、そのようにした場合よりも陳述の説得力を増さなければならない（「積極的説得性」）と判示している²⁵。

欧州人権裁判所は、仮の庇護国に入国してから3年間庇護を申請しなかったのは申請者が保護を強く必要としていなかったことの表れであるとして、国内当局の主張に同意したことがある²⁶。同様に、

²² 英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）、17頁；英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、18頁。Amnesty International, 'A Question of Credibility: Why so many initial asylum decisions are overturned on appeal in the UK', April 2013, p. 24: 「2004年法第8条は2005年1月1日に施行され、審査官に対し、『情報を隠蔽し、誤認させようと図り、又は決定を妨害もしくは遅延させることを意図した又はその可能性があると考えられるいかなる行動も、申請者の信憑性を損なう要因として考慮する』よう求めている。〔……〕第8条が誤って適用された主な領域は、難民認定申請に遅れがあったか否かの検討、酌量すべき事情の適用及び申請の遅れにつながった個人の事情の変化に関連していた」。

²³ CCE/RVV 63.756, 24.06.2011. この事件では、申請者は領域内に2年間不法に滞在した後、申請を行った。別の事件では、申請者は拘禁されると同時に庇護を申請していた（CCE/RVV 66.223, 05.09.2011）。

²⁴ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C4/3.3。

²⁵ Council of State 8 September 2011, JV2011/431; LjN: BT1929, Jurisprudentie Vreemdelingenrecht JV2011/431; LjN: BT1929, para. 2.2.3. この判決は、したがって、「積極的説得性」の適用範囲を2000年外国人法第31条(2)(a)～(f)に掲げられた状況よりも拡大した。信憑性の基準に関する節（後掲）参照。

²⁶ *M. v. Sweden*, no. 22556/05, ECtHR, 6 September 2007, para. 53: 「本件において、当裁判所は、申請者の説明に見られるさまざまな不備及び矛盾点に衝撃を受けたのであるが、そのうち少なくとも以下の点には触れておくべきである」。同、para. 53: 「第1に、申請者はスウェーデンへの入国直後に難民認定申請を行わなかった。〔……〕申請者が3年を経て初めて庇護を申請したのは、申請者が保護を強く必要としていなかったことの表れである」。同、para. 60: 「これらの事情を考慮し、当裁判所は、申請者は自己の説明の不備及び矛盾点について満足に足る説明を

オーストラリア²⁷及びカナダ²⁸の指針は、難民認定申請の遅れについて、それぞれ「迫害を受けるといふ申請者の主観的恐怖」並びに「申請者の陳述及び行動」を評価する際の正当な考慮事項であるとしている。にもかかわらず、オーストラリアの指針では以下のことも強調されている。

「保護の申請が遅れたことを唯一の理由として、申請者の主張を疑うべきではない。申請者の主張に信憑性が欠ける旨の認定を裏づける他の理由があるべきである。遅れをどの程度重視するかは、その遅れを取り巻く特有の事情及びその遅れの理由によって決まる。」²⁹

根底にある想定は、国際保護の申請が遅れるのは迫害又は重大な危害のおそれに対する恐怖を有していないことの表れである可能性があり、したがって主張されている重要な事実の信憑性は損なわれるというものであるように思われる。欧州庇護カリキュラムは、「遅れは、迫害を受けるといふ主観的恐怖がないことを示している可能性がある。本当に恐れている者は、機会があり次第難民申請を行うはずだからである」³⁰と述べている。また、「合理的な説明のない遅れは、申請者の人格的信憑性を評価する際の重要な要因である」³¹とも述べ、評価手続指令第 2 3 条 4 i 項に掲げられている状況は信憑性を損なう可能性があるものとして考えることができる旨、示唆している³²。

考慮すべき要因

このアプローチの根底にあるのは、人間は常に合理的に行動するという想定である。合理的な状態であれば、迫害又は重大な危害を恐れる者は直ちに適切な法的手続きを開始すると期待されるが、このことは、個々の状況においてはこれほど単純に当てはまらない場合もある。例えば、人間には権威のある立場にある者を信頼しにくいと感じる場合もある（これは出身国又は常居所を有していた国における経験を理由とするものであるかもしれない）という考え方³³は、当然、ある制度を使うときには、ある程度の信頼関係を築く事ができないならば関わりたくない、という動機を含意するものである。人によっては、個人的理由によるものであれ文化的理由によるものであれ、過去の経験を明らかにすることは避けなければならない³⁴というのが何よりも優先される動機であることもあろう。このことは、申請者が国の手続きについて知らされているとして、そこで自分が何をしなければならないかをどの程度まで理解しているかにかかわらず、当てはまる可能性がある。他の経路が利用可能なのであれば、たとえ長期的な安全又は避難先が得られないかもしれないとわかっているにもかかわらず、感情的な面から、国の当局に関わるのを先延ばしにし、又は回避することにしてしまうかもしれない。

行っていないと認定するとともに、申請者の全般的信憑性に関する政府の所見を支持せざるを得ない」。ECtHR の評価では、申請の遅れそのものが決定的となっているわけではない。第 60 項からは、申請の遅れは、申請者が満足に足る説明を行わない場合に、信憑性に欠けることの指標として裁判所によって考慮されると解することができる。

²⁷ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012 年 3 月）、第 7.1 項：「申請者がオーストラリアに到着した時点から保護を申請するまでの間に経過した時間は、迫害又は重大な危害を受けるといふ申請者の主観的恐怖の真正性又は程度を評価する際に考慮することができる」。

²⁸ カナダのガイドライン—カナダ移民難民委員会「難民保護申請における信憑性評価」（2004 年 1 月 31 日）、第 2.3.9 節、43 頁：難民保護の申請の遅れは必ずしも決定的要因ではないが、遅れについての合理的説明がない場合には、申請者の陳述及び行動を評価するにあたって考慮することのできる関連要素である。

²⁹ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012 年 3 月）、第 7.2 項。

³⁰ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.1.8 節。

³¹ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.1.8 節。

³² 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.1.5 節。評価手続指令第 23 条(4)は信憑性評価に関する規定ではない。そうではなく、加盟国はどのような状況がある時に申請の審査を優先的に又は迅速に進めると決定できるかについて定めた規定である。評価手続指令第 23 条(4)(i)は、このような状況のひとつに、「申請者が、より早い段階で申請を行う機会を有していたにもかかわらず、合理的な理由なくそうしなかった」時を挙げている。

³³ UNHCR ハンドブック、第 198 項。

³⁴ J Herlihy, S W Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, pp. 171–92, at p. 177. D Bögner, J Herlihy, C Brewin, 'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no.1, 2007, pp. 75–81; D Bögner, C Brewin, J Herlihy, 'Refugees' Experiences of Home Office Interviews: A Qualitative Study on the Disclosure of Sensitive Personal Information', *Journal of Ethnic and Migration Studies*, vol. 36, no. 3, pp. 519–35.



UNHCR としては、国際保護を申請する者が主張する事実は、たとえ申請が可能な最も早い機会を捉えて行われたものではなくとも、信憑性がある場合もあることを強調したい。申請者が最も早い機会を捉えて申請を行わない正当な理由は多数考えられる³⁵。

申請者が国際保護を要請する機会について知っていたと想定するべきではない。申請者は、しばらくの間、国際保護を要請しつか付与される機会について知らないまま領域内に留まっていた可能性もある。とはいえ、UNHCR が検討した以下の事案では、これは「合理的な説明」とは認められなかった。

「申請者は、もっと早く庇護を申請しなかったのは X における庇護手続きについて何も知らなかったからであり、また手続きについての情報もまったくなかったと述べる。しかし、申請者が高い学歴を有していることが留意される場所である。したがって、2011 年 2 月まで難民認定申請の方法がわからなかったとは認められない」³⁶

この事案では、提示された理由が真実味を認められて認容されることはなかった。それは、審査官が、申請者の高い学歴を、庇護手続きに関する知識又は庇護手続きについての情報を得る手段と同視した事が理由であるように思われる。このような検討を行う際、審査官は、不合理な又は憶測に基づいた期待をしないように注意しなければならない³⁷。

保護を必要とする人にとって最も気になるのは、当然のことながら、安全にかつ安心して加盟国に入国することである場合がある。したがって、入国地で又は到着時に保護を申請しなかったのは信憑性に欠けることの表れであるという推定を行うべきではない。UNHCR が検討した以下の決定は、申請者は到着時に国際保護を申請するべきであるという期待があることを実証するだけでなく、申請者の到着から申請までに 2 年の間隔があったことによって申請の信憑性が損なわれたと認定した例である。「しかし、X への到着時〔2008 年 4 月〕に庇護を申請しなかったこと、さらに 2010 年 7 月 19 日まで難民認定申請を先送りしたことは、申請者の主張の全般的信憑性を損なった

³⁵ 本文で述べた心理的側面とともに、移動中（ある場所を離れようとしている／渡航中である／ある場所に到着しようとしている）の者の行動に関する社会的研究及び人類学的研究も関連性を有する。例えば S Khosravi, *“Illegal” Traveller: An Auto-Ethnography of Borders*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2010 参照。

³⁶ IRN05M.

³⁷ J Ensor, A Shah, M Grillo, ‘Simple Myths and Complex Realities – Seeking Truth in the Face of Section 8’, *Journal of Immigration Asylum and Nationality Law*, vol. 20, no. 2, 2006, p. 98. より幅広いアプローチの例を挙げれば、INT07IRNM において、審査官は、遅れについて申請者が述べた理由を考慮し、かつ認容した。

と考えられる」³⁸

審査官は、申請者が最も早い機会をとらえて国際保護を申請しなかったのが、一時的であり、かつ不正規なやり方によるものではあっても安定を得たいという思いによるものであったかどうか、考慮すべきである。審査官は、この点に関して、先行きに対する混乱、言葉の壁、不安感及び（又は）恐怖心の影響を念頭に置くよう求められる。申請者は、EU への渡航及び入城の便宜を図った者の支配下にあるかもしれないし、申請を行わないよう警告し、または申請の提出を妨げる者の支配下にあるかもしれない。あるいは、申請者による難民認定申請が遅れたのは、当局に対する恐怖心若しくは不信感、又は手続きによって正当な結果が得られるかどうかという疑念によるものであったかもしれない³⁹。申請者は、トラウマの症状（回避、解離及び恥辱感等）により、強制送還のおそれ等のやむを得ない事情が生じるまで国際保護の申請を行わないこともありうる⁴⁰。

遅れは、EU での在留権を確保するその他の手段が利用されていたことによって説明できる場合もある⁴¹。以下の事案では、申請の遅れを理由に、審査官は次のような結論を出した。

「留意されるのは、申請者は 2007 年に X に到着したものの、婚姻がもはや続かなくなり、かつ配偶者査証が失効した 2010 年まで庇護を申請しなかったことである。申請者は、もっと早く庇護を申請しなかった理由について、妻と和解し、かつ妻に引き続き身元引受人になってもらうことを希望していたからであると述べた。しかし、生命の恐怖を感じており、かつ国際保護を真に必要としていたのであれば、最も早い機会を捉えて庇護を申請していたはずであると考えられる」⁴²

この例では、申請者の配偶者査証は 2009 年に失効し、申請者は 1 年後に庇護を申請した。その後認められた不服申立審で、裁判官は次のように指摘した。「申請を行う利点はないという理由で、又は英国に在留する別の手段があるという形で合理的な期待を抱いていたことを正直に明らかにしたくないと考えていたという理由で、申請者による申請が遅れたのは、時機を失するものではなかった」⁴³

申請が、申請者の一時的在留資格が失効しようとしている時、申請者が領域からの退去を強制されようとしており若しくは領域内で不法に逮捕された時、又は弁護士による助言を受けた後に初めて行われたことは、主張されている事実の信憑性を排除するものではない⁴⁴。

例えば、以下の事案では、申請者による難民認定申請の遅れを審査官が非常に重視した。申請者は、有効期間 2 ヶ月の短期滞在査証で加盟国に渡航してきていた。申請者は、到着時に国際保護を申請しなかったのは、出身国又は常居所を有していた国に戻るつもりだったからだと主張した。しかし、出身国又は常居所を有していた国で父親が自分に対する訴訟手続きを開始したと聞き、査証が失効した時に国際保護を申請したのであると言う。決定では以下のように述べられている。

「父親から見合い結婚を強制されることを真に恐れていたのであれば、もっと早い段階で帰国しない意図を明確にし、かつ庇護を申請していたはずであると考えられる。したがって、難民認定申請を遅らせるという申請者の行動は、父親を恐れるようになったという説明の信憑性を損なうものと考えられる」⁴⁵

³⁸ AFG07M.

³⁹ *R v Asfaw*, [2008] UKHL 31, 21 May 2008, see Lord Bingham at para. 22.

⁴⁰ 英国庇護移民審判所／移民不服申立機関「移民不服申立機関（英国）：庇護とジェンダーに関するガイドライン」、第 5.43 項。

⁴¹ カナダ移民難民委員会「難民保護申請における信憑性評価」（2004 年 1 月 31 日）、第 2.3.9 節、50-1 頁。

⁴² SOM02M.

⁴³ SOM02M, Appeal Determination, para. 9.

⁴⁴ カナダ移民難民委員会「難民保護申請における信憑性評価」（2004 年 1 月 31 日）、第 2.3.9 節、50-1 頁。また *V. H. H. v. Ministry of Interior*, Supreme Administrative Court (Nejvyšší správní soud), 5 Azs 24/2008-48, 15 August 2008 も参照：「したがって、申請者が退去強制のおそれに直面した後に国際保護の申請を行った場合でも、少なくともいずれかの形態の国際保護を受ける条件を満たしているのであれば、退去強制を回避するため『だけに』申請を行ったのではないことは明らかである」。

⁴⁵ INT05IRNF.

決定からは、査証が失効するのを待ってから国際保護を行ったという申請者の説明が合理的説明として受け入れられなかった理由ははっきりしない。

国際保護の申請の遅れについては、申請者の個別的事情及び背景事情によって説明できる可能性もある。申請者の年齢、成熟度、ジェンダー、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ、学歴、宗教又は社会的地位によって合理的説明が可能な場合もあろう。関連する英国の指針は、例えば、女性が優先することのひとつは自分自身及び（又は）家族構成員にとっての安全及び安定を確保することであると指摘している。したがって、合法であるか違法であるかを問わず他の手段を通じて安全を確保できている間は、たとえその安全が一時的なもの又は錯覚であったとしても、保護を申請しない場合があるとされる⁴⁶。

資格指令第4条5d項但書きは、審査官が、申請者に説明の機会を与えることにより、国際保護の申請が遅れた理由を調査するよう要求している。審査官は、申請者の個別的事情及び背景事情を考慮しながら、行われたいかなる説明も考慮するべきである。UNHCRによるケースファイルの検討の結果、申請者によって行われた説明が、もっと早く申請しなかったことについての合理的な説明と判断されなかった例が多いことが明らかになった。

UNHCRの調査により、実務上、説明がしばしば合理的なものとして受け入れられないことが明らかになっている。「合理的な説明」の抗弁にならないと判断された説明としては、出身国又は常居所を有していた国に送り帰されることを恐れたこと⁴⁷、代理人弁護士が手一杯であったため申請者の申請を援助できなかったこと⁴⁸、代理人弁護士に支払う十分な金銭を持っていなかったこと⁴⁹、手術が終わるまで申請を延期したこと⁵⁰、最初は別のEU加盟国で保護を要請しようと思っていたこと⁵¹、申請しない間に問題を解決しようとしていたこと⁵²などがある。

UNHCRとしては、可能な最も早い時点で国際保護を申請しなかったことだけを理由に申請者には信憑性がない旨の認定をするべきではないと強調したい⁵³。申請の遅れが、申請者の信憑性に関わる基準を高くする理由とされるべきでもない。UNHCRは、加盟国に対し、UNHCRハンドブックに掲げられた諸原則にしたがって資格指令第4条5d項を解釈するよう奨励する⁵⁴。

当然のことながら、たとえ国際保護の申請が可能な最も早い時点で行われなかったとしても、申請者が難民であり、かつ（又は）国際保護を必要としている可能性はある⁵⁵。申請者が可能な最も早い時点で国際保護を申請しないことについては、申請理由の信憑性とは関係ない、多数の妥当な理

⁴⁶ 英国庇護移民審判所／移民不服申立機関「移民不服申立機関（英国）：庇護とジェンダーに関するガイドライン」、第5.43項。

⁴⁷ IRQ04F。

⁴⁸ INT08TURKM。

⁴⁹ IRQ05M。

⁵⁰ IRQ06MRS. この事案では、もっと早く庇護を申請しなかった理由について申請者が挙げた一連の理由に整合性がないと判断された。

⁵¹ SOM03MNP。

⁵² IRN01MNP. 留意すべきなのは、INT07IRNMでは申請者の説明が認容されていることである。この事案では、主張されている重要な事実が信頼できる書証によって補強されていると判断された。

⁵³ UNHCR「第三国又は無国籍者の、難民又は他の方法による国際保護を必要とする者としての認定及び地位並びに与えられる保護の内容についての最低基準に関する2004年4月29日のEC理事会指令2004/83/EC(OJ L 304/12 of 30.9.2004)についての注釈付コメント(Annotated Comments on the EC Council Directive 2004/83/EC of 29 April 2004 on Minimum Standards for the Qualification and Status of Third Country Nationals or Stateless Persons as Refugees or as Persons Who Otherwise Need International Protection and the Content of the Protection Granted (OJ L 304/12 of 30.9.2004))」(2005年1月28日)、15頁：「UNHCRは、申請の遅れによって、難民認定申請者にとっての立証の基準が高められるべきではないことを指摘する」。評価手続指令第8条(1)で次のように定められていることにも留意：「第23条(4)(i)の規定を害しないことを条件として、加盟国は、難民認定申請が、それが可能な限り早期に行われなかったことを唯一の理由として却下され又は審査対象から除外されないことを確保する」。第23条(4)(i)は、加盟国に対し、「申請者が、より早い時点で申請を行う機会を有していたにもかかわらず、合理的な理由なくそうしなかった」時は申請の審査を優先的に又は迅速に進めることを認めた規定である。

⁵⁴ UNHCR「第三国又は無国籍者の国際保護の受益者としての認定及び地位並びに与えられる保護の内容についての最低基準に関する欧州議会・欧州理事会指令を提起する欧州委員会提案(COM(2009)551、2009年10月21日)に関するコメント(Comments on the European Commission's Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Minimum Standards for the Qualification and Status of Third Country Nationals or Stateless Persons as Beneficiaries of International Protection and the Content of the Protection Granted (COM(2009)551, 21 October 2009))」(2010年7月29日)。

⁵⁵ 評価手続指令第8条(1)で、「第23条(4)(i)の規定を害しないことを条件として、加盟国は、難民認定申請が、それが可能な限り早期に行われなかったことを唯一の理由として却下され又は審査対象から除外されないことを確保する」と定められていることにも留意。

由が考えられるからである。資格指令第4条5d項の適用を検討するのであれば、審査官は、申請者に説明の機会を与えることにより、国際保護の申請が遅れた理由を調査するべきである。そして、申請者の個別的事情及び背景事情を念頭に置きながら、行われたいかなる説明も考慮するべきである。

2.2 安全な第三国で申請を行わなかった申請者

UNHCRが留意したところでは、一部の加盟国は、「安全な第三国」で国際保護を申請しなかったことは申請者の信憑性を損なうと考えている⁵⁶。例えば英国の法律では、国際保護を申請する者又はその代理人が行った陳述を信用するかどうか判断するにあたり、認定機関は、申請者が安全な国での滞在中に庇護を申請する合理的機会を利用しなかったことを、信憑性を損なう要因として考慮するものとされている⁵⁷。政策指針は以下のように述べる。

「安全な第三国で難民認定申請を行う合理的な機会を有していた申請者は、そうすることを期待される。合理的な機会とは、申請が受理されなかったであろうと考える理由が存在しない限りにおいて、申請者が国境において又は国内で当局に働きかけを行えたことを意味する」⁵⁸

根底にある想定は、第三国で申請を行わなかったのは迫害又は重大な危害のおそれに対する恐怖を有していないことの表れである可能性があり、したがって、そのことの含意として、主張されている重要な事実に信憑性がないことの表れであるというものであるように思われる⁵⁹。欧州庇護カリキュラムは次のように述べる。「真正な申請者に対しては、最初の安全な国で庇護を申請することが期待される。ただし、その国は1951年ジュネーブ難民条約の締約国でなければならず、かつかかる自国の義務を履行していなければならない」⁶⁰

考慮すべき要因

第1に、UNHCRは、最初の有効な機会に国際保護を求める国際法上の義務はないことに留意する⁶¹。

第2に、「安全な第三国」の概念は、難民認定申請の認定に関する国の責任を取り扱う枠組みの中で発展してきたものである。「安全な第三国」で難民認定申請を「行わなかった」ことがどのような結果につながるかは、ダブリン II 規則及び評価手続指令によって、両文書に参加する欧州諸国について定められている⁶²。加盟国は、ダブリン規則及び評価手続指令で定められた関連の条件が満たされている時は、国際保護申請の審査を要求されない場合がある。評価手続指令に掲げられた「安全な第三国」の概念により、加盟国は、申請者が関係を有しており、したがってそこに行くことが合理的である第三国に、申請者を送還することができる。申請者が難民申請を行うこともできるようになっ

⁵⁶ I Up 375/2008, Supreme Court of the Republic of Slovenia (Vrhovno sodišče Republike Slovenije), 28 July 2008 : スロベニアの行政裁判所は、申請者がスロベニアに到着する前にマケドニア、ボスニアヘルツェゴビナ、コソボ及びクロアチアで庇護を申請しなかったことは申請者の信憑性評価に関連する法的要因である旨の、認定機関の決定理由に同意した。最高裁判所は、申請者が複数の国に長期間滞在し、その間、庇護を申請する可能性について情報を得ようとも試みなかったことは、出身国で迫害を受けることに対する主観的恐怖を有していないことを疑いの余地なく明らかにしている旨の、認定機関及び第一審裁判所の立場に同意した。

⁵⁷ 英国・2004年庇護及び移民（申請者の処遇等）法第8条(1)及び(4)。

⁵⁸ 英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月12日）、資料A、62頁。同指針はさらに次のように述べている：「例えば、英国に来る前にフランスで数週間過ごした者は、フランスで申請する合理的機会を有していたと考えられるかもしれない。しかし、申請者が密入国業者によってその間ずっと監禁されていたのだとすれば、このように考えるのは合理的でないことになろう」。欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.1.9節：「真正な申請者に対しては、最初の安全な国で庇護を申請することが期待される。ただし、その国は1951年ジュネーブ難民条約の締約国でなければならず、かつこの件に関する自国の義務を履行していなければならない」。

⁵⁹ I Up 375/2008, Supreme Court of the Republic of Slovenia (Vrhovno sodišče Republike Slovenije), 28 July 2008.

⁶⁰ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.1.9節。

⁶¹ UNHCR「難民及び難民認定申請者の第2次移動の文脈における『有効な保護』概念についての総括的結論 (Summary Conclusions on the Concept of "Effective Protection" in the Context of Secondary Movements of Refugees and Asylum-Seekers)」(リスボン専門家円卓会議、2002年12月9-10日)(2003年2月)、第11項。

⁶² UNHCR「評価手続指令研究」(2010年3月)。

ていなければならない、かつ難民であると認定された申請者は、1951年難民条約にしたがって保護を受けることができなければならない⁶³。

安全な第三国で難民認定申請を「行わなかった」ことを、申請者の信憑性を損なうひとつの要素として考慮するのであれば、そのような申請を行わなかったことによる法的結果が、現在のEU法で規定されているものから大幅に修正される可能性がある。評価手続指令及びダブリン規則では現在、「安全な第三国」で申請を行わなかった者を、その申請の本審査が当該第三国で行えるようにするため、当該第三国に送還できると定められている。しかし、申請を行わなかったことをもって重要な事実を排斥する潜在的根拠とするのであれば、十分な実体に関する審査を行わないまま申請を却下することにつながり得る。これは、申請者による申請の実体審査が公正かつ効果的な庇護手続きにおいて行われるようにすることを目指す、ダブリン体制及び「安全な第三国」概念の趣旨に反している⁶⁴。

第3に、安全な第三国で難民認定申請を「行わなかった」ことは、いずれにせよ、必ずしも、出身国又は常居所を有していた国における迫害又は重大な危害のおそれに対する恐怖を有していないことの表れではない。申請者が第三国で国際保護を申請しない理由は多数考えられる。例えば、申請者は、特定の目的地への移送の便宜を図る仲介人に金銭を支払っていて、移動を管理されているかもしれない。他の例としては、どのような渡航経路がとられ、かつどの国を通過する予定であるのか申請者が知らなかったこと⁶⁵、通過国のいずれかで保護を申請する機会があることを知らなかったこと、第三国で効果的保護にアクセスできるとは信じていなかったこと、通過国である第三国のいずれにおいても保護を申請する有効な機会がなかったこと、特定の加盟国で（その国に家族的・コミュニティーのつながり、関係若しくは縁故があるという理由により、又は、欺こうとしていること若しくは迫害や重大な危害のおそれに対する恐怖を有していないこととは関係のない他の多くの理由により）国際保護を申請したいと考えていたことなどが挙げられる。

第4に、申請者の個別的事情及び背景事情（年齢、成熟度、ジェンダー、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ、学歴、社会的地位並びに宗教を含む）により、第三国で国際保護の申請を「行わなかった」ことについての合理的説明を行える場合もある。これまでの研究により、この問題について検討する際に申請者のジェンダーが常に考慮されているわけではない可能性もあることが明らかになっている。

「2人の子どもとともにアフガニスタンからやってきたシングルマザーは、セルビアを通過して来ていたために、安全な第三国規則に基づき、本案手続きの対象とされなかった。決定に対する不服申立ても成功しなかった。判決には、申請者が子どもがいるシングルマザーであることが考慮されたことを示す文がまったくない」⁶⁶

これに関係して興味深いのは、他の国の実務においては、申請者が仮の庇護国への到着前に第三国にいながら難民申請を行わなかったことは、信憑性に関する認定の根拠にはできない要因とされていることである。

安全な第三国で申請を行わなかったことに関する国の実務

UNHCRがある加盟国において実施したケースファイルの検討の結果では、いずれの事案においても、第三国で申請を行わなかったことが信憑性に欠けることの表れとして言及されていることはなかった。

しかし、2つの加盟国では、第三国で難民認定申請を行わなかったことが申請者の信憑性を損ない、又は信憑性がない旨の結論に寄与すると判断された事案があることをUNHCRは見出した⁶⁷。

オランダでは、申請者が、渡航の際に文書を持ってこなかったのは、そのような文書を所持してい

⁶³ 申請者が、当該第三国で、迫害、ルフールマン（追放・強制送還）又はECHR第3条に違反する取扱いを受けるおそれにとさらされてはならない。

⁶⁴ *ST (Libya) v Secretary of State for the Home Department*, [2007] EWCA Civ 24, 12 January 2007, paras. 6–7.

⁶⁵ H Crawley, *Chance or Choice? Understanding Why Asylum Seekers Come to the UK*, Refugee Council report, January 2010.

⁶⁶ *Asylum Aid*, Comisión Española de Ayuda al Refugiado (Spain – coordinator), France terre d’asile (France), Consiglio Italiano per i Rifugiati (Italy) and the Hungarian Helsinki Committee (Hungary), *Gender Related Asylum Claims in Europe: Comparative Analysis of Law, Policies and Practice Focusing on Women in Nine EU Member States*, May 2012, p. 100.

⁶⁷ AFG01MBP, IRN03MNP, IRQ02FNP, IRN04M, AFG07M, IRQ01M, IRN08M, IRQ10M, AFG08M, IRN06MRS.

れば通過国（トルコ）で拘禁されるおそれがあると渡航仲介人から助言されたためである旨、主張している事案が多数あった。この説明は、決定書によれば申請者はトルコ駐在の UNHCR に対して保護を要請できたはずであるという理由で、認容されなかった⁶⁸。その結果、申請の理由に関する申請者の陳述（これは積極的説得性を有するものでなければならなかった）は、あらかじめ信憑性を損なわれているとされた。UNHCR が把握している限り、本報告書の執筆時点で、第三国で保護申請を「行わなかった」ことを信憑性評価で考慮するための国内法上又は国内政策上の根拠は存在しない。認定機関は、問題となった事案で、今後の決定ではこのような要因を考慮するべきではないと裁定した⁶⁹。

英国における現在の実務は以下の決定書によく表れている。

「申請者は、英国に到着する前にギリシャを通過し、そこで指紋を採取されている。ギリシャは、2004 年底護及び移民（申請者の処遇等）法第 8 条に基づいて安全な国と考えられている。申請者は、安全な国にいる間に難民認定申請又は人権申請を行う合理的な機会を利用しなかったと判断される。そのため、2004 年底護及び移民（申請者の処遇等）法第 8 条に基づいて申請者の信憑性は損なわれたと考えられるが、これは申請者の難民認定申請の中核にまで関わるものではなく、申請者の申請全体を棄却する十分な根拠とはならない」⁷⁰

以下の事案では、申請者が、「安全な国」で難民認定申請を行わなかったことについて説明するよう個人面接の際に求められている。

「面接官：どうしてイタリアかスペインで庇護を申請しなかったんですか。
申請者：どっちの国でも 1 人になったことがなく、仲介人がいつも一緒にいて、しかも怖いタイプの男だったんです。この手の人間と接したことは全然ありませんでした。
面接官：イランから出たのは生命が危険にさらされたからだということですが、でも安全な国にいる間に庇護を申請しなかった。となると、あなたの主張を信じにくくなってしまいますが、説明してもらえますか。
申請者：スペインで 1 人でいたのは数時間だけです。渡したチケットの行き先以外の場所に行ったらイランに送り返してやると言われていました。この手の連中とつきあったことは全然なかったんです。2 ヶ月近く 1 人でいましたが、連中からやれと言われた以外のことをやる勇気は持てませんでした」⁷¹

にもかかわらず、審査官はその後の決定で申請者の説明にまったく言及せず、それを排斥した理由も示していなかった。

「また、申請者が、英国への到着前にイタリア及びスペインを通過していることも留意される。両国は、2004 年底護及び移民（申請者の処遇等）法第 8 条に基づいて安全な国と考えられている。申請者はイタリア及びスペインの双方に留まっていたので、安全な国にいる間に難民認定申請又は人権申請を行う合理的な機会を利用しなかったと判断される。そのため、2004 年底護及び移民（申請者の処遇等）法第 8 条に基づいて、申請者の信憑性は損なわれたと考えられる」⁷²

UNHCR が検討した事案では、申請者が行った他の説明も認容されていなかった（渡航中ずっとトラックに乗せられていたこと⁷³、出身国又は常居所を有していた国への送還を恐れたこと⁷⁴、仲介人には「ギリシャには正義なんか無い」と助言されていたこと⁷⁵等）。

英国の審査官は不利な信憑性認定の裏づけとして第 8 条の規定を日常的に用いているように思われる

⁶⁸ AFG01MBP, IRN03MNP, IRQ02FNP.

⁶⁹ 2013 年 4 月 8 日に受領した情報。

⁷⁰ IRN06MRS.

⁷¹ IRN08M.

⁷² IRN08M.

⁷³ IRQ01M.

⁷⁴ AFG07M.

⁷⁵ AFG08M.

が、裁判所は、「事実認定を担当する裁判所の独立に関わる憲法上の異常事態」⁷⁶と表現されるこの規定に対してほとんど支持を表明してこなかった。このことは、本章で検討した不服申立審の判断から明らかである。裁判官は、不服申立ての結果がどうかにかかわらず、第8条関連の要因をほとんど重視していないことが留意された。それどころか、英国の先例では、申請者が通過国で庇護を申請しなかったことは、一般的に、信憑性を損なうものと判断されるべきではないと強調されている⁷⁷。

UNHCRの見解では、安全な第三国の概念を参照することは信憑性評価においては適切ではない。申請者が第三国で庇護を申請しなかったことは、申請理由についての主張に信憑性が欠けることの表れではなく、申請者の信憑性を損なうものとして考えられるべきではない。信憑性の評価においてこのような要因に依拠することは、ノン・ルフールマン原則の違反につながる可能性がある⁷⁸。

⁷⁶ *NT (Togo) v Secretary of State for the Home Department* 事件で控訴裁判所への不服申立てを認めた Sedley 卿の判決理由 (*NT (Togo) v Secretary of State for the Home Department* [2007] EWCA Civ 1431, 9 November 2007, para. 3) : 「申請者がフランスで庇護を申請できたはずであることを認め、かつ、そのような対応をとらなかったことについて十分な説明がない場合にそれを申請者にとって不利な材料として用いるのは、ひとつのやり方である。ここでは、移民事件担当判事はこれが重要である場合もあると宣言しなければならない旨、法律で定めることは要求されない。他方、申請者が、その説明が正しければ他に本邦に到達する手段がない場合に偽造旅券を用いて本邦にやってきたことを、その事実が本来的に重要であるからではなく法律の命ずるところによって申請者にとって不利な材料として用いるのは、別の話であると言って間違いはないと思われる。そのような事実を申請者にとって不利な材料として用いるよう法律によって余儀なくされるのは、事実審裁判所の独立に関わる憲法上の異常事態であって、当職の判断では、偽造旅券の使用が避けられなかったと思われる場合に、第8条によって当該事実を何らかの形で重視することが要求されるのか、又は形式的に重視すれば済むのかという問題が生じるのである」。Sedley 卿は、*ST (Libya) v Secretary of State for the Home Department* [2007] EWCA Civ 24, 12 January 2007 でも懸念を表明し、次のように述べている：「第8条は問題のある規定であり、これについては今のところ判例がほとんどない。当職は、現時点で、裁判上の事実認定に携わる者がどのように事実認定を行うべきかについて定めようとしている法規を他に思い浮かべることができない。とはいえ、第8条は、多くの点で、事実認定担当者がいずれにせよ顧慮することをあらためて述べている以上のものではない。しかし、これとはいささか趣を異にするのが第4項である。同項は、安全な第三国で庇護を求めなかったことによる結果を、1990年ダブリン条約に基づく当該第三国への送還から、申請が最終的にその国で行われた場合に当該申請を信用しない潜在的根拠へと修正してしまっている」。

⁷⁷ *R (Bouattoura) v Immigration* [2004] EWHC 1873 (Admin), 20 July 2004, para. 13 : 「[……] 難民認定申請者が通過国で庇護を申請しなかったことは、一般的に、当該難民認定申請者の信憑性を損なうものと判断されるべきではない (Symes and Jorro, 'Asylum Law and Practice' para. 2.34 参照)。そのことは、難民認定申請者が、本件で申請者が行ったように、通過国で庇護を申請しなかったこと及び他の国で難民認定申請を行いたいと考えたことの理由を示す場合には、なおさら当てはまる」。

⁷⁸ UNHCR 「国際保護に関する一般的結論 (General Conclusion on International Protection) 第87号 (L) 」 (1999年10月8日)、J項。安全な第三国概念の利用に関する UNHCR の見解表明について全般的に理解するためには、UNHCR 「執行委員会結論テーマ別集 (Thematic Compilation of Executive Committee Conclusions) 第3版」 (2008年8月) 参照。

3. 加盟国において信憑性があることの表れとして期待される行動

ある加盟国で UNHCR が実施したケースファイルの検討及び面接の観察により、事実上すべての事案で、申請者に対し、国際保護のきっかけとなった出来事の変遷についてさらなる情報を取得するため、出身国又は常居所を有していた国からの出国前後にどのような努力を行ったかという質問が行われていることが明らかになった。申請者は、出身国又は常居所を有していた国における政治的進展その他の関連の進展及び最近の出来事について把握することを試み、かつ、他の人々（近隣住民、友人及び家族等）の生活状況について問合せを行ったことを期待されていた。UNHCR が行った調査の結果、当該認定機関はこのような対応を説明の真正さと同一視しており、申請者がこのような対応をとっていない時は、主張されている関連の事実が信憑性に欠けると判断される場合もあることがわかった⁷⁹。

UNHCR が検討した以下の決定は、真正な説明を行っている申請者であれば、仮の庇護国への到着後も、出身国又は常居所を有していた国における状況について引き続き情報を得ようと試みたはずであるという想定を明らかにするものである。

「加えて、申請者は、イラク出国後に何が起きたのか確かめるための取り組みを X においてなぜ行わなかったかと疑問を呈することができる。〔……〕申請者が自分の問題に対してこのような無頓着な態度をとっていること及び自ら進んで行動を起こしていないことは、自らの状況に対する関心のなさを示すものであり、出国時の状況に鑑みれば説明は困難である。これにより、申請者がいところの迫害に対する恐怖が正しく位置づけられる。難民認定申請者に対しては、出国を強く促された事情について情報を得るための努力を行うこと及び自らの個人的問題の変遷についての情報を得ておくよう期待することができる。申請者がこれらの行動を怠ったことは、難民認定申請に関して重大な疑問を投げかけ、かつ、申請者は自らが明らかにしたものとは異なる理由でイラクを離れたという重大な推定につながるものである」⁸⁰

UNHCR はまた、申請者が LGBTI であると主張している事案に関して、内部指針案で、申請者が加盟国における LGBTI の状況について情報を得るための対応をとっていれば、その主張に信憑性があることの表れである場合があると示唆されていることも発見した。例えば、内部指針案では、自分は LGBTI であるという申請者の主張は、加盟国における LGBTI の状況について申請者が知らない場合、信憑性に欠けると判断されることもあるとされている。UNHCR が検討したある事案では、加盟国における同性愛者の権利について申請者が知ろうと試みなかったことが、自己の性的指向に関する主張の信憑性を損なうものと判断されていた。「さらに、申請者が、2010年6月26日に X に到着して以降、X における同性愛者の権利についての情報を得ようとしなかったと供述している点に留意するべきである。〔……〕このことは、性的指向に関する申請者の主張には信憑性がないという〔認定機関〕の確信を強化するものである」⁸¹

申請者が、加盟国では迫害及び（又は）重大な危害から保護されるであろうと考えることはあるかもしれないが、申請者が LGBTI の処遇に関する加盟国の法律について情報を得るはずであると想定される理由は明らかでない。

内部指針案はさらに、申請者が、自己の性的アイデンティティを模索し又はパートナーを見つけるために出身国又は常居所を有していた国で積極的対応をとったと主張するのであれば、加盟国でも同じことをするのが信憑性の表れと考えられるとしている⁸²。馴染みのない環境に置かれた者が出身国又は常

⁷⁹ AFG06FSP; IRQ08FSP; DRC03M; DRC06M; DRC07F; DRC08F; DRC09F; GUI04M; GUI07M; GUI08M; GUI09M; GUI10F; INT03IRQM; INT04IRQF; INT06GUIM.

⁸⁰ INT04IRQF.

⁸¹ DRC06M.

⁸² 難民・無国籍者弁務官事務所 (CGRA/CGVS) 「申請の理由として性的指向又はジェンダー・アイデンティティが

居所を有していた国にいる時と同じように行動するはずであると推定されるべき理由は、明らかでない。それによってどのような結果が生じ得るか確信が持てないとなれば、なおさらである。したがって、これは、固定観念に依拠した根拠のない憶測に基づいていると思われる。

さらに、内部指針案では、申請者の性的指向について争いがない場合、その国籍、身元及び（又は）迫害を恐れているという主張について信憑性があると判断できるのは、特に、申請者が、パートナーであるとされる者及び（又は）言及されているその他の関係者であって、出身国又は常居所を有していた国に留まっており、かつそこでやはり問題を経験している者についての報せを得ようと試みてきた場合のみであると述べている⁸³。ここでは、出身国又は常居所を有していた国で他の者と関係を有していた旨の主張又は同様の状況にある仲間がいる旨の主張を行う者は、いったん仮の庇護国に入国すれば、パートナーとされる者又はそれ以外の仲間の生活状況を把握しようと試みるのが当然であるという想定があるように思われる⁸⁴。例えば、検討対象とされたある事案では、申請者は、出身国又は常居所を有していた国を離れた後、パートナー（申請者とともに、実際の性的指向又は性的指向についての決めつけを理由に迫害を受けるという恐怖を有していたとされる）がどうなったかについての情報を得るために十分に努力しなかったと判断された⁸⁵。別の事案では、申請者が出身国又は常居所を有していた国からの出国後にパートナーと連絡をとらなかったことについて、長期的関係を有していた者の状況と「両立しない」と判断されている⁸⁶。

審査官が行っているこのような想定は、国外に安全に避難できた時に人間が行う実際の及び感情的選択についての実証的疑問を提起するものである。例えば、自分が後にした人々及び状況について問い合わせようと決意するにあたり、罪悪感及び恐怖心はどのような役割を果たすのだろうか。心理学的及び人類学的証拠が存在しない状況では、審査官は自分自身の個人的及び文化的背景に基づく想定に依拠する場合があるだろうが、それは他の人々の動機及び行動について説明するには不十分である可能性もある⁸⁷。

さらに、UNHCRが見たところ、申請者が審査官の想定通りに行動しなかった理由を尋ねられた場合、その説明は満足に足るものではないとされ、主張されている事実の信憑性を損なうものと判断されることが多かった⁸⁸。特に、ジェンダー及び文化に関わる事情についての説明は、審査官の想定の方が正しいとされて無視される場合があった。例えば以下の通りである。

「それよりもはるかに驚くべきは、申請者が、夫の死亡後、〔……〕その死亡及び息子の誘拐の原因であると主張する夫の職務について、例えば友人及び（義理の）家族を通じてもっと知るための努力もまったく行わなかったことである。申請者はここでも、イラクに住む女性としての自分の立場について無自覚であったのが原因であるとする。〔……〕申請者は、夫がその兄弟に何かを話していたとしても、兄弟からは何も教えてもらえないだろうと述べる。〔……〕しかし、その可能性はきわめて低い。これらのことについて本当に知りたいと望むのであれば——このような劇的状況のもとでは、これほど当然の思いはなかったであろう——、兄弟らにはっきりした回答を求めることができたはずだからである。特に申請者の難民認定申請が保留されていることを考慮し、これらの事実は申請の評価にとってきわめて重要である」⁸⁹

挙げられている難民認定申請についての内部指針案」。

⁸³ 難民・無国籍者弁務官事務所（CGRA/CGVS）「申請の理由として性的指向又はジェンダー・アイデンティティが挙げられている難民認定申請についての内部指針案」。

⁸⁴ GUI09M：この決定では、申請者が、ギニアで長年のパートナーであったと主張する者を置き去りにしたまま連絡をとらなかったことは、長期的な関係を有していたという主張と両立しないとされている。

⁸⁵ DRC06M.

⁸⁶ GUI09M.

⁸⁷ R Graycar, 'The gender of judgments: an introduction', in M Thornton (ed.), *Public and Private Feminist Legal Debates*, Melbourne: Oxford University Press, 1991, pp. 262–82.

⁸⁸ 例えば IRQ08FSP, AFG06FSP, GUI04M, GUI07M, GUI08M, GUI09M, GUI10F, DRC06M, DRC07F, DRC08F, DRC09F, INT04IRQF.

⁸⁹ IRQ08FSP.



UNHCR の見解では、信憑性評価においては、仮の庇護国に到着した時の申請者の行動ではなく、申請の重要な事実に関わって申請者が行った陳述及び提供した証拠にもっぱら焦点が当てられるべきである。UNHCR が検討したケースファイルで信憑性の有無を示しているとされていた行動についての判断は、迫害又は重大な危害から逃れる際に、また馴染みのない環境のもとへやってきた際に、人がどのように行動するはずであるかについての憶測に基づいているように思われる。仮の庇護国における申請者の行動は、申請者の陳述の信憑性を明らかにする信頼に足る指標ではない。そのような行動の説明となる可能性がある、信憑性とはまったく関係ない理由は、無数に存在するからである。

4. 申請者に相手を欺こうとする性向及び不誠実さの性向があることを示していると判断される行動

加盟国への到着時、虚偽の文書をあたかも有効なものであるかのように提出すること、渡航中又は到着時に旅行証明書を廃棄し又は処分すること及び渡航経路に関する虚偽の情報を提出することは、申請者の信憑性を低めると判断される場合がある⁹⁰。このアプローチの根底にあるのは、主張に正当な理由がある申請者であれば、通常、虚偽の陳述及び／若しくは虚偽の書証の提出を行い、又は関連の事実若しくは文書を隠す必要はないと考えるはずであるという想定である⁹¹。したがって、申請者が虚偽の情報を提供し又は虚偽の書証その他の証拠を提出したと考える有力な理由がある時は、主張されている事実の信憑性が損なわれると判断される可能性がある。

UNHCR が留意したところによれば、ベルギーでは、明示的な法的根拠は挙げられていないものの、実務上、虚偽の文書その他の証拠の提出がこのような形で考慮される場合がある⁹²。オランダでは、このような行動は申請者の陳述の信憑性をあらかじめ損なうと判断され、より高い信憑性の基準が適用されるきっかけとなる可能性がある⁹³。英国では、このような行為は申請者の信憑性を損なうものと判断される場合がある⁹⁴。

オランダのガイドラインは、申請者が渡航経路に関する（直接的な）書証その他の証拠を提示できないという主張は一般的に信憑性がないと判断される旨、指摘している⁹⁵。この点については、正式な（航空機、列車、タクシー又はバスの）チケット、搭乗券、手荷物に貼られたラベル、航空機内の砂糖包、ホテルの請求書、テレフォンカード、外国通貨等が関連する証拠となる⁹⁶。これは、申請者は国際保護申請の評価のためにこのような物が必要だと考えられていることを知っており、かつこのような物を処分してはいけないことを承知しているという想定の下である。

オランダのガイドラインでは、申請者は、到着と同時に加盟国の保護を直接求め、所持しているす

⁹⁰ *Matsiukhina and Matsiukhin v. Sweden*, no. 31260/04 (Decision), ECtHR, 21 June 2005. E.N. v. Sweden, no. 15009/09, ECtHR, 8 September 2009, para. 30: 「本件において、当裁判所としては、申請者が、スウェーデンへの到着時に、スウェーデン当局に対し、その身元及びスウェーデンまでの渡航の経緯について嘘をついたことをまず考慮しなければならない。申請者は、当局に対して偽名及び偽りの生年月日を教え、かつ偽造された身分証明カードを提出した。さらに、実際には自らの旅券で、かつフランス留学を目的とする有効な入国査証を持って合法的にフランスに渡航したにもかかわらず、自分は偽造旅券を使い、渡航経路はわからないと主張した。これらの嘘が、当裁判所から見た申請者の全般的信憑性に悪影響を与えるのは当然である」。

⁹¹ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 4.1.7 節: 「申請者の難民認定申請の中核的要素を立証する目的で虚偽の文書を提出することは、信憑性がないことを示している。主張に正当な理由がある難民認定申請者なら、庇護資格を立証するために文書を捏造し又は偽造する必要はないと考えるのが通例であると推定するのは、通常は合理的である」。

⁹² IRQ07FSP, INT01AFGM.

⁹³ オランダ・2000年外国人法第 31 条(2)(d)及び(e) (「(d) 当該外国人が、虚偽の又は偽造された旅行証明書、身分証明書その他の書類を提出し、かつ、これについて質されたにもかかわらず、当該書類が真正のものであると故意に主張した時。(e) 当該外国人が、自己の申請を裏づけるものとして、自分と関係がない旅行証明書、身分証明書その他の書類を提出した時」) 並びに帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」(2010年、Vc 2000)、C4/2.5; Dutch Council of State, 30 December 2011, 201100520, para. 2.4, 2.4.1 and 2.4.2; IRQ01FAP (及び黙示的に IRQ04MNP)。

⁹⁴ 英国・2004年庇護及び移民(申請者の処遇等)法第 8 条(2)(b)及び(3)(b)。第 8 条(2)(b): 「申請者による行動であって、誤認させようとする意図しており又はその可能性がある」と決定機関が考える行動; 第 8 条(3)(b)「有効な旅券ではない文書を有効な旅券であるかのように提出すること」。AFG09F, SOM07F, SOM01F, AFG03M。

⁹⁵ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」(2010年、Vc 2000)、C4/3.6.3。

⁹⁶ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」(2010年、Vc 2000)、C4/3.6.3。なお Dutch Council of State, 24 May 2012, 201108433/1 は、直接的証拠の例は網羅的なものではないと述べている。

すべての文書を提出するとともに、威迫を受けた場合を除き、渡航の便宜を図りたいかなる仲介人に対しても文書を手交しないこと及びその他の点でも申請の評価に全面的に協力し、かつ信憑性のある説明を行うことが期待される旨、述べられている⁹⁷。これは、迫害及び重大な危害から避難してきた者は国家当局を信頼するはずであり、かつ、仲介人又は他のいずれかの者に進んで文書を渡すべきではないことを承知しているはずであるという想定に基づいていると思われる。

ある加盟国で検討対象とされた事案の中には、旅行証明書及び（又は）身分証明書類を仲介人のもとのに残していくよう強要されたという申請者の主張が、満足に足るものとして認容されていたものもあった⁹⁸。しかしいくつかの事案では、旅行証明書及び（又は）身分証明書類を廃棄するよう仲介人に強要されたという申請者の主張が、満足に足るものとして認容されていなかった⁹⁹。UNHCR が検討した事案の中には、仲介人が書類を持っている旨の、威迫について明示的に言及されていない説明が、満足に足るものとして認容された例¹⁰⁰及び認容されなかった例¹⁰¹もあった。このようなアプローチの違いが生じた理由は、ケースファイルからは明らかにならなかった。

これに関連して、UNHCR が別の加盟国で実施したケースファイルの検討結果について付記しておくのが適当であろう。ここでも、申請者が、仲介人からの指示によって航空機内で旅券を廃棄したと主張したものの、認定機関がこの説明を考慮せず又は認容しなかった事案が明らかになった¹⁰²。次の例では、個人面接の際に質問を受けた申請者が、「私たちは仲介人の言うことを聞かなければならず、パスポートは機内のトイレで廃棄するように言われました」と述べている¹⁰³。審査官は、これは当局に情報を提供しないための行為であることが明らかであり、したがって申請者の信憑性は損なわれたと決定において述べた。しかし、申請者による不服申立てがその後認められると、不服申立審の裁判官は次のように指摘した。「不法入国者が仲介人から旅行証明書を廃棄するように言われるのは一般的であるように思われる。本件申立人は、信じられないわけではない説明を行い、かつそれについて異議を申立てられていない。これが真実であれば、そして当職は真実であると考えてるのであるが、当該行為は、論理的には信憑性に影響を及ぼすものではない」¹⁰⁴。換言すれば、裁判官は、申請者の説明には信憑性があり、したがって満足に足るものであると認定した。したがって、旅行証明書がないことは信憑性評価に何ら影響を及ぼすものではないとされた。

このような説明が審査官によって認容されない場合もあるのは、指針において、満足に足る説明と考えられるものとして極端な例（「文書を他の誰かに渡すよう刃物を突きつけられて強要された場合」¹⁰⁵等）が示されていることが原因である可能性もある。現実には、密入国業者及び人身取引犯がこのような有形力の行使に訴えなければならぬことはめったにない。本研究の知見により、申請者が行う説明は実際のところそれほど極端なものではないことが明らかになっている。UNHCR が見るところ、このような指針は、人身取引被害者に対して権力を行使する関連の手段として EU 法で定義されているもの¹⁰⁶以上に極端な水準の脅威を要求している。

米国では以下の行為がはっきり区別されている点に注意すべきである。

- ① 難民認定申請の要素を立証する目的で不正な文書を提示すること。
- ② 出身国若しくは常居所を有していた国を脱出する目的で又は米国への入国を容易にする目的で不正な文書を提示すること。

第 1 の場合、このような行動は信憑性に欠けることの表れとされる可能性があるが、第 2 の場合、信憑性に欠けるとされる原因にはならない¹⁰⁷。

⁹⁷ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C4/3.6.3。

⁹⁸ IRQ01MNP, IRQ02FBP。

⁹⁹ IRN03MNP, SOM01MNP。

¹⁰⁰ IRN04MAP, IRQ02FBP, IRQ03FBP。

¹⁰¹ AFG01MBP, AFG01FNP, AFG04MNP, AFG05MNP, IRN03MNP, SOM03MNP。

¹⁰² IRN08M, AFG04M, SOM01F, IRQ04F。

¹⁰³ AFG04M。

¹⁰⁴ AFG04M, Appeal Determination。

¹⁰⁵ 英国国境庁「庇護指令－保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）、54頁；英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、60頁。

¹⁰⁶ EU 指令 2011/36/EU（理事会枠組決定 2002/629/JHA に代わる、人身取引の防止及びこれとの闘い並びにその被害者の保護に関する 2011年4月の EU 欧州議会・欧州理事会指令）第2条(1)は、人身取引犯が被害者に対して権力を行使する手段を次のように定義している：「暴力その他の形態の強制力による脅迫もしくはその行使、誘拐、詐欺、欺罔、権力の濫用もしくは脆弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭もしくは利益の授受の手段」。

¹⁰⁷ *Akinmade v. Immigration and Naturalization Service (INS)*, 196 F. 3d 951, 955-56 (9th Cir. 1999)。

UNHCRは、EU加盟国では必ずしもこのような区別が行われていないことに留意した。

ここで、資格指令第4条2項に列挙された論点に「渡航経路」が含まれていることについて簡単に触れておくべきであろう。申請者がとった渡航経路は、ダブリン規則の適用可能性及び評価手続指令に基づき申請を受理する可能性について認定機関が行う検討に関連する場合があり、また加盟国は移住経路に関する情報を収集することに一層幅広い関心を有しているが、UNHCRとしては、渡航経路が国際保護の申請の審査にとって重要な事実であることは稀であると考えられる。このように、渡航経路に関する申請者の陳述及びその他の証拠は、申請の実証に真に関連するものではないと考えられ、したがって信憑性評価において焦点を当てられるべきではない。

考慮すべき要因

UNHCRは、虚偽の旅行証明書その他の文書を提出すること及び目的地国への到着時に申請者が旅行証明書その他の文書を故意に廃棄し又は処分することによって、当該申請者の身元の確認及び渡航経路の決定が行いにくくなることを理解する。

しかし、一部の加盟国では信憑性を損なう可能性があるとして判断される虚偽の文書の使用及び不法入国は、国際保護を必要とする者がしばしば訴えざるを得ない手段にはかならない¹⁰⁸。偽造文書を持って、又は出入国管理所を回避することによってEU加盟国への渡航及び入国を図る申請者は多い。正規のやり方で入国することは、不可能ではないにしても、困難だからである。仲介人、便宜供与者等の援助を得なければ渡航できない者も多い。このような申請者は、これらの者に依存し（又はその支配下に置かれ）、偽造文書の扱いに関する助言又は指示にしたがうかもしれない。国際保護を申請するかどうか、どこで申請するか、並びに申請するとしたら加盟国の当局と接触した際にどのような発言及び行動をすべきかについて、これらの者の指導にしたがわなければならないとも感じているかもしれない。渡航経路及び文書についての情報は提供しないようにし、かつ（又は）書証を廃棄し、修正し若しくは処分するよう助言を受けていた可能性もある。

申請に関する判断において渡航経路が重要な事実であることはめったにない。したがって、一般的には、渡航経路について申請者から提供された情報によって、主張されている重要な事実を認容するか又は排斥するかについての決定が左右されるべきではない¹⁰⁹。申請者が渡航経路及び使用された文書に関する情報提供の面で協力しないことには、申請とは無関係の理由が多数存在する。申請者は、経路の詳細を明らかにしないよう厳しく指示されている場合、密入国業者からの報復を恐れているかもしれない。安全な避難場所まで送り届けてくれたことについて、密入国業者に感謝の念を抱いていることもありうる。他の家族構成員も同じ経路を用いようとしている場合、経路の詳細を秘匿したいと考える場合もある。あるいは、自動車及び隠れ家に閉じ込められていた場合、どのような経路がとられたのか知らないということもあろう。強要、威迫、自分で何かを決める機会の欠如、誤った助言、恐怖心、絶望及び無知は、申請者の行動の説明となるかもしれない多くの理由の一部に過ぎない。実際、申請者の行動について考えられる説明は、欺こうとする意図以外にも無数に存在する¹¹⁰。

「有効な書類を持たないままの入国、渡航に関する調査への不十分な協力及びその他の同様の状況」に対し、裏づけとなる書証その他の証拠の提出要件の「緩和を拒否することによって制裁を課すことは正当ではない」と指摘されている¹¹¹。「加盟国が、早期の保護申請を、又は渡航経路若しくは申

¹⁰⁸ J Sweeney, 'Credibility, Proof and Refugee Law', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 4, December 2009, p. 717.

¹⁰⁹ この問題については、英国の法律との関連で次のような指摘が行われている：「〔第8条が、〕事実認定がどのように実施されるべきかに関する指示として解釈されるのであれば——当職の判断ではそのような解釈はとられていないが、いずれにせよ——同条に基づいて提起される可能性がある瑣末な点に不当に集中することになり、その結果、全般的評価が犠牲にされ、かつそのような全般的評価からの逸脱が生じることによって事実認定活動が歪められるという点で、明らかな危険性がある。審査官は、このようなことがないよう警戒するべきである。必要なのは総合的な信憑性評価である」（*R v Secretary of State for the Home Department, Ex parte Sivakumar* (FC) [2003] UKHL 14, 20 March 2003）。*JT (Cameroon) v Secretary of State for the Home Department* Court of Appeal [2008] EWCA Civ 878, 28 July 2008。また英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）も参照：「全般的信憑性に関する認定は、信憑性評価のプロセスの出発点とされるべきではない。審査官が申請にとって重要ではない瑣末な又は周辺的な事実の焦点を当てることは、一般的には不必要であり、また時には非生産的である」。

¹¹⁰ UNHCR「難民の国際保護に関する世界協議／第3部会—庇護手続き（公正かつ効率的な庇護手続き）（*Global Consultations on International Protection/Third Track: Asylum Processes (Fair and Efficient Asylum Procedures)*）」（2001年5月31日、EC/GC/01/12）。

¹¹¹ G Noll, *Evidentiary Assessment and the EU Qualification Directive*, New Issues in Refugee Research, Working Paper no. 117, UNHCR, June 2005, p. 5. J Sweeney, 'Credibility, Proof and Refugee Law', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 4, December 2009, December 2009, p. 717：「特定の行為を処罰し又は抑制しようとする試みと、証拠法上の負担の緩和に関する規則との間には何の論理的連関もない」。

請者が使用した可能性のある密入国支援業者の調査に対する自発的協力を促したいと考えるのは十分に理解できる。だからといって、信憑性評価を濫用し、制裁の手段として適用してはならない」¹¹²

審査官は、見極め可能な行動パターンが存在する——すなわち、ある文脈における行動又は特定の問題に関連する行動は、他の文脈において又は他の問題との関連でどのような行動をとるかを何らかの形で示している——と想定するべきではない。このような想定は、次のような形で機能することになる。「申請者が渡航経路について嘘をついたのであれば、国際保護を申請した理由についてもおそらく嘘をついているだろう。申請者は信頼できない」。これは、状況的要因も行動に影響を及ぼすという理解ではなく、人間は嘘つきで法律を破る者か、法律を守りながら本当のことを言う者のどちらかであるという想定にあぐらをかいた考え方であるように思われる。速度制限に違反したことのあり者であれば、このような論法が通用するものではなく、この種の想定に基づいた信憑性評価は申請者にとって著しく不利となる可能性があることを理解できるはずである。申請者が、国際保護申請の中核的理由を偽りなく述べながらも、加盟国への渡航に関する虚偽の情報を提供し、又は虚偽の旅行証明書を提出することはありうる¹¹³。

嘘については、これは、その他の点では信憑性があり、国際保護を受ける資格の根拠の立証となっている説明を潤色し又は強化しようとする試みである場合もある。オーストラリア高等裁判所は、状況の圧力によって嘘をつく申請者もいる場合があることに言及しながら、以下のように指摘している。

「難民認定申請者が自己の来歴に関する説明を潤色する誘惑に屈してしまうのは、特に驚くべきことではない。難民認定申請者は、ある視点から見れば、命がけではないとしても、自由のための、しばしば絶望的な状況に陥る闘いに従事しているのだということを、常に念頭に置いておく必要がある。」¹¹⁴

嘘をつくこと、又は虚偽の文書その他の証拠を提出することは、認定機関が期待していると考えたことに応えようとする試みに過ぎない可能性もある¹¹⁵。申請者の陳述を裏づけるその他の証拠の重要性を認定機関が強調することに鑑みれば、虚偽の書証その他の証拠を提供することの誘惑も激しくなるように思われるかもしれない。陳述を裏づけるために虚偽の文書を提出することは、その陳述が真実でないことを必ずしも意味しないのである¹¹⁶。

認定機関は、申請者の行動の説明になるかもしれない、いかなる個別的事情及び背景事情も考慮すべきである。例えば、嘘及び潤色の概念は文化的相対性をともなうものである¹¹⁷。申請者の年齢も、考慮すべき関連の要因である場合がある¹¹⁸。申請者がその他の理由（恐怖心、当局に対する信頼感の欠如、恥辱感、スティグマ又はトラウマの影響等）で事実を隠したいと考えることもある。

国連・拷問禁止委員会に提起された事件で、申立人は、一次難民認定申請手続きの際に真実ではない陳述を行ったことを認めたが、不服申立審では一貫した、綿密かつ詳細な説明を行ったとした。申立人は、最初に真実でない陳述を行ったのは自分の心理状態が原因であり、また当局に完全な説明を行うことに対する恐怖心があったためでもあると説明した。委員会は、申立人が出身国又は常居所を有していた国に送還されれば拷問を受ける危険があると考えられる相当の理由があると判断し、拷問被害

¹¹² G Noll, *Evidentiary Assessment and the EU Qualification Directive*, New Issues in Refugee Research, Working Paper No. 117, UNHCR, June 2005, p.13.

¹¹³ J Sweeney, 'Credibility, Proof and Refugee Law', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 4, December 2009, p. 717: 「同様に、迫害を受けるという恐怖を惹起させた主張される出来事の後にとった行動と、これらの主張の真実性ととの間に必然的な関係はない」。

¹¹⁴ S Norman, 'Assessing the Credibility of Refugee Applicants: a Judicial Perspective', *International Journal of Refugee Law*, vol. 19, no. 2, July 2007, pp. 273–92 at p. 275 で引用されている *Abebe v Commonwealth* (1999) HCA 14, 197 CLR 510 (14 April 1999)。

¹¹⁵ W Kälin, 'Troubled Communication: Cross-Cultural Misunderstandings in the Asylum-Hearing', *International Migration Review*, vol. 20, no. 2, Special Issue: Refugees: Issues and Directions, Summer, 1986, p. 230–41 at 237.

¹¹⁶ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月）、第9.4項：「虚偽の文書を用いたからといって、申請者の主張が真実でないということには必ずしもならない」。

¹¹⁷ W Kälin, 'Troubled Communication: Cross-Cultural Misunderstandings in the Asylum-Hearing', *International Migration Review*, vol. 20, no. 2, Special Issue: Refugees: Issues and Directions, Summer, 1986, p. 230–41 at 238.

¹¹⁸ スロバキア共和国最高裁判所は、申請者（保護・養育者のいない未成年者）が名前に関して嘘をついたことについて、あらゆる事情に照らせば、その信憑性が損なわれたと判断するには十分ではないと認定した。申請者の年齢、申請者に保護・養育者がいないこと及び申請者がまったく異なる社会的及び文化的環境にいることを考慮することが必要であるとされた（*M. S. H. v. Migration Office of the Ministry of Interior of the Slovak Republic*, Supreme Court of the Slovak Republic (Najvyšší súd Slovenskej republiky), 1 Sža 12/2010 23 February 2010）。

者に対して完全な正確性を期待できることはめったにないという立場をあらためて述べた¹¹⁹。

ニュージーランドでは、不服審査局が、申請者が最初に虚偽の申請を行い、かつ虚偽の文書を提出したのは、明らかにできないと考えたこと（特に性的指向）を隠すための方便であったと認定した。「申請者が元々の虚偽の主張にこだわるという誤りを犯したからといって、申請者がその他の点では信憑性のある証人であるという認定が歪められるわけではない」¹²⁰

申請者が申請の裏づけとして虚偽の情報及び（又は）文書を提出する妥当な理由は、少なからず存在する可能性がある。したがって、申請者は説明の機会を与えられなければならない、また行われた説明は十分に考慮されるべきである。申請者が嘘をついたこと又は事実を隠したことは、信憑性評価では必ずしも決定的要因にならない。

UNHCR が検討した以下の例では、申請者は、機内のトイレで旅券を廃棄したと主張した。個人面接の際にこの点について質問された申請者は、「私たちは仲介人の言うことを聞かなければならず、パスポートは機内のトイレで廃棄するように言われました」と述べた¹²¹。しかし、決定通知書には以下のように記されていた。

「申請者は、仲介人を利用して英国に来たと述べる。また、申請者が、英国に入国するために偽造旅券を使用し、ロンドンへのフライト中に旅券を破ったと主張しているのも留意される場所である。旅券を破るという申請者の行為は、当然、英国当局に情報を提供しないことが目的であったと考えられる。したがって、前述の行動が庇護及び移民（申請者の処遇等）法第 8 条に該当するのは明らかであり、それゆえ、申請者の行為の結果として信憑性が損なわれたと判断される」¹²²

その後、申請者による不服申立てが認められ、不服申立審の裁判官は以下のように指摘した。

「2004 年法第 8 条については、不法入国者が仲介人から旅行証明書を廃棄するように言われるのは一般的であるように思われる。本件申立人は説明を行い、その説明は信じられないものではなく、かつそれについて異議を申立てられていない。これが真実であれば、そして当職は真実であると考えるのであるが、当該行為は、論理的には信憑性に影響を及ぼすものではない」

¹²³

虚偽の情報及び（又は）文書を故意に提供したことは、満足に足る説明がない場合に、申請者の個別的事情及び背景事情を考慮し、かつあらゆる証拠に照らして当該行為について検討した上で初めて、信憑性を弱めるものと判断することができる。

UNHCR は、「真実と異なる供述のみをもって難民の地位を否定する理由とすることはできず、そのような供述をその事案のすべての事情に照らして評価するのが審査官の責任である」¹²⁴とはっきり指摘している。虚偽の情報及び（又は）文書を提供した申請者には、それでも難民としての地位及び（又は）補完的保護を受ける地位を認められる資格がある場合がある。嘘が申請者の全般的信憑性に与える影響については、英国の判例が若干の指針を示している。英国の控訴裁判所は以下のように判示している。

「第一に、移民事件担当判事は、それぞれの事件において、申立人が証拠のかなりの部分を捏

¹¹⁹ *Tala v. Sweden*, CAT/C/17/D/43/1996, 15 November 1996.

¹²⁰ *Refugee Appeal No. 74665*, New Zealand: Refugee Status Appeals Authority, 7 July 2004.

¹²¹ AFG04M.

¹²² AFG04M.

¹²³ AFG04M, Appeal Determination.

¹²⁴ UNHCR ハンドブック、第 199 項。UNHCR 『UNHCR 研修テキストシリーズ 2 難民認定研修テキスト』（2005 年 9 月 1 日）、第 5.1.2 節（一般的原則）：「事実関係について真実でない陳述がなされた場合、または関連の事実が開示されなかった場合にも、申請者が信頼できる主張を行っていないと即断すべきではない」。また *MA (Somalia) v Secretary of State for the Home Department* [2010] UKSC 49, 24 November 2010, para. 33（ダイソン卿）も参照：「AIT は、事件によっては、嘘は何ら重要な影響をもたらさないと結論に至る場合もある。しかし、申請者が事件の中心的争点について嘘をついている場合には、その嘘はきわめて重要であるという結論に至る場合もある」。

造し、その唯一の目的は移民問題を担当する行政当局及び司法当局の双方を欺くところにあったと認定した。[……]しかし、このような判断自体は当裁判所にとって重要なものではない。というのも、裁判所の義務は、実際には難民条約の保護対象に該当する者に対して英国が負っている国際法上の義務を尊重することであり、そのことは、当該人物が、嘘をつき又は不誠実で行動することによって、自らの主張のためになることをどれほどわずかしかやらなかったとしても、変わらない」¹²⁵

その後、最高裁判所は、申立人の嘘の影響を評価することに対する庇護移民審判所のアプローチを支持する際に、本件判決に依拠しながら以下のように述べた。

「真実を述べなかったものの、それでもなお危険な状況にある可能性がある申立人によって引き起こされる問題は、馴染みのないものではない。私たちは、申立人が嘘をついたというだけの理由で不服申立てを棄却することのないよう、大いに慎重でなければならない。たとえ申立人の説明の大部分が信じられない内容であったとしても、それでもなお、送還されれば危険な状況に置かれることを申立人が明らかにしている可能性はある。申立人自身の証拠は他の証拠とともに全体として検討されなければならないのであって、これには、専門家による報告書若しくは国別リーディングケースから得られた申し分のない証拠、又は当該国の一般的情勢に関するその他の証拠も含まれ得る」¹²⁶

申請者は、加盟国の領域への渡航及び入国を容易にするために不正な文書を利用し、虚偽の文書の有効性を主張し、かつ旅行証明書を廃棄し又は処分する、妥当な理由を有している場合がある。このような行動は、信憑性に関してより高い基準を課し、又は申請者に対して灰色の利益を認めない根拠として自動的に用いられるべきではない。虚偽の情報、及び（又は）文書の提供が身元等の重要な事実に関連している場合、認定機関は、申請者が自分の行動について満足に足る説明を行えるかどうか判断しなければならない。陳述を裏づけるために虚偽の文書を提出したからといって、当該陳述に信憑性がないということには必ずしもならないことを念頭に置いておくべきである¹²⁷。さらに、UNHCRは、真実と異なる陳述が、それ自体が難民としての地位又は補完的保護を受ける資格を否定する理由になるわけではないことを想起する。

¹²⁵ *GM (Eritrea) and Ors v Secretary of State for the Home Department* [2008] EWCA Civ 833, 17 July 2008, para. 29. またチェコ共和国： *H. A. Š. v. Ministry of Interior*, Supreme Administrative Court (Nejvyšší správní soud), 5 Azs 28/2008-68, 13 March 2009 は、資格指令第 15 条(c)に基づく補完的保護の根拠は、たとえ申請者の証拠に信憑性がないと認定された場合でも適用されるとする。

¹²⁶ *MA (Somalia) v Secretary of State for the Home Department* [2010] UKSC 49, 24 November 2010, para. 38.

¹²⁷ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月）、第9.4項：「虚偽の文書を用いたからといって、申請者の主張が真実でないということには必ずしもならない」。

5. 小括

UNHCR の調査により、国際保護を申請する者の信憑性を評価するにあたって、国はきわめて広範な要素を用いていることが浮き彫りになった。さらに、特定の行動が、ある国では信憑性に欠けることの表れと判断され、別の加盟国ではそのように判断されない場合もある。本章では、どのような想定に基づいてこのような要因が活用されているのか、並びにこれらの要因の多くについてその利用にどのような限界及び危険性があるのかについても分析した。

UNHCR は、本報告書が、この分野における一層の一貫性を達成するために欧州連合レベルで及び加盟国内で行われる、科学的証拠に基づいたさらなる議論の基礎となることを希望するものである。

これらの要因をはじめとする諸要因の根底にある想定、並びにこれらの要因の活用を支持する国内法上の枠組み及び先例については、追加的調査が必要である。同様に、EU 諸国の庇護制度における信憑性評価の調和を一層図っていくため、「申請者の全般的信憑性」の解釈に関するさらなる指針も必要とされる。

CHAPTER 7

信憑性評価への アプローチ

1. はじめに.....	215
2. 国の実務における信憑性評価へのアプローチ	216
2.1. オランダのアプローチ.....	216
ステップ 1—文書の評価	216
ステップ 2—適用される信憑性基準の決定： 外国人法第 3 1 条 2 a～f 項の適用の検討.....	217
ステップ 3—申請者の陳述の信憑性評価.....	218
2.2. 英国のアプローチ.....	219
2.3. 欧州庇護カリキュラムのアプローチ.....	220
2.4. 多様なアプローチの分析.....	220
2.4.1. 出発点.....	221
2.4.2 重要な事実毎の信憑性評価.....	221
2.4.3. 「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）の原則の適用.....	222
2.4.3.1. 灰色の利益の原則は、主張されている どのような事実との関連で考慮されるか.....	223
2.4.3.2. 灰色の利益の原則の考慮はどの時点で 行われるか.....	226
2.4.3.3. 灰色の利益を認めるか否かの決定にあたり、 どのような基準及び事項を考慮するか.....	226
2.5. 信憑性があるとされる敷居	230
3. 信憑性があるとして認容される事実と排斥される事実の明確な言明.....	236
4. 信憑性評価に対する構造的アプローチ.....	238
4.1. 「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）の原則.....	239
4.2. 「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）の考慮.....	239
4.3. 「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）の適用.....	240
5. 小括.....	243

1. はじめに

UNHCRが観察したところでは、庇護手続きにおける信憑性評価についての加盟国のアプローチには相当なばらつきがある。EU法は、庇護手続きにおいて信憑性評価がどのように実施されるべきかについて、特に指針を示していない。しかし、関連する指針及び基準はEU法に見出すことができ、またEU行政法並びに条約監視機関（欧州連合司法裁判所、欧州人権裁判所及び国連・拷問禁止委員会等）の決定にも見出すことができる。UNHCRも、その監督任務を履行するにあたり、信憑性評価の実施に関連する指針を作成してきた。

難民認定申請の信憑性を評価するためにどのようなアプローチをとり、またどのような段階及び手順を踏むかについては、多くの異なるやり方が考えられる。EU諸国の認定機関が信憑性評価においてとっているアプローチは、EU加盟国全域でさまざまに異なる国内法上の伝統及び実務の影響も受けており、法域によっては全証拠の自由評価の原則を適用しているところもある¹。ただし、証拠の自由評価に基づくアプローチは、信憑性評価に対する構造的アプローチを排除するものではない。それどころか、信憑性評価に対する構造化された又は体系的なアプローチがとられなければ、関連の原則及び基準を適切に適用できないことになる可能性もある。

結果のばらつきは、個々の審査官が相当の裁量を行使し、信憑性評価に対して異なるアプローチを採用する場合、各国の法域内部でも生じる可能性がある。

各事案の評価が個別に実施されるべきであることは重要な点として想起しておかなければならないが、その一方で、欧州共通庇護制度は、国際保護の申請がどの加盟国で行われたかにかかわらず、「同様の事案は同様に扱われ、かつ同一の結果に至るべきである」²とまとめられる目的を達成するための関連する共通の基準及び原則にしたがって、当該申請が審査されるようにすることを目指している。そのため、証拠評価に関する欧州庇護カリキュラムモジュールは、国内庇護担当官に対し、信憑性評価に対する構造的アプローチをとるよう奨励しているのである。

そこで、本章では、本調査の対象とされた3つの加盟国がとっているアプローチ及び欧州庇護カリキュラムでとられているアプローチを広く概観するとともに、これらのアプローチの共通点及び違いについて分析することを試みる。その際、調査対象である3カ国が適用している信憑性があるとされる敷居、灰色の利益の適用、並びに、事実の陳述の認容及び排斥についても取り上げる。

¹ 国際的先例における証拠の自由評価の原則の適用については、*Nachova and others v. Bulgaria*, no. 43577/98 and 43579/98, ECtHR, 6 July 2005, para. 147 参照：「当裁判所での手続きにおいては、証拠の採用又は証拠評価のためのあらかじめ定められた方式の採用を妨げる手続的障壁は存在しない。当裁判所は、全証拠の自由評価によって裏づけられたと当裁判所が考える結論を採択する」。拷問禁止委員会は、一連のあらゆる事情（the full set of circumstances）に基づいて事実を自由に評価する権限を行使している。国際連合・拷問禁止委員会一般的意見第1号「第22条（ルフルマン〔追放・強制送還〕及び通報）の文脈における条約第3条の実施」（1997年11月21日、A/53/44, annex IX 所収）、第9項(b)。

² Council of the European Union, *The Stockholm Programme – An Open and Secure Europe Serving and Protecting Citizens*, OJ (2010/C 115/01), 2010, para. 6.2, p. 32.

2 国の実務における信憑性 評価へのアプローチ

ベルギーでは、信憑性評価を構造的に実施する方法について審査官に指示を与える法律、行政規定又は政策指針は特に存在しない。新任の保護担当官は、証拠評価に関する欧州庇護カリキュラムモジュールに基づいた短い研修を受け、信憑性評価の一般的枠組みについて学ぶ。ただし、この研修には内部指針による正式な位置づけが与えられていない³。さらに、担当官全員が研修に参加したわけではないため、推奨されている構造的アプローチに十分に精通していない担当官もいる可能性がある。なお、UNHCR に提供された情報によれば、審査官による信憑性評価への構造的アプローチを推進するため、決定書の定型書式が利用されているとのことである⁴。

オランダ⁵及び英国⁶では、信憑性評価に対する方法論的アプローチを定めた国内指針が特に作成されている。これらの指針は、研修とあいまって、個々の審査官が信憑性評価に対して同一のアプローチをとるようにすることを目的としたものである⁷。以下、これらの構造的アプローチについて説明するとともに、その概要を資料 2.1～2.3 のフローチャートに掲げる。

2.1. オランダのアプローチ

ステップ1—文書の評価

申請者から提出されたすべての文書の評価を行う。真正の文書であると認定された場合、帰化移民局は、これらの文書をどの程度重視するか決定するとともに、申請者が、当該文書が申請者個人に関連するものであることを認容するに足る真実味のある主張を行ったかどうか検討する⁸。

³ CGRA/CGRS 所長へのインタビュー調査（2012年8月31日）。認定機関から UNHCR に提供された情報によれば、新任の保護担当官は、証拠評価に関する欧州庇護カリキュラムモジュールの構成に基づいた半日の信憑性評価研修を受けるとともに、その後1年間は自発的に全モジュールを履修することができるという（CGRA/CGRS 知識研修センター所長へのインタビュー調査、2012年3月28日）。

⁴ CGRA/CGRS 所長へのインタビュー調査（2012年6月27日）、難民・無国籍者弁務官事務所中東・アジア担当地域調整官へのインタビュー調査（2012年6月6日）及び CGRA/CGRS 知識研修センター所長へのインタビュー調査（2012年3月28日）。UNHCR が、難民として認定しない決定の定型書式にはアクセスできなかったことに留意。

国際保護を付与する決定の場合、難民認定審査官は内部評価書に記入しなければならない、その定型書式では以下の情報が要求されている——家族構成、事実関係の概要、重要な事実の信憑性、従前の陳述及び関連ファイルから得られた要素との整合性、出身国情報との整合性、書類、出身及び渡航経路、国籍、民族的背景、宗教及び政治活動である。

⁵ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C14/2.3（WBV 2010/10 版）及び帰化移民局業務訓令 2010/14、第 4.1 項。

⁶ 英国国境庁「庇護指令—保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）。この指針は UNHCR が調査を実施している間に改訂されたが、改訂指針でも構造的アプローチは修正されていない。英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月13日）参照。

⁷ 欧州庇護カリキュラムは 2012 年以降、オランダの研修プログラムに組み込まれているが、証拠評価に関するモジュールはまだ必修にはなっていない。

⁸ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第 4.1 項。

ステップ 2 – 適用される信憑性基準の決定：外国人法第 3 1 条 2 a～f 項の適用の検討⁹

申請者が 2000 年外国人法第 3 1 条 2 a～f 項に掲げられた状況又は枢密院が定めた状況¹⁰のいずれかに該当するかどうか、検討する。申請者が第 3 1 条 2 f 項（「当該外国人が……その申請の評価のために必要な旅行証明書、身分証明書その他の書類を提示できない時。ただし、当該書類が存在しないことについて自分に責はない旨の、真実味のある主張を行える時はこの限りでない」）に該当する場合、責任についての評価（すなわち、申請の審査に必要と考えられる書類が存在しないことについて自分に責任はない旨の、真実味のある主張を申請者が行ったか否か）を行う¹¹。その際には、申請者の陳述に整合性及び信憑性があるか否か及び他の既知の情報（出身国又は常居所を有していた国の状況）と整合性があるか否かも評価する¹²。

外国人法第 3 1 条 2 a～f 項又は枢密院が定めた他の状況に該当する場合、申請者の陳述の信憑性はあらかじめ損なわれていると判断される場合がある。したがって、申請者は、これらの事情に該当しない場合よりも説得力のある陳述を行わなければならない（「積極的説得性」）、また申請者の陳述に関してより高い信憑性の基準が課されることがある¹³。

外国人法第 3 1 条 2 a～f 項又は枢密院が定めた他の状況に該当しない場合、申請者の陳述は、その概要において整合性があり、かつ出身国又は常居所を有していた国に関する既知の事実と一致していなければならない。

⁹ 第 31 条(2)(a)～(f)についてさらに詳しくは、信憑性評価において各国が用いている申請者の行動について取り上げた第 6 章「申請者の行動の評価」参照。第 31 条(2)(a)～(f)では以下の状況が定められている。

- 「(a) 当該外国人が、過去、オランダにおける在留許可申請を別の名前で提出していた時。
- (b) 当該外国人が、正当な理由なく、第 55 条に掲げられた〔居所並びに登録時の衣服検査、身体検査及び荷物検査に関する〕指示にしたがわない時。
- (c) 当該外国人が、オランダへに入学するために必要な旅行証明書を有していない時。ただし、国境管理官又は外国人監督官のもとに直ちに出頭して、オランダに入学した場所又はその近くの場所を述べ、かつ庇護を求めたい旨の希望を当該官吏に明らかにした場合はこの限りでない。
- (d) 当該外国人が、虚偽の又は偽造された旅行証明書、身分証明書その他の書類を提出し、かつこれについて質されたにもかかわらず、当該書類が真正のものであると故意に主張した時。
- (e) 当該外国人が、自己の申請を裏づけるものとして、自分と関係がない旅行証明書、身分証明書その他の書類を故意に提出した時。
- (f) 当該外国人が、自己の申請を裏づけるものとして、その申請の評価のために必要な旅行証明書、身分証明書その他の書類を提示できない時。ただし、当該書類が存在しないことについて自分に責はない旨の、真実味のある主張を行える時はこの限りでない」

¹⁰ Dutch Council of State 8 September 2011, (201009178/1/V2) JV2011/431; LjN: BT1929, para. 2.2.3. この判決は、「積極的説得性」基準の適用範囲を、2000 年外国人法第 31 条(2)(a)～(f)に掲げられた状況よりも拡大した。この問題についてさらに詳しくは第 4 章参照。

¹¹ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010 年、Vc 2000）、C4/3.6.1 及び 3.6.3（WBV 2010/10 版）。

¹² 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010 年、Vc 2000）、C4/3.6.3（WBV 2010/10 版）。

¹³ 2010 年に Staatscourant（官報）10228 号で公示された帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010 年、Vc 2000）の C4/3.6.3（WBV 2010/10 版）で次のように述べられていることに留意：「庇護に関する説明の評価を行う前に、身元、国籍及び渡航経路を可能な限り確定するべきである。最初に確定されるべきこれらの 3 つの要素（のいずれか）が、申請者に責がある文書の不存在を理由に確定できない場合、庇護に関する説明の信憑性に影響が生じる」

（UNHCR の調査中に外国人通達が改正されたことに留意。現在、信憑性については C1/3 で言及されており、第 31 条(2)(a)～(f)に該当する場合、申請者の陳述に信憑性があると判断されるのは当該陳述に積極的説得性がある場合のみであるとされる。オランダ語原文は次の通り：「Als sprake is van één of meerdere van de omstandigheden genoemd in artikel 31 lid 2, aanhef onder a tot en met f Vw, acht de IND de verklaringen van de vreemdeling uitsluitend geloofwaardig als van deze verklaringen een positieve overtuigingskracht uitgaat.」）。また C14/2.4 では、第 31 条(2)(a)～(f)に掲げられた状況のいずれかに該当する場合、「第 31 条第 2 項に掲げられた当該状況を度外視し、かつ陳述に真実らしいことを認めるためには、当該陳述に積極的説得性がなければならない」と述べる（C14 の一連の規定は、調査の時点では業務訓令に反映されたものの、業務訓令の改訂版にはすでに反映されていないことに留意）。帰化移民局業務訓令 2010/14、第 4.1 項(b)：「これらの状況のいずれかが生じた時は、事実関係、主張されている出来事及び推定に関する当該外国人の陳述の信憑性はあらかじめ損なわれる。〔……〕このことは、具体的には、当該外国人が、2000 年外国人法第 31 条第 2 項(a)～(f)に掲げられたいずれの状況も生じていない場合よりも、説得力のある説明を行わなければならないということである。〔……〕たとえ外国人法第 31 条第 2 項(a)～(f)のいずれかの状況が存在する場合でも陳述に信憑性があるという結論を導くためには、当該陳述が積極的説得性を有している必要がある」。

ステップ3ー申請者の陳述の信憑性評価

① 事実関係の信憑性評価

事実関係に関する申請者の陳述（例えば、主張されている身元、国籍、民族、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ、健康状態、改宗歴等）の信憑性評価を実施する¹⁴。

事実関係に関する申請者の陳述に信憑性がないと判断される場合、その影響を検討することが求められる。

事実関係が信憑性に欠けており、かつ申請にとって重要であると判断される場合、これらの事実関係から派生する出来事及び推定¹⁵についての申請者の陳述にも信憑性がないという結論が導かれる可能性がある。例えば、身元、改宗歴又はジェンダー・アイデンティティに関する申請者の陳述に信憑性がないと判断される場合、このような事実関係があることを理由として受けた脅威又は取扱いについての申請者の陳述にも信憑性がないと判断されることになる。

② 出来事及び推定の信憑性評価

事実関係に関する申請者の陳述に（部分的に）信憑性があると判断される場合、主張されている出来事及び推定¹⁶に関する申請者の陳述の信憑性評価を実施するべきである。これには、事実、出来事及び推定の因果関係について申請者が真実味のある主張を行ったかどうかについての評価が含まなければならない¹⁷。

このような信憑性評価は以下のことを考慮して実施することが求められる。

- 内的整合性、（家族等の陳述との）外的整合性、権威のある情報源との整合性の欠如、行動における整合性の欠如、曖昧で短い陳述、又は起こりそうにない出来事への言及の有無に関する考慮¹⁸。
- 出身国又は常居所を有していた国の状況に関する客観的な、独立のかつ信頼に足る情報源から得られたすべての既知の事実及び類似の状況にある他の外国人の面接において過去に調査されかつ検討された事実との比較。
- 関連の陳述に関するその他の情報。

審査官は、陳述の信憑性評価を実施する際、申請者に灰色の利益を認めることができるかどうか検討するよう指示されている¹⁹。

¹⁴ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C14/2.1（WBV 2010/10版）：「事実関係とは外国人本人に関わるものをいい、特に身元、国籍、民族、性的指向及び改宗歴が挙げられるが、これに限られない」。帰化移民局業務訓令 2010/14、第2項：「ここでは、（特に）当該外国人の身元、国籍、民族、性的指向、健康状態及び宗教について検討するべきである」。

¹⁵ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第4.1項(c)；帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C14/2.1（WBV 2010/10版）：「推定とは、過去に起きたとされる出来事についての外国人の推定に関わるものをいう」。

¹⁶ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第4.1項(c)；帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C14/2.1（WBV 2010/10版）：「推定とは、過去に起きたとされる出来事についての当該外国人の推定に関わるものをいう」。また帰化移民局業務訓令 2010/14、第2項も参照：「この文脈における推定とは、過去の出来事に関する当該外国人の推定を意味する。例えば、治安部隊の隊員が自分のもとにやってきたという——それ自体はありそうな——出来事の原因は数週間前にデモに参加したせいであると外国人が考えている場合、これは（基本的に）当該外国人自身の推定である」。

¹⁷ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第2項。

¹⁸ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第4.1項(c)。

¹⁹ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C14/2.3（WBV 2010/10版）：「このような評価〔信憑性評価〕においては、当該外国人に灰色の利益を認めることができるかどうか、検討されなければならない」。

2.2. 英国のアプローチ

ステップ1：重要な事実の認定

ステップ2：重要な事実の信憑性評価

- a) 詳細の水準、整合性に欠ける点及びこれらの指標に影響を与える可能性がある酌量すべき事情を考慮に入れながら、申請者の陳述の内的信憑性を検討する²⁰。
- b) 申請者の陳述の、出身国情報との外的信憑性を検討する。
- c) 以上の検討に基づき、主張されている事実について「認容される」、「排斥される」又は「不確実である」旨の宣言を行う（これらの事実の内的信憑性はある（aが満たされている）が、事実を確認するいかなる外的証拠もない（bが満たされていない）時は、これらの事実は「実証されていない」、「不確実である」又は「疑わしい」と判断される）。
- d) 「不確実」な事実について、出入国管理規則第339L項に基づく灰色の利益原則²¹に関する検討を行う。これには、第339L項(v)に基づく、2004年底護及び移民（申請者の処遇等）法第8条で定められた行動²²に関する検討も含まれる。
- e) 出入国管理規則第339L項のすべての基準が満たされない場合、「不確実」な事実について灰色の利益を認めるか否かの検討が必要になる。

²⁰ 実務上は、他の指標（知識、真実味、一貫性及び難民認定申請の遅れ等）も信憑性評価で活用されている。しかし、それらの指標は、信憑性に関する英国国境庁の庇護指令の「内的信憑性」に関する項目では具体的に挙げられていない。

²¹ 英国・出入国管理規則第339L項は資格指令第4条(5)を国内法に移行した規定である：「第339L項 難民認定申請を実証すること、又は申請者に人道的保護を受ける資格があることを立証しもしくは人権申請を実証することは、申請者の義務である。申請者の陳述の諸側面が書証その他の証拠によって裏づけられない時は、以下のすべての条件が満たされる場合、当該側面について確認する必要はない。(i) 申請者が、難民認定申請を実証し、又は申請者に人道的保護を受ける資格があることを立証しもしくは人権申請を実証するために、真正な努力を行ったこと。(ii) 申請者が利用することのできるすべての重要な要因が提出され、かつ、他の関連の資料が欠けている場合にはそれについて満足に足る説明が行われたこと。(iii) 申請者の陳述が、一貫性及び真実味を有すると認められ、かつ、当該申請者の主張に関連して入手可能な具体的及び一般的情報と矛盾しないこと。(iv) 申請者が、可能な最も早い時点で、難民認定申請を行い、又は申請者に人道的保護を受ける資格があることを立証しようと努め、もしくは人権申請を行ったこと。ただし、申請者が、そうしなかったことについて十分な理由があることを明らかにできる時は、この限りでない。(v) 申請者の全般的信憑性が確認されていること」。

²² 申請者の信憑性は、第8条に該当する行動によって損なわれる場合がある。第8条の規定は以下の通りである。

- (1) 難民認定申請又は人権申請を行う者又はその法的代理人が行った陳述を信じるか否か決定するにあたり、決定機関は、本条の規定に該当するいかなる行動についても、申請者の信憑性を損なうものとしてこれを考慮する。
- (2) 本条の規定は、申請者による行動であって、以下のいずれかに該当すると決定機関が考えるいかなる行動についても適用される。
 - (a) 事実の隠蔽を意図しており又はその可能性があること。
 - (b) 誤認させようとして意図しており又はその可能性があること。
 - (c) 申請の取扱いもしくは終結又は申請者に関連する決定を妨害し又は遅延させることを意図しており、又はその可能性があること。
- (3) 第2項の一般的規定にかかわらず、以下の種類の行動は、情報を隠蔽し又は誤認を図ろうと意図したもの又はその可能性があるものとして扱われる。
 - (a) 求めに応じて旅券を出入国管理官又は国務大臣に提出せず、かつこれについて合理的な説明を行わないこと。
 - (b) 有効な旅券ではない文書を有効な旅券であるかのように提出すること。
 - (c) 旅券を廃棄し、改竄し又は処分し、かつこれについて合理的な説明を行わないこと。
 - (d) 券面、又は渡航に關係するその他の文書を廃棄し、改竄し又は処分し、かつこれについて合理的な説明を行わないこと。
 - (e) 決定機関の質問に回答せず、かつこれについて合理的な説明を行わないこと。
- (4) 本条の規定は、申請者が、安全な国での滞在中に難民認定申請又は人権申請を行う合理的機会を活用しなかった場合にも適用される。
- (5) 本条の規定は、申請者が、出入国管理決定について通知される前に難民認定申請又は人権申請を行わなかった場合にも適用される。ただし、申請全体が通知後に生じた事柄に依拠するものである時はこの限りでない。
- (6) 本条の規定は、申請者が、出入国管理関連の規定に基づいて逮捕される前に難民認定申請又は人権申請を行わなかった場合にも適用される。ただし、以下のいずれかに該当する時はこの限りでない。
 - (a) 逮捕前に申請を行う合理的機会がなかったこと。
 - (b) 申請全体が逮捕後に生じた事柄に依拠するものであること。

第8条の規定についてさらに詳しくは、第6章「申請者の行動の評価」参照。

f) 最終段階—「認容される」事実及び「排斥される」事実を列挙する。

2.3. 欧州庇護カリキュラムのアプローチ

UNHCR の調査では、欧州庇護カリキュラムが推進しているアプローチについても検討した。証拠評価に関するモジュールでは、以下のような構造的アプローチが概説されている²³。

- ① すべての情報を収集する。
- ② 申請にとって重要な（関連する）事実を決定し、かつ補強証拠の評価を行う。
- ③ 内的信憑性、外的信憑性及び真実味の観点にしたがって申請者の陳述の信憑性を評価する。
- ④ 重要な事実には内的信憑性があるように思われるが申請を出身国情報その他の証拠によって補強することができない場合、又は書類が欠けており若しくはまったく存在しない場合であって、他の重要な事実（一貫しており、整合性があり、かつ客観的証拠及び出身国情報に合致しているもの）との関連で、その他の点では申請者に信憑性が認められる時は、申請者に灰色の利益を認めることを検討する。2つのアプローチが挙げられている。
 - 灰色の利益の適用に対する UNHCR のアプローチ²⁴。
 - 資格指令第4条5項に基づく EU のアプローチ²⁵。(a)~(e)に掲げられた諸条件を衡量することが求められる²⁶。
- ⑤ 申請者の「人格的信憑性」を評価する。
- ⑥ いかなる重要な事実についても、これを認容するか又は排斥するか決定を行う前に、すべての証拠を一括して全体として検討する。

2.4. 多様なアプローチの分析

オランダ及び英国で定められているアプローチは、お互いに、また欧州庇護カリキュラムとも共通の特徴を有しているが、以下の点に関わる顕著な違いも存在する。

- ① 信憑性評価の出発点。
- ② 審査官が、主張されているすべての重要な事実の信憑性評価を要求されているかどうか及びどのような場合に要求されているか。
- ③ 灰色の利益の原則の適用。
- ④ 信憑性があるとされる敷居及び重要な事実の認容の基準。

UNHCR の調査により、オランダ及び英国で定められているアプローチのこのような違いは、審査官の実務におおむね反映されていることが明らかになった。同様の相違点はベルギーの実務にも見られた。

本調査で採用した方法論は、基本的にはケースファイルの資料及び一部の審査官への面接調査を基礎としていることから、審査官が信憑性評価を実施する際に実際にどのような手順で進めているのかについて明確な所見を導き出すには至らなかった。そのため、UNHCR として可能であったのは、審査官がとっている手順を、審査官がそれを内部覚書及び決定書に反映させ、又はファイルに情報を追加している限度において、明らかにすることだけであった。

²³ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第3.2.1節、第3.2.3節、第3.2.8節、第3.2.10節及び第5.3.10節。

²⁴ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第3.1.6節。

²⁵ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第3.1.7節。

²⁶ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第3.1.8節。資格指令第4条(5)の条件は以下の通りである。

- (a) 申請者が、申請を実証するために真正な努力を行ったこと。
- (b) 申請者が利用することのできるすべての関連要素が提出され、かつ、他の関連の要素が欠けている場合にはそれについて満足に足る説明が行われたこと。
- (c) 申請者の陳述が、一貫性及び真実味を認められ、かつ当該申請者の主張に関連して入手可能な具体的及び一般的情報と矛盾しないこと。
- (d) 申請者が、可能な最も早い時点で国際保護を申請したこと（ただし、申請しなかったことについて相当の理由があったことを明らかにできる場合は除く）。
- (e) 申請者の全般的信憑性が立証されていること。

以下、焦点を当てた3つの加盟国がとっているアプローチの主な違いに関する UNHCR の顕著な知見について、さらに説明する。

2.4.1. 出発点

欧州庇護カリキュラムは、信憑性評価の出発点として最もふさわしいのは重要な事実を認定することであると示唆している。UNHCR が観察したところでは、調査対象とされた3つの加盟国で検討した事案のほとんどで重要な事実の決定が行われており、したがってベルギー及び英国においてはその重要な事実が信憑性評価の出発点となっているように思われた。

しかしオランダでは、審査官は、重要な事実を決定して申請者の陳述の信憑性評価を行う前に、2つの信憑性基準（すなわち立証の基準）のどちらを適用するか、まず判断しなければならない。これが信憑性評価の出発点となる。外国人法第31条2a～f項に列挙された状況又は枢密院が定める他の状況のいずれかに該当すると判断された場合、申請者の陳述の信憑性は重要な事実の決定前にあらかじめ損なわれていると判断され、申請者に「積極的説得性」を要求する、より高い信憑性基準が適用されることになる可能性がある。それ以外の場合は標準的な信憑性基準が適用され、申請者は、申請の基礎となっている事実関係及び状況に真実らしいことを示すよう要求される²⁷。

信憑性基準の問題と、オランダの法律に存在し、かつ実務でも適用されている二重の基準の問題については、後掲第2.5節でさらに詳しく取り上げる。

申請の評価は個別に、客観的にかつ公正に行われるべきであるという法的要件を念頭に置き、かつ、信憑性評価においては、申請者が提示した事実であって国際保護申請にとって重要であると判断されたものに焦点を当てるべきであることに鑑みると、申請に関わる重要な事実の決定及び評価が行われてもいないうちから、これらの事実の信憑性が、申請者が提示した申請理由とは直接関係がない根拠に基づいてあらかじめ損なわれたと判断される可能性があるのは、憂慮の対象である。

2.4.2 重要な事実毎の信憑性評価

英国のアプローチ及び欧州庇護カリキュラムの双方で、審査官に対し、特定された重要な事実のそれぞれについて信憑性評価を行うことが要求されている。提示された重要な事実は、それぞれ、当該事実に関して取得されたすべての関連の証拠を踏まえ、かつ適用される信憑性指標と照らし合わせながら、評価されるべきである。その際、申請者の個別的事情及び背景事情、並びに、不利となる可能性がある信憑性認定について申請者が行った説明の合理性を考慮することが求められる。

このようなアプローチは英国の国内指針で唱導されている²⁸。審査官は、重要であると判断されたすべての事実の信憑性を評価するよう要求されている。UNHCR が調査を実施した時点で、英国の指針には以下のように書かれていた。

「信憑性の認定においては、重大で意味のある重要な事実に焦点を当てるべきである。審査官はまず、信憑性に関わる論点のうち申請の中核に関わるものから手をつけ、その認容又は排斥について検討した後、当該申請者又は当該申請に特に関わる論点に焦点を当てて深く掘り下げることが求められる。信憑性に関わるより一般的な論点（出国が遅れたこと又は第三国の通過中に難民認定申請を行わなかったこと等）については、審査官が『不確実』と判断した認定結果とあわせて、信憑性評価プロセスの終盤で考慮するべきである」²⁹

UNHCR が検討した決定の圧倒的多数で、申請に関わる重要な事実が最初の段階で決定された後、これらの重要な事実的信憑性指標が適用されていた。「第8条が出発地点であると示唆するようなことがいかなる形でもないようにするため、審査官は、棄却理由通知書の冒頭で第8条に言及することを避けるべきである」³⁰とする指針の存在にもかかわらず、ごくわずかな数に過ぎないとはいえ、「全般的信憑性に関わる論点」を掲げた第8条（2004年庇護及び移民（申請者の処遇等）法）による信憑性評価から始めている決定もあった。

²⁷ Dutch Council of State 30 November 2004, (200405142/1); LJN: AR8684.

²⁸ 英国国境庁「庇護指令—保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）、14頁。

²⁹ 英国国境庁「庇護指令—保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）、14頁。

³⁰ 英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、第11.16項、51頁。

しかし、ベルギー及びオランダでは、このアプローチに対して例外が適用される。UNHCR が提供された情報によれば、ベルギーでは、欧州庇護カリキュラムで推進されている構造的アプローチの例外となるのは、申請者がアフガニスタン及びイラクの出身であると主張している場合である³¹。このような事案では、最初に申請者の国民的及び民族的出身に関する評価が行われ、信憑性があると認められれば、申請者の「最近の滞在」について信憑性評価が実施される³²。これらの 2 つの事実に関する主張に信憑性があると判断されて初めて、審査官は他の重要な事実の信憑性評価に移る³³。

オランダでは、申請者の陳述の信憑性評価は「事実関係」と称されるもの（例えば、主張されている申請者の身元、国籍、民族、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ、健康状態、改宗歴等）から始まる³⁴。事実関係に関する申請者の陳述に信憑性がないと判断される場合、審査官は、当該事実関係から派生し、かつ、例えば起きたと主張される出来事に関連する、他の提示された事実の信憑性評価も必要かどうか検討することが求められる。主張されている申請者の出身など本質的な事実関係に信憑性がないと判断される場合、審査官は、当該事実関係から派生する出来事及び推定³⁵についての申請者の陳述に関しても、すべて信憑性がないと判断することができる。UNHCR がオランダで実施したケースファイルの検討の結果、特定されたすべての重要な事実について信憑性評価が行われたわけではない事案もあることがわかった³⁶。したがって、本調査からは、重要な事実のひとつひとつについて信憑性評価が行われるかどうかに関して、国の実務に違いがある可能性もあることが明らかになった。

2.4.3. 「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）の原則の適用

第 2 章で取り上げたように、「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）の原則は申請の裏づけとなる証拠の取得及び提供に関して申請者が相当の困難に直面するという認識を反映したものである³⁷。この原則は、申請者が主張する重要な事実に関連した証拠を収集するために申請者が（それどころか認定機関も）行う真正な努力にもかかわらず、申請者が主張する事実（の一部）についてなお若干の疑いが存在する可能性があることを認めるものである³⁸。さらに、この原則の必要性は、国際保護が誤って否定されれば申請者の生命及び（又は）不可侵性が重大な危険にさらされる可能性があるという認識により、一層高まる。

UNHCR が実施したケースファイルの検討により示唆されるのは、審査官が内部評価書又は決定書においてこの原則に明示的に言及することはめったにないということである。

これは、ひとつには、適用される関連の EU 法上の枠組みによるものかもしれない。灰色の利益の原則については、資格指令では明示的に触れられていない。資格指令第 4 条 5 項は以下のように定める。

「加盟国が、国際保護の申請を実証するのは申請者の義務であるという原則を適用する場合であって、申請者の陳述の諸側面が書証その他の証拠によって裏づけられない時は、以下のすべ

³¹ 難民・無国籍者弁務官事務所所長へのインタビュー調査（2012年6月27日）。

³² 認定機関（CGRA/CGVS）及び不服申立審査機関（CCE/RVV）は、申請者に対し、出身国における最後の居住地を信憑性のある形で明らかにし、かつ、ベルギーで国際保護を申請する直前までそこに居住していたことを証明するよう要求している。

³³ AFG08M, AFG10F. 難民・無国籍者弁務官事務所所長へのインタビュー調査（2012年6月27日）。

³⁴ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C14/2.1（WBV 2010/10版）：「事実関係とは外国人本人に関わるものをいい、特に身元、国籍、民族、性的指向及び改宗歴が挙げられるが、これに限られない」。帰化移民局業務訓令 2010/14、第 2 項：「ここでは、（特に）当該外国人の身元、国籍、民族、性的指向、健康状態及び宗教について検討すべきである」。

³⁵ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第 4.1 項(c)。また帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C14/2.1（WBV 2010/10版）も参照：「推定とは、過去に起きたとされる出来事についての外国人の推定に関わるものをいう」。

³⁶ IRN04MAP, IRQ02MBP, IRQ05MNP, IRQ03MBP。

³⁷ UNHCR ハンドブック、第 196 項：「しかしながら、申請者は書類やその他の証拠によって自らの供述を裏付けることができないことも少なくなく、むしろ、その供述のすべてについて証拠を提出できる場合のほうが例外に属するであろう。ほとんどの場合、迫害から逃れる者はごく最少の必需品のみを所持して到着するものであって身分に関する書類すら所持しない例も多い」。

³⁸ *F.H. v. Sweden*, no. 32621/06, ECtHR, 20 January 2009, para. 95; *R.C. v. Sweden*, no. 41827/07, ECtHR, 9 March 2010, para. 50; *Matsiukhina and Matsiukhin v. Sweden*, no. 31260/04, ECtHR, 21 June 2005：「裁判所は、難民認定申請者がしばしば陥る特殊な状況を理由として、難民認定申請者の陳述及びその裏づけとして提出された文書の信憑性の評価に際しては、難民認定申請者に灰色の利益を認めることがしばしば必要であることを認める」。

ての条件が満たされる場合、当該側面について確認する必要はない。

- (a) 申請者が、申請を実証するために真正な努力を行ったこと。
- (b) 申請者が利用できるすべての関連要素が提出され、かつ他の関連の要素が欠けている場合にはそれについて満足に足る説明が行われたこと。
- (c) 申請者の陳述が、一貫性及び真実味を認められ、かつ当該申請者の主張に関連して入手可能な具体的及び一般的情報と矛盾しないこと。
- (d) 申請者が、可能な最も早い時点で国際保護を申請したこと（ただし、申請しなかったことについて相当の理由があったことを明らかにできる場合は除く）。
- (e) 申請者の全般的信憑性が立証されていること」（強調引用者）

灰色の利益の原則には明示的に触れられていないものの、加盟国は一定の条件が満たされれば申請者の陳述が書証その他の証拠によって裏づけられる必要はないことがこの法規定で明確にされている以上、当該原則がここで黙示的に掲げられていると考えてきた。このような明示的言及がないことが、資格指令第4条5項を移行した国内法で当該原則に明示的に触れられていない³⁹ことの説明になるかもしれない。ただし、資格指令第4条5項を国内法に移行したオランダの法律は灰色の利益の原則に明示的に言及しており、したがって当該原則が資格指令の規定に包摂されていると考えられていることを国内法で明確にしている⁴⁰。

しかし、ケースファイルの検討、関係者への面接調査及び信憑性評価研修の観察に基づく UNHCR の調査の知見では、審査官の中に、特に以下のこととの関連で、灰色の利益の原則の目的及び関連性について明確に理解していない者がいる可能性があることが明らかになった。

- 灰色の利益の原則は、主張されているどのような事実との関連で考慮されるか。
- 灰色の利益の原則の考慮はどの時点で行われるか。
- 灰色の利益を認めるか否かの決定にあたり、どのような基準及び事項を考慮するか。

以下、特にこれらの点に関連する所見を要約する。

2.4.3.1. 灰色の利益の原則は、主張されているどのような事実との関連で考慮されるか

証拠評価に関する欧州庇護カリキュラムモジュールでは以下のように説明されている。

「重要な事実には内的信憑性があるように思われるが申請を出身国情報その他の証拠によって補強することができない場合、又は書類が欠けており若しくはまったく存在しない場合であって、他の重要な事実（一貫しており、整合性があり、かつ客観的証拠及び出身国情報に合致しているもの）との関連で、その他の点では申請者に信憑性が認められる時は、申請者に灰色の利益を認めることを検討するべきである。すなわち、たとえ重要な事実を裏づける文書その他の証拠が陳述以外に存在しない場合でも、当該事実を認容するということである。」⁴¹

英国の政策指針によれば、灰色の利益の原則は、「実証されていない」、「不確実である」又は「疑わしい」事実との関連でしか発動されない。「実証されていない」、「不確実である」又は「疑わしい」と判断される事実とは、「内的信憑性」は認められる（すなわち、十分に詳しく、かつ申請者の個別的事情及び背景事情を踏まえて検討した場合におおむね整合性がある）ものの、それを確認する「外的証拠」がないもののことである⁴²。同政策ではさらに、庇護指令の「内的信憑性」に関す

³⁹ ベルギー及び英国がこれに該当する。

⁴⁰ オランダでは、2000年外国人規則第3.35条(3)が資格指令第4条(5)を移行させた規定である。そこでは次のように定められている：「外国人が自己の陳述又はその諸側面を文書で裏づけることができない場合、以下のすべての条件が満たされる時は、当該陳述には信憑性があると判断し、かつ当該外国人に対して灰色の利益を認める。〔……〕」（強調引用者）。

⁴¹ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第3.1.5節。

⁴² 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、第4.3.4項：「内的信憑性は認められ

る節で言及されている書証に対して、「外的証拠」とは出身国情報である旨の指針を示している。したがって、申請者の証拠に内的信憑性は認められるものの、その裏づけとなる出身国情報が存在しないという場合、審査官は灰色の利益の原則を適用すべきであるということになる。

過去又は現在の事実に関する申請者の説明を裏づける出身国情報が存在し、かつ申請者の説明に「内的信憑性」があると認められる場合、審査官は、灰色の利益の原則を参照することなく、その重要な事実を認容できる⁴³。

英国で実施されたケースファイルの検討からは、主張されている事実のうち、国内指針にしたがい、灰色の利益の原則の考慮との関連でふさわしいと考えられるのはどのような事実かを審査官が理解しているかどうか、必ずしも明確にならなかった。これは、ひとつには、それぞれの重要な事実に関する信憑性認定が決定書で明示されておらず、評価後にどの事実が疑わしいと判断されたのかについて明示的に示されていなかったためである⁴⁴。さらに、重要な事実について不確実であるとの判断が明示的に示されながらも、灰色の利益の原則の適用については何ら言及がなく、又は当該事実が認容されたのか排斥されたのかについて明示的結論が示されていない事案もあった⁴⁵。

ベルギーでは、国内法で灰色の利益の原則に明示的に言及されておらず、また当該原則が考慮されるべきである旨を定めた行政規定、判例又は政策指針も存在しない。判例では、陳述の信憑性について確信がある時は灰色の利益が認められるべきである旨、一般的に指摘されている⁴⁶。認定機関は、これに留まらず、灰色の利益の原則の適用が、文言は異なるものの外国人法第 57/7 条 ter に反映された資格指令第 4 条 5 項の規定に包摂されていると考えている⁴⁷。

外国人法第 57/7 条 ter の規定は以下の通りである。

「弁務官は、申請者がその陳述を文書その他の証拠により実証しなかった場合に、以下のすべての条件が満たされる時は、当該申請に信憑性があると判断することができる。

- (a) 申請者が、申請を実証するために真正な努力を行ったこと。
- (b) 申請者が所持しているすべての関連要素が提出され、かつ他の関連の要素が欠けている場合にはそれについて満足に足る説明が行われたこと。
- (c) 申請者の陳述が、一貫性及び真実味を認められ、かつ当該申請者の主張に関連して入手可能な具体的及び一般的情報と矛盾しないこと。
- (d) 申請者が、可能な最も早い時点で国際保護を申請したこと（ただし、申請しなかったことについて相当の理由があったことを明らかにできる場合は除く）。
- (e) 申請者の全般的信憑性が立証されていること」⁴⁸（強調引用者）

UNHCR に対して提供された情報によれば、外国人法第 57/7 条 ter の文言にもかかわらず、認定機関は、ある重要な事実を確認し又は裏づける書証その他の証拠の有無には関係なく、外国人法第

るものの、いかなる外的証拠によっても確認されない事実は、『実証されていない』、『不確実である』又は『疑わしい』とみなされる。ただし、不確実な又は実証されていない事実のそれぞれについて申請者に灰色の利益を認めるか否か、決定されなければならない——すなわち、難民認定審査官は、当該事実を認容できるか又は排斥できるかについて明確な認定を行わなければならないということである。……信憑性評価の最後に証拠を全体として検討する際には、灰色の利益について考慮し、かつこれらの不確実な事実に適切な形で適用しなければならない」。

⁴³ 英国国境庁「庇護指令—保護（庇護）申請の検討及び信憑性評価」（2010年7月）、16頁；英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、第4.3.2項。

⁴⁴ IRN04M and SOM10MRS.

⁴⁵ AFG04M. 英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、第4.3.4項参照。

⁴⁶ Belgian Council of State 186.868, 07.10. 2008.

⁴⁷ 2012年5月22日/23日に難民・無国籍者弁務官事務所で観察した研修セッション。

⁴⁸ 外国人法第 57/7 条 ter 原文：

- (a) le demandeur d'asile s'est réellement efforcé d'étayer sa demande;
- (b) tous les éléments pertinents en possession du demandeur d'asile ont été présentés et une explication satisfaisante a été fournie quant à l'absence d'autres éléments probants;
- (c) les déclarations du demandeur d'asile sont jugées cohérentes et plausibles et elles ne sont pas contredites par les informations générales et particulières connues et pertinentes pour sa demande;
- (d) le demandeur d'asile a présenté sa demande de protection internationale dès que possible, ou a pu avancer de bonnes raisons pour ne pas l'avoir fait;
- (e) la crédibilité générale du demandeur a pu être établie.

57/7 条 ter に掲げられた 5 つの条件にしたがって、申請者が提示したすべての重要な事実についての信憑性評価を実施している⁴⁹。したがって、主張されているすべての重要な事実について灰色の利益の原則が考慮されていることになる。

UNHCR がベルギーで実施したケースファイルの検討からは、同原則が実際に考慮された状況を常に確認できたわけではなかった。決定書では、灰色の利益の原則が考慮され又は適用されたかについて、一貫して明らかにされているわけではない。UNHCR が見たところ、検討対象とされた決定のうち、難民としての地位は否定したものの補完的保護を受ける資格を認めた決定では、いずれも灰色の利益の原則の考慮又は適用について触れられていなかった。難民としての地位を認めた決定の中には、詳細であり、かつ整合性及び真実味があったものの書証では確認されなかった重要な事実が認容されていたことが、ケースファイルに含まれていた情報から明らかになるものもあった。灰色の利益については触れられていたが、外国人法第 57/7 条 ter に掲げられた条件への明示的言及はなかった⁵⁰。

例えば、5 人の子どもがおり、その娘達の結婚の手配を行いたいと考えた義理の兄弟から迫害を受けていたアフガニスタン人の寡婦は、身元及び出身を立証するものとして自分のタスカラしか提示できなかったにもかかわらず、灰色の利益を認められた。その口証が自然であり、詳しく、真実味を有しており、かつ娘達の陳述との整合性に欠ける点も見られなかったためである⁵¹。

別の事案では、申請者の身元及び過去の迫害に関する重要な事実が書証によって確認されなかったことが明示的に認知されていたにもかかわらず、過去の迫害について及び主観的恐怖の存在について疑うことはできないという理由で、申請者に対して灰色の利益が明示的に認められていた⁵²。

UNHCR に対して法曹から提供された情報によれば、どのような状況下でこの原則が援用されるべきかについては、審査官を含むすべての関係者の間で一般的な誤解がある。法曹らの推測によれば、この原則は、実務上、その表現の日常的な意味及び用法にしたがって適用されている可能性があるという。すなわち、何らかの疑いがある、どうすればよいか確信が持てない場合に、申請者に疑いの利益を認めているというのである⁵³。

オランダでは、資格指令第 4 条 5 項を移行させた国内法の規定で、灰色の利益の原則に明示的に言及されている。2000 年外国人規則第 3.35 条(3)は、「外国人が自己の陳述又はその諸側面を文書で裏づけることができない場合、以下のすべての条件が満たされる時は、当該陳述には信憑性があると判断し、かつ当該外国人に対して灰色の利益を認める。〔……〕」（強調引用者）と定めている。

政策指針でも、他の一部の事実が信憑性を認められないとして排斥された場合、灰色の利益の原則を考慮すべきであることが提案されている。同指針によれば、申請者の陳述の諸要素について信憑性がないと判断された場合でも、例えば「整合性に欠ける点、曖昧な陳述又は実証されていない陳述が説明の中核部分に関連していない」時は、それでも申請者の陳述に信憑性があると判断し、灰色の利益を認めることができる。「これらの点が、例えば出国の主な理由に関連しておらず、かつ説明の中核部分にも関連しない周辺的な問題についてのものである場合である」⁵⁴

⁴⁹ CGRA/CGRS 所長へのインタビュー調査（2012 年 6 月 27 日）。不服申立審査機関（CCE/RVV）のある裁判官も、2012 年 6 月 4 日のインタビュー調査で、これが正しいアプローチである旨、UNHCR に対して語った。

⁵⁰ 例えば、GUI01MRS では、申請者は何の書証も提出していなかった。内部評価書によれば、申請者が UFDG [ギニア民主勢力連合] のメンバーであることを疑う理由はないとして、申請者に灰色の利益が認められた。評価書には、言及されたデモに申請者が参加したことを信じない客観的理由はないこと、拘禁に関する申請者の陳述が詳細であったこと、申請者の陳述は出身国情報とおおむね合致していたこと、申請者がコナクリの政治状況に関する詳しい知識を示したことも記録されている。したがって、申請者は客観的及び主観的恐怖を有していると認定された。INT07IRQMRS では、申請者は、自分の身元、イラク軍における兵士としての雇用歴及び自分が受けた追加の軍事訓練に関する大量の書証を提出していた。内部評価書には、申請者は自己の迫害に関する要素については何らの書証も提出しなかったものの、関連する陳述は非常に詳細であり、かつ真実味があったため、それらの点については灰色の利益が認められるべきであると記されている。いずれの事案でも、内部評価書では、外国人法第 57/7 条 ter に掲げられた他の条件には言及されていない。

⁵¹ AFG03FRS. 内部評価書では、外国人法第 57/7 条 ter に掲げられた他の条件には言及されていない。

⁵² IRQ02MRS.

⁵³ 非政府組織との会見（2012 年 6 月 5 日）。

⁵⁴ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第 4.1 項(e)（灰色の利益）：「真実味のない要素が特定された場合でもなお、当該外国人の陳述には真実らしいと判断できる旨の結論に至る場合もある。例えば、整合性に欠ける点、曖昧な陳述又は実証されていない陳述が説明の中核部分の概要に関連していないという理由で、当該外国人に灰色の利益を認めるという結論を出すこともできる。これらの点が、例えば、出国の主な理由に関連しておらず、かつ説明の本質的部分にも関連しない周辺的な問題についてのものである」〔ある〕〔……〕場合である」。

UNHCR がオランダで実施したケースファイルの検討からは、灰色の利益の原則に対する明示的言及がなかったため、この原則が実務上どのような状況下で考慮されているのかを確認することはできなかった。審査官から UNHCR に対して提供された情報によれば、この原則は法律及び政策指針覚書に編み込まれるように導入されていることから、この原則の考慮は信憑性評価に「溶け込んで」おり、先例でもこの原則に明示的に言及されることはなく、したがって決定書で明示されることもないとのことであった⁵⁵。

2.4.3.2. 灰色の利益の原則の考慮はどの時点で行われるか

欧州庇護カリキュラムは、事実関係には「内的信憑性」があるように思われるが申請を出身国情報その他の証拠によって補強することができない場合、又は書類が欠けており若しくはまったく存在しない場合に、灰色の利益の原則を考慮するべきであるとしている⁵⁶。したがって、灰色の利益を適用できるかどうかの検討は、申請者の陳述について、内的信憑性及び外的信憑性並びに真実味に基づく評価を実施した後に行われることになる。

このことはベルギーの先例に反映されており⁵⁷、また英国の政策指針でも以下のように述べられている。

「信憑性評価の最後に証拠を全体として検討する際には、灰色の利益について考慮し、かつこれらの不確実な事実に適切な形で適用しなければならない。すなわち、灰色の利益については、**重要な事実についてこれを認容するか又は排斥するかの認定が行われた後に、初めて考慮できる**ということである」⁵⁸（強調引用者）

しかし、UNHCR が英国で実施したケースファイルの検討では、この指針が実際には常に適用されているわけではない可能性があること及び審査官は、すべての証拠を全体として評価する前に、信憑性評価の中盤の段階で灰色の利益の原則を適用する場合もあることが、明らかになった⁵⁹。

すでに取り上げたように、オランダ及びベルギーの政策指針及び実務ではこの段階が区別されていない。UNHCR がベルギー及びオランダで実施したケースファイルの検討においては、実務上このような特定の措置が信憑性評価の終了段階でとられているかどうか判断することは不可能であった。

2.4.3.3. 灰色の利益を認めるか否かの決定にあたり、どのような基準及び事項を考慮するか

焦点を当てた 3 つの加盟国では、法律、判例、政策指針及び（又は）研修において、灰色の利益を認めるかどうか検討する際、資格指令第 4 条 5 a～e 項に掲げられた 5 つの条件を考慮すべきであるとされている⁶⁰。

⁵⁵ 2012 年 3 月 29 日のインタビュー調査。

⁵⁶ 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 3.1.5 節。

⁵⁷ Belgian Council of State, 186.868, 1.10.2008.

⁵⁸ 英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、第 4.3.4 項。ただし、UNHCR が見たところ、灰色の利益を認めるか否かの考慮が、すべての証拠の検討及び評価が実施される前に行われたという印象を与える決定書もいくつかあった（例えば AFG04M）。

⁵⁹ IRQ01M, AFG01F.

⁶⁰ 資格指令第 4 条(5)の規定は次の通りである。「加盟国が、国際保護の申請を実証するのは申請者の義務であるという原則を適用する場合であって、申請者の陳述の諸側面が書証その他の証拠によって裏づけられない時は、以下のすべての条件が満たされる場合、当該側面について確認する必要はない。

- (a) 申請者が、申請を実証するために真正な努力を行ったこと。
- (b) 申請者が利用することのできるすべての関連要素が提出され、かつ他の関連の要素が欠けている場合にはそれについて満足に足る説明が行われたこと。
- (c) 申請者の陳述が、一貫性及び真実味を認められ、かつ当該申請者の主張に関連して入手可能な具体的及び一般的情報と矛盾しないこと。
- (d) 申請者が、可能な最も早い時点で国際保護を申請したこと（ただし、申請しなかったことについて相当の理由があったことを明らかにできる場合は除く）。

申請者の陳述を確認する書証その他の証拠の必要性を免除する 5 つの条件は、資格指令第 4 条 5 項において累積的に定められている。このことは、すべての条件が満たされなければ免除に該当しないことを含意していると考えられるかもしれない。実際、資格指令第 4 条 5 項の規定を移行した国内法の文言に、当該規定の累積性要件が反映されている場合もある⁶¹。

他方、欧州庇護カリキュラムは、審査官に対し、資格指令第 4 条 5 項に掲げられた諸条件を「衡量する」よう奨励している⁶²。

続いて英国の政策指針を見ると、「灰色の利益と全般的信憑性」という見出しのもと、資格指令第 4 条 5 項を移行した国内法の意味が以下のように明らかにされている。

「ここで言われているのは、申請者が 5 つの基準をすべて満たす場合、審査官は灰色の利益を認めるべきだということである——結局のところ、そうしない理由はまったくあるまい。しかし、その逆は必ずしも真ではない。申請者が基準の 1 又は複数を満たさないからといって、そのこと自体を理由に、審査官が申請者の申請のうち実証されていない分野をすべて無視できるということにはならない。実証されていない陳述も、全体として内的整合性があり、既知の事実と合致しており、かつ真実らしい場合には信憑性を認められ得るからである。ここでも、当該事案の重要な事実と照らし、これらの論点をどの程度重視するか判断の問題になる。[……] 申請者が出入国管理規則第 339L 項に掲げられた 5 つの条件をすべて満たしている場合には、実証されていないいかなる事実についても灰色の利益が認められるべきである。申請者がすべての基準を満たしているわけではない場合でも、審査官はいずれかの不確実な事実と灰色の利益を認めることが正当かどうか検討しなければならない」⁶³

ベルギーの不服申立審査機関は、資格指令第 4 条 5 項を移行した外国人法第 57/7 条 ter の条件がすべて満たされた場合、灰色の利益を認めることができると判示してきた⁶⁴。しかし、第 4 条 5 項が外国人法第 57/7 条 ter に義務的規定として移行されたわけではないことに鑑み、ある重要な事実が、たとえ 5 つの条件が充足されても、信憑性に欠けると判断される可能性もある⁶⁵。もっとも、認定機関から UNHCR に提供された情報によると、審査官は実務上、重要な事実ひとつひとつについて 5 つの条件がすべて満たされることを機械的に要求しているわけではない⁶⁶。実際、UNHCR が留意したところでは、検討対象とされた事案のうち難民としての地位が認められたものの中には、申請者の陳述が、書証その他の証拠によって裏づけられていなかったにもかかわらず、詳細であり、内的整合性及び外的整合性が認められ、かつ真実らしいことを理由に、外国人法第 57/7 条 ter に掲げられた他の条件には明示的に言及することなく、信憑性があるとして認容されている事案もあった⁶⁷。

同様に、オランダでも、これらの条件は累積的なものであると枢密院が判断している⁶⁸。

(e) 申請者の全般的信憑性が立証されていること (強調引用者)

⁶¹ 例えば、ベルギーでは外国人法第 57/7 条 ter が次のように定めている：「弁務官は、申請者がその陳述を文書その他の証拠により実証しなかった場合に、以下のすべての条件が満たされる時は、当該申請に信憑性があると判断することができる」(原文：“Le Commissaire général peut, lorsque le demandeur d’asile n’étaye pas certains aspects de ses déclarations par des preuves documentaires ou autres, juger la demande d’asile crédible si les conditions suivantes sont remplies”)。オランダでは、2000 年外国人規則第 3.35 条(3)が次のように定めている：「外国人が自己の陳述又はその諸側面を文書で裏づけることができない場合、以下のすべての条件が満たされる時は、当該陳述には信憑性があると判断し、かつ当該外国人に対して灰色の利益を認める。[……]」。資格指令第 4 条(5)は英国では出入国管理規則第 339L 項によって国内法に移行されているが、その規定は次の通りである：「申請者の陳述の諸側面が書証その他の証拠によって裏づけられない時は、以下のすべての条件が満たされる場合、当該側面について確認する必要はない」(強調引用者)。

⁶² 欧州庇護カリキュラムモジュール 7、第 3.1.8 節：「審査官は、重要な事実を収集した後、これらの重要な事実が立証されている (= 認容される) か立証されていないか (= 排斥される) について決定する。この目的のため、審査官は、資格指令第 4 条 5 の規定を、a、b、c、d 及び e の各号の衡量を図りながら、適用する。」。

⁶³ 英国国境庁「庇護指令—保護申請の検討及び信憑性評価」(2012 年 2 月)、第 4.3.4 項。

⁶⁴ CCE/RVV 81.999, 30.05.2012; CCE/RVV 81.766, 25.05.2012; CCE/RVV 82.241, 31.05. 2012; CCE/RVV 82.066, 31.05.2012; CCE/RVV 80.327, 26.04.2012. アフガニスタンに関する指針案でも、申請が外国人法第 57/7 条 ter の全 5 号の条件を満たす時は灰色の利益を認めるべきであるとされている。

⁶⁵ CGRA 所長から提供された情報 (2012 年 8 月 31 日)。

⁶⁶ CGRA 所長から提供された情報 (2012 年 8 月 31 日)。

⁶⁷ AFG03FRS, GUI101MRS, INTO7IRQMRS.

⁶⁸ Dutch Council of State 23 December 2009, (200907502); JV2010/68, para. 2.1.1 : 「当該外国人が、最初に挙げられた規定に掲げられた要件を充足している時」 (“indien de vreemdeling aan de in eerstgenoemde bepaling

資格指令第4条5項に掲げられた5つの条件の解釈については、第4章から第6章にかけていくつか取り上げている。そこで、以下では、まだ取り上げていない概念である、第4条5c項（「申請者の陳述が、一貫性及び真実味を認められ、かつ当該申請者の主張に関連して入手可能な具体的及び一般的情報と矛盾しないこと」）にいう「一貫性（coherence）」に焦点を当てる。また、第4条5a～e項に掲げられた累積的条件について、審査官が実務においてどのようなアプローチをとっているかも検討する。

第1に、「一貫性」がどのような意味で用いられているのかが明らかでない。この文言の通常の意味には、論理的であること、自然な関係を有していること及びまとまりがあること等が含まれる⁶⁹。焦点を当てた3つの加盟国の法律並びにオランダ⁷⁰及び英国⁷¹の指針では、信憑性について検討するためには申請者の陳述に一貫性があるか否かの評価が必要になる場合があると述べられている。ただし、これらの国々の国内法、判例又は指針では「一貫性」の解釈は示されていない。英国の指針で、提出された証拠がどの程度「相互に合致」しているか評価する必要性に触れられており⁷²、またオランダのガイドラインで、申請者の陳述の関連部分同士に因果関係があることの重要性に触れられている⁷³程度である。

ベルギー及び英国で検討した一次決定書の中には、申請者の陳述の「一貫性」に言及しているものはなかった⁷⁴。オランダでは、検討対象とされた決定の中に、諸事実同士の論理的関係又は申請者が主張する事実の時系列という観点から一貫性に言及しているものがいくつかあった⁷⁵。

資格指令第4条5a～e項に掲げられた諸条件の累積性については、欧州庇護カリキュラムが、審査官は「申請者の全般的信憑性について納得した」場合にのみ灰色の利益を認めるべきであると説明するとともに、審査官に対し、申請者の人格的信憑性を評価する際には評価手続指令第23条(4)(d)、(e)、(f)、(g)、(h)、(i)、(j)及び(k)を参照するよう指示している⁷⁶。

翻って、オランダの政策指針を見ると、外国人法第31条(2)(a)～(f)に定められた6つの状況のいずれかに該当する場合には灰色の利益を認めないことができるように読める⁷⁷。すなわち、申請者がオランダに入国した際、例えば入国のために必要な書類を持っておらず、かつ有権的当局に直ちに出席しなかった場合⁷⁸、虚偽の又は偽造された旅行証明書、身分証明書その他の書類を提出し、かつ

vermelde voorwaarden heeft voldaan”の非公式訳）。この判決理由は Dutch Council of State, 18 February 2010, 200907476 及び Dutch Council of State, 12 March 2010, 200909252 で確認されている。また、オランダ枢密院のその他の判決（例えば Dutch Council of State, 18 February 2010, 200907476 及び Dutch Council of State, 12 March 2010, 200909252）でも確認されている。District Court of Amsterdam, 18 March 2010 (AWB 10/7932) LJN: BL9790 では、累積性要件に関する議論が明示的に行われている。

⁶⁹ *Collins Dictionary and Thesaurus*, Glasgow: HarperCollins, 2nd edition, 2000.

⁷⁰ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第4.1項(c)、5頁：「外国人の陳述に信憑性が認められるかどうか評価する際には、特に当該外国人が、[……] 一貫性 [……] のある陳述を行ったか否かが検討されるべきである」。

⁷¹ 英国・出入国管理規則第339L項(v)：「審査官が申請者に灰色の利益を認めるかどうか検討する際には、申請者の説明の全般的信憑性によってかなりの部分が左右されることになろう。これには、酌量すべき事情を考慮することを前提とした上で、申請者の説明の全般的整合性及び一貫性 [……] が含まれる」。英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、15頁、第4.3.1項：「内的整合性を検討するためには、申請者の主張が [……] 内的一貫性を保って [……] いるかどうかを評価しなければならない。提出された証拠がどの程度相互に合致するか及び証拠が相互に矛盾していないかどうかを評価するのは審査官の役割である」。英国国境庁「庇護指令－難民認定申請におけるジェンダー問題」（2010年9月）、第7.2節。

⁷² 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、15頁、第4.3.1項。

⁷³ 帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C14/2.3 (WBV 2010/10版)：「基本的なのは、国際保護の根拠となりうる、陳述（想定を含む）の関連部分同士の因果関係である」。帰化移民局業務訓令 2010/14、第4.1項(c)は、次のようにさらに詳しく述べている：「外国人が、相互に関連していると多くの出来事、想定及び（又は）事実関係についての陳述を行った場合、当該外国人が因果関係について真実味のある主張を行ったかどうかの評価が実施されることになろう。当該外国人が、事実関係、出来事及び推定（当該外国人によればこれらが相互に関連している場合）についての陳述を、ある事実が論理的に別の出来事の結果となっているような相互関連の中に、説得力のある形で位置づけたか否かについて検討が行われる」。

⁷⁴ UNHCR がベルギー及び英国で検討した80件の決定書では、一貫性にはまったく言及されていなかった。

⁷⁵ AFG02MNP, AFG01FNP, AFG03FNP, AFG05MNP, IRN01MNP, IRQ05MNP, SOM01MNP, IRN01MBP, SOM02FNP, AFG01MBP.

⁷⁶ 欧州庇護カリキュラムモジュール7、第4.1.15節。

⁷⁷ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第4.1項(e)（灰色の利益）：「例えば、整合性に欠ける点、曖昧な陳述又は実証されていない陳述が説明の中核部分の概要に関連していないという理由で、当該外国人に灰色の利益を認めるという結論を出すこともできる。これらの点が、例えば、出国の主な理由に関連しておらず、かつ説明の本質的部分にも関連しない周辺的な問題についてのものであって、外国人法第31条第2項 a～f に挙げられたいずれの状況も存在しない場合である」。この点についてさらに詳しくは第6章参照。

⁷⁸ 外国人法第31条(2)(c)。

これについて質されたにもかかわらず、当該書類が真正のものであると故意に主張した場合⁷⁹、自己の申請を裏づけるものとして、自身と関係がない旅行証明書、身分証明書その他の書類を故意に提出した場合⁸⁰、又は申請の評価のために必要な旅行証明書、身分証明書その他の書類を提示できないことについて責任があると判断された場合⁸¹には、灰色の利益は認められない可能性があるということである。UNHCR が検討した事案の圧倒的多数は、上記のいずれかの状況に該当すると判断されていた。

英国の政策指針は「審査官が申請者に灰色の利益を認めるかどうか検討する際には、申請者の説明の全般的信憑性によってかなりの部分が左右されることになる⁸²（強調引用者）と強調している。ここで注意しておくべきなのは、焦点が当てられているのは申請者自身の全般的信憑性ではなく、申請者の陳述の全般的信憑性であるということである。

英国の指針は、「申請者の陳述の全般的信憑性」には、当該陳述の内的信憑性とともにより以下のものが含まれると説明している⁸³。

- 申請者が母国への帰還に対する恐怖を有しなくなったことを示す行動（例えば、申請者が過去に国際保護の申請の撤回又は自主的帰還の申請を試みたことを示す証拠及び難民認定申請の遅れ）⁸⁴。
- 申請者の移住歴（申請者が後発的難民である場合を除く）。
- 2004 年庇護及び移民（申請者の処遇等）法第 8 条に掲げられた規定。

最後の点に関して、指針は、「申請者に灰色の利益を認めるかどうか決定する際には、第 8 条⁸⁵を考慮することが必要である」と明示しつつ、第 8 条に定められた行動は網羅的なものでも決定的なものでもない⁸⁶と付記している。同政策指針の文言にしたがえば、第 8 条は、どのような態様の行動に信憑性を損なう可能性があるかを定めたものであって、当該行動によって信憑性がどの程度損なわれるかを定めたものではないことになる⁸⁷。

第 8 条に基づく認定をどの程度重視するかは完全に審査官の裁量事項であること及び事案によっては第 8 条に基づく認定をまったく重視しないのが適切な場合もあることは判例によって明確にされてきたが⁸⁸、UNHCR が実施したケースファイルの検討の結果、審査官は灰色の利益の適用を差し控える上で資格指令第 4 条 5 e 項に相当程度依拠する傾向があることが明らかになった。UNHCR が検討した事案のうち灰色の利益の原則について考慮されたものの多くで、第 4 条 5 e 項に基づく申請者の全般的信憑性のみが、他のいかなる条件についても言及されることなく、取り上げられていたのである。この規定は、申請者が充足しなかった条件を示す際に恒常的に言及されていた。

例を挙げれば、UNHCR が検討した以下の事案では、申請者は、自分が参加したデモの後に兄弟が逮捕されたと述べていた。審査官は、灰色の利益の原則を適用するかどうか検討した。

⁷⁹外国人法第 31 条(2)(d)。

⁸⁰外国人法第 31 条(2)(e)。

⁸¹外国人法第 31 条(2)(f)。

⁸² 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、第 4.3.4 項。

⁸³ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、第 4.3.4 項。

⁸⁴ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、第 4.3.4 項。

⁸⁵ 第 8 条に基づいて信憑性を損なう可能性がある一連の行動については、前掲第 2.2.節で詳しく取り上げている。

⁸⁶ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、第 4.3.4 項。そこでは次のようにも指摘されている：「審査官は、申請者に灰色の利益を認めるかどうか決定する際、第 8 条を考慮しなければならないことを承知していなければならない。[……] 申請者の全般的信憑性を検討する場合、このような検討は、裏づけない特定の陳述に信憑性が認められるか否かを検討する上で審査官にとって役立つ限度において、関連性を有する」。

⁸⁷ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、第 4.3.4 項。

⁸⁸ *JT (Cameroon) v Secretary of State for the Home Department* [2008] EWCA Civ 878, 28 July 2008, Pill LJ, paras. 20 and 21：「第 8 条の諸要因は、信憑性評価において考慮されるべきものであり、また信憑性を損なう可能性があるものであるが、同条は、これらの要因に関連して信憑性が必ず損なわれなければならないとまで要求するものではない。[……] 極端な場合には、めったにないことではあるが、第 8 条に掲げられている類の行為が、特定の事実に関する全般的信憑性評価においてまったく重視されないと判断されることもありうる。当職は、適切な事案においてそのような認定が行われることを同条が妨げるとは考えない。これを前提として、当職は、法案提出の際に Scotland 卿が表明した、第 8 条の効果についての評価に敬意をもって同意する。第 8 条に関わる事柄を何らかの形で重視することができる場合、それをどの程度重視するかは、全面的に事実認定担当者の管轄事項である」。この判例から導き出された指針は、英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012 年 2 月）、第 4.3.4 項に反映されている。

「申請者は、説明のこの側面を実証することができなかつたと判断される。したがって、申請者の兄弟が逮捕されたか否かについては何とも言えず、申請者の主張を全体として考慮した時に灰色の利益を認めるのが正当かどうかについて検討する。〔……〕申請者は、第 339L 項(v)〔資格指令第 4 条 5 e 項を国内法に移行させた規定〕の条件を満たしていないと判断される。申請者の行動は、2004 年底護及び移民（申請者の処遇等）法第 8 条 4 項に該当すると判断される。8 条 4 項の説明によれば、申請者が安全な国で難民認定申請を行う合理的機会を活用しなかつたことは、申請者の信憑性を損なう行動である。申請者が、英国に到着して庇護を申請する前にイタリア及びスペインを通過していたことが留意される。申請者は、出入国管理規則第 339L 項に掲げられたすべての条件を満たしていないと判断される。したがって、出入国管理規則上、申請者が第 41 項で行った、実証されていない主張を真実として認容しなければならない要件は存在しない」⁸⁹

この事案では、兄弟が逮捕されたという申請者の主張が、当該陳述を裏づける追加証拠を申請者ができなかつたという理由に加え、申請者がイタリア及びスペインを通過していながら両国で庇護を申請しなかつたという無関係の事実があわせて考慮されて、認容されなかつた。

調査対象とされた 3 つの加盟国で行った法律上及び政策上の枠組み並びにケースファイルの検討に基づき、UNHCR は、灰色の利益の適用について、また灰色の利益の検討を行う際に考慮すべき基準及び事項について、さらに明確化する必要があることに留意した。UNHCR は、加盟国に対し、難民としての地位又は補完的保護を受ける資格の認定は人道目的で行われること及び灰色の利益の原則は、申請者が直面する証拠法上の困難を認識しつつ、迫害及び（又は）重大な危害からの保護を確保する必要性を認知するものであることを想起するよう促す。

2.5. 信憑性があるとされる敷居

重要なこととして想起しなければならないのは、信憑性評価は、申請者によって主張される関連の事実が積極的に「立証」されなければならないという要件はないという前提に基づいていることである。これは、国際保護申請の審査には証拠法上の著しい困難が本来的にもなうものであり、かつ国際保護必要性の認定に誤りがあれば重大な結果が生じる可能性があるという認識を反映している。したがって、信憑性評価は、関連の事実を確実に確定しようとするものではない⁹⁰。審査官は、地位の認定を行うにあたり、ある関連事実が真実であると確信し又は完全に納得しなければ、その信憑性を認めて認容することができないというわけではない。UNHCR が以下のように指摘する通りである。

「難民申請においては、申請者が事実に関するすべての主張が真実であると審査官が完全に確信する水準まですべての事実を証明する必要があるわけではないことから、申請者が主張する事実に関して、審査官の心証に疑いの要素が残されるのが通例である。申請者の説明に全体として一貫性及び真実らしいと審査官が考える場合、疑いの要素によって申請者の申請が不利益に取り扱われるべきではない。すなわち、申請者には『灰色の利益』が認められるべきである」⁹¹

換言すれば、信憑性評価においては、疑い及び不確実性が意図的かつ肯定的に想定・許容されているのである。審査官は、たとえある事実について真実であると確信できなくても、当該事実には信憑性があるとしてこれを認容することができる。これは、主張されている重要な事実がたとえ他の証拠によって確認され又は裏づけられない場合でも、一定の状況においてはその信憑性を認めてこれを認容することができることを認めた、灰色の利益の原則の本質である⁹²。したがって、申請者の陳述だけで信憑性の基準を満たすのに十分な場合もあることは明らかである。

審査官が、申請者の陳述（及びその他の証拠）から、どの程度の水準の確信を得れば、主張されている関連の事実の信憑性を認めて認容することができるかを明確化する必要性について、またそのよ

⁸⁹ IRN08M.

⁹⁰ UNHCR 「立証責任・立証基準覚書」、第 2 項。

⁹¹ UNHCR 「立証責任・立証基準覚書」、第 8 項。

⁹² UNHCR ハンドブック、第 196 項。UNHCR 「立証責任・立証基準覚書」、第 10 項：「したがって、口頭による陳述を実証する書証が提出されない場合でも、当該陳述が既知の事実と合致しており、かつ申請者の全般的信憑性が肯定される時は、申請の認容が妨げられるべきではない」。

うな水準が明確化されている場合には当該確信をどのように表現するかについて、加盟国はそれぞれ異なるアプローチをとっている。

ベルギーでは、確信の水準については明確化されておらず、審査官に対しても、国内法に移行された資格指令第4条5項の規定以外の追加的判断基準は示されていない。判例は、陳述の信憑性について確信がある時は灰色の利益を認めるべきである旨、一般的に述べるに留まっている⁹³。

他方、オランダでは、申請に関連する状況によって2つの信憑性基準が適用される場合がある旨、法律及び先例によって明らかにされている。外国人法及び政策指針は、申請者の陳述には信憑性（「真実味」）がなければならないとする⁹⁴。一般的原則として、申請者の陳述は、おおむね整合性があり、かつ出身国の状況について他の情報源から知られている事実と合致している時は、信憑性があると判断される⁹⁵。ただし、前述の通り、2000年外国人法第31条(2)(a)～(f)に掲げられた状況又は枢密院が定めた他の状況に該当する場合、申請者は、2000年外国人法第31条(2)(a)～(f)に掲げられた状況のいずれにも該当しない場合よりも説得力のある説明を行わなければならない。申請者の陳述に「積極的説得性」が認められる必要がある。すなわち、陳述には真実味、整合性、一貫性及び詳細さが備わっていなければならない。また関連する具体的事実の段階で信憑性が認められなければならない⁹⁶。申請者の説明に、整合性に欠ける点、曖昧な点、つじつまの合わない変遷又は空白がある場合、「積極的説得性」の基準は満たされない⁹⁷。この点につき、認定機関は中核的事実と周辺的事実を区別するよう要求されてはいない。

第4章「事実の収集」で説明した通り、オランダの法律及び政策指針では、申請者が所持しているべき書証及び（又は）申請者が自己の申請を裏づけるものとして取得できるはずの書証について高い期待が設定されている。例えば、申請の評価のために必要な旅行証明書、身分証明書その他の書類を提示できないことについて申請者に責任があると認定機関が判断する場合⁹⁸、申請者の陳述には「積極的説得性」が要求される可能性がある。このような事案では、例えば一般的知識を確かめる質問に対する申請者の回答が曖昧であり、又は出来事の詳細に関して想起した内容との整合性に欠けると判断された場合、陳述全体が「積極的説得性」に欠け、したがって信憑性がないと判断されることもありうる。

法律に基づき、より高い基準である「積極的説得性」を適用するかどうかは審査官の裁量であり、ある事案ではこの基準が適用され、他の事案では適用されない理由は必ずしも明らかではない。UNHCRがオランダで収集したサンプルでは、圧倒的多数の事案で、申請者はより高い基準である「積極的説得性」を満たすよう要求されていた。この基準が適用された理由は、ほぼすべての事案で、申請の評価のために必要な旅行証明書、身分証明書その他の書類を提示できないことについて申請者に責任があると認定機関が判断したためであった。ただし、いくつかの事案では、外国人法第31条(2)の法的根拠が挙げられていないにもかかわらず、より高いこの基準が適用されていた⁹⁹。これは、「積極的説得性」の基準の適用は外国人法第31条(2)(a)～(f)に掲げられた状況に限られるものではない旨の、枢密院の判決にしたがったものである。

UNHCRは、難民がしばしば書類を持たないまま避難を余儀なくされることについては1951年難民条約の起草過程で集中的に議論されたこと及びこのことは、難民を、一定の条件のもと、不法入国を理由とする刑罰の対象外とする1951年難民条約第31条(1)においても認められていることを、想起する。高等弁務官の活動に関する執行委員会は、1981年、難民認定申請者は滞在が不法であると考えられることのみを理由として「不利な取扱いを受ける」べきでないことを再確認した¹⁰⁰。多くの申請者

⁹³ Belgian Council of State 186.868, 7.10.2008, para. 1.2.

⁹⁴ 2000年外国人法第31条第1項；帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C14/2.4（WBV 2010/10版）；帰化移民局業務訓令2010/14、第4項c：「主張されている事実関係、出来事及び推定についての外国人の陳述に信憑性が認められるかどうか、評価すべきである」；同、第4.2項：「最後に、当該外国人の陳述の評価を終えるにあたっては、これらの陳述の真実味について明確な結論を導き出し、かつ明らかにしなければならない」。

⁹⁵ 帰化移民局業務訓令2010/14、第4.1項(b)末節。Dutch Council of State 23 May 2008, (200705074/1), JV2008/292；Administratiefrechtelijke Beslissingen 2009, 11（出身国情報による裏づけがある陳述は、真実らしいと判断される可能性がより高い）。陳述が、出身国情報と矛盾はしていないものの、出身国情報による裏づけもない場合には、申請者に対する要求水準は高くなる（Dutch Council of State, 2 March 2012, 201103057/1）。

⁹⁶ 帰化移民局業務訓令2010/14、第4.1項(b)。また帰化移民局「外国人法実施ガイドライン」（2010年、Vc 2000）、C14/2.4（WBV 2010/10版）も参照。

⁹⁷ 帰化移民局業務訓令2010/14、第4.1項(b)。

⁹⁸ 帰化移民局外国人法第31条(2)(f)。

⁹⁹ IRN01MNP, IRQ01FNP（難民認定申請の遅れ）；IRQ04MNP（虚偽文書の提出）。

¹⁰⁰ 高等弁務官の活動に関する執行委員会「結論第22号（XXXII）：大量流入の事態における難民認定申請者の保護（Conclusion No. 22（XXXII）: Protection of Asylum-Seekers in Situations of Large-Scale Influx）」（1981年10

は、書類がないこと又は不正な文書を利用したことについて正当な理由を有している。例えば、書類を持たないまま出国せざるを得なかったこと、又は庇護国に到達できるよう援助してくれた個人の身元を保護しなければならなかったこと等である¹⁰¹。したがって、このような事案で、より高い信憑性基準を課す正当な理由は存在しない。申請者の陳述が、全体として一貫性及び真実味を認められ、かつ一般的に知られている事実と矛盾しない場合は、書証が提示されないことを理由に申請を認容しないという対応がとられるべきではない。このような高い信憑性基準を適用すれば、たとえ申請者の説明が誠実に行われた場合でもその基準を満たすことができないおそれがあり、また 1951 年難民条約第 33 条に反するルフールマン（追放・強制送還）が行われる危険性も高まる。

英国の先例及び政策指針では、審査官はすべての申請に対してひとつのアプローチで臨むべきであることが確認されている。しかし近年、事実の確定に「立証基準」が適用されるのか、そうであればどのような基準が適用されるのか、又は別のアプローチをとるべきであるのかという問題が裁判所で提起されるようになった。

英国の移民不服申立審判所は、事実は民事手続き上の「蓋然性の均衡（balance of probabilities）」基準に基づいて確定されるべきであるという主張を退けた。このような基準を適用すれば、不確実な事実が認容されずに将来の危険性の評価から排除されることにつながるが、審判所は、これが正しい対応ではあり得ないと結論づけたためである¹⁰²。審判所は、将来の危険性について判断する際に適用される「合理的な程度の見込み（reasonable degree of likelihood）」の立証基準の方が、事実の認容に関連する不確実性に関して積極的役割を果たす見込みがあると判示した。審判所は、したがって、不確実な事実は将来の危険性に関する最終的評価から排除されるべきではないと強調した¹⁰³。

この判決はその後、過去及び現在の事実の評価についても将来の危険性の評価についても、より低い立証基準である「合理的な程度の見込み」が適用されることを意味するものとして理解されるようになった¹⁰⁴。しかし、控訴裁判所はその後、このような理解は多数意見により審判所が行った当該決定の真の効果を誤解したものである旨の見解を明らかにした。控訴裁判所によれば、審判所の当該決定は、どちらの認定段階でもひとつの立証基準が適用されるべきであるとしたものではない¹⁰⁵。むしろ、審査官は、過去及び現在の事実についてひとつの立証基準を適用するのではなく、特定の「アプローチ」をとるべきであるとする。控訴裁判所の説明によれば、審査官は性格がまったく異なる種々の証拠に出くわす可能性が高いが、それらの証拠を考慮しなければならない¹⁰⁶。このような証拠には以下のものが含まれる。

① 確実な証拠。

月 21 日）、B 節、第 2 項(a)。

¹⁰¹ UNHCR 「難民の国際保護に関する世界協議／第 3 部会一庇護手続き（公正かつ効率的な庇護手続き）」（2001 年 5 月 31 日、EC/GC/01/12）、第 35 項 f (A/AC.96/914, para. 23 に言及)。

¹⁰² *Koyazia Kaja v Secretary of State for the Home Department* [1994] UKIAT 11038, 10 June 1994. *Karanakaran v Secretary of State for the Home Department* [2000] EWCA Civ. 11, 25 January 2000, 3 All E.R 449, p.10 における Brook 卿の判示。ただし、R E Maddison 判事により、歴史的事実は蓋然性の均衡よりも低い基準に基づいて認容されるべきではない旨の反対意見が表明されていることにも留意。さらに次のような指摘も行われている：「起きたか起きなかったかのいずれかである、過去の出来事に関する事実の評価においてとられるべき基準と、当然のことながら不確実性の範囲が広がる、これから起きる出来事の可能性の評価においてとられるべき基準を区別しようとしなければ、混乱がもたらされる」。

¹⁰³ *Koyazia Kaja v Secretary of State for the Home Department* [1994] UKIAT 11038, 10 June 1994：「審査官又は国務大臣の任務は、すべての事案におけるものと変わらない——すなわち、最終的評価を念頭に置きながら証拠をどの程度信用できるか評価し、かつ証拠全体に関する見解に基づいて当該最終的評価を行うことである。当裁判所は、各認定を行う審査官が、当事者に対し、難民認定申請が十分な理由のあるものであるか否かについての評価が証拠全体（過去、現在及び将来に関する証拠）に基づいて、かつ合理的な程度の見込みの基準にしたがって行われたことを明確にしなければならないことを強調する」。

¹⁰⁴ *Horvath v Secretary of State for the Home Department* [1999] EWCA Civ 3026 は、これが *Kaja* 決定の一般的理解であると説明する。ただし、控訴裁判所が同判決の傍論において、過去又は現在進行形の実事が蓋然性の均衡の基準に基づいて確定されてはならない理由はなく、また将来の危険性が「合理的な程度の見込み」の基準にしたがって評価されてはならない理由もないと示唆していることに留意。

¹⁰⁵ *Karanakaran v Secretary of State for the Home Department* [2000] EWCA Civ. 11, 25 January 2000, p.10 におけるブルック卿の判示：「多数意見に基づく *Kaja* 決定の真の効果についてははっきりと理解しておくのは重要である。同決定の多数意見は、ある頭注（[1995] Imm AR 1）で示唆されていたように、『*Sivakumaran* 決定に掲げられたより低い立証基準が、過去の出来事に関する説明についての評価にも、将来迫害を受ける見込みについての評価にも適用される』旨の決定を行ったのではない。[……] しかし、*Kaja* 決定の多数意見が実際にはどのような内容であったにせよ、当該決定は、一般的には審査官が、裁判官が過去及び現在の事実認定を行う際に民事手続きで通常用いる立証基準よりも低い基準を自由に適用できるという意味に解釈されているように思われる」。

¹⁰⁶ *Karanakaran v Secretary of State for the Home Department*, [2000] EWCA Civ. 11, 25 January 2000, p. 10.

- ② おそらく真実であろうと審査官が考える証拠。
- ③ おそらく真実であろうとまでは言えなくとも、一定の信用性を認めたいと審査官が考える証拠。
- ④ 信用性をまったく認めたくないと審査官が考える証拠。

控訴裁判所は、審査官は①、②及び③の証拠を認容するべきであるとしている。すなわち、たとえ蓋然性はなくとも可能性があるかもしれない重要な事実はすべて認容するべきであるということである。

「将来の評価を行う際には、いかなる事態も、当該事態が実際には生じなかったこと（又は現在も実際に生じていないこと）について何の疑いもないという理由で問題なく除外できると考える時以外は、考慮の対象から排除してはならない。同様に、申請者が関連の事態は生じなかったと主張する場合、審査官は、当該事態が実際に生じたことについて何の疑いもない時以外は、当該事態が生じなかった可能性を（おそらく生じたのではないかと考えていたとしても）排除してはならない」

このアプローチは、控訴裁判所も認めるように、オーストラリアの判例を反映したものである¹⁰⁷。オーストラリアでは、審査官は、主張されている事実のうち、真実である可能性及び蓋然性があるもの又は確実に真実であるものをすべて認容するべきであるとされている¹⁰⁸。「換言すれば、現実の可能性（real chance）の基準を適正に適用するためには、審査官は、たとえありそうにないと考えられるものであっても、可能性を考慮しなければならないということである」¹⁰⁹

英国控訴裁判所は、これを「立証基準」の適用とは呼ばず、「アプローチ」として区別して取り上げるよう注意を払っていた¹¹⁰。しかし、自らが示した指針にもかかわらず、同裁判所はその後、過去の事実が真実であることの「合理的見込み」に言及している¹¹¹。英国最高裁判所は、後者の判決を参照しながら、「立証基準との関係では、控訴裁判所が、申請者は、〔……〕主張する過去の事実が真実である合理的な程度の見込みがあることを証明するだけでよいと指摘していることを記録しておく価値がある」と要約している¹¹²。最高裁判所は、これは欧州人権裁判所がとっているアプローチに合致すると認定した¹¹³。ただし最高裁判所は、「蓋然性の均衡」基準を採用することも、欧州人権裁

¹⁰⁷ *Chan Yee Kin v MIEA* (1989) HCA 62, 169 CLR 379 (9 December 1989); *MIEA v Wu Shan Liang* (1996) HCA 6, 185 CLR 259 (27 May 1996); *MIEA v Guo Wei Rong* (1997) HCA 22, 191 CLR 559 (13 June 1997); *Abebe v Commonwealth* (1999) HCA 14, 197 CLR 510 (14 April 1999); *Rajalingam v MIMA* (1999) FCA 719 (3 June 1999); *MIMA v Epeabaka* (1999) FCA 1 (6 January 1999). これらの事件はいずれも *Karanakaran* 判決で引用されている。

¹⁰⁸ *Rajalingam v MIMA* (1999) FCA 719 (3 June 1999). この判決（第 60 項）では、状況により、審査官は、主張されている過去の出来事が起きた可能性を、たとえ当該出来事はおそらく起きなかつたであろうと考える場合でも、考慮しなければならないことがありうるという原則が述べられている。根本的問題は、申請者が将来の迫害を恐れる真の実体的根拠を有しているか否かということだからである。審査官は、仮定されている将来の出来事が実際に起きる可能性についての合理的推測を排除してはならない。第 62 項でも、審査官は、主張されている出来事が起きたかどうか確信できない時、又は、おそらく起きなかつたかどうかと思われるものの起きた可能性もあると考える時は、前述の根本的問題を検討する際に、当該出来事が起きた可能性を考慮しなければならない場合もあると指摘されている。主張されている出来事が根本的問題にとってどの程度重要であるかによっては、当該出来事が起きた可能性を考慮しなかつた場合、迫害への恐れに関する申請者の主張に「真の実体的根拠」があるか否かの決定にあたって合理的推測を行わなければならないという要件を満たさなかつたことになる可能性もある。同様に、ある出来事が起きなかつたことが申請者の主張にとって重要である時（例えば申請者に対する脅迫の撤回等）は、審査官は、たとえ争われている出来事が起きたかもしれないと考える場合でも、当該出来事が起きなかつた可能性も考慮しなければならない。

¹⁰⁹ A Glass, 'Subjectivity and refugee fact-finding', in J McAdam (ed.), *Forced Migration, Human Rights and Security*, Oxford: Hart Publishing, 2008.

¹¹⁰ Sedley 卿（第 14 項）は、歴史的事実及び現在進行中の事実について、定められた立証基準が必要であるという考え方は受け入れないとはっきり述べている。

¹¹¹ *GM (Eritrea) and Ors v Secretary of State for the Home Department*, [2008] EWCA Civ 833, 17 July 2008.

¹¹² *MA (Somalia) v Secretary of State for the Home Department*, [2010] UKSC 49, 24 November 2010, at para. 18.

¹¹³ *MA (Somalia) v Secretary of State for the Home Department*, [2010] UKSC 49, 24 November 2010, at para. 19 では、*Saadi v Italy*, no. 37201/06, ECtHR, 28 February 2008, para. 132 が引用されている：「132. 当裁判所は、不当な取扱いの慣行に組織的に晒されている集団の構成員である旨の主張を申請者が行っている事案においては、申請者が……当該慣行の存在を信じるに足る重大な理由があり、かつ申請者が当該集団の構成員であることを立証する場合、〔欧州人権〕条約第 3 条の保護が発動されると考える」（強調引用者）。

判所がとっているアプローチに合致する可能性があるとも述べている¹¹⁴。最高裁判所は、過去及び現在の事実の評価に適用すべき正しい「基準」は蓋然性の均衡ではなく「現実の可能性（real possibility）」である¹¹⁵という前提で論を進めることにしたが、最高裁判所として別の機会にこの点に関する有権的決定を行わなければならないとの判断も示した。

英国の最新の政策指針は、上述の最高裁判決には触れていないものの、以下のように述べている。

「認容すべき事実又は排斥すべき事実を検討する際、審査官はどの程度信用できるかがまちまちな証拠によって裏づけられた事実を考慮しなければならない。すなわち、最初にカジャ（Kaja）事件決定で指摘されたように、〔……〕証拠の一部については、いかなる基準によっても（すなわち、刑事手続上の立証基準である「合理的な疑いを超えて」を適用した場合にも）信用でき又は信用できないと判断しなければならないことになる。他の部分については、真である可能性の方が真でない可能性よりも高い（すなわち、民事手続上の立証基準である「真実である蓋然性（probably true）」）としか判断できない場合もあるかもしれない。さらに他の部分については、疑いがあると判断されるかもしれない（すなわち、合理的な疑いを超えて虚偽であるとして排斥することはできないが、合理的な疑いを超えて真実であるとして、又は真実である蓋然性があるとして認容することもできない事実）。〔……〕当然のことながら、『合理的な疑いを超えて』真実である事実及び真実である『蓋然性』がある事実は認容されるべきであり、『合理的な疑いを超えて』虚偽である事実は排斥されるべきである」¹¹⁶

若干の疑いが残る事実については、改訂指針は、証明力が完全に否定された場合を除き、証拠はある程度重視されるべきであるとした判例に言及している。「カラナカラン（Karanakaran）事件判決により、審査官は疑いがある（又は不確実な）事実を無視するべきではなく、むしろ『関係する可能性のあるすべてのことが、その程度はともかくとして、適正に重視されなければならない』（セドリ一卿）と考えるべきであることが確立された」¹¹⁷

他の法域でも、英国の裁判所及び政策指針によって定められた幅広いアプローチが支持されてきた¹¹⁸。例えば、チェコ共和国最高行政裁判所は、オーストラリア、ドイツ及び英国の判例を参照しながら以下のように判示している。

「すなわち、難民認定申請者が主張するような形で特定の出来事が起きた合理的可能性がある場合、被告は、国際保護申請の全般的評価において当該主張を考慮しなければならないということである。〔……〕被告は、申請者が提示したもの以外の経緯で出来事が起きた可能性を排除できないというだけの理由で、又は特定の事実について別の説明も考えられ、かつ当該説明にも同程度の可能性があるというだけの理由で、主張されている事実を評価から除外することはできない。〔……〕被告が特定の事実を評価から完全に除外できるのは、当該事実が生じなかったことをほぼ確実に立証できる（すなわち、当該事実が生じたという合理的な可能性さえない）場合のみである。それ以外の主張は、迫害のおそれに関する全般的評価に組み込まなければならない。その際、これらの事実は、当該事実が現実と一致していると推定できる可能性がどの程度あるかにしたがって重視されることになる」¹¹⁹

UNHCR が英国で実施したケースファイルの検討の結果、ほとんどの決定書は立証基準に明示的に言及することなく、どの事実が認容され、かつどの事実が排斥されたかのみ明確に述べていることが明らかになった。審査官が立証基準に言及していたのは、検討対象とされた事案のいくつかに過ぎな

¹¹⁴ *MA (Somalia) v Secretary of State for the Home Department*, [2010] UKSC 49, 24 November 2010, at para. 20: 「にもかかわらず、過去の事実の確認に対する *Jonah and Horvath* 事件判決のアプローチは、『実体的根拠』又は『重大な理由』の要件に合致するとも考えられる場合がある」

¹¹⁵ 最高裁判所は、「現実の可能性」を「合理的な程度の見込み」と同視しているように思われる。

¹¹⁶ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、13頁、第4.2項。

¹¹⁷ 英国国境庁「庇護指令－保護申請の検討及び信憑性評価」（2012年2月）、13頁、第4.2項。

¹¹⁸ 例えば、アイルランド高等法院の *A. v Refugee Appeals Tribunal & Ors*, [2011] IEHC 147, 8 April 2011 参照。また、これより以前の *R.K.S. v Refugee Appeals Tribunal and the Minister for Justice, Equality and Law Reform*, [2004] IEHC 436, 9 July 2004 も参照。

¹¹⁹ *S. N. v the Ministry of Interior*, Supreme Administrative Court of the Czech Republic (*Nejvyšší správní soud*), 5 Azs 66/2008- 70, 30 September 2008.

かった¹²⁰。以下に掲げる決定はその実例である。

「したがって、申請者の説明は客観的情報におおむね一致しており、かつ内的整合性及び外的整合性も維持できていることから、申請者がバルデラ（ソマリア）のアシュラフ（Ashraf）氏族の出身であることは認容されていることにも鑑み、アル・シャバブ・グループがソマリアで申請者の夫を強制的に徴用しようとしたという申請者の主張は、より低い立証基準を適用すれば、認容される」¹²¹

UNHCR が英国で実施した決定の検討の結果、信憑性基準を「アプローチ」として定義するか（この場合、主張されているすべての事実は、真実である可能性がある時及び真実である蓋然性があり又は真実であることが確かな時は認容されるべきであるとされる）、又は「合理的な見込み」の立証基準によって定義するかにかかわらず、実務においてはより厳格なアプローチがとられていることが示唆された¹²²。

本調査の範囲の問題から、立証基準又は定義されたアプローチという概念的枠組みの中で資格指令第4条5項を実施することに、そのような指標を用いることなく同規定を実施した場合と比べて顕著な違いがあるのか否かは検討できなかった¹²³。したがって、いずれかの立証基準又は定義されたアプローチが資格指令第4条5項の解釈に影響を与えているとしても、どのような影響を与えているかは不明確である。信憑性基準に対するこれらのさまざまなアプローチが、信憑性評価の実務に実際のところどのような影響を及ぼしているかという問題については、さらなる調査が必要とされる。

調査対象とされた3つの加盟国における実務の検討により、信憑性を確定するために推奨され又は適用されている基準について多様なアプローチがとられていることが浮き彫りになった。本研究は、庇護手続きにおける信憑性評価の鍵であるこの概念について一層明確な理解並びに共通の基準及びアプローチを獲得するため、信憑性評価のこの分野においてさらなる調査を実施し、かつ専門家間の討議及び裁判官との意見交換を進めていく必要性を明らかにしている。

¹²⁰ IRQ06MRS, AFG01MRS, SOM06FRS, SOM03MRS.

¹²¹ SOM06FRS.

¹²² IRQ04F, AFG06M, AFG05M, SOM08M, IRN05M, IRN09M, IRN03M.

¹²³ C Engel, *Preponderance of the Evidence versus Intime Conviction: A Behavioural Perspective on a Conflict between American and Continental European Law*, preprint of the Max Planck Institute for Research on Collective Goods, August 2008.

3. 信憑性があるとして認容される事実と排斥される事実の明確な言明

第2章で論じたように、信憑性評価を行うためには、審査官は特定された重要な事実のひとつひとつについて明確で曖昧さのない認定を行い、かつ主張されている重要な事実がそれぞれ信憑性を認められて認容されるか否か、はっきり述べなければならない¹²⁴。この要件は、部分的には、申請が棄却される場合、事実に関する理由及び法律上の理由が決定において述べられなければならないと定めた評価手続指令第9条2項から派生するものでもある。決定の理由を、自己の申請がなぜ棄却されたのか申請者が理解できるように十分に具体的に述べる義務は、EU法の基本的原則である抗弁権の派生的原則である¹²⁵。

オランダの指針は、「最後に、当該外国人の陳述の評価を終えるにあたっては、これらの陳述の真実味について明確な結論を導き出し、かつ明らかにしなければならない」と定めている。ただし、同指針によれば、事実関係、出来事及び推定に関する申請者の陳述に全体として信憑性があると考えられる場合、決定書ではこれらの認定に言及する必要はなく、決定書に言及がないことは関連の事実的信憑性があると考えられたことの表れであると推定されるべきである¹²⁶。民族又は宗教のような事実関係について主張されている重要な事実が信憑性を認められずに認容されない場合、信憑性がない旨の認定がはっきりと述べられ、かつその正当化事由が明らかにされなければならない¹²⁷。したがって、信憑性がないとされた事実関係から派生する出来事及び推定に関する主張にも信憑性が認められない旨も、はっきり述べられるべきである¹²⁸。出来事及び推定に関する申請者の陳述に信憑性がないと判断された場合、信憑性がない旨の認定がはっきりと述べられ、かつその正当化事由が明らかにされなければならない¹²⁹。主張されている重要な事実のうち、信憑性があるとして認容されるものとそうでないものがある場合、信憑性があると考えられる事実が特定されなければならないが、当該事実がどのような理由で認容されたかについて、決定書で述べる必要はない¹³⁰。もっとも、UNHCRが見たところ、国際保護を認めた決定についての内部覚書では、信憑性を認めた認定及び認めなかった認定の双方についてその理由が述べられていた¹³¹。

ある加盟国でUNHCRが留意したところでは、難民としての地位を付与しない決定については、主張されている事実のうち認容されたものがあつたとしても、どの事実が認容されたのか決定書からは必ずしも明らかではなかった。UNHCRが見たところ、難民としての地位を認めない決定書では、主張されている事実のうち信憑性がないとして認容されなかったものについては認定結果が明らかにされているものの、信憑性があるとして認容された重要な事実について言及されていることは非常に稀であつた。補完的保護を受ける資格が付与された場合、決定では、申請者の出身及び「最近の滞在」については信憑性があると認められ、かつ出身地域の一般的状況に関する既知の事実を鑑み、補完的保護が付与されると述べられていた。

他方、別の加盟国では、検討対象とされた決定の圧倒的多数で、ある重要な事実が「認容された」か又は「排斥された」かについて明確な認定が行われており、それぞれの認定の理由も述べられていた。例えば以下の通りである。

¹²⁴ オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」（移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月）、第2.5項。

¹²⁵ *M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General*, C 277/11, CJEU, 22 November 2012, para. 88: 「決定の理由を、自己の申請がなぜ棄却されたのか申請者が理解できるように十分に具体的に述べる義務は、このように抗弁権の尊重の原則から派生するものである」。

¹²⁶ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第4.2項。

¹²⁷ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第4.2項。

¹²⁸ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第4.2項。

¹²⁹ 帰化移民局業務訓令 2010/14、第4.2項。

¹³⁰ AFG03FNP, IRQ03MNP, IRQ02FBP, IRQ02MBP, IRQ01MBP, IRN01FBP.

¹³¹ IRN01MBP, IRN02MAP, IRN04MAP, IRN05MAP, IRQ01FAP, IRQ01MBP, IRQ02MBP, IRQ03MBP, SOM01MAP.

「申請者は、自分はカブール出身のアフガニスタン国民であると主張する。申請者が、難民認定申請において一貫してダーリ語を用いていた点が留意される場所である。エスノログ（Ethnologue）のウェブサイトによれば、ダーリ語は東方ペルシア語の別名であり、アフガニスタンにおける話者人口は 560 万人であるとされる（出典：<http://goo.gl/UupHb>）。また、申請者がアフガニスタン大統領の名前、アフガニスタンの多くの州の名称、アフガニスタンの通貨の呼び方及びアフガニスタンのある新聞名を述べる事ができた点も、留意される。加えて、申請者はカブールの有名な場所を挙げる事ができ、またアフガニスタンを流れる川の名称をひとつ述べる事ができた（出典：<http://goo.gl/ddkuy>; <http://goo.gl/hG6FN>）。したがって、申請者がアフガニスタンの国民であるという事実は認容される」¹³²

例外として、ある事案では、審査官が重要な事実について行った判断が決定書に反映されておらず、また各事実の内的信憑性及び外的信憑性の検討について定められている構造的アプローチも踏まえられていなかった。決定書は、申請者の信憑性を損なう指標の一覧を掲載しているのみであった。

「申請に関わる重要な事実は、申請者の説明に見られた、以下に掲げる整合性及び真実味に欠ける点の累積的効果により認容されない」¹³³ [この後、一覧が掲載されている]

UNHCR の調査により明らかになった一般的所見は、信憑性を否定する認定は曖昧さのない文言で表現され、かつ理由も述べられているのが通例であるということである。ただし、UNHCR が見たところ、ある加盟国では、不利となる可能性がある信憑性認定の原因となりうる問題について申請者が行った説明が、決定書で引用されながらも、理由は明らかにされないまま満足に足るものではないとして退けられていることがしばしばあった¹³⁴。別の加盟国では、検討対象とされた事案のうち、申請者の説明を認容しない理由が決定書で述べられていた事案¹³⁵もあれば、面接時に行われた説明に言及さえされていない事案¹³⁶もあった。

UNHCR は、審査官が重要であると判断された事実のひとつひとつについて明確で曖昧さのない信憑性認定を行い、かつ主張されているそれぞれの重要な事実が信憑性を認められないとして排斥されたか否か及びどのような理由で排斥されたかをはっきり述べるべきである旨、あらためて指摘する。主張されている重要な事実との関係で疑いの要素が残る場合、灰色の利益を適用することにより、審査官はたとえ裏づけとなる証拠がない場合でも、当該事実の信憑性について明確で曖昧さのない結論に至ることができる。決定においては、事実認定の根拠とされた理由を明らかにするべきである。

¹³² AFG10F.

¹³³ INT05IRNF.

¹³⁴ IRQ05MSP, IRQ06MSP, IRQ07FSP, IRQ08FSP, IRQ10M, DRC05M, DRC06M, DRC08F, GUI08M, GUI09M, GUI10F.

¹³⁵ SOM07F, AFG10F, IRN01F, IRQ02M, IRN06MRS, IRN02F, AFG09F, IRQ06MRS.

¹³⁶ IRN09M, SOM09M, IRN10M, AFG03M, SOM05M, AFG04M, IRN05M, IRQ04F, AFG06M.

4. 信憑性評価に対する 構造的アプローチ

信憑性評価は、複雑で困難な作業である。UNHCR の調査で各国の実務を検討した結果、信憑性評価の根底にある諸原則が履行されること及び客観的かつ公正な信憑性認定が行われることを確保するために、構造的アプローチをとる必要性があることが明らかになった。本研究では特に、灰色の利益の原則とは何を意味するのか及びそれをどのように考慮し、かつ必要に応じて適用すればよいのかについて、審査官向けに明確化する必要があることが浮き彫りにされた。

信憑性評価は、申請者が提出し、かつ認定機関が独自の手段で収集した入手可能な関連の証拠全体に基づき、第 5 章に掲げた信憑性指標に照らして実施されなければならない。すなわち、信憑性評価は、申請者の陳述とともに、申請者が提出し、かつ認定機関が収集した書証その他の証拠に基づいて行われなければならないということである。このような情報の多くは信憑性評価の開始前に収集されるべきである。ただし、関連の情報及び証拠は、終局決定が行われるまで、申請の審査期間全体を通じて提出されかつ収集される場合もあり、これも考慮されなければならない。

したがって、UNHCR としては、信憑性評価の際にはいくつかの重要な段階を踏むべきであると考えられる。この構造的アプローチは、申請者の個別的事情及び背景事情（年齢、ジェンダー、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ、学歴、民族的及び宗教的背景、並びに、出身国又は常居所を有していた国における迫害、重大な危害、人権侵害及び虐待の経験又はこれらに対する恐怖を含む）を考慮しつつ、申請者が提示する重要な事実に焦点を当てることに根ざしたものでなければならない。また、特に人間の記憶、行動、価値観、態度、リスクの認識及びリスクへの反応並びに真正な説明の提示のされ方についての想定に関わる、他の学問分野における発展並びにそれが申請者及び審査官に及ぼす可能性のある影響を参考にしたものである必要もある。

UNHCR は、信憑性評価における重要な段階として以下のものを特定した。

- ① 申請者と協力しながら、申請を実証するための情報を収集する。
- ② 不当な取扱い、拷問、迫害、危害若しくはその他の深刻な人権侵害に関わる申請者の過去及び現在の経験又は恐怖、並びに出身国又は常居所を有していた国のより幅広い法的、制度的、政治的、社会的、宗教的及び文化的状況、人権状況、暴力の水準並びに国籍国による保護の有無を考慮しながら、申請の重要な事実を決定する。
- ③ 重要な事実ひとつひとつについてその信憑性を評価する。それぞれの重要な事実は、申請者の陳述及び当該事実に関する他のすべての証拠を考慮に入れ、第 5 章で特定した以下の 5 つの信憑性指標と照らし合わせながら、申請者の個別的事情及び背景事情、並びに、不利となる可能性がある信憑性認定についての申請者の説明の合理性を考慮しつつ、評価されるべきである。
 - a. 十分な詳細及び具体性
 - b. 内的整合性
 - c. 家族構成員及び（又は）その他の証人から提供された情報との整合性
 - d. 出身国情報（COI）を含む入手可能な具体的及び一般的情報との整合性
 - e. 真実味
- ④ それぞれの重要な事実について以下のどの対応をとり得るか決定する。
 - (a) 信憑性があるとして認容する。
 - (b) 信憑性がないとして排斥する。
 - (c) 疑いの要素が残る重要な事実として扱う。

事実は、さらなる書証による裏づけの有無にかかわらず、十分な詳細、内的整合性、他の証拠（家族から提供されたもの及び（又は）出身国情報）との整合性及び真実らしい時は認容される。このような事実との関連で灰色の利益を考慮し又は適用する必要はない。

- ⑤ 疑いの要素が残る重要な事実については、当該事実との関連で灰色の利益を適用すべきかどうか検討する。利用できる情報全体に基づき、以下のどちらの対応をとるか、決定する。
- (a) 信憑性があるとして残りの事実を認容する。
 - (b) 信憑性がないとして残りの事実を排斥する。

最後に、信憑性があるとして認容された重要な事実であって、迫害及び重大な危害の現実的怖れについての十分な理由がある恐怖の評価において参考にされるすべての事実、信憑性がないとして排斥されたすべての重要な事実及びこれらの事実認定の根拠とされた理由を、決定書で明らかにする。

このうち、①～④については第4章～第6章で詳しく論じた。そこで、以下では灰色の利益の原則に対するアプローチに焦点を当てる。

4.1. 「疑わしきは申請者の利益に」 (灰色の利益) の原則

第2章で論じたように、「疑わしきは申請者の利益に」(灰色の利益)の原則は、申請を裏づける証拠の取得及び提供に際して申請者及び認定機関が相当の困難に直面する可能性があるという認識を反映したものである。申請者が提示した重要な事実に関わる証拠を収集するために共同で努力を行ってもなお、事実の一部について若干の疑いが残る可能性はある¹³⁷。

この原則の必要性は、ルフールマン(追放・強制送還)が禁じられていること及び欧州人権条約第3条が絶対的性質の規定であることによって一層高まるのであり、一部の国内庇護裁判所は、この点について裁判所は「法律上の形式性及び厳密性又は証拠法上の規則には拘束されない」¹³⁸とも述べている。難民認定申請における信憑性評価にとって灰色の利益の原則が必要性及び関連性を有していることは、国内法及び裁判所によって広く認められてきた。

したがって、灰色の利益の原則を適用することにより、審査官は主張されている重要な事実について、たとえ当該事実を裏づける他の証拠が存在しない場合でも、信憑性があるものとして認容するという明確な結論を導くことができる。UNHCRハンドブックは、灰色の利益の原則の考慮について、信憑性評価の終盤(入手可能なすべての証拠の取得及び評価が終了し、かつ申請者の陳述の信憑性評価が実施された時点)で行われる、事実立証において独自の位置を占める措置であるとしている。

4.2. 「疑わしきは申請者の利益に」 (灰色の利益) の考慮

UNHCRハンドブックでは、「事実の立証」について全般的に取り上げた節で、「疑わしきは申請者の利益に」(灰色の利益)の原則が独立して取り上げられている¹³⁹。この原則の考慮は、申請者が主張する重要な事実の実証及び評価の後に行われる¹⁴⁰。

¹³⁷ UNHCRハンドブック、第196項、第203項及び第204項。第196項：「しかしながら、申請者は書類やその他の証拠によって自らの供述を裏づけることができないことも少なくなく、むしろ、その供述のすべてについて証拠を提出できる場合のほうが例外に属するであろう。ほとんどの場合、迫害から逃れる者はごく最少の必需品のみを所持して到着するものであって身分に関する書類すら所持しない例も多い。[……]しかしながら、このような審査官による調査が必ずしも実を結ぶとは限らず、**証拠によって裏づけられない供述も存在する**。このような場合において、申請者の供述が信憑性を有すると思われるときは、当該事実が存在しないとする十分な理由がない限り、申請者が供述する事実は存在するものとして扱われるべきである。(「疑わしきは申請者の利益に」(灰色の利益))」第203項：「申請者がその主張を裏づけるために真に努力をしても、**その供述のいくつかの部分について証拠が欠如することがあり得る**。既にみたように(前述第196節を参照)、難民がその事案のすべてを「立証」できることはまれであって、もしこれを要求するとすれば難民の大半は認定を受けることができないことになる。それ故、申請者に「疑わしきは申請者の利益に」の原則(灰色の利益)を適用することが頻繁に必要なことになる」。

¹³⁸ 例えば、オーストラリア政府「信憑性評価に関する指針」(移民再審査審判所及び難民再審査審判所、2012年3月)、第2.2項。

¹³⁹ 灰色の利益の原則については、UNHCRハンドブックのB節(2)「事実の立証」の中で取り上げられている。

¹⁴⁰ UNHCRハンドブック、第203項：「申請者がその主張を裏づけるために真に努力をしても、その供述のいくつ

UNHCR の見解では、審査官は、灰色の利益を認めるかどうか検討する際、主張されているそれぞれの重要な事実の細部からいったん離れて、申請者の陳述及び申請者が提示したその他の証拠を包括的に捉えなければならない。

主張されている事実は、申請者の個別的事情及び背景事情を踏まえて検討した場合に、十分な詳細、内的整合性、他の証拠（家族から提供されたもの及び（又は）COI）との整合性及び真実らしい時は、認容することができる。このような事実は、灰色の利益の原則を参照するまでもなく認容することが可能である。

主張されている事実は、不利となる可能性がある信憑性認定に関して申請者が行った説明の合理性並びに申請者の個別的事情及び背景事情を考慮することを前提として、当該事実についての申請者の陳述が、十分な詳細、整合性及び真実味を欠いており、かつ（又は）信頼性、客観性及び適時性を備えた他の証拠と矛盾している場合には、排斥される場合がある。灰色の利益の原則は、入手可能なすべての証拠に基づいて明らかに信憑性がない事実を救済するために適用することはできないので、ここでも、このような事実は灰色の利益の原則を参照するまでもなく排斥することが可能である。

このような評価の後、それでもなお、主張されている一部の関連事実の信憑性について審査官の心証に疑いの要素が残ることもありうる。UNHCR が提案するのは、灰色の利益を認めるか否かの検討は、このような事実との関連で、かつ信憑性評価の最終段階で、独立した措置として行われなければならないということである。

4.3. 「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）の適用

申請者が申請の実証のために真摯な努力を行った後、認容も排斥もできない若干の重要な事実がなおも存在する可能性はあり、そのことについて審査官の心証に疑いの要素が残ることもありうる¹⁴¹。「疑わしきは申請者の利益に」（灰色の利益）の原則について検討することが求められるのは、このような事実に関わっての話である。灰色の利益は、認容されるものの裏づけとなる証拠がない事実、又はその他の形で若干の疑いが存在する事実¹⁴²に依拠して認められる場合がある。UNHCR ハンドブックは以下のように指摘している。

「申請者がその主張を裏づけるために真に努力をしても、その供述のいくつかの部分について証拠が欠如することがあり得る。[……] 難民がその事案のすべてを「立証」できることはまれであって、もしこれを要求するとすれば難民の大半は認定を受けることができないことになろう。それ故、申請者に「疑わしきは申請者の利益に」の原則（灰色の利益）を適用することが頻繁に必要になる」¹⁴²

灰色の利益の原則を適用することにより、審査官は、申請者が提示した重要な事実のそれぞれについて、それを認容するか又は排斥するかに関する明確な結論を導くことができる。

灰色の利益の適用について検討する際に考慮すべき基準及び要因については、UNHCR は、申請者の陳述が、全体として一貫性及び真実らしいと認められ、かつ一般的に知られている事実と矛盾

かの部分について証拠が欠如することがあり得る。[……] それ故、申請者に「疑わしきは申請者の利益に」の原則（灰色の利益）を適用することが頻繁に必要になる」。同、第 204 項：「しかしながら、「疑わしきは申請者の利益に」の原則（灰色の利益）は、すべての利用可能な資料が入手されて検討され、かつ、審査官が申請者の一般的信憑性について納得したときに限り与えられるべきものである」。 *Jiao v Refugee Status Appeals Authority and Attorney-General*, Court of Appeal, Wellington CA167/02; [2003] NZAR 647, 21 July 2003; 31 July 2003; para. 34: 灰色の利益の原則は、「争われている事実に関する証拠の適正な検討（申請者が提示した証拠を裏づけ、又はこれに疑問を抱かせるその他の証拠の入手可能性に関する衡量を含む）を妨げる形で考慮されるべきではない」。

¹⁴¹ UNHCR 「立証責任・立証基準覚書」、第 12 項：「難民申請においては、申請者が、事実に関するすべての主張が真実であると審査官が完全に確信する水準まですべての事実を証明する必要があるわけではないことから、申請者が主張する事実に関して、審査官の心証に疑いの要素が残されるのが通例である」。また UNHCR 「難民の国際保護：難民の地位に関する 1951 年条約第 1 条の解釈」（2001 年 4 月）、3 頁も参照：「審査官がいったん申請者の主張に全体として信憑性があると判断すれば、証拠が欠如している陳述に関しては申請者に灰色の利益が与えられるべきである」。

¹⁴² UNHCR ハンドブック、第 203 項。

しない場合には、申請者に対して灰色の利益が認められるべきであるとしている¹⁴³。前述の通り、このような基準は、灰色の利益の原則を適用するか否かを決定するにあたり、EU加盟国の国内実務において、またEU外の国内裁判所によっても、活用されている¹⁴⁴。

ここで次のことについて注記しておく価値があろう。すなわち、真実味に関する評価の場合と同じように、申請者の陳述が論理的であると思われるか、因果関係を明らかにしているか又は無理なくまとまっているかについての評価も、正確かつ客観的な適時性のある証拠ではなく主観的推測、予断、推量、憶測及び固定観念に基づく、直感的なものになってしまう危険性をはらむ場合があるということである。前述の通り、心理学者が考えるところによれば、人間は、自分自身が過去に経験したことを参照することによって、又は、新しい複雑な状況に直面した場合には、すでに知られている、より単純な別の状況と比較することによって、判断を行っている¹⁴⁵。しかし、過去の経験及び二次的経験の組合せに依拠することによって得られるのは人間の経験及び行動に関する部分的理解に過ぎないのであり、主張されている事実が個人的な経験、背景、文化、価値観及び見解の枠外にある場合、その事実には論理性が欠けている又は無理があると判断してしまうおそれがある¹⁴⁶。

申請者の陳述がおおむね一貫しているかどうか判断する際には、人間の行動について「標準」は存在しないことを想起しなければならない。人間の行動及び認識は、広範な要因及び状況の影響を受けるため、人によってまちまちであり、かつ予測不可能である。

申請者の陳述を、年齢、ジェンダー、社会的地位及び学歴といった他の要因とも適宜重なり合う文化的文脈の中で、かつ出身国又は常居所を有していた国の状況を踏まえながら理解することも必要である¹⁴⁷。したがって、出身文化が異なる者の行動、異なる文化的文脈の中で起きた出来事、並びに、他の国の政治制度、司法制度及び社会制度でなされている実務及び手続きについて評価する際には、相当の注意が要求される¹⁴⁸。審査官は、何が論理的であり何がそうでないかに関する自分自身の見解に過剰に影響されるおそれがあり、またこのような見解は審査官自身のジェンダー、文化、その他の背景要因及び経験の影響を不可避免的に受けている¹⁴⁹。したがって、信憑性評価は、出身国情報を参照しながら、かつ信頼に足る、客観的な、かつ適時性のある証拠に基づいて実施されなければならない。

UNHCR ハンドブックは、「しかしながら、「疑わしきは申請者の利益に」の原則（灰色の利益）は、すべての利用可能な資料が入手されて検討され、かつ、審査官が申請者の一般的信憑性につい

¹⁴³ UNHCR ハンドブック、第 204 項。UNHCR 「立証負担・立証基準覚書、第 12 項：「審査官が、申請者の説明に全体として一貫性及び真実らしいと考える場合、いかなる疑いの要素があっても申請者の申請が不利益に扱われるべきではない。すなわち、申請者に対して『灰色の利益』が認められるべきである」。

¹⁴⁴ *Chan v. Canada (Minister of Employment and Immigration)*, [1995] 3 S.C.R. 593, Canada: Supreme Court, 19 October 1995, para. 204: 「ただし、灰色の利益は、入手可能なすべての証拠が取得・検証され、かつ、申請者の一般的信憑性について審査官が納得した場合に限って認められるべきである。申請者の陳述は、一貫性及び真実らしいと認められ、かつ一般的に知られている事実と矛盾しないものでなければならない」。

¹⁴⁵ J Herlihy and S Turner, 'The Psychology of Seeking Protection', (2009), *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, 2009, pp. 171–92 at p. 190. また D Kahneman, *Thinking Fast and Slow*, London: Allen Lane, 2011, p. 12 and p. 97 も参照 [邦訳/ダニエル・カーネマン『ファスト&スロー 上・下』(村井章子訳) 早川書房・2012年]。

¹⁴⁶ R Graycar, 'The gender of judgments: an introduction', in M Thornton (ed.), *Public and Private: Feminist Legal Debates*, Melbourne: Oxford University Press, pp. 262–82.

¹⁴⁷ Canadian Council for Refugees, *The Experience of Refugee Claimants at Refugee Hearings at the Immigration and Refugee Board*, January 2012, p. 29: 「これまでの人生、自分が行った決定や行わなかった決定を振り返ると、なんて愚かだったのだろうと感じました。自分の感情に圧倒されていました。手続きには協力したかったんですが、感情をコントロールできなかったんです。[……] 最悪の敵は自分自身でした。自分で自分のことを決めつけていたんです。質問に対する答えのほとんどは非論理的に聞こえるだろうなと思っていましたが、私が選択の余地なく暮らしていた世界では、それが真実だったんです」(強調引用者)。

¹⁴⁸ カナダ移民難民委員会(難民保護部法務課)「難民保護申請における信憑性評価」(2004年1月)第2.3.5節、34頁。

¹⁴⁹ *Y v Secretary of State for the Home Department*, [2006] EWCA Civ 1223, 26 July 2006, para. 25: 「基本的原則は、ある説明について本質的に信憑性に欠けると認定することには慎重でなければならないということである。というのも、審査官が、真実味の有無に関する自分自身の見解に過剰に影響されるおそれがあり、またこのような見解は、本邦における審査官自身の背景並びに私達自身の社会の慣習及びやり方の影響を不可避免的に受けているためである」。また *Jegatheeswaran v MIMA* (2001) FCA 865 (9 July 2001), at pp. 58 and 59 も参照: 「しかしながら、直感(通常はこれが「論理」と称される)が優位を占めることはしばしばあり、事実認定担当者にとって、[自らの]見解がどこから来たのかを説明したり、これらの見解に確固たる根拠がある[と考える]理由を説明したりするのは容易ではない。[……]言うまでもなく、人間の行動に関する事実認定担当者的見解に、確固たる根拠が常にあるわけではない。そのような見解が偏見又はバイアスに基づいている場合もある」。J P Eyster, 'Searching for the Key in the Wrong Place: Why "Common Sense" Credibility Rules Consistently Harm Refugees', *Boston University International Law Journal*, vol. 30, no. 1, 2012, p. 39.

て納得したときに限り与えられるべきものである」とも指摘している¹⁵⁰。信憑性評価にあたって認定機関が考慮できる申請者の行動について定めた資格指令第4条5e項及び第4条5d項（前述の議論及び第6章参照）との関連では、UNHCRは、この2つの規定が制限的に、かつ申請者の権利を損なうようなやり方で解釈される傾向があると考ええる。そこでUNHCRは、加盟国に対し、資格指令第4条5項の規定全体、特にd項及びe項の規定を、UNHCRハンドブックに掲げられた諸原則にしたがって解釈するよう奨励するものである¹⁵¹。

¹⁵⁰ UNHCRハンドブック、第204項。

¹⁵¹ UNHCR「第三国又は無国籍者の国際保護の受益者としての認定及び地位並びに与えられる保護の内容についての最低基準に関する欧州議会・欧州理事会指令を提起する欧州委員会提案（COM(2009)551、2009年10月21日）に関するコメント」（2010年7月29日）。

5. 小括

結論として、調査対象とされた 3 つの加盟国では、信憑性評価についてそれぞれ異なるアプローチが唱導されていることが、UNHCR の調査により明らかになった。このような所見は、どのような状況下で灰色の利益の原則を考慮すべきであるとされているかについて、とりわけ当てはまる。

信憑性評価は、国際保護の必要性の認定におけるひとつの段階に過ぎない。それは、法律を適用すべき関連の事実の確定を援助する手段のひとつである。ベルギー、オランダ及び英国では、研修において構造的アプローチが推進されている。これに加え、オランダ及び英国では、信憑性評価の問題を特に取り上げた国内指針でそのようなアプローチが定められている。UNHCR は、証拠評価に関して審査官に裁量の余地が認められていることを認識するものである。しかし、構造的アプローチがとられなければ、信憑性評価の根底にあるべき主要な原則及び基準が適用されないことにもつながりかねない。さらに、構造的アプローチは、同様な事案について同様の決定を行うという目的にも資する。

灰色の利益の原則に関しては、ケースファイルの検討からは、同原則が実務において考慮されたのかどうか、はっきりしないことが多かった。決定書及び内部覚書では、同原則が考慮されたのか否か、並びに、考慮された場合、主張されているどの事実に関して、かつどのような理由で考慮されたのかについて、はっきり述べられていないことが多かったためである。UNHCR は、灰色の利益の原則を適用することにより、審査官は、申請者が提示した重要な事実のそれぞれについて、申請者の陳述以外に当該事実を裏づける証拠が存在しない場合でも、認容するか又は排斥するかに関する明確な結論を導くことができることを想起する。UNHCR は、審査官に対し、灰色の利益の考慮は、申請者の陳述及び入手可能な他のすべての証拠の評価が終了した、信憑性評価の最終段階で行うことを奨励する。

UNHCR は、可能な最も早い時点で国際保護を申請しなかったことだけを理由に、申請者には信憑性がない旨の認定をするべきではないと強調したい¹⁵²。申請の遅れが、申請者の信憑性の基準を高くする理由とされるべきでもない。UNHCR は、加盟国に対し、UNHCR ハンドブックに掲げられた諸原則にしたがって資格指令第 4 条 5 d 項を解釈するよう奨励する¹⁵³。

当然のことながら、たとえ国際保護の申請が可能な最も早い時点で行われなかったとしても、申請者が難民であり、かつ（又は）国際保護を必要としている可能性はある¹⁵⁴。資格指令第 4 条 5 d 項の適用を検討するのであれば、審査官は、申請者に説明の機会を与えることにより、国際保護の申請が遅れた理由を調査するとともに、申請者の個別的事情及び背景事情を念頭に置きながら、行われたいかなる説明も考慮すべきである。

¹⁵² UNHCR 「第三国又は無国籍者の、難民又は他の方法による国際保護を必要とする者としての認定及び地位並びに与えられる保護の内容についての最低基準に関する 2004 年 4 月 29 日の EC 理事会指令 2004/83/EC (OJ L 304/12 of 30.9.2004) についての注釈付コメント」 (2005 年 1 月 28 日)、15 頁：「UNHCR は、申請の遅れによって、難民認定申請者にとっての立証の基準が高められるべきではないことを指摘する」。評価手続指令第 8 条(1)で次のように定められていることにも留意：「第 23 条(4)(i)の規定を害しないことを条件として、加盟国は、難民認定申請が、それが可能な限り早期に行われなかったことを唯一の理由として却下され又は審査対象から除外されないことを確保する」。第 23 条(4)(i)は、加盟国に対し、「申請者が、より早い時点で申請を行う機会を有していたにもかかわらず、合理的な理由なくそうしなかった」場合に申請の審査を優先的に又は迅速に進めることを認めた規定である。

¹⁵³ UNHCR 「第三国又は無国籍者の国際保護の受益者としての認定及び地位並びに与えられる保護の内容についての最低基準に関する欧州議会・欧州理事会指令を提起する欧州委員会提案 (COM (2009)551、2009 年 10 月 21 日) に関するコメント」 (2010 年 7 月 29 日)。

¹⁵⁴ 評価手続指令第 8 条(1)で、「第 23 条(4)(i)の規定を害しないことを条件として、加盟国は、難民認定申請が、それが可能な限り早期に行われなかったことを唯一の理由として却下され又は審査対象から除外されないことを確保する」と定められていることにも留意。

結論

UNHCRは、本プロジェクトを通じ、欧州連合諸国の庇護手続きで実施されている信憑性評価との関連で、いくつかの主要な概念を明確化し、かつ関連実務の特定の側面についての知見を得ようとしてきた。これが複雑な問題であること並びに時間及び資源が限られていることに鑑み、本プロジェクトは、EUにおける証拠規則及び証拠評価実務を、庇護制度との関連で包括的に概観したり比較法的に分析したりしようとしたものではない。とはいえ、UNHCRとしては、さらなる調査研究、分析、対話及び検討の価値があるいくつかの重要な論点を、庇護実務に携わる人々、一次段階及びその後の段階の審査官、裁判官、EU 諸機関、EASO、欧州レベル・国内レベルの政策立案担当者及び立法機関並びに学会及び市民社会等に向けて明らかにし、かつ浮き彫りにできたことを願う。

本研究の成果は、欧州難民基金を通じて提供された財政支援、CREDO プロジェクトにおけるUNHCRのその他のパートナー——ハンガリー・ヘルシンキ委員会（HHC）、難民法裁判官国際協会（IARLJ）、アサイラム・エイド——並びにこれ以外のすべての関係機関及び関係者の関与を得て生み出したものである。UNHCRは、国際法及びEU法に合致した信憑性評価についての検討を建設的、原則的かつ実地的なやり方でさらに進めていくため、この問題についての今後の議論に、これらの関係機関・関係者が集団的に関与していくことを歓迎する。

本研究で得られたUNHCRの所見のひとつは、検討対象とされた3つの加盟国では、実質的に信憑性評価のあらゆる側面に関してばらつきがあるということである。このような食い違いは、EUの加盟国間にさらに大きなばらつき及び困難な問題があることの表れである可能性がある。UNHCRは、証拠評価に関して審査官に裁量の余地が認められていることを認識する。しかし、信憑性評価が、EU加盟国間で又は各国の庇護制度内で、運次第のもののように扱われてはならない。個々の審査官の主観的アプローチ、想定、印象及び直感に依拠して信憑性評価を実施することはできない。だからこそ、欧州の庇護制度における信憑性評価に関して、法律及び望ましい実務のあり方に基づいた、一層一貫した、透明かつ原則的なアプローチが必要とされるのである。

一部の加盟国では、信憑性評価に関する政策と実務の間にも食い違いがある場合がある。調査によって示唆されたのは、審査官が指針の内容を承知していないか、又は指針の内容が不明確であり若しくは誤解されているということである。そのため、さらなる調査研究、議論及び問題の精査（裁判所によるものを含む）に加えて、審査官を対象とした、信憑性評価に関する研修をEU全域で強化していくことが求められる。

信憑性評価の分野でさらなる検討及び議論を進めていくことは、EU諸国の庇護制度に関与するすべての者にとって価値のある取り組みとなる。これは、庇護手続きにおける信憑性評価についての指針の改訂を進めているUNHCRにとっても有益である。また、EUで行われている庇護決定の質及び一貫性を確立・強化しようとする中で、信憑性評価が依然として大きな課題となり続けている各国及びその他の関係機関にとっても、このような検討及び議論は役立つはずである。UNHCRとしては、今後とも、このような議論及び考え方の発展に貢献し続けていく用意が出来ている。

資料

審査官向けのフローチャート及びチェックリスト	246
信憑性評価ガイドー概観	246
信憑性評価ー目的及び原則	247
事実の収集：申請者の申請実証義務	248
事実の収集：審査官の協力義務	249
信憑性評価ー考慮すべき要因	250
信憑性指標	252
信憑性評価に対する構造的アプローチ	253
国内庇護手続きフローチャート	
2.1. ベルギー	254
2.2. オランダ	255
2.3. 英国	256
参考文献	257
判例一覧	269
略語一覧	278

信憑性評価ガイドー概観

分析のステップ		説明
個人面接の準備		
1	認定機関の義務 情報・指針の提供	<input type="checkbox"/> 個人面接の前に、申請者に対して申請実証義務に関する情報を提供し、どのように実証すればよいかの指針を示す。この義務は手続き全体を通じて継続する。
2	認定機関の義務 申請者に関する基本情報の収集	<input type="checkbox"/> 基本的な身元関連データ（年齢、ジェンダー、国籍、民族的出身、身体的／精神的健康状態、社会的地位、宗教、都市／農村部の背景、親族等）に関する情報を、必要な時は通訳者の援助を得ながら、口頭で又は書類に記入させて収集する。「なぜ庇護を申請するのですか？」という質問は含まれるが、申請の詳細には踏み込まない。
3	認定機関の義務 個人面接の準備	<input type="checkbox"/> 審査官は、申請の事実関係を十分に把握し、一般的・具体的出身国情報を調査し、申請の特定の側面に関する情報を収集し、申請者の個別的事情・背景事情を考慮し、家族構成員も申請を行っている場合には当該申請についても考慮しながら、面接時の質問を準備する。
個人面接の際		
4	審査官の義務 情報・指針の提供	<input type="checkbox"/> 個人面接を始める際、申請者に対して申請実証義務に関する情報を提供し、どのように実証すればよいかの指針を示す。
5	審査官の義務 適切な質問による申請者への指針の提示	<input type="checkbox"/> 適切な質問を行うとともに、面接中、言語的・非言語的コミュニケーションの両面で公正性及び客観性を維持する。
6	審査官の義務 個別的事情・背景事情の考慮	<input type="checkbox"/> 申請者への質問、回答の分析・評価・解釈及びフォローアップの質問をどのように行うか検討するにあたり、年齢、ジェンダー、文化的・民族的背景、学歴、社会的地位、性的指向／ジェンダー・アイデンティティを考慮する。
7	審査官の義務 申請に関係する情報の収集	<input type="checkbox"/> 必要に応じ、申請に関係するすべての関連の証拠（裏づけとなる証拠がある場合にはそれも含む）を、審査官が利用できるすべての手段を用いて収集する。
8	審査官の義務 不利となる可能性がある信憑性認定について申請者が意見を述べる・説明する機会の提供	<input type="checkbox"/> 詳細が欠けている、漏れがある、整合性に欠ける及び真実味がないと思われる点について釈明する機会を申請者に提供する。不利となる可能性がある信憑性認定について意見を述べる機会は、決定が行われるまで、手続き全体を通じて保障される。申請者に対し、申請実証義務を履行するための合理的な機会及び適切な時間枠を提供する。
個人面接後：申請者の陳述その他の証拠の評価		
9	重要な事実をそれぞれ評価する	<input type="checkbox"/> 各重要な事実の信憑性評価に際しては、申請者の個別的事情・背景事情並びに審査官の情報解釈に影響を及ぼす諸要因を踏まえながら、信憑性指標を適正に考慮する。
10	どの重要な事実を認容するか決定する	<input type="checkbox"/> 申請者は、決定が行われるまでの間にさらなる証拠を提出して審査官による考慮を求め、又は到着する予定の証拠に関してこれも決定に含める旨の合意を審査官と行うことができる。審査官は、どの重要な事実を認容・排斥するか及びどの重要な事実について疑いの要素が残るかを検討しなければならない。
11	それ以外の各事実について灰色の利益を適用するか否か検討する	<input type="checkbox"/> 陳述が全体として一貫しており、真実味がありかつ出身国情報と整合している場合、裏づけとなる書証その他の証拠（出身国情報を含む）が存在しない又は疑いの要素が残るこれらの事実について灰色の利益を認める。
12	認容・排斥された重要な事実を遺漏なく列挙する	<input type="checkbox"/> 認容された重要な事実は、十分に理由のある恐怖又は重大な危害を受けるおそれが申請者にあるか否かを決定するステージIIにおける分析の基礎となる。

信憑性評価—目的及び原則

審査官は、信憑性評価において無制限の裁量権を有しているわけではなく、EUの基本的権利及び原則並びにEU行政法上の原則を尊重しなければならない。審査官は、申請者と協力しながら作業を進め〔資格指令第4条1項〕、いくつかの特定の要因を考慮しながら申請を個別に評価し〔資格指令第4条3項〕、裏づけのない事実も一定の条件下で認容しなければならない〔資格指令第4条5項〕。申請は、欧州連合司法裁判所、欧州人権裁判所及び国際連合・拷問禁止委員会の基準並びに UNHCR の指針を含む関連の庇護・難民法上の基準の知識を踏まえて〔評価手続指令第8条2c項〕、個別の、客観的かつ公正な審査及び決定の対象とされなければならない〔評価手続指令第8条2項〕。

原則・基準	解説	<input type="checkbox"/>
義務の共有	申請の裏づけとなる陳述及び書証その他の証拠を提供する義務は、基本的には申請者にある。しかし、必要なすべての情報を収集するために申請者と積極的に協力するのは審査官の義務でもある。申請を実証する義務は共有される。	<input type="checkbox"/>
個別の評価	信憑性評価は、申請者の個別的事情・背景事情を考慮しながら個別に実施されなければならない。	<input type="checkbox"/>
客観的・公正な評価	国際保護認定は当事者対抗主義に基づく手続きではない。信憑性評価は客観的かつ公正に実施されなければならない。審査官は、自分自身の価値観、偏見・見解、情緒的・身体的状態がいずれも評価の客観性に影響し得ることを自覚し、影響を最低限に抑えるよう努めるべきである。	<input type="checkbox"/>
証拠に基づく評価	事実を認容するか排斥するかにかかわらず、審査官は、証拠に基づいてその決定を行えなければならない。根拠のない推定、主観的憶測、推量、固定観念又は直感に基づいて不利な信憑性認定を行うべきではない。	<input type="checkbox"/>
重要な事実への焦点化	重要な事実とは申請の核心に関わるものである。周辺的事実はそうではない。信憑性評価では、申請の認定において最も意味のある重要な事実に焦点を当てるべきである。不利な信憑性認定は実体的なものでなければならず、些細な事柄にしか関係しないものであってはならない。	<input type="checkbox"/>
不利な認定について 供述する機会	すべての申請者は審問を受ける権利を有する〔EU憲章第41条〕。これには、審査官から信憑性を疑われる可能性がある事実について説明・コメントする権利も含まれる。審査官は、不利な信憑性認定につながる可能性があるいかなる問題にも対応する合理的な機会を申請者に提供するべきである。	<input type="checkbox"/>
証拠全体に基づく評価	信憑性評価は、申請者が提供し、かつ審査官が収集した、入手可能なすべての関連情報（整合性に欠ける、漏れがある、曖昧である又は真実味がないと思われる点について申請者が行った追加説明を含む）に基づいて実施されなければならない。審査官は、それぞれの重要な事実の信憑性についてばらばらに結論を出すべきではない。	<input type="checkbox"/>
綿密かつ厳格な精査	決定は生きるか死ぬかの問題にもなりうるので、ひとつひとつの事案について、手元にあるすべての情報を綿密かつ厳格に精査するのが適切である。申請者は自己の主張を十全に行えるべきであり、提供されたすべての証拠が考慮されなければならない。決定は入手可能なすべての情報に基づいて行われるべきであり、また審査官はいかなる疑いも払拭しなければならない。	<input type="checkbox"/>
灰色の利益	決定は生きるか死ぬかの問題にもなりうるほか、重要な事実の裏づけとなる証拠を収集するために申請者・審査官が最善を尽くしても、なお一部の事実について多少の疑いが残ることはありうるので、灰色の利益の原則を考慮することが必要になることも多い。	<input type="checkbox"/>
明確な認定と 構造的アプローチ	信憑性評価では、どの事実を認容することができ、かつ迫害／重大な危害のおそれに対する十分な理由のある恐怖の分析の対象とするかが決定される。灰色の利益の原則により、審査官は、一定の疑いが残る重要な事実の認容・排斥について明確な結論を導くことができる。構造的アプローチをとることにより、関連の基準の適切な適用が確保される。	<input type="checkbox"/>

事実の収集：申請者の申請実証義務

資格指令第4条1項は、「加盟国は、国際保護の申請を実証するために必要なあらゆる要素を可能な限り早期に提出することを申請者の義務とみなすことができる」と定めている。

資格指令第4条2項は、申請の実証に必要な関連の要素（「申請者の陳述及び申請者が利用できるすべての文書」）を列挙している。

第4条5a項は、申請者が申請の実証のために**真正な努力**を行うよう要求している。

第4条5b項は、「その他の要素が欠けている場合にはそれについて**満足に足る説明**」を行うことを要求している。

申請を実証する申請者の「原則的」義務

義務	解説	要素
1. 真正な努力	<p>証拠は口証の場合も書証の場合もある。証拠には、申請者の陳述及び専門家・家族構成員その他の証人による口証も含まれる。書証には書面、図画、デジタル資料、視覚資料、出身国情報、証拠物（物体・身体的癒痕）、録音・録画も含まれる。証拠には、問題となっている関連の事実を肯定し、確認し、裏づけ、又はその他の形で関係するあらゆるものが含まれる。</p> <p>申請者の実証義務には、提示されたすべての関連事実を裏づける書証その他の証拠の提出義務は含まれない。申請者の陳述も証拠であり、それ自体、申請を実証する証明力を有する。主張される事実の中には、書証その他の証拠による裏づけが不可能なものもある。</p> <p>審査官は、申請者が所持している／合理的に取得できるはずである書証その他の証拠について過重な期待をするべきではない。「真正な努力」の評価に際しては、申請者の個別的事情・背景事情（書証その他の証拠を取得するために利用できる手段を含む）が考慮されるべきである。</p> <p>証拠評価が開始された後、関連の陳述又はその他の証拠の提供を追加的に行うことが申請者に対して要請され、又は申請者自身がそのように望む場合もある。</p> <p>「可能な限り早期に」の文言は、情報の開示を妨げ、又は書証その他の裏づけ証拠の取得可能性に影響を与えるおそれがある個別的状況・背景事情についての理解を踏まえて解釈されなければならない。これには出身国の状況を考慮することも含まれる。</p> <p>審査官は時間枠について柔軟な対応をとるべきであり、また申請者がその理解する言語で申請実証義務について告知された時点を基準点として時間枠を解釈するべきである。審査官は、情報その他の証拠の提示・収集プロセス及び当該証拠の評価は直線的に進むものではなく、関連事実に関わる追加情報の取得が必要になる場合もあることを承知しておくべきである。</p>	年齢
↓		ジェンダー
2. 陳述及び申請者が利用できるすべての文書の提供		身元／国籍／民族
↓		出身国／常居所を有していた国
3. 可能な限り早期の申請の実証		家族構成員
↓		学歴
		社会的地位
		農村部／都市の背景
		宗教
		文書
		身体的・精神的健康
		従前の難民認定申請
4. 他の関連の要素が欠けている理由についての満足に足る説明		国際保護申請の理由

事実の収集：審査官の協力義務

EU 資格指令第 4 条 1 項は、「申請の関連要素について申請者と協力しながら評価するのは加盟国の義務である」と定めている。

欧州連合司法裁判所 (CJEU) は、「申請を実証するために必要なあらゆる要素を提出しなければならないのは一般的には申請者であるが、当該申請の関連要素を決定する段階で申請者と協力するのが加盟国の義務であるという事実は残る」と説明している。

審査官の協力義務

義務

1. 申請者に対する情報・指導の提供

□ 解説

申請者に対し、自分には申請実証義務があること、その義務を履行する方法、並びに、関連する可能性がある事実及び書証その他の証拠の態様を知っていると期待することはできない。審査官は、申請を実証するために何が必要か、申請者が理解できる言語及びやり方で告知する。審査官は、申請者に対し、重要な事実を裏づけるものとして合理的に取得できる証拠を提出するよう促すとともに、必要なすべての要素を提出するために申請者が利用可能な時間枠及び手段を告知する。この情報は、申請者がこれらの義務を遵守できるよう、適時に提供されなければならない。



2. 面接時の適切な質問を行うことによる指導

□

審査官は、申請の重要な事実に関わるすべての関連情報を収集するための指針を申請者に与える。自由回答形式の質問、さらなる確認のための質問及び回答選択形式の質問を組み合わせて用いることにより、申請者が主張を実証できるようにする。面接官は、言語的・非言語的コミュニケーションの両面で、面接全体を通じて公正性・客観性を保つ。質問は、申請者の個別的事情・背景事情に配慮したものでなければならない。信憑性に関する基準及び申請者の尊厳の尊重が、常に指導の原則とされるべきである。



3. 不利となる可能性がある信憑性認定について申請者が説明する機会の提供

□

申請者に対しては、不利となる可能性がある認定に対応する機会が、決定が行われるまで与えられるべきである。審査官は、面接の際、整合性に欠ける点、矛盾点、食い違い、漏れ又は真実味に欠ける点があればこれを特定し、そのすべてについて申請者に質す。さらなる面接を実施し、又はその他の方法で申請者に説明の機会を提供する必要がある場合もある。説明が行われた場合、申請についての最終決定を行う前にそれを考慮しなければならない。



4. 申請に関する証拠の独自手段による収集

□

自己の陳述を裏づける書証その他の証拠を提供する際に申請者が直面する固有の困難により、審査官は、申請者が主張している重要な事実に関係のある証拠及び他の具体的情報（必要な時はこれらの事実を裏づける証拠を含む）を独自の手段で収集する。

4.1 出身国情報 (COI) その他の証拠

□

審査官は独自の手段で一般的・具体的出身国情報その他の証拠を取得する。出身国情報は、関連性、正確性、客観性、公正性、信頼性及び適時性を備えたものでなければならない。審査官は、出身国/常居所を有していた国の状況について一般的に知られている事実と、当該事案について入手可能な具体的証拠を踏まえて、審査官の陳述その他の証拠を評価する。審査官は客観性・公正性の原則に忠実でなければならない。そのためには、主張されている事実を否定するものだけではなく確認し又は裏づける証拠も収集しなければならない場合もある。

4.2 厳格な精査の原則

□

審査官は、申請者の個別的事情・背景事情を考慮しながら、申請を実証するものとして収集されたすべての資料を評価する。独自の手段で取得した資料も検討する。これらの情報に関するいかなる疑いも払拭するのは審査官の義務である。

信憑性評価—考慮すべき要因 (1/2)

申請者に影響を及ぼす要因

信憑性評価は、一定の法的原則及び基準に忠実でなければならない。信憑性評価は、申請者の個別的事情及び背景事情を十全に考慮して実施しなければならない。このような事情には、申請者の個人的背景（年齢、国籍、民族的出身、ジェンダー、性的指向／ジェンダー・アイデンティティ、学歴、社会的地位、宗教、文化的背景、都市部／農村部の背景並びに精神的・身体的健康状態）、不当な取扱い、拷問、迫害、危害又はその他の深刻な人権侵害に関わる過去及び現在の経験、並びに、出身国又は常居所を有していた国の法的、制度的、政治的、社会的、宗教的及び文化的状況、人権状況、暴力の水準並びに国籍国による保護の有無が含まれる。審査官は、地理的、文化的、社会経済的、ジェンダー的、教育的及び宗教的障壁を乗り越え、個人によって異なる経験を考慮するべきである。

人間の記憶の 限界・変容	解説
再構成	<p>審査官は、記憶を記録し、維持し、引き出す能力には大きなばらつきがあることを知っておくべきである。視覚的・言語的・聴覚的情報は、経験の正確なコピーとして記録されるのではなく、想起の時点で再構成される。まったく同一の再編成が2度行われることはあり得ず、つまり若干の食い違いは避けられない。記憶は時間の経過とともに（時には相当に）変化し、自然に劣化するものであり、細部は忘れられる。復唱する（その出来事について語る）ことにより、薄れていく記憶、歪められる記憶及び一層鮮やかになる記憶もありうる。</p>
事実・日付・ 物に関する 記憶	<p>日付、時刻、頻度、期間・時系列、固有名詞、言葉によるやりとりの逐語的再現、周辺的情報、一般的事物の外見に関する記憶は信頼できず、想起することが困難・不可能な場合がある。想起はほとんど常に推論、推定及び当て推量から再構成する形で行われ、正確であることはめったにない。</p>
感情と記憶の 想起	<p>高い水準の感情はいかなる記憶の符号化も阻害する可能性がある。自伝的記憶の想起は気分の影響を受ける。</p>
語り直し	<p>記憶がどのような文脈で想起されるかによって、その再構成のあり方は変わってくる。記憶は、情報を引き出すために用いられる質問（選択回答形式の質問か、自由回答形式の質問か）及び質問のされ方の影響を受ける。記憶は暗示の影響を受けやすく、申請者がストレスを感じていたり、自尊感情が低い状態にあったり、又は面接官に対して批判的・否定的見方をしたりしていると、その傾向はさらに強まる。面接によって引き出される情報と自記入式質問票によって引き出される情報との間にも変容がある。</p>
トラウマが 記憶・行動に 与える影響	<p>トラウマになった出来事に苦しんだ人々は回避の症状を示すことが多い。すなわち、その出来事について考えること及び話すことを回避する。トラウマになった出来事が起きた時点で又はその後それを想起した時点で解離を経験する場合もある。その場合、出来事（の諸側面）が最初に符号化されなかったため、トラウマの一部又はすべての側面を思い出すことができない。感覚的印象（感情、感覚、音、におい）又はフラッシュバックしか覚えておらず、体験の断片又は印象しか語れない場合もある。自分が注意を向けていた一部の中心的事柄については詳しく覚えているが、他の周辺の細部は犠牲にされてしまう傾向もある。拘禁は、出来事の具体的細部を記録しかつ引き出す能力に影響を及ぼす場合がある。このような人々は、苦痛をとまなう具体的出来事を想起するよりも、状況に関する一般的知識（スキーマ的記憶）に依拠することの方を好む場合がある。</p>
恐怖心／ 不信感	<p>申請者は当局又は通訳者を信頼しない場合がある。自分を迫害した者が、仮の庇護国を含む他国に幅広いネットワークを持っていると心から信じている申請者もいるかもしれない。さらに、親族、友人又は仲間の生命が危険にさらされることを恐れて、一部の関連事実を開示したくないと考える可能性もある。ジェンダー、SGBV、SOGI 又は人身取引関連の恐怖を有している申請者は、家族、コミュニティ及び（又は）人身取引犯による報復を恐れる場合もある。申請者は、渡航・入国の手配をした仲介人からの報復を恐れているかもしれない。</p>
文化的背景・ 慣習	<p>文化的背景の多様性はコミュニケーションに影響する。情報がどのように理解・解釈されるかは文化的に決定されるものである。個人の文化的背景は情報の提供方法・解釈に影響する。単語、観念及び概念の文化的相対性を認識しないことは、誤解や瑕疵のある信憑性評価につながり得る。時間、距離及び位置の概念も文化的に相対的なものである場合がある。時間の概念は西洋社会で用いられているものと異なる場合があり、出来事は季節、宗教的祝日、祭事等を参照することによって記憶されるかもしれず、また生年月日や記念日等の情報が重要ではない文化もありうる。申請者の文化的背景・規範が説明のしかたに影響を及ぼす場合もある（例えば、女性は、隔離された生活を送り、第三者若しくは当局とのコミュニケーションがほとんどなく、又は自分に代わって男性の親族に話をしてもらうことに慣れていたかもしれない）。</p>
学歴	<p>申請者の教育水準は、申請の理由を詳しく述べる能力、質問（歴史、地理、政治的・社会経済的条件に関する一般的知識確認型の質問を含む）に答える能力、ある出来事が起きた文脈に関する理解力に影響を及ぼす可能性がある。</p>

信憑性評価—考慮すべき要因 (2/2)

申請者に影響を及ぼす要因 (続)

ジェンダー	ジェンダーは、社会の構成員のアイデンティティ、地位、役割、責任及び力関係を規定している。ジェンダー役割は社会的に構築されたものであり、そのあり方は社会・文化によって、また社会・文化の内部においてもさまざまである。年齢、宗教、民族的・社会的出身によっても異なり、また種々の変化に応じて変わっていく。ジェンダー役割は男女の態度、行動、役割及び活動に影響を及ぼし、そこには女性・男性間の不平等及び力の不均衡があるのが通例である。ジェンダー役割は、男女による迫害及び重大な危害の経験並びに難民認定申請にも影響を及ぼす。審査官は、申請者のジェンダーを背景として、かつその年齢、文化、宗教、家族及び社会経済的地位とも関連させながら説明を評価するべきであり、ジェンダーに関する固定観念的な、浅薄な、誤った又は不適切な認識に基づいて結論を導いてはならない。
性的指向／ ジェンダー・ アイデンティティ (SOGI)	LGBTIの申請者の中には、自己否定、苦悶、羞恥、孤立、自己憎悪及び心理的危害の感覚を持つことにつながる不当な取扱いを回避するため、SOGIの隠蔽を余儀なくされていた者もいる可能性があり、申請の本当の根拠を当初は明らかにしない場合がある。このような申請者は不当な取扱い、差別、いやがらせ及び疎外に苦しんでいた可能性があるが、ジェンダー規範のためにこのような問題についてなかなか議論できなかったかもしれない。LGBTIの申請者が自己のSOGIを受け入れる途上にある場合、手続きの途中で主張を変更する可能性もある。LGBTIの申請者の経験は文化的、経済的、家族的、政治的、宗教的及び社会的文脈の影響を受けており、これがSOGIの表現方法にも影響を及ぼしている。審査官は、LGBTIの申請者の経験に関する浅薄な理解又は誤った／固定観念的な憶測に基づいて信憑性評価を行うべきではない。
スティグマ・ 恥辱感	スティグマ、羞恥心、家族・コミュニティから拒絶されることへの恐怖は情報の開示を妨げ得る。特に、ジェンダーを理由とする暴力のサバイバーは、文化的に容認できない、恥ずべきことであると考えられてきたこのような行為について道徳的責任を負わされることが多い。このような申請者はトラウマ、自責の念、恥辱感、記憶の喪失及び歪みに苦しんでいる可能性がある。スティグマは、書証その他の証拠（例えば事件報告書、出身国情報）がないことの説明となる場合もある。
その他の要因	年齢、社会的地位、職業、宗教・信条、農村部又は都市部の背景等。

審査官に影響を及ぼす要因

客観性・公正性の原則により、主観性を最低限に留めるような、信憑性評価に対するアプローチが要求される。審査官は、主観性が以下のような形で現実化される可能性を自覚しておくべきである。	
審査官の 思考プロセス	審査官がすでに決定に関する結論を出している場合、たとえしっかりしたものでもなくとも、その結論を裏づける証拠の方を信じる可能性が高い。ハロー効果として知られる概念は、審査官がすべてを信じるか、すべてを信じないかのどちらかに偏ってしまいかねない傾向を指す。ハロー効果は第一印象の重みを強め、その後の情報は無関係なものとして扱われかねない。
審査官の個別的 事情・背景事情	審査官は、自分自身の背景及び人生経験の視点（「私なら、あるいは私が知っている誰かなら、この状況で何をするだろうか」）から信憑性評価に臨むべきではない。審査官は、自分の教育的背景の影響を自覚しておくべきであり、また真実味の有無に関する自分自身の見方に左右されるべきではない。審査官は、陳述を、それが自分の保持している信条と論理的に又は連想により結びついているからという理由で信じる傾向があることを自覚しておくべきである。
審査官の 心理状態	審査官は、最初から懐疑心すなわち却下しようという心構えを持たないようにするべきである（これによって信憑性評価が害され、かつ歪められるおそれがある）。申請者に嘘をつかれたと考えても、個人的に当惑・苛立ちを覚えるべきではない。自覚は主観性の特効薬である。
審査官が置かれた 政治的・社会的・ 制度的文脈	審査官は、非正規移民の防止に関心を持つ社会的・政治的・制度的文脈が自分の心構え及び態度に及ぼしている可能性がある影響を自覚しておくべきである。審査官は、目的は保護であること及び基本的人権を擁護しなければならないことを忘れてはならない。
繰り返しの多い 業務	繰り返しの多い業務であることから、審査官は、複数の申請を一般的なケース類型に分類し、信憑性について予断を抱いてしまう傾向が生ずるおそれがある。
感覚の麻痺／ 信憑性疲れ／ 感情的距離／ ストレス／ 代理トラウマ	拷問、暴力又は不当な取扱いについての語りに日常的に接していると、心理的被害が生じることもありうる。信じようとしなないことは対処機制のひとつだが、そのために客観性・公正性が損なわれるおそれもある。感情的に距離を置くことは、不信及び申請者の説明に関わることへのためらいへと転化する可能性がある。

信憑性指標

信憑性評価とは、申請から関連の情報を収集し、審査官が入手可能なすべての情報に照らしてそれを審査し、かつ、申請の重要な要素に関わる陳述及びその他の証拠を認容できるか否か及びどの証拠を認容できるかについて決定するプロセスを指す。認容されたこれらの事実は、その後、迫害に対する十分に理由のある恐怖及び重大な危害の現実的おそれについての分析で考慮される場合がある。

申請の審査及び決定は個別に、客観的にかつ公正に行われなければならないが、申請者が提示する重要な事実の信憑性を評価するための、絶対確実で完全に客観的な手段は存在しない。

主観性を最小限に留めるため、信憑性指標が活用されるべきである。あるひとつの指標によって信憑性の有無を確実に決定できることはない。審査官は、各指標がどのような想定に基づいているのかを承知し、かつ、個別の事案でこれらの指標を適用できなくさせ、かつ（又は）信頼できないものとしてしまう可能性がある要因及び状況を理解しておくべきである（「信憑性評価に影響を及ぼす要因」参照）。

信憑性指標	解説
十分な詳細／ 具体性	審査官は、申請者による陳述の詳細の水準及び性質が、合理的であり、かつ、申請者と同じ個別的事情・背景事情（年齢、ジェンダー、出身地域、学歴等）を有している者が真正な個人的経験を話している場合に期待できるものと同様であると考えられるかについて、評価しなければならない。
内的整合性	「内的整合性」とは、面接における整合性、申請者が書面・口頭で行った陳述同士の整合性、又は申請者による陳述と申請者が提出した書証その他の証拠との整合性をいう。提供された情報に食い違い、矛盾及び変動がないことが必要とされる。
申請者の陳述の、 家族構成員又は証人から 提供された情報との 整合性	申請者が提示した事実と、被扶養者、その他の家族構成員又は証人が行った陳述との間に整合性があることは、信憑性の表れと判断できる場合がある。
申請者の陳述の、 入手可能な具体的・ 一般的情報（出身国情報 含む）との整合性	審査官は、申請者が提示した重要な事実の信憑性を、出身国・常居所を有していた国の状況について一般的に知られている事実、正確性・独立性・適時性を備えた出身国情報、入手可能な具体的情報、その他の鑑定証拠（医師・人類学者の報告書、言語分析報告書、文書検証分析報告書）に照らして評価しなければならない。
真実味	「真実味」とは、合理性、可能性又は蓋然性があるように思われることをいう。 審査官は、主観的推測、予断、推量及び憶測ではなく、独立性、客観性、信頼性及び適時性を備えた証拠に基づいて信憑性に関する認定を行うよう、注意しなければならない。

信憑性評価に対する構造的アプローチ

国際保護認定は2段階のアプローチにより実施される。第1段階では、関連の情報を収集し、申請の重要な事実を特定し、かつ、申請者の陳述その他の証拠を認容できるか否か及びどの陳述その他の証拠を認容できるかについて決定する。第2段階では、迫害に対する十分な理由のある恐怖及び重大な危害の現実的おそれについて分析する。

ステップ

解説



第1段階：申請者の陳述その他の証拠の信憑性評価

注：不利となる可能性がある信憑性認定についてコメントする機会は、決定が行われるまで提供されなければならない。

ステップ1：
申請を実証するための
すべての情報を収集する

申請を実証するすべての陳述その他の証拠が、申請者・審査官によって収集されなければならない。申請に関連する証拠は、決定が行われるまで、申請者による提出又は審査官による収集が可能である。申請者は国際保護が認められる根拠を知らない場合があるため、申請の事実関係の審査は広く行われるべきである。



ステップ2：
重要な事実を決定する

審査官は、事案に関わるすべての事実を収集した後、保護事由に関連する可能性のある事実を決定する。地位を付与するか否かの決定は、申請の重要な事実の評価に基づいて行われる。重要な事実とは申請の核心に関わるものであり、明確に決定されなければならない。



ステップ3：
それぞれの重要な事実の
信憑性を評価する

それぞれの重要な事実の信憑性評価を評価するにあたり、審査官は、申請者の個別的事情・背景事情と、審査官の情報解釈に影響を及ぼし得る諸要因を踏まえながら、信憑性指標を適正に考慮する。



ステップ4：重要な事実の決定



①認容された重要な事実
書証その他の証拠による裏づけの有無にかかわらず、整合性があり、十分に詳しく、かつ真実らしい事実。

②排斥された重要な事実
十分な詳細、整合性及び真実味が欠けている事実。

③不確実な重要な事実
書証その他の証拠による裏づけがない不確実な事実、又は疑いの要素が残る事実。



ステップ5：
疑いが残る事実について
灰色の利益を適用するか否かの検討

上記以外的事实で疑いの要素が残るものそれぞれについて、灰色の利益の適用を検討する（陳述に全体として一貫性、真実味及び出身国情報との整合性が認められ、かつ、矛盾している、整合性に欠ける、漏れがある及び真実味に欠けると思われる点についての申請者の説明が合理的である場合）。



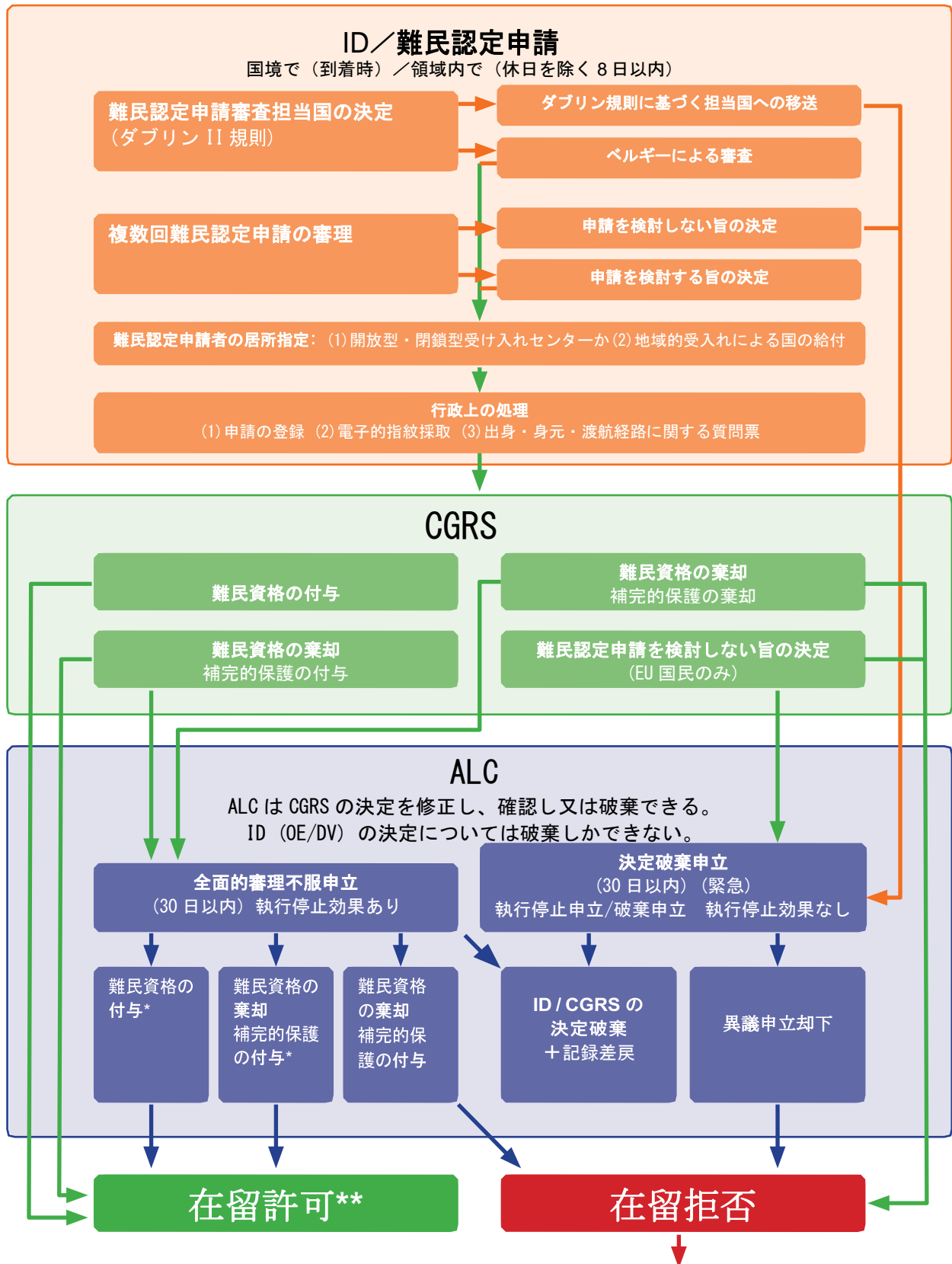
決定書：
各事実の認容・排斥とその理由の
明確な言明

第2段階（十分に理由のある恐怖・重大な危害の分析）で考慮される、認容されたすべての重要な事実の概要を述べる（ステップ4で認容された重要な事実及び灰色の利益を認められてステップ5で認容された重要な事実）。それぞれの重要な事実について認容・排斥の理由を明らかにする。



第2段階：十分に理由のある恐怖・重大な危害の分析

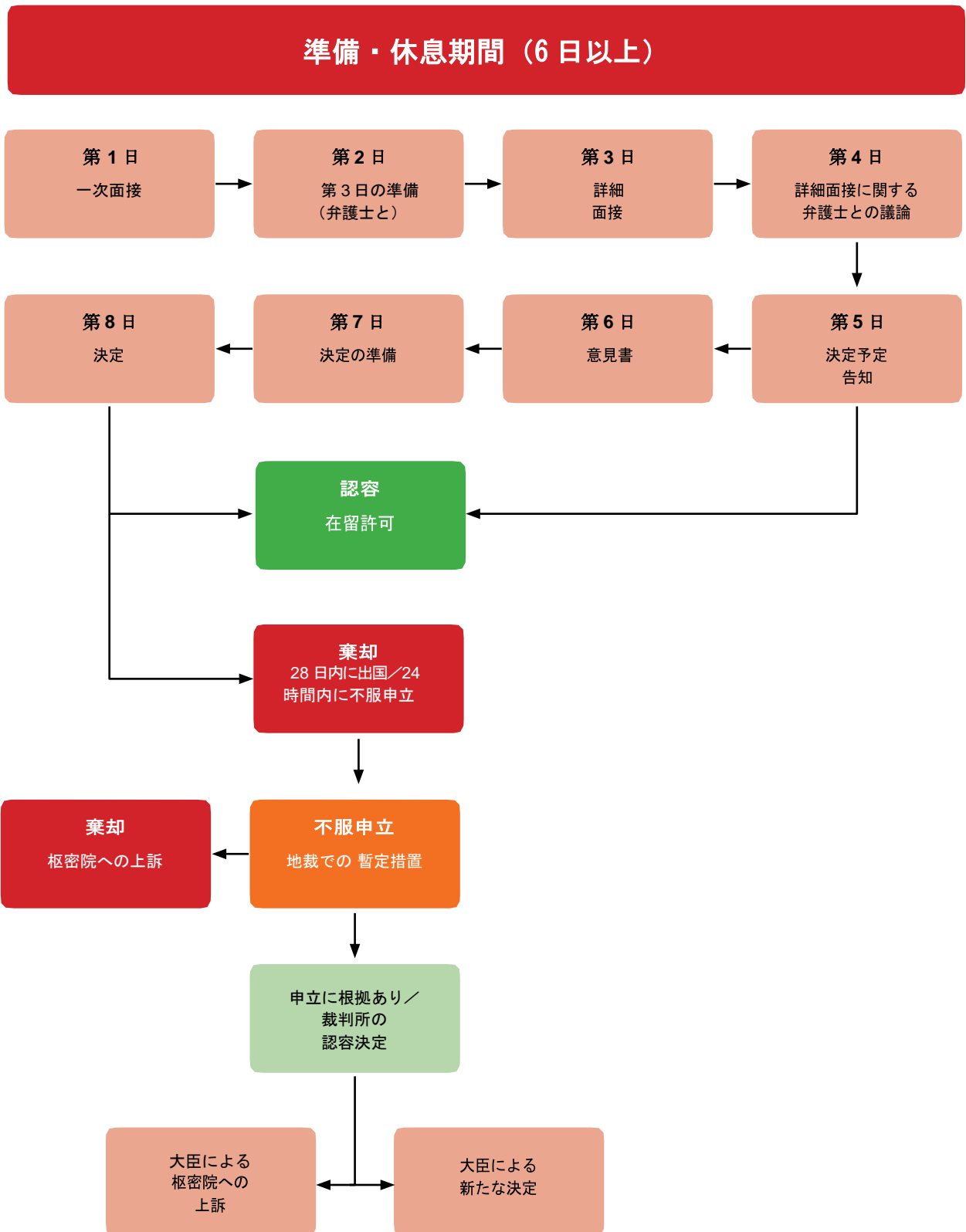
ベルギーの庇護手続き



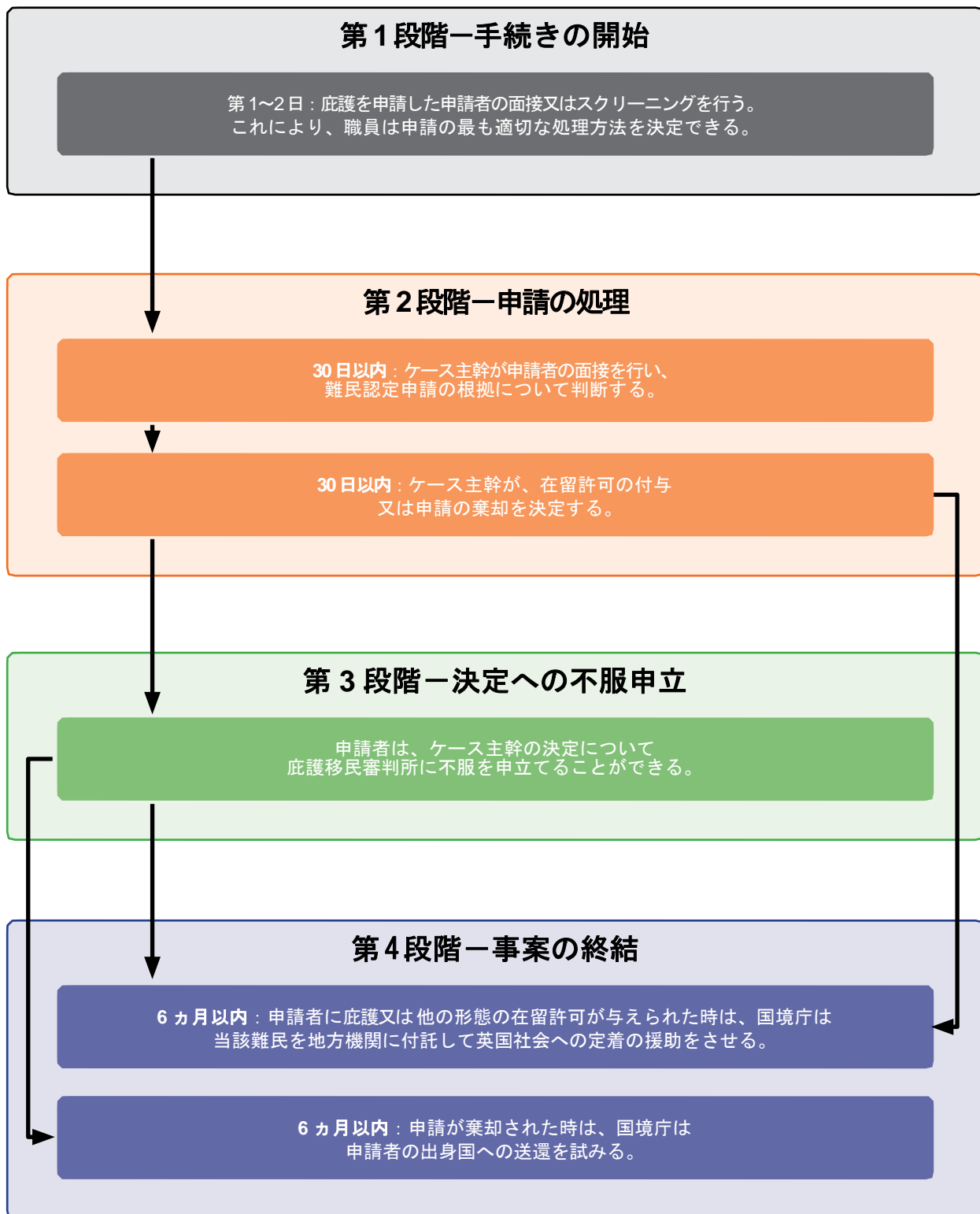
* L'étranger à qui la protection subsidiaire a été octroyée peut encore introduire un pourvoi en cassation non suspensif auprès du CE dans les 30 jours calendrier. Tant dans le cas de reconnaissance de la qualité de réfugié que dans le cas d'octroi du statut de protection subsidiaire, le CGRA peut introduire un pourvoi en cassation non suspensif auprès du CE dans les 30 jours calendrier.
 ** 難民資格を付与された申請者は永住許可を得られる。補完的保護を付与された申請者は在留許可を得られる。
 *** 選別手続きが適用される。すべての申立が受理されるわけではない。(ID=入国管理局/ALC=外国人法律訴訟評議会/CGRS=難民・無国籍者弁務官事務所)

国務院による審理*** (執行停止効果なし /30 日以内)

オランダの庇護手続き



英国の庇護手続き



New Asylum Model - The Home Office, Management of Asylum Applications
by the UK Border Agency, The National Audit Office; HC 124 Session
2008-2009, 23 January 2009, www.nao.org.uk

参考文献

单行本・報告書・論文

Advisory Committee on Migration Affairs, The Hague

Evaluating Expertise: The Role of Expert Advice in the Asylum Procedure, 6 July 2012, at: <http://goo.gl/OJSFN>

Transparent and Verifiable, A Report on the Use of Country Information in Aliens Policy, 5 September 2006, at: <http://goo.gl/yBwcl>

American Psychiatric Association,

DSM-IV: Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Washington DC: APA, 1994.

DSM-IV-TR: Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Washington DC: APA, 2000.

Amnesty International, Still Human Still Here

A question of credibility: Why so many initial asylum decisions are overturned on appeal in the UK, April 2013, at: <http://goo.gl/sRtTe>

S. J. Anderson, G. Cohen, S. Taylor

‘Rewriting the Past: Some Factors Affecting the Variability of Personal memories’, *Applied Cognitive Psychology*, vol. 14, no. 5, pp. 435–54, 2000, at: <http://goo.gl/AzZKA>

D. Anker, ‘Determining Asylum Claims in the United States: A Case Study on the

Implementation of Legal Norms in an Unstructured Adjudicatory Environment’, *New York University School of Law Journal of Law and Social Change*, vol. 19, no. 3, pp. 433–527, 1992, at: <http://goo.gl/986pc>

Asylum Aid

Comisión Española de Ayuda al Refugiado (Spain – coordinator), France terre d’asile (France), Consiglio Italiano per i Rifugiati (Italy) and the Hungarian Helsinki Committee (Hungary), Gender Related Asylum Claims in Europe: Comparative Analysis of Law, Policies and Practice Focusing on Women in Nine EU Member States, May 2012, at: <http://goo.gl/85pzx>

Lip-Service or Implementation: The Home Office Gender Guidance and Women’s Asylum Claims in the UK, March 2006, at: <http://goo.gl/sJeaQ>

Unsustainable: The Quality of Initial Decision-making in Women’s Asylum Claims, January 2011, at: <http://goo.gl/HiokB>

Women’s Asylum News: Issue no. 107, December 2011–January 2012, ‘I Feel Like as a Woman, I am not Welcome’, pp. 1–4, December 2011, at: <http://goo.gl/priQa>
Women’s Asylum News: Issue no. 115, January/ February 2013, January 2013, ‘Claiming Asylum on the Basis of Your Sexuality: The Views of

Lesbians in the UK’, pp. 1–4, at: <http://goo.gl/q7lCe>

A. Baddeley, M. W. Eysenck, M. C. Anderson

Memory, Hove: Psychology Press, 2009.

H. Baillot, S. Cowan, V. Munro

Research Briefing: Rape Narratives and Credibility Assessment (of Female Claimants) at the AIT, April 2012, at: <http://goo.gl/1ZsHD>

D. Baldinger

Rigorous Scrutiny versus Marginal Review: Standards on Judicial Scrutiny and Evidence in International and European Asylum Law, Oisterwijk: Wolf Legal Publishers, 2013.

F. C. Bartlett

Remembering: A Study in Experimental and Social Psychology, Cambridge: Cambridge University Press, 1932.

J. Baxter, J. Boon, C. Marley

‘Interrogative pressure and responses to minimally leading questions’, *Personality and Individual Difference*, vol. 40, no. 1, pp. 87–98, 2006, at: <http://goo.gl/RtIxu>

B. E. Bell, E. F. Loftus

‘Trivial Persuasion in the

Courtroom: The power of (a few) Minor Details', *Journal of Personality and Social Psychology*, vol. 56, no. 5, pp. 669–79, 1989, at: <http://goo.gl/fnyeC>

L. Berg, J. Millbank

'Constructing the Personal Narratives of Lesbian, Gay and Bisexual Asylum Claimants', *Journal of Refugee Studies*, vol. 22, no. 2, pp. 195–223, 2009, at: <http://goo.gl/5wYDu>

S. Bidrose, G. S. Goodman

'Testimony and Evidence: A Scientific Case Study of Memory for Child Sexual Abuse', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 14, no. 3, pp. 197–213, 2000, at: <http://goo.gl/dE3ON>

T. Bingham

The Business of Judging: Selected Essays and Speeches, Oxford: Oxford University Press, 2000.

'The Judge as Juror: The Judicial Determination of Factual Issues', *Current Legal Problems*, vol. 38, no. 1, pp. 1–27, 1985, at: <http://goo.gl/egjOc>

S. Black, L. J. Levine, T. M. Lauhere

'Autobiographical Remembering and Hypermnesia: A Comparison of Older and Younger Adults', *Psychology and Ageing*, vol. 14, no. 4, pp. 671–82, 1999, at: <http://goo.gl/b2sCW>

D. Bögner

What prevents refugees and asylum seekers exposed to violence from disclosing trauma, Doctoral Thesis in Clinical Psychology (UCL), London, 2005.

D. Bögner, C. Brewin, J. Herlihy

'Refugees' Experiences of Home Office Interviews: A Qualitative Study on the Disclosure of Sensitive Personal Information', *Journal of Ethnic and Migration Studies*, vol. 36, no. 3, pp. 519–35, 2009, at: <http://goo.gl/ZKO0a>

D. Bögner, J. Herlihy, C. Brewin

'Impact of Sexual Violence on Disclosure during Home Office Interviews', *British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no.1, pp. 75–81, 2007, at: <http://goo.gl/Cnj9p>

C. Brewin, J. D. Gregory, M. Lipton, N. Burgess

'Intrusive Images in Psychological Disorders: Characteristics, Neural Mechanisms and Treatment Implications', *Psychological Review*, vol. 117, no. 1, pp. 210–32, 2010, at: <http://goo.gl/sAEeG>

S. Bryant, J. K. Peters

'The Five Habits: Building Cross-Cultural Competence in Lawyers', *Clinical Law Review*, vol. 8, no. 1, 2001.

R. Byrne

'Assessing Testimonial Evidence in Asylum Proceedings: Guiding Standards from the International Criminal Tribunals', *International Journal of Refugee Law*, vol. 19, no. 4, 2007, at: <http://goo.gl/zpDDh>

S. Chaiken, Y. Trope

Dual-Process Theories in Social Psychology, New York: Guilford Press, 1999.

S. A. Christianson, E. F.

Lofus,

H. Hoffman, G. R. Loftus

'Eye fixations and memory for emotional events', *Journal of Experimental Psychology, Learning, Memory and Cognition*, vol. 17, no. 4, pp. 693–701, 1991, at: <http://goo.gl/lp11H>

G. Coffey

'The Credibility of Credibility Evidence at the Refugee Review Tribunal', *International Journal of Refugee Law*, vol. 15, no. 3, pp. 377–417, 2003, at: <http://goo.gl/gDTBj>

J. Cohen

'Errors of Recall and Credibility of Testimony: Can Omissions and Discrepancies in Successive Statements Reasonably Be Said to Undermine Credibility of Testimony?', *Medico-Legal Journal*, vol. 69, no. 1, pp. 25–34, 2001, at: <http://goo.gl/mcrbf>

J. Cohen

‘Questions of Credibility: Omissions, Discrepancies and Errors of Recall in the Testimony of Asylum Seekers’, *International Journal of Refugee Law*, vol. 13, no. 3, pp. 293–309, 2001, at: <http://goo.gl/uszeB>

Comité Belge d’Aide aux Réfugiés

La crainte est-elle fondée? Utilisation et application de l’information sur les pays d’origine dans la procédure d’asile, June 2011, at: <http://goo.gl/7gCjL>

S. Conlan, S. Waters, K. Berg

Difficult to Believe: The Assessment of Asylum Claims in Ireland, Irish Refugee Council, 2012.

Conseil du Contentieux des Etrangers

Rapport Annuel 2009–2010, at: <http://goo.gl/V8WOJ>

M. Conway, E. Holmes

Memory and the Law: Recommendations from the Scientific Study of Human Memory, Leicester: The British Psychological Society Press, 2008.

H. Crawley

Chance or Choice? Understanding Why Asylum Seekers Come to the UK, Refugee Council report, January 2010, at: <http://goo.gl/ld0tk>

H. Crawley

Gender-Related Persecution and Women’s Claims to Asylum, The Fahamu Refugee Programme, 2012, at <http://goo.gl/33Vka>

K. Cusher, R. W. Brislin (eds.)

Intercultural Interactions: A Practical Guide, Thousand Oaks: SAGE, 1995.

S. Dahl, A. Mutapcic, B. Schei

‘Traumatic Events and Predictive Factors for Posttraumatic Symptoms in Displaced Bosnian Women in a War Zone’, *Journal of Traumatic Stress*, vol. 11, no. 1, pp. 137–45, 1998, at: <http://goo.gl/mCbWtH>

S. Danziger, J. Levav, L. Avnaim-Pesso

Extraneous Factors in Judicial Decisions, Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America, 2011.

K. A. Deffenbacher, S. D. Penrod, B. H. Bornstein, E. K. McGorty

‘A Meta-Analytic Review of the Effects of High Stress on Eyewitness Memory’, *Law and Human Behaviour*, vol. 28, no. 6, pp. 687–706, 2004, at: <http://goo.gl/SR0nr>

B. M. DePaulo, J. L. Lindsay, B. E. Malone, L. Muhlenbruck, K. Charlton, H. Cooper

‘Cues to Deception’, *Psychological Bulletin*, vol. 129, no. 1, pp. 74–118, 2003, at: <http://goo.gl/v50Na>

J. Dutton

What to Believe? A Critique of the Assessment of Plausibility in Asylum Applications, Electronic Immigration Network, October 2003.

M. Eastmond

‘Stories as Lived Experience: Narratives in Forced Migration Research’, *Journal of Refugee Studies*, vol. 20, no. 2, pp. 248–64, 2007, at: <http://goo.gl/HgDjv>

C. Engel

‘Preponderance of the Evidence versus *Intime Conviction*: A Behavioural Perspective on a Conflict between American and Continental European Law’, preprint of the Max Planck Institute for Research on Collective Goods, August 2008, at: <http://goo.gl/yPAQh>

J. Ensor, A. Shah, M. Grillo

‘Simple Myths and Complex Realities – Seeking Truth in the Face of Section 8’, *Journal of Immigration Asylum and Nationality Law*, vol. 20, no. 2, pp. 95–111, 2006.

H. Evans Cameron

‘Refugee Status Determinations and the Limits of Memory’, *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 4, pp. 469–511, 2010, at: <http://goo.gl/gdK9t>

J. P. Eyster

‘Searching for the Key in the Wrong Place: Why “Common Sense” Credibility Rules Consistently Harm Refugees’, *Boston University International Law Journal*, vol. 30, no. 1, pp. 1–54, 2012, at: <http://goo.gl/n6oHu>

M. Farrell

Recent Developments in Human Rights and Judicial Review – The Role of the European Convention on Human Rights Act, 2003, Free Legal Advice Centres, 16 May 2009.

M. Fazel, J. Wheeler, J. Danesh

‘Prevalence of Serious Mental Disorder in 7000 Refugees Resettled in Western Countries: A Systematic Review’, *Lancet*, vol. 365, no. 9467, pp. 1309–14, 2005, at: <http://goo.gl/h5kMY>

G. Gisli

The Psychology of Interrogations, Confessions and Testimony, Chichester: J Wiley and Son, 1992.

A. Glass

‘Subjectivity and refugee fact-finding’, in J McAdam (ed.), *Forced Migration, Human Rights and Security*, Oxford: Hart Publishing, 2008, at: <http://goo.gl/cYrpq>

Global Deception Research Team

‘A World of Lies’, *Journal of Cross-Cultural Psychology*, vol. 37, no. 1, January 2006,

pp. 60–74, at: <http://goo.gl/tfZNI>

C. Gorst-Unsworth, E. Goldenberg

‘Psychological Sequelae of Torture and Organised Violence Suffered by Refugees from Iraq. Trauma-Related Factors Compared with Social Factors in Exile’, *The British Journal of Psychiatry*, vol. 172, no. 1, pp. 90–4, 1998, at: <http://goo.gl/gHznH>

P. A. Granhag, L. A. Strömwall, M. Hartwig

‘Granting Asylum or Not? Migration Board Personnel’s Beliefs about Deception’, *Journal of Ethnic and Migration Studies*, vol. 31, no. 1, pp. 29–50, 2005, at: <http://goo.gl/RIesK>

P. A. Granhag, L. A. Strömwall, A. C. Jonsson

‘Partners in Crime: How Liars in Collusion Betray Themselves’, *Journal of Applied Social Psychology*, vol. 33, no. 4, pp. 848–68, 2003, at: <http://goo.gl/9bfBU>

J. Herlihy, K. Gleeson, S. Turner

‘What Assumptions about Human Behaviour Underlie Asylum Judgments?’, *International Journal of Refugee Law*, vol. 22, no. 3, pp. 351–66, 2010, at: <http://goo.gl/8ZJrh>

J. Herlihy, L. Jobson, S. Turner

‘Just Tell Us What Happened to You: Autobiographical Memory and Seeking Asylum’, *Applied Cognitive Psychology*, vol. 26, no. 5, pp. 661–76, 2012, at: <http://goo.gl/DMnGG>

J. Herlihy, P. Scragg, S. Turner

‘Discrepancies in Autobiographical Memories: Implications for the Assessment of Asylum Seekers: Repeated Interviews Study’, *British Medical Journal*, vol. 324, 2002, at: <http://goo.gl/qOjTZ>

‘Asylum Claims and Memory of Trauma: Sharing our Knowledge’, *The British Journal of Psychiatry*, vol. 191, no. 1, pp. 3–4, 2007, at: <http://goo.gl/6B9nw>

‘Should Discrepant Accounts Given by Asylum Seekers be Taken as Proof of Deceit?’, *Torture*, vol. 16, no. 2, pp. 81–92, 2006, at: <http://goo.gl/bZISA>

J. Herlihy, S. Turner

‘The Psychology of Seeking Protection’, *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 2, pp. 171–92, 2009, at: <http://goo.gl/zuO7F>

M. Hollifield, T. Warner, N. Lian, B. Krakow, J. H. Jenkins, J. Kesler, J. Stevenson, J. Westermeyer

‘Measuring Trauma and Health Status in Refugees: A Critical Review’, *Journal of the American Medical Association*, vol. 288, no. 5, pp. 611–21,

2002, at: <http://goo.gl/1VmX4>

Immigration Equality

Guidance for Adjudication of Lesbian, Gay, Bisexual, Transgendered and HIV Asylum Claims Materials, 2004,

at: <http://goo.gl/Gdfs2>

International Commission of Jurists (ICJ)

Yogyakarta Principles – Principles on the Application of International Human Rights Law in Relation to Sexual Orientation and Gender Identity, March 2007,

at: <http://goo.gl/FNpQY>

Irish Council for Civil Liberties (ICCL)

Irish Times, Women and the Refugee Experience. Towards a Statement of Best Practice, June 2000, at:

<http://goo.gl/JcwRD>

S. Jansen, T. Spikerboer

Fleeing Homophobia, Asylum Claims Related to Sexual Orientation and Gender Identity in Europe, COC

Netherlands, Vrije Universiteit Amsterdam, September 2011,

at: <http://goo.gl/O7uDB>

M. Kagan

‘Is Truth in the Eye of the Beholder? Objective Credibility Assessment in Refugee Status Determinations’, *Georgetown Law Journal*, vol. 17, no. 3, pp. 367–416, 2003,

at: <http://goo.gl/OV5hZ>

W. Kälin

‘Troubled Communication: Cross-Cultural Misunderstandings in the Asylum-Hearing’, *International Migration Review*, Special Issue: Refugees: Issues and Directions, vol. 20, no. 2, pp. 230–41, 1986,

at: <http://goo.gl/rgU4R>

G. Kaufmann, G. C. B. Drevland, E. Wessel, G. Overskeid, S. Magnussen

‘The Importance of Being Earnest: Displayed Emotions and Witness Credibility’, *Applied Cognitive Psychology*, vol. 17, no. 1, pp. 21–34, 2003,

at: <http://goo.gl/DO7OF>

D. Kahneman

Thinking Fast and Slow, London: Allen Lane, 2011.

D. Kahneman, A. Tversky

‘Judgment under Uncertainty: Heuristics and Biases’, *Science*, New Series, vol. 185, no. 4157, pp. 1124–31, 1974,

at: <http://goo.gl/3YLSV>

S. Khosravi

“Illegal” Traveller: An Auto-Ethnography of Borders, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2010.

R. P. Kern, T. M. Libkuman, H. Otani

‘Memory for Negatively Arousing and Neutral Pictorial Stimuli Using a Repeated Testing Paradigm’, *Cognition & Emotion*, vol. 16, no. 6, pp. 749–67, 2002,

at: <http://goo.gl/yv9oR>

Legal Action for Women

Black Women’s Rape Action Project, *Women Against Rape, A ‘Bleak House’ for Our Times – An Investigation into Women’s Rights Violations at Yarl’s Wood Removal Centre*, London: Crossroads Women’s Centre, 2005.

P. Levrincova

Did It Really Happen? Testimonies before the International Criminal Tribunals and Refugee Status Determination, dissertation, Charles University, Prague, 2010.

J. A. List

‘Age and Schematic Differences in Reliability of Eyewitness Testimony’, *Development Psychology*, vol. 22, no. 1,

pp. 50–7, 1986,

at: <http://goo.gl/N36O8>

E. Loftus

‘Planting Misinformation in the Human Mind: A 30-year Investigation of the Malleability of Memory’, *Learning & Memory*, vol. 12, no. 4,

pp. 361–6, 2005,

at: <http://goo.gl/ZP7zw>

E. F. Loftus, M. R. Banaji, J. W. Schooler, R. A. Foster

‘Who Remembers What?: Gender Differences in Memory’, *Michigan Quarterly Review*, vol. 26, no. 1, pp. 64–85, 1987,

at: <http://goo.gl/2ZscL>

J. S. McIntyre, F. I. M. Craik

‘Age Differences in Memory for Item and Source Information’, *Canadian Journal of Psychology*, vol. 41, no. 2, pp. 175–92, 1987, at: <http://goo.gl/S3vch>

A. Macklin

Truth or Consequences: Credibility Determinations in the Refugee Context, International Association of Refugee Law Judges: Ottawa, Canada, 14–16 October 1998, at: <http://goo.gl/o1aRl>

M. McPherson, L. Horowitz, D. Lusher, S. Di Giglio, L. E. Greenacre, Y. B. Saalman

‘Marginal Women, Marginal Rights: Impediments to Gender-Based Persecution Claims by Asylum-seeking Women in Australia’, *Journal of Refugee Studies*, vol. 24, no. 2, pp. 323–47, 2011, at: <http://goo.gl/tQJS7>

J. Millbank

‘From Discretion to Disbelief: Recent Trends in Refugee Determinations on the Basis of Sexual Orientation in Australia and the United Kingdom’, *The International Journal of Human Rights*, vol. 13, no. 2/3,

pp. 391–414, 2009,

at: <http://goo.gl/sCY9Y>

‘“The Ring of Truth”: A Case Study of Credibility Assessment in Particular Social Group Refugee Determinations’, *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 1, pp. 1–33,

2009, at: <http://goo.gl/qVwX8>

J. Milquet, M. Wathelet

‘Arrêté royal du 18 août 2010 modifiant l’arrêté royal du 11 juillet 2003 fixant la procédure devant le Commissariat général aux réfugiés et aux apatrides ainsi que son fonctionnement: Rapport au Roi’, *Moniteur Belge* (The Belgian official journal), no. 268 (3 September), pp. 56342–50, 2010, at: <http://goo.gl/XfRbz> (in French and Dutch).

C. A. Morgan-III, G.

Hazlett,

A. Doran, S. Garrett, G.

Hoyt,

P. Thomas, M. Baranoskif,

S. M. Southwick

‘Accuracy of Eyewitness Memory for Persons Encountered during Exposure to Highly Intense Stress’, *International Journal of Law and Psychiatry*, vol. 27, no. 3, pp. 265–79, 2004, at: <http://goo.gl/JcJxi>

R. S. Nickerson

‘Confirmation Bias: A Ubiquitous Phenomenon in Many Guises’, *Review of General Psychology*, vol. 2, no. 2, pp.

175–220, 1998,

at: <http://goo.gl/hKxPO>

G. Noll

Evidentiary assessment and the EU qualification directive, New Issues in Refugee Research, Working Paper no. 117, UNHCR, June 2005.

G. Noll, (ed.)

Proof, Evidentiary Assessment and Credibility in Asylum Procedures, Leiden: Martinus Nijhoff, 2005.

S. Norman

‘Assessing the Credibility of Refugee Applicants: a Judicial Perspective’, *International Journal of Refugee Law*, vol. 19, no. 2, pp. 273–92, 2007, at: <http://goo.gl/S39E4>

F. Ochberg, (ed.)

Post Traumatic Therapy and Victims of Violence, 1998, New York: Brunner/Mazel.

M. J. Ouimet, M. Munoz,

L. Narsiah, V. Rambure,

J. A. Correa

‘Pathologies courantes chez les demandeurs d’asile à Montréal : prévalence et facteurs de risque associés’, *Canadian Journal of Public Health*, vol. 99, no. 6, pp. 499–504, 2008, at: <http://goo.gl/lCYgl>

D. G. Payne

‘Hypermnesia and Reminiscence in Recall: A Historical and Empirical Review’, *Psychological Bulletin*, vol. 101, no. 1, pp. 5–27, 1987,

at: <http://goo.gl/blKdB>

J. Ramji-Nogales,

A. Schoenholtz, P. G. Schrag

Refugee Roulette: Disparities in Asylum Adjudication and Proposals for Reform, New York: New York University Press, 2009.

Refugee Law Initiative (RLI)

'The Report of Proceedings of the Roundtable on Due Process Considerations relating to the Use of Country of Origin Information in Refugee Status Determination Procedures', roundtable jointly hosted on by the Refugee Law Initiative (RLI), the International Association of Refugee Law Judges (IARLJ) and UNHCR, University of London, 22 May 2012, at: <http://goo.gl/sk7sa>

M. A. Reinhard, S. L. Sporer

'Verbal and Nonverbal Behaviour as a Basis for Credibility Attribution: The Impact of Task Involvement and Cognitive Capacity', *Journal of Experimental Social Psychology*, vol. 44, no. 3, pp. 477–88, 2008, at: <http://goo.gl/tk2tk>

S. Rempell

'Gauging Credibility in Immigration Proceedings: Immaterial Inconsistencies, Demeanor, and the Rule of Reason', *Georgetown Immigration Law Journal*, vol. 25, no. 2, 2011, at: <http://goo.gl/rcsWo>

H. Rogers, S. Fox, J. Herlihy

The Importance of Looking Credible: The Impact of the Behavioural Sequelae of Post-Traumatic Stress Disorder on the Credibility of Asylum-Seekers, (under review).

C. Rousseau, F. Crépeau, P. Foxen, F. Houle

'The Complexity of Determining Refugeehood: A multidisciplinary Analysis of

the Decision-Making Process of the Canadian Immigration and Refugee Board', *Journal of Refugee Studies*, vol. 15, no. 1, pp. 43–70, 2002, at: <http://goo.gl/xdICg>

D. C. Rubin (ed.)

Remembering our Past: Studies in Autobiographical Memory, Cambridge: Cambridge University Press, 1995.

J. W. Schooler, D. Gerhard and E. F. Loftus

'Qualities of the Unreal', *Journal of Experimental Psychology, Learning, Memory and Cognition*, vol. 12, no. 2, pp. 171–81, 1986, at: <http://goo.gl/rbQ98>

T. Spijkerboer

Gender and Refugee Status, Aldershot: Ashgate, 2000.

J. Sweeney

'Credibility, Proof and Refugee Law', *International Journal of Refugee Law*, vol. 21, no. 4, pp. 700–76, 2009, at: <http://goo.gl/EPCAz>

M. Symes, P. Jorro

Asylum Law and Practice, Haywards Heath: Bloomsbury Professional, 2010 (second edition).

R. Thomas

Administrative Justice and Asylum Appeals: A Study of Tribunal Adjudication, Oxford: Hart Publishing, 2011.

'Assessing the Credibility of Asylum Claims: EU and UK Approaches Examined', *European Journal of Migration and Law*, vol. 8, pp. 79–96, 2006, at: <http://goo.gl/DpS8J>

M. Thornton (ed.)

Public and Private Feminist Legal Debates, Melbourne: Oxford University Press, 1991.

B. Tversky, E. J. Marsh

'Biased Retellings of Events Yield Biased Memories', *Cognitive Psychology*, vol. 40, no. 1, pp. 1–38, 2000, at: <http://goo.gl/bIpiR>

D. E. Valentine, J. C. Knudsen (eds.)

Mistrusting Refugees, Berkeley: University of California Press, 1995.

T. Valentine, J. Mesout

'Eyewitness identification under stress in the London dungeon', *Applied Cognitive Psychology*, vol. 23, no. 2, pp. 151–61, 2009, at: <http://goo.gl/FJEpW>

W. J. van Bennekom, J. H. van der Winden

Asielrecht, Den Haag, Boom Juridische Uitgevers, 2011.

J. M. G. Williams

'Capture and Rumination, Functional Avoidance, and Executive Control (CaRFAX): Three Processes that Underlie Overgeneral Memory', *Cognition & Emotion*, vol. 20, no. 3–4, pp. 548–68, 2006, at: <http://goo.gl/EeXIT>

J. M. G. Williams, T. Barnhofer, C. Crane, D. Hermans, F. Raes, E. Watkins, T. Dalgliesh
‘Autobiographical Memory Specificity and Emotional Disorder’, *Psychological Bulletin*, vol. 133, no. 1, pp. 122–48, 2007, at: <http://goo.gl/gFQcB>

J. C. Yuille, J. L. Cutshall
‘A case study of eyewitness memory of a crime’, *Journal of Applied Psychology*, vol. 71, no. 2, pp. 291–301, 1986, at: <http://goo.gl/iwLS1>

L. Wilson-Shaw, N. Pistrang, J. Herlihy
‘Non-Clinicians’ Judgments about Asylum Seekers’ Mental

Health: How do Legal Representatives of Asylum Seekers Decide When to Request Medico-Legal Reports?’, *European Journal of Psychotraumatology*, vol.3, no. 18406, 2012, at: <http://goo.gl/ZubpO>

欧州連合

Council of the European Union

Council Directive 2004/83/EC of 29 April 2004 on Minimum Standards for the Qualification and Status of Third Country Nationals or Stateless Persons as Refugees or as Persons Who Otherwise Need International Protection and the Content of the Protection Granted, 19 April 2004, 2004/83/EC, at: <http://goo.gl/Kx9cH>

Council Directive 2005/85/EC of 1 December 2005 on Minimum Standards on Procedures in Member States for Granting and Withdrawing Refugee Status, 2 January 2006, OJ L 326, 13 December 2005, at: <http://goo.gl/T8s25>

Directive 2011/95/EU of the

European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on Standards for the Qualification of Third-Country Nationals or Stateless Persons as Beneficiaries of International Protection, for a Uniform Status for Refugees or for Persons Eligible for Subsidiary Protection, and for the Content of the Protection Granted (Recast), 20 December 2011, OJ L 337, p 9–26, at: <http://goo.gl/oHJ4B>

The Stockholm Programme – An Open and Secure Europe Serving and Protecting Citizens, OJ (2010/C 115/01), 2010, at: <http://goo.gl/hPm8c>

European Commission
Amended proposal for a

Directive of the European Parliament and the Council on Common Procedures for Granting and Withdrawing International Protection Status (Recast), 1 June 2011, COM(2011) 319 final, at: <http://goo.gl/FgziG>

European Union Agency for Fundamental Rights (FRA)

The duty to inform applicants about asylum procedures: the asylum seeker perspective, Thematic Report, September 2010, at: <http://goo.gl/5suwZ>

European Asylum Curriculum

Module 7 – Evidence Assessment, April 2012.

Assessing the Claim’s Credibility, 16 March 2011

国際連合

International Criminal Tribunal for Rwanda

Rules of Procedure and Evidence, at: <http://goo.gl/GG6N8>

UN Committee against Torture (CAT)
General Comment no. 1: Implementation of Article 3 of

the Convention in the Context of Article 22 (Refoulement and Communications), 21 November 1997, A/53/44, annex IX, at: <http://goo.gl/lfkdv>

UN General Assembly

Statute of the Office of the United Nations High Commissioner for Refugees, 14 December 1950, A/RES/428(V),

at: <http://goo.gl/WH1FW>

Convention Relating to the Status of Refugees, 28 July 1951, United Nations, Treaty Series, vol. 189, at: <http://goo.gl/CuUaV>

UNHCR

Age, Gender and Diversity Policy, Working with People and Communities for Equality and Protection, June 2011, at: <http://goo.gl/HBj7s>

Annotated Comments on the EC Council Directive 2004/83/EC of 29 April 2004 on Minimum Standards for the Qualification and Status of Third Country Nationals or Stateless Persons as Refugees or as Persons Who Otherwise Need International Protection and the Content of the Protection Granted (OJ L 304/12 of 30.9.2004), 28 January 2005, at: <http://goo.gl/5BEAC>
Building in Quality: A Manual on Building a High Quality Asylum System, September 2011, at: <http://goo.gl/LAGJH>

Comments on the European Commission's Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Minimum Standards for the Qualification and Status of Third Country Nationals or Stateless Persons as Beneficiaries of International Protection and the Content of

the Protection Granted (COM (2009)551, 21 October 2009), 29 July 2010, at: <http://goo.gl/fGGvB>

Comments on the European Commission's Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Minimum Standards on Procedures in Member States for Granting and Withdrawing International Protection (COM(2009)554, 21 October 2009), August 2010, at: <http://goo.gl/ojbbk>

Ensuring Gender Sensitivity in the Context of Refugee Status Determination and Resettlement. Module 2: Ensuring Gender Sensitivity in Refugee Status Determination – Procedural Issues, October 2005, at: <http://goo.gl/Ob2qM>

Ensuring Gender Sensitivity in the Context of Refugee Status Determination and Resettlement. Module 3: Ensuring Gender Sensitivity in the Context of Resettlement, October 2005, at: <http://goo.gl/W0bxX>

Evidentiary Assessment and the EU Qualification Directive, 1 June 2005, at: <http://goo.gl/ABnMy>
General Conclusion on International Protection, no. 87 (L), 8 October 1999, at: <http://goo.gl/F8KzY>

Global Consultations on International Protection/ Third Track: Asylum Processes (Fair and Efficient Asylum Procedures), 31 May 2001, EC/ GC/01/12, at: <http://goo.gl/A96qd>

Guidelines on International Protection no. 1: Gender-Related Persecution Within the

Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees, 7 May 2002, HCR/GIP/02/01, at: <http://goo.gl/gqds7>

Guidelines on International Protection no. 7: The application of Article 1A (2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees to victims of trafficking and persons at risk of being trafficked, 7 April 2006, HCR/GIP/06/07, at: <http://goo.gl/WnUiQ>

UNHCR, *Guidelines on International Protection no. 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees*, 22 December 2009, HCR/GIP/09/08, at: <http://goo.gl/qp3xh>

UNHCR

Guidelines on International Protection no. 9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, 23 October 2012, HCR/GIP/12/01, at: <http://goo.gl/KWnLF>

Guidelines on Statelessness no. 2: Procedures for Determining whether an Individual is a Stateless Person, 5 April 2012, at: <http://goo.gl/Kh8rf>

Guidelines on the Protection of Refugee Women, July 1991, at: <http://goo.gl/4hPdr>
Handbook on Procedures and

Criteria for Determining Refugee Status under the 1951 Convention and the 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, January 1992, HCR/1P/4/Eng/Rev.2, at: <http://goo.gl/sFMRG>

Handbook and Guidelines on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status under the 1951 Convention and the 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees, December 2011, HCR/1P/4/ENG/REV. 3, at: <http://goo.gl/cFrcd>

Handbook for the Protection of Women and Girls, January 2008, at: <http://goo.gl/kZ6Rn>

Improving Asylum Procedures: Comparative Analysis and Recommendations for Law and Practice – Key Findings and Recommendations, March 2010, at: <http://goo.gl/AeGTA>

Commentaires du Haut Commissariat des Nations Unies pour les réfugiés relatifs aux : – projet de loi modifiant la loi du 15 décembre 1980 sur l'accès au territoire, le séjour, l'établissement et l'éloignement des étrangers et la loi du 12 janvier 2007 sur l'accueil des demandeurs d'asile et de certaines autres catégories d'étrangers (ci-après « projet de loi monocaméral »), et – projet de loi modifiant la loi du 15 décembre 1980 sur l'accès au territoire, le séjour, l'établissement et l'éloignement des étrangers, et modifiant la loi du 27 décembre 2006 portant des dispositions diverses (ci- après « projet de loi bicaméral »), 29 January 2013,

at: <http://goo.gl/78JPN>

Note du Haut Commissariat des Nations Unies pour les réfugiés relative à l'évaluation des demandes d'asile introduites par des femmes, 14 December 2012, at: <http://goo.gl/BSjC7>

Note on Burden and Standard of Proof in Refugee Claims, 16 December 1998, at: <http://goo.gl/TNeXn>

Procedural Standards for Refugee Status Determination under UNHCR's Mandate, September 2005, at: <http://goo.gl/upcnV>

Quality in the Swedish Asylum Procedure: A Study of the Swedish Migration Board's Examination of and Decisions on Applications for International Protection, September 2011, at: <http://goo.gl/V6F7M>

Quality Initiative Project, 2010, at: <http://goo.gl/75MNE>

Quality Integration Project, 2010, at: <http://goo.gl/wqiVC>
Représentation régionale du HCR pour l'Europe de l'Ouest, Propositions en matière de protection des réfugiés, des bénéficiaires de la protection subsidiaire et des apatrides en Belgique, 12 October 2011, at: <http://goo.gl/qoX7E> (in french).

Safe at Last? Law and Practice in Selected EU Member States with Respect to Asylum-Seekers Fleeing Indiscriminate Violence, July 2011, at: <http://goo.gl/Mo84z>

Self-Study Module 2: Refugee Status Determination. Identifying Who is a Refugee, 1 September 2005, at: <http://goo.gl/gurpv>

Sexual and Gender-Based Violence Against Refugees, Returnees and Internally Displaced Persons. Guidelines for Prevention and Response, May 2003, at: <http://goo.gl/T5A0b>

Summary Conclusions: Asylum- Seekers and Refugees Seeking Protection on Account of their Sexual Orientation and Gender Identity, November 2010, at: <http://goo.gl/3p5jv>

Summary Conclusions on the Concept of "Effective Protection" in the Context of Secondary Movements of Refugees and Asylum-Seekers, (Lisbon Expert Roundtable, 9–10 December 2002), February 2003, at: <http://goo.gl/FLfKc>

The International Protection of Refugees: Interpreting Article 1 of the 1951 Convention Relating to the Status of Refugees, April 2001, at: <http://goo.gl/QCHz2>

Thematic Compilation of Executive Committee Conclusions, August 2008, Third edition, at: <http://goo.gl/2gHsU>
Vulnerable or invisible? Asylum seekers with disabilities in Europe, 10 November 2010, at: <http://goo.gl/kRQ1m>

Women and Girls Fleeing Conflict: Gender and the Interpretation and Application of the 1951 Refugee Convention, September 2012, PPLA/2012/06, at: <http://goo.gl/1bOeM>

UNHCR Executive Committee

Conclusion no. 8 (XXVIII), Determination of Refugee Status, 12 October 1977, at: <http://goo.gl/Kn3m9>

Conclusion No. 22 (XXXII): Protection of Asylum-Seekers

in Situations of Large-Scale Influx, 21 October 1981,

at: <http://goo.gl/QdH8s>

Conclusion no. 30 (XXXIV),

The Problem of Manifestly Unfounded or Abusive

Applications for Refugee Status or Asylums, 20 October 1983,

at: <http://goo.gl/1uLVn>

Conclusion no. 64, Refugee Women and International Protection, 5 October 1990,

at: <http://goo.gl/KILlt>

Conclusion no. 107, Children at Risk, 5 October 2007,

at: <http://goo.gl/Hywgs>

国内指針

Australia

Australian Government

Guidance on the Assessment of Credibility, Migration Review Tribunal, Refugee Review Tribunal, August 2008.

Guidance on the Assessment of Credibility, Migration Review Tribunal, Refugee Review Tribunal, March 2012, at: <http://goo.gl/XD3pn>

Belgium

Office of the Commissioner General for Refugees and Stateless persons (CGRS)

2011 Annual Report, at: <http://goo.gl/YIzmm>

Draft guidance on interview strategies and risk assessment (Afghanistan), February 2011.

Draft guidance on asylum claims where sexual orientation of gender identity is given as a reason for application.

Federal Agency for the Reception of Asylum Seekers (Fedasil), *Asylum in Belgium: Information Brochure for Asylum Seekers Regarding the Asylum Procedure and*

Reception Provided in Belgium, 2010, at:

<http://goo.gl/XsD62>

Canada

Canadian Council for Refugees

The Experience of Refugee Claimants at Refugee Hearings at the Immigration and Refugee Board, January 2012, at: <http://goo.gl/Ux1ZE>

Immigration and Refugee Board of Canada, Legal Services

Assessment of Credibility in Claims for Refugee Protection, 31 January 2004, at: <http://goo.gl/Pm3ns>

The Netherlands

Aliens Act 2000

(Complete revision of the Aliens Act) [Netherlands], 1998–1999; 26 732, 1 April 2001, at: <http://goo.gl/dOSr4>

Aliens Decree 2000

(Vreemdelingenbesluit 2000),

at: <http://goo.gl/Wkw2j> (in Dutch).

Aliens Regulation 2000

(Voorschrift Vreemdelingen 2000), at: <http://goo.gl/FRgVX> (in Dutch).

Decree of the Secretary of State of Safety and Justice of 19 December 2012

WBV 2012/25, in order to change the Aliens Act Implementation Guidelines 2000, published in the Dutch Government Gazette of 24 December 2012, nr. 26099, at: <http://goo.gl/x8Bqz>

Decree of the Secretary of State of Safety and Justice of 26 March 2013

WBV 2013/4, in order to change the Aliens Act Implementation Guidelines 2000, published in the Dutch Government Gazette of 28 March 2012, nr. 6442, at: <http://goo.gl/Rqal3>

Immigration and Naturalisation Service (IND)

Working Instruction 2010/10. (IND-werkinstructie nr.

2010/10 (AUB): Wijze van opstarten van onderzoek en/ of het stellen van vragen bij onderzoek tijdens de asielprocedure), at: <http://goo.gl/7wZgG> (in Dutch).

Working Instruction 2010/14. (IND-werkinstructienr. 2010/14 (AUB): Beslissystematiek Beoordeling geloofwaardigheid en zwaarwegendheid), at: <http://goo.gl/mrQA7> (in Dutch).

Aliens Act Implementation Guidelines 2000 (Vc 2000) – Ministry of Justice, Netherlands.

Aliens Act Implementation Guidelines (2010) Vc 2000, as amended by Decree of the Minister of Justice of 24 June, WBV 2010/10, at: <http://goo.gl/UzoDZ> (in Dutch).

Sweden

Swedish Migration Board (Migrationsverket)

Guidelines for Investigation and Evaluation of Asylum Cases in Which Persecution Based on Given Sexual Orientations is Cited as a Ground, 28 January 2002, at: <http://goo.gl/iu5Yj>

Gender-Based Persecution: Guidelines for Investigation and Evaluation of the Needs of Women for Protection, 28 March 2001, at: <http://goo.gl/hw70T>

United Kingdom

UKBA, Asylum Instructions

Conducting the Asylum Interview, March 2012, at: <http://goo.gl/qh4y6>

Considering the Protection (Asylum) Claim and Assessing Credibility, July 2010, at: <http://goo.gl/6eZPF> (links to 2012 updated version).

Considering Asylum Claims and Assessing Credibility, February 2012, at: <http://goo.gl/5CosW>

Gender Identity issues in the Asylum Claim, v. 1.0, 08 June 2011, at: <http://goo.gl/FMDUi>

Guidance for the Competent Authorities for Cases of Potential Trafficking, 13 October 2010, at: <http://goo.gl/NXqpt>

Guidelines: Gender Issues in the Asylum Claim, September 2010, at: <http://goo.gl/LOLSE>

Language Analysis, February 2013, at: <http://goo.gl/B5deq>

Medical evidence (Non Medical Foundation Cases), November 2008, at: <http://goo.gl/2PkPm>

Sexual Orientation Issues in the Asylum Claim, June 2011, at: <http://goo.gl/XkVEf>

UKBA

Guidance on Further Submissions: What the UK Border Agency would Like to see from your Client's Further Submission, at: <http://goo.gl/9YuIs>

Guidelines on Sexual Orientation Issues in the Asylum Claim, October 2010, at: <http://goo.gl/mIW7Q>

Handling Claims Involving Allegations of Torture or Serious Harm: Interim Casework Instruction (Non Detained Pilot), 18 July 2011, at: <http://goo.gl/kKnDa>

Interviewing Protocol: Protocol Governing the Conduct of Substantive Interviews and the Role of Interviewing Officers, Representatives and their Interpreters, 5 December 2008, at: <http://goo.gl/x2Ogx>

The Independent Chief Inspector of UKBA: The Use of Country of Origin Information in Deciding Asylum Applications – A Thematic Inspection, October 2010–May 2011, at: <http://goo.gl/BCZLo>

United Kingdom: Home Office

Country of Origin Information Report – Iran, 31 August 2010, at: <http://goo.gl/ilgpo>

Country of Origin Information Report – Iran, 28 June 2011, at: <http://goo.gl/KGKju>

United Kingdom, Asylum and Immigration Tribunal/ Immigration Appellate Authority

Immigration Appellate Authority (UK): Asylum Gender Guidelines, 1 November 2000, at: <http://goo.gl/J3CIz>

United States

Refugee, Asylum and

International Operations Directorate (RAIO)

US Citizenship and

Immigration Services , *Asylum
Officer Basic Training
Modules*, (various documents),
at: <http://goo.gl/vJZ8E>

判例一覽

國際・地域判例

International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia

*Prosecutor v. Dragoljub
Kunarac, Radomir Kovac and
Zoran Vukovic*, (Trial
Judgment), IT-96-23-T and IT-
96-23/1-T, 22 February 2001,
at: <http://goo.gl/Guiux>

Prosecutor v. Kupreškić et al.
(Appeal Judgment), IT-95-16-
A, 23 October 2001,
at: <http://goo.gl/9fjZW>

Prosecutor v. Mucić et al., IT-
96-21-T, Decision on Zdravko
Mucić's Motion for the
Exclusion of Evidence, 2
September 1997,
at: <http://goo.gl/nnSyP>

Prosecutor v. Kupreškić et al.
(Trial Judgment), IT-95-16-T,
14 January 2000,
at: <http://goo.gl/KLqJ3>

Prosecutor v. Anto Furundzija
(Trial Judgment), IT-95-17/1-
T, 10 December 1998,
at: <http://goo.gl/Z8qWj>

International Criminal Tribunal for Rwanda

*Prosecutor v. Juvénal
Kajelijeli* *Prosecutor v. Alfred
Musema* (Judgment and

Sentence), ICTR-96-13-T, 27
January 2000,
at: <http://goo.gl/6s42T>
*Prosecutor v. Georges
Anderson Nderubumwe
Rutaganda* (Judgment and
Sentence), ICTR-96-3-T, 6
December 1999,
at: <http://goo.gl/42bMS>

*Prosecutor v. Jean-Paul
Akayesu* (Trial Judgment),
ICTR-96-4-T, 2 September
1998,
at: <http://goo.gl/f7Ppo>

Committee Against Torture

V.L. v. Switzerland,
CAT/C/37/D/262/2005, 20
November 2006,
at: <http://goo.gl/g5jJ5>

Iya v. Switzerland,
CAT/C/39/D/299/2006,
16 November 2007,
at: <http://goo.gl/kioc0>

E.V.I. v. Sweden,
CAT/C/38/D/296/2006, 2 May
2007,
at: <http://goo.gl/7drhx>

C.T. & K.M. v. Sweden,
CAT/C/37/D/279/2005, 17
November 2006,
at: <http://goo.gl/FW98F>

Karoui v. Sweden,

CAT/C/28/D/185/2001, 25
May 2002,
at: <http://goo.gl/pjZfu>

A.S. v. Sweden,
CAT/C/25/D/149/1999, 15
February 2001,
at: <http://goo.gl/prgzC>

Falcon Rios v. Canada,
CAT/C/33/D/133/1999,
17 December 2004,
at: <http://goo.gl/XDJx9>

Halil Haydin v. Sweden,
CAT/C/21/D/101/1997,
16 December 1998,
at: <http://goo.gl/eXvAE>

A v. Netherlands,
CAT/C/21/D/91/1997,
13 November 1998,
at: <http://goo.gl/e7tqN>

Tala v. Sweden,
CAT/C/17/D/43/1996,
15 November 1996,
at: <http://goo.gl/w8UeM>

Kisoki v. Sweden,
CAT/C/16/D/41/1996,
8 May 1996, at:
<http://goo.gl/VS57M>

Ismail Alan v. Switzerland,
CAT/C/16/D/21/1995, 8 May
1996,
at: <http://goo.gl/NusCJ>

(Judgment and Sentence),

ICTR-98-44A-T, 1 December 2003, at: <http://goo.gl/mLUES>

Prosecutor v. Alfred Musema (Appeal Judgement), ICTR-96-13-A, 16 November 2001, at: <http://goo.gl/V4Yxx>

A.K. v. Australia, CAT/C/32/D/148/1999, 11 May 2004, at: <http://goo.gl/cV5Ko>

Council of Europe: European Court of Human Rights

F.N. and Others v. Sweden, Application no. 28774/09 (Judgment), 18 December 2012, at: <http://goo.gl/BSiZx>

Singh and Others v. Belgium, Application no. 33210/11, (Judgment), 2 October 2012, at: <http://goo.gl/AmlV4> (only in French)

Hirsi Jamaa and Others v. Italy, Application no. 27765/09 (Judgment), 23 February 2012, at: <http://goo.gl/ssc0i>

Yoh-Ekale Mwanje c. Belgique, Requête no. 10486/10 (Arrêt), 20 décembre 2011, at: <http://goo.gl/hHMqs> (only in French)

Auad v. Bulgaria, Application no. 46390/10 (Judgment), 11 October 2011, at: <http://goo.gl/kjQRM>

M. and ors. v. Bulgaria, Application no. 41416/08 (Judgment), 26 July 2011, at: <http://goo.gl/7meIO>

M.S.S. v. Belgium and Greece, Application no. 30696/09 (Judgment), 21 January 2011,

at: <http://goo.gl/3YIW1>

A. v. the Netherlands, Application no. 4900/06 (Judgment), 20 July 2010, at: <http://goo.gl/AsfgW>

N. v. Sweden, Application no. 23505/09 (Judgment), 20 July 2010, at: <http://goo.gl/bsJUp>

R.C. v. Sweden, Application no. 41827/07 (Judgment), 9 March 2010, at: <http://goo.gl/QWjji>

E.N. v. Sweden, Application no. 15009/09 (Decision), 8 September 2009, at: <http://goo.gl/HF6ko0>

F.H. v. Sweden, Application no. 32621/06 (Judgment), 20 January 2009, at: <http://goo.gl/JCwRs>

NA v. The United Kingdom, Application no. 25904/07 (Judgment), 17 July 2008, at: <http://goo.gl/Lk7wC>

Saadi v. Italy, Application no. 37201/06 (Judgment), 28 February 2008, at: <http://goo.gl/jBDF9>

M. v. Sweden, Application no. 22556/05 (Final Decision), 6 September 2007, at: <http://goo.gl/9pc0Q>

Achmadov and Bagurova v. Sweden, Application no. 34081/05 (Decision), 10 July 2007, at: <http://goo.gl/rrgmw>
Salah Sheekh v. The Netherlands, Application no. 1948/04 (Judgment), 11 January 2007, at: <http://goo.gl/USFEj>

N. v. Finland, Application no. 38885/02 (Judgment), 26 July 2005, at: <http://goo.gl/TIAGB>

Nachova and Others v. Bulgaria, Applications no. 43577/98 and 43579/98 (Judgment), 6 July 2005, at: <http://goo.gl/1qk1z>

Said v. The Netherlands, Application no. 2345/02 (Judgment), 5 July 2005, at: <http://goo.gl/WNpFI>

Matsiukhina and Matsiukhin v. Sweden, Application no. 31260/04 (Final Decision), 21 June 2005, at: <http://goo.gl/mShI6>

Shamayev and Others v. Georgia and Russia, Application no. 36378/02 (Judgment), 12 April 2005, at: <http://goo.gl/npouA>

Jabari v. Turkey, Application no. 40035/98 (Judgment), 11 July 2000, at: <http://goo.gl/rJUip>

H.L.R. v. France, Application no. 24573/94 (Judgment), 29 April 1997, at: <http://goo.gl/8BOEH>

Chahal v. The United Kingdom, Application no. 70/1995/576/662 (Judgment), 15 November 1996, at: <http://goo.gl/LLUml>

Vilvarajah and Others v. The United Kingdom, Application no. 45/1990/236/302-306 (Judgment), 26 September 1991, at: <http://goo.gl/6LtVq>
Cruz Varas and Others v.

Sweden, Application no. 46/1990/237/307 (Judgment), 20 March 1991, at: <http://goo.gl/jsDYw>

**European Union:
Court of Justice for the
European Union**

M. M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General, C-277/11, 22 November 2012, at: <http://goo.gl/5kBmB>

M. v. Minister for Justice, Equality and Law Reform, Ireland, Attorney General (Opinion of Advocate General), C-277/11, 26 April 2012, at: <http://goo.gl/QiLX9>
Fulmen and Mahmoudian v.

Council, Joined Cases T-439/10 and T-440/10, 21 March 2012, at: <http://goo.gl/t8mpJ>

France v. People's Mojahedin Organization of Iran, C-27/09 P, 21 December 2011, at: <http://goo.gl/vSQjn>

Brahim Samba Diouf v. Ministre du Travail, de l'Emploi et de l'Immigration, C-69/10, 28 July 2011, at: <http://goo.gl/TG7sE>

Sopropé - Organizações de Calcado Lda v Fazenda Publica, C-349/07, 18 December 2008, at: <http://goo.gl/rvqoQ>

Panayotova and others v. Minister voor Vreemdelingenzaken en Integratie, C-327/02, 16 November 2004, at: <http://goo.gl/ckHtX>

Unión de Pequeños Agricultores v. Council, C-50/00, 25 July 2002, at: <http://goo.gl/NVkgF>

Krombach v. Bamberški, C-7/98, 28 March 2000, at: <http://goo.gl/K9i9d>

Transocean Marine Paint Association v. Commission, C-17/74, 23 October 1974, at: <http://goo.gl/Q7nmo>

各国の国内判例

**Australia
High Court of Australia**

Abebe v Commonwealth (1999) HCA 14, 197 CLR 510 (14 Apr 1999), at: <http://goo.gl/Memp2>

MIEA v Guo Wei Rong (1997) HCA 22, 191 CLR 559 (13 June 1997), at: <http://goo.gl/Yxggt>

MIEA v Wu Shan Liang (1996) HCA 6, 185 CLR 259 (27 May 1996), at: <http://goo.gl/FXfTK>

Chan Yee Kin v MIEA (1989) HCA 62, 169 CLR 379

(9 December 1989), at: <http://goo.gl/9o9FY>

Federal court of Australia

Jegatheeswaran v MIMA (2001) FCA 865 (9 July 2001), at: <http://goo.gl/aJ7OV>
W148/00A v MIMA

VHAU of 2002 v MIMIA (2003) FCA 376 (2 May 2003), at: <http://goo.gl/po3Cs>

Rajalingam v MIMA (1999) FCA 719 (3 June 1999), at: <http://goo.gl/A8Jia>

Yao-Jing Li v MIMA (1997) 74 FCR 275, 288 (24 April 1997),

at: <http://goo.gl/Bj7LO>

Austria

**Higher Administrative
Court
(Verwaltungsgerichtshof)**

A. M. v. Federal Asylum Review Board, 2005/01/0080, 28.06.2005, at: <http://goo.gl/GkfTg>

M. v. Federal Asylum Review Board, 2001/20/0006, 30.09.2004, at: <http://goo.gl/r1G4t>

S. v. Federal Asylum Review Board, 2000/20/0269,

26.11.2003,
at: <http://goo.gl/Cjhui>

S v. Federal Asylum Review Board, 2001/01/0169, 25.03.2003,
at: <http://goo.gl/orOQG>

Belgium

Belgian Council of State
Council of State 219.313,
10.05.2012,
at: <http://goo.gl/KZtMa>

Council of State 190.508,
16.02.2009,
at: <http://goo.gl/ygwNB>

Council of State 186.868,
07.10.2008,
at: <http://goo.gl/j4Uzq>

Council of State 164.792,
16.11.2006. Not available
online.

Council of State 163.124,
04.10.2006. Not available
online.

Council of State 144.744,
20.05.2005,
at: <http://goo.gl/8HdFX>

Council of State 139.515,
19.01.2005,
at: <http://goo.gl/DfVpm>

CCE/RVV (Conseil du Contentieux des Etrangers/ Raad voor Vreemdelingenbetwisting)

CCE/RVV 82.241,
31.05.2012,
at: <http://goo.gl/kPxuV>
CCE/RVV 82.066,

31.05.2012,
at: <http://goo.gl/REtNI>
CCE/RVV 81.999,
30.05.2012,
at: <http://goo.gl/fuPel>
CCE/RVV 81.766,
25.05.2012,
at: <http://goo.gl/SzmtG>
CCE/RVV 80.327,
26.04.2012,
at: <http://goo.gl/adH2H>
CCE/RVV 75.313,
16.02.2012,
at: <http://goo.gl/UbU9N>
CCE/RVV 74.347,
31.01.2012,
at: <http://goo.gl/bRR2p>
CCE/RVV 73.834,
24.01.2012,
at: <http://goo.gl/JZZDE>
CCE/RVV 73.798,
23.01.2012,
at: <http://goo.gl/WIUnh>
CCE/RRV 72.597,
23.12.2011,
at: <http://goo.gl/f9ATx>
CCE/RVV 70.439,
22.11.2011,
at: <http://goo.gl/7ZKLN>
CCE/RRV 69.519,
28.10.2011,
at: <http://goo.gl/v1Mj4>
CCE/RVV 69.017,
21.10.2011,
at: <http://goo.gl/6U66i>
CCE/RVV 67.749,
30.09.2011,
at: <http://goo.gl/dLYcs>
CCE/RVV 66.223,
05.09.2011,
at: <http://goo.gl/tS3VU>
CCE/RVV 66.037,
01.09.2011,
at: <http://goo.gl/8AtML>
CCE/RRV 65.541,

11.08.2011,
at: <http://goo.gl/OWKq3>
CCE/RRV 64.539,
08.07.2011,
at: <http://goo.gl/IB1rm>
CCE/RRV 63.756,
24.06.2011,
at: <http://goo.gl/aCfJi>
CCE/RRV 61.581,
16.05.2011,
at: <http://goo.gl/kSQpO>
CCE/RRV 60.434,
28.04.2011,
at: <http://goo.gl/WLGah>
CCE/RVV 54.933,
26.01.2011,
at: <http://goo.gl/9AGuv>
CCE/RRV 22.422,
30.01.2009.
Not available online.
CCE/RRV 15.335,
29.08.2008.
Not available online.

Bulgaria

Supreme Administrative Court of Bulgaria (Върховен административен съд)

*Sina Faham v. the head of
the State Agency for
Refugees*, 2866/2011, 17
May 2011,
at: <http://goo.gl/kEuiX> (full
text in Bulgarian) and at:
<http://goo.gl/wQL4O> (case
summary in English)

*Ali v. the head of the State
Agency for Refugees*,
14106/2009, 10 June 2010,
at: <http://goo.gl/SzyLX> (full
text in Bulgarian) and at:
<http://goo.gl/Vdcte> (case
summary in English)

A. v. the head of the State

Agency for Refugees,
11774/2007, 30 June 2008,
at: <http://goo.gl/ZZKTc> (full
text in Bulgarian) and at:
<http://goo.gl/ObbHc> (case
summary in English)

Canada

Supreme Court

*Chan v. Canada (Minister of
Employment and
Immigration)*, [1995] 3
S.C.R. 593, 19 October
1995, at: <http://goo.gl/M10bR>

Federal Court of Appeal

*Attakora v. Canada (Minister
of Employment and
Immigration)* [1989], 99
N.R. 168 (F.C.A.), 19 May
1989,
at: <http://goo.gl/lQID4>

Federal Court

*Sheikh v. Canada (Minister
of Citizenship and
Immigration)* [2000], IMM-
315-99, 25 April
2000, at: <http://goo.gl/oc2vs>

*Arumugam v. Canada
(Minister of Employment and
Immigration)* [1994], IMM-
1406-93, 20 January 1994,
at: <http://goo.gl/sSxZc>

Czech Republic

Supreme Administrative Court of the Czech Republic (Nejvyšší správní soud)

L. O. v. Ministry of Interior,
No. 5 Azs 40/2009-74, 28

July 2009, at:
<http://goo.gl/GrcIt>

*H. A. Š. v. Ministry of
Interior*, No. 5 Azs 28/2008-
68 13, March 2009,
at: <http://goo.gl/Hr7r4>

*S. N. v the Ministry of
Interior*, No. 5 Azs 66/2008-
70, 30 September 2008,
at: <http://goo.gl/OTrrP>

*V. H. H. v. Ministry of
Interior*, No. 5 Azs 24/2008-
48, 15 August 2008,
at: <http://goo.gl/nyD7v>

S. N. v. Ministry of Interior,
No. 6 Azs 235/2004–57, 21
December 2005,
at: <http://goo.gl/ftU8L>

Y. A. v. Ministry of Interior,
No. 6 Azs 50/2003-89 24
February 2004,
at: <http://goo.gl/CCXRf>

Ireland

Supreme Court

*Z v Minister for Justice,
Equality and Law Reform,
James Nicholson sitting as
the Appeals Authority,
Ireland, the Attorney
General*, IESC 14, 01 March
2002, at: <http://goo.gl/21tDA>

High Court of Ireland

*A. v Refugee Appeals
Tribunal & Zhuchkova v
Minister for Justice Equality
and Law Reform and the
Refugee Appeals Tribunal*,
High Court of Ireland,
2003/669JR; [2004] IEHC
414, (2005) 10ICLMD 73, 26
November 2004.

Not available online.

*R.K.S. v Refugee Appeals
Tribunal and Minister for
Justice Equality and Law
Reform*, [2004] IEHC 436, 9
July 2004,
at: <http://goo.gl/DtX5Z>

*Skender Memishi v The
Refugee Appeals Tribunal,
Rory McCabe*,

*The Minister for Justice,
Equality and Law Reform,
The Attorney- General, and
Ireland*, [2003] IEHC 65, 25
June 2003, at:
<http://goo.gl/mvRMF>

Italy

Corte Suprema di Cassazione

Corte Suprema di
Cassazione, Sezione Civile
VI, 10 gennaio 2013,
ordinanza n. 563/2013,
at: <http://goo.gl/85Mhe>

Lithuania

*A.Z. and A.V. v. Migration
Department, Vilnius
Regional Administrative
Court (Vilniaus apygardos
administracinis teismas),
Supreme Administrative
Court of Lithuania (Lietuvos
vyriausiasis administracinis
teismas)*, A822-959/2011,
28-05-2010, 05-05-2011,
at: <http://goo.gl/SEhmC>

The Netherlands

Cases available on www.migratieweb.nl and/or www.vluchtweb.nl which are not public websites and are only available for subscribers; all LJN numbers are available at www.rechtspraak.nl

Dutch Council of State

Council of State 14 June 2012, (201109920/1/V2); LJN: BW9121.

Ors, [2011] IEHC 147, 8 April 2011, at: <http://goo.gl/YOEmS>

K. v Refugee Appeals Tribunal, [2011] IEHC 125, 25 March 2011, at: <http://goo.gl/yY19z>

I.R. v Minister for Justice, Equality and Law Reform, the Refugee Appeals Tribunal, [2009] IEHC 353, 24 July 2009, at: <http://goo.gl/rh6XP>

Imafu v Minister for Justice, Equality and Law Reform and Others, [2005] IEHC 416, 9 December 2005, at: <http://goo.gl/wi6Ff>

Corte Suprema di Cassazione, Sezioni Unite Civili, 21 ottobre 2008, sentenza n. 27310, at: <http://goo.gl/vhrEA>

Tribunale di Napoli/

Tribunale di Torino

Tribunale di Napoli, Sezione Civile I bis, 2 febbraio 2011, *sentenza n. 30*, (Tribunal of Naples, judgment n. 30, 2 February 2011), at: <http://goo.gl/Oda7o>

Tribunale di Torino, 29 maggio 2009, *sentenza n. 177*, (Tribunal of Turin, 29 May 2009, judgment n. 177, 29 May 2009). Not available online.

Council of State 11 June 2012, (201108164/1/V1) JV2012/370; LJN: BW8603.

Council of State 24 May 2012, (201108433/1/V1).

Council of State 27 April 2012, (201109421) JV2012/310.

Council of State 18 April 2012 (201107278). Not published.

Council of State 7 March 2012, (201007907/1/V3) JV2012/184; LJN: BV9262.

Council of State 2 March 2012, (201103057/1).

Council of State 30 December 2011, (201100520). Not published.

Council of State 28 December 2011, (200105344/1)

Council of State 27 December 2011, (201108202/1/V4), published in *Jurisprudentie Vreemdelingenrecht* JV 2012/95; LJN: BV0404.

Council of State 8 September 2011, JV2011/431; LJN: BT1929.

Council of State 30 May

2011, (201011349/1); LJN: BQ7859.

Council of State 4 April 2011, (201008219/1/V1) JV 2011/245; LJN: BQ0748.

Council of State 23 February 2011, (201007021/1/V1).

Council of State 13 September 2010, (201003588) JV2010/410; LJN:BN7304.

Council of State 7 June 2010, (201002887).

Council of State 12 March 2010, (200909252).

Council of State 18 February 2010, (200907476).

Council of State 24 December 2009, (200906274). Not published.

Council of State 23 December 2009, (200907502); JV2010/68

Council of State 18 December 2009, (200901087) JV2010/65; LJN:BK8644.

Council of State, 23 May 2008, 200705074/1, JV2008/292

Council of State 25 March 2008, (200708599).

Council of State 7 August 2007, (200703619/1).

Council of State 15 March 2005, (200500388) JV 2005/185, and published in *Rechtspraak Vreemdelingenrecht* (RV) 2005/53.

Council of State 30 November 2004 (200405142/1); LJN:

AR8684.

Council of State 31 October 2003, JV 2004/11; LJN:AO2112.

Council of State 23 September 2003, (200302654) JV 2003/500; RV 2003, nr. 11 met not Bruin.

Council of State 27 January 2003, (AB2003,286), RV1974-2993.57, JV2003/103; LJN: AF5566.

Council of State 27 January 2003, (200206297).

Council of State 14 February 2003, (200300012/1); JV 2003/158.

Council of State 28 August 2002, JV 2002/355. Not available online.

Council of State 8 October 2002, (200204720/1) JV 2002/414.

District Court

District Court of Maastricht 21 March 2013, awb 13/5048. Not published.

District Court of Groningen 12 December 2011 (AWB 10/374), LJN: BU8360, JV2012/71.

District Court of Amsterdam 18 March 2010 (AWB 10/7932); LJN: BL9790.

District Court of the Hague, sitting in Amsterdam, 18 March 2010, (AWB 10/7932) LJN: BL9790.

District Court of the Hague 3 March 2003 (AWB 03/13656).

New Zealand

Court of Appeal, Wellington

Jiao v Refugee Status Appeals Authority and Attorney-General, CA167/02 [2003] NZAR 647, Hearing 21 July 2003, Judgment 31 July 2003, at: <http://goo.gl/5Tk0B>
Refugee Status Appeals Authority

Refugee Appeal No. 74665, No. 74665, 7 July 2004, at: <http://goo.gl/ja4Gk>

Slovenia

Supreme Court of the Republic of Slovenia (Vrhovno sodišče Republike Slovenije) I Up 500/2009, 16 December 2009, at: <http://goo.gl/2LnnZ> (in Slovenian)

I Up 375/2008, 28 July 2008, at: <http://goo.gl/5Sjzp> (in Slovenian)

Administrative Court (Upravno sodišče Republike Slovenije)

I Up 502/2010, 12 May 2010, at: <http://goo.gl/z8cD0>

Constitutional Court

Up-771/06 of 5.6.2006 and Up- 2195/06-14, 11 September 2007

Slovak Republic

Supreme Court of the Slovak Republic (Najvyšší súd Slovenskej republiky)

S. H. v. Migration Office of the Ministry of Interior of the Slovak Republic, 1Sža/56/2010, 13 July 2010, at: <http://goo.gl/pLBqa>

M. S. H. v. Migration Office of the Ministry of Interior of the Slovak Republic, 1 Sža 12/2010, 23 February 2010, at: <http://goo.gl/5Y13H>

F. C. v. Migration Office of the Ministry of Interior of the Slovak Republic, 1 Sža/12/2009, 26 May 2009, at: <http://goo.gl/4J0O6>

L. L. v. Migration Office of the Ministry of Interior of the Slovak Republic, 1 Sža 9/2007, 16 October 2007, at: EBabiaková, E Berthotyová, *Rozhodnutia Najvyššieho súdu Slovenskej republiky v azylových veciach*. Výber 17 rozhodnutí, Eurokodex, Bratislava 2008, ISBN 978-80-89636-25-4, p. 100.

Regional Courts

V. B. v. Migration Office of the Ministry of Interior of the Slovak Republic Regional Court in Košice (Krajský súd v Košiciach), 5 Sža 2/03, 18 September 2003. Not available online.

Spain

Supreme Court of Spain 5051/2006, 19 February

2010,
at: <http://goo.gl/JZ4tO>

Sweden

Swedish Migration
Court of Appeal
(Migrationsöverdomstolen),
UM 540-06, 2007-03-19,
at: <http://goo.gl/QdNXB>

The United Kingdom

Supreme Court

MA (Somalia) v Secretary of State for the Home Department, [2010] UKSC 49, 24 November 2010,
at: <http://goo.gl/0I9VN>

Court of Appeal (England and Wales)

R (on the application of AM) v Secretary of State for the Home Department, [2012] EWCA Civ 521, 26 April 2012,
at: <http://goo.gl/fit5p>

JT (Cameroon) v Secretary of State for the Home Department, [2008] EWCA Civ 878, 28 July 2008,
at: <http://goo.gl/hafMU>

GM (Eritrea) and Ors v Secretary of State for the Home Department, [2008] EWCA Civ 833, 17 July 2008,
at: <http://goo.gl/Tqwgk>

NT (Togo) v Secretary of State for the Home Department, [2007] EWCA Civ 1431, 09 November

2007,
at: <http://goo.gl/p2thH>

ST (Libya) v Secretary of State for the Home Department, [2007] EWCA Civ 24, 12 January 2007,
at: <http://goo.gl/MdY7i>

Y v Secretary of State for the Home Department, [2006] EWCA Civ 1223, 26 July 2006,
at: <http://goo.gl/j9nU0>

HK. v Secretary of State for the Home Department, [2006] EWCA Civ 1037 20 July 2006,
at: <http://goo.gl/zH2ty>

Mibanga v Secretary of State for the Home Department, [2005] EWCA Civ 367, 17 March 2005,
at: <http://goo.gl/C8a3U>

Gheisari v Secretary of State for the Home Department, [2004] EWCA Civ 1854, 16 December 2004,
at: <http://goo.gl/Uxxzn>

A. v Secretary of State for the Home Department, [2003] EWCA Civ 175, 21 January 2003, at: <http://goo.gl/a8vtG>

Karanakaran v Secretary of State for the Home Department, [2000] EWCA Civ. 11, 25 January 2000,
at: <http://goo.gl/mUCjj>

Horvath v Secretary of State for the Home Department, [1999] EWCA Civ 3026,
at: <http://goo.gl/vMtv2>

United Kingdom: High Court (England and Wales)

R (Bouattoura) v Immigration, [2004] EWHC 1873 (Admin), 20 July 2004,
at: <http://goo.gl/21erp>

United Kingdom: Immigration Appeal Tribunal

B (DR Congo), [2003] KIAT 00012, 12 June 2003, cited in M Symes, P Jorro, *Asylum Law and Practice*, Haywards Heath: Bloomsbury Professional, 2010 (second edition), p. 58.

XS (Kosovo, Adjudicator's conduct, psychiatric report) Serbia and Montenegro, [2005] UKIAT 00093, 26 April 2005,
at: <http://goo.gl/kdHLT>

MM (DRC - Plausibility) Democratic Republic of Congo v Secretary of State for the Home Department, [2005] UKIAT 00019, 27 January 2005,
at: <http://goo.gl/2TTkz>

HE (DRC - credibility and psychiatric reports) Democratic Republic of Congo, [2004] UKIAT 00321, 16 December 2004,
at: <http://goo.gl/LWP3w>

YL (Rely on SEF) China, [2004] UKIAT 00145, 8 June 2004,
at: <http://goo.gl/H85yP>

AA (Credibility, Totality of

evidence, Fair Trial) Sudan, [2004] UKIAT 00152, 3 June 2004,
at: <http://goo.gl/OX2Qo>

Horvath v Secretary of State for the Home Department, Appeal No. 17338, 28 September 1998,
at: <http://goo.gl/c3i5y>

Koyazia Kaja v Secretary of State for the Home Department, [1994] UKIAT 11038, 10 June 1994, at: <http://goo.gl/rrDMb>

United Kingdom: Upper tribunal (Immigration and Asylum Chamber)

AZ (Trafficked women) Thailand v Secretary of State for the Home Department, CG [2010], UKUT 118 (IAC), 8 April 2010, at: <http://goo.gl/eJ7qv>

United Kingdom: Asylum and Immigration Tribunal

SM (Section 8: Judge's process) Iran, [2005] UKAIT 00116, 5 July 2005,
at: <http://goo.gl/jo69e>

United Kingdom: House of Lords (Judicial Committee) R v Asfaw, [2008] UKHL 31, 21 May 2008,
at: <http://goo.gl/5dEk5>

Secretary of State for the Home Department (Respondent) v K (FC) (Appellant) and Fornah (FC) (Appellant) v Secretary of State for the Home Department (Respondent), [2006] UKHL 46, 18 October 2006,
at: <http://goo.gl/1hapC>

R v Secretary of State for the Home Department, Ex parte Sivakumar (FC), [2003] UKHL 14, 20 March 2003,
at: <http://goo.gl/WJqEW>

R (Bugdaycay) v Secretary of State for the Home Department [1987] AC 514,
at: <http://goo.gl/gUfW1>

United States of America

Court of Appeals

Todorovic v. US Attorney General, 621 F.3d 1318, 1325-1327, (11th Cir. 2010),
at: <http://goo.gl/lnrt1>

Razkane v. Holder, Attorney General, 562 F.3d 1283, 1288, (10th Cir. 2009),
at: <http://goo.gl/xRvFx>

Shahinaj v. Gonzales, 481 F.3d 1027, 1029, (8th Cir. 2007),
at: <http://goo.gl/XwtE8>

Djouma v. Gonzales, 429 F.3d 685, 687, (7th Cir. 2005),
at: <http://goo.gl/0wRSb>

Iao v. Gonzales, 400 F.3d 530, 534 (7th Cir. 2005),
at: <http://goo.gl/CKiBw>

Guan v. Gonzales, 432 F.3d 391, 396 (2nd Cir.2005),
at: <http://goo.gl/QekY1>

Amadou v. INS, 226 F.3d 724 (6th Cir. 2000),
at: <http://goo.gl/eYD1N>

Akinmade v. INS, 196 F. 3d 951, 955-56 (9th Cir. 1999),
at: <http://goo.gl/4GkGx>

US Federal Court

Zubeda v. Ashcroft, 333 F.3d 463, 476-77, (3rd Cir. 2003),
at: <http://goo.gl/rRzvz>

Immigration Court

Matter of X, United States Executive Office for Immigration Review (EOIR), 9 August 2011
at: <http://goo.gl/nLoQH>

略語一覧

APD	難民としての地位の付与及び取消しのための加盟国における手続きについての最低基準を定める 2005 年 12 月 1 日の欧州理事会指令 2005/85/EC (評価 手続指令) (Council Directive 2005/85/EC of 1 December 2005 establishing minimum standards on procedures in Member States for granting and withdrawing refugee status, or Assessment Procedures Directive)
CAT	国際連合・拷問禁止委員会 (United Nations Committee against Torture)
CCE/RVV	外国人法律訴訟評議会 (ベルギー) (Conseil du Contentieux des Étrangers / Raad voor Vreemdelingenbetwistingen - Council for Aliens Litigation (Belgium))
CEAS	欧州共通庇護制度 (Common European Asylum System)
CGRA / CGVS	難民・無国籍者弁務官事務所 (ベルギー) (Commissariat Général aux Réfugiés et aux Apatrides / Commissariaat-Generaal voor de Vluchtelingen en de Staatlozen - Office of the Commissioner General for Refugees and Stateless Persons (Belgium))
CJEU	欧州連合司法裁判所 (Court of Justice of the European Union)
COI	出身国情報 (Country of Origin Information)
DM	審査官 (Decision-Maker)
EAC	欧州庇護カリキュラム (European Asylum Curriculum)
EASO	欧州庇護支援事務所 (European Asylum Support Office)
ECHR	欧州人権条約 (European Convention on Human Rights)
ECtHR	欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights)
EU	欧州連合 (European Union)
EWCA	イングランド・ウェールズ控訴院 (England and Wales Court of Appeal)
ExCom	高等弁務官の活動に関する執行委員会 (Executive Committee of the High Commissioner's programme (UNHCR))
FEDASIL	連邦難民認定申請者受入れ機関 (ベルギー) (Federal agency for the reception of asylum seekers (Belgium))
FRA	欧州連合基本権機関 (European Union Fundamental Rights Agency)
HCA	オーストラリア高等裁判所 (High Court of Australia)
HHC	ハンガリー・ヘルシンキ委員会 (Hungarian Helsinki Committee)
IARLJ	難民法裁判官国際協会 (International Association of Refugee Law Judges)
ICTR	ルワンダ国際刑事裁判所 (International Criminal Tribunal for Rwanda)

ICTY	旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所 (International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia)
IEHC	アイルランド高等法院 (High Court of Ireland)
IND	帰化移民局 (オランダ) (Immigration and Naturalisation Service (Netherlands))
LGBTI	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスセクシュアル及びインターセックス (Lesbian, Gay, Bi-sexual, Trans-sexual and Intersex)
OE/DV	外国人局 (ベルギー) (Office des Etrangers/ Dienst Vreemdelingenzaken (Belgium))
QD	第三国又は無国籍者の、難民又は他の方法による国際保護を必要とする者としての認定及び地位並びに与えられる保護の内容についての最低基準に関する 2004 年 4 月 29 日の理事会指令 2004/83/EC (Council Directive 2004/83/EC of 29 April 2004 on minimum standards for the qualification and status of third country nationals or stateless persons as refugees or persons who otherwise need international protection and the contents of the protection granted)
QD (改訂)	第三国又は無国籍者が有する国際保護の受益者としての資格について、難民又は他の方法による国際保護を必要とする者の統一的地位について及び与えられる保護の内容についての基準に関する 2011 年 12 月 13 日の理事会指令 2011/95/EU (Council Directive 2011/95/EU of 13 December 2011 on standards for the qualification of third country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted)
RAIO	難民・庇護・国際業務部 (米国) (Refugee, Asylum and International Operations Directorate (USA))
SOGI	性的指向及び (又は) ジェンダー・アイデンティティ (Sexual Orientation and/or Gender Identity)
UKBA	英国国境庁 (United Kingdom Border Agency)
UKIAT	英国移民不服申立審判所 (United Kingdom Immigration Appeal Tribunal)
UKSC	英国最高裁判所 (United Kingdom Supreme Court)
UKUT	英国上位裁判所移民庇護部 (United Kingdom Upper Tribunal, Immigration and Asylum Chamber)
UNHCR	国際連合難民高等弁務官 (United Nations High Commissioner for Refugees)

BEYOND PROOF
- EU 庇護制度における信憑性評価 -

日本語版

2015年12月 初版

2018年6月 第2版

発行：UNHCR 駐日事務所

〒107-0062

東京都港区南青山 6-10-11 ウェスレーセンター

TEL : 03-3499-2011

FAX : 03-3499-2272

URL : <http://www.unhcr.org/jp/>

印刷：三共グラフィック株式会社

UNHCR

**PROTECTING
REFUGEES
REBUILDING
LIVES**

Donate now at: www.unhcr.org/donate



UNHCR Bureau for Europe
Rue van Eyck, 11b
1050 Brussels, Belgium



European Refugee
Fund of the European
Commission

